

日本獸醫學史

白井恒三郎著

復刻版

東京高等獸醫學校講師 紅白白井恒三郎著

日本獸醫學史

東京 文 永 堂 發行



文 永 堂

氏寄贈



「圖血經の馬」

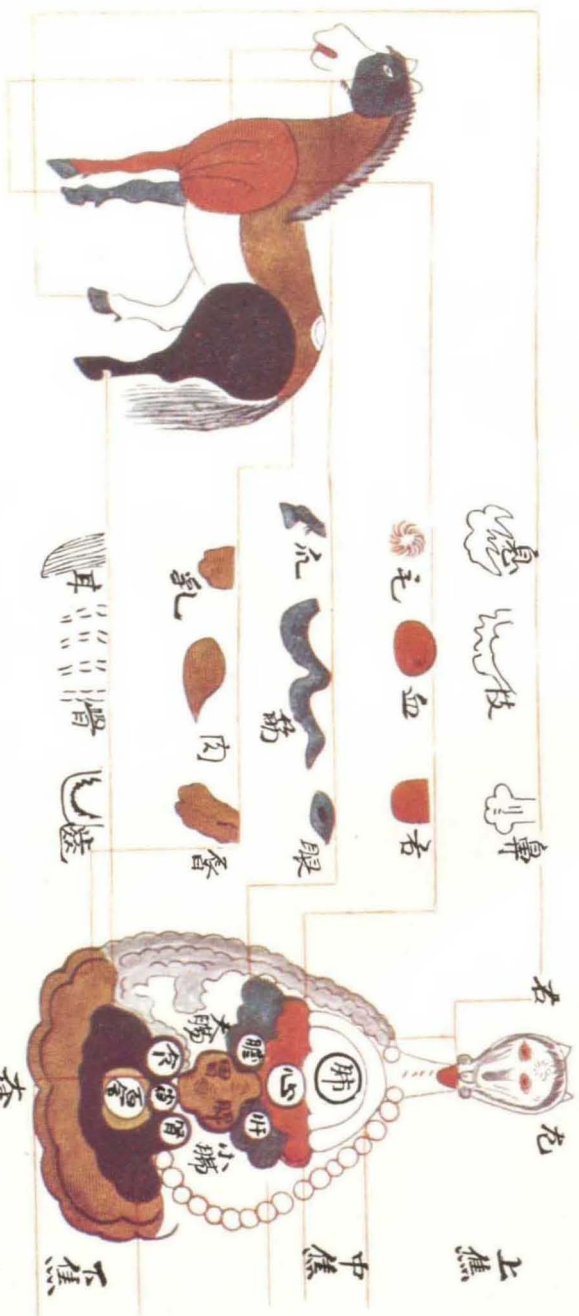


圖 臟 內 爾 見 に 「 の も 卷 書 馬 」

目次

A、古代より徳川末期篇

一、緒言	一	一一、「馬醫繪卷」	四一
二、神代期	三	一三、「國牛十圖」に見る相牛	四二
三、韓土、唐土の療法渡來期	七	一四、戰國時代以後の獸醫術	四四
四、韓土の馬匹及獸醫術の渡來	一〇	一五、韓土の牛醫方、馬醫方	四六
五、伯樂の起原	三	一六、歐洲植物の移植	五二
六、支那獸醫術の内容	五	一七、「本朝食鑑」とタチ病、炭疽	五七
七、獸醫に關する律令の始め	六	一八、「御隨身三上記」に見る療馬の苦心	五八
八、支那の馬醫書	八	一九、古代馬醫書	六一
九、平安朝時代と馬醫	一五	二〇、古書と馬醫關係記事	六一
一〇、醫心方と狂犬病	一六	二一、南北朝時代の馬醫	六三
		二二、島津義弘と馬醫術	六三

二三、「和漢三才圖繪」……………	一六四	二、初期の農學校……………	三三
二四、犬醫師……………	一五五	三、駒場野の開校……………	三四
二五、徳川家馬醫と洋方の開始……………	一七三	四、千葉野の開學……………	三七
二六、桑島流系圖……………	一七五	五、明治初期陸軍馬醫と蹄鐵術……………	五〇
二七、徳川吉宗時代と洋術の東漸……………	一七六	六、明治初年の牛疫……………	二五〇
二八、蹄鐵術の渡來と蹄衛生の記録……………	一八三	七、明治初年の獸疫……………	二七五
二九、古代の去勢と洋法の傳來……………	一八七	八、明治初年の食肉衛生……………	二七九
三〇、享保、寛保時代の狂犬病……………	一九〇	九、牛痘種苗の始め……………	二八〇
三一、慶應以前の獸疫流行……………	一九六	一〇、東京番人規則と遠式註違條例……………	二八一
三二、各藩馬醫の制度……………	二〇三	一一、明治初年の獸醫書……………	二八三
三三、幕末と馬醫……………	二〇八	一二、明治十―十五年代の獸醫界……………	二八七
		一三、明治十―十五年の家畜疾病……………	三〇一
		一四、明治初年緬羊の斃死……………	三〇八
		一五、明治初年の地方獸醫……………	三一
B、明治初期篇			
一、内藤新宿の農事試験場……………			
	二〇		

一六、明治初年の去勢……………三六

一七、明治十年以後の陸軍獸醫……………三八

一八、砲兵隊馬醫官職掌の區別……………三三

一九、明治十一年以後の法規……………三六

二〇、明治十年前後の獸醫關係書……………三三

C、明治中期篇

一、明治十六—二十年時代の獸醫界……………三五

二、大日本獸醫會の創立……………三七

三、地方獸醫養成所の續出……………三二

四、獸醫免許規則の發布……………三七

五、獸醫開業試験規則の制定……………三五

六、地方獸醫團の結成……………三〇

七、中央衛生會の官制公布と地方衛生會……………三三

八、明治十五—二十年の獸醫書……………三七

九、明治十六—二十年の家畜疾病……………三六

一〇、明治十九年獸類傳染病豫防規則の制定……………三六

一一、明治十六—二十年の法規……………四〇

一二、明治二十一—三十年時代の獸醫界……………四五

一三、明治二十二年東京獸醫講習所の新設……………四六

一四、第二次地方獸醫養成機關の續出……………四七

一五、地方獸醫團の續出……………四〇

一六、明治二十一—二十二年頃の新刊書籍……………四三

一七、賣肉取締規則の發布其他……………四三

一八、明治二十四年兵庫縣獸醫蹄鐵工組合の成立……………四三

一九、明治二十一—二十三年新刊書内容……………四七

二〇、法規の制定其他……………四九

二一、明治二十一—二十九年の家畜疾病…………… 四三

二二、傳染性貧血馬の初發…………… 四四

二三、顆粒性皮炎の學說發表の最初…………… 四五

二四、明治二十一—二十九年各種疾病の研究…………… 四六

二五、ツベルクリン試験の初め…………… 五三

二六、牛のインフルエンザの新發…………… 五四

二七、明治二十一—二十九年の家畜病追補…………… 五五

二八、獸疫調査機關の新設…………… 五六

二九、第二次内國獸醫公會…………… 五七

三〇、獸疫予防法の制定…………… 五一

三一、續明治二十一—二十九年時代獸醫界特に
日清戦争前後の狀況…………… 五六

三二、明治二十一—二十九年の獸醫書…………… 五七

三三、獸醫畜産雜誌の發刊…………… 五八

三四、外國獸疫又は牛疫の豫防問題起る…………… 五一

三五、日清戦争起る…………… 五二

D、明治末期篇

一、明治三十一—三十五年時代獸醫界…………… 五九

二、馬の改良と馬匹去勢法…………… 五五

三、柳澤銀藏著「去勢術」の出版…………… 五〇

四、梅野信吉の腺疫研究…………… 五一

五、獸疫研究室の活動と畜牛結核病予防講習…………… 五三

六、種牛牧場の創設と功力直道…………… 五四

七、地方獸醫界狀況…………… 五五

八、明治三十一—三十五年時代の獸疫…………… 五九〇

九、明治三十二—三十五年家畜病研究…………… 六〇六

一〇、法規の發布…………… 六〇八

一一、警察獸醫新設運動其他……………	六七	二五、明治三十六—四十年の獸醫書……………	六七
一二、明治三十一—三十五年の獸醫書……………	六八	二六、「産馬大鑑」の發刊……………	六八
一三、明治三十六—四十年時代獸醫界……………	六九	二七、明治四十一—四十五年時代獸醫界……………	六八〇
一四、日露戦争起る……………	六五	二八、明治四十一—四十五年時代の獸疫……………	六六七
一五、明治三十六—四十年一般獸醫學界……………	六六	二九、明治四十一—四十二年家畜病の研究……………	六六六
一六、明治三十六—四十年地方獸醫界狀況……………	六〇	三〇、明治四十三—四十五年家畜病の研究……………	六九七
一七、韓國の家畜衛生と牛疫……………	六四二	三一、傳染性貧血に對する調査内容……………	六九九
一八、畜牛結核と同豫防法問題……………	六四五	三二、明治四十一—四十五年獸醫事一束……………	七〇八
一九、畜牛結核病豫防法と反對運動……………	六四九	三三、明治四十一—四十五年獸醫書……………	七〇
二〇、明治三十六—四十年時代の獸疫……………	六五一	附 記……………	七二六
二一、明治三十六—三十七年家畜疾病の研究……………	六六二		
二二、明治三十八—三十九年家畜疾病の研究……………	六六五		
二三、明治四十年家畜疾病の研究……………	六六九		
二四、明治三十六—四十年獸醫事一束……………	六七三		

日本獸醫學史

東京高等獸醫學校講師 紅白 白井 恒三郎

A 古代より徳川末期篇

一、緒言

我國の創生期は蒙昧渾沌として明かでない。只神話傳説の内にその一端を知るに過ぎぬのである。我國に人類の始めて存在したのは今を去る五千年前後であると云はれ、第一にエスキモー人種が來住したが、此の人種はアルタイ人系のもので、中央アジア地方に發祥し遊牧生活をしてゐたのである。それが北方から渡つて來て永住の地とし、魚撈を主として生活するに至つたのである。従つて此の遊牧時代に家畜治療の原始的方法が行はれたにしても、日本に渡つてからは、それは生活の變化と共に忘れられたものであらう。アイヌ人はその後には渡つて來たもので、その原住地は中央アジアである。而して同じくアルタイ系人種である。その他蒙古人、高麗民族等のアルタイ支流系のもものが來住した。

これから稍遅れてマレイ民族が來住したとも云ふ。これらの民族は後に融和して大和民族を結成したのである。

扱て、獸醫乃至獸醫學の濫觴は遠く古代にあり、人間が獸畜を有し、その色々な目的に供用する限りは動物の健康に注意し、發病したものは何等かの方法によつて治癒させやうと試みることは當然で、而して古代に於ては遊牧時代たると然らざるとを問はず人間と動物、殊に家畜化された動物とは密接な關係があつたので、治療の手法は人畜を問はず原始的ではあるが行はれたと思はれる。故に獸醫學及び人醫學はその起原を均ふすると云つて良からう。

次に日本に於ける最古の醫療に就ては全く知る由もない。只神話について多少暗示を得るに過ぎないが、今、我國神話傳説を繙くに、天地開闢の初、神あつて天之御中主神と曰ひ、或は高皇產靈神、或は神皇產靈神と三神が次ぎ／＼に出られて造化の神としての重い任務に就かれ、天地成るや伊弉諾神、伊弉冉神が出られて大八洲國及び萬物を生成され、又、天照大神、月夜見神、素戔嗚神を生み、素戔嗚神は大國主神をその妃との間に擧げられたのである。而して天照大神は芦原の中國に保食神が居ることを聞かれ、月夜見尊をして同神を訪はせられる。此時保食神は口から飯、鯖、廣、鯖、狭、毛、鹿、毛、柔を出して饗應した、即ち山海の珍味を備へたわけである。又、天照大神が天熊大人を遣して芦原中國の産物を調査させたところ、牛、馬、粟、稗、稻、麥、大豆、小豆等のあつたことが記録されてゐる。

これによつて見るに、既に此時代に牛・馬が居つたことは明かであるから治療の術も多少は行はれた事を想像し得る。アイヒバウム（獨逸ギーセン大學獸醫學部員外教授）は「獸醫學の第一眼跡は古代に於て耕作及び牧畜に従

事した人民に於て見るに、先づ醫藥を考案しその身に就てなした經驗によつて、或は病獸が自ら一草を求め又は之を食せないのを傍見して知つたものであるか確信し得ないが、當らずとも遠からざるものと思ふ。」と云つてゐる。恐らく洋の東西を問はず、その治療手技の起原は同様であらう。以下神代に於ける治療の一斑を窺ふことゝしやう。(1)(2)(3)(4)(5)

參考文獻

- (1) 石井 櫻 樹 大日本創生史
 (2) 堀田 璋 左右 日本史講座古代史
 (3) アイヒバウム 獸醫學史提要
 (4) 太田 武 和 皇朝史略 明治二十年版
 (5) 趣味の飲食物資料研究會 趣味の飲食物史料 昭和七年版

二、神代期

大國主命オホナムチノミコトは一名を大已貴神オホナムチノカミ、大已貴命オホナムチノミコトと云はれたが、別に大穴牟遲神オホアナムチノカミ(古事記による)、葦原色許男命アシハラノイロコノヲメノミコト、八千矛ヤチホコノ神カミ、顯國玉命ウツシタマノミコト、大國玉命等とも稱された。而して「日本書記」によると次のやうに記されてある。

『夫大已貴命オホナムチノミコト與カニ少彥名命オホナムチノミコト、戮カレ力カ一カ心經ココロノミヤコト營天下オホナムチノミコト、復また爲なニ顯見蒼生ウツシタマノミコト及また畜產ウツシタマノミコト、則定すなはニ其療ウツシタマノミコト、病之方ウツシタマノミコト』

又、兩神は酒の釀法を改修され、此の酒は一部藥物として用ひられた、このことは當時既に行はれてゐた療病の方法を集め、醫療の術を普及或は樹立したまでと、これを醫術の始祖とか開祖と云ふのは多少誤つた見方である。

只醫療の法を樹立した所から始祖と云ふまで、その以前にも既に多少の醫療法は存在してゐたわけである。

大國主命と少彥名命は、天照大神の御命令で國土を經營された神である。而して凡そ天下の災害となることは悉く禳ひ除き人民養育の道を始定されたのであつて、その中に醫藥禁厭の事なども含まれてゐたのであつた。故に一技一藝の始祖など、偏稱することは此の點から云つても寧ろ誤つてゐると思はれる。(1)(2)(3)

扱て大國主命について古くから傳へられる稻羽いなばの素戔しろうさぎの說話は同神が獸醫術を始めて施されたと云はれる一つの事實談であるが、その大要は次の如く傳へられてゐるのである。

大國主神の兄弟は八十神やそかみあり、共に稻羽の八上比賣やかみひめを婚よははむとして行かれた。此の時に大國主神は帑ふくろを負ひ從者として同行されたのである。そして氣多きたの前さき(氣多崎即ち因幡國氣多郡の海岸)に到つた時、そこに、皮を剥がれた兎が伏してゐた。素戔、即ち白兎であつたが、八十神はこれを見られて、兎に云はれるには、『汝、此海鹽うしほを浴み、風の吹くに當りて高山の尾山の上に伏してゐよ。』と。

依て兎はその通りにしたが、潮の乾くにつれて身の皮が風に吹きさらされ痛み甚しく、泣いてゐた。丁度遅れて通り合せた大國主命が、その狀を見られて故を問ふに、

『僕、淤岐島あきしまにあつて此地に渡りたく思つたが渡らん因と無く海うみの和邇わに(菰)を欺たぶらきて云ひつくり、その和邇共の上を踏んで渡り來て、今地に下りんとするとき、汝は我に欺かれたと言ふた、め端はしにゐた和邇に捕とらへられて衣服を剥がれた、そこへ八十神が來られて教へられたので、そのやうにしてゐたが痛むので泣いてゐたのである。』

と物語つた。神は兎に教へて云ふに、

『今、悉く此水門に往き、汝が身を洗ひ、水門の蒲黄がまのはなを取つて敷きちらし、その上に輾轉するならば汝の皮膚は必ず癒えやう。』と。

つまり、水で身を洗ひ鹽氣を去つて更に蒲の穂を塗布したゝめ此の兎は治癒したのであつて、當時既に蒲が藥として用いられてゐたわけである。

獸醫術の源と云はれる實例は以上の如くである、これによつて吾々としては大國主命を以て吾等の獸醫學術の始祖として仰ぐ所以である。但しかく偏稱することの不當とされる理由は前述した通りである。(1)(2)(3)(4)當時、嘗試親驗した得意の藥物は僅かに三七品よりなかつたが、それは概ね草根木皮であつた。即ち次の如くである。

也末比良々岐やまひららぎ (黄芩)

於保世利おほせり (當歸)

惠比也須えひやす (芍藥)

阿里乃比不紀ありのひふき (桔梗)

久良々くらら (苦參)

佐保比女さほひめ (地黄)

加太保曾かたほそ (半夏)

於計良おけり (木)

奈流波自加美なるはじかみ (蜀椒)

麻都保度まつほと (茯苓)

紀波太きはた (黄蘗)

也末加々美やまかがみ (白蘞)

伊斯阿夜女いしあやめ (石菖蒲)

佐禰乃美さねのみ (五味子)

也末久佐やまくさ (黃連)

比流牟之呂ひるむしよ (蛇床子)

於保波古おほはこ (車前子)

禰奈子ねなし (菟絲子)

比流毛 (輕藻草)

伊保奴支 (商陸)

久末乃伊邇古多 (人蔘)

袁美那加豆良 (芍藥)

加良多智 (枳殼)

與呂比久佐 (白芷)

伊太知久佐 (連翹)

保止豆良 (百部根)

比良與毛岐 (茵陳)

美太賀良 (石斛) (石斛は神代、萬病に用ひたので一名少彦の藥と云ふ。)

伊 (熊胆) 一本に伊久佐 (藺) に作る。

比豆女 (猪蹄)

加良須安於岐 (射牛)

宇流紀 (夏枯草)

波自加美 (薑)

仁良久佐 (蕒)

(以上三七種) (2)

也波良久佐 (黃芪)

比紀乃比太伊 (細辛)

「上記抄譯」に『天照大神の御代越根別(こしねわけ)のしらかひに牛馬の牧を開く(中略)同御代陸羽より牛數十頭、北越より馬數十匹を進む(中略)當時賊徒を牧童に徴役し、或は諸國の百姓漫りに牛馬を殺すことを禁じ、或は兒屋八幡命外十六名に令して、病畜治療の法を定めしめ、楮漉立岩外七名を諸國に遣はして之を教授せしむ』とある。

此の越根別とは、若狭、越前、加賀、能登、越中、越後の總稱で、加賀國石川郡に白山あり、南方江沼郡に牛首あり、西方能登郡に牛取山あり、皆當時開牧の地であると云はれ、斯くして能登馬産の基礎が築かれてゐたのであるが、前記兒屋八幡命及び楮漉立岩は實に史實に現れた我國獸醫界の第二人者であると云ふことが出来る。

因に兒屋八幡命、楮瀧立岩命等の詔勅を受けたことは、當時往々牛馬の疾病があつて、百姓が甚しく難澁した爲であつた。而して各三年を経て之等の諸神はそれ／＼の成績を復命したのである。(2)

而して神代の終りには既に數百種の醫藥が用ひられたので、その中には家畜に應用されたものも少くなかつたことと思ふ。

因に「日本書記」(三十卷)は舍人親王及太安履奉勅撰養老四年版である。

參考文獻

(1) 富士川 游 日本醫學史綱要 (2) 郭 嘉四郎 皇國醫事沿革小史 明治十七年版

(3) 萬年 榎山 皇國醫系 文久元年 (4) 堀田 璋左右 日本史講座古代史

其他文中に記載す。

三、韓土、唐土の療法渡來期

1. 醫の四科

「類聚和名鈔」に『醫 和名久須之治^{くすし}病工也』とあつて、久須之の語は古くから行はれ、醫と云ふ語は新羅醫人の來朝と共に支那の稱呼の傳つたものである。そして支那では周の世に始めて醫の四科が確立し、疾醫、瘍醫、食醫、獸醫の名が明かになつたのである。即ち疾醫は後の内科醫であり、瘍醫は外科、食醫は衛生の法を攷究するも



の、獸醫は家畜の病を治するものである。(1)

韓土の醫が始めて我國に來たのは、第十九代允恭天皇の朝である。尤も孝靈天皇の頃、秦の徐福が仙藥を求めて我國に來た時、醫人も加つてゐたと云ふが、それは明かな記録を存しないようである。

「日本書記」允恭天皇(第一九代)三年の條に『遣使求良醫於新羅。秋八月醫至。自新羅。則令治天皇病。』
：厚賞醫以歸於國。』

我國に於ける治療の術が始め神祕的或は魔術的域を脱しなかつたが、此の韓土の醫が來朝してから、茲に韓醫方が興つたのであつて、勿論此の韓土の醫術は支那の影響を受けて居り、我國の醫術は間接に支那の教へを受けたと考へることが出来る。獸醫術も亦その軌を一にする。

(前頁の挿圖は「馬經大全、養集」にあり、馬師皇が帝に獸醫術を講ずる所である。)

2. 「薩摩風土記」に見る馬の斷筋術

人皇二〇代安康天皇三年即ち西曆では四五〇年代に當るが、「薩摩風土記」には、

『日下部連意美自知重罪。乘馬等切斷其筋。逐放之。亦持物鞍等盡燒廢之。』と、當時の記録に記してあるに見て、此頃既に馬の斷筋が行はれたと見るべきである。

參考文獻

(1) 樂庵居士 日本醫史第一輯

其他文中に記載す。

四、韓土の馬匹及獸醫術の渡來

1. 太子流

百濟阿王は直岐を遣し、第一五代應神天皇へ良馬二疋を貢し、その後、多數の馬が韓土より渡來した。しかし、韓土の獸醫術が我國に入つたのは人醫のそれよりも遅れ、第三三代推古天皇三年五月の頃である。

即ち高麗の僧惠慈が來朝し、聖德太子（厩戸皇子）の侍臣で橘猪弱と云ふものがあり、惠慈に就て療馬の法を學ぶことを命ぜられた。爾後歷世其法を傳へ、之を太子流と云ふ。（一）

聖德太子が獸醫學を學べたことについては、次の太子流系圖が傳へられてゐることを長尾博士が報ぜられたので、茲に轉載するものである。（五）

〔前文不明〕 定給フ三男ハ越國地關之町トシ出羽奥州ヨリ千疋之馬ヲ集メ布施ノ馬ヲソ上セケル、其後ニ用明ノ御位ヲ連子崇俊ニ譲リ崇俊ノ御位ヲ御妹推古天皇ニソ譲リ玉フ太子此三人之關白ナレハ天下ニ之ヲ無不奉仰然者布施ノ馬爲寶以勅詔馬市ト成ル事此所ヨリ始ル也、爰ニ布施ノ馬煩痛スル事不知其數 此義（儀？）太子ニ奏聞仕ケレハ太子二十三之御歲高麗ヨリ召サレシ慧慈ト云知（智？）識ニ問給惠（慧）ト惠何レガ本當（？）慈答曰漢（漢？）ナレハ馬醫ト云フ獸ヲ醫スル士アリトテ此道ヲ能ク太子ニ奉傳授太子此道ヲ學ヒ給ヒ猪助○○○施餓餓之奉行ニ傳給フ

太子ヨリ猪之助ノ猪ノ字ヲ取給ヒテ猪野ト御詔ラレケル、太子四十九歳ニテ薨シ玉フ其後推古之御位ヲ敏達之御孫舒明天皇ニ譲リ玉フ、舒明之御孫之皇極天皇〇〇〇鹿ノ臣太子御子孫ニ至ル迄三十五人害シケリ其時太子ニ近ク宮仕シケル侍身側名ヲ替ケル時猪野之野字ヲ屋ノ字ニ替テ家名トハ成ニケル雖然勅命ナル故ニ南都ニ一人江州小野ニ一人越後國地關ニ一人此三家ニハ〇〇其ヨリ代々雖傳來中ニモ嘉吉之此道滿ト云士太子御相傳之祕書〇安驥集ヲ學ヒ取其要ヲ子道祐ニ傳ヘ從道祐子次郎右衛門ニ傳ヘ其子藤兵衛ニ授從其藤右衛門ニ傳畢

右太子流家之系圖的傳今付與畢

慶安貳年（以下方左へ竝ベテ五氏ノ名、佐藤多入法眼、宗信、〇藤十良右衛門、信勝、〇村九郎兵衛尉ガアリ、最後行ヲ放シテ上方ニ極ノ字ガアル）』

而して、當時三韓と交通するや百般の文物が彼國より輸入され、醫方、獸醫術、馬匹等も同じく我國に入つたことは、上述の如くであるが、それは單に韓土の文物が入つたと云ふ意味でなく、實は支那の影響を受けてゐるものゝ輸入されたことを肯定すべきであると思ふ。従つて此の時代以後、支那馬醫術が我國に行はれるに至つたのであつて、支那獸醫術の古籍も亦輸入さるゝ機會を得たものと思はれる。(2)

尙、第二九代欽明天皇の御代に、その十四年六月、百濟より醫卜書、曆本、種々の藥物を輸入したが、これが藥物の我國に輸入された始めであり、それは獸醫術とも大いに關係の深い事項であらう。(3)

尙、又、第三三代推古天皇の御時、鍼灸の術が我國に輸入されたらうと説かれた田熊氏の説は賛成すべきものと

思はれる。(4)

參考文獻

- (1) 太子流系圖
- (2) 畜産界冀北號 (盛岡獸醫畜産會發行) 大正二年
- (3) 花野井有年 醫方正傳 嘉永五年版
- (4) 田熊秀 日本獸醫學史 (現代之獸醫界、第二九卷七號)
- (5) 長尾正徳 畜産と獸醫、第一〇卷、二八〇
昭和十八年

五、伯樂の起原

「續事始」に云ふ「黃帝ノ時有ニ馬師皇ト一者善ク醫レ馬通、ニ神明ニ自レ此馬醫始也。」

又「五雜俎」云フ「伯樂姓ハ陽善ク馭スレ馬而以知ニ其駿騫蓋レ伯樂者天星名主ニ典天馬ニ孫陽亦善レ馭故以爲レ名。」
韓文公送溫處士赴阿陽軍一序曰「伯樂一過冀北之野一而馬群遂空シ夫冀北馬多ニ於天下一伯樂雖ニ善知レ馬安ソ能ク遂空レ其群一邪。解レ之者曰。吾ガ所謂空ストハ非レ無レ馬也。無ニ良馬一也。」

伯樂知レ馬遇ニ其良ニ輒取レ之群無レ留レ良焉。苟モ無レ良雖レ謂レ無レ馬不レ爲ニ虛語一矣。伯樂姓孫名陽善相レ馬天上有ニ一星一名ニ伯樂一在天熊星之旁一人見ニ孫陽識レ馬因號レ之曰ニ伯樂。」

「韓文公雜文說」中に曰ク「世有ニ伯樂然後有ニ千里馬一馬常有而伯樂不ニ常有故雖レ有ニ名馬一祇辱ニ於奴隸人之手一餓ニ死於槽櫪之間一不下以ニ千里一稱上也。馬之千里者一食或盡ニ粟一石一食レ馬者不レ知ニ其能千里一而食也 是馬也 雖レ有ニ

千里能_レ食_レ不_レ飽力不_レ足才美不_レ外見且欲_下與_ニ常馬_ニ等不_レ可_レ得安_ヲ求_ニ其千里_ニ也。策_レ之不_レ以_ニ其道_ニ食_レ之不_レ能_レ盡_ニ其材_ニ鳴_レ之不_レ能_レ通_ニ其意_ニ執_レ策而臨_レ之曰天下無_ニ良馬_ニ嗚呼其真無_レ馬耶。其真不_レ識_レ馬耶。』

「莊子馬蹄扁」曰、「馬蹄可_レ以踐_ニ霜雪_ニ毛可_レ以禦_ニ風寒_ニ齧_レ草飲_レ水翹_レ足而陸此馬之真性也。雖_レ有_ニ義臺路寢_ニ無_レ所_レ用_レ之及_レ至_ニ伯樂_ニ曰、我善治_レ馬。』

以上の文獻を考へるに伯樂とは馬を相するの名人と云ふのが至當であるが、馬を相するの名人である上に馬を治する技術も巧みであつたものと思はれる。しかし馬を治する人では第一に馬師皇を推すべきで列仙傳などにも「馬師皇者黃帝馬師也。能醫_レ馬」とあり「新刻針醫參補馬經大全」(春夏秋冬の四冊よりなり國師、馬師問の編輯になる約四六倍判の堂々たる書物で出版書林は寶善堂である。)の帝馬師皇に問_ニ脉色_ニ論に「馬師皇者黃帝時明牧之聖師也。生而聰敏長而靈通能_レ相_ニ馬牛之形神_ニ診_ニ馬牛之脉息_ニ察_ニ五臟之虛實_ニ」と書かれてある。尙同書には伯樂明堂論に於て「秦穆公問_ニ於伯樂_ニ曰」として明堂火針其他を圖示し澤中、太史王良等の説を紹介してある。

「馬醫繪卷」には第一に伯樂を掲げ丙午日死すとあり、第二に醫王法樂(丁巳日死)續いて賴公(庚寅日死)東郡、天(庚寅日死)大汝、王良、幡盃、神農、越後丹介を掲げてある。

「馬術要覽」には、此間のこと極めて要を得て書かれてある。即ち師皇と伯樂との關係、醫と相馬との關係などが一目瞭然たるものがある。同書の醫馭の道に「醫馭の道は武士は猶更のこと、乗人として知らずして叶はざることなり。異國は董仲仙より御の道始まれり。此人始めの馬師たるゆへ之を馬師皇といへり。生れ乍らにして理に

さとく天を師として遂に馭の道を明かにせり。倭（ヤマト）大已貴命を以て祖とす。伯樂は孫陽のことなり、師鼻の流れを汲みて醫馭の道名譽の聖師なり。穆公其の馭を稱して伯樂將軍と云ふ。夫より以來馬を醫する人をさして伯樂とはいへりとぞ。近代は師傅なくして療治をなす人多し、義家公の醫馭の書も既戸皇子の醫綱本記を本として編めるものなり。』

蓋し此の書に依て見るならば伯樂亦立派な名醫であつた。従つて後に我國人が馬醫を以て伯樂と呼んだのも決して故なきに非ずである。

「和漢三才繪圖」曰「按今人以馬醫一號伯樂以下相三牛馬一知三駿驚一賣買上號博勞。」

「塵添瑤囊鈔」曰「馬藥師を伯樂といふ、何ぞ文字如何に伯樂と書く、是れ古人の名なり、昔漢朝の七雄戰國の時の馬を相する人也。故に日本にても馬醫師うまいしを伯樂と云ふ也。又、伯樂は元より星の名也、此星典三天馬二仍相馬者を伯樂と云ふ。俗に伯樂といふ和けて云ふ心にや又云誤る敷。近頃は小河の乗澄こそ無双の伯樂にて安驥と云ふ名書を作られける也。』

然るに此名譽ある伯樂も後人が博勞と誤り考へるやうになつた。

「合類節用集」に曰く「博勞の本字は伯樂なり。」「社會字彙」に曰く「案ずるにバクロウは伯樂の轉呼なるべし。

古は馬の病はバクロウの醫する所なりしが、今は獸醫と云ふものありて馬のみに限らず諸獸の病を療するを業とす。即ち博勞は伯樂の轉訛であるが、後には馬喰なる文字が用いられるに至つた。そして或は馬醫を伯樂と呼び、

又は牛馬商で馬醫を兼ねるものを伯樂と稱し、更に或は無鑑札の牛馬醫を伯樂と云ふに至つたのである。

所謂後世に云ふ伯樂とは佐藤清明氏の説を以てすると次の如くである。

『俗にバクロウと云ふ字義より察するに、昔は牛馬の賣買を業とする外に今日の所謂獸醫の資格をも多少兼有したるものゝ如し』と。

即ち伯樂とは後世に於て三稜針、蹄切庖丁、藥品として甘草、大黃末等極めて簡單なるものを以て治療した輩を指し、博勞とは牛馬の賣買をするものを云ふことゝなつたのである。(1)(2)

參考文獻

(1) 菅沼 寒洲 伯樂と獸醫に就て

(2) 佐藤 清明 日本家畜賣買法 明治廿五年

其他文中に記載す。

六、支那獸醫術の内容

前述の「馬經大全」は書物として相當價值あるもので、その夏集に於て馬の疾患七三項を擧げ、原因、療法を説き、その秋集に於ては寒傷論以下診脈賦まで一〇項を擧げてある。診脈賦に曰く『濟世之道莫大ニ於醫』一察病之功莫先ニ於脈。又、『論馬明堂針穴』に於て東溪の間に曲川が答へたことに就て書き次のように述べてある。『人有三百六十經絡馬有二百五十九道明堂』又、『論馬口色』の項では曲川の、舌、唇等の色澤に關する説を

載せてある。

支那で發刊された「元亨療馬集」(著者は喩本)、「繪圖元亨療牛馬駝集」(前者の新版)等も相當見るべきものであるが、之等の書籍に教へられた當時の我國の獸醫は所謂陰陽五行の説を信じ半ば迷信的であることは注意を要する點である。但し支那の獸醫術に關する書物も、必ずしも多く讀まれた譯でなく、寧ろ一子相傳の法が重要視されたことは古書を繙くものゝ感ずる所である。故に「馬術要覽」にも『唐土の書を以て深く醫療を爲さんと思はゞ馬經大全、穆公安驥、元亨療馬集、朝鮮馬經等をよく讀みて倭の水土を考へて療法をなすべし』と云はれてある。

參考文獻

文中に記載す。

七、獸醫に關する律令の始め

第三六代、孝徳天皇の即位元年に始めて年號を定めて大化と云ひ、又、隋、唐の制に倣つて法を立てたが、未だ律令を定めるまでに至らなかつた。

第三八代、天智天皇は六年に都を滋賀の大津宮に遷されたので此の御代を近江朝と云つた。そして律令十二卷を選定發布したので、後世これを近江令と云つたのである。本令は天武天皇の御時に修正し、更に第四二代、文武天皇の大寶二年(四年六月とも云ふ)に刑部親王、藤原不比等、伊余部馬養、粟田真人、下毛野古麻呂、伊伎博得、

坂合部唐、白猪大骨、黃文備、田邊百枝、道名、狹井尺麻呂等に命じ前年の制により律六卷、令拾一卷を選定せしめ完成發布された。これが即ち大寶令（大寶律令）である。

その中の「官位令」には大臣以下、書吏以上、一品以下、初位以上の官位相當を定め各名稱のみを列舉してあり、その従八位の條に按摩の師、馬醫師、典藥大屬なる字句がある。

又、職員令典藥寮中に『乳戸』なる字句がある。之は供御の牛乳を搾取する家で、御膝元には五十戸を有し、その長を乳の長上と云つた。同じく職員令には左右馬寮に馬醫各二人宛を置くことを定められた。

第二十三篇は厩牧令である。

これには牧にあつて牛馬を失した際、百日を給して探求せしめ限満ちて獲なければ當時の估價に準じて十分に懲戒し、又、非理に牛馬が死損した際は同じく懲戒する等のことを定め、或は老馬、病馬、失馬及放逸して持主の知れないものを處分し、又、馬の左臀部に烙印すると同時に蹄下面をも焼烙し、その強固性を増さしむるに努める等を規定してある。

その第三條に脂藥療病に關する條項があつて、曰く、

『左馬寮式云、馬藥毎季胡麻油一斗二升五合、椶椒油（ホソキノ）、（ホソキハ大）、猪脂三升二合五勺、硫黃一升六合、毎年依馬蹄料砥二顆並申官請受、但藤大四斤、干薑小十斤、奏請隨用盡請不_レ限年月」と、馬藥に就て記されてある。（4）

第四四代、元正天皇の養老三年六月に左右馬寮の馬醫をして笏を把らしめたことが記載され、又、聖武天皇天平三年十一月丁未に左右馬監、馬醫の仗を帶るものを考選し、及び武官解任のことに就て記載されてある。(1)(2)(3)第四五代、即ち奈良朝の頃、聖武天皇天平三年には、從來馬醫の任免黜陟は式部省の所管であつたのを、自今以後便宜上から兵部掌に於て之を行ふこととなつた。即ち「續日本紀」卷十一に曰く、

『十一月丁未太政官處分、武官醫師、使部及左右馬寮馬醫、帶仗者考選及武官解任者先例並屬式部於事不便、自今以後令兵部掌、但正身依舊在寮上下。』(4)

要するに我國獸醫の制度(職制)は此時代に始めて出來たことが知れるのである。

参考文献

- (1) 菅原道真等奉勅撰 續日本記四十卷 延暦十三年 (2) 富士川 游 皇國醫事年表 明治三十五年版
 (3) 堀田璋左右 日本史講座古代史 (4) 大友源九郎 古代獸醫書集錄(未發表)

八、支那の馬醫書

1. 「新刻參補馬經大全」

既に『伯樂の起原』で書いた如く本書は『春集、夏集、秋集、冬集』の四冊よりなる約四・六倍判の木版書で國

師馬師問が編輯し、書林寶善堂の梓行になるものである。

同書で述べてある記事の内、人物に關するものを先づ列舉し、次で疾病に關するものに付き記述を試みると次の如くである。

先づ『春集』の一、『帝、馬師皇に問ひ脉色を論ず』の條に於て見るに、馬師皇は黃帝の時の明牧の聖師で、馬牛の形神を相し、馬牛の脉息を診し五臟の虚實を察した名獸醫であつたが、此の馬師皇こそ支那獸醫の祖と云ふべ

く、又、黃帝は今から四千數百年前に、始めて支那に國を立てた人である。

『春集』の七、『伯樂が明堂を論ず』に於て、秦の穆公が伯樂に問ふに、

針刺の理由を以てしてゐるが、之も『伯樂の起原』で論じた如く、伯樂は馬を馭してその駿騫を知る所の名人であつた。又、秦の時代は即ち周が滅んだ後で紀元前二百餘年のことである。我國では御七代の朝であつた。



馬經大全の扉

大元延祐の間に晋寧府に趙澤中と云ふ獸醫が出てゐる。元は即ち成吉思汗の孫、忽必烈が世祖として立つ時である。又、周の時代には大史王良が居つた。

東溪、曲川等の名も同書に見えてゐる。

要するに本書の出版は元以後即ち我が朝としては第九六代、後醍醐天皇の御時（西曆一三一九—一三三六年）以後に該當するものと考へられる。

次に本書内容の解説に移らう。



察色圖

『脉色論』に於て、黄帝が、色の診察は四季同じきを問ふに、馬師皇は答へて云ふ、

色 同じではない。凡そ口中の色が鮮明光潤で桃色のやうなのは平であり、白は病、紅は和、黄は生、黒は危く、青は死ぬ色である。此の故に桃色は桃花の色である。春蠶金色は木が金に逢つて克せらる、紅色は陽火の色である。春陽和あれば病は無。黄色は脾土の色であつて肝病、脾に傳へ、木は水に頼つて滋ふ。黒色は腎水の色で三春色の黒きは五臟絶滅し危をつかさどる。春色は肝木の色で春關青紫は肝死、死をつかさどるのである」と。

2. 「馬經大全」に見る溷晴虫

又『渾晴虫論』に於て次の如く云つてゐる。渾は今日云ふところの溷である。此の時代から寄生虫に悩まされたと見るべきである。

『それ馬眼に渾晴虫を生ずることは放牧期を失し外、疫邪に感じ、之を目に注ぎ陰陽交混し變化して形をなしたもので、且つ夏末秋初に於てする。治方は獸を繩縛し、立正穩平し、左手に馬眼を開き、渾虫を辨別し白針尖長一分を出し心を用ひて右手に針を持し急針すること一分、虫は水に隨て即ち出るのである』

『相馬寶金歌』に次のやうに云ふ。遺傳の重要さは當時既に知れてゐた。

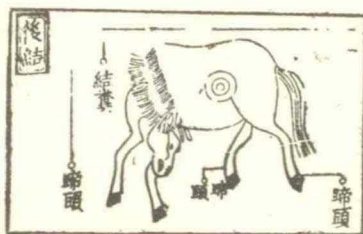
『馬を相するに先代の本を見ねば盲人が歩に任せて歩くやうでよくない。』

『馬患前結、中結、後結』は今日云ふ疝痛で、一に祕結と考へ之を前中後に別つたのであるが、その病狀の劇烈なるは何れも數百年以前と今日と變らぬ慘狀を呈してゐる。即ち

『前結は大腸の前面にて結するもので、過食急食に因し、肚腹脹痛し胸を咬みあがき不時に地に臥し足仰いで天に朝す。中結も同じく且つ又、鼻を開いて大息し、後結も同じく、且つ肚腹は飽脹し腹を顧み、頭を回し起ち又臥し、殊に後結では後軀を顧みるので、油を塗り肛門から挿手して糞を除き、之で治せねば打結丸を注ぐ、又蹄頭に針をして血を徹するのである。』

打結丸は馬の臍結を治すものである。即ち

方、續隨子四兩 郁李仁一兩 皂角半兩 瞿麥一兩 鼠糞四兩 榆白皮二兩 牽牛一兩 羌花二兩 醋



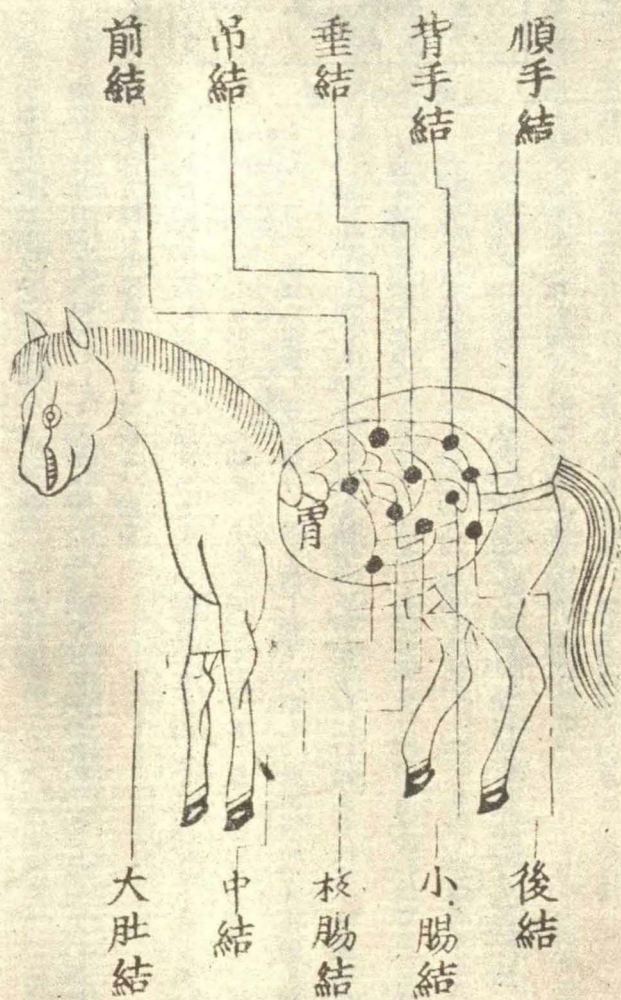
右を末とし大麥麵半斤を糊に打ち丸となし彈子大にして每一丸を用ひる。』

『馬患新駒爛瀉』は母乳中毒又は單純な下痢とも思はれるもので、即ち次の如く記されてゐる。

『新駒爛瀉は熱乳に傷はれる病で、母馬が暴れたり遠く走つて歸つたりして呼吸の荒い時、幼駒が飢に乗じてその乳を飲むと大下痢を起すもので、肚腹脹痛し糞を瀉すること漿の如く、地に臥して起たず、腹を顧み頭を回す。』

九

十結之圖



之に對し大馬には當歸散を、幼駒には烏梅散を用ひるのである。

當歸散は

方、當歸全荷葉 紅花炒 海蒂 芍藥 青皮 天花粉 連喬。

烏梅散は

方、烏梅^一 乾柿^半 黃連^二 姜黃^二 柯子肉^一

『馬患腸入陰』は今日の痙攣疝である。即ち次のやうに云ふ。

『腸が陰に入るのは極寒の症で、騎乗深水を渡つたり淋雨中に野放しにしたり、夜に霜の下に繋がれたりして、風寒に感じ陰冷に傷められ、五臓を傷ふによつて、吐腹疼痛し、地に臥し腰を蹲し起つて腹を顧みなどして疝痛の狀を呈するものである。師皇は之を五十四死病の一とした。』

『馬患宿水停臍』に於て濁水が空腸に止ると、之が臍に行つて停滯して體が瘦せて來ることを論じてゐる。
(前頁の十結の圖は「馬經大全」春集二二枚目にある、今日で云ふ便秘疝を詳説してある。)

3. 「馬經大全」に見る強直症

『馬患破傷風』は即ち強直症菌による疾患であるが、之について次のやうに當時は云つてゐた。

『破傷風は外感の風である。鞍轡で脊頭を腫らし、羶履で脊を打傷し、或は尾根を破つて、そこから賊風が虚に乗じて皮膚に入り、皮膚から内部へ傳へる。之によつて獸は渾身麻痺し眼急に驚狂し、四肢強硬で、口から涎を出

し耳は立ち、尾は直く、牙關緊して開かず水草を食へなくなる。

伯樂の曰く。凡そ馬が破傷風にかかり涎が少なければ治すべく、口緊くして涎が多ければ治し難い。脊腰の強硬なるものも醫し難い。

馬の破傷風は千金散で治すべく、それは次のものである。

方、蔓荊子、旋復花、白蠶蠶、何首烏、桑螵蛸、天南星、天麻、烏蛇、沙參、防耆、阿膠、川芎、羌活、蟬殼、細辛、乾蝎、升麻、霍香、獨活。』

皮膚の痒覺ある病氣は『肺風毛燥』と云ひ、『遍身黃』と云ひ、何れも肺熱に因すると云はれた。又角膜翳と考へられるものは肝熱が眼に傳はつたと考察してゐる。

『馬患肝熱傳眼』は目に白翳を生じ盲するものを云ひ、原因は料草過多で熱毒が心肺に入り疫氣が肝經に流れ肝が邪を受けて、それを眼に傳へるとしたものである。

『馬患侯骨脹』は三喉の症で幼駒小馬に發し、喉が腫れ鼻から膿を流し食物を嚥下し得なくなる。その原因は蓄養の調を失し草食騎乗急走する如きことが熱の心胸に積み之が咽喉に傳はるためと云つてゐるが、今日の腺疫ではないかとも推察される。

『馬患板腸結』は今日で云ふ過食疝又は風氣疝であらう。騎乗奔走直ちに乾料を大食し冷水を飲み、板腸の中半に之が積んで動かず肚腹脹痛し云々と云つてゐる。療法は直腸に挿手して糞を除くことが書かれてある。又、三江

大脉の血（前額部）を針し腹下を掃帚し續隨散を與へる。

續隨散は續隨子、膩粉、木通、鼠糞、牽牛、滑石。

右末となし毎服二兩、猪脂四兩熬化し灰湯一盞、苦酒一盞、湯熱して之を與へる。

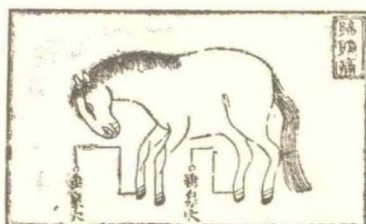
『馬患蹄頭痛』即ち蹄頭痛は蹄甲に敗血が凝るの症で多立少騎、久しく繋がれ血滲が蹄頭に重なるのが原因とされ、今日で云ふ蹄葉炎と見るべく、遂に四肢動き難く、尾を打ち頭を昂し蹠歩、行き難くなると書いてある。治法は蹄頭の血を針し垂泉穴を削り烏金膏を塗つて且つ蹄を烙す。烏金膏は次のものである。

方、紫礦、力青、黃蠟、人髮灰。

右を末とし溶して膏とし先づ利刀で硬蹄を削去し膏を塗り燒鐵を以て之を烙す。

「馬經大全秋集」に『趙澤中が、風は天地山川の氣と云ひ、善い風は和風だが、悪い風は賊風である』とて、その體に對しての影響を述べ『賊風は暗箭であるから須く之を避けねばならぬ』としてゐる。

同書の『察色の賦』には馬に四百四病あることが上古から流傳されてゐると述べてあるに見て、兎も角當時支那に於て馬醫の學問は或る程度進んでゐたと云ふことが出来る。



蹄頭痛の圖

4. 「馬經大全」に見る去勢法

「馬經大全秋集」の『論馬水火二驢』に於て、東溪が曲川に問ふて曰く。

東溪「余が驢馬の法を見るに烙筋と不烙筋とあるのは如何」

曲川「烙金は火驢で、不烙金は水驢である」

東溪「如何ぞこれを用ひるか」

曲川「氣體の弱いものは火驢に善く、氣體の壯なるは水驢に善い」

東溪「兩驢の法は何時始つたか」

曲川「昔黃帝が在位百年、朝内に一賢臣を出し姓は董、諱は仲先で通微眞人と號し、黃帝の側に侍した。或時馬が人を噬んだので帝は仲先に命じて之を制せしめた。仲先はその馬の形神を見、臟腑を察し玄元天術を用いてその膽汁を摘で馬を制した。然るに後に此馬は再び蹴る噬むの惡癖を發したので帝は再び眞人に制壓を命じた。茲に於て彼は既に行つて驢馬奇法を行ひ遂に馬を從順ならしめたのである。帝は大いに嘉賞して通微の號を以て之を封じ諸侯に昇進せしめた。此時に去勢が始まつたのである。」

東溪「その時に用ひた淨腎の法とは？」

曲川「淨腎即ち去勢は清明平穩の日を擇び平坦地に馬を縛倒して千金穴上に於て一鋒を割き腎子を挺出し其腎を

換へ板束に挟で、鐵器を火焼し清水で積血を洗淨し油鹽を少し穴内に傾入し放起せしめ、牽行して淨室に至らしめると三七にして全癒する、これ即ち火驢の法である。(腎子は畢丸の意)。

曲川「此法は流傳相繼で漢楚分争の時に至つたが、此時大元帥韓信將軍があつて、火驢では熱症を生じ軍に不利なところから、法を易へて火烙を去り、白筋二寸を截り血筋五寸を分ち(畢丸を割去の意)、瘡口を淨し油鹽少許を之に入れ朝夕牽行して治に至る、即ち之が韓元帥水驢の法である。」

(白井曰く、即ち有名な韓信は獸醫であつたと云つて良からう。)

東溪「淨腎の法は何ぞ驢と云ふや」

曲川「驢は善である、烈性を去つて淳性に化し、驚を化して良馬とする、即ち善からずや」

又、『論馬四百八病』には次の事が書いてある。

東溪「馬は四百四病と聞くに四百八病あるとは如何」

曲川「四つは即ち毛病である」

東溪「毛病とは如何」

曲川「口中に鐵を含むが一病、背上に鞍を置くが二病、鐙を垂れるが三病、人を騎乗させるが四病である。」と。
又、『論馬無膽』に於て『東溪曰く、余聞く馬に膽なし云々』と云つてゐる。



去勢の圖

又、『論馬卒死』に於て曲川が「馬の卒然として地に倒れて死ぬのは、心肺の絶で、心は一身の主宰、肺は五臟の腑、血は氣上に居し血氣之に従ひ、心は帝王、肺は丞相、心は血を司り肺は氣を司どる。」と云つてゐる。

「馬經大全冬集」には藥品殊に調劑藥品名を二百餘種列舉し遠志散、馬價丸、力青膏、防非湯等の名を附してある。藥品としては生姜、白芥子、大黃、芸薹子、甘草、當歸、芍藥、菖蒲、麻子仁、黃連、厚朴、車前子、滑石、川芎、薄荷、牛蒡子、茵陳、枇杷葉、玄參、升麻、巴豆、桔梗、烏賊魚骨、豬脂、牡蠣、天南星、杏仁、防風、肉桂、礪砂、山梔子、頭髮灰、麻黃、紫蘇子、肉豆蔻、陳皮、桂心、知母、人參、半夏、香附子、牽牛、青皮、乾葛、石膏、山藥、木通、牡丹皮、何首烏、厚朴、遠志、白芷、斑猫、茯苓、狗糞、乾蝎、甜瓜子、鼠糞、阿膠、酥油、貝母、地龍等を主として當時既に數へ切れぬほど多數の藥品が用ひられてゐた。

5. 「繪圖元亨療馬集」

前述『支那獸醫術の内容』に於て紹介した「繪圖元亨療馬集」(六卷)は清朝の乾隆元年即ち我朝で云ふと徳川初期に於て發行されたもので、著者は六安州喻本元である。本書には更に『牛駝經』を附してあるが、正しくは『圖像水黃牛經合併大全(卷上、下)及び駝經』からなつてゐるのである。發行は上海章福記書である。

本書の第一卷には『相良馬論』として次の如く論じてある。

「馬に駑馬と驥とある。善く相するものは即ち能くその類を別つ。冀北に馬多く伯樂が一度過ると遂に其馬群の

六安州喻本元著

元亨療馬集

附刊

上幸福記書局印

扉の「集馬療亨元」

空しくなるのは決して馬が無いのではない。即ち良馬が無いのである。」

即ち善く相馬の術を學ぶべきを冒頭に述べ、頭、眼、耳、鼻、口、形骨、蹄、超逸、壽天等に區分して相法の事を記載してある。

又、「上進銅馬表」に於て、

「それ天に龍の如きなく地に馬の如き無し、馬は甲兵の本、國の大用で、安甯則ち以て尊卑の序を別け、變あれば即ち以て遠近之難を救ふ。昔、騏

驥あり一日千里を行き、伯樂が之を見て昭然惑はず、近世、西河子輿あり又相法に明るい人であつたが、子輿は西河儀長等に之を傳へた。」と記してある。

又、『師皇五臟論、胡先生清濁五臟論、王良先師天地五臟論、造父八十一難經』其他を記してあるが、その多くは七言句即ち歌によつて判讀に便してあることは特筆すべきである。

本書の第二卷には『三十六起臥圖歌』があつて、各々馬の症狀を圖示してあるが、大體は「馬經大全」に類し、同じく師皇其他先人の所見を載せてある。其他『脈色論、伯樂明堂論、七十二症病形圖論歌治法』等を卷之三十一に載せてあるが、何れも亦「馬經大全」に類するものである。

「圖像水黄牛經合併大全」では、

「秦の時、牛高六尺、尾長く角を繞り四耳を生じてゐた」とか、或は「天興元年に牛が一犢を生んだところ、此

犢は一頭八足で、兩尾を有した』とか、『叔保が病んで死せんとした時大白牛を見て忽ち平癒した』とかと畸形牛の記載をなし、次で牛體の藥用につき次のやうな記述をしてある。

6. 「元亨療馬集」に見る牛體藥用

黄牛は味苦く氣平に小毒あり、水牛角は味苦く氣平、氣冷にして毒は無い。牛の骨髓は吐血、衄血を治し瀉痢に用ひて妙である。牛腎は腎を補ひ精を増す。牛齒は小兒によく、牛腦は風癇を卻け渴を止む。牛乳は味甘く氣微寒、毒なし。牛乳腐即ち乳餅は十二經脈を利し大小便を通じ、牛酥は味甘く、氣涼、牛酪は味甘酸、氣寒無毒。

右の様なことが書いてある。

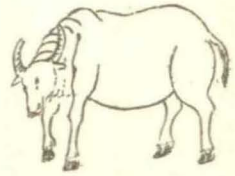
牛病に關する記載の中には、牛の出産不能のものに苜蓿子、車前子を用ひ、牛の咳嗽には食鹽、淡鼓汁、葱白等を小兒の小便一升に和して與へると書いてある。

7. 「元亨療馬集」に見る牛病と處方

病牛に關する記述では各病例を圖示し、且つ察病の上では先づ鼻を見ること、鼻端に汗のないのは命旦夕にあると云ひ、又、大凡牛耳がまだ濫かければ藥を用ふべく、冷なれば即ち死とまで力説してある。

牛の熱病に對し次の處方が記載してある。

鼻有汗乾牛圖



(鼻の端の乾いた牛)

方、粉草一兩 蒲黃炒一兩 黃芩一兩 天竹黃錢五 山梔子炒一兩 朴硝半兩 枇杷葉去皮不 右爲末、

灸
泉水調下。

又、青金丸は牛病殊に瀉、吐、熱を治すと云ふ、其の方は、

方、川鬱金、貫衆、白礬、雄黃、井泉石、縮砂仁、乾葛、滑石各半兩 藍根乾 小豆根一兩

粉甘草、石羔、荊芥、大黃、牽牛三分半、生子者 山梔子仁、木通、黃連以上各半兩

右爲末、糯米糊爲圓、如彈子大青黛爲衣、毎用五圓、燈心一把、水用二碗、煎灌之、立に効す。

特に瘴疫に對しては次の處方が行はれる。

方、石菖蒲、葛根、綠豆、淡竹葉、鬱金子、蒼木。

右各等分礮爛爲末、毎服一兩、芭蕉自然汁三升、蜂蜜二合、黃臘二錢調合して之を灌す。右によつて未だ解せねば再服し熱が極まれば大黃を加へ、鼻頭が無汗の際は麻黃を加へる。鼻口出血には蒲黃を加へる。又、十二月の兎頭を燒き水五升到和して與へると云ふ。

瀉血即ち腸出血を治するには、

方、桑白皮、蜀葵根、生葛。

右三味取汁一升灌下。

尿血即ち血尿に對しては、

方、川當歸、梨花。

右爲細末、以酒二升煎、取一升、候溫灌下。

「元亨療馬集」中の「圖像水黃牛經合併大全下卷」は七言句体を以て牛病を録し、之に處方を添へてある。その中から参考となるものを抄録して見よう。

8. 「元亨療馬集」に見る牛病詩

熱が小腸に入つて尿血多く、水草入らねば大糞結となり、日夜困眠し懶動身の狀を呈す、即ち草食の必要が力説されており、此發病に對しては當歸散が用ひられた。即ち、

方、沒藥、芍藥、茱萸、益智、芭戟、牛膝、秦朮、地骨皮、甘草、蓬羅戍。

右爲末、每服一兩、煎紅花湯下灌之、立に効す。

母牛が産後に冷熱和せざるため胎衣を止めて出なければ、醫は手に油を塗つて子宮に挿手し搔動忽ち之を下すことが必要である。又之には次の神聖散を用ひる。

方、穿山甲、大戟、滑石、海金沙。

右爲末每服半兩、水一升、猪油四兩、灰汁一盞、同熬汁を膏となし之を灌ぐも立るに有効である。

牛の破傷風は四肢が椽の如く拳が弓に似、兩眼白膜睛蔽膜、微々喘ぐに似て口は開き難くなる。之に對し天麻散

を用ひる。

方、天麻兩 黃榆兩 知母九半錢 蝎梢一兩 烏蛇一兩 半夏一兩 珠砂少
去青

右爲末每服一兩用好酒二升、煎、冷を見て之を灌ぐと即ち癒ゆ。

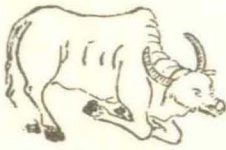
牛が蝨繁蟲を生じ漸々羸弱し羸瘦して柴に似て來ると、蟲は體內で追々災をなし内部寄生蟲としての害を逞ふす。之に對し青鹽散を用ふる。即ち、

方、青鹽二兩 雷丸、鉛粉、白礬二兩 百部、皂角、草果、金釵草、苦參、天仙子、五味子。

右爲末每服一兩鹽二兩水二升、同調之を灌ぐ。

9. 「元亨療馬集」に見る駝病

牛患蝨繁病圖

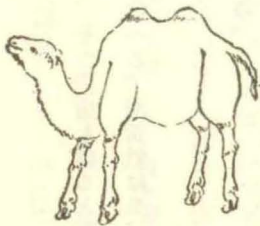


(牛病虫生寄)

通に對しては次の桑白皮散が用ひられる。

駝病の記録は牛病と共に本書を以て始めとすべく、之には四八種の病名を附して圖示してある。その内參考のため二、三を記すと次の如くである。『駝患弩絲蟲』は眼中の絲狀蟲を記録し、小便秘澁には紫金散を良しとしてある。又、大小便不

駝患弩絲蟲三十三

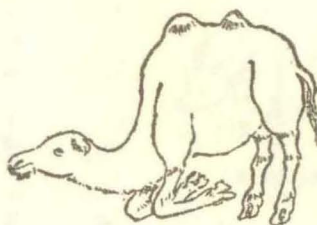


(圖病虫狀糸眼)

方、桑白皮五兩、川大黃四兩、芍藥二兩、滑石二兩、木通二兩、穿三甲一兩、甘草五兩。

右七件七味爲末漿水五升、油半斤、灰汁半斤を加へて之を灌ぐ。

駝患赤瘡病三十三



(圖の病瘡赤)

駝が赤瘡を全身に生じ歩行も不能になつた場合は、その赤瘡を破ると黄色液を流すが、之に對し多量に放血した後、消黃散を與へる。消黃散は又、肺病に良い。即ち、

方、黃藥子一兩、黃連一兩、黃藥半斤、川大黃二兩、蔚金二兩、甘草。

右六件六味爲末漿水二升、油二兩を加へ毎服一兩半宛灌ぐ。

『駝(駝)病症一十九不可治』とするものに『喫着苦酸水草、肺黃病熱發口

鼻白沫或は生變黑色、腹脹血脈、生産血聚胎衣不下、糞乾、血脈壅滯生腫、心

黃大小便不通、下喉生水黃至臆、陰黃生血、傷水口中沫水及糞孔中出、黑汗出風黃及眼、腦黃發眼赤、臟腑虛及嘔

糞出、麩黃及眼赤、眼赤發黃糞乾澁、腦熱及鼻乾、瀉下十日、苦泄或は灰汁に似るもの、駝二十里出血』等がある。

(以上漢文)

以上の書物は漢書乍ら我が國に輸入されて嘗ては少からず利用されたものであると思ふ。従つて後代我國の馬、牛に關する醫學進歩に多少の寄與をなしたと考へて良からう。

九、平安朝時代と馬醫

1. 平仲國の入唐

元明天皇の和銅三年より桓武天皇の延暦三年まで帝都を奈良に定められたので、之を奈良朝時代と云ふ。而して前述元正天皇、聖武天皇の御代に於ける記事以外は獸醫の方に見るべき記録がないが、更に下つて平安朝に至ると俄然重要人物の活躍に會することが出来る。

此の平安朝とは桓武天皇の延暦三年に帝都を山城に遷されてから文治二年、源賴朝が幕府を鎌倉に開いたまで凡そ四百年の間を云ふのである。

而して此の朝の始め、肥後の人硯山左近將監平仲國は入唐して、彼國元貞年間に大延なるものに就いて馬醫の業を受け歸朝後、その子の安國、眼心、弟子の生田備中守道義等に此の技を傳へ、門弟も數多加はりそれらは諸國に分在するに至つたのである。彼はその子の安國、眼心と都合親子三人の論を綴り仲國百問答と號して一書を著してゐる。(1)蓋し、獸醫書の日本に於ける始めであろう。

桓武天皇延暦十五年、牛馬の年齢を偽り若は疲勞せるものを納むるもの多きの故を以て國司に令して嚴重に年齢及飼育の調査を行はせた。

淳和天皇天長三年、諸國貢上馬、騎子、馬醫の數を定めた。之により從來馬醫二人であつたのを信濃、上野、甲斐、武藏等の國毎に一人となした。

陽成天皇天慶元年には馬醫師清内廣澤なるものが貢馬の員數を奏上した記事がある。(2)

2. 延喜式の馬醫關係律令

第六〇代、醍醐天皇の延喜年間に延喜式が發布された。その中官職の篇に馬療の官員に年酒を賜る所謂白馬の節會なるものがある。即ち「七日左右馬寮先屬、馬醫寮、別一人、左右近衛十四人、率白馬七匹一度、御殿前訖職司、於廳前儲酒肴饗之、其祿允各綿十屯、屬八屯、馬醫六屯、近衛四屯。」

毎年正月七日には馬寮の馬を以て近衛の兵士十四人で白馬七頭を曳き御殿の前を通る式がこれであり、式が済むと酒肴が出で、祿を賜つたのである。又、延喜式第四十八卷左右馬寮の篇には平野祭の條に於て每祭官人一人率馬醫供奉と記載されてゐる。又、同卷の馬の藥の條には「凡馬藥每季胡麻一斗二升五合、椶椒油六升二合五勺、猪脂三升六合五勺、硫黃一升六合」とある。それらの條文を少しく抄記して見やう。(4)

「凡細馬十疋。中馬五十疋。下馬二十疋。牛五頭。毎年四月十一日始飼青草。十月十一日以後飼乾草。(馬日二束半、牛二束、束別重十斤二兩)。其飼丁馬別一人。以衛士充。但刈青草并飼牛丁惣七十四人。并充仕丁。其飼秣者。冬細馬日米三升。大豆二升。中馬。下馬各米一升。大豆一升。牛米八合。夏細馬日米二升。中馬一升。

下馬及牛不須。(中略)

凡平野夏祭、擺飼馬四疋。(二疋赤、二疋白)。園。韓神祭二疋。(白)。禰人疋別馬部二人。每祭官一人率馬醫一供奉。其馬祭畢並還本寮。

凡賀茂二社祭走馬十二疋。馬別韃鞞料調布四尺二寸。表腹帶七尺。結額髮絲二兩。其使五位已上官一人。皇后宮走馬二疋。並寮遞供奉。又女騎料四疋。前祭一日經御覽。齊院女騎料八疋。屬馬醫。史生各一人。共預伴之。

凡大神社夏祭走馬十二疋。其使允一人。率馬醫、馬部供奉。

凡春日神春冬祭神馬四疋。走馬十二疋。其使五位以上官一人。率馬醫一人、馬部八人供奉。但馬部各青摺布衫一領。申官請受。事訖返上。

凡率川春冬祭神馬二疋。差馬醫一人令率貢。

凡大原野春冬祭神馬四疋。走馬十疋。其使允一人率馬醫一人、馬部八人供奉。

凡當宗、杜本、山科等社夏冬祭走馬十疋。其使屬一人率馬醫、騎士、馬部等供奉。(中略)

以上によつて上記神社の祭禮には神馬が出て之には必ず馬醫が馬部若干人を後に供奉したものと思はれる。又曰く。

『四月二十八日御盥駒式(覽駒)』

右當日早朝調ニ列擺飼御馬八十疋、國飼三十一疋、車駕幸ニ武德殿。登時官人率ニ御馬ニ自ニ便門ニ出至ニ於馬出埒下。寮頭以ニ御馬名奏ニ進ニ於御監。御監即執奏。而後左右寮頭左右分立ニ於御馬之前。允一人執簿進立ニ殿前。(中略)度畢登時寮官率ニ馬醫并ニ近衛兵衛官人等就ニ馬留埒西邊。點ニ定馬走品。寮屬一人執馬簿立ニ馬出埒西邊。每ニ馬出ニ奏。(中略)』

此時にも馬醫は近衛兵衛官人等と共に重要な位置に於てその任務を遂行したわけであつた。

『五月六日競馬並騎射式。』

右當日早朝鞍ニ細馬十疋。車駕幸ニ武德殿。登時寮頭以ニ御馬名簿進ニ於御監則傳奏。寮官率ニ近衛十人令騎ニ細馬。即以ニ次度。度畢頭已下從ニ殿後ニ至ニ於馬出埒下。左右近衛中將與ニ寮頭助ニ共令競走。左右寮允各一人。立ニ馬出埒左右側奏ニ馬名。(中略)内堅傳奏。左右近衛將監。左右馬寮允屬各一人。率ニ馬醫就ニ馬留標下。注ニ勝負丈尺。競走畢還ニ寮。近衛。兵衛官人。率ニ舍人等到來裝束。而騎ニ調馬陣列向ニ射場。騎射訖諸衛更亦騎ニ御馬供ニ奉雜戲。(下略)』

競ひ馬や騎射の御式に際しても、馬醫は颯爽として重要位置に出仕した狀況は誠に目に見る如くである。

保元平治の頃に於て馬蹄の堅硬を企るには如何にしてゐたかと云ふに、馬を石疊の既に入れ、或は河原に牽き入れ、葭を焚て蹄を焼き硬化することに依て磨滅を防いだと云ふような記録がある。(3)

(1) 本朝武林原始

(2) 本朝世紀

(3) 松原茂平 護 蹄

(4) 正宗敦夫 日本古典全集

一〇、「醫心方」と狂犬病

「醫心方」は丹波康賴が天元五年に著したもので、全部三十卷、主に隋の巢元方の病源候論に依つて説を立て、これに隋、唐方書百餘家の論を加へ醫に關する萬般の事項を網羅したもので(1)書中に狂犬病の症候、治療等に就ての記載があり、これが本邦狂犬病の記事の最初であるとされる。(2)但し、狂犬病に就ては書いてあるが、本病が日本に發生したかどうかに就ては此の本には記載がない。従つて平安朝時代に狂犬病があつたかどうかは不明であるけれども、韓土より犬が獻上された記録は「養鷹記」、「鷹書」、「日本書記」、「續日本記」、「日本逸史」、「續日本後記」等にも記載されて居り彼地には本病があつたと考へられるので、恐らく日本の狂犬病は此の時期、或は奈良朝の時代に既に發生してゐたのではないかと思はれる。支那では宋の政和年中勅選の聖濟總錄、明時代の著書等に狂犬病の記録があると云ふ。(2)但し、假りに本病が奈良、平安の朝にかけて發生したとしても少數で、世人の注意を喚起する迄には至らなかつたであらう。

參考文獻

(1) 富士川 游 日本醫學史綱要

(2) 鈴木 一郎 中央獸醫會雜誌第二七輯第二、四

一一、鎌倉時代以後の獸醫術

鎌倉時代には馬産の業大いに進み、毎年一回乃至二回は蹄下面の整理（削蹄）を行ふ風を生じ、馬匹の強堅に努めてゐたのであるが、當時、又、菊池東樹等も馬醫の術を考究し大に見るべきものがあつた。しかし、奈何せん兵亂相繼ぐや、此の道の眞の研究者も追々に絶え、只、馬の巧者が馬病治療を不完全乍ら行つて居り、斯くして伯樂なるものゝ勃興と眞正馬醫の寂寥を感ずるに至つたものと考へられる。

鎌倉時代に於て良觀上人（後に忍性菩薩と尊ばれた）は鎌倉に來て極樂寺の建築に努め、その建物には療病院、藥湯寮、癩病院、悲田院、馬病院等を設けたと云ふ。此馬病院のあつたところは今の星月の井の向あたりで、上人は其厩に莅んで佛名を唱へ、札に眞言を書して頭にかけてた由である。（一）

「東鑑」に「承久三年六月十八日辛未 武藏太郎祕馬一兩疋、於宇治一中、矢其鏃込身中、一干今不引出之、慈雖不覺、太辛苦、雖訪諸人一稱、無其治術之由、生虜西面中、有友野右馬允遠久者、飼馬之藝可謂古伯樂、聞此事、可治之由云々、武州頻入、興、則引返彼馬之處、拔鏃療養、忽得愈也、珍事由世、以記談云々。」即ち當時軍陣に眞の馬醫なく一般に獸醫術を忘れてゐたことが此の一文でも首肯し得る。斯て民間馬巧者が行ふ伯樂の術が、此時代から獨立的に芽生へたものと考へられる。

一一、「馬醫繪卷」

前述の「馬醫繪卷」は第九〇代、龜山天皇の文永四年に西阿と云ふ馬醫が七郎兵衛忠泰と云ふものに相傳へた繪卷物で、土佐派の名手が描寫したと云ふ。(1)即ち、伯樂以下十人の肖像を畫きその次に十七種の藥草圖を掲げ、最後に次の如く書いてある。『右此法藥の一員の祕事口傳の灌頂たやすく相傳不可有 若附屬の弟子なくして老少不定、世さきたゞせ候事あらば此一員の文書はたしかに返給へし、不得彌陀佛死去の後ならば附屬の弟子なくば、たしかに燒うしなはるべし、あたにちらすことあるまじく候なり。穴賢々々』

本書に記載された藥草名は次の如くである。

藥師草 (やくしそう)	法藥草 (ほうやくそう)	車前草 (しやぜんそう)
木草傳 (もくそうでん)	阿度者崎 (あとはさき)	草王 (くさのおう)
衣草 (ころもくさ)	佛前 (ほとけまい)	色々 (いろく)
長小車 (ちようせう)	狸尻巾 (いたちのりのこい)	馬頭草 (めつそう)
甘草傳 (かんそうでん)	阿古免草 (あこめくさ)	傳地草 (てんちそう)
天衣草 (はごろもそう)	佛座 (ほとけのざ)	

参考文献

(1) 白井光太郎 馬醫圖卷に就て

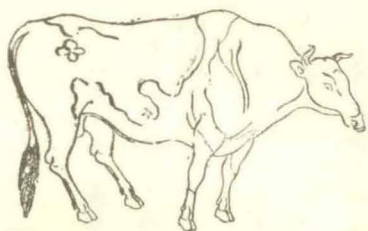
一三、「國牛十圖」に見る相牛

第九四代、二條天皇の延慶三年五月に、河東牧童甯直磨が「國牛十圖」を著し、後に「群書類從第四九三號」に挿入された。それに曰く、

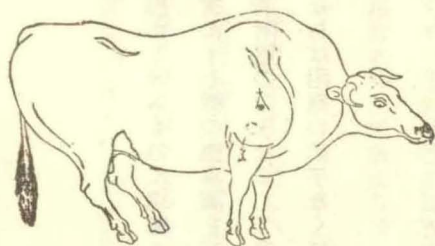
『馬は東國を以つて牛は西國を以て元とす。云々。』

筑紫牛（壹岐品牛を以て之を稱す）その外貌女牛めうし顔にて角さき細く、骨ほそく皮うすく、尖とげすくなうすじあらはに毛短く、すべてその姿美しく、えだ爪かたく云々。而して上古より上牛駿牛これに多かりけるに、一とせ異賊此島を襲ひ來ていけにへにもちひたるによりて、中ごろ稀になりたりしが、今は元の如くなりたりとかや。印まぢまぢなり。

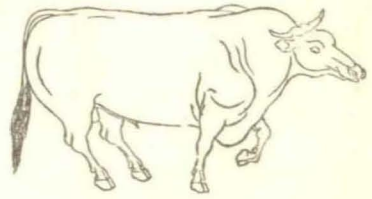
御厨牛（以三肥前國宇野御厨貢牛一稱之）角ながく、骨ふとく、皮膚あつく、おほ



(牛 紫 筑)



(牛 厨 御)



(牛 馬 但)

かた牛大きなり、中古の名牛おほくこれにあり、印大文字に韃繪（自故今出川入道太政大臣家 被下此印云々）或は云ふ。大文字にはあらず散毬打に韃繪と云ふと。

淡路牛 頭せまく角さき上へはねて完ひよかたくなり、すぐれたる逸物少きものか。近年西園寺より御厨の印をさゝせられ、又大きな牛も出来る。

但馬牛 骨ほそく、突ぶたかたく、皮うすく、腰背まろし、角蹄殊に堅く、鼻の穴廣し、逸物おほし。

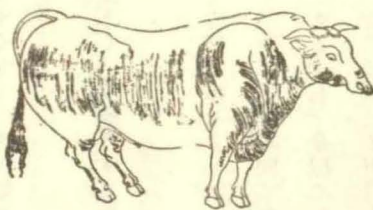
丹波牛 大略但馬牛におなし、近年逸物おほし。

大和牛 ほねふとく突皮あつく、頭肩大によく、すべて前後大きなり、角はこまかに、ひさしくつく、角蹄軟かに弱し、近年逸物おほし。

河内牛 角のつきやう頭より殊におひ出たるさまにて額さし出で、蹄かたく、えたに突なく、脊中うすく、腹骨さし張る、逸物あり。

遠江牛（相良牧、白羽立牛を相良牛と稱す）あたませまく、上頸あつく腹骨まろく身ながく、腰尻さきまですぐにて髀骨のあたりみにくし、印いほりの中にもあり、故今出川入道太政大臣家よりつくし牛の父母の此まきに移されてよりなるよし有某説。

越前牛 角もと太く、さきほそく、耳すこし大きなり、鼻のかはながくつよし、うへ



(牛 和 大)

すくにわたりてしたくつろぎ、骨ふとく皮膚あつく、しかもかたし、腕すこしをして蹄うすくして、さき細なり、その大なる牛に逸物多し。

越後牛 頭せまくて額のかみなし、つの長くおほきに耳大きに肩うすく腹おほきに骨ふとく、皮膚うすく牛大いに力あり、逸物まれにあり。

十牛のすかた大概ここに記し終りぬ、此外村雲、石見、伊賀、伊勢などよりよろしきもの出で來るよし傳へ聞きはべれども、その沙汰未だ見さだめず。抑よ同じたちのうち、角のかつき身のつづきより始めて、驢駿同じからざるさた、しなじなにして、云ひつくし知るをこのたつおもてに目を止めて難をくわふる人あるべし。是程にかかわするたとへをろかなるをしはかりなるべし。只知ると知らざると用ひる用ひざるとなり。時に延慶三年庚戌五月十日あまり誌し終りぬ。

河東牧童甯直麿記之。』

一四、戰國時代以後の獸醫術

日本の獸醫學史を語るものは何人も此の時代に於て緊張を覺えるのである。即ち此の時代こそ我國獸醫術の勃興期なのであつて、久しく戰雲漠々たる間、總ての施設、總ての學問が全く破壊し盡され、僅かに残つたものから、復興の芽生えをした時期に、やはり獸醫術も勃興すべく運命づけられたのである。しかし獸醫術と云つても韓土、

唐土の殘飯を吃するに過ぎなく、そこに何等の新しみもなかつたことは西歐文明に觸れ得ない邦土としては無理もないことであつた。故に此の期は漢方獸醫術の勃興と云つた方が、適當かも知れない。以下少しくそれらに關しての文獻を探ることゝしやう。

永正九年頃即ち、第一〇四代後柏原天皇の御時であるが、「御隨身三上記」なる書が出てゐる。これに、

『青の御馬右の尻股痛む、湯治然るべく申上ぐ、又右の後腹痛む、その痛所判然せず、先づ之も湯治させ、その後痛所發見するや、其馬を左伏せにし腕くじきの針を用へて御庭を三べん牽かせ、その後鞭にて打立て乗らせ候云々。又、河原毛の馬下腹腫れたる診察して外骨腫るゝを眩黃と云ひ、前へ腫れたるをば流黃と申す云々。療治は先づ灸の事申上候云々』と記されてゐる。而して戰國時代には各武將が馬醫を携へて戰地に臨んだことは明かで、「武具要説」に今川義元の家の中米まきと云ふ伯榮が、肢ぶりの悪い馬の筋を切つて癒した記録がある。

1. 獸醫術の天覽

伊達家の馬醫桑島豐道は、政宗公及び馬術の名人葛西俊信と共に上洛し、天覽馬術の席に列したが、場内で馬が倒れた際、政宗の命によつて治療し、幸に御前に於て速治せしめ、禁庭を退くや患馬は斃れて立たず、兎も角、場内で死馬を出さなかつたゝめ大いに面目を施し、このことが天聽に達し、出羽大楯と名のることを許されたと云ふことである。

今川義元が桶狭間で死んだのは永録年間である。随つてその以前既に切筋術又は切臑術が行はれてゐたと見るべく、(中西水之丞氏「馬種略説」参照)かくの如き手術は恐らく馬醫に依て考案されたものであらうか、或は漢方に因するものか暫く記して疑問として置かう。

2. 馬醫桑島の流祖

又、硯山左近將監平仲國より十八代の末、心海入道政近(桑島政近とも稱される)は自らの姓を藤原と改め、仲國流傳の末派を斟み、實際治療を以て當時名をなしてゐた。その門人最も多く、而して自らの姓を別に桑島と云ひ、之を以て馬醫の流名と定め、皆傳が卒ると即ち桑島姓を與へるのであつた。これが馬醫桑島の流祖と云はれる。政近の息に三郎左衛門尉藤原仲時があり彼の代になつてから姓を桑島に改めた。

第一〇六代正親町天皇の天正元年五月に、「療馬圖説」(寫本一冊)が著されたが、これは奥州伊達門士桑島新右衛門尉仲綱(藤原仲繩とも書かれてあるが仲綱の誤りである)が赤塚雅樂助に授與された療馬の傳書で、馬體各部の名稱及び灸治の諸法等を示してある。

仲綱は「平泉一切經」の中から安驥經を見抜いて用ひた人で、桑島家中興の開山と云はれる。(3)(4)(5)斯して平仲國以來の術は藤原仲綱に傳へられ、仲綱より道蝸に、道蝸から橋本道派に傳へられるに至つたが、慶長九年に青井高城寺に於て道派は一閑和尚及び醫師と共に本朝の馬書と師皇刊本を元として、「假名安驥集」十二

卷を著述した(1)。道派は元雲州の産、京極家の招きによつて小濱に來住し當時無双の名人であつたと云ふ。又、彼は「活奪集」を著したのである。(2)

下野那須の人、岡本官内少輔の裔岡本勘右衛門忠清は心海の門に入り多年修業の結果桑島姓を得、師に代つて業を繼いだ。これが徳川幕府馬醫桑島の祖とされる。

桑島仲綱より十七代の末、奥州伊達門士桑島藤右衛門藤原豐綱より後は代々武藏國に住することゝなつた。(4) 又、桑島忠清の孫、桑島忠直は五代將軍綱吉公に仕へたのである。更に、桑島豐綱十六代の末、桑島左近藤原仲郷(桑島英三)も將軍馬醫を勤めた。元和六年に桑島信實なる馬醫あり、天下一と自稱し「伯樂病理論」なるものを著し、これを桑島采女正に傳授した。その文に曰く、

「震上伯樂開祖馬師皇也、本朝伯樂開起平仲國也、鍼理、灸治、藥治、呪理、術理、是五箇即加九重倍也、右條々依レ有_二御懇望_一傳授申候也、然五箇之序誠哉々々於_二本朝_一下今可_レ爲_二無双_一也、莫_レ令_二他見_一

元和六年十二月吉辰 天下一桑島肥前椽信實

進上桑島采女正殿 參

此頃、西川清左衛門なる伯樂あり、「馬誌西川家傳」なるものを著してゐる。

これより以前天正十壬午歲九月吉日に八條近江守房繁は「八條流裏卷自明書」を著した。その「惣別馬の見様の事」なる條下には「目の内を念を入れ見るべし、馬氣に入るを見るに五度見る内に目を三度も四度も見るなり、立

馬にて地を能く見覺えて其後に乘を見るなり、若し馬姿に心と乗歩む振違へると思はゞ又引向て馬を見ると云ふ、其時も馬の姿不違に肩を痛むか腰に痛あるかと思ふべし、其馬をば重て念入見るべし。

痛所に不限煩氣か見違したるかと思ふべし、又一に爪、二に心、三に體、四に血、五に主と見ること大切なり云々」として所謂視診に重きを置いてゐる。これは診斷用具を有せぬ當時としては最善の方法であつたに違ひない。

扱て前述西川清左衛門一家の著した「西川家傳」には又次のようなことが書いてある。

『大阪御陣以後臺徳院（秀忠）様御馬に南部黒と申御祕藏の早馬御座候然處血落て足痛み御用に立申さゞりしが私親の清左衛門名譽なる散藥血止藥を存知候由を上聞に達候に付、何とぞ養生仕候にと土井大炊頭、井上主計頭、水野監物この三人の御衆から被_レ仰付一種々手當仕候其上血少く上り兼候に付淺き流の冷水にて冷し候はゞ可_レ然の由申上候左様にも候はゞ可_レ然川にて冷し候へと被_レ仰付一候に付八王子の奥羽村と申處に淺き流御座候故、ひかせて相越、飼料等は其處の代官寶金兵衛に被_レ仰付て賄申候、二三箇月も罷在候然る處馬の血透と上り快く相成候に付傳へ可申との旨臺徳院上意にて御座候其御褒美として大塚村筋に柴間御座候を拓き手作仕べしとの由にて右の地所を拜領仕候』

第一〇九代、明正天皇の寛永六年、住友勝兵衛尉貞政は「驊騮全書」を著した。これは板本二冊よりなり騎馬及療馬の方術其他が書かれてある。

第一一〇代、後光明天皇の正保年間には「驪黃物色圖説」、「百馬圖」が、承應元年には「馬病療治書」（一名、

療馬元鑑集)が出た。本書は寫本一冊よりなり療馬の事を書いてある。

第一二二代、靈元天皇の貞享五年、「要馬祕極集」が馬術家某の手に依て著されたが、之は寫本六冊よりなるもので、騎馬に兼て療馬の法を示してある。

享保二年に「武馬必用」が、寶曆六年に「養馬書」が出た。養馬書は板本一冊よりなり小川英長の著す所で、飼養藥方より相馬、調馬諸法其他が記載されてある。同年丙子七月に「牛療治調法記」が出た。又明和九年壬辰五月に「馬療調法記」が、其他此時代に「牛科撮要」、「馬療撮要」などが同じ版元から出版されてゐる。又「日用療馬醫便」も、ひらがな本で三冊よりなり同じく出版された。

安永年間には「勝善安驥集」が出てゐる。これは稻垣主馬より馬場隆藏へ與へた寫本で九卷よりなる療馬の傳書である。

3. 「安驥集拔書」

又、桑島家傳の療馬法で、諸疾病より藥石、藥方、烙血、針法まで記載された寫本六十卷よりなるもので「安驥集拔書」なるものがある。此の原本は馬師皇弟、驥禁、驥讀、豐安、安誦等五人のものが編纂したと云ふことである。従つて支那より傳來のものゝ寫本である。

4. 馬醫書解説

寶永二年に「良藥馬療辨解」、寶曆九年に洛隱士似山子輯の「馬療辨解」が發行された。

天明年間には「琉球馬術鑑」が、寛政元年には「華陽皮相」が、享保年間には「白牛酪考」が出た。白牛酪考は獸醫書と云ふのではないが、天保年間に出た「牛乳略考」と共に酪農書としては著名なものである。文化三年には「馬目利之書」及び「厩馬新論」、「馬性小品」等が出た。

文化十二年乙亥仲秋に沼田美備は「雨中問答」を著したが、『今將軍家の武鑑に御馬醫とあり云々』とその中に書いてあり、又『今世俗馬醫を伯樂と云ふは誤なり』ともある所から見て當時は馬醫を伯樂と云つてゐたことが首肯される。しかしいつ頃から伯樂の語が民間に用いられたかは殆んど知る由もない。尙同書には『馬の尾の筋を切ることは馬の爲に不宜る事に御座候、それ故天下の制禁なり……』即ち馬尾の筋を切斷して尾毛を長く存する爲に尾の振搖を減少するに努めたものであつたらしいが、之に對し貞享二年、同三年に禁令が出たし、又安政二年にも此の禁令が出てゐるので、中々此の惡習は止めなかつたものらしい。

時代不明の書に「馬醫祕傳之書」と云ふのがある。これは書中に結馬、尿結、虫腹、内羅、癩馬、痢病、風病、諸毒等の次第、馬病の徵候より藥の法まで記してある。

前述の「要馬祕極集」に『春の季に病馬口中を見るに青きは病肝より出で治し難し、王分の臟を煩ふ故なり、若し變じて黒きは可治、所謂水生木なり、白きは不可治、金剋木なり、夏の季に病馬口中を見て赤きは病心より出で治し難し、王分の臟を煩ふ故なり、若し變じて青きは可治、水生火なり、變じて黒きは不可治、剋火なり、秋の季

に病馬口中を見るに白きは病肺より出る治し難し、若し變じて黄なるは可治土生金なり、赤きは不可治、火剋金なり、冬の季に病馬口中を見るに黒きは病腎より出る治し難し、變じて白きは可治、金生水なり、變じて黄なるは不可治、土剋水なり、云々」とある。その他「明鏡療馬集」、「大坪流武馬卷」、「驥科最要」等の書があるが、記する所は何れも此の域を出ない類似のものである。

天保十二年の「馬名教」、嘉永四年の「解馬新書」、同年東都菊池東水編輯の「東水經驗療馬集」、安政年間の「馬誌」或は文政年間の「馬療藥留」、齊藤昌陽の「療馬明驗集」、弘化年代の「馬療方極」、「馬方妙典集」、「伯樂治療祕傳」等多數の獸醫書が出てゐる。之等の書物が何れも漢方治病の域を出なかつたことは是非もない。

但し、此處に出色のものは文化三年版、龍山堂主人著の「厩馬新論」である。この書には「馬醫の書を読むに、その説皆陰陽五行を以て五臟六腑に配當し、相生相剋二十四脉等を論すること宋明以下の所謂後世家の空論に異ることなし」又曰く『竊に考ふるに馬は陽獸なり。その病多くは鬱熱の壅塞に生ず。藥劑も人と同じく異同なく、別して大小便の通利に意を用ふるを第一とす。決して馬醫の空論に拘泥すべからず云々』とて當時の漢方馬醫を大いに論難してゐることは注目し得る。又、同書に載せた『馬の八候』は更に傾聽すべき説である。曰く「八候とは尿候、屎候、食候、腹候、舌候、毛候、眼候、息候を云ひ、尿候とは小便の清濁多寡、屎候とは硬軟及び色合を云ひ、從來の療馬の書に五色五行の説あるは皆虚誕なり。食候とは飼の多少と飲の多少、腹候とは腹の張ると弛むと鳴ると鳴ざるとなり。腹中患あれば忽ち顧て其處を嗅ぐを見る。舌候とは舌の伸縮乾潤、色の赤白、胎(苔ならむ)

の厚薄、白黃、焦黃黑等なり。胎厚く黃又は黒きは腹中の滯なり。毛候とは毛の乾潤起伏、眼候とは眼中の乾と潤と動と靜となり。息候とは鼻息の短速と遅きと少きと寒と熱となり。予此の八候を發明してより馬に考合せて見れば、世間の馬醫の診察より明かにして知り易し」と。蓋し此の新たな説は當時に於て最も學理に合したものであつたと思はれる。

元來、漢方傳來の書物では、例へば「馬經大全」に見ても判るが、その渾晴虫論に『夫馬眼生混晴虫二者(中略)皆因放牧失期外感疫邪一注之於目陰陽交混變化而成形也云々』とある、如く全く非科學的のものである。この説に何等の疑惑を感ずることなく、そのまゝ之を容れたことは餘りにも學に不忠、否、淺學であつたことを考へさせるのである。

「塵添ちいりつせう搥せう囊鈔」に『近頃は小河乘澄こそ無双の伯樂にて安驥と云ふ名書を作られける也云々』と記載されてある。「新編馬醫方」なども徳川時代に出たものと思はれるが、その他に「伯樂鍼經」「馭法調息大成」がある。後者は里羽邑主丹治真人増業の著したもので、第一卷は序並傳、十息見傷論並傳解、息相祕傳、調子之次第、息脉之次第、觀動双臑脉之傳、第二卷は三十三箇條大祕、十息内藥、十息針處圖並息合針寸法、藥法祕事、馬臟腑分別並圖、第三卷は遠馬先後心得、遠乘七傳、鞍鐙祕傳規矩並打立様、同道具圖、馭馬蹄爪次第道具寸法、第四卷は陰陽待懸見様、馬名所圖、眼勢剛強弱深祕二十五圖、相馬大綱傳、第五卷は當流傳大意、源家古傳十八法大極祕並私解よりなつてゐる。之等は勿論前述漢書の域を出ない。

只、一寸異數のものとしては文化年間に出版された水戸藩の侍醫原南陽の著「砦草」がある。これは軍陣醫學書として出版されたもので、最も古い本とされるが、この中に馬病の治療に就ても書かれて居り、『大軍大衆を動す時、用意なくては叶はぬものは艾、備急丹、廣東人參、桃花散、萬病解毒丸、突目の藥、馬の藥』として軍馬用藥品拂行の必要をも述べたもので、これは陸軍獸醫拔に相當する準備の必要さを當時に於て主張したので、軍獸醫史上に特筆すべきことだと思ふ。(6)

「地方凡例錄」に『徳川幕府の時、江戸淺草新町に彈左衛門と云ふ穢多あり、廓をなし、それ／＼の公役をも勤めしめ建置しものなり、享保年間その書上といふあり其中に、

御入國の御馬足痛踏摺革へ仰付御馬爲御祈禱猿引御尋ねの上私先祖支配の猿引召連れ罷出候へば病馬快氣仕候爲御褒美鳥目頂戴仕候中古より西御丸御厩より御判頂戴仕候御納戸より鳥目至唯今迄頂戴仕候云々』

とあり、又、「社會字彙」に『穢多を長吏と云ふは張里の解なり、張里は馬醫の名、穢多之を兼るを以てなり云々』
「塵添塙囊鈔」には『文選には張里を「ムマクスシ」とよめり、然れば「ムマクスシ」と云はん時は張里と書くべきなり云々』とある。

これらの記録から見て、當時尙祈禱に依ることが行はれ、或は又穢多類似の職業者が馬醫のことを曲りなりにも行つた事實があつたと考ふべく、當時の馬醫の道が極めて幼稚で誰でも少し巧者ならやれると云ふ時代であつたとが知れるのである。

5. 免狀の始め

但し眞正馬醫の術が必ずしも、しかく簡單なものであつたとは云へぬ。只馬醫の資格が公定されてゐない爲に少し巧者ならやれると云ふ迄で、やはり或る一つの流派をなす迄には多少の修業は必要とされた。例へば寶永年間宗方小市郎は桑島流馬醫の稽古を受け、次の書物を用いたことが記録に残つてゐる。即ち、

『一、悉傳拔書 陰陽、(延寶三年版)、一、仲國祕傳書、一、勝善安驥集(全卷)、一、醫獸痾療記全集(平仲國遺著)、一、幼心星學集卷、一、養馬堅乘集、一、安驥集卷 上、下、一、馬療辨解、一、垂口療治方 上、下、(垂口流馬醫の本)』

斯くして彼は大望九重の位まで傳授され免許皆傳を授けられ桑島姓を名乗ることゝなつたが、その免狀寫は次の如くである。

『 免 狀 寫

累年馬醫稽古依爲、深志五箇之印加殊名字、一流之祕書圖記解本儀、令傳授處九重之位也

最自今以後、熱心之輩於有是、可相傳者也、仍免狀如件

鍼 理 幼重 灸 治 三重

藥 治 五重 咒 理 七位

術 理 九重

桑島 肥前椽信實

同 勘右衛門尉忠清

同 勘右衛門尉忠秀

同 新五左衛門尉忠直

同 彦太郎

房 由 圃

干時寶永七庚寅曆十一月吉日

桑島 小市郎 殿

第一〇六代、正親町天皇の天正十一年のこと、徳川家康が駿府にある日、公の馬が病んだところから、江戸淺草猿屋町の猿曳頭であつた龍口長太夫が猿曳の守護神である勝繕神に祈願をこらし、日ならずして馬は快癒したと云ふことである。此種迷信的療術も亦行はれてゐたものと思はれる。(7)

「安驥集灌頂卷祕傳論」二冊は寫本であるが、圖を記入して相當詳細に記述されてある。

山本元次氏の藏する巻物一卷は馬の針灸、藥品等に互り記述しあり、慶長十二年、黒谷忠左衛門に與へた傳書である。

參考文獻

- (1) 若狹國志
 - (2) 馬術要覽
 - (3) 本朝武林原始
 - (4) 桑島家系譜の節略
 - (5) 田熊秀
 - (6) 津崎孝道
 - (7) 小玉曉村
- 現代之獸醫界第二九卷七號
郷土藝術 昭和九年九月號
原南陽の岩草を讀む

一五、韓土の牛醫方、馬醫方

韓土の建文元年蒼龍巳卯仲呂既望奉列大夫典醫少監知濟院事南陽房士良は「牛醫方」と「馬醫方」を著した。此時代は我國の第一〇一代稱光天皇の御代である。又此書物は萬曆八年（我國の第一〇六代正親町天皇の御代）に復刻改版された。内容は相齒圖、病狀圖、穴名之圖、疾病等に互つてゐる。(1)「朝鮮馬經」も亦讀まれた。(3)

一六、歐洲植物の移植

第一〇六代正親町天皇の永祿十一年、織田信長は江州安土にあり、ポルトガルの教師を引見したが、その時に彼の乞を容れて江州伊吹山に藥園を開き、西洋より藥草を移植した。これが歐洲の植物移植の最初とされる。(2)

參考文獻

- (1) 平塚運一 世界美術全集
- (2) 富士川 游 皇國醫事年表 明治三十五年版
- (3) 武馬必用

一七、本朝食鑑とタチ病、炭疽

「本朝食鑑」は第一一三代、東山天皇の元祿年間に、丹岳野必大が著した食品學を主として記載した書物である。此中に次の記述がある。

『俗呼牛之病一曰フニ多智ト一(タチ)按スルニ宜レバ作ニ立ノ字ニ古ハニ曰ク馬病メバ則臥ス牛病メバ則立ツト此レ之ヲ謂フ乎或ハ牛有テ病而傳染流行スレバ一村一郷所レ患ム一般ニメ竟ニ及テニ一國一天下ニ一恰モ如レニ人ノ之疫癘ノ一故ニ號メニ牛疫ト一而多ク斃ム是レ時令之運歟土地其然ル歟江東ハ牛不トレ多カラ而有ニ此疫ニ者鮮シ矣 (中略)』

牛ノ病死スル者ハ有テ大毒令メ人ヲ生セザラザ牛自死スル者或ハ白首ナル者食セバレ之ヲ殺スレ人ヲ。挤牛食レキバ之ヲ發スレ痒ヲ。

黃牛合ニ猪肉黍米酒ニ一食スレバ並ニ生スニ寸白虫ヲ一挤牛ハ未ダ詳ナラ然モ病牛歟本邦ニ俗ニ謂フニ癩牛ト一者乎カ (中略)

牛黃ハ牛ノ之黃病也ナリ。雖レ有三神牛四種黃之說一俱ニ不足レ用レ之ヲ大抵有ル黃ノ之牛ハ多病ニメ而易レ死レ或ハ疫癘

之死牛皆有テ黃在リニ心及肝胆之間ニ故ニ主トルニ心肝胆之病及中風入リ臟腑ニ或ハ引ニテ血脉骨髓之風ヲ一云々』

而して必大は、時診の説に依て病死牛から牛黃を採つたことを記し、その牛黃の外は黃赤黒で重疊して片をなし内に眞黃あり黃藥色のようにあつたと云ひ、且つ又、病牛の牛黃を人々は用ひないが、用ひても差支へないものと附記してゐる。又病牛の眼黃なるもの必ず黃ありとも云つてゐる。即ち彼の云ふ牛黃は胆石のことで、それによる鬱塞性の黃疸に就ても彼は既に一知見を有したと思はれる。

尙、タチ病に就ては後世仁田博士の研究報告があるが、それと「食鑑」に云ふタチとは全く同じ意味のものかどうか疑問の存するところである。又、疔を發し云々の項は炭疽であると考へられる。

一八、「御隨身三上記」に見る療馬の苦心

第一〇四代、後柏原天皇の永正九年に出た「御隨身三上記」には次の記事がある。その一部は前述した所である。『三月五日青の御馬に養性の藥、飼はじめ申候。

一、六日青に藥飼申候。

一、七日青に藥飼申候。

一、八日、九日、十日青に藥飼申候。

一、廿一日青の御馬右の尻股を痛候間見申て早々療治可_レ仕之由被_二仰出_一候、湯治の儀可_レ然由申上、然ば其分可_二申上_一之段被_二仰出_一候間、御厩の彌二郎に委細申聞、湯治藥種の注文、畠式へ注進候。

畠山李部より召使在之、青の御馬右の後腹を痛候、見申候て療治可_レ申之由被_二仰出_一候、痛所いまだ不分明候、何にも先湯治之儀可_レ然存候、藥種之事可_二申付_一候由申上。

一、廿三日青の御馬早々療治可_レ仕之由被_二仰出_一候。今日者痛所よく見え候由申上、則御出有之、時々御尋の儀とも申上、針持參候間、御馬こしらへ、左伏に仕候て、腕くじきの針どもつかひをこし御庭三べん牽かせ、其後鞭に

て打立乗せ候、一かう右のうしろ足ふみたてず候が、次第足をふみつけ、當座に其しるしを之、療治申候赴被_二御覽候、針ども御覽せられ候、作者ども御尋在_レ之、三郎祇候いたし候、伯殿、畠山李部ばかり祇候、腕くじき秘針、後に又差之、李部に此針口傳。

一、廿四日青の御馬ことの外のけん_レに被_レ思候（中略）

一、廿五日、青の御馬見申、則御出在_レ之、御馬、彌高幟、馬名の由上意に候。

一、廿八日青の御馬、腕の薬、早々御厩の者渡_レ之。

一、四月廿三日理阿御使、美濃より御馬進上、又房州より參、河原毛下腹はるる間、見まいらす、べきよし被_二仰出候、則祇候、御厩入御成、河原毛の馬、外骨はるるをば張黄と申す、へそのはるるをば肱黄と申、前へ腫たるをば流黄と申す由申上候、療治の様御尋在_レ之、先灸の事申上候、其分療治可_レ仕之由上意也。

又、青の御馬、かゆかりの薬持參申て伺申候處、何時よりも被_二仰出_一しほどに、廿三日より伺申退出仕候、薬某伺申候。

一、六月三日青、御馬かゆがり出候間、薬の儀被_二仰出_一候（中略）

一、七月四日越前鶴毛腹腫、目下に物出来候、薬を付療治可_レ申由を被_二仰出_一候之間、御馬を見申候て退出仕、則薬調合いたし候、目の下には、先々當座に油を付て見申候也。

一、五日越前鶴毛の薬共相調可_二付申_一候。

一、六日其内鵝毛目の下藥にて、はりきり、こき血出候、きとくの上意よし。

一、六日越前鵝毛、腹少々腫へり、下腹同前、目の下前の日血出候へ共、いまだ同篇にて候、其内にも少しは減のやうに候。

一、八日越前鵝毛藥付申、目の下腹何も減の事に候。

一、十日越前鵝毛、目の下の藥付かへ申候。

一、十四日越前鵝毛目の藥（中略）

一、十七日越前鵝毛をと乗申候、血を被レ出候、すそばかり也、又目の藥取に遣之。

一、廿一日越前鵝毛の目を見申候、伺篇之儀に候之間、其趣申上て、又よの藥調合可レ仕之由申上候。

一、廿六日御厩の彌二郎來、越前鵝毛目の下出來物、ことのほかよく候、なを藥の儀申候間、相調則遣之、又右京兆より參候鵝毛にしほだはらをふませられてはいかがと上意の由申候、尤可レ然存候旨申候。

一、八月二日御馬目の下の藥の儀其の後三郎をもつて其趣伺申候處、多分可レ然思召され候、藥をなをし進上いたすべき由被レ仰出候。

一、九月十八日、青、田鐮右の腹はれ、左帯脈太長くはる間、見可レ申旨被レ仰出、彌二郎牽せ來候。心脚の黄になるの儀よく申上、其療可レ然通、十九日に李部へ以書狀一申候。

一、二十日李部より以レ使青の御馬、血の儀被レ仰出候、明日廿一日に祇候可レ仕之由在レ之。

一、廿二日青の御馬の藥調合仕、李部へまいらせ、その次李部就_レ厩被_レ立、馬標神の事被_レ申候間、持合候をまいらせ候、一段祝着の由在_レ之。』

當時足利十代將軍義植が十一代義隆の後を受けて重任された時代で、將軍家の御厩に繋養されてゐた馬に何等かの異常があれば、必ず馬醫を呼んで治療せしめたのである。(1)

參考文獻

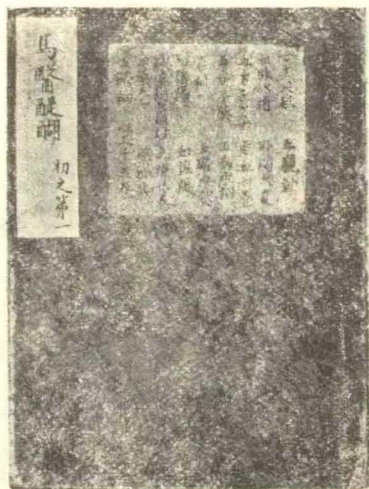
(1) 大友源九郎 古代獸醫書集錄 (未發表のもの)

一九、古代馬醫書

1. 「馬醫醒醐」の内容

第一〇五代後奈良天皇の天文二十年に奥州伊達門士桑島新右衛門尉仲綱は寫本「馬醫醒醐」を坂内孫兵衛尉に與へたが、本書は天文二十年五月に書寫され『初之第一―第四、中之第一―四、後之第一―四』の一二冊よりなり、その最後の本書は實に平仲國がその子安國、眼心と共に著した「百問答」を記載してある我國古代獸醫書の最たるものであると考へる。(『平安朝時代と馬醫』参照)

先づ『初之第一』より逐次記載して行かう。尙、次圖は「馬醫醒醐」初之第一の表紙を縮寫したものである。



紙表の「醒醐醫馬」

2. 「馬醫醒醐」に見る内羅、結馬

「馬醫醒醐」初之第一は七ヶ寒熱、血脈八道、血方五ヶ條、五病平藥等一四項よりなる。曰く、

「熱と云は目のうら赤く白目に赤筋はり、耳たれ鼻ふきひびき舌かわき(中略)、血脈八道は一浮脈、沈脈、石連の脈、竹筋脈、麻促脈(押て見れば指の下あたらざる也必ず七日の内に死す也)、代脈、孔脈、滑脈」

即ち血脈を觸診してその硬軟又は太い、弱い等を察し、病狀診定に供することが當時既に行はれたのである。

『五病平藥、一、結馬の藥』

牽牛子ケンゴウシ一兩 大黃一分 射干ヤクカン二分 活萎根二分。

右一筒に一錢入れ一度に七筒かふべし。(中略)

一、虫腹藥の事

陳皮一分 黃蘗ワウヒヤク二分 右細末として 胡麻コウマ四分 分炒て 味噌四一 鹽四半。

之をすり合、寒ならば酒、熱ならば潤の水にて摺延

右を一筒に一錢入れ一度に七筒かふべし。

一、内羅藥の事

人參二分 茯苓フクレツ一兩 干姜カンキヤウ一分 陳皮一分 右細末して一筒に一盞入れ一度に七筒朝夕に飼ふ。』

當時は天文年間即ち西曆一五三〇年頃で、恰も川中島の戰の前に當るが、此頃から内羅と云ふ事が云はれたもので、内羅は既述の支那傳來書には記載が無いから和製語と見るべく、之に反し結馬の如き文字は支那の用語たる前結、後結等の語から來たものと考へられる。内羅の意味は極めて廣汎で『肺の風にして内羅と可知』『耳の冷えたるは腎の寒にして諸々の淋病腰内羅或は中風と知るべし』『頭内羅に云々』等、兎も角内臟疾患の廣い部分に用ひられてゐる。

「馬醫醍醐」初之第二は平仲國が「安驥集卷第一拔書」を息安國に附與した記事よりなり『大本儀、損病卷、藥性論其他』を合せ十一卷からなつてゐる。本儀とは馬の根元の儀である。その内容の二、三を記すると、

『一切毒食には生薑を水にて摺立てかうべし、』

『惡寒の藥八味

一、干姜、胡荽、陳皮、忍蓐、菫草散、紫蘇、馬血散、枳積、

惡熱の藥九味

一、活萎根、牽牛子、葛根、蓮肉、芋根、射干、大黃、潤土、溫石』

3. 「馬醫醍醐」に見る火虫

火虫即ち顆粒性皮炎については後記『慶應以前の獸疫流行』に田熊氏の説を引用したが、「馬醫醍醐」初之第二には次のやうに書かれてある。

『火虫療治のこと、硫黄、猪油をわかして瘡のうへにかけ、その後洗つて胡杓を付くべし』

『一切四足におこる瘡藥の事、松脂、猪油をかけ酒場にて洗ひ、松葉をたいて瘡をすぎ血をしぼりおして上に粉藥丁子を等分に合せて可付。

一、踏抜の藥の事、硫黄、猪油、松膏等を等分に練合せ、女の髮落の霜を等分に合せ、馬の耳の毛に引くるみて底口に押入らしおく也。

一、痒藥の事、苦辛、天南星、煤相の實霜、右等分に合て酢にてすりのべ可付、』

「馬醫醍醐」初之第三は『灌頂、金傳集、不傳集、懺悔卷』よりなり、その二、三を記すると次の如くである。

『吐血藥の事、櫻花一匁葛二分紫檀二分芍藥一分、右飼秣して酒を少し暖めて一筒に一錢入一度に七筒朝夕に七日可飼。』

『内羅馬寒所に立べからず夏は燒火を禁ず、』

「馬醫醍醐」初之第四は『仲國祕傳集上下卷』よりなる。而して内羅と吾々は單純に云つてゐるが、此書物によ

ると『内羅、内落、内籠』と三通りの見別け方を必要としてその各々に註釋を附してある。又、『そこひ、打目、うわひ』等の解釋がある。

『水際の瘡はかうがひすねの下、鶏子鶏頭に出る也、瘡の中はまろく、穴あきて目かさ凹みて出るなり。火虫と云は水際瘡の在所に出ると雖も瘡いちごの如くぬけ出て高く出るなり。是は四足不限、所を定めず出る也。』

『一、麻實食ひたるは身の皮つまり足もと定まらず、よろ／＼してる也。

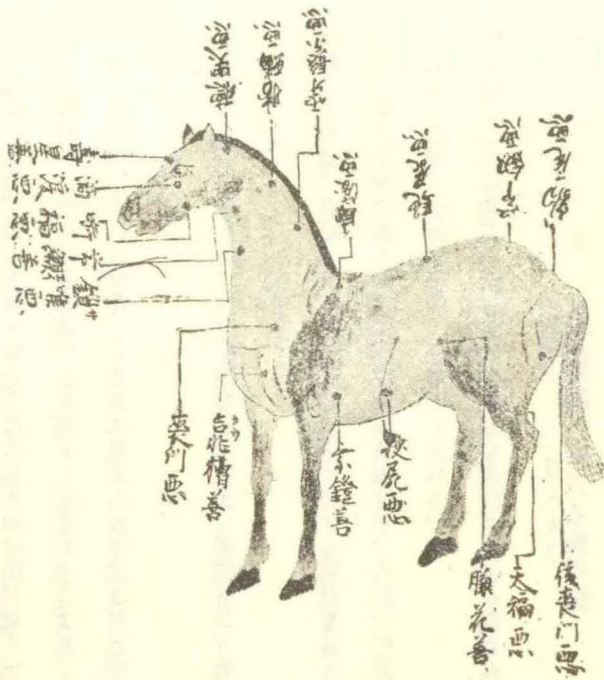
一、肩拔馬の事、三枚骨をさぐりて見るに五寸或は三寸手もつる也、必ず歩みをなす時、身をさきにやり、後にあしをになふ也。』

『上結一日も二日も痛て後可飼藥の事、大黃一兩茯苓三分牽牛子一兩熊膽一分右細末して酢にても水にても飼ふべし云々。』

此書には上結、中結、下結を區別し、之に對する藥品も各々異つてゐることは、病性に應ずる處方として今日から見ても肯ける所であるが、例へば中結は牽牛子、杏仁、巴豆、干菓、桃白皮、牛膝等を用ひ、下結には溫石、梅干の黒燒、巴豆、夕顔、猪油、燒鹽等を用ひる。

内羅藥としては茯苓、西海子、牛膝等を用ひることが記されてある。

4. 「馬醫醍醐」に見る旋毛論

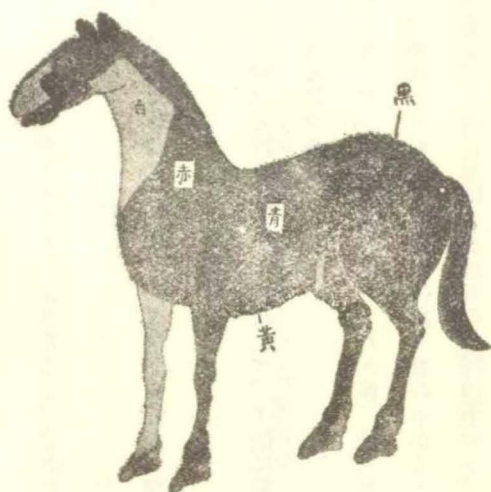


(載所「醫馬醒醐」) 圖之毛旋

して極めて滑稽に近い説なのであるが、當時の知識から考へて見ると一顧の價値が無くもない。
 即ち青い所は肝臓で、此處に瘡が出ると之は肝の臓より起つたものと考へられる。赤は心臓である。瘡も前と同じ心臓からの説が作られてゐる。

「馬醫醒醐」中之第一には『馬形旋毛之圖』につき漢文で述べてゐるが、即ち之によると馬に駿騫と性の善惡とあり旋毛も其左にあり右にあり或は前に或は後にあつて之を命するに各名を異にし之に吉凶を云々してゐるが、大抵相馬之法は當に形骨を以て先とし、旋毛はその一端に過ぎず、且つ馬の旋ある必ずしも凶となすべきでない、殊に之を飼ふものがその不利を馬に歸する理はない。云々と云つてゐる。

次に『駒刻卷』に於て次頁の圖の如く馬を色別けしてある。之が説明は前者の明説に比



(載所「駒醒醫馬」) 圖刻駒

5. 「馬醫醒醐」に見る腹壁裂傷の治療

「馬醫醒醐」中之第二に『手負馬腸の出たるを入る事』とて次のやうに記されてある。蓋し當時の外科手術として興味深い。

黄は脾である。瘡の説も同前。

白は肺臓である。瘡の説も同前。黒は腎臓であつて、瘡の説も同前となつてゐる。

「馬醫醒醐」中之第二は『本灌頂、秘上良、陰目錄其他』よりなる。

『虫腹生死を知る事、折々身振するは死事なし、虫腹病ておだやかの様に見え鼻より黄なる水ながるるは必ず死す、されば鼻より出る水ねばりて濃きは速く死す』

『血留薬の事、垣ゆいて朽ちたる繩を四錢胡椒かうかい、騏驎血二錢右合薬メて付くべし』

『出たる腸を藏ふに、車前草を煎じて能く洗つて押籠て、疵を馬の尾にて縫ひ其上にかきとのりの葉をもみて付け、努めて馬を働する事すべからず、又云ふ精々臥る事すべからず』

『蜘蛛喰たるは淡をのみ目腫惣してはれる也、五倍子一匁さんしこ一匁を水茶にて飼ふべし、大芹、天南星喰たるは櫻花二匁五倍子一匁黒えの實二分之二を水茶にて飼ふべし、蛭を吞みて腹ふくれ息くるしけに折々ふるひあらば蜘蛛喰ひたると同然。』

「馬醫醒醐」中之第三は『桐卷十二卷』よりなるが、之れは平仲國が「安驥集」六十卷の内から摘出したものである。

「馬醫醒醐」中之第四は『圓鏡の卷』で十二卷からなり、平仲國が子孫を此道のため學ばせんとして與へたものである。

『結馬久しく病む時起臥しげきは大腸の虫にして、下腑に糞たまりたると知る、又臥て起る事もなく頻に病み、又起きては暫く不臥は結馬なり。』

「馬醫醒醐」後之第一は『網橋、梧枝落、十八ヶ條、管天卷』よりなる、即ち管天とは安驥集が廣大で之を極める人が少いたため、平仲國がその中の五冊を拔出し管の中から天を窺ふの意を附した名である。此中には驥禁が馬師皇に問ふた問答があるが、特に馬師皇が越國の伯益の子で十三歳の時に秦國に移り十八歳にして黃帝の御狩に伴はれ、虚空に雷を聞く。そこで、次のやうにその時の狀況を書いてある。

「皇云これ龍有_レ病。」

龍來_ニ皇前_、垂_レ耳垂_レ舌皇云、心肝有_レ病與_ニ甘草湯_、唇針自_レ針口出血如_ニ柏汁_、即治_レ病、後成_ニ龍宮馬醫_{。」}

參 考 文 獻

文中に記載す。

6. 「馬醫醍醐」に見る月別處方例

「馬醫醍醐」後之第二は無失二十卷と系圖よりなる。而してその内容は多く病を月によつて藥品を代へて治す法が書かれてある。即ち、

『諸虫には三月迄村立一兩平通散苦辛各二分桃白皮一兩良香一分茯苓三分合藥して一日二日の内は之をゆるくとすりて一筒に一錢入れ馬によつて幾筒も飼ふべし。四月は村立二分苦辛一兩桃白皮一兩良香少茯苓一兩右同前。以下八月まで多少藥量を變じ、九月から二月迄は良香二分縮砂三分黃蘗三分酒にひたし、人參二分桃白皮三分合藥する』、以下正月迄之を多少づつ藥量に差を設けてあるのである。

痢病に對して 三月は縮砂一兩 ころしゆ 芍藥二分 そはの_{十六錢} 平通散_{十八錢} 合藥、夏三月は縮砂一兩 石見川_{十二錢} 平通散八錢 合藥、秋三月川骨三兩 芍藥二匁 縮砂一兩 平通散_{十二錢} 合藥、冬三月そばの粉_{十六錢} 石見川_{十二錢} 細末として飼ふのである。

7. 「馬醫醍醐」と「百問答」

『百問答』については前記『1、馬醫醍醐の内容』に記した通りであるが、その第一卷によると、元來支那の馬師皇が、その弟子驥禁、驥讀、安誦、豊安の四名に斯術を授けたと雖も病證脈體各々論じて定まらなかつた。仲國は茲に於て之等の論著から百ヶ條の病品書出をなし、その子安國、眼心の胸中に收め病馬療藥の疑義なからしめたのが此『百問答』である。而して安國の云ふには、

『畢竟虫の大腸に居るため痛熱胃腑に滿成し結馬するが、そのため大腸に糞たまり結し惱む也。』

仲國判じ云ふ。一、結馬は諸の邪熱食熱つもりて結をなす、二、大腸の糞をとめ胃腑を熱し、三、虫さし出で、或は食不消、四、動勞して結す。』

『内羅は眼心云ふ、肺の邪風也。』

安國云、内羅は只常の動勞肺に歸し風息病に唾病出たる也。之により古來、痰を先づ立て肺を暖むること也。

仲國判じて云、合藥は肺を溫め大腸を補し邪風を治する加減專一にして他なき事。』

『猫の糞、鷄糞、鼠糞喰たる事、眼心云、瀉藥を合す也、』

『血糞は安國云、是は打身也、惡血ほごれて糞に交つて下る也、藥にも之を止る加減なし、打身の藥を先とし惡血をほごすべきなり。』

眼心云、血尿に二病あり、打身と、腹中に瘡出でるものとなり。打血は血黒く、瘡は血あかし。

仲國判云、血糞は心の血道亂れて脾胃に落つ、此血心肝に止れば吐血をなす、無學のもの血糞と見るも大學は瘡をば瘡と見て之を治す。」

腹中に瘡出でと論じた如き眼心の説は、今日から考へても確かに肯けることである。瘡即ち腫瘍又は潰爛が腸内にあつて出血する場合は鮮血を見るべく、蓋し至言と云ふべきである。

8. 「仲國百問答」に見る失血、尿石

『百問答卷第十五』に失血について眼心が、

『失血は心の血袋こわれ其血が膽におほい則時に命を失ふ』

と云ひ、之に對し安國は、

『失血は心の病なり』と論じてゐる。要するに内出血死の原因論としては當時これ以上に知る學力が無かつたわけである。

尿石については眼心が、

『石淋と云は飲食共に砂を喰ひ膀胱の水に入り、その通用をとめ、成るなり』
と云ひ、安國は、

『石淋は砂が膀胱に落てなる』と述べ、之に對し仲國は、

『石淋は石なり』とて眼心の説を『甲』と判決した。又、血尿症即ち血淋については安國が、

『膀胱の熱滿ち、腹中に惡瘡出でやぶれて成るなり、かるが故に、内藥は瘡の本藥を加減す』と云ひ、眼心は

『血淋は長病にして心の血下焦に落るものなり、又云ふ、腎の血筋、血袋破れて尿に滿し云々』とし、仲國は判決して、血尿は腎の血袋が破れたものとなし、眼心の説に『甲』を與へてゐる。

鼻血に對しては安國が之を肺の虛熱とし、此熱が頭に上つて起るものとなし、仲國は、

『古來より鼻血は四段に區別し、合藥の加減は第一上實、第二心の血、第三打身、第四に頭痛これなり、此の四各々異なるが、紫檀は之を治する藥なれば本藥合し云々』と述べてゐる。

水腫については安國が、

『諸臓の虛滿なり、腎水ほごれて飲水腑におさまらず、皮肉に入て成し、かるが故に臟腑共に飲水滿つるなり』とし、眼心は、

『水腫は腹ふくれ、目の内黄にして、舌黒み此相は畢竟氣塊の病相也』と云つてゐる。

9. 「安驥集拔書」(寫本六十卷) 其他

桑島家傳の療馬法に「安驥集拔書」があるが、其原書は前述の如く支那の古書で平仲國がその研究に引用したも

の、蓋しその大冊なるに見ても支那古代の大著と云ふべきである。本書は諸疾病より藥石、藥方、烙血、針法まで記してあり、宍戸昌が之を所藏し、稻垣主馬から馬場隆藏へ與へた奥書があり、「群書一覽」には「安驥集」寫本六十卷、二十一本で、その六十卷の末に安驥集根元の事をしるし、馬師皇弟、驥禁、驥讀、豐安、安誦と共に五人之を編する由を書いてある。(1)

「病馬覺書」が永正二年即ち「馬醫醍醐」の書寫よりも少し古く、後柏原天皇第一〇四代の朝に於て其の八月九日に書寫されたが、本書は上中下の三冊からなり武州安西左近將監から松田雅樂助へ傳へた事が奥書きされてある。蓋し「馬醫醍醐」と同類の書と云ふべきである。

「療馬圖說」(寫本一冊)は天正元年五月、桑島新左衛門尉仲綱から赤塚雅樂助に授與された療馬の傳書である。此の天正年間に道家彌三郎のことが「兼山記」の天正五年の記事中に次の様に出てゐる。

『本山の宿を過給ふ時、誰とは不知編笠着たる男大將の御馬の前にて笠を取捨て畏る。武藏守(森長)御覽珍しや彌三郎、何の爲に來るぞ云々、武藏守聞給能こそ告知するもの哉、心易被思よとて家衆内談在て馬を早打給ふ。

抑此彌三郎は本兼山(美濃國可兒郡)の城下に在時、馬の目利上手なる故、時々御呼成され庭乘など仕故念ごる被仰者也後御褒美杯賜と也云々』(2)

10. 「馬療治秘傳書」

第一〇七代御陽成天皇の御時、即ち豊臣秀吉の時代、文祿二年に「馬療治秘傳書」(寫本一冊)が出てゐる。奥書には林鐘の名が書かれてゐるが、やはり仲綱の流派の書物と考へられる。

天正十七年即ち第一〇六代の朝にも「馬の寫本」一冊が出てゐる。之は古河僧正王孫、武州の安西彌次郎重久か



天正十七年「馬の寫本」の圖

(イは百會の針、ロは桂川の針、ハは腎の道の針)

ら山田右馬之介高家に傳へたもので、書中に伯樂天の繪を掲げ、第一肝臟病圖、第二心臟病圖、第三脾臟病圖、第四肺臟病圖、第五腎之臟之病圖に區分して針刺の説明をしてある。例へば、

『第五腎之臟之病圖、百會の針、深さ一寸二分、九穴に腎の臟病によし、同萬病によし、桂川の針、ふかさ一寸二分、尾禰より四寸上で百會む



丑の日の病の圖

かつて刺す、腎道の針深さ二分』

又、子の日の病、丑の日の病などと毎日十二支に區分して圖示してあるが、各日によつて用ふる藥品を擧げ或は針灸することを書いてある。

後年、之に類するものに「癘濕千金寶」と云ふ木版本が年代不明で出てゐるが、例へば丑の日の病は丑の方の神の祟である、桃の木を一尺八寸に切て馬の上を三度なでて川へ流し、針は百會、寒門にし、灸をするなり、と云ふ如くで、學問的には殆んど無價値であるが、しかし斯の如き事が眞面目に信ぜられた時代を想像すると實に興味が深いのである。

11. 文祿四年の馬療書卷物

文祿四年二月五日、即ち第一〇七代後陽成天皇の御代に桑島新左衛門尉仲綱、鈴木主膳介道重、水澤清五郎から青柳與六郎に與へたと記された卷物十二卷が出てゐる。『藥の加減の事』『五病の吉相の事』『下結の事』『一藥相傳』『惡相の事』『十毛五生』『寒熱の事』『五臟論歌』『灌頂の事』などあるが、その中の『惡相の事』に於て次の

一、結馬腹なり吹息くさく、きんはれ起き伏しよわきは大切なり、虫腹鼻より黄ろの水
 ながるるは必ず死す、尿結齒きこい、口をあくれば水ながるるは大切なり」
 (慶長六年桑島左近宗重から牧勝右衛門に與へた「息令丹祕法」の一卷には荆芦、沈
 香、犀角、丁子、人蔘、木香、石菖根、生腦、射香、辰砂、香附子、蓮根、安息香、胡
 霜等を擧げ、加藥として牛黄、明番を添へ、その二十五味を蜜で練り、此藥は息斷死す
 るを則ち助け、馬には之を用ひることにより一日數十里を乗るも努々息することなく、
 又病馬にも良いとしてある。)

(物 卷 書 療 馬 の 間 年 祿 文)

やうに書いてある。

「結馬腹なり吹息くさく、きんはれ起き伏しよわきは大切なり、虫腹鼻より黄ろの水
 ながるるは必ず死す、尿結齒きこい、口をあくれば水ながるるは大切なり」

(慶長六年桑島左近宗重から牧勝右衛門に與へた「息令丹祕法」の一卷には荆芦、沈
 香、犀角、丁子、人蔘、木香、石菖根、生腦、射香、辰砂、香附子、蓮根、安息香、胡
 霜等を擧げ、加藥として牛黄、明番を添へ、その二十五味を蜜で練り、此藥は息斷死す
 るを則ち助け、馬には之を用ひることにより一日數十里を乗るも努々息することなく、
 又病馬にも良いとしてある。)

前記卷物の『十毛五生』に青毛(木)、蘆毛(木)、栗毛(火)、雲雀毛(火)、鹿毛(土)、
 糟毛(土)、月毛(金)、瓦毛(金)、黒毛(水)、二毛(水)の十毛色を記してある。

又、『五病の吉相の事』に曰く、

『一、結馬久しきと雖も腹はり目の内ゆるく、起ふしかろきは死ぬことなし。

一、蟲腹久しく痛むといへども、目の内かるきはよし。

一、尿結久しく病馬くたぶれるといへども、志りえたかがめて繁く足ふみ、身ぶる

ひをして病はよし。

馬相傳

卷之三

馬相傳

馬相傳

馬相傳

一、諸の瘡出するといへども、四肢に下らずば治すこと早し。

一、内落久しといへども頭の内ならず、ぬか草をくい、目かるきは良し。

一、悪相の事。

一、瘡馬五發し或は扁身に充ちたる時、内落吹きたるは悪し。

一、内羅馬、肚あたり目のたまり頭の内なり、ぬか草をうとむは悪し。』

以上のやうに豫後について病勢から判断を下してゐる。又、『藥の加減の事』に曰く、

『一、人若し久しく扱ひそむしたる馬の、何病にても其藥を飼ふべからず徳を先づかうべし、其の後に病を治すべし、

一、蟲寸白、寒の馬、熱の馬云々』の記載もある。

又云ふ、

『諸々の平馬を引立て見るに脈どころ平かなるほど無病に御座候、あらく大なるほど病馬に御座候』
とて脈搏の診断上の價値を記してある。

『寒熱の事』では、

『諸々の寒熱にて息あらしきを熱にかうす、又息しづかなるほど寒にさだまる。

一、病馬生死を知る事、

一、鼻より黄ない水出るは必ず死す、また身ぶるいを致すは死する事なし、

一、藥飼の事、目の藥かう事、

一、眼久しく煩い申には藥二度はかり飼ふなり、又其後藥をさし、かん脈さうかうより血をとるなり、又別の打目などには先づさうかう眼脈をおして目の内を能く冷し、其後藥をおし、總馬諸々の目の煩御養生には、針にても又藥にても如何にも朝早くれうじし云々、

病馬息早きをば血を取候、息しづかなるは取り申さず、但し息軽く早きは血熱なり』

『人食ひ馬、舌の下わきの筋を五分さすべし、

舌の下の針を人食ひ馬にさすべし』

『胡國の東高路の山で白と云ふに向北なる鷹住めり、此鷹は安祖國に罷り越し、此時北赤國なる人が鷹に向ひ、凡夫向聞の身なれば神の針事をおぼへず、今日二七日の間に馬病み既に物食はず、如何にして此馬を生かさんと、鷹は此山の明神に禱祈し此馬生れかへりぬ。』と云ふやうな事も書いてある。即ち此鷹は馬の神として尊ばれたわけである。此の鷹の繪は伯樂天のそれと共によく古書に見る所である。又、

『針を行せんには血の道の十二ヶ所を心得て治すべき也、馱は先づ右針をさすべし、駒は左針灸をせよ、針の數二十万三千百十あり、萬病を此針にて治すなり、針をさすに時を用ひ今日したうつて血を流すなり』等の記述もある。

『一藥相傳』には、

『右藥おほしと雖も藥數なきとき求むる間おそき故、馬早くつまるなり、それと云ふも一藥相傳のなき故なり、先の一藥を施し、其後に藥數を直して療治の上には馬あまつと云ふ事なし、

- 一、結馬にはくきの汁を馬數によつて飼ふべし、
- 一、ないらにはうつきの青實ふくりやうを煎じかうべし、
- 一、蟲腹には村立を粉にしてせゝるの水を以て飼ふべし、
- 一、筋の病には桑白皮を煎じ飼ふべし、
- 一、息つまる馬には人の糞をかふべし、
- 一、ときつきたる馬に甘草をさすべし、
- 一、毒を食ひたる馬には下水を飼ふべし、
- 一、かさ腫物ねひきにせきしやう白根をさす、
- 一、尿結にふなよし、云々』

等の記載があり、此巻物には秦の始皇、伯樂天、向北（鷹）の繪が書かれてある。

本書は本製文箱に納り當時の貴重な書類であることを示してゐる。

参考文献

- (1) 熊谷金太郎 應用獸醫學雜誌、第十四年、三〇九頁 (昭和十六年)
 (2) 大友源九郎 古代獸醫書集錄 (未發表)

12. 「安驥拔書」

永祿五年に桑島新右衛門尉仲綱は「安驥拔書」(二六四項目)を著し之を小松歳人に相傳した。本書は大體に於て前記仲國の著書に類してゐる。

その内容は、

- | | | | |
|--------|--------------|--------|----------------|
| 第一 | 馬の見様の事 | 第二 | 馬の諸道具の事 |
| 第三 | 馬入吉日の事 | 第四 | 白くすりの事 (中略) |
| 第七 | 悪日乗の事 (中略) | 第九 | ねやのつなぎの大事 (中略) |
| 第十七 | あせかく薬の事 (中略) | 第廿四 | 毛すじの事 (中略) |
| 第卅 | ぱり詰の事 | 第卅一 | 内羅の事 |
| 第卅二 | ひそう毛蟲見やうの事 | 第三十四 | かゆかり見やう薬の事 |
| 第三十六 | 五臟三味の事 | 第三十七 | 水きわの瘡の事 |
| 第三十八 | ねぬきの事 | 第三十九 | 足平癒の事 |
| 第四十 | ひ蟲見様の事 | 第四十一 | 五臟六味の事 (中略) |
| 第二百六十二 | 七箇のかん熱の事 | 第二百六十四 | 矢の根ぬきの事 |

等からなつてゐる。

その第廿五『觀動の脈之事』に曰く、

「一入脈、一外脈、一洗草脈、一骨動脈、一鶴遊脈」即ち脈の状態によつて此のやうな名を附したもので、更にその廿六に『血脈八道の事』として次の如く記してある。

「一浮脈、一洗脈、一竹筋、一應息、一石道、一洪脈、一活脈是れなり一代脈一不脈と云ふは太く大きにして押して見れば、強く指押返す如く熱の脈なり。夏は血筋ふとく冬は血筋ほそし、是によつて夏の脈ふときは平脈なり、冬の脈ほそきも平脈なり、但し細き内にも強くすぐれて細きはかんとす、又夏太きうちにもつよく、すぐれて太きは熱と知るべし云々」

即ち脈搏強實の中にも特に亢進の状態あれば熱があると考へる如く此のやうな詳細に互る脈搏の研究が既に相當に深く書かれてあることは、當時内臓の状況を知らず脈色にのみ依存せざるを得なかつた診察の困難が首肯されるのである。

『同書第廿九蟲腹の事』は蟲と云つても寄生蟲を意味するものでなく、繁く腹噬み糞を出し、つまり繼續する疝痛症状を云ふものである。

13. 「安驥拔書」とゆるぎ病、血とめの針

「安驥拔書」第四十七に、

「目にとげの立たる薬のこと、一、かんきやう一、てうじ少

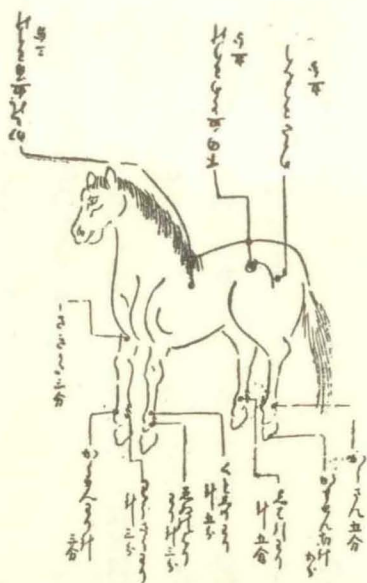
右細抹して目の内へ押込み手綱にて結びて置くべし、一夜すぎるとくべし」と記されてある。

『同第六十ゆるぎ病の事、ゆるぎ病と云は酒酔たる人の如くによろ／＼と倒るゝなり、大熱なり、(中略)』

同六十一不食の事、不食に各飼ふべき薬、一大黄 一りうこん 一小豆の花各一兩 一くすの粉二兩云々(中略)

同六十五てんきんの事、てんきんと云は人のてんかんの如くまろび、泡をかみ四足をふり暫く死ぬなり(中略)

同百十六 しらみの薬の事、大虱と云は馬の總身にしらみたつなり、毛の中をかき分て見ればすきもなし、薬に



「安驥拔書」に見る針の打ちどころ

は一にか木 一こもうつ木、一大へき、是を煎じて洗ひ、一石灰、一こせうの粉等分にして毛の中へ摺付べし云々(中略)

同第二三八針書、一血とめの針(上圖の◎印の部)

と云は百會の脇一寸置き深さ五分、是は腰より下の血とめなり。きり疵、やり疵、もろ／＼の疵には打つべからず針にかぎりするなり。(中略) 一眼脈の針と云は耳まなこの間に有り深さ二分なり、是は諸の

目の煩に用ふ、但し久しく煩ふ目に忌むなり(中略)。一腎たうの針、うちもゝを下る筋なり、深さ三分なり、腎熱によし、此針腎虛、中風にさすべからず云々」

其他種々の針療法を記してあるが、何れも他の獣醫書と大差を見ないものである。

14. 「仲國秘傳集」「安驥集灌頂卷秘傳論」

第一〇六代後奈良天皇の天文二二年に、平仲國の遺風と思はれる寫本に「仲國秘傳集」がある。之によると、腰内羅とは尻、いたの自由かなはず即ち腰痠症状あるもので、更に之と區別して『下筋』なる言葉があるが、之は矢張り尻いたの自由かなはず、惣身すくんで見えるものである。其の他種々の記載は多く「馬醫醍醐」のそれに類してゐて、本書は上卷第一一八、下卷第一一八よりなる。

支那の「安驥集」は之等の書物の元をなしてゐることは勿論であるが「安驥集灌頂卷秘傳集」亦その流れを汲むものの一つである。此書の記述年代が不明であるけれども、前記書と共に御陽成天皇の御時即ち安土桃山時代以後のものと考えられる。次にその内容の二、三を書いて見やう。

『スクミ馬には一、松葉 一、ハスノ葉

是を細末にして等分に合酒にて煎じ汁を能カンにして一筒に二錢づつ入れ用ふべきなり、一日の内さいく飼ふべし。馬を冷すべからず、板馬屋に縛ぐべからず、日數も定めず用ふべし、此病は四尺すくみて起伏半ばなし、歩

き得ざるものなり、よろほいて倒れんとするなり。

夜目（四火）の灸を用ふる秘すべきなり。

子を生みかねたる馬には一、ヨクイニン（ス、タマ）、ユウガホヅル（カンキヤウ）右を等分合し冷水にて煎じ汁を能カンにして一筒に二錢づつ入れ、七筒づつ一日に細々用ふべし。馬を暖めよ、南面につなぐべし。

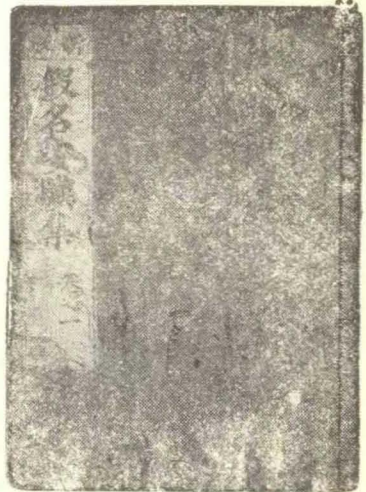
馬の養生薬の事、之にはサイカチノ實の皮を一夜白水にひたし、中のサネを取捨て上皮を取集め黒焼にし、それを能く粉にしてフナハラ（イレイセン）十兩、ハスノ葉（カヨウ）五兩何れも細末とし合して毎日一度に三錢飼ふべし云々』

15. 「假名安驥集」と癩癩

第一〇七代、慶長九年に「假名安驥集」十二巻が我國で出版された。即ち支那の名著「安驥集」を譯し且つ他の馬書の長を採つたものである。

その序に曰く、

『本朝平仲國以來、馬書惟れ多し、代々相傳へて藤氏仲綱に傳へ、仲綱より道蝸に傳へ、道蝸は余に傳へたり。此書を按ずるに虚多く實少し、鄙拙、素智狭劣なりと雖も馬師皇安驥集を閲するに、靈方醫術其の妙測りがたし。茲に於て暇ある日に本朝の馬書及び師皇刊本を獲て詳かならざる者を略し、其左者を擇して訛舛を校訂し假名を交



紙表の「集驥安名假」

へて増損す。擇むこと未だ精しからず採ること未だ廣からずと雖も勅を奉じ撰して總て十二卷となす云々』即ち橋本道派の著である。その内容の二、三を記して見やう。

『癩筋門 それ癩筋は人の如く俄かにまろびふし、暫く死す。一時ばかり過ぎて身ぶるいをし平馬の如し。

健神散を用ふ、即ち

人參、干姜、甘草、木瓜、大腹皮、藁本各二分、附子一分。

右細末して酒半 水半合せて六、七、八合、馬 大小により嚙ふべきなり。又熱あらば薏苡仁(ヨクイニン)、黄 栢を加へよ。

毒食門 夫れ毒食は俄かに泡をかみ脚よわく、目をくらますなり、見わくること専用なり。

消毒散 山梔子(サンシシ)、升麻(セウマ)、櫻花、生姜各一兩、人參一分、甘草少、金薄(キンハク)五枚。

右細末して酒半 水半合せて六七八合馬の大小に依て嚙べし。

馬の破傷風を治す射香散

天麻、乾蝎炒烏虵(ウシヤ)酒浸去皮骨 天南星炮 白附子炮 半夏、防風、蔓荊子、蟬殼去毛 藿香、射香、朱砂別研 膩粉已上各

川烏頭(センウツ) 炮裂 去皮

右件先づ前の十一味を以て末して乃ち射香、朱砂賦粉を入れ一處にかきあはせて用ひる毎に藥末して三錢酒半升調べて是を嚙ぶ。

16. 「馬の秘針書」「伯樂天神傳卷」「牛病書」

第一〇七代後陽成天皇の御時、慶長元年に、平仲國が遺した「秘針の書」一巻が書寫されて出てゐる。本書は他見を憚つて記述した由で、主として針のことについて詳記してある。書中には八匹の馬を圖示して針の打ち所を教



仲國の教ふ針のこと

へ、別に『本灌頂結馬の次第』其他の記載がある。

第一〇八代後水尾天皇の元和七年に「伯樂天神傳」なる寫本が出てゐる。此書は弓馬の名人と云はれた水野宗兵衛の甥に當る水野新右衛門が天正十七年に諍古寺へ來た時、馬醫の術を直傳し、後に一書としたもので、即ち萩原彌左衛門の

著である。

伯樂天之相傳之秘密



伯樂神傳之針の圖

元和三年に橋本權助よりの相傳と云はれる「馬藥開書」が出てゐる。本書は今迄に記した書物と多少異つて、橋本流其他の出所を明記し内容に多少の新鮮味を有してゐる。

橋本流の暑氣藥としては、

- 「一、滑石大 一、人參小 一、甘草小 一、天花粉小。

右は暑氣の時分乘息アラキ時は冷水にて馬の口を洗ひ後方舌上に塗るべし、又暑き時分乘煩ふ時も用ふ。」

と記されてある。

17. 「馬五臟六腑根元卷」其他

第一〇七代後陽成天皇の御時、即ち安土桃山時代であるが、此の文祿五年に「馬五臟六腑根元卷（上下）」が出た。本書は桑島新右衛門平仲綱の一家傳書（寫本）であるが、要するに諸病藥を月によつて處方を變へたもので『大延無実集第一—二十』に及んでゐる。

其他に年代不明のもので「大坪流四辻六卷」「拾貳疋馬書」がある。何れも寫本で後者は「安驥卷」の説を取つて圖示しつゝ説明した馬病書である。又筆者及び年代不明の『そり馬、水からみ馬』其他多數の病名を記し圖示した

寫本、上總國成東町渡邊作右衛門の「馬書針之圖面」(之も年代不明の寫本)、「灸書」、「五十七ヶ條」と名づけた馬療藥例を記したものの、「病馬見立並藥法」、「虫結之新書」等がある。

第一一一代後西天皇承應元年に「馬病療治書」(一名「療馬之鑑集」)が出たがその中に記された由來書に曰く、
『人王三十一代敏達天皇 五世孫井手左大臣橘諸兄公末孫、山城國自水野里一_ニ出、水野下野守、末孫喜心自馬醫之道傳來、子久右衛門傳_レ之、亦子與次右衛門傳_レ之、善大夫傳、然後宮崎勘右衛門傳受、後鈴木五助傳、當家爲_ニ祕書、承應元年四月望日相_ニ傳_一之此書號_ニ療馬之鑑集_一、當家雖_ニ祕密之卷_一、十有五年以來勤_ニ馬醫術_一、依_レ爲_レ賢傳_ニ受_レ之、雖_レ有_ニ熱心輩_一自_ニ實子_一外不_レ可_レ有_ニ傳受_一、毎日不_レ怠見察考究當_レ信_ニ馬志_一也云々』(1)(2)

萬治三年に宮崎勘衛門は「結馬其他の治療藥」に關する一書を著してゐる。

萬治二年には井口源左衛門の傳授を安井十右衛門が書寫した「牛病書」が出てゐる。此書にはタチの病とは足腰のすくむもの、ヒハクとは鼻ぬれて唾液を流し頭を振るもの等の説明をなし、牛の難産の藥としては、

『衣草、 苓、 棕櫚ノ葉、 筍、 黃蘗、 肉桂。

右六種煎じて鹽を入れて飼べし。若し子出でざれば山錫杖(ツチアケビ)、牛膝(イノコツワリ)をスリ合せて飼べし。子くだけて出る口傳あり。

又方に、兔の皮を黒燒にて薯蕷の皮をこさけて酢に合せて飼ふ。等種々の治療法及び病名が出てゐる。

第一一二代靈元天皇の御時、即ち寛文十二年に、犬塚金衛門は「四季藥飼書」を書いた。又、第一一五代櫻町天

皇の元文二年に上總國夷隅郡旭町の金剛より江州觀音寺小笠原備前守植盛、齊藤備前守第連以加判佐々木稜關齊承禎の祕傳であるが、馭術上達感心につき御傳受するとの裏書のある相馬書が出てゐる。

18. 「馬の妙藥集」及び馬醫傳書

第一〇九代明正天皇の御時即ち寛永十五年八月に「馬の妙藥集」が出てゐる。(本書は竹内貞一氏の厚意により余が所蔵してゐる)。

『第一内羅の事』から始まり『第四十九入かんきの事』に終り何れも處方例を記し、云はば今日で云ふ處方集である、従つて本書を以て處方集の始めと云つても良からう。但し治療の手技も併記してあるので單なる處方集ではない。之に癩癩の療法を次のやうに書いてある。

『第四十五てんかんの事、一てんかんは泡をかみいだして煩ふこと人のてんかんのやうなり。此藥一あしげ馬の血を女のふしねへ入れて用ふるなり。』

第四十六諸の毒喰しこと、一諸の毒喰と藥には一らうそくの蠟にて飼ふべし。』

年代及び書名の不明な「馬醫傳書」がある、本書の奥書には「右當流の書物一流の目利厚深依御執心神人又無疑、一流之通り相傳仕候一言半句他言するに於ては、右御誓紙の御罰可有云々」と記されてある。内容には萬病煩之藥其他あり『肝の臟』の解説には『此の臟を病む馬は二の眼で煩ひ、肝に風ある時は眼赤し、肝に熱あらば眼より涙を

流し又驚き走る事あり。又口の色青し云々」とあり「心の臟圖」には「ひのへひのとの病は心の臟から起るべし、されば此臟を煩ふ馬は必ず舌で煩ふあり、口の色赤し、又へんしんの血筋太くなるべし云々」「脾臟圖」には「つちのへつちのとは必ず脾臟から起るべし、されば此臟の病ある時は必ず口唇に煩あり。又、口のところ黄なり。

又腹ふくれ云々」「肺臟圖」には「かのへかのとは必ず肺臟から起るべし、されば此臟の病は必ず鼻に煩あり、肺



腎臟馬図

腎臟の病るす發かか臟腎
す示を所場の灸針は明説の中圖

にねつきあれば鼻から水を出す、肺に風あれば鼻ふきをす
るなり云々(中略)、藥は香良香一兩 青木香一兩 甘草一兩
鹽一兩 是を等分に合て湯にてかうべし云々」。

日によつて發病臟器を區別した如きは寧ろ滑稽ながら肺
に熱あつて鼻汁を出すとし、又、藥品に甘草を用ひた如き
は適方と云ふべきである。

同書の『腎臟圖』には「みづのへみづのとの病は必ず腎
から起るべし、されば此臟の煩は必ず左右の耳に煩なり、

又之をおして腰を痛むなり云々」。

又同書には結馬を特に重視して「馬は四百八病と云へど結馬にましたる大事なし。前結と云ふは二の耳をたてい
き荒し、又腹ふくれ又二の足の中に頭を入れて煩ふなり。又後結は起きふして足をかがめてかふるなり。腹ふくれ

大肚いりま之結



馬たし『結の肚大』

19. 馬の「眼病書」

見かへりておびへ走る事あり。中結は起きふして腹をかきて足をかめて背をかへす水にうえたる馬也。大勞の腑の熱なり」等、その痲痛症狀をよく寫し出してゐる。

同書には平馬に際して病氣を早期に診斷する方法について記してあるが、之によると馬が笑へば肝臓の病、眠りが多ければ心臓の病、あくびは脾の病、しわぶきは肺の病、しやつくりは腎の病としてある。

年代不明ながら馬の眼病書が出てゐる。(葛西勝彌博士の御厚意により私が所持してゐる)。本書には、

「それ馬祖は龍にして天地の水を飲で馬を生ずると雖も、生ありて言なし、故に内障黒花の物を見分ち難し、特に青白、穀暈、翳膜、寒熱、虚實を見て針藥膏淋の四を極め、應に須く療治すべきものなり」と云ひ、五輪圖(眼の圖)を掲げてある。五輪とは大背小背を血輪とし、黒睛を風輪とし、上下瞼を肉輪とし、白睛を氣輪とし、瞳を水輪とし之と心、肝、脾、肺、腎との連繫を考へたものである。

即ち赤く痛むのは肝の熱によるとし、まかしら大眇の赤きは心の熱、せしら小眇の赤きは心虛なりとしてある。白眼多きは肺の熱、涙多きは肺の虛、ソコヒを腎虛の眼とし白く膿むは針を刺す。而して何れもが内服薬を用ひるやうになつてゐるのは誠に奇とすべきである。

20. 「桑島流馬療傳」

「桑島流馬療傳」に曰く、

『一、虫腹とは兩便通じ腹をかき腹なるは常の如くにて病むなり、薬には桃仁一兩村立五兩人參五分右合、飼汁には息の細き時は酒にて飼ふべし、息荒き時はせせなきの水にて右の薬皆入れて飼なり。

毛虫と云は毛ぬけ、毛の根に白き物を付て拔るなり、薬には常の如く瘡薬なり、洗薬には苦辛を煎じ洗ふべし、石灰を苦辛の煎湯にてとき付くべし。但し外の湯水いむなり。

かゆかりの事、身をかゆかつて毛を摺り抜くなり、頭を見れば油の様なる汁出るなり、茄薬には巴豆、苦辛、こをうつき、煎洗ふべし、附薬には白ハン、燒鹽、熊の胆少、活萸根、梅干の汁に合せ附くべし。

火虫の事、水きはの根に出るなり、瘡少し高くぬけ出るなり、薬には松脂燒掛く。

しのわれの事、猪油、硫黄、松脂、活萸根、芦毛馬の血、にがり、是を煉り合せかたたぬ時赤牛の中の手にくるみてわれたる所へ幾度も田にしのからにてとき付くべし。杓を打置くべし。直らぬ間は冷すべからず。

府返りの事、これは馬を伏せ候時、かこへ場をこへ候時俄に倒れ伏す。薬には白檀、紫檀、かねをつくべし。

舌割の事、これは舌を見るに割るなり、伏せて舌の裏見るに青筋太き所へ針を指し、血をしぼり出し、其後濁酒をよくかんしてゆで其後鮎のうるこを日に二三度づ、付くべし。

喉の腫の事、薬には明ばん、焼鹽等分を分合せ梅干を酢にて飼ふべし。薬を付ぬ前に針をさし膿をしぼり出し薬付くべし。

以上の記載により多少とも當時の治療の様が窺へるわけである。

21. 「馬醫方藥性指南」「圓鏡」「百馬表之書」「驥科」

「馬醫方藥性指南」は『草木部』に於て人參、白木、茯苓、甘草、當歸、川芎、白芍、芍藥、黃連、石膏、滑石、知母、大黃、芒硝、柴胡、前胡、升麻、桔梗、紫蘇、麻黃、葛根、防風、其他凡百の藥物を解説してある。蓋し現代の藥物學書の始めと云へやう。

「圓鏡」卷第六には『春は血を四合、夏は十合、秋は一合、冬は三合出すべし』とて血を取る事にも季節によつて量を區別してある。

「百馬表之書」も他見他言を憚る傳書である、昔は一子相傳又は愛弟子にのみ自分の藏書なり寫本なりを傳へたもので、常に他見を憚つて相傳としたのである。それから、他書にも、まじないの事は往々書かれてあるが、本書



重 症 の 状 態 を 示 す

にも藥、針、まじないの三通りの治療法を列擧してあつて、恰も今日、藥の内用、注射、理學療法が併用されるに似てゐて面白い。

例へば『病馬によるとき此文を三返唱へてよるべし、歌に曰く、

西東北や南も十文字いつくてやむとあひらうんげん』

「驥科」は桃林主人の著になるもので灸所、針所を示し、更に病状を述べてある。

曰く、『四五日も病みふしがちにして、折節は背を毛のもとをかくなり、くたびれませば長くなりて四足をふみのべ、いかにも靜かにな

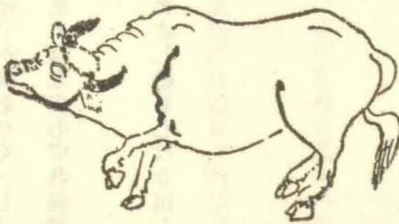
る。此時は大變(だいじ)なり、伏して起き得ざるとき

は右の藥をかうべし云々』

本書の前半は牛病の記事で「驥科」はその附録に過ぎないが、此の牛病の方には、はい、たち、きも、きのふ、いんしやう等々の病名を擧げ何れも圖示して且各病ともに目の病徴を述べてある。即ち『ひのさういたむ事』(脾臓の痛む意味?)では、

『めを白くなし、くろまなこなきは脾のそうの痛むと云ふなり、かうほね大 きこく中せうひ大 ひんらうじ少 紫蘇大 甘草中 りうき少 地龍中 右合せ煎じかうべし』

「馬の經血圖」一枚、(畫いた年代不明)。



ひのそのうの痛みを示す

22. 「悟之卷」第一内羅、内羅藥

第一一三代東山天皇の元祿十三年に「悟之卷」第一内羅、内羅藥なる寫本が出てゐる。之は十枚ばかりの書きものを一冊に綴つたものであるが、著者は不明である。仲國の説を引用し或はニンニク、サイカチの黒燒、干魚、苦辛等の藥用法を記し、或は鼠糞、山椒、カラムシの根等を用ひることを書いてあるが、要するに本書は臨床家の記憶帳程度のもので、取り立てて云ふべき事もない。

第一一二代靈元天皇の御時即ち寛文五年に大橋傳右衛門から千坂玄番へ與へた寫本に「馬見様の秘傳」がある。卷頭に見立ての圖を容れて説明し、次に『馬の齒の見様』を圖示してあるが、此圖は一歳角四つ、二歳角八つ、三歳角十二、四歳は角十二を何れも上下に分つて記し、四歳から角内に更に圖を現し、十二歳で黒丸を下に二ケ、十三歳は黒丸下に四ケ、十四歳黒丸を下全部、十八歳にして黒丸を上二ケ、下全部、十九歳黒丸上四ケ、下全部、廿歳上下全黒丸、廿一歳下二ケ黒丸欠、廿二歳下四ケ黒丸欠、廿三歳下全部黒丸欠、廿四歳下全部、上二つ黒丸欠となつてゐて、齒の發生、磨滅等の狀況を簡明に書き出してある。

次に又、『早馬見様の書』として左のやうに書いてある。

「一、かうろぎ面と云ふはせいがいをうつむきたる如く面大きに耳の根すばみ、眼はり怒りて目合近く、眼大にかどあり云々。

一、しやくみ面と云ふはせいがいをあほのきたる如し、面大きに長く、耳短く耳の根すばみ眼はり怒りて眼大きに、眼の下はいかにもししくなく（中略）

其他『駒馬目利次第』『くせの體見分の次第』『二十一ヶ所の見積』『かね積りの次第』等に互つて記されてある。

23. 「馬書の巻物」と胎齡圖

著者名や記述年代は不明乍ら相當に古いと思はれる「馬書の巻物」一卷がある。之には胎兒が父母の精を半々に受けてから五ヶ月に互る狀況を圖示してある。胎内二ヶ月兒が阿部曇（アフトン）と名づけられ、同三ヶ月が閉戸（ヘイコ）と云はれ、同四ヶ月が懷南（クワイナル）同五ヶ月の前後肢が揃つた圖のものが大日如來法界體性智である。妊娠の生理も遺傳のことも全く判らない時代に、此のやうな父母の形質を半々に受けて大きくなる馬胎兒を書いたことに無限の興味を覺えるのである。

24. 「療馬俗解集」

第一一代御西天皇の御時に即ち明曆乙未の頃、常陽獸醫官藤氏桑島季忠は「療馬俗解集」一冊を著した。本書は、千里の駿と雖も病のため遂に零落して無智賤隷の手に渡り、塵芥槽櫪の間に駢死するのは惜いところから、古來の書を閲し、家藏の珍重奇方をとつて圖を畫きつゝ記述したものである。

扱て、本書には大體次の病名が記されて之に解説及び療法が附されてゐる。

『上結、中結、下結、尿結、虫腹、内羅、癰馬、痿折、寒病、熱病、虛症、痢病、眼病、金瘡、其他』而して上結にあつては前足をかがめ、あうぎ伏し、中腹はり胸臭く、胸の門に糞とどこほりつまりて苦きなり、起臥しげく、息あらく、口中赤く、舌紫色にして舌の上すすけ黒色なり、皆これ常に大食をすすめ飼持ちによりて此病を起せり。中結は腹の中ほどに糞結するなり。下結は下焦に糞つまり腹痛むによりて起き臥ししげく急にわづらい息あらく熱の相にして煩ふと雖も糞下り治すること早きものなり。之も上結中結の如く薬を飼ふて牽き廻すべし。

尿結は下焦に尿つまり痛み甚し、又腹を嗅ぐことあり、熱して結するは息荒く口中乾き腹はり起ふししげく、病體は寒の結よりあらく煩ふものなり。

加味白木湯を飼ふべし、即ち

方、澤瀉、猪苓、赤茯苓、當歸、枳殼、肉桂、午膝、木通。

右いづれも粉にして燈心長さ五寸に切て十本入れ水飯椀一碗にせんじ燈心を去りて飼ふべし（中略）虫腹は腰足をかがめて臥す、腹中所を定めずして嗅ぐ、尾をふりて下腹或は兩脇を打ならし下腹を足にて蹴るやうにして起き臥ししげくわづらふ。

虫腹とは寄生虫による痙痛を意味するものでなく、前記の上中下結に對し更に症候的に一病として加へたに過ぎない。従つて前項にも虫腹の字句は見えるが内臓寄生虫については未だ殆んど心付かない時代であつたことを銘記

せねばならない。

『内羅はらは鼻膿をふき出し咳くなり、此病重きと輕きとあり重きは頭を下げ糟粥を喰はず、暗きところに向ひ、夜愈々咳き、或は晝夜とも咳き瘦せ煩ふなり、輕き時は粥半分食し頭も垂れず心軽く見え、鼻ばかりを出し晝ばかりせく、

𦵑びり内羅といふは鼻息人の寢いりたるごとき𦵑のごとく鼻内或は喉の内なるもあり、之を引内羅と言ふ、

癩馬たじは腰をかかめ四足を一所に立て歩みがたきものなり、四足へ血落ち痛むこともあり又落ちずして痛むあり、之に大癩小癩のわかちあり。

痿折は木石或は不平の地に足をふみ入れ痛むを言ふ、寒之病は鼻息冷へ口中冷へ口から清水を出し身の毛立ち或はふるへふぐり（陰囊）ちぢみ上り、腹中なり虫はらの如く腹をかき、起臥して煩ふ、大小便滯るも此病は冬月多きも寒きむまやに立ち或は夜外に立ち霜雪にあたり冷えて煩ふなり、熱の病は息あらく眼中赤く頭を下げ舌唇共に赤くはれ、口中熱く涎を流し總身あつく汗出で、糞こげ色にしてかたく尿の色黄なり、夏炎天に遠路をのるか又は強く乗りせめたる時わづらひ出るものなり云々』

其他に虚症とは總身腫れ、不食、鼻を吹き膿を流すもの、痢病とは脾骨弱いのに大食する駒に於て下痢を發するものである。痢病の治療には玄白散を用ひる、其方は、

『方、生地黄、赤芍藥、當歸尾、牽牛子、大黃、檳榔子、枳殼、黃連、其他。』

右何れも粉にして四匁を一服として用ひる。」

25. 「病馬俗解集」に見る眼病門

眼病門即ち眼病科の事は既述の書物と大同小異であるが、二、三特徴的のものを抄記して置く。

「虚眼と言ふは目の内はつき青すち強く小粒なり、實眼とは目の内赤く、眼胞はれ涙多く出るなり、内障（そこひ）は虚眼、外障（うたひ）は實眼と知るべし、うち眼は實眼の如くに腫れ黒玉に霞かかり或は強く打ちたる所目玉に當れば目玉の内より赤紫の色の所あり外障となるなり。

目蛭（めひる）と言ふは大眦（まかしら）より腫の子の方へ蛭の如くのもの出で目をすりよつて霞かかり眼開きがたきものなり。

振虫（ふりむし）と言ふは、白き糸の如くに五分ばかりなる虫、白眼の方よりくろまなこの内に動き出で、又、白眼の内へかくれ間もなく出入するものなり』

即ち振虫こそ濁睛虫である。眼蛭と混同すべきでない。而して眼病に對する當時の藥劑は、

『方、當歸、川芎、芍藥、生地黃、熟地黃、桔梗、人參、山梔子、黃連、蔓荊子、菊花、白芷、甘草一匁。

右何れも粉にして三包を一服にして燈心長さ五寸を切つて十本入れ水煎し一日に二服をかふべし。

方、當歸尾、川芎、生地黃、黃連、黃芩、防風、山梔子、石羔、連翹、荊芥、薄荷、差活、菊花、柴胡、木賊。

右は何れも粉にして水せんして食後に飼べし、眼いたみの甚しく頭を下げ頭痛もありと見へれば川うどを爆して加ふべし』

即ち當時は眼病に内服薬を重要視したわけである。その他洗眼薬としては次の處方がある。

『方、黃連、黃栢、薄荷、荊芥、艾葉、葱冬、燈心、石菖根生、明礬麴。

右何れも荒くきざみ水にて煎じ目の中へ薬の入る様にして洗ふべし、又洗薬の方

方、荊芥、當歸、芍藥、黃連生、石菖根、艾葉、燈心、葱冬、車前子、龍丹葉、桑白皮、五味子、文錢 三文入
れて煎じて洗ふべし』。

26. 「病馬俗解集」に見る金瘡門

金瘡門とは矢創、鎗創、切創等の治療について述べたもので、之は創の深淺を分別し、馬の肥瘦老若を考へて薬を用ふべきことを論じてゐる。

『創あさく皮肉きれたるには付薬を先とし内薬を次とす、又筋骨こわれたるには内薬付薬とも専ら用ふべし、人參正氣散（諸手負の氣付薬なり）

方、人參一匁 薑陸一匁 蒲黃三分 龍腦三分 烏蛇、胡椒二粒。

右何れも粉にして一度に一匁舌の上にぬりなめさすべし。

虎燐散（血留くすりなり）

方、虎皮^ヒ、騏驎^ヒ竭各二匁、胡椒。

右何れも粉にして其瘡口にねりかくべし。

血辱散（血留の内薬なり、此薬を飼ひ血留ること疑なし）

方、白芍薬一匁 白芷一匁 桑白皮一匁 香附子^ニ一匁 蝮蛇^ヒ黒燒五匁。

右何れも粉にして温湯飯椀に一椀へ此薬三匁入れませかふべし。』。

とも記されてある。而して今日では外傷治療に際して内服薬の特別なものを処方すべく研究することは殆んど其要を認めないのであるが、此書物では種々と内服薬に重きを置いて記載してある。

次に傷口に對しては然らば如何なる薬を用ひたかと言ふに、之には愈白散がある。即ち

『方、鹿草^ウ黒燒一匁 蛇骨^ニ二匁 黄栢^ニ三匁 松栴子 干姜各二匁。

右いづれもよく／＼粉にして疵口にねりかけ付べし。』。

27. 「要馬祕極集」の軍糧

前述『戦國時代以後の獸醫術』にも記してある通り「要馬祕極集」は第一二代靈元天皇の御時即ち貞享五年の出版で馬術者某が之を著し、後に木版本として再版され十二卷にまとめられたのである。その卷の十二こそ『薬方』

の卷である。曰く、

『軍飼』

大豆	一升	しやうよき大豆をいりて粉にして
稗	一升	皮を去り蒸して日にほし
こぬか	一升	但し餅米の粉糠なり、よくふるひて
白米	一升五合	
大麥	一升	よくつきてむして日にほす
餅米	一升五合	芋のくき二升 細かにきざみ
大豆	二升	此大豆と藥味を一に入れてよく煮
人參	二兩	桃白皮 二兩
威靈仙	三兩	仙人掌 二兩
沈香	二兩	黑胡麻、いのこつちの根 等分に細末して一升加へ用

右細末して二升の大豆に五味の藥をひとつに入れ、大豆のよく煮ゆる程にして、其煮汁を大豆に煮ほして大豆汁をほして粉にする。右の藥味に水を一升入れ右のなべにて煎じ五合に煎じ詰て是を何れも細末して其粉へ打志めして日にほしをきて、用ふ、煎じからの藥味は捨るなり。

但し右の藥味細末してひとつに入合するもよし、是を用ふれば馬精氣を増し乘息不絶、魂魄を安じ四足の爪を強くし温寒冷の不食を進め諸の虫を治し諸臟虚して馬のをとろへたるを治し、大小便を通じ心を正しうする無類の飼なり、平馬にも時々粥にふりて飼ふべし、中氣下肝の馬には切に用てよし、軍場にて之を用れば大分の大豆飼ひたるより此飼少し用れば馬つよる事一入なり、この粥入る袋皮にて金袋の様に兩方に緒を付け鞍の後輪に付るなり、又二つにして兩の力革にも付るなり。(中略)

28. 「要馬秘極集」に見る傷藥

延命丹の處方は次の如くである。

【方、人參一兩 むんせき 六分 龍腦 八分 麝香 六分 小黑燒 一兩 鹽硝 半兩 青花 六分 澤瀉 半兩。

右細末して蜜にてねる。萬病に無嫌用ふ息相なり。軍場にてせわしき時はこれをきぬにつつみ、轡のはみにむすび付け乗るなり、せはしき時は馬つかれ、息をするも知らざるもの故にかくの如し、(中略)】

軍糧として當時既に此のやうな藥品又は飼料が用ひられてゐたのは興味深いことである。又、手負馬についての次の處方がある。

【方、川骨 一兩 石見川黑燒 一兩 熟地黃 一匁 百草 一兩 鹿角黑燒 一兩 川芎 一匁 人參 半兩 赤小豆 一兩 茯苓 半兩 牽牛子 半兩。

右細末として、ささげのかけはし、わうへき等分にして煎し、酒を大分加へ用るなり、急なる時は水にても用ゆ、矢のあたりたる薬の事

腹に矢あたりて腸出でたるを入べき薬の事

方、禮天蓋、童子の蟬糞、女髮黒燒。

右等分細末して是を付て押入、馬の尾にてぬいて置くべし。」

即ち馬尾毛を縫合糸に用ひた如きは合理的である。次に疵につけべき薬としては、

「方、烏貝黒燒ウヰシヤクシヤク、白芍薬ハクシャク、赤辛螺黒燒セキシン、鹿角黒燒。

右等分細末して疵口かわきたらば、かうせんの油にてときて付くべし、程久しき疵には、はこべの汁にてときて付るなり、少の鎗疵には油に押合て底へ押入べし。

生命散（手負馬氣付）

方、人參一兩 小黒燒半兩 蒲黄一兩 葛粉半兩。

右細末して手負馬氣を失ひ四足不自由に見えば、此薬を用ゆ、蜜にてねりても同前なり。

正留散（血留二方）

方、龍骨一兩 蒲黄一兩 焙て 虎皮黒燒一兩 女松落綠一兩。

右細末して疵口に捨かくべし、強くふき出は蓬か古わたにもみつけ疵口に押付るなり。

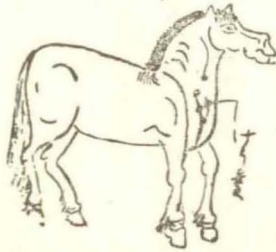
疵洗藥

方、藤瘤^{ムラ}、黄栢、ゆやなぎ、杉の葉、青木葉、車前草、各等分。
右を煎じて此汁にて疵を洗ひ藥をつけるなり。』

29. 「享保馬經大全」「武馬必用」

第一一四代中御門天皇の享保年間に奥州の永山作右衛門が記述した「馬經大全」と表紙に書かれた寫本がある。

牛ゆびびらちりせりあがしひるれて
うきてはちりちりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて
いふくまはしりせりあがしひるれて



(圖のろくふねむ)

本書は五〇の病名(和名)を詳述し病馬

の病状を圖で示し療法を記したもので、

『一、いきと云ふ病、二、こしたと云ふ病』

など色々ある。即ち、

『むねふくろと云ふえり胸はれて膿み

ては大事なり、先づ腫れたるところを急

ぎく治すべし』とて塗布藥、又はふく

れるところを焼くべきを述べてある。

其他、むしくいとて全身に俄かに發疹

するもの、もとかいと云つて雙の尻、足をすくませて歩まずして死ぬもの、あんねんとて總身の膿む病などが記されてある。

本書の如きは要するに、病名が全く先人の記載を無視した方言を用ひてある所に特徴を持つ。

享保二年大坪本流の「武馬必用」が出版された。本書は木版本で五冊よりなる。巻尾には大坪流の系傳として大坪式部大輔廣秀、村上加賀守永幸、齋藤備前守國忠、齋藤安藝守好玄、齋藤備後守忠玄、齋藤齋宮頭辰遠、丹州住僧了慶坊、齋藤來馬辰光、齋藤主税定易と名を連ねてある。「武馬必用」は實に齋藤定易の彙編になるものである。その卷の一には大坪流の沿革を記してあるが、それによると、

「大坪流は八幡太郎義家公よりの醫馭、相馭、常馭、軍馭、禮馭の五馭及び系傳馭馬本記、一貫馬の手綱、的々相續を六條判官爲義公より傳へて、大坪廣秀に至りて本木大坪流となる。内藤流も義家公より鴨二郎義綱醫相常禮軍の五馭を傳へて内藤太金吾に至りて本木枝内藤流となる。小笠原流も義家公より新羅三郎義光醫相常禮軍の五馭を傳授して小笠原家信より發して本木枝小笠原流となる。云々」

とあつて、大坪流を究むる上に馬醫のことは等閑に附し難いことが判るのである。

30. 「大坪本流」と胎教

「大坪本流武馬必要卷之二、常馬」に胎教のことが次のやうに書かれてある。



「武馬用」の胎教圖

「當流に云へる胎教は義家公の傳にして木馬のことなり、四面六方七所八所三段三折三六寸、其外十二の曲尺ありて、體をすなほになして心をのれと良き心となるやうに教ふる事なり。たとへて云はゞ孕る女の體を正しく持ちたるときは其子の姿正しく云々」とて、胎教の圖を書いて乘馬の心得を教へてある。

31. 「大坪本流醫駁の書」

と義家公

「大坪本流武馬必要卷五、醫馬」には源義家が醫駁の書を編むに當つて既戸^{ふまやと}乃皇子の「醫綱本記」を本としたことが書いてある。之によつて義家公が馬醫の一人であることも茲で言ひ得るわけである。又次のやうにも記されてある。

『深く醫療をなさんと思はば馬經大全、穆公安驥、元亨療馬集、朝鮮馬經等をよく見て倭の水土^{すいど}を考へて療治をなすべし。倭に大坪流の醫駁の書あり、其内にも金花草二卷は金瘡の事を説けるがゆへに妙におもしろき書なり。』

小河乘澄が天地關樞もふかき書なり。橋本道派の活奪集もよき療治本なり。齋藤昌陽（あきあき）の療醫明驗集もよく編る書なり。桑島並に太子流の醫本もおもしろき事多し』。

32. 享保二年「武馬必要」に獸醫の名始めて出す

大坪本流「武馬必要卷之五、醫馬」の中に始めて獸醫の二字が出てゐる。此以前には馬醫、馬醫師等以外には記されなかつたのである。即ち、

『病功にあたらざる馬醫の藥用ふることなかれ、脈色（みやくしき）の説こまやかなりと雖も浮沈遲數洪弦をよく取分けて病根を知ることなり難きものと桑島仲國も云き。脈を知り形狀を知り藥相當すれば明醫なるがゆへ、よろしきなり、さもあらざる人は唯見脈形狀をよく見習ふべし、馬は思慮なき故、寒熱も表の體にあらはし、其外結馬（むすま）、尿結（せきけつ）、虫腹等まで其煩ふ所を知らするものなり。よく心を付て知るべし、或獸醫の歌に、

かたもなき生死も知らぬ馬くすし佛たのみて地獄にぞいき

せんやしな本草くすりとききけれどどの病にてと知らでせんなし』

又、曰く、

『或る人、馬の一つ藥を知りて之を祕方とせり、まことに萬の病に奇妙不思議にきく、予此故に年久しく之を習ひ見れば源氏牡蠣散なり。蠣のからを七箇七度焼き、はこべの汁をつけては焼き、七日の内に十四度焼くなり、そ

の後よく／＼粉にして用ふ云々」

即ちカルシウム療法が當時既に行はれてゐたわけであつた。

33. 「武馬必要」に見る大魔

「武馬必用卷之五、醫馬」に大魔のことが出てゐる。即ち『世俗にたいばと云ふ事、當流（大坪本流）には臍返りと言ふ、八條に太馬と沙汰し、内藤にては駄威馬と書けり、又、大場とて東國にのみあるとも言へり、安騎の説には大魔と記す。此神雲中に現るゝ時は馬眼をふさぎ、進足もはばみ（中略）倭にも天文十五年の夏五月二十四日將軍家、畠山修理大夫を以て愛宕山へ代參の使として、そこに至り下向の折から下松の邊にて一女忽然と來りて畠山が乗馬の轡をとり、笑ふと等しく、馬忽ちに倒れ死にてけり。そも／＼此たいばと言ふは、神か魔性か、いまだわきまへがたし、馬經大全に、馬卒死は心肺の病と説けり、當流に言ふなるは實なるべし、大場と書きてたいはと昔より讀みけるなり、その朝凶相あり、倒れたる時針あり、藥あり、祕事なり』

と言つてゐる。たいばの正體は尙不明ながら、之を内臓の疾患による卒死と考へ針や藥を備へ、或は朝に馬相を見てその状態を知るの必要を論じてゐる所は流石に達見であると思ふのである。又曰く、

「或人の言ふ、馬を肥すに祕事あり、いかなる瘦馬にても、やすいを飼ば、そのまゝ肥ると語れり、世の人ことに晝は草をも水をも飼とはいへど、夜水の喰掛は、おろかなる故さもありぬべく思はる』

「馬の口まわりにある髯をば抜くことなかれ、その髯にて毒になるべき物を知りて撰びすつるとぞ内藤流口向の巻にも此事記せり」

「爪の平なるは野に生れたる駒なり、常に草を踏むゆえなり、爪の縮みたる駒は石地に生立、向爪すれたる駒は長伸たけのびざるものと言へり」

馬の爪(蹄)については「石にかかる爪、血落馬の爪、反そり爪、坪爪、開き爪、猫爪、腕口弱き爪、虫喰爪」などの名を擧げてある。

34. 「勝善安驥集」に見る便秘治療法

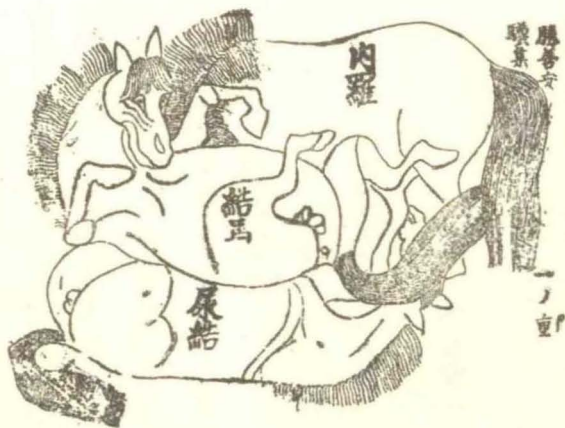
「勝善安驥集」については前言せる如くであるが、これに就て内容を抄記して見やう。
先づその序文とも考へられるものに、

「惣じて日本國名馬出る所は奥州、閉伊駒、甲斐、信濃、向、相模、河村、其外、相原、井上、牧寄出る駒の内昔は大驪(おふくろ)、小驪(こくろ)、額白、萬年墨、猿蘆毛、猿佐目、磨墨、生唆鹿毛なり」と記してある。

「第一巻結馬の次第」に曰く、

「結馬は惣別六月より九月迄は治す事安し、十月より五月迄は治し難し。何れの結馬なりとも四香に啗べき薬の

牽牛子大 大黃中 溫石ハラホツクハ大 活萹根ネツアラハ大 熊胆合セヤ
冷ナラハ小 ウ口傳



勝安善「集」に見る内羅、馬結、尿結の圖

右何れも合藥して熱の體ならば泉醋、冷體ならば、ハツキリを皿
つ計りすり水二合半はかりにて延べ一服し六時へだてに啗べし。

結馬腹中にて糞はこると雖も久敷なやみ糞を出すべきわきまい
もなく穴のもとにてつかえ、まわりふくれて見得ば童子の手に油を
ぬりて糞をくちらするも良。

此療治にても治し兼は當座こしらいを用ひべし。

當座こしらいの事

梅干肉七ツ 猪脂半分 煤一兩 燒鹽一兩

何れもそくいの如くに押合 卵の木の青肉の汁にてネバネバとと
きて、泉醋を少し加へ、竹を六寸に切て水ハチキの如くに中え木を
けづりはめ、竹より外へとり、つかの一寸も出るやうに切合せ、彼
の竹の中へ藥を入れ、まわり油を塗り穴へ入れ藥をつき込み竹もと

もにぬくべし。

古代より徳川末期篇

即ち起し舌を洗ひ包命丹を啗はすべし』

結馬即ち便秘症に對しては「馬經大全」にも手に塗油して直腸の宿糞を除くことが出てゐるが、本書にも小兒をして之を行はせることを述べ、且つ水錢砲やうのもので灌腸し殺菌、吸着、腸壁刺戟の目的を達しやうとした前記の手段方法は今日から考へても合理的である。又、藥物も多少づつ古方と變つて來てゐる狀況あるは注目すべきであらう。『同卷痢病の次第』に曰く、

『痢病と云ふは脾胃の虚なり、脾胃虚する故食消しかね、熱する故に水を好み、そのまま痢煩するなり、皆下集の虚なり、痢病の藥の事、

宿砂、芍藥、三角子、梟、平通散。

右合末して申柿を五つすり、寅の時の水二合ばかりにて延べ、彼の藥をかき立てて卯の時啗べし』。

35. 「勝善安驥集」に見る火蟲の外科療法

『第二卷火蟲の次第』に、

『火蟲と言ふは鏡の筋の下小うでの邊、鳥頭の上の上下、弧芳の邊に出る者なり。是は常に冷しかたまりたる上に惡血瘡となりて出る故に冷藥にては一切治しがたし、是によつて水氣を忌むなり。藥には輕粉、胡椒各一錢、明礬

石灰 皂莢霜各半錢。

これを合藥し瘡の上へ押付け、其上へ韭の根、鬼蘭草、連錢草、右三草を等分に好くもみ合せ、以前の藥付たる瘡の上に押かけ其上を手綱にてゆいて置くべし、先藥つけざる前に竹刀にて瘡をこそけ惡血を好く絞出し、血のたまり止む間、泉醋へ鹽を鳥の羽にてすくめ諸の煎湯にて洗、以前の如く藥をつくべし。

水キワと云ふは火蟲の如く出ると云えども瘡の形丸く穴あきて同じく瘡凹みて出るなり、火蟲は瘡イチゴの如くぬけ出で少し高く出るなり、水キワ療治は竹刀にて切り其上へアカカネを如何にもよく焼きてからやきに少し灸し、其後火虫の如くこしらひべし。療藥も同意なり。』

火虫に對する外科療法は既に此時に行はれたのである。

36. 「勝善安職集」に見る蹄病其他

「第二卷爪煩の次第」に曰く、

「アクトすばみてそる爪の療治の事、是はアクトに一切かまわず向を削り落して輕石にてこそけ、其上に鮭の子をつぶし付けて其上に石灰を塗りつけて置べし、又言ふ沈香の油をぬるも良、是は別に血の大過不及にもあらず天然爪はえすぎてそるなり。

アクト開きて然も毛のはえとまりたかく、爪腰折少々らを痛む事あり、是は小うてのまわりへ落る血をすつる事もなきにより血熱にて其儘アクト開きて爪まわりを痛む故に苦痛を以て彌々血落ち爪損じ、馬一世役に不立もの

なり、大方兩癱の病後の扱悪しければ是をなすものなり。又云ふ、筋氣の病後にも此の如く成る事多し。此様の爪にかまわずして先づ四足の血をとりほごし廿日も卅日も契冷し計りて四足の痛平癒するやうにあてかい肝要なり。其後苦痛よくくのきたる時爪を拵へし、切やうは四方一文字に見せ爪をよくなおして裏をも少し削り猪脂を塗りて少々香色になるほど鐵を當べし。

變形蹄の手當のやり方、蹄油に猪脂を用ひたことなど、當時の手技がよく判るのである。又、裂蹄を豎ブツキリ、横ブツキリと云ひ鯨の髭を釘に削つて先に漆を付け打込み、割れを止めることが述べてある。脱蹄は蹄はづれと呼び、之は爪廻りに惡血あるためとしてゐる。

『同卷眼病の次第』に指藥（さしくすり）を次のやうに記してある。

『はこべの霜三錢 烏賊骨同 辰砂半錢 寒水石同 右二色は水飛し 龍腦同 明礬同

右合抹して卵の木の青肉の汁、梅干の汁にてとき、鳥の羽にてさすべし。』

『同卷内損の次第』に曰く、

『内損と言ふは溫氣下腑に圖する折節、諸の食を與ふるに依て彌々下腑虚して痢を煩ふなり、初めは恒の痢病同前たりといえども連々溫氣換たる故に常の藥にてはとまらず、彼は結局虚熱して療藥ともに加減不相なり。恒の痢病の藥をあたひぬれども難治は内損と心得べし。此様の馬をば先雲門小門を好んで灸し、百會を大豆袋を以て一日に二度づつ四季の嫌いなく七日灸して其後内藥を啗ふべし。藥の事、泉散

宿砂大 厚朴中 梟小 茴香同 山藥中 細辛小 多角子大。

右合末して鹽湯にて一日に一度宛七日啗ふべし。』

内損とは即ち大下痢である。その治療には當時相當に苦心したらしい。

37. 「勝善安驥集」に見る齲齒、脱腸

同卷に「齒の根元よりウミ出でかうすれば齒の根悉くあらはれて少々は齒の落る事あり云々。』

燒爛は即ち火に焼けたものを云ふが、之に對しては、『栗木の灰を粉にして五兩、うるかの霜一兩、合藥して巨勝子の油にてゆるゆるとときて再々付くべし。(中略)燒て悉くうみ爛煩はば煎じ物を以て日に二度づつ洗ひ前記療藥へ天南星を合藥し付くべし。燒て治すると雖も毛生えぬ事あり、毛生藥を付くべし。黃牛額の皮の霜、犬頭霜、馬の頭の皮の霜各等分 龍腦少 右抹し合せ、ぬか針を以て血を絞り出し、よく洗ひて巨勝子の油にてときて付けべし。』

燒面に油、木灰を用ひたことも良く、更に毛の生へぬものに對し



病脱、後前産、爛焼る見に「集驥安善勝」

ての處方例も興味が深い。

此書物にある脱病は即ち脱肛である。原因を内損の病後に起るとし、之には雲門百會を刺灸すると書いてある。

此鍼灸によつて腹腔に刺戟を與へ緊張を促すわけである。

本書には桑島流正傳の鍼灸法を記してある。即ちその二

三を示すと命道の鍼とは上唇を返して青き筋の見える所で

その中の太い筋に二分刺して見る。その時に出る血が赤い

のは良く黒いのは煩悉く皮肉に入つて大切である。又此の

血を茶椀に受けて散れば吉、散らねば凶としたのである。

百會の鍼とは、腰の上、組目（くみ目）の凹かなる所に

て、これ七穴の正中である。即ち十字部に鍼し又灸するの

で、内羅其他の内科病に刺し、尿結には刺して水をかけ、

後肢の麻痺には鍼先を後へ刺す。

本書の藥性論上卷は内羅以下十一處方例を記し、天正三

年三月に小梁河中務大輔の記述であることを銘記し、同中



部灸刺る見に「集驥安善勝」
す示を會百は◎ し示を門雲は▲

卷は一切虚を治する藥外五方を記し、桑島藤右衛門尉宗延が慶長五年五月に書いたことを記してある。

其他に藥品の値段、人體に對する灸法が詳記してある。

38 「馬の一流秘傳書」と骨折治療

本書の年代は不明であるが、相當に古い時代のものであることは首肯し得る。著者名も亦不明の一流秘傳の寫本である。その中に書かれた馬の生死を知る事に曰く、

『一、ひとさし指を尻の穴に入れて見よ、いかにもいされるなり、これはじやうごうと知るなり、尾を振らすは生きるなり。又、鼻の穴へ同指を入れ見るに、外のいきばかりにて、内へ引くいきのなきは死す。又ふじやうにまけたる馬は毛より露ををくべし。耳をあげ物をきく耳のほねこわし。

一、もろくの毒草、薬も過ぎて悩む事あり。(中略)。

一、馬俄に足をすくめ、おきふしせず、涙こぼすに薬あり、小豆一、かまの下の土、右よき酢にて等分に合せ、組みたる四足にぬるべし。云々』

『又、傷の薬 骨折の治療については、

一、天南草、うしの角、右二品、黒焼にしてはこべの汁にてつくべし、』

『物を食はぬに薬、一 ふくりやう、一 かんそう、一 かまつち。

右三品粉にしてせせなきの水にてかうべし』(中略)。

『ほねの折れたるをつぐ事、ほねの折れたる中へ、ゆやなぎを入れ其上に一ほねとりのかへし、一きわた、一つげの木の皮を黒焼き、右何れも粉にして骨の折れたる上につけ、その上を鶏の生き皮をはぎてよくまくべし、内薬には一からす瓜の根を粉にしてかうべし』等と記されてある。鶏の生き皮で巻いて固定したことなど、幼稚ながら理に合つてゐると云へやう。

又、瘦せ馬に對しては一蟻黒焼にして、一いわし、一ひとももの白根よく／＼せんじ其汁にてかうべしとある。

39. 「本灌腸卷」に見る風病

桑島流の祖、桑島新右衛門仲綱の著に「本灌腸卷」なる寫本がある。その第一は結馬の次第、第二尿結（ばかりけつ）の次第、第三むしはらの次第、第四内羅の次第、而して第八は一切風病の次第で、之は急患の總てを含むもの如く次の説明をしてある。

『風病（ふうびやう）と云ふは大風、やう風、そく風の三つなり。大風と云ふは俄にふるへせなかをかがめ、はぎりをするなり、やうふうと云ふは俄に息はやくなり、せつなに絶ゆるごとくなり、又、そく風と云ふは是も息はやく、しきりにふるへるなり。』

40. 「和蘭馬養書」

後述『徳川吉宗時代と洋術の東漸』に於て述べる如く「和蘭馬養書」(西説伯樂必携)は今村大十郎、今村市兵衛兩名がケイスルの發言を筆記したもので、第一一四代、中御門天皇の御時であつた。市兵衛は始め源右衛門と稱し享保中御用方兼通詞目附となる。シドツチ通譯方並に最初の蘭書翻譯者として名あり、元文元年に歿し、大正十三年に正五位を贈られてゐる。今村英生とも稱される。

「和蘭馬養書」は本邦最初の蘭譯書と云はれる。その内容について細部に互つて抄出しやう。

「一、一才か一才半の頃陰囊を切候へば溫和になり軍陣に出候節も備の場を不亂候故、大將分の外は皆陰囊を切候馬に乗り申候乍去馬の性根は弱く成り申候。右陰囊を切り候には三四月の頃暖に成りて切申候尤其跡癒不申候内は庇に繋ぎ置申候。

一、本國は不及申其外の國々共に鐵の杓を用申候杓の裏に釘穴をあけ爪の大小により五六本迄釘を打込杓を堅め申候如此仕候へば石地山坂を乗候ても滑り不申爪損不申馬は心能落付申候、乍去右釘を打込候に加減有之候。深く打候へば爪を痛め淺く候へば杓持無之候故釘の長短に功不功有之儀に御座候(中略)

一、數日連路を牽馬草臥候節は蚯蚓の油に和なる酒をませ器物にて暖め足の節々に塗付申候、蚯蚓の油無之候節は「ポツトル」を用申候。總而數日遠路牽馬少草臥候體に相見え候はば二三日に一度づつ晩々に新敷牛糞に鹽と「ニンニク」に焼酒をませ合せ爪の裏にたつぷりと付け木綿切れにて爪の下よりぐるりと包み足に結付け置候へば翌日草臥直り申候(中略)

一、日本にて通用は病有之馬も病無之馬も養生と申し春秋二季に灸針を致事に候ヶ様の儀阿蘭陀にても致候や。

(答) 阿蘭陀國にては馬煩候節針を仕り血を取申候、別段に極り候て灸針仕候儀無御座候。尤も右針の致所は耳又は口の内にて御座候、併し馬の病症により所々仕候由(中略)

一、かめ候馬の致方の事(皮膚は龜の甲の如くなるものにや如何)

(答) かめ馬の身に出來候瘡膿の爛れ候節は「ニンニク」の根を四つに割一つ分細かに刻みヒムロの木の葉細に刻み掛目四匁牛の乳汁五合程「ミツドリタト」と申練掛目二匁「ビール」と申す麥酒二合半程右何れもませ合せ馬の頭を仰向けにして口より吞せ申候(中略)

一、馬小便不通の時は牡馬にては蚯蚓を馬の陰莖のさやの内に入れ申候、又牡馬小便不通の時に「フランドウエシ」と申燒酒に兎の足爪の跡の間の骨を潰け置吞せ申候(中略)

一、馬大便不通の時は腐れ鶏卵を潰しビボウの實の燒酒にて吞せ申候(中略)

一、尾すれ仕候には必其所に痒みなど有之尾をすり申候、能く吟味仕り口をあけ明礬を粉にして付け申候、若又尾亦是毛など抜候時は蜂蜜を塗り付申候(中略)

三宅周防守様より御問

(前略) 一、「アルテヤ」と申油膏藥持渡候や何々調合の膏藥に候や。

(答) 「アルテヤ」と申す油膏藥持渡申候、是は「アルテヤ」と申す草の根、胡麻仁、胡蘆芭、ホルトガル油蠟

「テレメンテイナ」と申す木の脂、是等の藥種にて調合仕候膏藥にて御座候、尤も別法も御座候得共尙又藥種此にて調不申候。

一、ナイラ、虫結馬、此藥唐藥種又は和にも有之候や、蘆薈此方を見せ可申事。

(答) ナイラ、虫結馬の藥種「ヂヤキリイデヨム」と申外此方にて調申す所にて御座候、蘆薈此方を見せ申候處彼方の蘆薈同様に相見申候由(中略)

一、遠乘に出候て餌如何に候や

(答) 烏麥の實計り喰せ申候(中略)

一、馬の脈の事

(答) 馬病生じ候ときは耳冷申候外に脈は無之候へ共、腹脇に動氣差出で手にて障り候へば覺え申候。
右の通を常々目當に仕り病を見申候。(中略)

一、馬の肩より首の廻り瘡出來申候事。

(答) 馬の臟腑の熱より出來申物にて御座候、其節は療治有之候。

一、馬の爪の端缺け候事有之候如何致候や。

(答) 爪の外より塗藥致し候て直し申候、爪の乾き候故有之ものに御座候。

一、爪のしのわれの事。

(答) 爪のわれめ雙方に油藥を塗り木綿にて卷付申候(中略)

一、尿詰(ばりつまり)の事。

(答) 阿蘭陀馬にも折々有之候、丸藥を用申候。

一、尿つまりの事。

(答) 馬の餌腹中に熱出で候て脾胃のこなし無之候故、尿つまり申候、此時は外より藥を水突きにて突入し又吞

せ藥も有之候(中略)

一、馬により左右又は前後かの増利手まきまで有之候や。

(答) 馬にも左右前後の利手御座候、夫は少も構無之候。

一、馬の息の長短の事何れが能候や、但し馬は鼻より息をつき申候乎

(答) 馬は息の長きを好み申候、惣て息つき短き馬は駈乘其外遠乘宜しからず候(中略)

鐵 沓

一、鐵沓打申候事阿蘭陀にて乘馬、車引申候馬も不殘鐵沓打申候石地山坂雪氷の上乗申候爲に鐵沓打申候へば足滑不申候、立爪、平爪の内、立爪に鐵沓打申候事宜敷候、平爪にては鐵沓拵御座候、爪裏中をすかし釘先を爪先廻り淺く打申候、上手下手により爪痛に成申候。阿蘭陀にても石を敷拵置申候馬場を乘申候。江戸又は長崎土地にて鐵沓打ち申候事宜敷候、藁沓は四足共に道半道も乗候へば沓搖ぎ足爪のために不宜敷候、鐵沓は能打申候へば拵

ぎ申候事無御座、道にて損じ不申候故、阿蘭陀にて遠路へ乗出申候、若し鐵沓損じ申候へば鐵沓拵申もの乗出候先所に有之候故、鐵沓調打申候、又は所持の鐵沓も打申候、爪のため鐵沓宜敷御座候。

一、堅爪には二三日牛屎に包み鐵沓打申候、爪和なれば其儘鐵沓打申候、鐵沓道にてぬけ申候は釘打様惡敷故鐵沓ぬけ申候、釘の打ちやう大事に御座候。遠路乗候時鐵沓ぬけ申候事も御座候得共其節右の通外の鐵沓にて打乗申候 (中略)

乗方 (略)

藥方

一、虫腹の痛

アサヘテータ 四匁 セーピンボーム 四匁 ヘンケルサート 八匁。

右三色を粉にして湯に交ぜ右の鼻より吹込申候、尤も湯加減は能程に見合せ一度用候へば痛止申候。

一、ばり詰り

スパンスフリーキ (はん猫) 二つ セーピンボーム 四匁。

右二色粉にして能加減の湯に交ぜ左の鼻より吹込申候、尤も馬利通し候迄ははみを喰せ不申候、右藥を鼻より入れ候て陰莖の口より藁心にてそろ／＼さし入れ候へば痒み出申候、又は「エーゲロイン」と申す虱を一疋生ながら陰莖の口より入れ申候へば是も痒み出申候に付小便通じ申候。

一、尿詰りの事

牛乳 レンオーリ(油)

右二色交合せ温め水突にて穴の内に突込む。尤も其節は阿蘭陀蠟燭を差込み其上にて右の通仕候(中略)

一、打目にて腫れ候藥

鹽不ボウトル 油煙

右等分に交合せ一日に二度宛目の外計りに付申候、目の内へ少も不入様に仕候(中略)

一、氣違候馬

馬の額の筋に燒金を當て馬の頭に木綿の袋をかぶせ鼻に當り候處を少し明け候其處より右のセイビンボームを火にくべ匂を鼻よりかがせ申候、袋著せ候事は匂の不洩爲に著申候、右の通り致し匂をかがせ候て早天より野に放し八間の綱を付けつなぎ置き草を喰せ申候、夜分は厩につなぎ置申候(中略)

馬疾療法

一、馬に三個の空所あり、一は頭なり内に腦あり、二は胸なり心臟肺臟あり、三は腹なり、内に肝臟、脾臟、腎臟、胃腑、大小腸、膀胱等の腑あり、此所を審にせざれば療法中る事を得ず(中略)

一、血脈運行心臟に起り全體に流れて又心臟に歸す。此臟の傍に大なる筋有之、名を「ポールトアーテル」といふ。大小の血脈これより分流す(中略)

第一「ドルース」と云事　これは大方馬の蹠の下に出来る腫物の類にて馬毎に有る出来物にて御座候、譬ば人にして申時は小兒の疱瘡疹等の如く馬には必ず出来物御座候、然れども差て大儀なる事無之大方は療治を加へ不申候ても鼻より膿水出で自ら治する事も御座候乍去右の腫物膿を持ち破れ候時は大儀に候故外薬を以て散じ申候。此外にも又兩の頬に左の腫物出来自ら破れ申候事も御座候、是は養様悪敷或は食物悪き故なり、早く療治を加へて能し、若し療治延引又は不相應成時は膿を持ち腫物破れて療治大切に成申候（中略）

第二馬の病差別の事　馬の病「ブローリス」と申て胸の蓋骨の間の皮肉痛む事御座候又「ヲルム」と申て胃中に虫出来る事御座候、又「コリイキ」と申て下腹の内より腰の内にかげ強く痛むこと御座候又「フルハンカ」と申て馬の四足胸すくみ呼吸隘敷く事御座候、「ヘイブル」と申て馬の耳の下に小さくつき出来候事御座候（下略）（2）

参考文献

(1) 出羽卓次郎 應用獸醫學雜誌、第十年第十三號

(2) 今村明恒 蘭學の祖今村英生(昭和十七年版)

41. 「和蘭馬養書」の内容

「第八「ヲルムインテマーカ」と云ふ事

是は胃中に蟲出来て腹痛む病に御座候、此病には「ヲタリカンキリ」四奴「ミツテリダアト」四奴「コロツブコロイド」を末にして指の頭程此三色麥酒にて用ゆ、尤口の中より血をとり其血も亦吞せて鼻の中口の中を鹽を以て

摺付候也。右胃中に痛みある中は右の蟲を不殘殺し去ること難成、然共右の痛を右の藥にて少し止め快く成り勢付き候時は又別藥竝に強き藥を用申候。其故は右の蟲小く細き蟲にては無之短く太き蟲にて數限りも無之取去ること急には難成候、其處に死馬を解き見申候に胃の腑の中を喰破り廻りに蟲の頭喰入りたるを見申候事御座候。依之馬瘦せ申候時は早速下し藥を見合せ専ら胃中を清くし調る様に仕る事肝要なり云々』

即ち胃に蟲が寄生して害をなすことについては茲に始めて報告されたわけである。

『第九 フルハンカと云ふ事、

是は馬の惣身別して四足胸すくみ息短くある事を申候。此發り四通程御座候、先づ馬を強く乗りて熱未だ醒ざる内に水を吞せ又は強く遣ひ又は乗りて後風吹き通す所に其儘立し置か、又は厩杯より放し出で小麦其外の穀物多くあるところへ行き餘分に食ひ腹に滿ち脹れて血大に盛になり血の廻り不順にして亂る時は血熱皆足に下り右の如く四足をすくみ別して胸すくみ申候。此時早速兩胸兩脇腹の筋筋より血を取り其温か成る血を直に胸に塗り付けてよし、尤も血を多く取候事肝要にて御座候、偕又此症血の廻り強き故に血を取る後止め度々煩候得共不止事も御座候、此時は縫針を以て症の口を貫き通し糸又は馬尾又鬣の毛を以て巻き藥を用申候、又後に蹄の上肉の境を平針にて突き水汁を取り申候云々』

即ち蹄葉炎に對して説をなしてゐるが、大體に於て今日と雖も此の説を首肯し得るものである。

『第十 目の療治の事 眼病の事品々御座候。或は打或は突、眼中干き又はマインヲゴと云ふて月滿るに隨ひ

眼見へ欠くるに随つて不見事有之又は「スタルブレント」と云ふて近か目になり、又「ブルードトロッフ」と云つて眼中に血むら出來又は眼脹れ又白眼に疵付、又目の上に血滯り出來る事有之、尤も外よりの病か内よりの病かと云ふ事心を付け見可申候。若し外よりの病又は疵の時は強き藥を用ひ不申候て惣て眼中に強き藥又は油藥など用不申候。又内より發る病の時は少し強き藥も不苦候。此時は煎藥内藥用申候、又「ダラクト」と云つて目の通りを針を以て様々指通し膿を催させ其膿汁を取り候事御座候。又血を取申候。

鶯の油二匁和かなる火にて煎じ解き、水の上に落し砂氣杯無之様にして「ロウサ」蜜と云ふ物二匁交合せて鶯の羽にて目の中に入れ塗りてよし。

目の疵大にして又痛み有之候はば「下ポートル」を煮解し水に落し入れ此「ポートル」にロウサ蜜を交付てよし、又目の外廻り大に腫れ膿多く出る時は、鶏卵の白味に蜜花の水を合せ木綿のほつしに浸して付置てよし。又酒酢に水を交せて右の如く付置いてもよし。(中略)

眼玉の外目疵の藥方

白丹礬一九二匁、明礬一六匁、金爐糝一六匁、ホールスアルメイリス一六匁、右の品粉にして水一四四匁又は一升餘程にまぜ焼物に入れ和なる火にて靜に煎じ詰嗜置き入用の節掛目四匁程を水三二匁程にとき一日に兩度づつ目の中へ入候てよし(中略)

第十四 馬咳嗽の事

咳嗽は惣て輕き煩にて其儘指置候ても不苦候、然共咳嗽久しくして不止時は又病發る事も御座候、根元は輕き事より發る。但し馬熱して急に冷す時は咽少し爛れ又は肺經少滯り又は干きたる節咳嗽強き時は肺經痛み或は破血する事度々見申候依て不捨置療治を加へ申候、先づ早速血を取り其血を麥糟に交ぜ喰はせて後「ヂャベンテ」又は外の粉藥を用候もよし。

藥方。赤阿蘭陀酒 八合程、甘草八匁、阿蘭陀茴香四匁、阿蘭柿四分の一、ゲレイン四匁

右五色阿蘭陀酒八合と水四十八匁にて半分程に煎じ薄木綿にて濾し吞せてよし。但し柿も口に押入れ吞せ申候其後半時程の間乗り又は牽てよし(中略)

第二十一 馬に蟲出來る事

蟲は血に胆を帶て發り候か又は餌惡きか又は出來物ある馬に交り居るか又病ある馬を飼置たる厩を掃除なしにつなぎ置其氣に觸れて發する事御座候、然共療治難調無之、依て藥方左の通り御座候。

一、良姜八匁搗碎き酒四十八匁に一夜漬置き、翌朝吞せ其次の日首の筋より血を取り又其才心日右の藥を用ひ、翌日血を取り右の如く三日藥を用ひ三日血を取り都合六日相濟其後三四日過て下し藥を用申候。

一、アンテモーニウム三二匁、エレベリス四匁

右粉にして掛目四匁宛餌に交ぜ喰せ血を取り下し藥を用候事右同斷、又右の蟲を去るに内藥なしに塗り藥計にて療治調事有之候、是はテレメンチイナ九六匁、チャン一九匁、タラーン小天目一つ分、

右一つにして練合せ熱き内に塗り付候、但し三日の間毎日塗るなり。其後二三日休て後石灰を塗り又は水にて洗ふてよし。

又方、阿菰四匁、良姜四匁、ニンニクの根一つ分。

右何れも搗碎き、木綿の切れにて包み轡に結添へ常の如く口にはめ一晝夜餌なしにして水を不吞差置て度々治し候事御座候（中略）



今村英生

第廿四「フルナーカル」と云ふ事

馬に鐵の脊を打候て釘數にてしめ申事御座候、爪の内の方に針を深く打候へば爪の生有候所に當り痛み申候、其時何れも釘目痛むと云ふ事を吟味し、其所を血出る程に口を明け「テレメンテナ」蠟「ランゲルラ」ブラーリ」を練り合せ少し温にして疵の内に入れ木綿又は總のほつしを其上に付置てよし。又小「キバル

ネートル」を粉にして入候てもよし、又「ランゲルトラーフラーリ」を入れてもよし又「テレメンテナ」計を煮解し入れてもほつしを上につ置てもよし、若し又爪に熱を含み候時は牛糞にて爪を包み其上より包置てよし（中略）

第七十二 疣の類出來候を取り様の事

馬によりて頭或は腹又は足杯にても疣の類の物出來候事御座候。若し出來候はば糸を以て地竝に卷縊て毎日次第に強くくり候へば後にはくり目より切れて落申候。楮又右出來物平く卑く出來候はば丹礬の油を付て毎日少しづつ疣の上を切て其後に又右の油を付てよき加減に成様節相止め申候。尤も付過し候て地肉の内に深く喰入不申様に仕候。

第七十三 足に出來候「カンケル」と申す惡瘡の事(下略)(一)

本書の原本と思はれるものは東京帝國大學農學部獸醫科に保存されてある。

42. 享保年間の「清朝馬法口傳」と徳川八代將軍

後述『徳川吉宗時代と洋術の東漸』の始めに記する如く、享保十二年には支那浙口の人、陳采若、沈大成、江南の人劉經先等渡來し、馬の飼方、乗方、馬相、治療方等につき詳述せしめたが之が「清朝馬法口傳」として全四冊よりなつてゐる。即ち八代將軍が之等の人を招聘されて自ら馬事を研究されたものである。その序に曰く、

「一、享保十三年馬の乗方、飼方、療治等能心得候者再渡の節連渡可申旨朱佩章申上候に付臨時廣東信牌一枚俸朱允傳へ御與被遊候者沈大成と申者馬の乗方飼方能心得候に付致同船罷渡申筈に御座候處武藝有之者連渡候儀不審を立奸曲の者共色々取沙汰仕候故同船にて致渡海候儀遠慮に存候由大成申候に付左候者跡船より罷渡候様にと堅く示合朱佩章計り先達て致渡海候處、沈大成儀渡來段々及延引朱佩章申候處相違仕候に付、甚首尾合不宜候。然處同

人弟朱來章於三唐國一致承知一弓馬ともに勝れ候陳采若と申者竝馬醫劉經先此兩人差遣し候由にて末年六月二拾番船主鐘觀天連渡申候。尙陳良選と申者方へ朱佩章より書翰を以て沈大成を何卒致同船連渡候様頼遣候に付則沈大成を致同船末年六月廿一日船主陳大成連渡申候（中略）

一、劉經先馬醫の儀は祖父より三代の馬醫に御座候。十四才親劉經芳相援て靖官付竝市中馬の療治を仕候併弟子と申候ては無御座候（中略）』

右三人の内陳采若及沈大成は騎射の習練、馬上の構へ、馬上挑の遣様、手綱等について述べ、沈大成は馬乗方、馬飼方、毛色、筋骨善惡等について説き、又劉經先は主として治療、藥方、烙鐵、馬針等に就て述べてゐる。その内容を抄出すると次のやうである。

『一、唐國の陰囊を不拔馬に日本馬を乗くらべ候に心合又乗候心持、乗味合共にさして相變り無御座候内唐國陰囊を抜候馬は心定り四季共に相變儀無之候、陰囊を抜不申候馬は心定り兼申候。

一、唐馬心合日本馬と同然にて御座候形ちは日本馬宜しく候。其譯は唐國の馬は三ヶ月骨大きに首厚き馬多有之候陰囊を抜候へば日本馬の通り三ヶ月骨小く首薄くなり候。唐國の陰囊を抜き候馬は肉付き候に前後鈞合肉付候唐國の陰囊不拔馬は前身肉付後身肉付兼申候。日本馬は唐國の陰囊抜候馬と同然前後鈞合肉付申候。

一、家猪、狗、羊、牛きんを抜き候へば精洩れず肉付太りやすく味合好くなり申候且又驪馬きんを抜き不申候へば馬を見候て喰かかり喰殺し申、驢馬きんを抜不申候へば能さけび申候、殊外聲高のさけびに二三十聲も續け叫び

不申候其外獸の勢を去り候事存知不申候。

一、陰囊を抜き申候處、元亨療馬集にも淨其兩腎と有之候兩腎とは則ち罌丸の儀にて御座候又挺出腎子とも有之候、是も同然罌丸にて御座候。然ば黃帝の時より初り候董仲仙驢馬の法きんを抜き候事にて勢を去り候事にては無候。勢を去ると有之候は驢し候て腎中の相火の勢無之候故に勢を去ると本草綱目にも載と申候かと存知候古今傳候驢馬の法はきんを抜き候て勢を切去るにては無御座候。且又豕、狗、羊、牛、本草綱目には勢を去ると有之候へども、勢を切去る事は不仕候、皆陰囊を抜申候古の儀は存知不申候へども是又馬同然古來より勢を切去るにては無之候と存候。(中略)

一、唐國にて馬無養生の爲灸いたし候儀無御座候、針は春三ヶ月の内三月に桃花血と申候て鵝脈血を左右ともに取申候。殊の外瘦候馬は取不申候尤瘦馬肥馬ともに春三月の内無養生に茵陳散六貼飼申候六貼の藥は三月一月の間に飼申候、勿論五日廻りに一日に一貼宛皆一度に飼申候茵陳散の方に記す。

一、夏三ヶ月の内には至極肥馬は帶脈穴の血をとり申候、瘦馬は取り不申候、瘦馬肥馬ともに無養生に消黃散六貼飼申候。六貼の藥は六月一月の間に飼ふ、尤五日廻りに一日一貼宛、皆一度に飼申候消黃散の方に記す。(中略)

一、鐵杵は唐國土地によつて打申候、四川、雲南、西陝、南北京、河南、山東、此七省は砂地又は岩石多くあり候に付鐵杵を打候へば爪裏痛損し不申候に付不叶候、江南、浙江、廣東、廣西、湖廣、福建、江西、此七省は土地にて町筋は切石を敷候に付鐵杵打不申候ても爪痛み申義無之候、鐵杵打候へば却てすべり候義有之候に付

鐵杵打候義會て無之候鐵杵打候へばスベリ不申爲にては無之爪といひ候爲にうち申候、打様悪敷ぬけ候様に候へば結局爪の痛み損しになり申候惣て土地の所鐵杵打候義承不申候。

一、家猪生れ候て二三ヶ月なり候てきん下り候を切取申候。切取様は陰囊の直中を立てに切さき二つのきん竝に白筋五分程切取申候跡は縫候にも及び申さず薬とても付不申候きんを切候へば父にはなり不申候。尤もきんを切り候前に物を喰せ不申候。

右之通劉先申候

一、驢馬は只はね喰候氣を靜候計にては無之候。驚馬を變じ良馬となり候益有之候、其致方は存知不申候水驢火驢の致方も見及候迄にて手に懸驢候義は無御座候へども荒増左に記し申、中肉の馬は火驢に仕候肉合十分の馬は水驢に仕候。何れも驢し候前夜には草飼料ともに減じ飼申候正六、七、十二月此四ヶ月は忌申候、尤日からを撰び天氣宜風立不申候節早朝に驢し申候、藁を平地に敷き細引を以ておふくりにし馬をふせ四脚をくくり仰かせ丸木にて四足を兩人にて荷ひ上又細引を以口をくくり不動様に一人に持せ夫にても動候へば鼻ねちを用申候。

馬を驢る者右の手にて馬蹄刀と申候爪切庖丁の様に拵庖丁を持ち左の手にて陰囊を握り千金穴の上を軽く切割内のたま竝に夾板と申候物にてはさみ焼かねを當て汲立の水にて淤血を洗ひ胡麻の油に鹽少加へ切口に入れ縫申候て早速くくり候細引を解き靜に引廻し候て底に繫置毎日三遍宛靜に引廻し申候、二十一日飼立候へば愈申候右は火驢の方にて御座候。水驢の方も火驢の致方の通りに内の玉を取り白筋を二寸切取玉を包候立筋の血筋を分け汲立の水

にて洗ひ筋の口を揃へ陰囊の内に入切口の淤血を能洗ひ、胡麻の油に鹽少し入切口を縫申候其後の致方火躰の致方と同前に御座候。

馬陰囊を抜候後の飼方

一、馬陰囊を抜候後三日は鞍の肌付計を背にきせ置申候水を飲せ不申飼料に水を多ませ飼申候、躰候て七日の内は飼料平日より煮豆立合増七日より後二十一日目迄は煮豆立合増七日より後二十一日目迄は煮豆一升を増飼申候廿一日の間は綱短く兩方へ繋ぎ置晝夜馬を寢せ不申候。毎日三度引廻り尤躰候て七日の内は金櫛掛不申はれんにておし不申候。

一、陰囊を抜候事は荒馬強氣の馬は陰囊を抜き靜なる馬は拔不申候。(中略)

一、三四歳の時陰囊を抜申候。(下略)(2)

43. 「良藥馬療辨解」

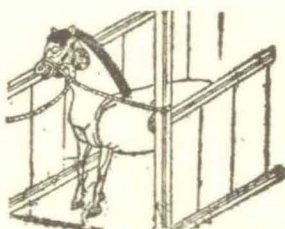
享保十七年即ち第一一四代中御門天皇の御時に「良藥馬療辨解」が出版された。本書は五冊からなり洛隱士、似山子編輯する所のものである。「乗畜の大意、四時五臟に旺するの辨、針灸穴淺深の異、馬形上好之辨、辻吉凶の賦」等の内、最後のものでは次の如く述べてある。

「辻 旋(つじ)に作て馬毛に用ゆ、脊に在るを關黃と云ふ。辻は十字街中の意人の寄り集りたる街なり、或書に

毛の倚りし所とあり、又云ふ。毛血の餘り、流行の滯なり、故に旋の字を以て辻と訓す。和名鈔に廻毛(つじ)、一に云ふ旋毛(つじ)、和名都無之(つむじ)。旋の吉凶をなすこと其謂あるべからず、しかりと雖も、又無きにしもあらす云々』

又、次の如き旋毛の呪歌を記載してある。

『月毛には心にかかる雲もなし、よしあし毛とて何わかつべき』



船ゆるぎの矯正法

めることを圖示してある。

「臨戦専用集」なるものが、相當に古い頃出たが、之は馬屬について記載してある。

参考文献

(1) 今村明恒 蘭學の祖今村英生(昭和十七年版)

(2) 大友源九郎 獸醫古書集録(未發表)

古代より徳川末期篇

而して旋の善いものとして逢萊、珠目、華粧、愛相、富門、愛憐、見受、入府、福相、馴寄、尾殿、骨正、五之目、知領、驅分等を記し、悪いものとして破勢、轡搦、乳元、蹄通(人を蹴る)、見上、眼水(涙痕の旋とて患へ絶へぬとされる)、被門、髮中、陸道、尾上(結馬の相とされる)、死門、弓箭、浪門、鬼門其他を記してある。

『馬用諸器の圖』には爪打槌、同炮丁、鐵灸、槽、幕等種々圖示し船ゆるぎなる癖馬に對しては網に石を入れて兩の頤に下げると、ゆるぐ毎に石が當るので遂に癖を止

第四二項については特に大友氏の厚意を感謝するものである。

44. 「良藥馬療辨解」と石藥、藥草

「馬療辨解」三、の石藥として記載されたものは六〇種、草木としては一一五種で、之等を以て當時即ち享保年代は馬、牛の治療に當ててゐたものであることが判る。之を列記する煩に堪へないのであるが、試みにその代表的のものを記すると次の如くである。『石藥之部 辰砂（異名丹砂、朱砂、肺を溫め虚勞五心の熱をさまし煩渴を醫す）、石膏、水銀（風を去り諸瘡を治す）、雄黄、雌黄、代赭石、蓬砂、自然銅、鐘乳、芒硝、石英、赤石脂、眞珠、鉛粉、龍腦、樟腦、犀角、牡蠣、海蛤、龜甲、鱉甲、阿膠、象牙、鹿茸、羚羊角、虎骨、雀肉、蝙蝠、蜜（異名蜂糖）、白殭散、蟹、斑猫、全蠍、龍齒、龍骨、露蜂房、白花蛇。

草木之部 甘草、地黄、白木、柴胡、獨活、升麻、黄連、川芎、車前子、五味子、干姜、葛根、當歸、芍藥、瞿麥、黄芩、防已、茴香、牡丹皮、縮砂、木通、香附子（血の道、胸に熱あるをさます、腹痛を治す）、肉桂、茯苓、黄蘗、桑白皮、厚朴、檳榔子、山梔子、枳殼、白檀、木瓜、桃仁、杏仁、蓮肉（氣を増し痰を止め大便瀉するに吉）陳皮、青皮、鼠尾草、忍冬草、茵陳、防風、菊花（風邪、頭眩の腫痛、目涙腰痛に用ふ）、紫蘇、薄荷、桔梗、牡丹皮、枇杷葉（肺熱内羅産後に吉、血痢し息を苦む馬に用ゆ）、半夏、大黄、附子、牽牛子、苦參、榆白皮、柘榴、牛膝、合歡皮、薏苡仁、烏藥、山藥、天南星、遠志、石菖蒲、青黛、巴戟、蒲黄（煮て用れば血を止めそのまま用ふ

る時は七瘡八腫の血を破る、尿を通じ古血を通ずるに吉)、決明子、百合、知母、紫根、蘗本、天麻、肉豆蔻、異名
肉果、胃の腑を開き氣をめぐらし痰を去り腹中を温め下痢を治す)、烏頭ウズ、藜蘆、大戟、何首烏、胡蘆巴、木賊、
蓖麻子、鷄冠子、松脂(消渴を止め胃の熱を除き耳のつぶれたるを開く、膏藥に用ひて萬の痛を止め膿を拂ひ瘡八
腫の馬に用ゆ)、桓子仁、楮實、乾漆、巴豆、麒麟竭、雷丸、胡椒、丁香皮、覆盆子、烏梅、楊梅皮、沈香、乳香、
安息香(亂血して目を眩すに吉、氣を調へ膀胱を温め霍亂を治す、冬寒に當り毒を消し胸の痛むに吉)、琥珀、海藻、
阿魏、葶澄茄、五位子ゴウイシ(諸瘡肺に風入て内羅ふき、腹を止め精の弱きを治す、齒の根痛を治す)、胡麻(肺氣を調へ、
虚勞を補ひ、金瘡を治し、膚を調へ、力を強くし、筋骨を堅くし、目を開かにす)、大豆(腎を補ひ腫を消し風を去
り胃の熱をさまし、腹を止め五臟の結したるを通じ、聲を出し馬の筋骨を強くし息を長ずる也)、小豆、白扁豆、
蘿蔔、葱ヒトシ、蒜、冬瓜子、芹、酒、醋、其他。

「馬療辨解」四、は『脈論之辨』で、『懷馬二十六生死之脈』を論じてある。而して懷馬即ち妊馬の脈が沈細で
微なるを良しとし、息細にして荒いのは心の血が胸先へ上るもの、息大なるは子が太るため、胎馬諸病ともに脈の
急なるは悪い。エナの下らない時に脈息常にして熱なるは生、脈早くうごき細にしてふるへるは死ぬ。などと書い
てある。又難産の原因については、『難産と云は毒食、子にあたつて偏身なへ其品々によつて是をなす。或はさか
子と云ふも毒食、子に當つて乳つらに離れ、さかさまに子を産み、又、子をうむ時、うみかね、偏身なへ四足立ち
かね、子袋さきに少し出て、そのまま死することしげし、』と書いてある。

「馬療辨解」卷之五、は藥方を論じたものであるが、書中に「結馬は大腸に蟲上つて通熱胃の腑に滿ち」「大國には結馬を蟲と論じて右の藥をあたふ故に巴豆を用ふる事なし、和國は馬の性違ひ、大國の如くならざれば牽牛子に巴豆を合せ、合ふほど宛度々かふべし」「蟲腹、五臟六腑に一つ宛蟲あり、腎脾胃には陰の蟲、陽の蟲二つ宛、此二臟一腑にあり、たとへば食を進むる蟲もあり、姪犯をすすむる蟲もあり、氣をいさむる蟲もあり云々」と云つてゐるが、此「蟲」は即ち一種の氣分であつて、蟲腹とはその氣分を害した意味である。

例へば「蟲腹頻りに痛んで病む時、

方、黃柏兩 厚朴一兩 甘草二分。

右水一升入れて七合に煎じ、其汁の中へ神仙解毒を二粒入れて煎じ解毒とけると其儘三度に飼ふべし」とある。

「眼目」の項に「家傳、病より起りたる目ならば本藥を用ふ、加減に葶塵子、又、木通、又金銀花を加ふべし、

(中略)

又、打目、つき目などにて眼を明かに痛むには、かうづけ砥の粉を乳にてときてさすべし、又、蠅を取り、羽を捨て茶碗に五六十入れ、乳を澤山に搾りこみ、能くすり絹にてこしてさすべし、たちどころによし」

と記した如きは甚だ珍奇な方法と考へられる。

又、「切疵洗藥」として「藤瘤を煎じて熱からぬほどにして洗ふべし、鑊疵かきずき、矢疵やぢならば山の芋にて穴の底を洗ふべし」

『手負馬、腹腸出たらば、藤癩、車前草を煎じて能く洗ひ押込んで疵口を馬の尾にてゆい、生子の糞、えの油、水かね、此三味をのりに押ませ、疵ほどに紙を切て押付て置くべし、手負養生の内は馬を動かぬやうにすべし、又伏すべからず』と記してある。

馬蹄については『馬の爪を大切にすること我が爪の如くすと古人云傳へたり、常に小便をかけたる吉、亦猪の油をたやさず塗るべし、四足すること、湯の中へ酒の粕を一つかみ入れて洗ふべし、湯手には艾をして良し、ちと湯あつき程にして扱跡をよくひやすべし。長途をひきて踏摺あたりたるには右の四足湯にてよく洗ひ、扱、昆布を細かにきざみ燻草などのやうにしてよく沓づりを巻き、其上より度々馬の小便をかけて置くべし』と書いてある。

45. 「狂犬咬傷治方」の内容

後述の『享保、寛保時代の狂犬病』に記した如く「狂犬病咬傷治方」は第一一五代櫻町天皇の元文元年に野呂元丈實夫が著したもので、後に寶曆六年鈴木俊民が大阪の書林に命じて復刻したが、之は野呂元丈が大阪を通つて有馬温泉に浴するの時に此企てを容れたためと云はれてゐる。内容を抄記すると、『凡そ犬此病を得るを狂犬、癩天、風犬、獺犬と云ふ』とて種々の病名が呼稱されてゐることを記し、又曰く、

『一、杏仁をいりすり水をいれ、こして汁をとり飲むべし。又煮て毎日三度づつ飲むべし、
一、杏仁をすり瘡の上にあつくつけ、きれにて結へ置きてよし。』

一、咬れて後七日ごとに一度づつ發するものなり、三七日發せざるはよし、百日をきてつづがなきは全く愈ると知るべし、七日ごとに蕚のしぼり汁を茶椀に一盃づつ吞べし、或は毎日一盃づつのめばいよくよし、若冬時葉なくば根をすりて搗汁にし服すべし、瘡いえて後發するにもよし、妙方なり、

一、山野人家なき所にて咬れ灸治療ともに急になしがたき時は冷水にて瘡をよくくくあらひとり、血の止るを待べし、ふせぎてとむることなかれ、又瘡大なるは流水にてひたすもよし、血止りて後綿を傷口にあて、はな紙又は手ぬぐひにてよくつゝみ風の入らぬやうにして大によし、

一、地榆根（われもろ）をつき瘡につけ、又汁を飲べし、生なるもの求めがたくば乾藥を粉にしてつけ、又、さゆにて一日に三度づつ百日が間吞てよし、

其他に頭髮、蝟皮を焼いて末として飲み、蓖麻子五十粒殻を去りよくすり鹽水で洗つてからつけ、梔子（くまざ）黒燒、硫黃を粉にして付け、蚯蚓糞（みづのけ）を水でとき瘡につけ、蝦蟇（ひきがへる）を蕚に合せ膾（なま）にして食ひ、頭垢（か）を瘡の中へ入れ、砂糖水を塗り或は服し、乾姜末、明礬粉等も塗劑にし、又、『咬みつかれし犬を殺し腦をとり瘡にぬれば、かさねて起らず』とも書かれてある。又、馬錢子一匁を末とし服し、咬所へ人糞、犬糞、牛糞等を付け、咬れた傷の治らないのに雄黄、麝香等を服せしめるなど種々と記載してある。尙、復刻書には附録として、

一、狂犬に咬まれて自ら愈へて後大熱發し瘡痛むには鐵漿一盃飲むと忽ちに熱が去る。一、山中に狂狼あつて人を害する時も狂犬の治方と變らない、鼠に咬まれたのにも早く灸し樺皮煎汁で洗ふもよい。毒鼠のため大熱が發し

たなら黑豆、山梔子、甘草等を煎じ服し又、胡枝花の葉をよく研磨して瘡の上に塗ること等を記してある。

尙、此書を野呂醫官が著してより東國に狂犬流行し咬傷者多きも此書によつて命を全うする者数を知らずとし、實に濟世第一の好書と奥書がしてある。(本書は板垣四郎博士の御厚意により私が所持してゐる)

46. 寶曆版の「馬療辨解」其他

洛隱子、似山子輯するところの「良藥馬療辨解」は享保年間に出版されたのであるが、後に寶曆、寛政の頃に再版してゐる。以前片假名であつたのを平かなに改めたのみで内容は變らない。

「馬褐うまこ」馬衣なり、左傳の注に馬被は馬被なり、和名に無麻岐奴むまきぬ、俎談に曰く、馬褐上古は太布を以て、近代美粧にして、繪絹彩紋品々なり、今の製古に異るやと、長さ五尺四尺三尺、最も馬尺に應ず、之を一服と云ふ」など、繪を畫いて記述してある。

尙、茲で追加したいことは桑島新右衛門仲綱から輝宗様進上として「病馬家之直道」なる寫本を書いてあることである。之は元龜二年八月の書である。又、同じく仲綱、桑島治太夫、大宮彌右衛門尉、舟生若右衛門家延等の署名ある「金益集」及び「金傳集」が元和八年に出てゐる。

又、前記「韓土の牛馬醫方」は、その後、我國で木版復刻されたが、蓋し支那系の書として生命の長かつたもの一つと云へる。即ち「馬經大全」を最古書とし「牛馬醫方」之に次ぎ、「元亨療馬集」が殿をなすものであらう。

(此の追加記事については三井獸醫中尉殿に感謝するものである。)

次に朝鮮に於ては金州版の「馬醫方」、清州版の「牛馬治療法」、昌原版の「牛病方」等が出てゐる。之は前記「牛馬醫方」の復刻であらう。

参考文献

(1) 竹内貞一 大難厩、愛犬時代、第十一號、昭和十年。

(2) 大友源九郎 古代獸醫書集録(未發表のもの)。

47. 「牛療治調法記」と額上黃花

第一一六代桃園天皇の寶曆六年七月に「牛療治調法記」が丁字屋九郎右衛門の手で出版された。之は從來の書物から煩しきを削り要を撮んで記したもので、卷首には耕夫織婦の讚を掲げ目次に『牛經綱目』と題し『辨牛相法』即ち牛の相を辨まうの法を記し、『黃牛(あめうし)、青牛(あをうし)、黒牛共に額上に一つの黄なる花の形あるは大きによし、』とし、又牛中の王相としては『白牛頭黄なるを牛中王と名づく、きわめて良し』と讚へ、其他牛の七圖を掲げてそれづくに説明を與へてゐる。

『母牛孔紅』即ち産門の赤きを云ひ、之は子が多く産れるので大に良とし、『乾役肚脹』即ち口鼻が乾き腹の張るもの(鼓脹症)には古い手拭一本を焼灰にして酒一升で煎じ之を灌(もち)ふ。『戦冷咳嗽』即ち顔へ咳をするもの(悪寒戰慄、發咳)には桃柳の樹の心(しん)各一握、咳には食鹽一兩、淡鼓汁一升、葱白一握、童子の小便一升

を和し灌ぐ（内服する）。『暑熱中惡』即ち熱射病又は日射病には水一升、鹽^四、葱^一根、酒^一升、同煎灌之。

又採藥吉日を各月に一日宛作つてあることも面白い。

『肺穴の風病（氣管支炎又は肺疾）はねばりたる痰を見はし、喘息氣荒きには瓜蒌散よろし』として次の處方を掲げてある。

芭蕉葉、桂心、知母^{各一兩}、瓜蒌、見母、檳榔、陳皮、紅豆（あづき）、青皮（しやうひ）、宿砂、當歸、山梔子。
右爲末、服毎に一兩蜜二匁、水二斗調へ灌ぐ（服用の意）。

48. 「馬療重寶記」と陰囊縫合

第一一六代桃園天皇の寶曆九年五月に「馬療調法記」が前者と同じく丁字屋九郎右衛門によつて出版された。これも亦從來の書物から粹を抜いたものである。

『第七、毛むしの事、毛むしと云ふは毛ぬけ、又毛の根に白き粉のやうなる物つきていづるなり、苦辛をいかにもこく煎じて洗ふなり（中略）』

第二十五、陰囊のさけたるには青木葉、大麥、藤こぶ。

右煎じにこり酒、鹽少し入れ煎ず、但し馬をふせて、さけたるきんを洗ふべし、付け藥。

天南星、鹿角黒燒。

右を油にてときて付べし、さけたるきんを馬の尾にて縫ふべし、ぬいたる上にも皮藥を度々つけるべし。ぬい方はきんの皮に細針を以て穴を少しづつあけ、其後かのぬい針にて縫ふなり（中略）

等の五十四項を記し、之に五ヶの灌頂（處方）、忌み物四ヶ條、瘡の事、病馬の相法、緊急の事、針灸圖、針の説、追加等に互つて詳記してある。

當時、此書の外に「牛科撮要」「馬療撮要」等が併せて丁字屋から出版されてゐた。又、寶曆六年に小川英長が「養馬書」なる板本一冊を著したが、本書は飼養、藥方、相馬調馬の法、古來馬の產地、馬具の故實等に及んで記してある。（1）

49. 「日用馬療醫便」と脉色、灸點

寶曆八年十一月に路下隠士岐光林著すところの「日用馬療醫便」が出版された。本書も亦主として在來の著書から選拔集録したものである。

本書に見る『血脉八道の事』では次のやうに説明してある。

『浮脉と云は脉筋（みやくすじ）を見れば太く大に見え、按て見れば指を押反すごとし、熱の脉なり。沈脉（ちんみやく）と云は脉筋を見れば細く見え按て見れば指の下弱くなきが如く寒の脉なり。石連脉（せきれん）と云は脉筋を押さけて見れば節立つて、たとへば玉をつらね引たるごとし、瘡の脉なり。竹筋脉（ちくきん）と云は、たと

へば竹を破て細きを血筋の内に置きたるやうに指の下に覺る。諸筋病の脉なり。代脉と云は上にてても下にてても半分浮脉半分沈脉なり、之は三日病の脉なり。麻促脉（まそく）と云は押て見れば指の下擧らざるは必ず七日の内に死口傳。芤脉（こうみやく）と云は脉筋を見れば細く指の下強し、是は皮肉熱し髓寒なるべし。滑脉（くわつみやく）と云は脉筋を見ればふとく、大に見え押て見れば指の下よわし、是腸腫の脉也。

昔は血筋の大小便軟を以て病を察し未だ血行の速度に思い及ばなかつたことは、心臓の機能に理解ないため、之は是非もなかつた。（本書の出版は實に西曆一七五〇年代である）

『病馬經見』には『一度臥して起たざるは筋骨の痛なり後脚を移し難きは腎經の痛なり。齒を咬み頭を低るは心經の痛なり。喘息して調はざるは肺經の痛なり。急に起き急に臥するは脾經の痛なり。口に清涎を吐くは胆經の痛なり云々』と記してある。

上、中卷より下卷に至ると、針所馬形五圖を添へて上六脉、中六脉、下六脉、驗針の卷等を記し、更に灸所馬形の圖一一を添へて肝灸、心灸、脾灸、肺灸、腎灸及び外灸を説明してある。

例へば灸所には肝輪、肝俞、和筋、胆清、筋陽、肝尾、六郎、老花、浮肝、老活、上々井、風門、貫關等の名がそれ／＼附され、圖に於て肝輪とある所へ灸をするともろ／＼の上實をさます眼病によし。又曰く一切筋病を治す。老活の灸は老馬すじつり瘦せ衰へたものに良く或は眼病に良いと云ふ如くである。

（第一四九頁、一五〇頁は「馬經全書」に見る『十歳—十八歳馬の口齒』及び『肉斷』の圖である。）

50. 「萬病馬療鍼灸撮要」と採血

寶曆十年三月には平安隱士泥道人著すところの「萬病馬療鍼灸撮要」が出版された。江戸、西村源六、大阪、安井嘉兵衛、京、錢屋三郎兵衛が版元である。

序に曰く『馬に七結あり、内羅あり、よく是を辨じ鍼灸を施し斃を救ひ死を起す者は馬醫と謂べし、其餘雜病繁多ありと雖も治法はことごとく七結内羅の内にあり、大抵藥餌を用る法は緩病に宜し。鍼灸を以て治する法は急卒に備ふ。況や僻村遠地或は藥物に乏しき所にして卒功をあらはすものは鍼灸にしくはなし。故に此書はじめに馬の輸穴をあらはし病證に及んでは各々の針灸の法を載す云々』と、即ち輸穴の圖として鍼所を圖示すること五頁、次で『鍼法』を記し、『惣じて馬に鍼する事、鍼經に春の初より秋の終までは血を捨ること沼の如くせよ、冬に至りては血を惜むこと金の如くせよと云へり。然れば春の土用より秋の土用までは、血を度々取て養生すべし。冬はみだりに針すべからず、若し冬血を多くとりては必ず結馬となるものなり。(中略)』

惣じて馬の諸病に寒熱のわきまへなく針灸を用ひてよろしき所あり、伏兔、風門、百會、千段、たまき、右の穴は四季を辨ぜず、寒熱を論ぜず用てよろし』とある。

本書によると結馬即ち糞のつまる病には雲門に針してその上に灸するのである。『内羅には數多の品ありといへども、いづれも肺の藏より發するなり(中略)惣じて内羅の治療にはつうもん、福斗、肺の俞、右の穴に針灸すべし』

と記されてある。

又、鼻病の條に『鼻の内より黄色又は白くねばりたる物出るは内糲と心得藥を飼ひ療治すべし、但し黄色白色の膿又は血の出るは皆熱に屬す、すみたる水の出るは寒に屬す』。

『腰内糲と云は始は常の如く内糲をふくごとくしはぶきをして鼻よりねばりたる汁を出す、たとへば牛の涎の如し、かやうの時は腰内糲と心得、早く治すべし、後には跡足痿たる如く踏立かね引立れば前へ進まずして左又は右へかた付歩むなり、或は引出さんとすれば出でず、つよく引けばころぶなり。

肺俞、千段、百會、腎俞 右の穴に灸すべし。内藥には

人參、甘草、楊梅子、荊芥、瓜蒌各一兩、とくたみ五兩、牡蠣三兩、苦辛二兩、牽牛(けんご)三兩。

右九味粉にしてうす酒にて交々飼ふべし。』

『癩風(なます)とは大略肩又は平頸あたりに出て、人のたむしのごとし、常の肌より少し高くふち立毛薄く毛の根に瘡ぶたのごとくなるあり。五倍子、石灰、右二味等分にして摺付てよし。

51. 「安西流馬書一部内拔書」

第一一八代後桃園天皇の安永六年に高木源次郎は寫本「安西流馬書一部内拔書」を書き残してゐる。書物の中に『圓高木、遠州川根』の印形を捺し、先づ「けつ馬に上中下在る次第」から始め、結馬の藥は

『一大黃^{一兩} わうれん^{二分} わうらん^{一兩} けんごし^{二分} 少しいりて鼠糞^{二分}。

各々粉にして、さいかちの枝と共に煎じてかうべし」と云ひ、内羅は特に『内荷』と書き著し、『ひむしの藥奥一藥あり』とて、

『一小麥蘖の黒燒^{二兩} 土龍^{一兩} 蜂の巢の黒燒^{一兩} 牡蠣^{一兩} きわだ^{一兩} ゆわう^{二兩} 五八草^{二分} 何れも細末して右付藥にて治

らずば此藥で養生すべし、五八草はちがやを五すじほど入て焼くなり」と書いてある。又『馬の子をうみ、えなの下りざる時、兎の皮を黒燒にして水にてかうべし云々』とも述べてある。

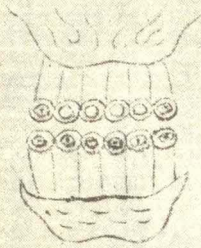
本書には一子相傳の藥として六味散の處方を擧げてある。之は大黃、かん草、茯苓、さうはく皮、わうらん、ばくばさんの六種を細末して等分に合せたもので馬の諸病に效ある妙藥とし『天竺』では之を金剛散、大唐では不死藥還命散、日本では六味散と云ふなり」とし當家即ち安西家では白樂散と特に云つてゐる由を附記してある。

52. 「馬經全書」「療驥驗方集」其他

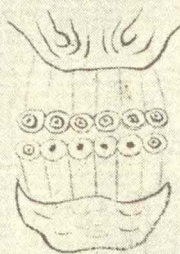
「馬經全書」は天啓二年即ち清朝に於て俞彦の著したもので、これ亦「馬經大全」其他の説を複寫してある、之を我朝の安永七年に村越氏藤正直が寫したものが残つてゐる。翌年即ち後桃園天皇の御時に、前記正直は「療驥驗方集」を書いたが、之は漢土と我國との馬醫書によつて、その藥用法の長を採用筆寫したものである。

第一一九代光格天皇の寛政三年に、奥州棚倉藩の桑島五郎左衛工門尉忠康は「伯樂祕書、明堂明鑑集卷」を著し

齒口歳六十



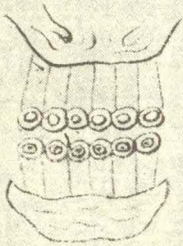
齒口歳三十



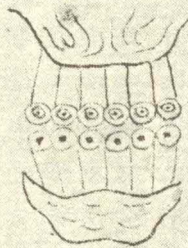
齒口歳十



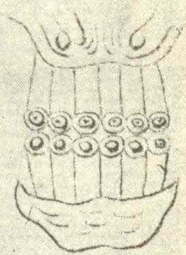
齒口歳七十



齒口歳四十



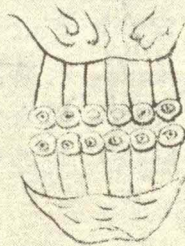
齒口歳一十



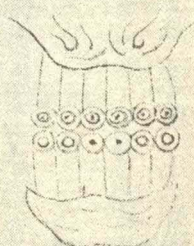
齒口歳八十



齒口歳五十



齒口歳二十



肉斷



第二十一肉斷起卧病源歌

肉斷元因走不安，四蹄不舉重如山。
 黃帝問師皇曰：肉斷者何？答曰：肉斷者，因大肥而求飽，走大急，覺着心肺及五臟，并脂肉損也。太陰主其病，又曰：冷氣不通，上下氣力入于蹄，故四蹄重如山。又云：熱上及于心，肺冷乃中注，亦四蹄重，令馬飽上走，不惜其力，故肉斷也。又曰：冷熱不和，五臟不安，為肥也。但抽尾本曾堂血，須至平和，不再看。又曰：尾連腸之血，解肺之熱也。更用消黃止痛散，便是周時八駿駭。

た。本書には桑島肥前掾信實、桑島勘右衛門尉忠清、桑島勘右衛門尉忠季、桑島新五右衛門尉忠直の名を奥書してある。第一〇頁の『側面臟腑形之圖』では稍々正常に近いと思はれる馬體解剖圖が附してあつて、之を往古の書にある圖と對照すると一段の進歩の點が見える。

第一一九代光格天皇の文化三年には「馬目利之書」(寫本一冊)が出てゐる。之は大武藤兵衛著になる。(2)

同年「既馬新論」なる板本一冊が出てゐる。之は龍山堂主人の著になり既舎の建築、騎術、療法、馬具、爪鬚等を書いてある。此書物では「馬經大全」「安驥集」等を妄言多き書と警めてゐる。(3)

第一二〇代仁孝天皇の御時、天保十四年には「善旋毛圖」一冊(寫本)が出てゐる。之は川又某の書寫になるもので、書中に

『つまれかし、目あへ耳あへ口きれめ、のびてよきのはふし／＼と知れ』

と歌つてある。相馬古書の一つである。

天保十一年に「馬藥方書」(寫本)が出てゐる。信州岩村田宿依田百太郎の奥書きがある。此書物には、

『目ヒルの事。まがしらよりヒルの如くなるもの出る、銅針にて目ヒルを通しハサミにて切つて取り、水で回りをすむほど洗ひ、はくてう香をさすべし、パウフリ虫とて玉の内に一寸計の白き虫の動き云々』

とあるが、之も「病馬俗解集」にあると同じく目ヒルとは或る種の眼疾と考ふべく、パウフリ虫は即ち振虫であり潤晴虫である。

53. 「牛科撮要」、陸軍初刊の「馬療新篇」其他

享保の頃攝陽の野人桃林子は「牛科撮要」を著した。本書は『きくわさん、はい、たち、きも、きのふ、いんしやう』等の病名と病牛圖及び處方を書いたもので、之に馬灸、馬針圖などが添へてある。

原玄璵（昌克とも云ひ水戸藩醫）著「瘰狗傷考」は、天明年間に出版され、寛政年間に再鐫されたものと思はれるが、本書には、

『風犬の人を害するや都鄙を問はず、其毒に觸るる者比々相屬す若しそれ理療一失すれば則其毒膏盲に入る。（中略）左氏傳云、國人瘰狗を逐と云ふは即ち風犬なり、或は獠犬、癩狗、風狗、狂犬等之稱皆同義なり（中略）、獠犬齧は犬狂疾を發し、跑躁人を齧む、若し之に中れば人をして疼痛を發し止らざらしむ、發狂犬聲の如く急に治せざれば亦能く人を殺す、男子三日を過れば治せず、婦人五日を過れば治せず（中略）』

等と記し藥方、治方の多數を擧げてある。その『灸法第四』には、

『夫れ犬毒に灸するの法、從來既に久し、内經に曰く、犬齧む所、之に灸すること三壯。千金方云、獠犬の齧む所、未だその惡血毒を盡さざる者、上に灸する一百壯、既に後當日灸する一壯、若し血出でざれば其血を刺出す、百日灸せば即ち止む』と、又、『刺法第五』には、

『鋒針刺絡之術、用ひて而して奇功を奏する者多し』と述べてある。（本書は板垣四郎博士より惠與され私が所

蔵してゐる。漢文體の記事である。

享和四年に「牛病治療鑑」(寫本)が出てゐる。

「弘化武鑑」には『御馬醫菊地宗太夫』の名が出てゐる。

「養馬書拔」「療治方」の二冊は嘉永四年に谷口忠左衛門藤原正衛が所持してゐたもので、口傳書寫本である。

「菅草」は水戸南陽原子柔の著書である。「瘦狗傷考」の著者原昌克と同一人である。(前述)

天保の頃、曉鐘成は「犬狗養畜傳」を著したが、之には『犬の病を治す藥、瘦犬快生散、柔狗強壯散』等の賣藥まで擧げてある。(3)

「大成武鑑」に『御馬醫菊地久之丞、御馬醫方、燒火之間二百俵高、桑島新五衛門、桑島新助、落合十三郎、落合十次郎』の名が出てゐる。嘉永年間の書である。

慶應三年に「馬療藥祕書」が出た。これは兒玉流と銘打つてゐるが、結局は從來の書の寫本に過ぎない。筆者は不明である。

同二年「乗口集」なる秋元辰恒によつて筆寫された書物が出てゐる。

安政三年に常陸國眞壁郡井ノ上邦の水越佐中が「帝問馬師皇脈色論」なる板本を出した。

慶應二年「馬療新篇」が陸軍所から官版として出版された。本書は實に西歐獸醫學の印刷された我國最初の書物と云ふべく、茲に我國獸醫學が一新される機會に恵まれたのである。

同三年「相馬略」が靜修堂から出版されたが、本書亦、その原本はオランダ兵學校の馬醫ファン・デル・ホル著述「ハンドレイチング・トット・デ・パールデンケンニス」を川本清二郎が譯し川本六太郎が筆記し、同じく川本裕幸が訂正したものである。

54. 「馬 誌」

安政年間の「馬誌」『第二十二治療の部』の條に次の如く記してある。

『倭は大坪流の醫馭の書あり、其内にも金花草二卷は金瘡の事を説るがゆへに妙へにをもしろき書なり、小河乗澄が天地關樞も心ふかき書なり、橋本道派の活奪集もよき療治本なり、齋藤昌陽の療醫明驗集もよく編る書なり、桑島並に太子流の醫本もをもしろき事多し、聖師の方組を見るに君臣佐使の法を立て名將の敵をうつが如く病をうつ事なり、一疋の馬の命を絶ても養ひたるものの恥なり、よく／＼心得て療治をなすべき事なり（馬術要覽）』

一、五勞といふ事あり、血、氣、筋、皮、骨の勞れをよせて五勞とするものなり、血勞とはときを辨へずして馳驅するゆへに其勞をなす、氣勞とは汗いまだ止ざるに乗つて又乾かす事度々に及べば其勞をなす、筋勞は久しく歩み速く行事數々なれば筋勞るなり、皮勞は汗久しく流て止ざるは皮勞となるなり、骨勞は久しく立て骨をこわくするゆへに其勞をなすなり、皆乗人の心疎なるがゆへに節をこへて乗るがゆへ其勞をなすことなり。

一、點痛といふ事あり、乗人及伯樂は猶更心を附てしるべき事なり、頭を上て點するものは膊尖の痛なり、頭を

平らかにして點するは臍欄の痛なり、頭首ともに點するものは乗重の痛なり、頭を低に點するものは天舊の痛なり、前足を移しかたきは瘡風の痛なり、空を走るがごとく飛で地に足を附ざるものは漏蹄の痛なり。

蹄を低く、か如くしてまた蹄を引て點するは蹄尖の痛なり、蹄にかかり點するは蹄眞の痛なり、腿を直にして走るは膝上の痛なり、腿を曲て行は筋上の痛なり、胃頭に脚を高く取て點するものは瘡風骨の痛なり、頭をあげはたらかす點せざるは蹄頭の痛なり、坂を下るに遲滯するは胸の痛なり、道路を行に靜か過たるは外跟の痛なり、又外にひつめを向つて踏は裡跟の痛なり、頭を點じて行は脚上の痛なり、頭を打拂て行は臍上の痛なり、脚を引て走るは雁趨掠草の痛なり、脚を引て行は燕子瓦骨の痛なり、後足を痿して行は鵝鼻骨の痛なり、脚をつかぬるが如くにして行は肺把五攢の痛なり、脚を直にして行は濕氣の痛なり、腰を低くして行は雁趨の痛なり、腰をささげて行は脊筋の痛なり、腰ををさめて起さるは内腎の痛なり、後足を移しかたきは腎經の痛なり、把前は傳經の痛なり、總じて馬に痛ある事は乗人のあやまれるなり。

銜を以て角を入て脾骨を痛め骨を碎く鈿鞍又は鞍下に物を敷て脊梁骨を痛めまたは割竹打棒を以ていましめうつとて皮肉骨を痛しめて終に馬の煩とはなることなり、銜を當る事は馬になにのためぞや常馭には其益はすこしなれども、軍馭に至りて其益あるがゆへに銜をば當付習ひたることなり、古人の心根を知らず傳なきがゆへに物々毎々に過失多かりけるぞかし、能く其道を習ひ乗べきことなり。

一、馬を持者は少々療養の道を知るべし、然れども深遠の術を苦み學ぶには及ばざる事なり、只血を刺し夜眼を

燒き或は虫氣、腹痛、打身等の藥を知て事たるべし（官中要錄）

一、汗を見て乗程をわきまふべし、故實多しといへども孔五汗を程とすべし、胸掛つくしに出る汗を一汗といふ、耳の根に出るを二汗といふ、少し休むべし、尻掛の懸廻しに出るを三汗といふ、折節しばらく休むべし、あまふきを四汗と云ふ、よろしく休むべし、小雨普くかつ濕候の内より白露の如くこぼるるは五汗なり、宜く休て藥治も又すべし、もし了簡を誤りては馬命危し、よく心得べき事なり（安都馬具佐）

一、十二經絡七情六淫は人と馬かとわることなし、しかれども馬には胆なし、兎に脾なしと世にいひけらし（中略）、人と馬との療治に少しづつの差別あることは人は五臟六腑、馬は五臟五腑ゆへなり、これより馬醫の道も分ちある事になりたるなり（馬術要覽）

一、口色を見て四季旺分の病をすることあり、口色桃花の如くなるは無病健馬なり、其口色變じて春青色なるは肝の病なり、夏赤色は心の病、秋白色は肺の病、冬黒色は腎の病なり、四季皆下旬に黄色ならば病脾にあると知べし、まことに伯樂の心を附すべき所なり。

一、世俗にたいばといふ大坪流には腑返りと云、八條には太馬と沙汰し、内藤にては駄威馬と書けり、又或人語るには大場とて東國にのみあるといへり、安驥の説には大魔と記す、此神雲中にあらわる時は馬眼をふさぎ進足もよとみはやむれば鞍下落付ず、倒るる馬の如くにして轡を請す惣体すくみ立所に精神みだれて死するなり、倭にも天文十五年の夏五月廿四日將軍家畠山修理太夫義忠を以て愛宕山へ御代參の使として其所に至る、下向の折から下

松の邊りにて一女忽然と來りて畠山が乗馬の轡を取笑ふとひとしく馬忽ちに倒れて死てけり、抑このたいばといふは神か魔障かいまだ辨へがたし、馬經大全に馬即死は心肺の絶症ととけり、大坪流にいふなるは實なるべし、倒れたるとき針藥の法あり。(一) (本項については大友源九郎氏の御厚意を感謝する)

55. 「解馬書」

嘉永四年に東水菊池宗太夫藤原武樹が「解馬新書」を著したが、これが獸醫解剖學の最初である。しかし乍ら前述せる如く馬体内臟の狀況に關しては極めて原始的又は想像的乍ら今迄に圖示されたものがあつた。又、人醫のそれに見ると嘉永年代を遡ること約八〇年に松田玄白、前野良澤、中川淳庵、桂川甫周が「解馬新書」を出し、更にその四年前に河口信任が「解屍編」を出し、更にその一六年前の寶曆四年には山脇東洋が「藏志」を著してゐる。

扱て茲に述べる「解馬書」は安政六年六月、田谷彌兵衛利貞が、『我調息の馭法にて斃馬を解体すること數多なりと雖も口傳のみにして解馬の書たる物なし、大概を知るは傳にあれども猶委く研究せずばあらず、故に解体の有様を圖に著して宜きは菊池源助の解馬新書中の我傳に叶ひたる所を拔萃して又加はるに師の口傳を以てし備忘の爲とす』とし、又『解馬新書は長澤金太郎(菊池門人)から一本を得て之より抄出したもの及び書中朱書の分は矢川文内先生調息馭法傳書より拔書した』ことを奥書してある。その上部氣道、肺胞等に互る精細の點は殆んど餘す所なく畫かれてある。心臟も亦左右室に別け或は豐項、堅膈、尖銳等の區分をしてある。腸にあつては十二指腸、空

腸、迴腸、盲腸、結腸、直腸、腸間膜、繫帶等の名を附し、大動（靜）脈管も亦よく畫かれてある。

参考文献

(1) 大友源九郎 獸醫古書集錄（未發表）

(2) 熊谷金太郎 應用獸醫學雜誌第一四年、三〇九頁（一九四一年）

(3) 齊藤 弘 動物文學、昭和十五年十二月號

二〇、古書と馬醫關係記事

1. 「駿牛繪詞」「和漢三才圖會」

第一一三代東山天皇の元祿十三年に出された木版本、「群書類從」卷四九三、雜部四八は「駿牛繪詞」で、檢校保巳一集錄になるものである。卷末に「國牛十圖」を附してある。

第一一四代中御門天皇の御時「和漢三才圖會」が刊行されたが、その畜類の部に次のやうなことが書かれてある。

「豕（ぶた）は高大にして百餘斤あり、物を食ふ至つて寡く、甚だ之を畜養し易く、甚だ生息し易し、天下之を畜ふ、而るに各々同じがらざるあり。或は耳に大あり小あり、足に長きあり短きあり、皆土地に従つて異り、其孕むごと四月にして生ず。肉は苦微寒にして小毒あり。脂膏は小便黃疸水腫を通じ輝裂及諸瘡を治す、胆は大便秘不通を治し小兒五疳蟲を殺す。

狗は叩なり、吠聲節ありて叩くが如し、凡て犬三月を以て生ず。栖家を離れて遠く走る則ち數々尿を路傍に残し歸るには其尿氣を臭いで數十里と雖も己が栖を失はず、小疵を被れば自ら舐りて即ち癒ゆ、若し耳鼻を傷へば則ち舐ること能はず而して治は易からず、小豆を煮て食はしむれば即ち癒ゆ、糞穢を吃して鰓腐を舐めず、多く魚腸を食つて却て皮毛禿爛す、故に魚のために癩狗多し。常に糞を遺さず却つて犬を畜はざれば門外は犬糞多し。犬齡の一歳は人の十歳に當り十歳を過ぎるは希れなり。病死するにその屍を見せず。馬錢(マチン)の毒に當るものは急に水を吞ましむれば即ち解す。病猫犬は烏藥の汁を用ひ之を灌ぐ、猫犬の癩に桃樹の葉を用ひ搗爛してその皮毛を擦す。虱を生ずれば白色の朝腦を用ふ。癬疥を生ぜば好茶を濃く煎じ過夜冷して洗ふ。凡そ犬舌を出して尾垂るものは風狗なり。人之に咬まれるれば木鱉子七箇、檳榔二錢、水二鍾を以て七分に煎じて服す。

羊は頭小身大にして毛長し、二歳にして其毛を剪て以て氈物とす、之を綿羊と云ふ。諸羊皆孕むこと四月にて生る。躑躅を食して死す。肉は苦甘大熱、虚勞を治す。乳は虚勞心肺を潤すを治す。蜘蛛の咬毒を解す。戯れに羊に紙を食はしむれば即ち喜んで食ふ。羊乳を蕃語で介伊辭(ケイジ)と名づく。哈密及び大食國に大尾羊あり。

牛の齒は下にありて上になし、其齒を察してその年を知る、即ち三歳は二齒、四歳は四齒、五歳は六齒、六歳以後毎年接脊骨一節なり。耳聾にして其の聽くこと鼻を以てす。肉は甘温、牛乳(ポウトル)は甘微寒、蕃語保字止留と名づく、牛の涎は反胃嘔吐を治す。

馬の肉は辛苦冷にして毒あり、熱を除き氣を下し腰脊を強くし身を軽く志を強くす。

駱駝（ラクタノムマ）は西北蕃界にあり、其頭は羊に似、兩肉峯ありて鞍形の如し。日に行く二三百里、又能く泉源水脈、風候を知る。足を以て地を搔くにより之を掘れば必らず水あり』

2. 「明良帶錄」「吏徵附錄」「徳川實紀」と馬醫

江戸時代中期の幕府の馬醫につき「明良帶錄」によつて窺ふに、

『馬醫、二百俵高、見習十五人扶持、若年寄支配』と書かれてある。又、『桑島吉郎左衛門は代々の職業ゆへ其病の起る處を察し、針灸湯液を與ふ』とし、世襲制度を示してある。(1)

「吏徵附錄」に曰く『下與市郎(馬醫心得)諏訪部新三郎(御召御馬預)支配、高五十俵二人扶持、武州府中在住、躑躅間上下役、正徳四年甲子正月十八日發、四谷御厩病馬與一郎方へ差越云々』(1)

「徳川實記」に曰く、元祿二年に馬醫桑島新左衛門忠久の孫新助忠陣に對し月俸下賜のことあり、又享保年間に馬醫に治療用の藥價を下賜された(1)。

3. 「津輕藩御日記」と馬醫

「津輕藩御日記」に曰く、(1)

『寶曆六年二月廿日御馬役申立候、此度大和田新六儀、三御馬屋馬醫被仰付候に付、御年始並五節旬登城候様、

被仰付度奉伺旨申出、達ニ五郎左衛門ニ窺之通申付之。

『元祿二年二月十日、津輕坂牧父馬煩申候由從ニ御馬方ニ申立に付、馬醫差遣可申』

『享保十年六月、山屋權右衛門申立候は、五ヶ御牧馬内羅藥並諸病共用候馬藥申來次第、馬醫方より相渡候様、御勘定奉行へ被仰付被下度奉伺候旨に付、申立之通申付之』

『寶曆十年五月廿八日於ニ戸田清左衛門宅ニ申渡之覺

御馬役一人大和田伊兵衛儀病身に付隠居願之通家督無ニ相違ニ悴新六へ被ニ下置之直に馬醫に被ニ仰付之、出座御目付、

一、乍恐江書付申上候私儀元文三年六月朔日親新兵衛家督無ニ相違ニ被下置則御馬醫被ニ仰付、難有仕合奉存候、今年迄廿三年相勤申候私儀當年六十歳罷成申候然處去年十一月より下に病再發仕其上眼痛強以ニ御威光ニ御醫者伊藤益町醫、松田道因其外數醫之藥服用色々養生仕候得共快氣不仕(中略)私儀隠居仰付被下置候様願候悴新六儀當年卅六歳に罷成申候延享四年二月廿四日御馬方見習被仰付寶曆三年九月廿一日御貸馬取扱兼役被仰付、一ヶ年金三兩つゝ御手當被下置相勤罷在、同六年御馬醫本役御貸馬取扱兼役被仰付御目見被仰付相勤罷在候處、同八年十二月御貸馬取扱兼役御手當金御差引直に御馬醫本役被仰付相勤罷在重々難有仕合奉存候、無調法者御座候得共以ニ御憐愍ニ相應に被召仕被下置度奉願候右之赴何分にも宜敷御沙汰奉仰候以上

寶曆十年庚辰四月廿一日

大和田伊兵衛

青沼求馬様

有海七太夫様

木立靜馬様

『一、寶曆十二年十一月十日奈良兵衛門申立候馬場藏之助儀馬醫術出精仕候に付、大概書物等も傳授仕候最早病馬治療も相勤申候私儀取立以御威光ニ執行仕度奉存候間何卒私共御番へ相加はり御番相勤候様尤同人當番之節差懸六ヶ數病馬御座候節私罷出療治可仕候病馬へ立障不申候へば執行相成不申候間右之段申上旨申出之主人へ達之願上通申付旨申遣之』

寛政五年九月、伯樂桑島平馬が療馬の效により牧馬一匹を下賜され、又、同十年十月に藩の馬醫頭取に對し帶刀が許された。即ち、

『輕野村平馬と申者馬醫功者之者相聞得候間帶刀御免之上在所馬醫頭取申付候、尤御馬療治方等有之候節、御馬役より申遣次第罷上り療治致候様、此旨申付候様申遣之。』

『御馬醫木村仲右衛門儀、金濱御馬藥用いたし快相成、尙又御家中拜在町病馬療治方出精相勤候に付爲御賞目録之通金百足被下置候。』

一一一、南北朝時代の馬醫

貞治二年(北朝四代後光嚴天皇の御時)鹿兒島の薩摩郡山崎村に玄心、玄參と云ふ兄弟があつたが、二人は串木野邑或は市來邑の生れと云はれ、馬醫に妙を得た人であつた。或時、死馬の皮を剝いたのを見て、

『此馬は猶ほ生氣がある』とて、馬を覆ひ藥を與へるに忽ち蘇生した。此のやうなことが多かつたので、里人はこれを魔法の所爲であらうと疑ひ、後來大害をなすべきを恐れて遂に二人を殺し、馬頭觀音にまつて崇めたと云ふことである。

後に文化三年の頃、郷中の人々相謀つて新堂を再建したとのことである。(1)

参考文献

(1) 鹿兒島縣畜産史 大正二年版

一二二、島津義弘と馬醫術

薩摩の藩主第一七代の島津義弘公は智勇兼備の人で征韓の役には泗川に於て大勝を占め、關ヶ原の戦には寡兵を以て關東の精銳を突破し威名天下に鳴つたのであるが、又、馬政に關しても深甚の注意を拂ひ、馬相を察し馬病を

治することも、世間普通の伯樂などよりは優つてゐたと云ふ。

高山村、迫田家は義弘公時代から伯樂を業として世襲した家であるが、その由來書によると、

『第十四代彦左衛門尉祐久、肝屬氏高山を退くの後大始良より福島に召移され又、福山城に召移さる。知行四十八石下され候也、其後高麗合戦立御座候間罷り立ち、軍中にて兵庫頭様より伯樂御弟子に成し下され稽古仕り、則ち御針拜領仕り候、歸陣仕り候後國分御厩附御奉公仰付られ相勤め申し候云々。』と記されてゐるが、兵庫頭とは義弘公を云つたもので、これによつて祐久は朝鮮で直接義弘公から獸醫術を授つたこと明かで、その拜領した針は三稜針であつたこと云ふ迄もない。

尙、義弘公が馬を愛されたことは次の例によつても知れる。即ち、

『一日北山内助と申すもの義弘公の前に在て喜ばざる色あり公不審に思はれ尋ねられけるに、内助、公にはよくも見玉ふものかな、臣が祕藏の馬痛み大に惱み候が心に掛りて、早く宿許に歸りて看護仕りたしと云ふに、公如何にも心遣ひならむ、馬は武士の足ぞ、大切に療治せよとて直に暇を給ひけり。』と云ふ。(1)

参考文献

(1) 鹿兒島縣畜産史

第百十四代中御門天皇癸巳之年、法橋、寺島良安は前述の「和漢三才圖會」を著した。寺島は醫師だが、當時の書物として之に亞ぐものなく百般の文物を載せて一書としてあるので後代までも之を記述に引用する學者多く、内容はや支那で書かれたものに當時の諸相を加味してあり、その獸醫術に關するものとしては次の記載がある。

『牛經大全ニ云フ 凡牛、雖ニ天時極寒ニ鼻有レ汗如シ有レ病無レ汗則チ死在リ且夕ニ有レ汗即隨可レ醫。雖ニ天時甚ダ冷ニ牛角ハ不レ至レ冷ニ故如シ頭貼レ地者不レ治又口鼻大小便 出レ血者不レ醫無ニ其證ニ宜レ用レ藥 以上三症ハ乃醫牛之要法也。

按牛馬見レ風則走^ム牛^ハ喜^ビ順風^ヲ馬^ハ喜^ビ逆風^ニ牛常食^ニ食草^ニ就中喜^ニ烏蕪^ハつた^ニ草葉^ニ蕪人誤^リ刈^ニ入^レ毒草^ヲ則チ一ツ^ツ擇^テ之^ヲ不^レ食^ハニ毒草^ヲニ其^ニ胎^ヤにれかむ^也凡^ツ四十八^ニ而止^ム如^キニ病牛^ニ則^チ胎^ム數少^シ若不^レ胎者必^ズ死^ス甯戚^カ相牛^ノ經^ニ甚^ク詳^{ナリ}云^々。

按馬之療治針灸藥方詳^{ナリ}ニ干馬醫書^ニ其藥中^ニ禁^ズレ用^フル^ニ貝母^ヲ誤用^レレバ之則^チ害^スレ馬^ヲ。而本草^ニ載^テ雞屎烏梅^ニ爲^ス馬^ノ毒^ト及^バ貝母^ニ者後人試^テ知^レ之^乎。』

又曰く、

『狂犬^{ナル}曰^ク獼生^ニ一子^ニ曰^ク獠^ニ二子^ニ曰^ク獅^ニ三子^ニ曰^ク獾^凡犬^ヲ以^テ三^月而^テ生^ス在^レ畜屬^レ木^在レ^レ卦^ニ屬^スレ^レ艮^ニ在^レ禽^ニ應^ズニ^ニ婁^星豺^見之^之跪^ス虎^食之^之醉^ツ犬^食ニ番木^鼈則^チ死^ス物^性制^伏如^シ此^ノ。』

二四、犬 醫 師

北條高時の行つた犬合せには、當時の大名高家が競ふて強犬を飼育し、之に錦衣を着せ籠に乗せ登城したものと云はれてゐる。しかし此當時に於ける犬醫の術が、どの程度まで行はれたかは全く知る由もない。

天正年間即ち豊臣秀次關白の時代には病犬の傷を改め、或は脉を考へ藥をもつたことが記録にあり、藥治としては人蔘などを用いたことも「松尾筆記」に出てゐるのである。

徳川五代將軍綱吉の時代になつてからは犬醫師なる職制が出来たのである。此頃の事を「護國太平記」卷の三に依て窺ふに、柳澤美濃守甲斐國拜領の條に『何某の院、將軍を申進め猥に生類の命をとることは誠に其報恐ろしく、此一事急度上意有之、生類の命救給はば御子孫萬々代と云ふとも盡事不可有之、目出度御代をいつまでも治給はん、御計何事か之にしかん、とりわけ君は正保丙戌正月八日御誕生なれば生類の中にて犬をばわけて御愛愍あるべしと詞巧に申上る。さしもの御名君如何なる天魔のみいりけん、尤も御賢慮遊され、嚴く申渡すべしとの上意に依て美濃守下知を傳ふ。これより江戸町中犬食に飽き、北條九代高時禪門が所爲に過たり。犬子を生むときは其一町の家主、下役名主に訴へ年寄に告げ町奉行に至り犬醫師といふ者ありて恭しく禮をかけて招き、犬の脉を伺ふなどて術を盡して藥に大人蔘を用い命危きとて藥店へ人を走らせ、或は布蒲團を新に仕立、重ねて敷き、又上より布蒲團を以て覆ひ、美食を調へ美肴を調味し、二七日の内は晝夜朝夕數十人代りく張番し繁き店中をあげ、これを入れ三七日に至り犬醫師の指圖にて氣晴らし足馴らしとて、處の家主下役五人組繩を取て其犬を引き、十間、二十間も町筋を引廻す、そのウツケたる有様前代未聞の事也、誤て犬に疵付萬一犬死するときは申譯くらきものは其品によ

り死罪又は遠島擧げてかぞへがたし、北條高時犬を集めて戦せしのみ未だ犬の代として重き人倫の命をとりしこと聞えず云々』又曰く『犬に病あるか噛合ふて傷きなどすれば犬醫師にかけて治療す、其儀等閑なる町は過怠を蒙る故に町々は恐れて早々醫師を迎へる、此療治常の醫者は斷りを申す、處に神田旅籠町に平助といふあり、之も攝州大阪藥屋の手代なりしが、かの地をかけ落し當所に来り、旅籠町の番人同前になり、給銀を貰ふて町用をつとめけるが、不圖思付て犬の療治をしてけるに、病犬悉く本復す、依之此處彼處より頼まれ、追日繁昌するまゝに則ち町内に大屋敷を構へ、今川平助と名乗りて弟子數多召置き、乗物にて江戸中を往來す、後には御城へ召されて御犬をあづかり療するに平癒せずといふことなし、これにより其名江府に溢れ、某より外にこれを療する醫者なし、適々思付くものあれども其功なき故に自ら平助方へ頼より、仍て晝夜の療用寸時の暇なく暫くの間に大に富裕の身となれり云々。(中略)

當時犬往來のことは駕にのせて先を拂ひ通行す、行人傍に蹲る、其頃世上に犬の事を「お犬様」と稱す、こは犬には誰も點の打人なしとの心得也云々。』

犬醫今川平助は他の記録では神田柳原土手内に屋敷地の廣大なるものを拜領してゐたとも書かれてある。そして、「平助祕傳」なる書物には『石膏一、人屎一、赤小豆一、取合せかわかし用ふ』とあり、「翁草」には『或人平助に其所用の藥劑を問へば、彼が云、犬は大熱性なる故に石膏、人屎、小豆をまぜて用ひし也、之は古傳あるにてもなく、フト思付きしが不思議に的中せしと笑へり云々』とある。平助の用いた他の藥に糞中翁と云ふのがあつて、

之は竹上皮を去り上下に節を付け上節を切り其中へ甘草細末を入れ、元の如く木で蓋をし尿中に百日入れて置き、取出して水で三日曝し乾して用いると云ふ。これ亦漢方類似のものに過ぎない。

「江戸眞砂六十帖」に『犬醫者として江戸中に兩人有て、呼びに遣すと羽織袴を着し來りぬ。ねり薬のやう成物を與へる也、此薬は小豆を饅頭の餡にして下香共を入る由、孕犬は腹をなで、善惡をいふよし、今思へばおかしき事にや、芝切通し植木屋五郎兵衛、麴町八丁目小島屋太郎兵衛犬醫師也云々』と記されてある。又麴町三丁目には傳助と云ふ犬醫師があつたと云ふ。

此時代は地方的にも畜犬流行し、岡山藩の如き寶永年中に次の令達を公布した『一家中犬はやり候事、年寄中申合長し申さざる様に仕るべく候、岩乘などの爲めに小身者飼ひ候はゞ、其頭に相斷り候て飼ひ申すべく候事云々』網吉將軍薨去の後は此の犬醫師も無用となつたが、今川平助のみは鷹犬の御用を努めることになり、失職を免れたと云ふ。

徳川二代將軍秀忠公の時代、慶長二十一年八月十三日に小橋治郎右衛門は「犬の書」を著した。これは犬の醫書として最初のものと考えられるが、その乾の卷には『食進まぬ犬には松のみどり、柳の皮、松やにをたばこの汁にて練つつける也、又疲勞の劇しき犬には、のかみと云ふものが薬也云々。』と書かれてある。

元祿十五年壬午十月、東山天皇の御代、やはり網吉將軍の時代に馬醫橋本權之助は犬を毀傷した罪で切腹を命ぜられた。これが馬醫の罪科に處せられた最初であらう。

犬公方又は犬醫師のことに就ては未だ全部を盡してゐない。これから少しく古い文獻を寄せ集めて、その詳細を知らうと思ふ。

先づ綱吉將軍であるが、彼は生類憐みの政令を發し、殊に犬に對しては尤も嚴重で市中飼主のない犬は悉く公費を以て之を飼養することゝし二萬五千坪の地を大久保用邸に劃して犬小屋を建てた。そして人員としては犬奉行、犬醫師等を置いたが市中に犬の子が産れるとお目付御小人目付が檢使として推參し仔犬の數と毛色とを記入する。それから明長屋へ新に疊を敷き冬なれば祝着蒲團を拵へ之を着せて犬醫師を呼ぶことゝなる。

犬醫師は御用醫師で、御典藥の如く六人肩で、若黨、草履取、藥箱持等を召連れて乗込み、犬の脉を見、藥を與へて歸るのが常である。

犬醫師には林宗久なるものも居つた記録がある。(一)即ち『犬を公費にて飼養されしに付ては其内には往々病に罹るものありしが、別に醫師と云ふものなければ、立て死を待つのみなりしに、其頃大奥にて或女中が飼置たる狎久しく惱みけるに、より／＼典藥の人に頼みて藥を請ひ服させけれど一向に其效なき折柄、御下男に心利きたるものありて、そが知人に小普請組の籤醫師に林宗久といふものありしが、彼が許に至り斯様々々のことなれば何卒藥をたまはれと申すに元より暇ある身なれば早速調合して與けるにぞ、御城に持出て、かくと申を御廣座敷御用人迄差出しけるに、時の習とて奇特の至なりとて早速大奥へ差出しければ、何れも悦びて狎に與へけるが不思議にも其效ありて快くなりければ、さては林宗久こそ鳥獸にかけては名醫なりと各もてはやしけるまゝ忽ち其名都下に鳴響

きて、家畜の病あるものは何れも彼が治療を頼みけるにぞ、俄に繁昌して後には代診どもを差置程になりけるが、是に至て犬小屋附御醫師仰付られ役扶持として十人扶持を賜はり、外に柳澤保明朝臣が抱への犬醫者丸岡某も召出されて右同様に仰付られたるは實に馬鹿々々しき限りならずや。」

以上に依て考へるに、犬醫者も相當數居つたことが知れる。尙、次に犬の出産に就ての『犬改之覺』なる一札を掲げやう。

『 犬 改 之 覺 』

一、白虎紋母犬 一疋 中犬

子犬 二疋

内 白黒紋女小犬一疋、黒毛女子犬一疋

犬數母子共に三疋

右之通庄右衛門並家主五人組名主犬醫者傳介弟子武兵衛立合相改見申候所に母子犬共に達者に相見え申御町内隣町吟味仕候に主も無御座候見知候者無御座候以上

寶永二年酉十月二十日

家主 伊兵衛判
五人組 清右衛門判

御番所

檢使 瀬川 幸右衛門

増井 惣太夫

最後に時代は甚しく後であるが、天保年間に著された犬の書物がある。「犬狗養畜傳」がこれである。著者は號を曉鐘成（あかつきのかねなる）と云ふ愛犬戯曲家で、姓は木村、通稱を彌四郎と云ひ、犬醫師ではないやうだが、頗る専門的の書物を残してゐる。此の「犬狗養畜傳」の内容は管理法、發病論より犬病の治療薬にまでも及んでゐる。又、當時犬の薬が大坂心齋橋通博勞町清水谷滄海堂から賣出されてゐたと云ふ。(2) (3)

田熊秀氏（中野犬小屋考、愛犬時代第一卷）によると、東大久保の二萬五千坪の犬小屋は十萬頭を收容し、中野犬小屋は無數の犬を容れたらしく、病犬には醫師二人を附し役扶持十人を賜り云々と書かれてゐる。又、寶永六年正月綱吉將軍薨ぜらるゝや家宣將軍立ち、直ちに犬小屋を廢し、新井白石を登用し、諸政を釐革した。従つて犬醫師も失職するに至つたが、その頃の落首に次の一句がある。

「心なき身にもあ敵れは知られけり大醫者どもの秋の夕暮」

參考文獻

(1) 落穂集

(2) 板垣四郎 畜病往來 應用獸醫學雜誌第六年第八號

古代より徳川末期篇

一七一

(3) 齋藤弘 本邦犬の古書珍籍 文藝春秋第十一年第七號 其他文中に記載

二五、徳川家馬醫と洋方の開始

徳川綱吉將軍は百畜憐みの心を馬にも及ぼし、延寶八年に四ツ谷に病馬厩を設け、府中の病馬は悉く御厩下與一郎なるものに引渡し、御厩頭兒玉善兵衛等をしてその事を擔當させた。

桑島忠直はその祖父が、岡本宮内少輔の裔岡本勘右衛門忠清で、忠清は桑島心海の門に入り多年修業の後、流名を受け姓を改めたのであるが、忠直の時、丁度綱吉將軍の時代となり徴されて、碌百俵を賜り御召馬預り兼馬醫に任ぜられ、麻布市兵衛町に官邸を與へられ配下も若干を附せられたのである。しかも天和元年六月には勤勞淺からざるの故を以て更に高百俵を加賜され、世襲二百俵の碌を與へられ、且つ旗下に列せられた。

男忠陳は馬術劣等であつた爲に御馬預りの任を解き馬醫に專任された。同時に永田馬場官厩にあつた鶴見某は馬醫の職を執つてゐたが、寧ろ馬術に熟達してゐた爲に御馬預りに榮轉して久保町官厩に移ることゝなつた。

又、大竹某は馬方に轉じた。

天保の頃、西丸下御厩に都甲（十河とも云はれ、何れが正しいか不明である）斧太郎なるものがあつて、彼は調馬に馬醫を兼任してゐたが、好んで和漢の書を読み藏書數千卷、後には蘭學に志したのである。しかし當時は切支丹宗の禁あり、諸人に排斥せられ、且つ品行不正のため、又、花柳の街に於て將軍御召馬小泉號を驅けさせたこと

が發覺して、書物同心に貶せられた。

嘉永年間、落合十郎左衛門は老中伊勢守阿部正弘によつて召され、幕府馬醫に任じ高百俵を下賜され、且つ旗本に列せられたのである。

桑島新五右衛門（高二〇〇俵）は牛込富士見橋に居つて、桑島新助（新五右衛門の倅で馬醫見習當時は十五人扶持）、落合十三郎など亦馬醫として名があつた。特に落合十三郎は下谷和泉橋にあり、二十人ぶちを賜つてゐた。（一）此の時代に下與市右衛門、若林忠藏、稻垣司馬なども亦將軍家馬醫として輩出したが、之等の人々は、やはり漢土傳來の馬療書に基いて之に師傳家方の治法を加へてするに過ぎなかつた。上記の若林は西丸下御馬乗であつたが、乗馬が下手であるため馬醫を習ひ、以て御馬乗と馬醫を兼務したのである。

一橋家馬醫たる東水菊池宗太夫藤原武樹は晩年（嘉永文久の頃）に蘭學を學び、その治療法を實施した。しかし老年になつてから、時々精神病を發し、遂に非命に陥つたと云ふことである。但し洋方獸醫術を實踐した第一人者であることは疑ひのないところで、劃期的人材と云ふことが出来る。彼は嘉永四年に「解馬新書」を著した。此の書物は二卷二十六篇からなり、生理解剖を記述してある。當時の解剖は、公儀の馬の外は、死馬を鈴ヶ森、或は小塚原の御仕置場に持ち出して、非人穢多の手をかり、剥皮剖檢したものであつたと云ふ。（二）（五）

文久年間に深谷周三は幕府の馬醫に補せられ、洋書の獸醫に益あるを信じて開成所に於て學んだと云ふ。

將軍家の御馬醫には桑島左近、下文朔、見習桑島忠孝なども居つたが、之等のものは四箇所の御厩を巡回し、晝

夜を問はず病馬があると治療した。又、春季に馬匹養生と、なへ健馬の四肢へ烙鐵をし刺絡も行つた。それが終ると厩長が一同を饗應し酒肴を奨めるのであつた。馬匹の缺乏は馬醫が骨格を検査し御小姓頭取の許可を得て數頭買上げ、それを四箇所の御厩へ分配した。馬醫の碌高は二百俵又は百俵、馬醫見習は十五人扶持で、又馬醫は治療藥價として年末一回、御目見え以上は銀子包二十枚、御目見え以下は金二十圓を賜つた。(4)

幕府に騎兵隊が出来てから馬醫は殆んど之に配屬された。即ち騎兵附馬醫としては桑島新助、落合十三郎、桑島忠孝、長田鬼首馬、桑島左近、久保田訥二郎、菊池宗藏、下文朔、深谷周三、前田國橋、伴善藏、桑島道男等であつた。又前田國橋は後に砲兵隊に轉じた。それから又菊池宗藏は將軍御厩附に轉じ、落合十三郎、桑島忠孝、長田鬼首馬、桑島左近、久保田訥二郎、伴善藏は罷役となつた。又、後に桑島新助、下文朔、深谷周三、桑島道男は駿州沼津表へ移住を申し渡されたのであつた。

要するに、明治維新前幕府武役の變更されぬ頃の馬制は參政(若年寄)支配で、御厩は四箇所にあつた。即ち稚子橋、久保町、神田橋、西丸下がこれで、一は西丸附として從來設けられた將軍嗣子の厩であつた。將軍家馬醫は又町屋敷を配領したのである。(3)

幕府は幕末の頃、北海道有珠郡虻田に牧場を有したが、こゝの牧馬は六百頭、役人として牧士十名、馬醫一名あり、犬追士四名が働いてゐた。

尙、幕府馬醫は乘馬に巧みなるを要し、又、打毬の如きも練習してゐないと屢々恥をかくことがあつた。但し當

時は治療以外の雜用が多かつたと云ふ。その服装は、御馬預り、御馬醫、御馬乗り、御馬方、爪髮役まで肩絹を着、馬乗袴、紺足袋を穿いてゐた。又、馬場に於て乗馬の節は脇差一刀を佩用したものである。

當時預つてゐた馬一頭は一箇年大約五十俵位の飼料費で、刈豆と稱へ大豆の莖葉のみを作らせ、これを一尺ほどに切り水に浸し、砂土を漉ひ煮た豆及び大麥凡そ一升位宛を混じ飼桶に入れ、正午と夜九時頃との二回宛與へ、寢薬は充分に與へて馬體を溼する程であつた。又、蹄鐵と云はれるものがあつたけれども、それは鐵粉を炭粉に混じ粘料として蹄の下へ附着せしめ、その上に奉書紙をつけて、その又上から烙鐵をあて、乾したものであつたと云ふ。(4)

參考文獻

- (1) 武 鑑 (2) 内國獸醫公會報告 明治二三年
(3) 東京獸醫新報第一七一號 明治三八年 (4) 中央獸醫會雜誌第一八輯卷二 明治三八年
(5) 田 熊 秀 現代之獸醫界 第二九卷第七號

二六、桑島流系圖

九州肥後平仲國—安國—伊勢國源道義息尙義—越後國平盛頼—備前國平義親—奥州藤原心海入道息仲時、仲綱の母、息藤原仲綱—桑島平六息藤原宗綱—天下一桑島肥前掾藤原信實—桑島安女正藤原重綱。以上は桑島流としての

系圖を示したものである。(1)

「明良帶録」に曰く、

『馬醫二百俵高、見習十五人扶持、若年寄支配、桑島吉郎右衛門は代々の職故其病の起る處を察して針灸湯液を與ふ』と記してある。

「徳川實紀」には、『元祿二年七月五日に馬醫桑島新五右衛門忠久の孫、新助忠陳に月俸を下さる』と見えてゐる。(1)

又、仙臺藩に於ける馬醫系圖は次の如くである。

『元祖九州肥後、平仲國―息、同安國―源道義―息、同尙義―越前國平盛頼―備前國同義親―奥州藤原心海入道―息、仲時―仲綱母―息、藤原仲綱―息、同宗綱―天下一桑島肥前掾藤原康綱―息、藤原實綱。』

桑島安女正綱義何年之頃より被召出候哉不相知も桑島肥前掾殿御弟子に罷成天下一、九坂息命丹御藥併御伯樂家業共に御傳授相請申候由、本名佐藤。―桑島藏人は安女方より家業傳授、桑島權六同。

桑島藏人―門弟桑島孫六は寛文二年より江戸三ヶ年定詰仕り息命丹調合練方迄傳授相請罷在候由之事。

桑島勘太夫清信は權六養子嫡子の譯不知、父方より家業傳授、正徳五年二月御知行高一貫文御加増被成下持米取合三貫文御切米五切御扶持方二人分之高下さる。

桑島勘左衛門は享保六年江戸勤番に罷登候節家業方御指南被相受度由被仰入候に付被仰渡、右勘左衛門殿御屋

舖江罷出段々右御同人江相傳仕候由之事。

桑島權内清成は右勘太夫養子家業相傳相請候由跡式被下置候年月等の外不知。

桑島左文治清次は權内嫡子養子の譯不知候處延享二年父病死仕跡式無相違被下置家業之儀息命丹調合高橋安兵衛方江相傳仕置候に付同四年品々願之上右安兵衛より右藥調合傳授相極候由之事。

桑島左一郎清晴は右、左文治養子安永年間病死、左一郎は幼少に付高橋太兵衛弟子罷成家業稽古仕居候。

當代桑島嘉八清貞は左一郎養子に御座候處寛政八年七月養父病死跡式御知行高三貫文御切米五切御扶持方二人分無御相違被下置候。家業之儀は高橋太兵衛方より「安驥集」十卷、「針灸之卷」二卷傳授仕、尤も天下一九坂息命丹者傳授返し相請候。其後右太兵衛嫡子同氏太藏方より「仲國祕傳」十卷「爪之卷」一卷傳授仕候由之事。

當代桑島恒治は家業相續の儀天保十三年亡養父藤八書上仕候通に御座候。天保十二年七月養父藤八病死仕同年跡式無御相違被下置候由之事。

御伯樂としては又、中澤門之助、半澤良七、伊藤又治、高橋太藏、中澤長左衛門、半澤、之助、伊藤市郎、(伊藤市郎は爪髪役家業)、中澤乙治郎、半澤駒之助、高橋京二郎、伊藤直衛、伊藤恒松(伊藤恒松は爪髪役家業)』御伯樂桑島嘉八に對する傳授書は次の如くであつた。

御伯樂 桑島 嘉八

一、天下一九坂息命丹卷 壹卷、 一、桑島流養馬之卷 同上、 一、仲國祕傳卷 五卷、 一、安驥

集 貳拾卷、 一、針灸之卷 貳卷、 一、爪之卷 壹卷、

參考文獻

(1) 大友源九郎 獸醫古書集錄 (未發表)

『桑島流系圖』については特に大友氏の御厚意に感謝する。

二七、徳川吉宗時代と洋術の東漸

1. オランダ文明の輸入と獸醫學

第五代徳川綱吉將軍は愛畜思想の普及には徹底的に盡した人であつた。従つて所謂「犬公方」としての令名高く、馬匹に對しても次の命令を發布して民に愛馬の必要を示したのであつた。

即ち、元祿元年十月幕府は令して曰く『牛馬の病みて其用に當らざるも、妄りに之を捨る勿れ、若しその豢養すること能はざるものあれば、其の地の地頭代官に訴ふべし』と。(1)

之と對照して大いに我國獸醫術の發展に貢獻したものに徳川吉宗將軍がある。實に一は愛畜、他は醫療に於て吾々の記憶せねばならぬ人物である。

享保五年吉宗は唐馬の輸入を命じ、清人伊孚九は船に唐馬二頭を載せて來た。同七年十二月幕府は更に唐船に馬醫の書を持つて來ることを命じ同九年十一月に唐船五番船の船主施翼亭は「元亨療馬集」一部を携へ長崎に上陸し

て之を獻上した。依て官は之に賞銀三枚を給した。同十年唐船主李亦賢は「療馬書」一部を携へて來たので、之にも賞銀三枚を賜つた。(3)此頃、馬具を輸入し或は馬術師の渡來あり、又馬醫劉經先も招きに應じて渡來した。(2)斯の如くで馬匹の改良、馬術の進歩、馬療の發達には大いに意を用ひたのであるが、更に洋馬輸入の必要を感じ同十年より度々和蘭船を以て良馬の輸入を見ることとなつた。斯して享保十年より元文二年までに蘭人の輸入した馬は二八頭に達したが、同時に又馬術、馬醫の法も輸入されることになつたのは當然である。享保十年和蘭陀より始めて五頭の洋馬が輸入されたが此時獸醫ケイスルが之と共に長崎に渡來した。こは馬術馬療等の御用で、幕府が招聘したものであり、我國に來た西洋獸醫の第一人者が彼であると云ふべく、此時よりして我國獸醫術に眞の科學的領野を開拓することとはなつたのである。

享保十一年馬來人ケイスル(オランダの馬乗ケイスルとも云ふ本名はゲイズリングである)は官の御用で江戸へ出府した。此時、今村市兵衛、吉雄忠次郎が附添つたのである。斯くて將軍家より和蘭陀馬療法、乘馬術の諮問を受け、又、馬術の練習を行つた。馬術の練習は此時が最初で、次は同十四年八月より翌年三月まで、最後は同二十年正月より八月までであつた。

長崎へは馬役富田又左衛門某を遣はし學ばしめ、又齊藤三右衛門盛安をもケイスルの弟子とされた。

扱て江戸へケイスルを招いた吉宗將軍は御濱御殿を指定して之へ宿泊せしめたが、今村市兵衛亦こゝに宿つて隨並に扶持附で、御書物^{和蘭本草}、馬術馬療書の和解等を數々仰付られ之をなし、又同十四年三月朝日朝廷馬場^和

蘭人の乗馬を上覽の節は、將軍に對し首尾よく通辯を勤めた。斯の如くして同伴のカピタンへは銀七十枚を、ケイスルには銀三枚を、又市兵衛には褒美、金十枚を賜つたのである。尙、市兵衛は定式の役料外に御用方役料の年額銀五百貫目を賜つた。又、前記齊藤三右工門盛安はケイスルの騎法、療馬の法等を習得したこと勿論である。

以上の如くしてケイスルは十一箇年日本に滞在し餘す所なくその蘊蓄を披瀝した。同時に去勢術を傳へ、又、カラス、ロレインホーと云ふ蹄鐵工を伴つて來たので、削蹄裝鐵の術をも傳へたのである。(4)

ケイスルは享保二十卯年九月、歸帆の蘭船でジャワに歸りバタビアで病死した、それは同年十二月五日であつたと云ふ。(5)

扱てケイスルの持ち來つた書物を譯し或は諮問に對するケイスルの解答を譯述して我國獸醫術に一つの革命を與へた今村市兵衛とは如何なる人物であつたかに就て、次にその小傳を書いて置かう。

今村源右衛門英生は後に市兵衛と改名したもので寛文十一年十一月五日長崎に生れた。其祖父四郎兵衛は平戸に在住してゐる頃から和蘭陀通詞を勤め、寛永十七年に長崎へ移住したのである。而して英生の父市右工門公能も同職を襲ぎ、和蘭内通詞小頭を勤めたのである。

英生は幼時より蘭語の口稽古をなし、元祿八年廿五歳の時に出島甲比丹部屋に於て甲比丹ヘトル、和蘭外科醫師、大小通詞等立合の上で首尾よくオランダ語の試験に合格し、稽古通詞を命ぜられた。翌九年小通詞となり、寶永四年三七歳の時に大通詞となつたのである。

寶永六年江戸小石川なる切支丹屋敷で新井白石が宣教師シドツチ（ローマ法王クレメンス十一世の派遣したもの）を鞠問した時、英生は通譯をしたが、此時は褒美として銀五枚を拜領した。英生は實に日本最古の蘭學者で和蘭書を読み博物學特に獸醫に關するものの譯出に努力した。そして享保十年五五歳の時に御用方兼大通詞となつたのである。此の御用方とは洋馬に關してのもので、同十三年には御用方通詞目附を拜命した。これ通詞の最高位である。其の後元文元年に老病の故を以て辭職を願出で、通詞目附を免ぜられ、御用方は前通りと云ふことになり、尙數十年來の勤勞に對し長子源右衛門明生を十八歳にして小通詞に昇せ、次子金藏を新に稽古通詞に召出されたのである。尙、御用方役料として年額銀五貫目は一生を通じて下賜せらるゝ旨の恩命に浴した、其年八月十八日遂に病歿した、享年六六歳である。法號を知新院寬譽舊古居士と云ひ墳墓は長崎正覺山にある。

蘭醫今村英生は洋風獸醫としての開山であるときまで考へられてゐるのは以上の經歷によるので、大正十三年の紀元節にはその功績を賞し正五位を贈られたのである。

「和蘭陀馬養書（上）」は今村大十郎、今村市兵衛兩名の筆記になるもので、享保年間にケイスルが御尋ねを受けて御答へしたものの抜書きで内容は馬に關する種々の問題を網羅してある。馬療に關する原始的な療法も多數に出てゐる。又下卷は馬療治阿蘭陀書の和解なる項目があつて之には馬療治の詳細が擧げられ七四項の多きに達し殆んど下卷の半ばに及んでゐる。同書には針灸の問に答へ『針は致さず候得共、其痛所により藥を吞せ足より血を取り、又は口より血を取り候事も有之候又灸治は致し不申候得共、其痛所により燒金を當て申候』とあり、針灸が東方固

有のもので西洋の治方に見ない所のものであることが頷かれる、又、馬のないら虫に人糞及び小便（人の小便二合半）を合せ吞ませると云ふようなことも書いてあるが、こう云ふ所は東洋と多少共通してゐるように思ふ。又、「數日遠路を牽き馬草臥候節は蚯蚓の油に和なる酒をませ器物にて暖め足の節々に塗付申候、蚯蚓の油無之時は「ポートル」を用申候惣而數日遠路ひき馬少くたぶれ候體に相見え候はば二、三日に一度づつ晩々に新數牛糞に鹽と「ニニク」に燒酒をませ合ひ爪の裏にたつぶり付木綿切にて爪の下よりぐるりと包み足に結付け置候へば翌日くたぶれ直り申候」とも書いてある。

「和蘭陀馬養書」は五卷よりなり今村市兵衛の譯したもので、「西說伯樂必携」と題されたことは前述したが、之は次の七篇からなつてゐる。

『一、長崎奉行との問答

一、馬相形

一、鐵脊

一、厩並に飼料

一、乗方

一、藥方

一、馬疾療法

當時オランダ人を紅毛蠻と云ひ、その最初に我國へ來たのが慶長二年即ち第一〇七代後陽成天皇の頃と云はれる。又、或書には、それより數年以前即ち天正年間に蠻船多く長崎に着き交易をなすとある。しかし此の蠻船とはポルトガル人のことで紅毛人ではない。又、享保年間ケイスルが馬療に善しく、之を今村に譯させたことは我國人としてオランダ人から正式に學んだ始めてあつて、即ち「鳥鳴の言語を聞きわけ、蠻行の文字をよみ」以て未知の智識を取り入れたのである。此後翻譯の書が多く出るに至つた。兎も角、オランダ文明が始めて正式に我國に入つたの

は實に獸醫學を初めとすることは特記すべきである。(6)

鳥津家の藏書に「西洋馬術叢說」なる六卷の寫本があつて、これは蘭人三名の著述を長崎の人、堀專次郎(諱は好謙)が譯したものである。

之は第一卷に馬術の要を説き、第二卷は内科篇、第三卷は外科篇、第四卷以下は世界各種の馬匹について詳説したもので、齋彬公が久光公に贈られたものであると云はれる。(7)

参考文獻

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 常憲院殿御實記 | (2) 長崎志 |
| (3) 泰平年表 | (4) 今村市兵衛 阿蘭陀書西説伯樂必携 |
| (5) 泉川青州 馬の語源と各國變遷史 | (6) 花野井有年 醫方正傳 嘉永五年版 |
| (7) 鹿兒島縣畜産史 | 其他文中に記載。 |

二八、蹄鐵術の渡來と蹄衛生の記録

既述した如く鎌倉時代には産馬の業大いに進み毎年一乃至二回、蹄下面の整理(削蹄)が行はれたが、足利時代には蹄に關する記録なく、これより逆つた時代に於ての馬蹄衛生は如何にしてゐたかに就ては殆んど不明であるけれども、文武天皇の御代に發布された「厩牧令」中には「馬の左臀部に烙印すると同時に蹄下面をも燒烙し、其強固性を増すべき必要」につき記載してあるのを見て、蹄の強靱性を増すべき方法に就ては決してその當時から等閑

に附せられてゐなかつたことが知れる。

又、保元平治の頃には馬を石疊の厩に入れ、或は河原に牽き、葭よもぎを焚たきて蹄を烙き硬化して磨滅を防いた記録のありて、此時代の蹄衛生は更に周到に行はれるに至つたことが知れる。

その後、徳川時代になつてから綱吉將軍は生物憐みの心から、元祿五年に『生類に藝を仕込むを禁じ剪毛剪蹄をも不仁の所爲となし』之を嚴禁するに至つた。

又、徳川吉宗將軍は各藩に命じて牧馬を盛大ならしめると共に蹄の保護に注意し藁製の沓を使用したと云ふ。此沓は蹄の底面の保護及び蹄負縁過度の磨滅を防止する目的で主として駄馬に用いられた。而して此の沓はその起源が極めて古く、傳説によると、古代のカムチャツカ人種によつて創造され、之をアイヌ人種に傳へ更に同人種より東北地方の住民に傳へたものであると云ふ。(1) 斯して馬沓うまがたが色々考案作製されるに至つたが、沓の作り方や材料の種類などで寒沓、紙沓、千里沓、或は萬里沓などの種々な名稱が付けられた。更に改良されたものは此沓の下に鐵板を鋌で附けて磨滅防止に利用したと云ふ。(2)

我國に於ける藁沓の利用は以上の記録によつて徳川時代に用ひられてゐたと見るべく、當時、諸大名が時々遠乗りをなし平時に於て武を練つたが、蒲田より鎌倉、江の島地方に騎乗したと云はれてゐる。そして江戸の入口である品川宿を越へ八つ山附近に至ると、此邊を「お沓拂ひ」と唱へて、そこで道中の藁沓を解いて肢蹄の検査をしたと云ふことである。

徳川時代の末葉には毎年二乃至三回一般健康馬の鍼療を行ひ、之と同時に蹄の整理殊に削蹄及び烙鍼による蹄負
縁の焼烙を實施する等、蹄の保護に努力したが、未だ蹄に鐵沓を装することは何人も考へ及ばなかつた。

之に反し朝鮮は早くより蹄鐵の術開け、我が秀吉の天下を取つた時代即ち天正、文祿、慶長の頃に、蹄鐵を馬に
装した記録がある。それは「増補文獻備考」に、

『古者馬無_レ鐵、每冬月氷溶則以_レ葛編_レ蹄云々、世傳尹弼商征_二建州_一時地凍氷滑、馬不_レ得_二着足_一弼商以_レ意荊_二造用
鐵片_一圓如_二馬蹄_一下開_二兩股_一着_二蹄下_一又以_二子鐵_一如_二蓮子狀_一高凸尖底、每_レ蹄貼着八箇、雖_レ行_二氷上_一着氷不_レ滑、行
師奏_レ捷而還、自_レ是以後有_レ馬者取以爲_レ制、勿_レ論_二冬夏_一以_レ鐵着_レ蹄、雖_レ涉_二遠道_一馬不_レ傷_二足_一、人皆便_レ之、名_レ之
曰_二代葛_一』とあるによつて明かで代葛とは昔時葛を以て蹄沓を編んだので、之に鐵を代用するの意味であらう。(3)
又、韓國李朝第二一代の英主英祖吟(始めに英宗と云つた)は濟州馬に蹄鐵を始めて用ひたと云ふ記録もあると
云ふ。此時代は丁度 櫻町天皇の御代に當るのである。(4) 韓國の蹄鐵が何故に我國へ傳はらなかつたかに就
は全く不明である。

扱て一四代中御門天皇の頃我國に渡來したケイスルは官の質問に答へて次のように云つてゐる。(5)

『本國は不及申其外の國々共に鐵の沓を用申候沓の裏に釘穴を明け爪の大小により五六七本まで釘を打込沓を着
け中候如斯仕候得ば石地山坂を乗り候も滑り不申生爪損不申馬も心能落付申候乍去右釘を打込候に加減有之ば深く
打候へば爪を痛め淺く候得ば沓持無之候故釘の長短に切不切有之儀に御座候』而して當時ケイスルの答へを譯し

た今村英生は、自ら本邦藥品を以て處方を更め且又自ら蹄鐵を試みる等、實際獸醫術の研究をも行つたと云はれてゐる。故に彼は我國で蹄鐵術を試みた初期の人であるとも云へやう。

續いて文久元年、ナポレオン三世はアラビヤ馬二六頭を徳川幕府に贈り此際も裝蹄の術を我國に傳へたと云ひ又、文久年間に横濱在留の英國軍隊より蹄鐵術の指導を受けたとも云はれてゐる。尙又、その數年以前即ち安政年間米國使節ペルリが來朝して以後、幕府との應接あり以て英、佛、魯の使節相繼いで至り、殊に英公使は護衛兵が附屬して馬二五頭を具へ高輪東禪寺を事務所としたが、此の護衛兵の内にベカリとデブリン? の兩兵士があつて裝蹄の技に熟達してゐたが、恰もよし當時同所の馬丁になつてゐた高輪の火消淺見淺吉は、天性手巧者であつた爲にデブリンより蹄鐵冷裝法を學びよく之を會得し馬丁の傍ら蹄鐵裝着をしてゐた。そして之に要すべき準備蹄鐵は大佛前の兼吉と云ふ鍛冶工をして英國蹄鐵に倣つて鍛造させたのである、その他同様の例が他にも或はあつたやうに考へられるが、要するに東京に於ける蹄鐵術は以上が嚆矢のやうである。

又、幕末の頃、桑島道男は幕府の騎兵隊附馬醫として働いてゐたが、後に深谷周三等と駿州沼津表へ移住を申渡され、更に神奈川に於てアメリカ人により蹄鐵術の傳習をしたと云ふ。尙又、同時代に藩兵騎兵隊が横濱の太田陣屋に屯してゐた頃、兵營内に二百餘頭の軍馬があり、そこでは純英國式の裝蹄法が行はれてゐて、これは騎兵の下士が英人より方法を教つて裝蹄に従事してゐたのであつた。(6) (7) (8)

明治以後は外人を特に招聘して此術を研究したので、眞の意味の蹄鐵術傳來は寧ろ明治以後と云ふべく、これに

就ては改めて後項に於て述べよう。尙、島津齋彬公が西洋の馬書を究め江戸邸で藩中のものに装蹄を試みさせたことは特筆すべく、その結果は極めて良かったさうである。その後、慶應の初年に長崎の英人が献納した栃栗毛の洋馬は蹄鐵を装してあつたので、牽付後、これが改装は鍛冶をして蹄鐵及び釘を摸造せしめ、装着は小楨、石神兩人が豫め蹄壁に錐を以て穿孔した後に、打釘して固着せしめたと云はれる。この後、薩摩の産馬家は漸く蹄鐵（及び去勢）の必要を知るに至つたけれども、尙、これが世に行はれるには至らなかつた。（9）

参 考 文 献

- (1) 後藤静夫 日本蹄鐵史 装蹄と畜産昭和四年一月號
- (2) 松原茂平 蹄
- (3) 佐藤清明 朝鮮馬の蹄鐵
- (4) 朝鮮の畜産 第五卷第一號
- (5) 和蘭陀馬養書（上）
- (6) 深谷周三 中央獸醫會雜誌第一八卷卷之二
- (7) 黒川三治郎 明治以降装蹄術の變遷 陸軍獸醫團報第二八〇號
- (8) 蹄鐵工沿革詞 中央獸醫會雜誌第四三年卷二
- (9) 鹿兒島縣畜産史 其他文中に記載

二一九、古代の去勢と洋法の傳來

去勢は唐土、韓土に於て早くから行はれてゐた。従つて日本にも之に關する書物が輸入されてゐるのだが、民情風俗の關係から之が普及されなかつたのである。

先づ「馬經大全」によると、唐土の黄帝の時、董仲先なるものが始めて火臍の法を案出した。此の董仲先の名は

董仲仙とも書かれてあり（3）馬師皇のことで、その獸醫の技術が巧みであるために、通微真人に封ぜられたことは前言した。そして躡と云ふ字については、

『驚馬を化して良馬とする、又善からずや』とて躡と名づけたと云はれてゐる。

又、周の時代には去勢術が普及し、漢の時に於て最も發達したのである。そして漢の韓信は水躡法を起案した。

此の兩法を淨腎の法とも云ふ。（前文參照）

『抑々火躡とは馬の疫病瘟熱に苦しむものに用いる法で馬の胆汁とてキン（陰囊）の中の水を取り火烙とて燒金を當てるのである。水躡は馬の邪肝と云つて人を喰ふ馬の邪氣を鎮るの法で、馬を廣庭に伏せキンの元を拍子木の様な木で兩方から挟み其の木の兩方を細緒繩で結び畢丸の上らぬようにする。そしてキンの縫目の眞中に千金穴があり、それに針をさし口をあげ指を以て玉を抜き取り、其の畢丸をつぶれないように大切にし、箱に眞綿をつめ其内に入れ地を掘ること七尺で、その中に埋め三年間、人の踏まないようにして置く、畢丸の代りにキンの中へ入る、薬は黒胡麻一合、細末にし油煙を等分に入れて用いる。又針目は馬の尾で三針ほど縫ひ付け薬を付ける、その付薬は血留薬（生くるみ疊の荏右二味等分にして細末としたもの）である。』（「極秘千金法」記載）

斯くして韓土を経て此法の書物が日本に傳はつたのであるが之が實施を見なかつたのは佛敎傳來以後、此法を用ふることの必要がなかつた爲であると考へられる。即ち去勢による肉食の利用が行はれなくなつたことに一半の原因がある。享保十年九月、蘭人ケイスルの答解を記した「和蘭陀馬養書（上）」の中の「石河土佐守様御用の儀に付

お尋ねの條々』には「一、一歳か一歳半の頃、陰囊を切候へば温和に成り軍陣に出候節も備の場を不亂候故大將分の外は皆陰囊を切候馬に乗申候、乍去馬の性根は弱く成申候右陰囊を切候には三、四月の頃暖に成候て切申候尤其跡癒不申候内は既につなぎ置申候」

即ち鞆丸割去の方法は蘭人ケイスルが始めて之を日本人に公開し、又之を傳習せしめたのである。その當時、長崎では同地の人がオランダ船に乗組んでゐる醫師から去勢術を習つたと云はれてゐるが、その醫師と云ふのは恐らくケイスルのことであらうとも考へられる。

天保年間、長崎では蘭人から去勢術を傳習して牡牛を去勢し之を閹牛と稱したとも云はれてゐる。

兎も角、和蘭陀の船が入港してから後は、長崎に於てはオランダ人又は支那人によつて去勢が行はれてゐたことは疑ふ餘地がない。

文化年間、醫師大槻玄澤は洋書に據て「扇馬譯説」を著し軍馬の去勢術を説き、又、魯國より歸朝した漂流民に聞き質して和漢の文書を参照し去勢のことを研究したと云ふ。(1)(2)

文化二年、仙臺藩老片倉小十郎、中村日向等は馬の去勢を試みんとして大槻磐水に謀つた。磐水とは即ち玄澤の別の名である。大槻は依て答書を作つて提出し、その結果、御馬醫高橋太藏は馬匹去勢試験用費を算出して若老衆鈴木藏人に提出し、五十兩の下附金を得て去勢を二頭の馬に實施したのであつた。(3)

しかし去勢法はその後普及するに至らなかつた。九州では島津齋彬公が、西洋の馬書を深く究められ、或時江戸

邸で三頭の馬を選び、御厩馬醫をして畢丸を割去せしめた。その成績は頗るよく鬃鬣尾毛など繊細となり、性質も痛く温順となつたので、人々は今更の如く公の博識に驚嘆したと云ふ。

又、慶應の初年、長崎の英人某は島津家に枋栗毛の洋馬を一頭献納した。此の馬は骨格重大に失せず、品位秀逸、歩法馴駛で、蹄鐵を装してあつた。御厩役人は同馬の優逸なるを見て頻りに數多の牝馬に孳尾せしめんとしたが、些の發情の態なく、漸く去勢してあるのを知つて一笑し、それより市人は畢丸のない馬が世にあるは不思議であるとして、日々觀覽の衆引きも切らずに來たと云ふ。(4)

参考文献

(1) 泉田青州 馬の語源と各國變遷史

(2) 遺著より見たる本邦醫人列傳 日本醫事日報

(3) 馬術要覽

(4) 鹿兒島縣畜産史

其他文中に記載。

三〇、享保、寛保時代の狂犬病

1. 狂犬病の始め

「續皇年代略記」に「享保二十年犬病流行す」とあり、「風世集」に「享保二十年、畿内及山陽、西海、諸國疫犬多死」と記されてゐる。又、「煙霞綺談」には「享保の末より犬に病出で人を嚙に毒氣をうけて、その人、後には犬の

如く狂ひまはりて死亡す。駿河遠江の間には狼にも此病着きて折々人を咬む、怖るべし。』とあり、尙又、『翁草』に、『廿一年の春、南海畿内に大病流行し東海道は翌年夏頃流行して犬のみに非ず、狼狐狸の類多く死す、人牛馬も噛みつかれては熱強く、食事も絶し、犬の如く狂ひ廻り死す云々。』と記載のあるに見て、我國の狂犬病は第一四代中御門天皇の御時以前から發生してゐたことが首肯される。その推定論については『醫心方と狂犬病』の項で述べた通りである。

2. 狂犬病に關する古書

元文中に野呂元丈（幕府の醫官で本草學者）は「狂犬咬傷治方」を著した。これは元文元年に出版され、後に寶曆六年に再刊された。その中に次の記事がある。

『それ狂犬の人を咬ふ吾邦古來いまだこれをきかず近年異邦より此病わたりて西國にはしまり中國上方へ移り近頃東國にもあり、此犬に咬れたる人傷おもき時は二、三日に死するもあり、又きず淺きははじめ甚いたまず、やがていゆるも有ゆへ輕きことに思いて治療に及ばず打捨ておけば日を経て病重り十に八、九は死す、早く治療をくはへて死をまぬかるべきことなり。これを治する法古今書にあまねく載たり、然れども其方内治品々多くしてことごとくは用ひがたし、故に古來用ひ試み、かならず效ありて且藥の求やすきを今こゝに選びて其餘はこれを略す、禁忌は今はなりやすきことなれば詳にしるす大切に慎むべし、醫を業とするものは數千卷の書を読み日夜其術を講習

することなれば知らしむるに及ばず、俗人は其治療の方をわきまへずして命を失ふものあらん、此二冊を梓行して其傳を廣むることしかり、

又、同じく症候を述べて曰く、

『一犬此病を得るを狂犬、癩犬、風犬、獾犬と云ふ、鼻の先かわき眼あかく食をくらはず、人をさけ身をかくす、これみな狂せんとする證なり、此犬を治する法枸杞（くちなし）の實をすりつぶし、其汁にて粥を煮飼ふべし、若し食はざるは鹽をはなにぬりねぶらしむればよく食ふものなり、かならず此病をまぬがると云、又或は舌を出し目へらみよだれをながし鳴聲いでず尾をたるゝいづれも狂犬の形なり、人これを見れば早く用心しのがれさり、または杖を持ち防ぐべし。若し不覺悟にてくはれ療法をおろそかにすれば必ず死すると知るべし』

次に同じく治療豫防の法を述べて曰く、

『一狂犬に咬れたらば早く瘡口の血を吸出すべし。出るにまかせて止ることなかれ、若しみづから吸がたきならば人に吸はしむべし、早く吐て呑ことなかれ又血出ざるは針をさし血を取てよし。』

一杏仁をよくすり餅の如くし大さは瘡の大小に従ひ厚さ一分斗にして瘡口にしき其上より艾柱（もぐさ）を大にして十壯（とひ）灸すべし、次の日より二壯（ふたひ）つく、百日が内毎日灸すべし。一日も欠事なかれ、これ第一の良方也、此法諸書にのせて少しづつかはりあり。杏仁の内へ虎骨或は虎牙或は狼牙を入るもあり、或は豆鼓菲（づしにら）根を合するもあるなり、みな求がたき物なれば略す、又杏仁餅をしかずして瘡の上に直ちに灸する法

もあり、或は生姜をしき葱白を敷く法あり、いづれもよし、諸の内薬外治の妙法多しといへ共早く灸するより宜しきはなし。一切獸咬及惡虫毒蛇のさしたるに其咬所に灸すれば毒氣散じて害を殘さず。是を以て犬咬も灸にしくはなきことを知るべし。(下略)

此の外、寛保三年に羽前に本病流行したことは「享保夢宅年代記」にあり、安永年間に肥後、豊後、日向に流行したことは「北窓瑣談」に、天明三年以降の羽後に於ける流行は「東遊記」其他にそれ／＼記録されてゐる。

「寛保年代記」に「寛保二戊年夏中より犬人をかむ、其疵平癒して三十日四十日と云へば又候再發して死す、酒田にて死人數を知らず。寛保三亥年山本河内にて狼出て人をかむ、一朝に二人三人死するもあり、是を名づけて病犬といへり、犬も多く死して最上川に捨てければ、其年の八つ目犬を吸ひたりとて買者なかりしなり云々」又「寛保年代記覺書」に「寛保二戊年庄内ことごとく犬多く死申候、右犬はわづらひにて死申候、其病犬にくわれ申候人は其疵もとにて人も死申候云々」とあり、又、野呂元丈の著述の再刊者鈴木俊民は同書の跋文に於て「其頃東國に狂犬流行して、此れに咬み傷らるる者の多くは死す。余大阪僑居すること十餘年、今も尙、上方狂犬絶えずして死する者少からず云々」と云つて居る。(寶曆六年のことである)。

又、佐井立策著の「狂犬咬傷考」には「吾輩、都下にある時この獠犬の禍に逢ふものを見、又、東武にても此害ある事を聞けり云々」と云つてゐる。斯くて如何に當時狂犬の害が慘絶なるものであつたかが知り得るのである。

安永三年埼允明は「瘰狗傷考」に於てその序に「予幼時一日人來云、某地有瘰狗、明日人又來云某里有瘰狗、

可_レ戒也。一日二日而一、以至_ニ萬邑里_ニ州縣無_ニ處不有、乃觸者不_レ尠、然常不_レ有、則希者亦希、故治又不_レ得_ニ其治_ニ乃之死者、何限、爾來殆五十年矣』と述べ、又、「瘦狗傷考」の著者、原昌克（水戸藩の醫士）はその書中に於て曰く、

『夫虫獸之咬_ニ害人_ニ者多矣。若_ニ虎狼蛇蝎之害。則深山幽谷。絕人之地。人所_ニ稀遇_ニ而罹_ニ其禍者。亦不_ニ甚多_ニ也。獨風犬之害_レ之也。不_レ問_ニ都鄙市朝。觸_ニ其害_ニ者。比々相屬。若夫治療一失則其毒入_ニ膏肓。或偶癩者。亦誤_ニ食生冷油膩。則舊毒再發。口渴引飲。妄語狂躁。如_ニ狗叫_ニ其證奇怪不_レ可_ニ名狀_ニ（中略）。夫風犬之行也。四五月之際爲_ニ尤甚_ニ。城郭則鎮。烟火相臨之地。有_ニ狂狗咬_レ人。則子弟惡少。相引撲_ニ殺之。若_ニ寒陋港。則一犬橫行。流_ニ毒於數人_ニ又常狗與_レ之鬪。則傳染爲_ニ癩狗_ニ。於是罹_レ禍者亦不_レ少。治療一失。醫與_レ犬。交相_ニ爲害者甚_ニ於虎狼_ニ矣。要須_下照_ニ其方法_ニ無_ニ毒之遺患_ニ矣。』

又曰く、

『昌克。頃過_ニ久慈郡_ニ。訪_ニ慈雲寺_ニ。語次及_ニ犬毒之事_ニ。上人告曰。郡中遇_ニ其患者。乃作_ニ蛙噲_ニ食_レ之。遂無_下至_ニ危篤_ニ者_ニ。因知此物。治_レ毒。不_ニ必有_ニ蝦蟇蟾蜍之分_ニ多用爲_レ妙云々。（中略）

狼亦發_レ狂與_ニ常狗_ニ同。唯其嚙至猛。深山幽僻。偶々有_下係_ニ此害_ニ者_ニ。諸州門人等療_レ之者以_レ狀告。（中略）太田大夫臣 布施氏子五歳。見_レ咬_ニ眉上_ニ。牙根可_レ容_レ指。余告_レ之曰。不_レ肯_レ灸則多服_レ藥亦不_レ可_レ望_レ生。云々。

白井氏奴見_レ咬_ニ脚脛_ニ往灸如_レ法云々。

向街先鋒伍長之女。年十三歳。携ニ隣兒ニ過ニ門外一。時狂犬奔跳將レ咬レ見。女以レ身當レ之。抱レ犬不レ放。兒乃得レ逸。女被レ咬ニ肘臂一者七八痕云々。

檜物坊一桶匠見レ咬ニ肘後一來乞。余曰不レ灸不レ治云々』

又「千金論」に曰く。

『凡春末夏初。犬多發レ狂。必誠ニ小弱一持レ杖以豫防レ之。防而不レ免者。莫レ出ニ於灸一。百日之中一日不レ灸者。方得レ免レ難。若初見ニ瘡癢痛定一即言ニ平復一者。是最可レ畏。大禍尋至。死在ニ旦夕一云々』

之に依て當時は晚春初夏に病犬多く、且つ人々大いに之を警戒すべく苦心したことが察せられ、噛まれて苦惱する人の状も眼に見えるようである。

而して被咬傷者に對して當時如何にしたかに就て見るに、罹病を避る手段として赤小豆、犬肉、蠶蛹、生魚、猪脂、鷄臑、落葵其他の食用を禁じ、(1) (2) (3) 或は咬傷豫防の爲に犬除けの御符を用いる等寧ろ迷信的方法を行ひ、それに依て姑息的の安心をしたものであつた。(4)

狂犬病の異名として當時、風犬、獠犬、癩狗、癩狗等の字句が用ひられたことは前述の通りであるが、「聖濟總錄」に『獠犬齧者、犬發ニ狂疾一跑躁嚙レ人若中レ之令ニ人疼疾不レ止、發狂如ニ犬聲一不ニ急治レ之亦能殺レ人云々』と記されてある。

その他狂犬に關する記録は少くない。「胡深」に『風犬咬傷此乃九死一生之病』とあり、「保嬰全書」に『凡獠犬

之所咬則毒甚』として恐れたのである。

狂犬の症狀に就て、和漢三才圖會に『舌出而尾垂者風狗也』。「保嬰全書」に『凡獠犬之狀必吐舌流涎尾垂眼赤誠辨易』と述べてゐる。之等の研究は寧ろ人醫によつてなされたもので、その觀察は多少科學的であると云へよう。

次に狂大病の取締に關するものは餘り記録に残つてゐない。「令義解」「政事要略」等の文獻によると、

『一、狂犬は撲殺すべし、

二、狂犬を撲殺しない畜主は笞三十を加ふ、

三、狂犬が他人の家畜乃至は他人を殺傷した時は畜主は辨償すべし、』

との三通りになつてゐたと解せられる。(4)

狂犬病は前述の如くその發生年代が大體に於て想像し得るのであるが、前述の猖獗時代を経て明治に至るまで決して全然終熄したことは無く多少づつ散發してゐたものと思はれる。それは弘化三年時代に相模國藤澤宿附近に狂犬が出没したと云ふ故老の口碑や、同年同所に馬の所有者が二七ヶ村共同して病犬惡風除馬頭觀世普菩薩を建立した事あるに見ても首肯される。此の病犬とは狂犬病を指し惡風は強直症を指したものである。或は此時代此地のみ突發したのかも知れないが、そう考へるよりは上述の如く想像した方が正確のように思ふ。(5)

四壁庵茂薦著「わすれのこり」に於ける『犬の疫病』に曰く、

『さして惱める様子もなく、人にもかまはず、日あたりなどに居て更に動かさず、只涎をたらすのみ、一日又は半

日にして斃る、人のこれらこれらを病むに似たり、凡市中に犬の死する事、三が一に過ぎたり、大谷氏の説に、犬は土龍を恐る、若し臥す下に土龍の土をあぐる時は、大に恐れて逃げ去れども、それより弱りて遂に斃るゝと也、若し番木鱈の毒にあたりたるには、豆腐を食はすれば即ち解す、水も良しとす。』

之について竹内氏は、大して苦しみもせず、人にもかまはず、只只ぼんやりとして涎を流し、間もなく死んでしまふといふのであるから、之は麻痺性の狂犬病ではなからうか。鬱狂は今日の熟練せる獸醫と雖も、往々にして見逃がすことがあるといふから、此の時代に於ては、何がなにやら分らなかつたのも無理はあるまい。それにしても市中の犬の三分の一餘が罹病したとは、一寸おかしい様にも思ふ。なほ此のほか曲亭馬琴の「兎園小説」中の『五馬の二』及び山崎美成の「堤醒紀談」中の『狗兒の怪』も共に狂犬病であつたらうといふことは、曾て東京府獸醫師會發行の「愛犬時代」に書いた事がある、と論じてゐる。

又、北山久備著「勇魚鳥」の『狂犬咬傷灸法』に次の如く書いてある。

『仙臺の侍醫桑原隆朝といふ人は、業をかくし且つ好古の人なり、享和年間病犬に傷られたる時の灸法を印施せし事のありしが、予がもとにも多く送りて人々に頼ちぬ、其残れるをふと見出ぬれば、こゝにしるしつく。

一、病犬に咬みつかれたるに、早速杏仁を赤く成る程炒て、搗鉢にて能くすり、味噌の如くにし、疵口の大小に隨ひ、錢ほどにも碁石ほどにもして、味噌灸の如く灸すれば、杏仁の中へ血を吸込也、斯の如く幾度も取替へ、血も止み疵口に痛を覺ゆる時やめてよし。（若疵口淺く血出でずとも毒は杏仁の中へ吸込みて後の患なし。）

一、疵口▲ほどならば、杏仁の大サ○ほどにすべし、但し廻りを厚く、中を少し薄くして、艾を澤山に置くべし、疵口湯水のおく事を忌む。

一、杏仁の拵えやうは、湯に浸しは、ちき豆の如く皮を去り、刻みて炒るべし、但し藥種屋にて刻みたる杏仁を買へば手廻しよし、若し藥種屋なき所にては、兼て刻みたる杏仁二三十匁貯へて置くべし。

一、病犬に咬みつかれたる藥、さまざまあれど、此條法の上に出るはなし、然れ共時刻移り疵口堅く成る時は効なし、依て豫め知らしむ。

一、凡そ物を喰て居る犬にさはる事なかれ、必ず咬みつくもの也、慎むべし。』(6)

参考文献

(1) 瀧澤 馬琴 燕石雜誌

(3) 病原候論

(5) 關 以 雄 衛生史料 日本醫事新報

其の他文中に記載す。

(2) 狂犬咬傷治方

(4) 山ノ井 覺太郎 江戸時代の狂犬病流行狀態

(6) 竹内 貞一 應用獸醫學雜誌第十三年第九號

三一、慶應以前の獸疫流行

太古に如何なる獸疫が流行してゐたかは全く記録がない、第一〇九代明正天皇の寛永十八年十一月、諸國に牛疫

が發生し多くの牛が斃れたことは「十三朝紀聞」に見え、第一二代靈元天皇の寛文十年九月にも波根村に牛疫が發生し須臾にして他村（朝倉村其他）に蔓延し多數の牛が罹病し大損害を被つたことが「吉永記」に出てゐると。

(1) 即ち「當領朝倉村は全村悉く斃れて一牛を残さず此に於て上より種牛を御買求に相成三瓶原に原飼ひをなさしめ後、村へ御下げ渡しに相成りたり」と。

又、第一一四代中御門天皇の享保二年（寛永年間とも云ふ）にも牛疫が流行し、近衛公の領地なる京都柳村にも發生して多くの牛が死んだので、公は

『哀れみを垂るる柳の神なれば死ぬるをうしと思はさらめや』

と詠んで柳明神（木幡神社とも云ふ）に奉納せられてから疫が止んだと云はれてゐる。

此等の牛疫が同性質のものであるか、又如何なる病原によるものかは不明であるが相當傳染力は劇甚なもので慘害も亦甚しかつた事が知られ得る。文化年中に猫疫流行し野猫、家畜猫等皆これに罹り或は忽ちに打ち倒れ或は屋上にあるものが俄に墜落して死んだが、人には傳染しなかつたと「甲子夜話」に書かれてある。

炭疽の廣島縣賀茂郡地方に流行した記録は深谷敬一によると天保七、八年の頃からと古老が語つてゐたそうので、天保十五年、安政五年、慶應三年に於てはその病害殊に甚しく特に慶應三年の如きは最も猖獗し耕牛の斃死するもの夥しくて耕作を營むことが出来なく、村民等は舊藩から數百金を借用して牛馬購求の資に當て僅に農事を怠らない狀況で、此病は七、八月の間に於て發現し、蕎麥の落花する頃には自然に消滅するを常としたと云ふ。

弘化丁未四年の秋、相模津久井郡の到る處に鶏痘が流行したが、森積園著す所の「遊相醫話」には『縣内處々家鶏冠上に瘡を生じ、甚しきは毛際距間に及ぶ、二、三日不食、只水を飲のみ、死せるもの甚多し、鶏の痘なりと云ふ、蓋し鶏痘の一症ならん、雌鶏には甚だ少かりき』とある。又、同時に同郡内に人痘が流行し七〇人の患者を出したことが同書に記載されてある。

奥羽地方の馬にシツナイラなる傳染病があつて、此の病馬の舌頭が觸れた草葉も病毒を有すとされ、その馬の往來は人が好まなかつたと云ふ。(3) これは如何なる傳染病か不明である。

牛のタチ病(氣腫疽)は天保年間に山口地方に猖獗し、その後は年々發生あり、斃牛の數も多かつた。(4) 次に皮疽病であるが、本病に關しては漢土の馬病書にも記述され、古來伯樂も亦之を熟知し瘡又は黃と唱へたもので、古老の言では元祿時代より宮城縣登米郡地方には發生して居り、その侵入は海外よりの輸入によると想像するものであるが、明かでなく、その後、天保年間に入つて非常の大流行を來し寅藏なるものの治療したもののみでも實に二百有餘頭の多きに及んで居り、當時病勢は猛惡ならず百分の一の死亡率で、他は治癒したと云ふ。(熊谷東四郎の記述がある)而して天保年度以後は本病が絶へず東北地方を侵したが、これは老伯樂及び馬商等が幼時より記憶してゐることに依ても推定される、と記録に載つてゐる。天保の頃は秋田縣下各地にも流行し、南北秋田郡、山本郡が殊に劇しかつた。慶應の頃も各地に發生したと云ふ。(2)(5)(6)

日本住血吸虫病は片山病と云はれてゐるが、これが牛に罹ることを發見したのは弘化年間で山手前の藤井と云ふ

醫師であつた。即ち『牛が片山病に罹り死ぬ云々』と記録してゐる。又、漆船に積んだ漆が船の轉覆により片山地方の水田に流れ込み、田へ入つた人や牛馬が**かぶれる**と云はれたのが片山病の最初だとも記されてゐる。(9)

顆粒性皮炎即ち「ひむし」は慶長九年に出た馬醫書に記され、これには火虫とあり、後、寶曆壬午の年に出た馬醫書には「ひむし」と稱へ、天保年間の馬醫書には火虫又は疥虫の名を以てしてゐる。療法としては輕粉の内外用、鶏冠石、硫黃、明礬、胆礬、石灰等の外用、竹刀による局部の切除又は燒烙した銅石或は瓦を以ての局部燒烙が行はれたやうである。(7)

「津輕見聞日記」の寶曆六年の條に馬の傳染性貧血症に酷似した病が流行した記述があることは、山脇圭吉氏が述べてゐられる。(中央獸醫學雜誌第四七卷第五號)それは弘崎城中御馬屋の出來ごとで、即ち次の如くである。

『七月二十日より三御馬屋にて病馬多く御座候、皆一樣の病症にてたとへば酒に酔ひし犬のごとく後足たわへなく、ふらつき歩みかね、總身大ねつにて何れも大病に相成り、一疋煩へば其儘次々御馬へ移り人の時疫の様にうつり申候而一ヶ所の御馬屋に十二、三疋づつ同病の馬有之、最初は下の御馬屋より煩ひ初め夫より中の御馬屋をはねて上の御馬屋へ移り煩申候、下の御馬屋にては總體煩ひ候内六疋斃申候而外は快復致し候、上の御馬屋にても大方煩ひ三疋斃申候、中の御馬屋にては只一疋相煩ひ治療致し候へば七、八月中に快氣致申候不思議なる煩ひ也、是此年暑氣強く御座候故暑邪に感じ如此病相煩候か、又馬の時柄にても有や前代未聞の煩ひにて有之候』

尙、文政天保の頃、比年の凶作に禍された薩摩地方で、流行牛馬疫が猖獗を極めたと云ふ記録があるので追記し

て置く。それから安永八年、櫻島の噴火に際しては福山野牧の牧馬二千五百頭の中、千餘を失ひ、慘狀譬ふるものがなかつたと云ふことである。獸疫と云ふのではないが所謂安永の天災として附記して置くものである。(8)

参考文献

- (1) 三瓶の畜産 島根之畜産第一八一號
 (2) 時重初熊 中央獸醫會雜誌第六輯卷一 明治二六年
 (3) 奥隅馬誌 明治四十二年版
 (4) 白石寛吾 牛の酔疽 中央獸醫會雜誌
 (5) 奥羽聯合獸醫會編 かき馬取調査
 (6) 岡村丙子郎 東京獸醫新報第一四三號
 (7) 田熊清一郎 中央獸醫會雜誌第二九輯卷之九
 (8) 鹿兒島縣畜産史
 (9) 旅と傳説 昭和四年五月號
 其他文中に記載す。

三二、各藩馬醫の制度

深谷周三の記述によると天保、弘化、嘉永の時代には馬醫が治療に際しては一刀を是非とも差して居り二百六十大名が出仕をすると將軍は乗馬上覽を俄に申出される。大名の内には馬醫のゐないものがあり、良い馬と良い馬醫の必要に迫られたと云ふ。此時の將軍は第十二代家慶公で、各藩に於ては大抵馬醫を置いてゐたことが此一文でも知れる。(1)

而して記録に現れてゐる馬醫と馬衛生の事項は必ずしも多くないが、その大要を記すると次の如くである。

先づ盛岡藩廳では牛馬改め役四名を置き各地方代官所よりは牛馬帳簿を差出しその事項に關して此役人が取扱つ

てゐた。又次の病があると買主は之を賣主に返却し且つその牽付費用は賣主に於て一切支拂ふの習慣であつた。

『一、夜盲症 二、船ユスリ 三、タタラ踏 四、ソコヒ 五、腰拔。』(2)

次に津輕藩には失馬取締法、斃牛馬及び生出牛馬の取扱法なるものあり、即ち

斃牛馬取扱法には、斃牛馬ある時、本人が牛馬札及皮、爪、兩耳、尾を添へ皮方役所へ差出し、皮方役所から受取書を受けて之を庄屋に差出し、庄屋は之を證として臺帳から除籍したのである。正保二年秋田河内守俊季が三春(福島縣田村郡)に封ぜられるや、馬匹の繁殖に努め、貞享二年特に馬醫桑島彦六を駒奉行とし、十人扶持を給し専ら馬政を司らした。

延寶年間には馬尾の筋を切つて尾の長く垂るるを自慢にした習慣あり、之を拵馬と云つたが、天和二年に仙臺公は禁令を發し、拵馬をするものはその馬主、手術者を共に罰し、馬主に永代預り(馬を一生飼ひ殺しにする)を命じたのであるが、此の仙臺藩には蹄髮師六人、御伯樂六人、御博勞十人を置いてあつた。松平下總守の御馬醫に石久保紋藏なるものあり、その弟子には田熊茂一郎があつた。

古河(茨城縣)に土井と云ふ大名あり、其の抱へ馬醫に桑島良貞が居つて、弘化年代には「馬療方極」を著した。(3)

沼津城主の御抱へ馬醫に武田庄藏、武田簡吾がある。後者は蹄を削り鬣を刈るに巧みであつたと云はれる。尾州家には新澤齊なる馬醫あり、後代の幾之亟なるものに至つて馬役に轉じた。

肥前島原藩には近木大八なる馬役あり、養子の才助は馬醫に轉業したのである。

天正年間以來、加賀藩では能登馬の編輯と點檢の方法を實施し、種馬下渡法を設けた。それは次の如くである。

種馬下渡法

毎年四月頃馬見役（厩方役人即ち御馬奉行、横目馬乗及馬醫等を以て之に充てる）を各郡に巡回せしめ、指定した最寄場所に二歳駒を牽集めて之を檢閲したのである。』

筑後柳川藩には實松謙三なる伯樂が御厩馬醫として仕へてゐた。

福山城主（鹿兒島）は迫田彦左衛門祐久なる伯樂を四八石を以て召抱へてゐたが、高麗と合戦に際し、渡韓し、彼地で祐久は高麗伯樂の弟子となり稽古し三稜針を貰つて歸國した。その後、國分御厩附仰付られたのである。

次に盛岡南部藩に就てその馬政に關する記録を辿つて見よう。同藩は特に産馬事業には努力したもので、その事業を二系統に別ち一は藩牧又は御野馬とも稱して藩有に屬し二は民牧又里馬と云つて民有の私馬に關はるものである。その前者を管掌するのは野馬掛で、後者の管掌は里馬掛が行ひ、此二掛及畜産一般を總括するものに牛馬掛御用人あり君側に侍してゐた。

野馬掛の施政機關には御野馬役所があり、三戸に置かれ、役所には御馬醫二人あり馬匹の醫療を管掌し、又、別當の代勤巡廻をすることがあつた。

正徳二年松本小左衛門及び川口文治の兩馬醫は二人扶持を以て召抱へられ、又、寶曆年間中島政右衛門（給料二

駄二人扶持)、坂本佐野右衛門(給料五駄)の兩馬醫が仕官したのである。藩牧は九牧より住谷、相内、木崎、又里、三崎、北野、蟻渡、大間、奥戸がこれである。

當時、馬病としては俗にナイラと云ふものが多く、又、村民の所有馬は毎春「血下げ」と唱へて四蹄を刮り首背や齒根から放血し、それにより使役馬の健康を維持し且つ食慾も進むものと考へられてゐた。(4)(5)

松平下總守は、ペルリ來朝のため邊土防備を命ぜられて房州海岸を警備したが、此時に埼玉縣北葛飾郡の石久保紋藏なる馬醫は松平侯に従ひ房州へ出張した。石久保は此時に始めて鼻捻子を教へられたと云ふことである。(3)小倉藩には御馬醫として太田常次郎が居つた。

土浦藩馬醫に岩松文平なるものが居つた。

薩藩には前述した迫田彦左衛門尉祐久の外に、藥丸半左衛門がある。彼は第一一三代東山天皇の時代に大坪流馬術の名手松山甚六と共に、時の御厩別當坂元平右衛門目利を以て、松山は乘馬稽古に、藥丸は馬醫稽古を申し付けられ各々上手になつたと云ふことである。又、延寶八年四月八日、即ち第一一二代靈元天皇の御時にあたるが、島津綱貴公御上洛の御首途に、十四日の御發駕御供の衆は次の如くであつたと記されてゐる。

『御番頭、御使番衆、吟味衆、御納戸役、御兵具奉行、騎馬御供、小荷駄衆、御小姓衆、御醫師(五人)、御右筆、御評定所筆者、御歩行衆、御鷹師、奥御小姓衆、日記衆、御書院役、御茶道、御旅物奉行付衆、表御小姓、御包丁人、御料理所番衆、御行器衆、御馬責(三人)、馬醫(一人)、表茶道其他二百三十數名及び人足』からなつて

ゐる。

次に安永七、八年頃、御馬預人の名が記載されてゐる内に、御馬預の下に御馬乗（五人以上）、馬醫（七、八人以上）が置かれてゐるが、これを以て見るに薩藩には數名の馬醫が常にゐたものと考へられる。

又、薩藩年中行事の『外御庭御馬御乗初に付詰人數』なる記録には次の如く記されてゐる。

『一、奥掛り御家老一人、一、若御年寄一人（但し御厩掛り）、一、御側御用人一人、一、御側役二人、一、御納戸奉行一人、一、御側目附二人、一、奥御小姓三四人（但し御名代の節は表御小姓五人）、

右人數御馬乗場に相詰む可く候。

一、御用人一人（但し御厩掛）、一、御馬預り總人數、一、御召馬乗總人數、一、御馬乗總人數、一、馬醫總人數、
右人數御馬乗場へ御出での節罷出。（中略）

一、右に付き御馬は御里内罷り通り候、御用人、御馬預、御召馬乗、御馬乗、馬醫は御臺所御門より御庭へ罷り通候事。

外御庭於ニ御茶屋ニ御規式の次第

一、御出座の事、一、式御三献上、一、長柄の御銚子上（御初献迄御加）、一、御加（但し御銚子相下げ御三献も相下げ）、一、御雜煮上（但し土器盛）、一、御吸物上（御雜煮引替）、一、御盃（土器塗三方受）、一、御銚子上、一、御肴上、一、御銚子上（但し御配膳並に御酌迄御内證御年男着服素袍烏帽子、御名代の節は表御小姓）

一、右御規式の節御厩掛御用人、御馬預の儀は其間下敷居涯にて、足付八寸土器盃にて御酒被下候、御召馬乘、御馬乘、馬醫は右同席敷居より下二疊目、御口之者頭へは三疊目、平八寸土器盃兩銚子にて御酒被下候事。(下略)』
島津齊彬公は英俊雄略第一の人として謳はれた傑物であつた、彼は島津家第二八代の太守で齡四三にして封を襲ぎ、藩治僅かに九年に滿たなかつたけれども、その施設經營は實に後世の模範として稱されたのである。殊に馬政の典は大いに完備し先づ藩内を六區に別け、御厩の御馬預、御馬預見習、御召馬乘、御召馬乘見習、御馬乘、御馬醫、書役、博勞等の諸役人をして、これを總覽監督せしめたのである。又、嘉永年間、鹿兒島柳町の他國出博勞内村龍右衛門等が、山野郷小川内の關所に近く御厩役所を設け、春秋兩度の賣出しの時、御厩役人がここに出張して検査を行はれたい旨請願し、同四年に始めて山野郷に御厩役所を、同郷内原に牛馬糶市場を開くべく許されたが、此時糶市に際して御馬預、御召馬乘、馬醫、横目、書役等の御厩役人が臨場したのであつた。

薩藩最後期の人に小牧なる古參馬醫があつた。彼は學文頗る廣く和漢古今の故事に通じてゐた。又、肥田敬介なる馬醫も居つた。(6) 尙ほ當時の各藩馬醫は兩刀を帶してゐたと云ふ。

参考文献

- (1) 深谷 周三 中央歐醫會雜誌第一八輯卷之二
(2) 佐藤 清明 日本家畜賣買法
(3) 田熊清一郎 口述
(4) 青森縣南部三郡牧馬記 明治二十三年版
(5) 奥隅馬誌 明治四十二年版
(6) 鹿兒島縣畜産史
其他文中に記載す。

三三、幕末と馬醫

1. 民間馬醫

幕末時代の民間馬醫として記録にあるものには本郷の桑島庄藏、麻布の桑島左近、四谷大木戸の桑島庄之助、鳴子の桑島某等で、之等のものは民間の求めに應じ爪髪と治療に専念したのである。當時は五畿七道に伯樂又は馬醫なるものが散在してゐたけれども、その職業とする所は専ら牛馬の治療とその蹄鬣を修理するに止まり、その目的とする所は斗升の米麥を甘受するにあつた。従つて獸畜の衛生、傳染病、流行病の豫防、畜産の改良などは夢にも考へない、のみならず其治療と稱するものは口蓋蹄冠の刺絡、附蟬の烙鐵に止り、内科的疾患に對しても效力薄い草根木皮を利用するに過ぎなかつたようである。而して此輩は全國を通じて一萬人を下らず、その状態は十の七八は農或は商に此業を兼ね、又此業に馬商を兼ね、又は馬商を専らとして此業を兼ねるものであつた。(1)(2) 兎も角、此時代を以て在來獸醫術の終局とすることが出來よう。

當時の民間馬醫の服裝は區々であつたが、袴を穿いてゐるのが普通であつたと田熊清一郎氏は云はれた。

參考文獻

(1) 小澤温吉 大日本獸醫會誌第一號 明治十八年

(2) 深谷周三 中央獸醫會雜誌第十八輯卷之二

2. 洋藥輸入

醫藥は即ち獸醫用藥でもあつた。多くの場合家畜の疾病に對して限度こそあつたが人體に用ふる藥品を應用したことは事實である。而して前項述べる如く醫藥は神代から既に用いられたが、その後西洋との交通開けるや和漢藥に兼ねるに洋藥が輸入されるに至つた。それに就ては「中外新聞」第十八號（慶應四年版）に次の記事がある。

『西洋醫家必要の藥品、デギタリス、ヒヨス、サルヒヤ、カミルレ、マヨラン、亞麻、アルセム、メリツサの類追々傳來し當今に至りては外舶を待たずして其用乏しからず、その他花草茶蔬等も次第に舶來し吾去冬佛蘭西より歸帆の時も亦種々の草木の種子根塊を携へ來る。その内にサフラン、コルシクム、アルタア、ゼーアユイン、イリス、ノロレンチイナ、ラヘンデル、カルウエイ等あり、此等次第に繁殖せば後來一個の國益とも成るべし云々。』これに依て洋藥輸入の一斑を知ることが出来るのである。

3. 牛馬講の始め

岡山縣下の農民は明治維新の頃に自家の牛馬が斃死すると、近隣から出資を得て追善の儀式を行ひ、且つ石塔を建立した。之には牛馬の繪を刻んである。そして殘金ある場合は之を次の牛馬購入の資としたのである。(1)

參考文獻

(1) 桂 土俗と奇習 昭和四

古代より徳川末期篇

B 明治初期篇

一、内藤新宿の農事試験場

明治初年、政府は大いに國力増進の必要を感じ鋭意産業の振興を圖り、元年四月先づ蝦夷開拓の方法を講じ、次で三年九月民政部中に勸農局を設けて専ら殖産に關する事項を管理させた。

而して同四年、大久保利通が民政部の印綬を帶ぶるや大いに泰西の農事、牧畜を我國に移し植えるべく岩山莊太郎（後に敬義と改め下總種畜場長を経て農商務省に入り次で石川縣知事に任ぜられた、鹿兒島藩士である。）及び三隅市之助（牧草種子、農具及び種苗の輸入と在來品種の改良を計る等、本邦農業並に畜産に貢獻した人で長州藩士である。）の兩名を米國へ派遣し耕牧業を視察せしめ、同年三月、民政部に於て諸國の荒蕪地開墾を施行するために傍ら農業學校を設立し以て耕牧の法を開進せんことを太政官に稟議してその裁可を得たのであつた。

又、農事に熟達せる外國人數名を雇用することを稟議して即日裁可を得、その六月に開拓次官黒田清隆は米國農學校教師ケブロン外二名と、農器、家畜、穀菜の種子を携へて米國から歸朝し、米國人ジョージ・ア・エツチホールも傭聘されて來朝したのであつた。

同年九月、青山に開拓使を設置し、五年四月に芝増上寺内に假校舍を置き、官費生及び私費生各五〇名を募集して普通並に専門の學科を授け、これを農業現術生と稱したと云ふ。これが札幌農學校の前身である。

明治五年二月に大藏省から農事工藝講習の生徒を米國に派遣すべきことを太政官に稟議し、その裁可を得て留學生の人名と修業科目を稟申した。

同年大藏省は東京内藤新宿に農事試験場を設け農業、牧畜に關する試験を行ふこととなつた。即ち大藏省勸農寮（民部省が大藏省と合併して従來の勸農局を勸農寮と改めた。）に於て、東京附近雉子橋外、幸橋、本所等十餘箇所の試験地を有し、洋種動植物の適否を試験したが、試験地が四方に散在するは不便であるため、これを一箇所に收集せんため、内藤頼直の邸約九萬五千六百坪を購入して試験場としたのであつた。

同六年、大藏省の事務が分れて内務省の創設となる。

同年大久保利通は内務卿となり勸業寮を翌七年一月に新設し一等寮となし松方正義をその寮頭に任じ、牧畜課を寮内に置いたのである。岩山敬義は六年八月に歸朝した。

内藤新宿の試験場は勸業寮で管理することとなり同寮の出張所がここに置かれ、この出張所農務課中に農學掛を置き且つ七年四月に農事修學場を併置し獸醫、農學、農藝化學、農學豫科、農學試驗等の教師を外國から招聘するの議を決し、英國サーレン・セスター農學校より招くこととなつたのである。以上が本邦に於ける試験場の濫觴とされる。

二、初期の農學校

これより先、明治五年六月に文部卿大木伯は、從來調査した材料を基礎に、學制の草案を具して太政官に伺書を呈出し、同八月二日に同卿の手によつて學制なるものが頒布された。これは全編を通じて百九章からなり、同六年四月更に「學制二編追加」を布達し、専門學校に關する規定を設け、外國語學校、獸醫學校、商業學校、農業學校、工業學校、鑛山學校、諸藝學校、理學校、醫學校、法學校等の學科準則を示した。

此の内『獸醫學校』は百九十九章に於て次の如く規定してある。

『第百九十九章 獸醫學校教科ヲ分テ豫科本科トシ豫科修業三年間本科修業二年間トス

獸醫學本科

一、動物學 二、生理學 三、解剖學 四、内科 五、外科 六、獸醫術 七、實地經驗 但麟
譯、體操等ヲ附ス』

又、農學校本科に於ても獸醫學（農科必要の部）を教授すべく規定したのであつた。

扱て前述の内務省勸業寮内藤新宿出張所農務課は農學掛によつて農學上の事項を調査し、内外の農産物、農産品等を蒐集し、傍ら農業教育に關する事務を管掌することとし、農業教育機關として修學場が設けられたわけであつたが、同八年九月には勸業寮の組織を改め、農學掛を第六課とし、その内に學校掛、農業掛、分析掛を置くことに

なつた。

同九年五月農事修學場入學規則を定めた、これによると農事修學場は豫科及び専門科に分れ、専門科は之を農學獸醫學の二課とし、豫科に入學すべきものは年齢十三—十五歳以下、豫科を卒へたものは専門科に入るのである、又別に農業試験科を設け、既に多少の經驗あるものをして直ちに實地について技術を修得せしめることを目的とした。而して農事修學場は國語を以て教授し、生徒は各府縣から一名づつ募集し、同年十月に入學試験を行ひ農學科生二〇名、獸醫學科生二九名を入學せしめた。又、翌十年一月、各府縣で行つた試験の合格者豫科生二七名、試業生二八名に入學を許した。之等の生徒は内藤新宿の農業博物館を假教場として收容され授業が開始された。今、之等に關する規則を記すと次の如くである。

『農事修學場入學規則』

第一條、農事修學場ハ勸業寮ノ所轄ニシテ農學、獸醫學生徒ヲ教育スルノ所ナリ

第二條、入學免許ハ凡ソ日本ノ臣民諸族ヲ問ハズ身體壯健行狀端正ニシテ試験ノ上及第スル者ヲ以テ撰ミ命ズ

(中略)

第三條、當場現今農學獸醫學ノ二課ヲ設置シ以テ生徒志願ノ一課ヲ修學スルヲ得セシム

然レドモ之ヲ決志スルノ後ハ變スルヲ許サス(中略)

第五條、生徒修業ノ順序ヲ設クル左ノ如シ

第一 豫 科

第二 専門農學科 獸醫學科

(中略)

第十二條、獸醫學ハ豫科卒業生徒ノ上級シテ此ノ課ニ入ルモノトス

但現今生徒三拾名ヲ限り假リニ豫科生徒ノ上級シタルモノト見做シ適宜ニ召集ス 生徒年齢十五以上二十以下ニシテ試験ヲ經テ及第スル者ハ入學ヲ許ス(下略)』

三、駒場野の開校

農事修學場の所在地は學校としての施設をする上に適切でないところから明治十年一月にこれを駒場野へ移すこととなり、その開拓のためには農業に關する實地練習の好機であるとして試業科生を率ひて歐洲製の農具の使用、馬耕の術等を実習せしめることを試み、六萬坪の土地は著々開墾されて行つた。

これより先、明治九年十月の入學試験によつて第一回の募集生として獸醫學科生西川勝藏外二八名が入學し、十年一月の授業開始に當つてはマックブライドが主として獸醫學を講授し譯官鈴木宗泰がこれを補佐した、當時は廣々とした畑の中に小さな教場があつて、講習生の規律も充分でなかつたと云ふ。

而して講授の外人は九年十月に命によつて富田禎次郎が獸醫學教師英人ドクトル・ジョン・アダム・マックブライド、農學教師カスタン、化學教師キンチ、英學教師コックス、農事實業教師ベクビー等を連れて歸朝したもので

あつた。

後年新宿の農事修學場は御苑となり人家はその附近に密集するに至つたが、新に移轉せんとする此の駒場野も後の東大農學部となり、更に昭和十年秋に第一高等學校★舎に變ることとなつた。

駒場野は以前須藤義衛門によると徳川幕府の練兵場であり、平素多數の鶉を放養して將軍は鶉狩を催し、將卒の訓練を檢閲した所であると云ふ。而して駒場と後に改稱されたものであつた。(一)

扱て明治十年三月、富田禎次郎は農學課長心得に任ぜられ、その八月に橋本正人がこれに代り、更に校長には准奏任御用掛關澤明清が就任した。而して同年十月に農事修學場は農學校と改稱され、又農學校の入學規則を内務省達乙第六六號(同十年十一月二十七日)を以て發布した。曰く、

『第一條、農學校ハ内務省勸農局ノ所轄ニシテ農學諸専門ノ生徒ヲ教育スルトコロナリ

第二條、農學ヲ分ツテ五科トス其目左ノ如シ

第一 豫 科

第二 農學本科

第三 獸醫科

第四 農藝學科

第五 試業科

明治初期篇

第三條、此ノ學校ニ於テ教授スル專門學ハ共ニ英學ヲ用ユ（中略）

第六條、各生徒ノ入學ヲ許スベキハ左ノ年齡ニ限ルベシ

豫科生徒ハ 十三以上十五以下

專門科生徒ハ 十五以上二十以下

試業科生徒ハ 二十以上三十以下

第七條、各生徒在校修業ノ年期ヲ定ムルコト左ノ如シ

豫科 二箇年

專門科及試業科 各三箇年

明治十年十二月、校舎の新築は略々成つたので駒場野に移轉した。此の月に入學試験行はれて獸醫科生は須藤義衛門外一七名が入學を許可されたのである。

明治十一年一月二十四日、駒場野に於ける新築成つたので 明治大帝は御自ら開校の式を擧げさせられた。即ち我國に學校は多いけれども 天皇が親しく臨まれて開校の式を擧げられたのは駒場農學校以外にはないと云はれてゐる、その時の勅語を掲げると次の如くである。

勅語

朕惟フニ農ハ國ノ本ナリ物産由テ以テ殖シ生民由テ以テ富ム是レ此學ノ講セスンハアルヘカラサル所以ナリ今ヤ

本校建築竣ルヲ告ク 朕甚タ之ヲ嘉ミシ親ラ臨ンテ開校ノ典ヲ舉ク後來我國産ヲシテ益々繁殖ナラシメ我國民ヲシテ益々富饒ナラシメンコトヲ望ム (12)

同十一年二月、補缺入學試驗行はれ、獸醫學生勝島仙之介外一名が豫科生九名と共に入學許可された。又、同年十二月に獸醫學科に外科實習の科を設けた。(2)(3)(4)(11)

以上が駒場農學校開始の概要である。尙、前記農事修學場で英風の去勢が傳習されたと云ふ。

四、千葉野の開學

これより先、米人ジョンズなるものが、大いに牧羊の必要を力説して政府に牧羊場の貸下を懇請した。依て松方勸業寮頭は大久保内務卿と議した結果、政府自ら牧羊事業を行ふことに決し、七年六月にジョンズを政府に雇入れ新に外國種羊を輸入し且つ牧草種子の購入をなさしめ準備を進めたのである。

當時岩山敬義は勸業權助の任にあつたが、深く千葉野(下總印旛郡)の有要なる地であることを察しこの地勢を調査してゐた。千葉野は元來、天正年間北條氏政が千葉之介邦胤に命じて馬牧を監督せしめてゐた所で、後に徳川の所管となり寛永年中に堀田加賀守佐倉領主となるに及んで之を佐倉野と改稱し、元祿十三年には牧馬一、一一九頭、天保弘化の交は三、五六八頭に増加してゐた。明治三年になつてから取香牧のみを残し他は之を廢し馬を此牧へ驅り集めたが、同五年に馬疫流行して豫防救治の策も效なく、損害を蒙つた。依て健馬の賣拂、預托等を行つて

病勢を挫くに努め、殘馬は二一二頭に減じたのである。

明治八年に岩山敬義は大久保利通に稟申する所あり、大久保亦此の牧場地を巡視した結果、此の下總の地を選定し、取香牧は牛馬の改良の地とし、十倉、七榮、十餘三の三ヶ村を買上げて之を牧羊場に當てることとなつた。斯して明治八年九月に牧羊場を開設と共に取香牧を取香種畜場と稱し兩場長は岩山敬義を以てし、又、兩國區に事務所を置いて英國、濠洲、上海などから多數の緬羊を入れ牧羊場に收容したのである。

これと同時に各府縣から牧羊生徒七〇名を募集し明治九年約五〇名の生徒が入場した。(4)(5) 而して生徒監に後藤達三、舟木眞、八木正路、永瀬義幹が就任し、教師は米人デー・ダブリュー・アップ・ジョンズが牧羊を(八年五月招聘)、ジョンズの補助としてドクトル・エツチ・レーサムを(八年八月に招聘)、又英國よりリチャード・ケーイーを聘し(十年に招聘)現業手傳人とし、傍ら牧羊生徒を教育した。

斯して明治十二年には、曩に牧羊開業の用途を以て各府縣より徵集した生徒五四名は、牧羊の方法及び牛、馬、豚の管理、治療法、去勢法、酪農一般、泰西農器の用法等を講習し、既に三年の學期を閲して卒業したので、皆歸郷したのである。

而して明治八年開業以來、患畜は雇外國人或は陸軍獸醫に依囑して之が治療及管理の方法を行つてゐたが、獸醫に乏しいことは非常に遺憾とされたので、明治十一年に始めて獸醫を雇ふて本場に獸醫の一科を置くこととなり、此時各府縣より依頼の生徒に速成獸醫術及び實業を教授させたのである。

明治十三年には獸醫學制を設け變則獸醫生徒を募り、十五年には生徒四〇名となつた。而して之を駒場農學校獸醫分科とするの議が起つた。

明治十三年一月、牧羊場、取香種畜場を合併して下總種畜場と改稱した。(5)

下總種畜場に於ける變則獸醫生に對しては駒場農學校校長關澤明清、學監兼教員後藤達三、教員西川勝藏、新山莊輔、三浦清吉(以上學課の教授)、塙修治(實際教授)、渡邊金作(蹄髮の教授)、外に明治十四年迄陸軍より今泉六郎、神部義雄、小澤溫吉が隔月毎に替るゝ教授に來場した。

此の下總に於ける教授こそ、本邦獸醫が専ら擔當して教育を行つた嚆矢である。但し神部義雄は病の爲に充分教鞭をとる能はず小澤溫吉が之に代つたのである。(6) (7) (8) (9)

明治八年八月、開拓使假學校を東京より札幌に移したが、その前年に學校當局は黒田長官に向つて専門部開設を稟請し、八年二月、開拓幹事調所廣文は黒田長官に書を提出して専門部教師には農學、獸醫學(兼人身生理、動物)數學(兼物理畫學)の三名を要すと述べた。又、ロックウヰル教師は専門部入學志望者を試験し且つ調所(開拓使假學校々長)に書を寄せて『農學獸醫學等に於て熟練せる良師を得るは難かるべし、然れども予をして云はしむれば米國農費に照會せば成就すべし云々』と述べた。

明治九年九月に札幌學校は札幌農學校と改稱された。而して第四年級に獸醫學及び實習を課することとなつたのである。(10)

参考文献

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1、須藤義衛門 馬之世界 第十二卷第七號 | 2、齋藤盛一 近世獸醫畜産史 中央獸醫會雜誌 昭和六年 |
| 3、駒場野人 駒場獸醫畜産學史 獸醫學雜誌 第一卷 第三號 | 4、岩田 勇 明治大正畜産概史 中央畜産會發行「畜産」 |
| 5、下總御料牧場沿革 | 6、山下 甫 獸醫學友會々報 第三五號 |
| 7、田熊清一郎 口 述 | 8、今泉六郎 獸醫學友會々報 第一號 明治三二年 |
| 9、今泉六郎 回顧談 | 10、北海道帝國大學沿革史 大正十五年版 |
| 11、丹下謙吉 廣澤牧野兩學士慰靈談話會講演 | 12、駒場 第七號 駒場回顧號 |
- 其他文中に記載す。

五、明治初期陸軍馬醫と蹄鐵術

1. 陸軍馬醫の初期

明治三年五月二十五日、軍事病院緒方中典醫から、當時醫學校病院當直内藤永橋に就て次の伺出があつた。即ち維新の大業成り陸軍に馬醫の必要を見るに至つたわけで、その急場を凌ぐべく内藤永橋が指名された形である。

當時醫學校病院小當直

内藤永橋

右仁馬醫之道聊心得罷在候間馬療方被仰付候ハバ相當ト奉存候 以上

但月俸廿五兩當分被下置度候

庚午五月廿五日

緒 方 中 典 醫

右は伺の通り聞き届けられ、その時から兵部省厩へ時々出仕することになった。内藤は前の大垣藩醫で後に思峯と改名した。而して彼は軍醫であるけれども多少馬醫の心得があつたわけで純然たる人醫と考へることは出来ない。同年六月四日には筑前の農田中愛之助（後に種光と改め、又四條家臣とも云はれる）及び山口藩士和智茂太郎（後に豊秀と改む）を擧げて馬醫に任じたが、その時の辭令は次の如くであつた。

「

四條家 田 中 愛 之 助

騎兵馬醫修業申付候事

但月俸七兩被下候事

庚午六月四日

兵 部 省

又、大阪陸軍病院では更に市井にある馬醫を召して教育し病院長緒方惟準がその教授を督し馬醫の修練に努めたのである。當時の御親兵は尙、大阪に止まり病院も大阪にあつたわけである。又、當時馬療に要する藥品及び器具は軍事病院の經費より支出したのであるが、兵部省厩に於ける馬數増加の時には不寝番の兵卒は勿論のこと、當直の馬醫にも御賄料を支給されたと云ふ。

同年十月、田中愛之助は大阪鎮臺馬醫に任じ勤務餘暇を以て研究を重ねしめ、又、内藤永橘、和智茂太郎を同鎮

臺騎兵隊に配布し、東京では鹿兒島藩馬醫西郷信篤、玉置政直等を副馬醫に、桑島英三を兵部省御馬掛馬醫に任じた。又、軍醫寮馬醫として久保田訥次郎（後に成美と改めた）を擧げた。明治四年馬醫の管轄は軍事病院に屬してゐたのである。(1)(2)(6)(7)

此當時は馬醫の制は未だ定まらず、身分、等級、俸級なども規定してない爲に軍醫寮より左の伺書を出した。

『馬醫制度ノ儀ハ歐米各國ノ定則未詳尋常醫官ト同一ノ等級ニテ服帽ニ銀章ヲ用候儀ノミ承知罷在候處今般軍醫寮御設相成馬醫亦管轄被仰付候上ハ先以テ假リニ定制相立追歐米諸邦ノ制度取調至當ノ制度取調御定可有之候。就テハ夫迄ノ處兼ネテ先般ヨリ馬醫御用掛被仰付候久保田訥次郎儀業術モ相應ニ出來一同歸服致居候間先以テ同人ヲ別紙通御採用相成其ノ以下官馬四十頭ニ馬醫官一名位附屬被仰付度候不然バ内外ノ藥用諸手當並ニ毎朝ノ検査不行届病馬ヲ押シテ鞭御仕候様相成候テハ不日ニ平癒致候輕症ノ馬モ不治ノ重症ニ陥リ可申ニ付軍醫寮内ニ馬醫局相設病馬ハ悉ク右一同へ相集メ馬醫稽古迄爲致候ハハ諸方ニ分居區々治療致シ候ヨリ病馬相減シ御入費相省キ且馬醫術進歩可致候依之此段申出候也』

之に對して『書面ノ通但施設ノ方法巨細取調可申出事』とあり、之により久保田馬醫が軍馬寮馬醫となつたのである。

又、次のような伺書と回答が交換された。

『病馬手當ノ儀一ヶ月金三步ヅツ騎兵隊給與軍曹へ相渡藥品器械共相辨過不足月末書出候趣就テハ馬醫並ニ病馬

手當共寮管轄被仰付候上ハ過日申出候通り馬醫定期未ダ相立不申候萬事不都合ニテ混雜仕リ無益ノ御失費相嵩可申候間右病馬御手當ノ儀當分従前ノ通り致置度此段申出候也

指令

病馬手當ノ儀馬醫定期相立迄従前ノ通り』

『御親兵砲兵隊竝ニ騎兵隊馬醫別紙ノ通り有之處右書面ノ通り俸給區々ニ候間追テ馬醫定期相立候マデ學業ノ深淺モ不分明候間假ニ上下二等ニ分チ上等ハ月給金二十五兩、下等ハ二十兩ト相定度則チ是マデノ俸給書竝ニ新選舉書相添ヘ此段申出候也

指令

當分ノ内申出ノ通り』

斯くて陸軍馬醫としての始めての官等給養の制が確立された譯である。此頃の記録には廻積介、玉置周司、西郷金之助（以上は上等馬醫）、中屋孫平、山岡秀造、井上蹄作（以上は下等馬醫）等の名を見る。

『馬醫服制ノ儀先般申出候處當分従前ノ通り致置候様御沙汰相成候得共自分行軍又ハ練兵等ノ際甚ダ着支候間追テ精密ノ制度相立候マデ上下等馬醫共二等軍醫副ノ正服爲致着用度此段申出候也追テ本文ノ趣早々御決議相成度候

指令

書面馬醫制之儀所屬部隊同様ノ仕立タルベシ尤モ等級ノ徽章ハ相除キ帽前章竝ニ右臂上ニ蹄鐵ノ徽章ヲ相附クベキコト』

即ち軍服は着用すること勿論であるとなつたが、此當時は何らの官等に屬せしめるか尙疑問である爲に特に等級の徽章を用いずに帽と腕章に蹄鐵の徽章を附して一見馬醫たるを明かにしたものであらう。

明治五年正月、久保田成美を二等軍醫副に任じ、陸軍省厩舎に附し兼て馬醫諸般の事を掌らした、即ちこれが陸軍馬醫の始めての假統率者と見るべきで、前記久保田訥次郎馬醫その人である。

此年地方有力の馬醫を徴し軍馬衛生を司らしめ且つ軍馬購買には必ず馬醫をして立會はすべき命令が發せられた。又、馬醫竹下盛武、桑島景連を奥羽地方に差遣し馬匹を購辨させたが、撰馬其當を得、馬醫の價値を高めたのである。(2)(3)

明治五年八月、松本順の畫策により靜岡縣士族深谷周三(『徳川家馬醫と洋方の開始』の項參照)を上等馬醫に任じ軍醫寮に於て事務を掌らしめた。深谷は實に軍獸醫界に於ける正式任官の最初とも考へらるべきものである。

以上の外に當時陸軍馬醫として富尾木知一、稻垣正幸、前田國橋、山根道章、森田豊、高橋義生等が居つた。而して陸軍の始めは先づ御親兵が薩、長、土州藩又は鍋島家などから參集し、それにつれて馬醫も來たもので極めて少數であり且つ馬醫の素質もよくなかつたことは想像し得るところである。(5) 然るに前記の深谷周三は始め幕府の馬醫であり後に新政府に仕へることになつたのだが、蘭學を修め本を讀む點に於て異數の人物と云ふべく、松

本願の拔擢を受けたのも當然と云はねばならぬ。

尙、ここで一言すべきは徳川慶喜公がその政權を奉還するや、領土を静岡に賜り、かくて徳川の兵は一時静岡に移つた。そのため前項で書いた如く馬醫も静岡へ居を移したわけである。(6)

明治六年三月十七日、兵學寮に於て馬醫生徒募集の議あり、深谷周三(十二等出仕)は兵學寮陸軍中佐長屋重名の招に應じ、馬醫生徒徵集及其教育方法を陳述し、同年三月二十三日に馬醫生徒募集の達が出でた。即ち

『今般陸軍兵學寮ニ於テ馬醫生徒十五名入學差許候間各府縣管下現今在京四民ノ内右生徒志願ノ者ハ左式ノ通願書相認メ來ル五月三十一日限り同寮へ願出候ハバ別紙ニ照準シ試験致シ合格ノ者ハ入舍申付ベク候條此旨可被相達候事』

而して此時の應募者は次の如くである。

『西川信、西村正、岡本永、原田貞四郎、天野多聞、米山俊信、安並賢輔、大澤弘毅、上田義雄、粟屋浩一、山内直三郎、厚木訥平次、石川利吉、服部利器、佐野成之。』

同年四月九日兵學寮第二舎へ生徒七名、五月十三日には八名が入舍した。これより以前に大阪軍事病院で二、三人を徴し之に馬醫學を教へたが素より見るべきものはなかつた。又、前述の如く當時在職の軍馬醫は士民、各藩親兵隨行の馬醫を採用したものであるが、何れも歐洲獸醫學を研究すること殆んどなく、古來の傳統によつてゐたので、斷然此時代から後は歐米獸醫學の研究をすることとなつたのである。而して以上の馬醫生徒教育の第一期は一、

二の翻譯書を講述したに過ぎないけれども、獸醫の學を眞に學問として研究を始めたのは此時が最初と云ふべきである。しかも、その教授の任に當つたのは深谷周三（軍醫寮十一等出仕）であつた。

當時の獸醫學科程は未だ確然たるものがないので、兵學寮に於て假に之を定め認可を得た。その伺書及回答は次の如くである。

『此度當寮第二舍へ編入致候馬醫生徒學則當分別冊ノ通取極メ申度此段相伺候也（兵學寮伺 明治六年四月十五日）

指令

當分伺之通』

而してその課目は次の如くであつた。

『一、馬醫に關する一般馬學（相馬、年齢） 一、解剖學 一、馬身窮理 一、化學 一、藥劑學

一、治療學』

これに用いた教科書は「相馬略」、「化學入門」、「化學要論」、「馬療新論」、「馬療新篇」、「馬療叢說」、「馬療掠的」などで、更に數學、乘馬術も教授したのである。

又、馬醫生徒を二級に別け初級は譯書講義の聽聞、二級は譯書、化學符號其他ラテン語藥名の暗誦等を一日一時間、輪講、一時間暗誦し、初級のもの之を聽聞したのである。その狀況は次の如くである。

『相馬略 二卷

化學入門 二卷

右は一日一時間輪講及化學符號等の暗誦を行ひ一月半で卒業

馬療新論 二冊

化學要論 四冊

右は一ヶ月で卒業

馬療新篇 七冊

二ヶ月で卒業

馬療叢說 寫本四冊

二ヶ月で卒業

馬療掠的 寫本四冊

二ヶ月で卒業』(1)(2)

2. 深谷周三の獻策

陸軍馬醫が洋風獸醫術を學ぶに至つたに就ては深谷周三の貢獻する所大なるものあるは特筆せねばならぬことであるが、深谷は舊幕臣で天保七年七月に江戸村上侯の藩邸に生れ、杉原半助、安井息軒に就て漢學を修め、松田玄瑞について醫學を、桑島新助について馬醫術を學び、前項記述の如く幕府御馬治療の事を聞老諏訪伯耆守の命によつて行ひ、慶應三年には開成所フランス學世話役を命ぜられたが、徳川末期に於ては諸兵の教師を佛國から迎へたもので、騎兵科では騎兵大尉デシャルムが教師の任に當り、且つ多少の獸醫術をも授けたのである。而して當時幕府騎兵隊馬醫であつた深谷は蘭學や英書も多少讀み、他の馬醫とは識見を異にしてゐたので、熱心に洋風馬醫のこ

とを質し且つ習得したのであつた。

明治五年、上等馬醫として我國陸軍に出仕した頃は軍醫頭松本順、軍醫寮の權助手石黒忠恵が馬醫制度に就て企畫したものであるが、深谷は更に歐洲獸醫學輸入の必要を痛感して居り、その素志を兵學寮頭鳥尾小彌太に建白し、依て當時最も進歩してゐる佛國獸醫學に範をとることとなつた、明治六年六月十七日、兵學寮は馬醫教師雇入れのことに就て次の伺を提出したのである。

『當寮第二舍ノ儀、馬匹一般ノ諸學術及馬醫生徒ノ教授ヲ專任スルノ學舍ニ候間先般已ニ馬醫生徒十五名入舍申付候次第ニ候、然ル處元來馬醫學ノ儀ハ陸軍諸技術中最モ未開ニ屬シ我邦ニ於テ未ダ曾テ西洋ノ馬醫學傳習ノ者無之從來ノ和流馬醫ハ勿論實際ニ效用乏シク現今陸軍諸技術日ニ進ミ月ニ新ナル際馬醫ノ一科此儘差置キ候テハ終ニ進歩ノ期無之生徒ノ成業ノ目的モ難相立候間諸教師御雇ノ例ニ準ジ新ニ佛國ヨリ陸軍馬醫一名御雇入相成度奉存候。

馬醫學ハ一小技トハ申ナガラ陸軍ニ於テ其ノ關係スル所亦僅少ナラザル哉ニ相考候仍テ此段相伺候也

指令

六月二十日伺ノ趣聞届候事（但書略）』

斯くしてアンゴ―招聘の舞臺が展開されたのである。

3. フランス陸軍獸醫の招聘

明治七年四月四日、佛國陸軍一等獸醫アウギヌスト・アンゴ(佛國南部トールース獸醫學校出身)が我陸軍の招きに應じて來朝した。而して同年五月八日にアンゴ教師は始めて馬醫生徒に學科を教授したのである。(通辯は荒井義通が行つた)斯くして生徒には解剖學の中の骨學を教へ、その實習を行ひ、在京馬醫官には病理學を講じ且つ親しく病床講義を行ひ、又時々郊外に於て植物を採取し實地に之を説明し菊株の研究に資した。尙、生徒には骨學を終へてから植物學通論を教へたのである。

アンゴの門下生としてその薰陶を受けたものに次の人々がある。

『今泉六郎	黒瀬貞次	一柳直宰	柳澤銀藏	田澤直孝
厚木訥平次	小澤溫吉	篠崎種太郎	山本忠一郎	木村典
横山正令	坂野武次郎	黒須宗直	馬杉直太郎	上田茂雄
岡本永	天野多聞	粟屋浩一	津田幸平	糟谷儀十郎
前田英治	西村正	大澤弘毅	砂越肥氏	内田總一
小野打悦次郎	木村典	神戸義勇	(1)(2)(4)(5)	

4. 病馬院と馬醫學舎の設立

これより先、明治六年九月、松本順は病馬院設置の申請をした。即ち

『馬醫部ハ當分軍醫部ノ管轄ニ屬セラレ、未ダ病馬厩ノ設アラズ軍馬ノ數追々増加ノ折柄、若シ營内ニ於テ惡性傳染病及死馬等ヲ出スヤ、自然人身ニ波及ノ慮無之ヲ保セズ依テ然ルベキ場所ニ病馬院ヲ設ケ惡性危篤ノ病馬ハ勿論常病ノモノモ同様是ニ牽入治療ヲ加ヘ、隊附馬醫マデモ日々ノ診療内外ノ手當ニ與レバ研究ノ一端トモ相成ベシ云々』

同七年二月、馬醫生徒を馬醫部の管轄とし、十一月十九日に馬醫生徒募集の議を定めた。

『馬醫生徒ノ儀、兵學寮管轄ノ節、給與表二十五員既ニ伺濟ノ上去ル明治六年三月中十五人入寮相成同七年二月二十三日右生徒馬醫部へ管轄替被仰付其ノ後療院ニテ伺ノ上二人生徒被差免殘十三人ニ有之候然ル所自今追々全國陸軍馬匹相増隨テ馬醫官派出所モ相増候ニ就テハ十三人ノ者不殘卒業致候共引足申間數且ツ馬醫官ノ義ハ未開ノ學術ニテ科目多端人醫同様ニ傳習加之技畜農科ノ二課ヲ以テスレバ習學ノ者思慮ヲ費スコト不尠數年ノ傳習ヲ要シ候ニ付今般十二人ヲ御増員相成兼ネテ兵學寮給與表伺濟ノ通二十五人ノ定員ニ被相滿度尤モ生徒入舎檢査ノ儀ハ於兵學寮の例モ有之候間右規則ニ照準シ其ノ他自費生徒或ハ通學生徒共願出候者ハ檢査ノ上差免、本人ノ勤惰言行等篤ト相察候上合格ノ者ハ官費生徒ノ補缺ニ相充申度依之此段相伺候也(明治七年十一月十九

日伺)

指令

十二月三日、伺ノ通 但シ自費生並ニ通學生徒ノ義ハ難聞届候」

明治八年二月、陸軍本病院内に新に陸軍病馬院を置き松本順を以て馬醫監兼院長とした。そして馬醫部のことがここに始めて陸軍病院を脱し陸軍省の直屬となり松本馬醫監によつて統轄されることとなつたのである。

参考文献

- 1、陸軍獸醫沿革史抄 中央獸醫會雜誌 第四三年第十
一號
- 2、今泉六郎回顧談
- 3、小澤溫吉 大日本獸醫會誌 第一號 明治十八年
- 4、小川龍叟翁略傳
- 5、須藤義衛門 應用獸醫學雜誌 第一卷
- 6、柳澤銀藏 口述
- 7、大友源九郎 馬の世界 昭和十年度(明治時代陸軍
馬醫の養成とその制度)

而して前述の明治六年三月二十三日公布にかかる馬醫生徒入學について、その入學の願書々式及び試験の内容等は次の如くである。

『兵學寮第二學舍入學願書(△印ハ朱書)』

何國何郡何所産

何府(縣)貫屬何族

明治初期篇

馬醫生徒入學試験

一 年 齡 十 六 才 ヨ リ 二 十 才 マ テ

尤 醫 術 洋 書 等 ヲ 學 ビ 得 ル 者

ハ 二 十 五 才 マ テ 入 學 ヲ 許 ス

一 身 體 強 壯 之 者

一 書 翰 往 復 差 支 無 之 者

一 日 本 外 史 國 史 略 ヲ 讀 誦 ス ル 者

一 譯 書 ノ 意 味 ヲ 了 解 ス ル 者

三

一 算 術 加 減 乘 除 ニ 差 支 無 之 者

其 他 馬 術 等 ヲ 心 得 タ ル 者 ハ 最 モ

善 ト ス

右 之 通 試 檢 ノ 上 入 學 致 候 後 ハ 總

テ 官 費 ヲ 以 テ 月 給 衣 食 共 是 ヲ 給

ス

右 之 趣 區々 無 誤 可 觸 示 者 也

明治六年四月

濱松縣権務事務長

存(亡)實(養)

何某長男(二三男)(弟)

姓 名

△馬醫生徒志願

△何 歳

右之者今度兵學寮第二學舎へ入學奉願候間御検査之上御

用被下度固ヨリ入學ノ上ハ御規則嚴重ニ爲相守可申且又

當人身上ノ儀ハ何事ニヨラス私引受可仕依テ此段奉願候

以上

身元引請人

何府(縣) 姓

名印

年 號 月 日

陸軍兵學寮御中

前條之通相違無御座候以上

年 號 月 日

何 府 (縣) 』

以上によつて府(縣)の證明をも要したものであるが、更

にその試験の内容は次の如くであつた。(前頁凸版は濱松縣の公示で、一ノ瀬幸三氏の寄贈になるものである)

『馬醫生徒入學試験』

一、年齢十六歳ヨリ二十歳

尤醫術洋書等ヲ學ビ得ルモノハ二十五歳迄入學ヲ許ス

一、身體強壯ノ者

一、書翰往復差支無之者

一、日本外史國史略ヲ讀淪スル者

一、譯書ノ意味ヲ了解スル者

一、算術加減乗除ニ差支無之者

其他馬術等ヲ心得タル者ハ最モ善トス

右之通試験之上入學致候後ハ總テ官費ヲ以テ月給衣食共之ヲ給ス 右之趣區々無洩可觸示者也』

此時は同じく馬學生(騎兵生徒)をも募集した。而して馬醫生に對する教育内容は既に述べたが、もう一段と科學的教育の必要が痛感され外國人を備ふこととなり、軍以外、各藩で外國人を雇ひ、軍としても各科の教師を雇ふに至つたのであつて、此内に教師首長(フランス人)を設け前の參謀本部の附近、即ち伊井の邸宅に教師六〇人位(フランス人)が住むに至つた。前述のアンゴ、後述のビュースト等は何れもその一人である。(15)

明治八年二月に發布された陸軍馬醫部條例は次の如くである。

『第一條 陸軍馬醫部は全國陸軍々馬ノ强健ヲ保護シ病馬醫療ノ事ヲ總轄シ蕪秣ノ性質ヲ詳カニシ飼養ノ利害得失ヲ辨明シ其ノ驅役ヲ斟酌指定シ疾病ヲ未發ニ防キ以テ軍馬ノ用ヲ盡サシム 病ニ罹ルモノハ之ヲ療シテ其常ニ復セシムルヲ以テ其ノ主務トス

第二條 馬醫監ハ部内一般ノ事務ヲ總理シ馬醫官ヲ撰任シ馬醫學校ノ規則ヲ設立シ生徒ヲ教育スル等其ノ責任ヲ

第三條 馬醫官ヲ分チテ二トナス一ハ病馬院及軍馬局ニ屬スルモノ二ハ各隊ニ附屬スルモノトス

第四條 馬醫部管スル所ノ陸軍病馬院ハ即チ軍馬局所在東京ニ於テ之ヲ設ケ他日宮城福島磐前水澤岩手青森山形七縣並ニ鹿兒島縣等ノ地ニ於テ監牧保馬ノ法ヲ施設スル時ハ隨テ調馬廐ヲ設クヘキヲ以テ調馬廐所在ノ地ニ病馬支院ヲ置クヘシ

第五條 東京陸軍病馬院長ハ馬醫監之ニ任シ直ニ陸軍卿ニ隸シ日々病馬院ニ出仕シ該院內百般ノ事務ヲ總理シ馬醫以下ノ勤惰能否ヲ監視ス(中略)

第十五條 各隊附馬醫官ハ凡ソ騎兵一大隊砲兵一大隊工輻重兵一小隊ニ各一人ト定ムト雖モ流行傳染病アリテ病馬非常ニ増加スルトキハ助手ヲ本院ニ請フベシ其本院アラサル地ニ於テハ隊長ヨリ鎮臺若ハ營所ニ申告シ助手ヲ請フヘシ

第十六條 分遣隊屯在ノ地其ノ本隊ヲ距ルコト二日程以外ナル時ハ一小隊タリトモ馬醫官一人ヲ附スヘシ

第十七條 隊附馬醫官ハ該隊ノ葷料飲液馬舍槽糞ノ掃除等ヲ監視シ軍馬ノ健康ヲ保護シ病馬アレハ本厩ニ置キ休息セシメ或ハ營内病馬厩ニ入レ之ヲ治療シ其病症輕重ノ等差ヲ定メ診斷書ヲ作り週番所ヘ送ルヘシ

第十八條 其病馬院若ハ病馬支院ノ設アル地方ニ在テハ病馬將ニ至ラントシ若ハ已ニ重症ニ至ル者ハ週番所ノ送牒並ニ馬醫官ノ處方箋ヲ附シテ病馬院若ハ病馬支院ニ送ルヘシ〔下略〕

同月、陸軍病馬院を陸軍本病院内に設けた。

此の病馬院内に馬醫學會が設けられたのであつて、此の馬醫學會こそ今日の陸軍獸醫學校の前身であり、アンゴ
Iあつて始めて創設されたと云ふも過言でない。(1) (2) (3)

尙、柳澤博士の述べるところによると、松本馬醫監は一時その席についたのみで、眞の仕事をしたのは其の次に來た石黒馬醫監であつた。

馬醫生徒に對する講義は一日一回位であつた、又新入生徒は基礎學が出来てゐないため軍醫の方から足立寛、永松東海などが來て理學、化學、動植物學などを教へた、と云ふことである。

次に少しく記述が前後するが柳澤博士の述べるところでは馬醫生徒の修學年限は四年で、出ると伍長になつた。而してその頃は士官と下士の取扱は衣服その他皆異り、士官はラシヤ、下士は小倉の服(紺色)で綿入れであつた。このため生徒中には不平のものあり大部騒いだのであつた。生徒は無劍であつた。三回に亙る生徒募集も、十三年

には全部卒業となり何れも伍長（三等馬醫生）たることが出来た。

當時、士官相當官は肋骨（アバラ）服で劍（エペー）を帯び乘馬隊の下士相當官は軍刀であつた。又士官相當官では劍を用いないものもあつた。これは當時の外國の相當官も同様であつた。馬醫學舎の解剖學は中々やかましく實物について盛に研究をした。講義は必ず實物を以てした。又、クリニクは入學より直ちに實施し、各隊から來る色々な病馬について生徒は各々これを擔當した。毎朝の講義前に此の臨床學が行はれ生徒は質問の應答に苦心した。外科手術も必ず生體についてやり、特に熱心に解剖と臨床が實施されたのであつた。

尙、劍（エペー）は黒革の鞘で、眞直のものであつたと云ふ。

明治十年戰爭の頃の騎兵は東京に一ヶ大隊、近衛騎兵一中隊で、砲兵は各地にあり、野砲隊に馬醫、馬醫副、馬醫補が附屬した。馬醫生は卒業後これに同じく附屬して大いに活躍したものであつて、報告書を作成する如きは馬醫生でなければ出来ない状態であつた。越中島の閱兵に際しては各生徒は服裝が違ふので黒の外套を被て式に臨んだと云ふ。

明治十一年に竹橋の暴動が起つたが、これは政府の財政難から節約が行はれ、兵の給料が減せられたことにも原因があつた。馬醫生も亦日給五錢、一ヶ月一圓五十錢のところ一週十錢となつた。

以上、甚だ記録は前後するが、参考のため書きつけて置くものである。

次に馬醫學舎に於ける教授課目を見るに、

『物理學 化學 動物學 植物學 解剖學 生理學 外貌學 病理學 外科學 藥物學 秣藷學 造畜學
衛生學 獸醫律 治療法』等であつた。

同年三月、病馬院を東京市内第四大區元彌生町一番地に移して病馬厩と改稱し、同月十七日には馬醫生徒に大試験を行ひ、西村正、上田茂、天野多聞、大澤弘毅、岡本永に卒業證を附與し、五月二十五日に三等馬醫に任じた。

同年十一月、馬醫生徒の補闕募集を行ひ、次の九名が入舍した。

『前田英治 古川銀太郎 津田幸平 糟谷儀十郎 佐藤良行 坂野武次郎 津田第三郎 山本忠一郎 森總一』
同九年一月、第三回目の補闕生徒募集あり、次のものが入舍した。

『馬杉直太郎 横山正令 柳澤銀藏 田澤直孝 木村典』

同十三年四月二十四日、馬醫生一名を佛國に留學させることが允許された。その時の申請及回答文書は次の如くである。

『馬醫學ノ儀、陸軍ニ於テ不可缺要件ニ付明治六年法國ヨリ獸醫教師御雇相成生徒傳習被相開經以來凡七年間ニシテ治療ヲ實驗スルコト一萬八千二百餘頭、生徒數十名ヲ教成シ初メテ馬醫學ノ伯樂ヲ一掃致シ眞ノ獸醫方法略相具候故宮内省、内務省、開拓使等ヲ始メ民間ニ至ルマデ專ラ獸醫ノ確實ナルコトヲ信用シ夫々治術ヲ乞來候ハ全ク御雇教師ヨリ精細ノ學術ヲ開闢候儀ニ有之候乍去七年前御雇教師來ノ節相治療法ヲ今ヨリ彼此回顧致候ヘバ種々沿革候事モ不少加之馬種改良法案獸醫學傳染病豫防法等未ダ實驗ノ機會ヲ得ズ乍併此上多年ノ傳習ヲ要シ莫大

ノ費用ヲ相増シ候儀ニテ迎モ永ク授業ノ見込難相立、然ルニ本年六月ニテ最早外國教師解約歸國ニモ可相成旁々此儘ニ被差置候テハ到底學術熟達ノ者ニ乏シク陸軍諸技ノ進歩競進候儀難計終ニ一大缺事ニモ可相成ニ付別紙伺出候通馬醫學舍當分ノ内被相閉候上ハ右學舍費用年分二千五百圓餘ノ金圓ヲ以テ馬醫生ノ内ヨリ學術秀抜ノ者二名法國「ツールース」或ハ「ハリラン」府獸醫學校へ向四ヶ年留學被命候ハバ成業ノ上ハ陸軍馬醫生徒教成ハ不申及馬種改良法完全致シ且ハ全國獸醫ノ軌範モ相立本邦家獸醫改良ヲ始メ終ニ剛強ノ軍馬ヲ育成候盛事ハ期定可致ト被相考候間前文ノ趣特別ノ御詮議ヲ以テ御沙汰相成度申進候也

追テ本人之趣御裁可相成候ハ法語ニ通ジ學術秀抜ノ者撰更更ニ可申出候

指令

申出ノ趣馬醫生ノ内一名留學ノ儀聞届候條人名取調更ニ可申出事』

同年八月二十日、馬醫教師陸軍一等獸醫アウギヌスト・アンゴーは聘期満ちて歸國した。アンゴーの在任期は約六年半であるが、此間生徒數十名を教育し我國獸醫の蒙を啓いた點は駒場のヤンソン師と共にその功を永久に傳ふべきである。

而してアンゴー歸國以來は一時馬醫學舍を閉鎖し馬醫官の補充は主として駒場農學校よりすることとなつた。即ち同校に依託學生の制を設け十三年以後は茲から陸軍に入ることとなつたのである。(1)(2)(17)

5. 馬醫の官等と深谷の馬醫監任命

明治六年五月、陸海軍武官等の制定があり、馬醫のそれは次の如くに定められた。

六等	上等官	七等	士	八等	九等	官
上等	馬醫正	馬醫副	馬醫副	馬醫副	馬醫	馬醫補
馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬
			二 等	二 等	二 等	補

同七年十一月、更に馬醫部官等の改正があつた。即ち、

六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等
上等官	士			官	下		士
馬醫監 (少佐)	馬醫二等	馬醫副二等	馬醫 (少尉)		一等馬醫生 (曹長)	二等馬醫生 (軍曹)	三等馬醫生 (伍長)

明治九年、石黒忠憲は馬醫監となる。

明治十年頃の陸軍馬醫官数は次の如くであつた。

馬醫監一名、馬醫二名、馬醫副一三名、馬醫補六名、馬醫生一九名、計四一名、此外に馬醫生徒二五名。(13)

明治十二年に馬醫生徒が卒業した。之等は御雇外人教師の教育を受けた始めての出身者と云ふべく、その名は次の如くである。

『黒瀬貞次 今泉六郎 一柳直幸 小澤溫吉 篠崎種太郎 小野打悦次郎 黒須宗直 神部義雄 砂越肥氏
坂野武次郎 前田英治 山本忠一郎 古川銀太郎 内田總一 津田幸平 糟谷儀十郎 木村典 柳澤銀藏
馬杉直太郎 横山正令 田澤直孝』

之等のものはそれ／＼任地に赴いたが、此時には今泉が優等の成績であつた。彼は三等馬醫生として病馬廐第一課附を命ぜられたのである。而して彼等は在學五年、他の兵課に比し長期の學問をし乍ら出でては下士官の低級に甘んぜねばならなかつた。それで何れも之を憤慨し深谷周三が本省詰である爲に勢ひ深谷を怨むこととなり彼を斬るとか唱へて陳情したと云ふことであつた。(14)

此頃荒井義通は一等馬醫であつた。そして一體に馬醫は無學と考へられ、下級に甘んずべきものとされる傾向があつた。(2) (4)

同年、石黒の免官となるや直ちに深谷周三が馬醫監となつた。同時に又病馬廐長の職を襲ひ茲に始めて馬醫がその長となるの日が來たのであつた。

6. 陸軍蹄鐵術の始め

明治六年佛國蹄鐵下士ビューストなるものが吾が陸軍兵學寮に雇聘され、明治五年四月に來朝してゐる。蹄鐵生徒は初めて佛國式の裝蹄一般を學ぶこととなつたが、その以前も極く幼稚ながら模倣的な英國式裝蹄が行はれてゐたようで、同年一月二十四日に陸達第二十一號によつて蹄鐵工服章被_レ定との制令が出てゐるに見てもビュースト以前から此術が陸軍で行はれてゐたと見ることが出来る。従つて陸軍々馬の蹄に裝鐵してゐたことも明かである。ビュースト來朝以來は佛國式によつて裝蹄が行はれ爰に始めて無溝式蹄鐵と、鐵唇の三角形、鐵尾の純三角形が陸軍を中心に漸次國內に普及する元をなしたのである。陸軍省の記録によると明治初年の蹄鐵職工は騎兵用馬を一ヶ年八回改裝し此代金四兩で、一ヶ年分を見積つて下附されたが、明治六年四月に篠原陸軍少將より陸軍卿へ伺出で、一ヶ年十二回に改め、これに對する經費を各部隊の現馬數に應じて支出する案を定め、次のような伺書を提出したのである。

『砲騎兩隊共是迄蹄鐵打換者、一ヶ年八回、一回ニ付二分之定額ニ有之候處、傳習被仰付候已來蹄鐵モ從ツテ損傷致シ且蹄鐵諸品モ前日ヨリ高價ニ相成候間、一ヶ年一馬ニ付十回、一回ニ付金二分二朱ノ定額ニ致度

指令

蹄鐵ノ儀者左ノ定則ヲ以テ一ヶ年十二回相渡可申事

金三十一錢二厘五 蹄鐵四足

金十八錢七厘五 爪髮打手間一疋 〆五十錢』

明治六年十二月、蹄鐵生徒の修業年限及服務期の儀につき兵學寮より伺書が提出され開届けられた。即ち、

『蹄鐵生徒年期ノ儀未ダ御確定無之、然ルニ教導團生徒ニ照準致候へハ五ヶ年之筈ニ候得共職工ノ儀ニツキ修業ノ期ヲ込メテ七ヶ年ト御定メ相成度』

明治七年一月に蹄鐵職工を騎兵第一大隊に附屬せしめたき希望で、松村大隊長より東京鎮臺へ伺書を提出した。即ち、

『當隊へハ蹄鐵職工未ダ附屬不相成候ニ付蹄鐵ノ儀ハ日雇職工ヲ以テ今日迄取計來候處追々騎兵業務モ進歩相成候ニ付不日行軍等モ相始候ニ付蹄鐵職四名至急隊附相成様致度』

此伺書は開届けられず、一ヶ月十五圓以内で雇用するように達せられた。

同年四月七日、布第一六三號軍馬局裝蹄並刈毛規則が定められた。即ち次の如くである。

『四足裝蹄 六十二錢五厘 兩足裝蹄 三十一錢二厘五毛 全身刈毛 一圓五十錢 半身刈毛 七十五錢』

此年陸軍調馬院が新設され蹄鐵生徒は此處に於て其術を習ふこととなつた。(明治六年の蹄鐵生徒は一九名、明治七年は三〇名であつた。)

當時、陸軍々馬局は神田一ツ橋邸跡にあつて、屋根は赤銅張り三階建の御殿造りで、同本邸の直後が蹄鐵生徒の室になつて居り、次で教官室、醫務室、一、二等生徒室と別れ、西續きは馬醫生徒室、蹄鐵工場、更に一ツ橋の近くに馬醫の解剖室があつた。

明治八年三月には蹄鐵術卒業のものに免狀を下附することとなり、茲に始めて蹄鐵職工は蹄鐵工と稱するに至つた。當時陸軍卿より軍馬局への達は次の通りである。

『其局蹄鐵生徒之儀自今卒業之者ハ檢査ノ上免狀相渡シ蹄鐵工可申付、尤是迄生徒ノ名稱ヲ以テ隊附申付置候分モ同様蹄鐵工ト可心得此旨相達候事』

明治八年軍馬局に於ける蹄鐵工生徒は二九名であつた。翌九年二月に至り、蹄鐵教師ヒューストが同年四月に満期解傭になるので、軍馬局長より申出で、更に一ヶ年延期することとなつた。其伺は次の通りである。

『蹄鐵教師ヒュースト氏本年四月ニテ御雇滿期可相成筈之處蹄鐵術科之儀未ダ十分傳習不更終候ニ付猶一ヶ年御雇繼相成候様致度此段御伺候也』

此年の蹄鐵工生徒は三九名であつた。

明治八年二月二日、布第三二號軍馬局卒業の蹄鐵生徒、近衛鎮臺砲兵、騎兵隊のもの日給が定められた。即ち、

『一等 十一錢三厘

二等 八錢四厘』

此頃は蹄鐵工の技術必ずしも上達したと云へず、又職工制の爲に責任觀念が足らなかつたか何れか不明であるが蹄形の不良、狹窄及び舉踵、裂蹄、蹄又腐爛、蹄葉炎等極めて多く、蹄衛生は甚だ不良であつた。

明治十一年、小川徳次郎は齡十七歳の若年で陸軍蹄鐵學會に入つた。當時の蹄鐵生徒は一一三名で生徒係長は諏

訪騎兵大尉及萩原盛種中尉(馬學教官)、助教磯部某其他高見澤、高木など皆で六、七名居つた。生徒の採用數は必ずしも多くなかつたが志願者は非常に多かつたと云ふ。而して此頃にはビューストは既に解雇となり横濱で開業してゐたが一週一回づつ來て蹄鐵生徒を教へてゐた。それで小川はビューストの助手となつて勉強したのであつた。

明治十二年十二月二十七日達甲第二十八號で陸軍蹄鐵工生徒概則が定められた。此規則によると蹄鐵工生徒は華士族平民並鎮臺の兵士中で志願し檢定試験に合格するものを以て之に充て、その修業期は概ね滿二ケ年としその期間中、學術の教習科目及要領は本科と補科に別ち、本科二ケ月間鍛冶、撰鐵鍛煉、四ケ月間造鐵、各種造蹄鐵、一ケ年間裝蹄(前六ケ月は尋常裝蹄、後六ケ月は各種裝蹄)、三ケ月間造釘、各種造釘、三ケ月間剔毛、各種剔毛髮束を行ひ、補科は六ケ月間騎兵操練、六ケ月間蹄鐵提要、算術等を習ふのであつた。(5)(7)(8)(9)(10)(12)

7. 軍馬の疾病

軍馬の衛生法は最初、直接視察によつて行つた。即ち外觀上人目を惹き易い疾病に就て研究を開始されたのである。剔毛の利害に就ては明治十年頃既に問題となり、次で呼吸器病就中肺の炎症、消化器病の研究などが行はれた。柳澤銀藏氏は主として後者の研究者として目されてゐた。傳染病として炭疽は明治九年の秋駒場野に發生し埼玉、福岡にも發生多く、軍隊としては大阪輜重隊と小倉師團に發生したのが始めである。

明治九年九月の炭疽發生は駒場野 内務省所轄試験場のそれで、斃れるもの多く、アングーは依託を受けて之を

検査し、その病状を鑑し試験を経て全く炭疽熱たることを確定し、豫防方法を陳述し、内務省は之を府下に布告したのである。

アンゴは更に陸軍省に上申し尋で「馬疫豫防法編」を草し、官に於て印刷に附し一般に布達した。同年九月十一日達第四百四十一號により陸軍省の公布した文面は次の如くである。

『目下内務省所轄東京府下駒場試験場ニ於テ牧馬一種ノ傳染病（原名「シヤルボン」ト稱スル惡症ニ罹リ數頭斃死候赴、若此病ニ罹ル馬匹有之節ハ忽チ他馬ニ傳染シ動モスレハ人身ニ波及スル可恐惡症ニ付一馬タリトモ此病ヲ發シ候ハハ馬醫診斷ノ上病原消除方取計此旨相達候事、但シ別紙馬醫教師アンゴ一氏病馬診斷報告書爲心得相達候事』

同年十月十四日、宮内省よりアンゴ教師に廢馬を贈り外科手術試験を爲さしめた。此時には氣管、食道、尿道の截開術、神經切截術、大動脈結紮法、尾中筋切術が行はれたのである。

炭疽は初發以來毎年各地に發生し、軍と民間とを問はず其害は少くなかつた。

明治八年七月四日、軍馬中、鼻疽に罹るものある時は馬醫官の診定により之を撲殺すべく請ふものがあり、その確徹屠殺法を上申し教師アンゴは「鼻疽説」一編を草して之を上る。依て官より次の達が發せられた。(九月十五日達第五十八號)

『馬匹一種ノ肺熱病（原名「モルブ」）ト稱スル惡性疫熱有之若此病ニ罹ル馬匹有之節ハ忽チ他馬ニ傳染動モスレ

バ人身ニモ傳染スベキ惡疫ニツキ一馬タリトモ此病ヲ發シ馬醫診斷ノ上他馬ニ傳染ノ徵無相違ニ於テハ速ニ屠殺ノ上病原消除方可取計此旨相達候事。但シ馬醫在勤無之地ニ於テハ地方ノ馬醫ニ診斷可爲致事」

明治九年九月二十六日、警視廳の官馬が疾病に罹る時は陸軍病馬既に依頼し來り治療を乞ふこととなつた。(1)(11)

参考文献

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 陸軍獸醫沿革史抄 中央獸醫會雜誌第四三年第十一號 | (2) 今泉六郎 回顧談 |
| (3) 齋藤盛一 中央獸醫會雜誌昭和六年一月號 | (4) 牧野鈔太 西洋獸醫の我國渡來の概要(口述) |
| (5) 小川龍叟翁略傳 | (6) 大友源九郎 馬の世界昭和十年度(明治時代陸軍馬醫の養成とその制度) |
| (7) 兵頭芳太郎 鞍上閑話、護蹄昭和四年十一月 | (8) 小沼福太郎 本邦に於ける蹄鐵術の蒼生期、護蹄第十一卷第七號 |
| (9) 黒川三治郎 明治以降裝蹄術の變遷 陸軍獸醫團報第二八〇號 | (10) 蹄鐵工沿革調 中央獸醫會雜誌第四三年第十一號 |
| (11) 小澤温吉 陸軍獸醫團近衛第一兩分團發會式口演 | (12) 大友源九郎 蹄鐵工の養成と馬の裝蹄沿革概要 馬の世界第十三卷第九號 |
| (13) 陸軍獸醫雜誌第一號 | (14) 須藤義衛門 應用獸醫學雜誌 |
| (15) 柳澤銀藏 口述 | (16) 畜産昭和九年九月號 |
| (17) 陸軍獸醫學校沿革概要(昭和九年四月調) | |

8 馬醫學舎概則の公布

明治八年十一月二十五日に陸軍省職制及び事務章程を定められた、その第四十三條に次の規則が載つてゐる。

『第四十三條 馬醫部ノ監ヲ置キ陸軍ノ馬政ニ關與シ馬匹ノ健康ヲ保護スルヲ掌リ馬醫以下各科ノ兵隊ニ附屬シ或ハ軍馬局病馬廐ニ出仕シ又鑛臺ノ調馬廐ニ分派シ馬匹ノ疾病ヲ療治スルヲ掌ル而シテ皆馬醫監ニ統率ス』
同九年三月十八日、馬醫教師アソゴ一の申出でを許し、馬醫生徒一同を動物學研究の爲毎週一回山下町の博物館へ參集せしめ實地講習をなさしめた。

同年五月四日、馬醫副、馬醫補の不足を補ふべく馬醫生を昇進せしめた。

同年七月九日に病馬廐長石黒馬醫監の上申により次の概則が發布された。

『 陸軍馬醫學舍概則

第一條 陸軍馬醫學舍ノ設アルハ獸醫學志願ノ者ヲ集募シ獸畜ノ畜養治療ヲ講究シ以テ陸軍馬醫官タラシムル所ナリ

第二條 陸軍馬醫學舍ハ陸軍病馬廐ニ屬スルモノニシテ其ノ舍長ハ馬醫監或ハ馬醫一名之ニ任シ舍内百般ノ事務ヲ總理シ重事ハ病馬廐長馬醫監ノ決ヲトル

第三條 舍中ニハ教官竝ニ幹事ト生徒取締トヲ置キ以テ生徒ヲ教育ス

第四條 教官ニハ時トシテ外國人ヲ傭フコトアリ又教官ノ數ハ生徒ノ増減ト學術進歩ノ度トニ因テ之ヲ増減スルモノナレバ豫メ之ヲ定メズ

第五條 削除

第六條 此ノ生徒ニ採用スヘキ者ハ華士族平民ヲ論セス年齡十五年以上二十年以下ニシテ検査合格ノモノヲ採用

ス

第七條 入學志願ノ者検査定額左ノ如シ

第一則 身體強壯ニシテ身長年齡相應之者

第二則 書方書翰竝ニ聞書差支ナキ者

第三則 讀方日本史略等ノ意味ヲ了解スル者

第四則 算術加減乘除比例ヲ學ヒ了リシ者

第八條 前條第一則ハ軍醫之ヲ檢シ第二、第三、第四則ハ検査官之ヲ檢ス

第九條 凡テ入校生徒ハ身元引請人ノ證書竝ニ本籍府縣ノ添翰アルヘシ

第十條 生徒授業ノ期限ハ豫科滿四ヶ年トス其ノ學科竝ニ課程年限ハ教則表ニ詳ナリ

第十一條 他ノ内外國官立學校又ハ私立學校ニ於テ既ニ中小學ノ教科ヲ經過シ其卒業免證アル者ハ豫科學ニ就カ

シメスシテ直ニ本科ニ就カシム或ハ卒業免證ナシト雖モ豫科科目ノ試業ヲ受ケ應答充分ナル時ニハ直ニ本科ニ

就學セシムルコトアルヘシ

第十二條 此ノ生徒入舍ノ日ヨリ陸軍ニ從事シテ他志ナキ誓約ヲ爲サシムルカ故ニ何等ノ事故アリトモ自己ノ情

願ヲ以テ退舍ヲ願フヲ許サス若シ稟性不才或ハ疾病ノ爲メニ成業ノ目的ナキ者ハ篤ト検査ノ上或ハ生徒ヲ除名

シテ既中使役ニ供シ又ハ退舍セシムルコトアルヘシ

第十三條 生徒ノ被服食料竝ニ修業ノ費用一切官給トス

第十四條 入舍中行狀不正ニシテ陸軍士官ノ志操ナキ者或ハ懶惰ニシテ數々法則ヲ犯ス者ハ舍長ヨリ病馬既長ニ報シ既長之ヲ陸軍卿ニ稟請シテ更ニ三年間本舍或ハ病馬既ノ小使炊夫ニ使用セシムルコトアリ

第十五條 毎年暑中休業間ニハ生徒ノ請願ニ依リ歸省ヲ許ス

第十六條 生徒ニ缺員アル時ハ其ノ由ヲ新聞紙ニ廣告シ入舍ヲ許ス

第十七條 入舍ヲ願フ者ハ陸軍病馬既ヘ願書ヲ出スヘシ（下略）

同年アンゴの提唱を採用し、先づ數頭の惡癖馬に去勢術を試みたところ、その成績は頗る良かつた。

同年九月五日に、大久保内務卿より内務省所管の勸農寮に於て畜養しある馬匹の内、病馬發生の場合ハ之が治療方を馬醫教師アンゴに頼みたまき申出であり、陸軍省では大山陸軍大輔の名を以て差支へなき旨を回答した。

同年十一月に病馬治療法質問のため警視廳から醫員二名を陸軍省に派遣すべく次の申し入れがあつた。

『御省御雇馬醫教師へ畜馬治療法質問ノ爲メ當廳醫員兩名差出度御差支無之候ハバ前以テ日時等承知致置度此段及御依頼候也』

明治九年十一月廿一日

警 視 廳

陸軍省御中

右に對する回答は次の如くなされた。

『當省雇馬醫教師へ治療法質問ノ爲御廳醫員兩名時々御差出相成度云々御掛合之趣承知致候就テハ毎日午前六時半ヨリ八時迄ノ内ニ候得ハ差支無之候尤醫員相越候節ハ各醫員ノ内佛語相心得候者敷又ハ佛通辯之者差添候様致度此段及御回答候也』(1)(2)

參考文獻

(1) 大友源九郎 馬之世界第十五卷第五號

(2) 柳澤銀藏 中央獸醫學會雜誌第三十七輯卷之二

六、明治初年の牛疫

1. アジアの牛疫

西曆一八七〇年代即ち明治三年の頃に、露國は無慮三五萬頭の牛を牛疫の爲に失つたと云はれるが、當時我國は王政維新の業その緒につかんとし、鎖國の夢破れて諸事更新の時であり、従つて諸國との交通も開けて來たので、海外の家畜傳染病が侵入する可能性は段々に多くなり、殊に朝鮮(韓國)の如きは最も近いので交通の便も多く、露國を侵した牛疫が滿洲より朝鮮を経て内地に傳播することは理の當然であり、當時の状態では之を防ぐ力は無かつたのである。

朝鮮の牛疫が如何なる状況にあつたか、往時の事は全く不明であるが、古老の信すべき言では明治三、四年の頃、會寧邊に從來嘗て見ない牛の傳染病流行し多數の斃死を見たと言ふ。(1)又、咸北の洞長某の語る所によると明治二、三年頃に會て見ない病牛續發し、その肉を食つた所、その人の所有する牛が又、何れも日ならずして發病斃死したと言ふ。而して病勢は頗る猛烈で、鏡城郡内の如き、殆んど牛の影を見ない慘狀を呈し、朝鮮全道で數十萬頭が斃死し、南は釜山、仁川地方にまで蔓延した。その系統はシベリアであると云ふ。即ち普佛戰爭の結果、牛疫が全歐洲を風靡しロシアを越へてシベリアに至り更に滿支より朝鮮に侵入したものと云はれてゐる。

但しこれを以て朝鮮牛疫の最初とする事は出来ない。例へば我が慶應二年(開國四七五年)に朝鮮北境の對岸から病毒侵入し畜牛約八〇頭が斃死した記録があり(3)、北滿、シベリアは由來獸疫猖獗の地として知られてゐるので、尙此以前にも牛疫が侵入してゐないとは云へない。

何れにしても此傳染病が我國に侵入するに於ては頗る危険であると云ふので、當時の上海駐在米國領事テイ・ワイ・マクガワンは、上海在留の日本國外務省出張官員イシデロングに當て次の忠告文(原文)を傳達した。この忠告文は直ちに日本政府に致されたのである。(明治四年)(4)

『シベリア海岸にリントルベスト流行起り追々蔓延、日本へも傳染すべき有様なれば此趣日本政府へ御忠告あり
たきなり、右時疫既に十年前に流行し魯西亞より起り漸次歐羅巴西部へ傳染なしたり、其の傳染日耳曼國へ及びたるとき英國農學者をその病症吟味のため日耳曼國に送れり其の人の曰く此時疫必ず英國まで傳染なさざる

べしと堅く請合たりされど終に英國に傳染し大に流行の後家畜五萬匹餘死亡するに至れり。吾合衆國政府は其の節他國より家畜の輸入を禁じて海岸より此の病の傳染するを豫防せり。依て吾合衆國は是れまで如斯時疫の傳染を他國より受けたること曾てなし。凡そ三年前右の時疫東方より流傳し來たり、昨冬海岸邊に流行し且つ朝鮮及びアムール河邊特に甚だし、右リントルベストは元來難治の病毒なれども幸に豫防し得べくして通例のエヒゴクチツク（一種の流行病）の如く蔓延せず、且つ空氣中に導き傳へず、只動物に傳へ或は人身よりし、又衣類諸品よりし、或は又已に患ひし獸類の病原を含める物品等より傳ふ。遠くその病毒を傳來するに至るは或は獸皮より或は馬より、或は一處より他處に移す獸類よりす。右獸類は既に病毒を受けたる家畜等なり。第一朝鮮或はシベリア地方より日本諸島へ家畜を移すべからず。且つ獸皮より傳染蔓延せんことを防ぐべし。右病毒の流行既に太平洋海濱一般に波及せり、將た右病毒シベリアに傳ふるを知るより以前に先滿洲に於て見へたり、魯西亞人此病を豫防するに付馬を國境外に放せり。右は馬を若干里外の海濱まで引出し其の車より放ちしものなり。且つ野獸の多き所は右傳染の波及を避くべからざれども宜敷政府の配慮あるべし。萬一時疫起りたる時是れを防ぐ一術あり、右傳染を受けたる獸類は不殘直に打殺し其屍骸を火中に投じ焼捨つべきなり。右病毒を受けたる獸類を打殺し傳染を防ぐと雖も尙其の後此病の流行漸く歐羅巴に波及する所以は是れ其の屍骸を焼捨てざるによるなり。

日本は其の海岸に右時疫の起るは如何なる容體のものなるやを知らんと要するならん。右時疫を受くるや身

中の筋々痙攣し、殊に頸肩背筋の痙攣を起すを以て此病に感ずるを知るべし。又獸類其の病に感ずるや其の體を彎屈して四足を一所に輻め頻りに寒慄の容體を顯はせり。且食物を嫌ひて只渴するのみなり、眼中目尻の處に一塊の光點を發し久敷後に消するなり、第二目に下痢を發し續いて亦赤痢と變じ、三、四日に至り動物大に衰弱す。右病を治するに短きは七日長きは二〇日を費す其の始め百の内十或は二〇餘も病を受けざるに方り早く之を療すべし、其の法能く之れを知れり、右時疫漸く日本に擴るに於ては日本の家畜類殘らず死するも難計故其の用意ありたきなり。故に此儀貴下御同意ならば貴下のなす政府へ御通達あるべきなり。(譯文)

一八七一年六月二十七日

上海

テイ・ワイ・マクガワン

イシデロング貴下

2. 石黒忠憲の建白

又明治四年六月、時の大學少助教石黒忠憲は、大學へ建白書を提出した。その内容は次の如くである。(4)

『近日在清國外務官の報告並に新聞紙に依れば上海に「リユンドルベスト」と稱する牛疫流行し其の勢猖獗にして傳及頗る劇しと抑も本邦牧畜の業僅に端緒を開くの今日に於て不幸此の病毒を傳及せば實に百尺に達すべき良材を萌芽に枯らすの患なしとせず國家經濟上頗る憂ふべく嚴に慮るべきなり。本邦未だ獸畜病に關する布告

命令は先例なけれども此際大政府より大令を發され該病豫防の方法を定められんことを切望に堪へず、因て「リ
ユンドルベスト」説一卷を撰み副て以て建白す

恐惶頓首』

此の文中にある「リユンドルベスト説」一卷は即ち譯文で、明治四年七月五日、大政官第三二九號を以て之を頒
布すべく布告された。即ち、

『先般御布告ニ相成候傳染病疫之儀ニ付猶又大學東校ニ於テ別冊之通譯述候條頒布候事』
而してリンドルベスト説譯述は次の如くである。(4)

『リユンドルハ角獸類、ベストハ時疫ノ儀ニシテ即チ獸類傳染病ノ儀ナリ、和蘭レーデン府第一等獸畜醫「ステ
ゲルワルド」氏所著、家畜治療書ニ其症狀並ニ病屍解剖説ト治法トヲ載セタリ近日上海在留外務省出張官員ノ
報知ニ由レバ今年此病専ラ「シペリア」地方ニ行ハレ之ガ爲ニ獸畜ノ斃ルコト甚ダ多シト云フ蓋シ牧畜盛ナ
ル地ニ一牧場ニ數千頭ヲ放シ一柵中ニ數十頭ヲ畜フ故ニ若シ一獸此病ニ感ジテ其屎尿唾液ノ藷秣飲水等ニ混ズ
ル時ハ他獸必ラズ此ニ由テ感染シ駭々トシテ滿場滿野ニ及ビ終ニ全國ニ蔓延ス。皇國ノ如キハ牧場廣クシ獸畜
少ク隨テ此憂モ亦大ナラズト雖モ方今朝廷更ニ牧養ノ業ヲ興サントシ給ヒ庶民モ亦漸ク此業ニ就キシモノナレ
バ忽ニス可ラズ、元來生靈ヲ健全ニ保チ疾病ヲ未發ニ防グ者我道ノ本旨ナレバ豫メ其豫防法ヲ記シ以テ四方ニ
布カズンバアラズ然レドモ此疫未ダ皇國ニ流傳セザルヲ以テ親ラ病屍ヲ剖檢シテ病理ヲ考究スルコトヲ得ズ故
ニ此稿ハ首ニ「ステゲルワルド」氏ノ説ヲ譯記シ次ニ上海報知ノ症狀ヲ録ス其他尙ホ精密ノ方法ニ就テハ海

外ノ再報ヲ俟ツノミ

病 論

リユンドル疫ノ病タル年齢及ビ時齡ニ拘ラズ其流行ニ方レバ殆ンド免ル、モノ少ナシ、然レドモ一回之レニ患レバ終生再感スルコトナシ其病性猖獗ニシテ傳染速カナレドモ幸ヒニシテ常ニ流行甚ダ稀ナリ其流行スルヤ殊ニ戰爭ノ後自國ノ家畜ヲ屠リ盡シ他方ヨリ死畜ヲ輸入スル時此流行ヲ傳來スルコトアリ昔年嘗テ「ボドリー」(地名)「ランカリー」(地名)ヨリ屍畜ヲ獨逸ニ輸入シ更ニ和蘭ニ輸送セシ時獨蘭ノ二國ニ大ニ流行セシコトアリ和蘭ニ於テハ千八百年代ノ初メト五ヶ年前トニ流行シ普漏生國ニテハ去年佛蘭西ト戰爭ノ時此流行ニ逢ヘリト云フ、

症狀及經過

病初ニ寒熱ヲ發シ頭首ヲ震掉シ或ハ憔悴困臥スルモノアリ或ハ頓躁悶死スルモノアリ或ハ四足ニテ地上ヲ叩キ或ハ咬牙シテ以テ苦狀ヲ現ハス而シテ漸ク咳嗽ヲ發シ體溫變換シ初メハ鼻口乾燥シテ熱シ眼ハ濕ツテ乾燥セザレドモ終ニハ鼻眼共ニ夥ク粘液ヲ流スニ至ル但シ病初一、二日ハ猶食思アリテ藜草ヲ食ヘドモ平日ノ如ク反嚼スルコト能ハズ口内ヲ檢スレバ津唾充滿シ舌口蓋齒齦肉ノ表面ニ小キ胞瘍ヲ發シ破開スレバ紅色ノ痕ヲ遺シ微ク出血ス若シ腰椎ノ邊ヲ壓セバ必ズ其部ヲ下ニ牽曲ス又四足ヲ一所ニ集メテ臥シ以テ脊ヲ屈鈎ス病機漸ク亢進スレバ下痢ヲ發シ尾ヲ動搖シ皮下ニ氣腫ヲ生ジ四日乃至七日ニシテ斃ル。

上海報知ニ因レバ獸畜リユンドルベストニ罹レバ筋肉殊ニ頸背ノ諸筋モ痙攣搖擗ヲ發シ戰慄ノ狀ヲ見、背ヲ屈曲シ四肢ヲ一所ニ集メ大ニ煩渴シテ食嗜ナク眼ノ内皆ニ脂粒ヲ結ビ第二日ニ至リテ下痢ヲ發シ下痢亢進スレバ赤痢トナリ第三日第四日ノ後大ニ衰弱シ經過急ナルハ七日、慢ナルハ二十日ニ至ル、其流行ノ病性輕キ時ハ百匹ノ病型中十乃至二十匹ハ回復シ得可ケレドモ病性重キニ至リテハ百中百死ヲ免レズ。

病屍解剖說

獸屍ヲ剖視シテ著目スベキ症狀ハ「ブーク」胃甚ダ膨脹シテ且ツ硬ク中ニ乾キタル糜爛物ヲ含ミ胃粘膜ノ表面ニ黒色ヲ現ハシ乾燥シ剝離シ易ク「レグ」胃及腸ハ痙攣ノ徵症ヲ現ハシ或ハ壞疽ニ傾クモノアリ脾ハ蒼白色ニ變ジ或ハ弛緩シ或ハ縮小ス肝ハ赤色ニシテ軟カニ變ジ膽囊中ニハ大量ノ膽汁ヲ充滿ス肺臟其他全身諸部別ニ異狀ナシ唯筋肉ノ色鮮紅ナラズ。

豫防法

夫此病性ノ猖獗ナルト傳染ノ迅速ナルトヲ以テ未ダ確タル治法アラズ若シ此疫病ニ罹レル獸畜アラバ唯速ニ之ヲ殺シ其屍ヲ燒棄テ以テ傳染ヲ防グノ一策アルノミ然レドモ全部全國牧養ヲ業トスル民多キ時ハ又政府ヨリ嚴令ヲ下シテ普ネク其傳播ヲ防ギ以テ豫防法ヲ守ラシムベシ。

上海ノ新報ニ據レバ此毒ノ傳染ハ他ノ傳染病ノ如ク大氣ノ媒介ニ因テ數百里外ニ傳播スルモノニ非ズ故ニ其豫防法亦太ダ難カラズ若シ一獸此病ニ罹ラバ速ニ之ヲ捕ヘ別ニ隔絶セル押中ニ飼ヒ且其獸觸ルル所ノ蒨秣飲水

ハ決シテ之ヲ他畜ニ與フ可ラズト云フ以上擧ゲル處ハ畢竟唯家獸ノ傳染病ニシテ復人ニ傳染スルモノニ非ズ即チ例令バ南牛舎ノ牛此病ニ罹リ北牛舎ノ牛恙ナキモ南牛舎ノ牧者北牛舎ニ往來スレバ北牛舎ノ牛モ亦此ノ病ニ罹レドモ牧者ハ毫モ患ヲ受クルコトナシト云フ是以テ其人ニ傳染セザルノ左證トスベシ』

3. 牛疫豫防法の發令

以上の文書は政府を刺戟し對策を速かに講ずるに到らしめた。即ちこれが日本に於ける防疫法發令の動機を造つたもので、それは一にマクガワンの忠告文と石黒忠惠の建白書に依ると考へるのである。而して日本に於ける最初の豫防法發令の文面は次の如くである。(4)

『一、諸開港場嚴ニ入船ヲ改メ當分ノ内生ケル禽獸ハ勿論新シキ皮革ノ輸入ヲ禁シ殊更彼地ヨリ來ル物ハ嚴ニ改

ムヘシ尤モ病人アラバ醫官改ノ上其病ニ非サレハ上陸ヲ免スヘシ

一、樺太、北海道、對州等ハ彼地ニ接シ常々往來交易アレハ殊ニ注意下スヘシ、從來御國ノ皮革ハ北海道ヨリ

來リタルモノ多ケレバ專ラ注意スヘシ

一、何レノ地方ニテモ追テ御沙汰アル迄ハ病死セシ禽獸ヲ賣買致ス事嚴禁タリ、若シ賣買セハ御咎アルヘシ若

シ又右賣買セシヲ聞及ハ、申出ヘシ御賞アルヘシ

一、右病死セシ禽獸ヲ食シ又ハ其皮ヲ剝キ用ユル事嚴禁タリ

一、各地方ニ於テ禽獸ノ死亡平日ニ増ス事アラハ地方官ヘ申出テ地方官ヨリ大學東校ヘ報知スヘシ

一、禽獸死セハ燒捨ヘシ殊更臨終ニ變縮ヲ發シテ死セシ禽獸ハ申斷ナク燒捨ヘシ

一、禽獸ノ屍ヲ水中ニ捨ル事禁止タリ若見掛ハ其所ノ役人ヘ報シ取揚ケ燒捨ヘシ

一、禽獸ノ死亡相増候地方ニテハ一入豫防ニ注意スヘシ若病ニ感染セシト思ハ、速ニ良醫ニ托スヘシ妄ニ藥ヲ服スル事ナカレ

一、都テ此病ヲ防クニハ病ノ傳來スルトセサルトニ拘ラス身體ヲ清淨ニシ成丈ケ衣服ヲ洗濯シ垢付サル様ニスヘク家居モ掃除ヲ能クシ殊更厩牛部屋又ハ鳥小屋、豚小屋等ハ成丈ケ清淨ニシ當時禽獸ノ居ル所ニ衣類ナト置カサル様ニ心掛ヘシ

一、天氣ヨキ日ニハ窓戸ヲ開キ風入ヲヨクシ室内ヲ乾燥スルヲ要ス

一、生煮ノ物熟ササル果物類鹽漬ノ物腐臭ニ傾シ物硬強ノ物等平日タリトモ成丈ケ是ヲ謹ムヘシ

一、酒家ハ絶テ禁スルニ及ハサレ共暴飲スヘカラス且ツ房事ヲ節スヘシ

一、禽獸ノ肉ヲ食ハ、ヨク出所ヲ尋ネ正シク食用ノ爲殺セシモノヲ食フヘク必ス病死セシ肉ヲ食フコトナカルヘシ

一、當分ノ内新シキ皮革ヲ日用ニ供スル事ナカレ殊更新生皮ヲ外國船又北海道ヨリ輸入スルコト嚴禁タリ

一、禽獸ノ屍ヲ潰セシ水ヲ飲又ハ此水ニテ顔手足ナト洗ヘハ此病ヲ受ク故ニ用水ノ源ヲ正シ若是アラハ早々取

此の布告を見ると、最初石黒忠愍のリンドルベスト説中に記載されてあるに拘はらず政府當局は、本病の人に感染すべきを非常に憂へたことが知れる。その結果急遽發令を見たものであらうが、同時に又、公衆衛生上劃期的法令ともなつたのである。

尙又、悪性牛疫豫防に關する件が布告されると同時に嚴原藩に對して次の御沙汰があつた。

『 太政官御沙汰

明治四年六月七日

嚴原藩

傳染病豫防ノ儀ニ付別紙之通御布告相成候條其藩從來朝鮮國ヨリ牛皮輸入之儀當分之處嚴禁可致事』(六月七日ハ舊曆ニヨツタモノデアル)

更に民部省より、六月十四日附布達を以てリンドルベスト豫防に關し左の取締方を各府縣藩に命じ、太政官布告の豫防法を一層嚴重に勵行させたのである。(4)

『今般シベリア海岸ヨリ惡性傳染疫流行ノ趣相聞候間豫防法之儀此程一般ニ御布告相成候ニ付追テ相違候迄府藩縣ニ於テ左之通取締相立可申且沿海港灣有之地及避僻之郷ニ至ツテハ別テ注意可致事

一、牧畜場有之地ハ云ニ及ハス市在共斃畜取扱伺ノ儀總テ豫防法ニ掲載有之候通屹度取締相立候様致所置時々
官員巡視懇篤可相諭事

一、總テ病ニ因リ斃レシ禽獸ヲ賣買致シ或ハ是其肉ヲ自他ノ食料ニ充テ、又ハ其皮ヲ剥キ用ヒ候儀嚴重可致禁

止事

一、若シ前條ノ禁止ヲ違反スル者有之候ハ、嚴重取糺罪名可伺出候且他ヨリ訴出候者有之候ハ、爲其賞鳥目三十貫文即時可差遣候右旨兼テ可觸示事

一、港灣等商船輻輳ノ地ハ輸入ノ諸品篤ト致検査、皮革ノ類陸揚ノ儀ハ可令嚴禁事

一、船中若シ病者アラハ検査ノ上他病ニ係ルモノハ上陸ヲ許シ時疫ニ類スル病者ハ猥リニ上陸ヲ許サス相當ノ處置可有之事

一、總テ輸入品改方嚴重相成候上ハ内外密商ノ掛念不少候間沿海ノ地ハ右取締筋ニ專ラ注意可致事

一、傳染疫ニ類スル病者有之候ハ、醫員ヲ以テ篤ト爲致検査其所患ノ徵候詳密記載シ早速届出事

但患者治療ノ方法及看護ノ者心得不日頒布可相成事、右ノ外總テ豫防法ノ旨趣ニ基キ嚴重可致處分事』

以上の如く極めて嚴重な發令のあつたことは牛疫が人に感染すると曲解したからで、政府當路の狼狽さは推して知ることが出来るが、それも少時にして、同年十月五日民部省布達第五百十八號を以て各海港に於ける輸入禁止の解除が行はれることとなつた。それは恐らく、本疫の危険が當初恐れたほどでないことを知るに至つたが爲であらう。(4)

その文面は次の如くである。

『去ル六月家畜傳染病豫防法中海港場ニ於テ嚴ニ入船ヲ改メ當分ノ内生禽獸ハ勿論新皮革等輸入ヲ禁シ候云々御

布告ニ相成候へ共最早不及其儀候此旨更ニ相達候事」

4. 長崎縣の警戒

斯く政府が枕を高くし得た反面、大陸に近い長崎縣に於ては牛疫の侵入に就て決して安閑たることは出来なかつた。それで上海地方に於ける有角獸類傳染瘟に關する盛衰を看取し之を政府に上申する一方、更に在上海品川代理領事へ病の消長に就て訊問する所あり、これに依て同領事より前述マクガワンに紹介し、マクガワンからは次の文面が發せられ、それを品川代理領事より翻譯書として長崎縣に致し、長崎縣はそのまゝを政府に報告してゐる。此事は明治五年壬申四月二十五日の「東京日々新聞」(第五九號)に發表されたのである。

『戴角獸傳染病ノ儀ニ付報告書 (翻譯文)』

寄

日本代理領事品川君

貴下御掛合越之戴角獸傳染瘟ノ儀ニ付拜答致シ候、去ル月曜日(皇曆四月十三日)當港居留地中ニ水牛一頭死亡致シ候近々ニモ此瘟之有リ死ストノ事ヲモ傳承致シ候、忽然ト去リ突然ト起リ候ハ則此病症ニ候ヘバ其根ヲ斷チ候事容易ナラズ彌根絶ニ至ルマテ當港ヨリ崎陽ヘノ輸入御封禁ノ事ハ緊要ト存候、又横濱ニテハ亞歐ヨリ入津ノ各船ヲ御改被成度祈望致シ候

頃日法國到着ノ郵船ニ牛一頭ヲ帶來致シ候處此地着船ノ後又亡失致シ候是則根絶容易ナラザルヲ可知也。若此
瘋症貴國ニ發顯スルキハ此地ノ如ク深く地ヲ掘リ埋ルハ害アリテ瘋症地中ニ存スルキハ必再發スル事有之其骸
ヲ燒失スル事最可也。

右ニ付尙御質問ノ廉アラバ御申越被下度拙者ノ得意トスル所也

謹白

ジ、セーマガゴウシ識

5. 牛疫遂に内地に侵入

清國に於ける牛疫の流行は明治五年に於ても甚しく、しかも既に海港に於ける獸類及び獸皮輸入が解禁されてゐる爲に果然内地に牛疫の侵入を見ることがなつた。同時に朝鮮にも侵入發病する牛あり、平北慈城、厚昌郡下に於て病牛二〇頭を發生した。(3)又、内地に於ては同年政府所屬の牛二九七頭が發病斃死したのである。(4)(5)

6. 明治五、六年の牛疫

越えて同六年三月、次の太政官布告が發せられた。(4)

『太政官布告第七十六號

病死禽獸ヲ食料ノ爲致賣買候事ハ兼テ嚴禁候處天然死或ハ通常ノ病ニテ斃死候者ハ皮剝取骨肉等田園ノ培養ニ

相用候儀不苦候於各地方右辨別厚ク可致注意候事但シ流行病死ノ者ハ燒棄勿論ニ候事』

同年四月二十日の「東京日々新聞」(第三四八號)に曰く、

『京都府管内に於て二月上旬より斃牛有之に付横濱在留米利堅人ウイドと申者牧師功者の由に付早速入京病牛爲致診察候處別紙書面の趣に付諸事爲致施行候處見込筋の當候哉頃日病根撲滅の模様立至候旨同府より大藏省へ御届に相成たり。

牛疫療法

牛疫の儀米利堅人ウイドに尋問候處療法左の通

牛疫原名リユンドルペスト又英吉利にてカツトルフラギユ(家畜疫の儀)とも稱する病名にて其療法歐羅巴に於ても未だ發明無之趣に候其症初期體溫亢進し寒暑鍼を直腸に挿入して驗するに華氏百零四度より百〇六度なり、兩三日を経て口内微赤色を呈し而も眼に黃白色の疹を發す、其後病牛萎軟し頭を垂れ背を高ふして眼光活ならずして頻りに涙し鼻より粘液を涕し呼吸困苦にして呼氣長し、大便は病初通例秘結し後瀉し斃る也、實驗によるに食料に注意するを佳とし一切藥を與ふるを要せず、病牛の所置は十分乾燥且つ温ならしめ能く被覆し且つ脚を繙帶すべし、食餌は軟にして消化し易きものを用ふべし、則ち小麥の糠に熱湯を注和し稀粥の調を得るを度とし之に胡蘿蔔(煮熟するもの)少許を加へ與ふべし、此外枯草及び硬固の品を與ふるを禁ず、凡そ牛疫の病根を撲滅するには病牛及び之と同處に在る牛を打殺するにあり、此病健牛に傳染するを以て病牛をして路上

を通行せしむべからず、病牛を牧養せし圈内傳染氣全く除却するに非ざれば他牛を入ること勿れ、圈内清潔は缺くべからず則ち圈を閉ぢ其中に硫黄二ポンドを焚燒し其後圈戸を開き新氣を吸入し而石灰二ガロンを石炭酸溶液一ポンドを和し圈内の回壁に撒布す、如此にして後二週にして圈内完全を得べし、又た病室にはコロルカルク溶水を撒布すべし、敗氣をして清潔ならしむ則ち發疹傳染熱にして人間の麻疹及び痘瘡の如く一定時間を経過する流行傳染病毒にして歐羅巴に在て既に一千年以前より驗知有之趣に候要するに此病流行の時に膺り前文の病牛を打殺すると敗氣清潔法を修するの事專務の事

明治六年四月

同年春、傳染病牛流行の兆あるところから前田留吉なるもの危險を知つて飼育の牛を賣却し、その廉で獄に投ぜられたと云ふ。

同六年七、八月の頃から牛疫發生し京都、大阪の二府及び神奈川、兵庫、長崎、名東、和歌山、岐阜、福岡、白川、岡山、愛媛、佐賀、新治、三重、度會、堺、飾磨、筑摩、千葉、滋賀、豊岡の二〇縣に蔓延し四二、二九七頭の牛を斃した。就中和歌山、千葉の兩縣に於て猖獗を極めたと云ふ。

同年六月九日發行の「東京日日新聞」には次の記事がある。

『開拓使より正院へ御届の寫

當四月二十七日より本月四日迄繋畜の牛累々相斃、和洋種共惣計百八頭に及び申候、右は最前より御雇教師ド

クトルアンヂセル其他の者へも檢察爲致種々治術を盡し候得共何分其效し無之全く疫邪病に無相違人身にも傳染致候趣申出候追々暑氣にも相向ひ候得ば豫防専務の儀一般へ御布告相成儀共存候間此段尙又御届申上候也

明治六年六月七日

同年十月に大阪府病院長高橋正純は教師エルレメンズと共に實地調査を行ひ、牛疫病牛を診定して之に關する論文を公にした。(5)

同年讃岐、淡路の二國にも八月以來牛馬の傳染病流行し、牛一七一〇頭、馬一四頭斃死したと云ふが、此の牛の方は眞性の牛疫であつたらうと思はれる。(11)

政府は牛疫蔓延の徴あるや、疫牛統計調査の必要から次の達令をなした。即ち

『大藏省達第百六十九號

明治六年十一月二十八日

本年未曾有の傳染牛病流行候付而者各管内村々に於て有病に罹り死失候農用牛毎戸頭數取調可成速に租稅寮へ可届出此旨相達候事

『東京日々新聞』明治六年九月二十三日號に次の記事がある。

『千葉縣安房國に於て耕牛傳染病にかかるもの夥しく村々一般に蔓延し斃牛三百頭餘、只健牛は人家のない野原へ放つて目下の急を救ふ狀況である。』と。

房州は明治三年オランダ、英國等から乳牛牝牡五頭を輸入しその後民間でも洋種輸入が行はれ畜牛の飼育は益々

盛となつたのに、明治六年、牛疫の流行に會し斃牛、撲殺處分牛相踵ぎ、飼育頭數の激減を見ること他の地方と同様であつた。そこで郡内有志は此の窮狀を救ふべく協議の末、協力結束して縣當局に請ひ金二千圓の貸付金を得、南部方面から農耕役用牛百數十頭を購買してその補充とし、一時の急を救つたのであつた。(12)

和歌山縣は牛疫のために畜牛全滅に瀕したので、井口某は明治六年十二月に牛耕に代るべき農具を案出し、之が發賣方を縣廳に出願したと云ふ。

これより先、明治五年に開拓使は北海道移住民並に東京に於て農業現術生徒を募集し、牧馬、牧牛、蔬菜、果樹の四科の専門につき修業せしむることとなり、同年春に米國から牛のドルハム種牝牝四頭、デブオン種牝牝五頭、馬のトロッター種牝二頭、洋種牝一頭及びメリノー、サウスダウソ、リンコロン等の羊、バアクシヤ、サウホーク等の豚を輸入し東京麻布で飼育し良く繁殖したが、翌六年四月二十七日に朝飼料を與へると和種牝牛の内一頭が食べ残した。依て病氣であることを知り病畜舎に移した所、その翌二十八日に和種牝牛二頭が飼料を食はない。檢診して前と同病なのを認め開拓顧問米國人ゼネラルケフロンに通知し、彼は直ちに出張診察し、又翌日は横濱より米國人獸醫某を雇つて來て病牛の診察を行はせた。その結果、リンドルベスト(牛疫)であると診斷した。ゼネラルケフロンは之に反對し、その獸醫を横濱に歸してしまつたと云ふ。(6)

尙、明治五年、政府所屬牛斃死の狀況を記すると、洋種牛に悪疫が出ると云ふので、その四頭を麻布から青山の厩舎に移し、横濱に開業してゐたオランダ人獸醫某を迎へて豫防投藥させたが、時既に遅く毎日二、三頭づ

つの病牛出で、中一、二頭は毎日斃れる。それで牧場内の北方垣根側に深さ五尺の穴を掘つて死體を埋め極力豫防に努めたが過半数の牛は死亡した。残餘の健康牛は尙三六頭ゐるので、内務省より駒場野を借用し、ここへ移して飼養したが、ここでも感染斃死續發し一二頭を残すのみとなつた。此牛疫で四月廿九日から七月十一日迄に斃死したものの一一頭、一日の斃死數は多い時は一六頭、又全治したものと種牝牛一頭、罹病しないものと種牝牛四頭であつた。

斃牛は農學校教師（醫師）トーマス・アンチセルが解剖した。又、彼は病牛を診察して悪性熱であることを斷定した。（6）

明治六年の牛疫大流行あつて、その秋、和牛は牛疫に罹り易い、弱い。と云ふ説が専らとなり米國から牝牛四〇頭、デボン種牡牛一頭を輸入することとなり、翌七年四月に該牛は横濱に到着した。此時米國からエドワルド・ダンが牛を護送して來たが、彼は翌々年農業教師（畜産學擔任）として札幌農學校に雇はれた。又、輸入牛は元の麻布厩舎では牛疫病原があると困るので、青山内字オンデンに假小屋を建てて飼養した。

大山重武、尾崎某はエドワルド・ダンに就て牛病治療新論の講義を受け治療の術を學んだのであつた。（6）（7）
本項は山脇先生の著書によるところ頗る多い、ここに先生に對して特に敬意を表する。

参考文献

(1) 菅沼寒洲 肉と乳第五卷第四號

(2) 朝鮮之畜産 第四卷第四、五、六號

- | | | | | | |
|------|-------|---|------|-------|------------------------------|
| (3) | 松本一村 | 中央獸醫會雜誌第二七輯卷之二、四、五、
六 朝鮮平北慈城厚昌二郡獸疫沿革 | (4) | 山脇圭吉 | 日本帝國家畜傳染病豫防史、中央獸
醫學雜誌第四六輯 |
| (5) | 勝島仙之介 | 第二次內國獸醫公會報告、明治廿八年 | (6) | 大山重武 | 日本畜牛雜誌第二一七、八號 |
| (7) | 大山重武 | 畜産雜誌第二三年第六、七號 | (8) | 尾崎 | 肉と乳(雜誌) |
| (9) | 上木竹太 | 畜牛(雜誌) | (10) | 原島善之助 | 日本畜牛雜誌第四八號 |
| (11) | 大日本農史 | | (12) | 秋山六三郎 | 安房郡畜産史(昭和三年版) |
- 其他文中に記載す。

7. 明治七—十年の牛疫

明治七年に清國長白府に獸疫流行し、朝鮮平北道も亦之の侵襲を受け二百餘頭が斃死した。(1)又、内地に於ても房州嶺岡に發生し二〇頭の牛が斃れた。(5)(8) 此時開拓使雇米人サムエルブラランに囑して治療に當らせられた。明治八年に静岡縣下に發生し、同年十二月新宿勸業寮支廳内に發生し此處では五六頭を斃した。斯くして七、八年中の牛疫發生數は二三五頭であつた。(4)其他東京府下の乳牛にも傳染流行を來したのであつた。

明治九年、下總牧羊場の耕牛に發病を見、一一五頭を斃した。即ち當時未だ泰西獸醫學に通ずるものなく防遏法は完全に行はれなかつたのである。勿論、當時の牛疫が眞性のもか如何に就て論をなす人があるけれども、その病性、流行狀態、徵候等から見て眞性牛疫であることは疑のない所と考へる。(2)(3)(4)

同年の本病による斃牛は四七一頭、撲殺したものは九三頭で、その流行區域は二府一四縣に及んだのである。

又、明治九年二月には内務省乙第二〇號を以て牛疫處分假條例を發布し、強制殺牛に對する賠償制度を執るに至つたが、これは家畜防疫上に於ける賠償制度の始めである。その全文は次の如くである。(2)(6)

『内務省達乙第二〇號

明治九年二月二十九日

傳染牛病豫防ノ儀去明治四年辛未六月七日太政官公布之趣モ有之候處近年内地ニ流行シ既ニ明治六年ヨリ七年ニ至ル迄ニ牛疫ニ罹リ斃ルルモノ全國四萬二千餘頭ニ及ビ農業ヲ妨害シ牧畜ノ進路ヲ遮斷スル等巨害枚舉スルニ遑アラズ元來右傳染牛疫之儀ハ歐洲諸國ニ於テ屢々流行シ慘害無量結局難治ノ症ニシテ甚ダシキハ殆ド一國ノ健牛ヲ盡スルニ至リ候儀モ往々有之候處未ダ彼地ニ於テモ治癒ノ方法不相立到底之レヲ左右スルモ經費徒勞ニ屬シ專ラ人手ヨリ他ニ傳フルノ實害アルニ付速ニ患牛ヲ撲殺シ傳染ノ原根ヲ斷子健牛ヲ豫防スルヲ以テ古今良醫ノ論トスル處ニ付有牛疫ノ徵候有之節ハ斷然牛主共ニ於テ撲殺スルハ當然ノ事ニ候得共一時姑息ノ情ヨリシテ因循時機ヲ失ヒ、終ニ疫毒蔓延候テハ不容易儀ニ付特別ノ詮儀ヲ以テ賠償撲殺法取設候條別紙疫牛處分假條例ニ照準以來各府縣ニ於テ精密其徵候ヲ探偵シ牛疫ノ疑アラバ牛價ヲ其主ヘ償與シ速ニ之レヲ撲殺シ疫毒ノ源根ヲ滅却候様取計可尤照會ノ爲メ牛病新書並牛容體書下ガ渡候條篤ト照準夫々處分方厚注意、尙管内人民ヘモ告諭可致此旨相達候事

疫牛處分假條例

第一條

一、人民飼育ノ牛疫病アルトキハ其牛主ニ於テハ兼テ管轄廳ヨリ告示スル所ノ醫ニ請フテ診察セシメ若シ牛疫ノ徵候アラバ直ニ之ヲ區戸長ニ届出戸長ヨリハ速ニ其旨管轄廳ヘ届出ベシ

但シ醫員懸隔ノ地等ニ於テ之ヲ迎フルノ際既ニ牛疫ノ徵候アルトキハ直ニ區戸長ニ届出ベシ

第二條

一、管轄廳ニ於テハ區戸長ヨリノ具狀ニヨリ速ニ官員ヲ派出セシメ検査ノ上疑アルモノハ病ノ輕重ヲ不問直ニ之ヲ撲殺シ其他ハ專ラ豫防法ヲ行フベシ

第三條

一、牛疫感染ノ牛ヲ撲殺スルトキハ相當ノ代償ヲ其主ニ下渡スベシ故ニ所有者ニ於テ之ヲ拒ムベカラズ但シ牛價ヲ其品位ニ依リ相當支給スベシト雖モ必ず一頭ニ付金三十圓ヲ超ユベカラズ

一、牛疫發見セバ直ニ管内ニ布達シ及ビ勸業寮接近ノ地方廳ヘ之ヲ通知スベシ (中略)

第五條

一、牛疫發見シタルトキハ其場所ヨリ凡方二里以内ノ地ヲ限り直ニ道筋ニ標札ヲ建テ病牛ハ勿論健牛ト雖モ右限外ニ出ルコトヲ禁ジ又他ヨリ限内ニ入ルコトヲ禁ズベシ假令病根全ク滅却ノ後タリトモ尙三箇月ヲ經ザレバ其出入ヲ許スベカラズ

但シ四方十里以内畜牛無之場ヘ往復或ハ移轉スルハ此限ニアラズ (中略)

第七條

一、牛病新書及疫牛容體書一府縣ニ付二十部宛下渡スベキニ付各管内適宜ノ地ニ於テ相當ノ醫生ヲ撰ミ右書類ヲ下渡シ豫メ講習セシメ牛病ノ診斷ヲナサシムベシ且該醫ノ住所姓名ハ管内ヘ告示スベシ

第八條

一、牛主ヘ償付スル金額ハ伺ニ不及豫備金ノ内ヲ以テ速ニ施行シ醫員ノ診斷書及ビ牛主姓名頭數金額等詳細取調書相添其時ニ當省ヘ届出ヘシ

第九條

一、疾病ニ斃レ或ハ撲殺シタル牛ノ遺骸ハ辛未年ノ公布ニ照準シ燒棄スルハ勿論ナリト雖ドモ其地方ノ便適ニヨリ一丈二尺ノ地下ニ埋没スルモ妨ナシトス

第十條

一、第五條中健牛ノ他ヨリ限内ニ入ルヲ禁ズルト雖ドモ各開港場外國人在留ノ地ニ於テ目下食料ニ闕乏スルガ如キハ嚴重検査ノ外屠牛ニ限り此例ニ非ラズ

第十一條

一、隣府縣接比ノ村落ヨリ牛疫發起スル時ハ該廳ト協議シ管轄ノ内外ニ關セズ限内ヲ定ムベシ
同年五月には以上の内、第五條の伯書を改め四〇里以内畜牛のない土地へ往復或は移轉することを許容した。

同年三月七日、傳染牛疫豫防法並斃死後處置に關する通達を發した。その内容は次の如くである。(2)(3)(6)

『(一) 傳染牛疫豫防法』

一、若シ一戸ニ傳染牛疫ノ徵發顯スルトキハ疫牛處分假條例ヲ遵奉シ之ヲ撲殺シテ其屍體ハ速ニ一丈二尺ノ地下ニ埋没スルカ或ハ燒棄スルハ勿論傳染病ニ紛ハシキモノト雖モ直様其由ヲ近隣ニ知ラセ健牛ヲ所持スルモノト五ニ往來出入スベカラズ

一、一戸數頭ノ牛ヲ畜養スルモノハ若シ一頭ノ牛牛疫病ノ徵候アルトキハ直ニ健牛ヲ他ノ牛類無之地ヘ引移スベシ尤疫牛處分假條例ノ通其場所ヨリ凡方二里以内ノ地ヲ限リトス

一、一地方ニ傳染病發起ノ聞エアレバ一層注意厩舎ヲ清淨ニシ寢藥ナド度々取替エ濕氣ヲ乾カシ空氣ノ流通ヲ能クスルコトヲ怠ルベカラズ且ツ左ノ藥劑ヲ時々厩内ニ撒布スベシ

石炭酸

二勺

一、石炭酸水

位

水

一升五合

又ハ

鹽酸カルキ

一合

一、鹽酸カルキ水

位

水

一升五合

右ノ藥品ニ乏シキ地ニテハ生石灰ヲ撒布スベシ

一、飼料ハ軟カニシテ消化シ易キ物ヲ與フベシ但シ燕麥粉ノ得易キ地ニテハ常食ニ與フルヲ最良トス

一、干草ハ鹽水ヲ振り掛ケ潤シ與フベシ

但シ多分ノ青草ヲ與フルハ下痢ヲ醸ス恐アレバ加減スベシ

(二) 斃死後處置

一、傳染病ト覺敷キ病ニテ斃ルルモノアラバ厩舎ノ内外ヲ能ク洗ヒ硫黃一斤ヲ燻シ石炭酸水ヲ撒布シテ臭氣ヲ去ラシムベシ尤モ病牛糞尿其外治療ニ用ヒタル一切ノ物品ハ深ク土中ニ埋ムルカ又ハ硫黃ヲ撒布シテ燒キ捨ツベシ

一、病牛ヲ取扱ヒタル人ハ衣服ヲ取換ヘ身體ヲ清淨ニシ一週間ヲ經ザレバ健牛ニ近ヅクベカラズ

一、總テ斃牛ヲ取扱ヒタル場所ヘハ石炭酸水ヲ撒布スベシ(生石灰ニテモヨシ)

一、傳染病牛斃死ノ厩舎ヘハ六ヶ月ヲ經ザレバ健牛ヲ繋グベカラズ

以上は實に家畜傳染病豫防の方法が具體的に明示された最初であると云はれてゐる。

同年八月五日に「牛病可治」なる書物が内務省達により配布され、防疫上に一層徹底を期したのである。

明治十年には牛疫斃死牛一二三頭、撲殺牛三三頭あり、兎も角非常な努力に依て大體此年に牛疫は一先づ終熄せ

しめ得たのである。(2) (明治五年以來無慮五萬頭(百餘萬圓)の損失を受けた譯である。)

尙、牧畜家前田留吉は明治九、十年に亙る牛疫流行のために五七頭の斃牛を出し一頭の價三、四百圓と見て非常な損失を蒙つたが、彼は之を意とせず業務に精勵したそうである。

最後に一言して置きたいことは臺灣の牛疫である。同地は牛疫のために相當損害を蒙つてゐるのであるが、その始めは、いつ頃から發生したものが全く不明である。しかし「臺灣牛疫史」の述べるところでは、

『本島在來牛の祖先は漢民族移住に際し其の本國對岸支那より輸入したるもの大部分を占め、其後に於ても對岸支那との交通によりて多數の牛、豚、山羊等輸入せられたる沿革に徴し此等の機會に於てその家畜と共に病毒を輸入し之が慘害を蒙るに至りたるものなるべく、當時一般農民の知識低級にして之が防遏の方法を識らず徒に本疫の跋扈跳梁に放任し幾百年間連綿として流行の厄を被り遂に惡疫は神の業にして人力を以て如何ともなし得べきものに非ずとの迷信を懐かしむるに至り云々』

と云ふことである。これによつて相當古くから牛疫が侵入してゐたことを知るのであるが、その幾百年間連綿として本疫が猖獗したか如何は史實の究むべきものがないので、ここでは何とも斷言することが出来ない。

參考文獻

- (1) 松本一村 中央獸醫會雜誌第二七輯卷之二、四、五、
六、朝鮮平北慈城厚昌二郡獸疫沿革
- (2) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史 昭和十年版
- (3) 勝島仙之介 第二次內國獸醫公會報告、明治廿八年
- (4) 尾崎 肉と乳(雜誌)
- (5) 上木竹太 畜牛(雜誌) 中央畜産會發行
- (6) 衛生布達便覽

七、明治初年の獸疫

炭疽、鼻疽等は明治六、七年頃にも流行した如く、明治六年五月には次の大政官布告が行はれた。

『方今牛豚類ノ牧畜盛ニ行ハレ候處温暑ノ時ニ當リテハ其ノ臭氣人身ノ健康ヲ害スルノミナラズ近來獸類ノ傳染病流行往々人生ニ傷害ヲ醸シ候ニ付自今三府市街ノ區内ハ勿論各地一般人家稠密ノ場所ニテ養養ノ儀堅ク禁止候從來右區内ニ於テ従前營業ノ者ハ布令到着ノ日ヨリ三五日以内ヲ以テ郊外便宜ノ地ニ立退養養可致事

但東京府下朱引内ハ假令草野空間ノ地ト雖養養不相成候尤乳搾取ノタメ養養候ハ被差許候得共不潔臭穢ノ儀モ有之候ヘバ證儀ノ上可令取掛事』

同年七月、兵學寮の馬匹に傳染病が發生した。依て大手内の假病馬厩に於て隔離治療を行ふ。

明治八年、軍馬に於ける鼻疽發生に際しては馬醫官の診定により之を撲殺すべき稟請あり、七月其確徵屠殺法を上申し教師アングーは「鼻疽説」一編を草して之を上る。依て同年九月に陸軍省達第五十七號を以て次の警戒が行はれた。

『馬匹ニ一種ノ肺熱病（原名モルブ(Morve)ト稱スル惡性熱有之若シ此病症ニ罹ル馬匹有之節ハ忽チ他馬ニ傳染動モスレバ人身ニモ波及スベキ惡疫ニ付一馬タリトモ此ノ病ヲ發シ馬醫診斷ノ上他馬ニ傳染ノ徵無相違ニ於テハ速ニ屠殺ノ上病原消除方可取計此旨相達候事

但馬醫在勤無之地ニ於テハ地方ノ馬醫ニ診斷可爲致事』(1)(3)

但し當時の鼻疽及び皮疽は時重、黒瀬其他諸家の實驗報告により、多く假性のものであつたことが後になつて知れた。しかし、某鎮臺では傳染病の名を忌避して之を水脈炎とし普通病馬の取扱をした爲に全隊馬に蔓延した事もあつた。

皮疽は明治三、四年に福島縣岩瀬郡地方に流行し、九年頃より栃木縣上都賀郡地方に大いに流行蔓延し、十一年には福島、青森、宮城、千葉等に流行したのである。殊に福島に於て甚しかつたので内務省は御用掛陸軍馬醫桑島景連を遣し専ら豫防に従事せしめ、地方廳亦馬匹の持主を説諭して撲殺法を施し、それに依て同症の終熄を見たのであつた。當時内務卿は、牛疫處分の例により特典を以て撲殺馬代金若干圓を該縣に下附したのである。(5)

明治十三年には宮城、千葉兩縣に本病が流行した。斯の如くで皮疽は仙臺を中心とした此地方の特産物と考へられたのであるが、後には關西、四國、九州をも侵すに至つたのは遺憾のことである。(1)(2)(6)

明治九年九月、陸軍省は達第一百十一號を以て炭疽豫防に關する通達をなした。即ち次の如くである。

『自今内務省所轄東京府下駒場試驗場ニ於テ牧馬一種ノ傳染病(原名シャルボン炭疽)ト稱スル惡症ニ罹リ數頭斃死候趣若シ此病ニ罹ル馬匹有之節ハ忽チ他馬ニ傳染動モスレバ人身ニ波及シ可怖惡疫ニ付一馬タリトモ此病ヲ發シ候ハバ馬醫診斷ノ上病原消除方可取計此旨相達候事

但別紙馬醫教師アンゴー氏診斷報告書爲念相達候事』

而して陸軍に於ける病馬の屍體處分は、東京に於ては普通病死馬を府下龜岡町革商松崎升に拂下げ傳染病死馬は小塚原回向院下屋敷に埋葬し、一頭に付二圓づつ埋葬手数料を下げ渡した。(1)

明治九年頃より長崎縣下に牛の流行病が發生したが、これに就ては後項で詳論しよう。

明治五年十一月に「違式註違條例」が司法省から發布された。その第十條に曰く。

『病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知リテ販賣スル者。』

而して違式の罪を犯すものは七十五錢より百五十錢までの贖金を追徴することとなつたのである。無力にして金を出せないものには答罪として一十より二十まで答打られることとなつてゐる。

狂犬病は、明治となつてからの記録では、同三年及び六年三月の東京府下に於ける流行を筆頭に各地方に發生してゐる。而して同五、六年には東京市中に往々狂犬の咬傷を受けるものがある爲に、大衆の不安を醸し、「東京日々新聞」第三四三號に於て、警察寮より東京府に對して、如何なる人と雖も里犬(野犬のことと思はれる)を殺して差支へないようになければ狂犬の被害を生じて危険である旨を掛合ひに及んだことが記載され、同五、六年の同紙上に折々『野犬捕殺の必要』が投稿、掲載されてゐる。

同六年三月、東京府は本病流行に刺戟され、畜犬規則を發布した。

同六年、北海道余市地方にも狂犬病流行し、又、長野縣に於ては狂狼のために被咬者一三名を出し、内九名は恐水病で斃死した。(長野縣埴科郡坂城町狂狼記事)(8)

同七年六月、「東京府番外違書」が市在區長戸長等に發せられたが、その文面は次の如くである。

『去明治六年四月各區ニ相達候里犬驅殺イタシ候處近來市街ニ於テ病犬相見ヘ往々傳染シ遂ニ人ヲ嚙ミ傷ヲナン候様之義有之候而ハ不宜候ニ付猶又其筋ノモノ警視廳ニテ相備見認メ次第打殺畜主相分リ候ハハ可及通知旨同廳ヨリ達越候間此旨各區ヘ無洩相達候事』(9)

明治七、八年には北海道小樽地方に本病流行し、栃木縣下にも發生して慘害を呈した。(4)

同九年、神奈川縣に於ては狂犬病豫防の爲に畜犬に鑑札を與へ札料を徴し、且つ無鑑札の犬は之を撲殺する命令を發したが、此制度は神奈川を以て最初とする。(7)

家禽の傳染病は明治五年頃に豊岡縣下に發生し、同縣よりは管内形勢の届書に於て次の如くに報告して來たことが、「東京日々新聞」明治五年六月十九日號に出てゐる。

『當縣管内丹波國に於て當四月中より家鴨鷄傳染病流行其死失する者日に十頭を不下其病たるや先眼中充血腫脹し忽ち痙攣抽搐を發し其最劇なる者は一時間を出でずして斃る。或は諸症緩慢にして咽下腫起するものは遂に死を免る。此病稚雛に多く、長育せるものに少し。偶長育せるもの之に罹るも十に六、七は保全することを得。

其傳染するや病鳥の傍を經過し他の家鴨鷄隣邊に至れば直ちに傳染し三日を出でず遂に此病を發するに至る。

當四月中より五月中旬に至るまで大凡死失の惣計五六百頭に不下所謂リントルベストなるものにあらずや』

東京府に於ても同年九月に斃鷄、斃鴨多數が發生したと云ふ。

又、同六年筑摩縣下に家鶏や蒼蠅が病死する流行病あり、これについて第一大區醫學學校の調査した結果は次の如くである。

『筑摩縣管下家鶏家鴨蒼蠅流行病の源因は當夏秋の雨濕にありて其病は人間の患ふる脚氣と同一に有之人間に傳染すべきものに非ず。其豫防の方法は大麥に水を和し能く搗き碎きて食はしめ鳥屋を作り中に木を横たへ（竹は惡し）夜間は右鳥屋の木に棲ましめば以て濕氣蒸騰の害を免ることを得べし（以下略）』（9）

參考文獻

- (1) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史 中央獸醫會雜誌昭和八年六月號
(2) 小澤溫吉 陸軍獸醫團近衛第一兩分團發會式の講演 狂犬病 中央獸醫會講習會講演（同會雜誌所載）
- (3) 陸軍獸醫沿革史抄 昭和五年
(4) 大橋正之助 雜誌所載
- (5) 牧畜雜誌 第七一號
(6) 奥羽聯合獸醫會編 かさ馬取調書
- (7) 關 以雄 衛生史蹟 日本醫事新報
(8) 中央獸醫會雜誌第二八輯卷十一 其他文中に記載す。
- (9) 東京日々新聞第五七號、七三一號、明治六、七年

八、明治初年の食肉衛生

明治二年、大藏省通商司は屠牛所を始めて築地牛馬商社内に設けたが、其後屠牛所も更に増加し、明治四年七月には東京府下に八ヶ所の屠殺場を設けた。同年八月、大藏省は府廳に令して曰く、

『近來肉食相開くるより屠牛經營を申請するものあらば、屠場は人家懸隔の地に開設せしめ、病牛死牛とも之を

賣鬻するを禁ず、且つ牝牛は蕃息の基本なれば屠殺せしめず、但し十二、三才以上孕牛にあらざるものは此限りにあらず、宜しく鑑札を下附して後之を開申すべし』

明治五年、房州平塚村に屠場が設けられた。

明治九年十月、屠牛豚肉、乳に關する規則發布され、屠牛所は警視廳の管轄する所となる。

同十一年四月、淺草千束村に一ヶ所の屠牛所を官設せられ、翌年之を豐成社に付與し、十三年に至り屠牛場取締規則を達せられた。

九、牛痘種苗の始め

弘化四年八月、牛痘の種苗を蘭國から取寄せるべく蘭館在留のカピタン・レフェソンに相談があつて、同年九月蘭船の歸國に際し使を本國に遣した。これは鍋島齊正（閑叟公）の英斷によるものである。

天保十年に蘭人リシニールは始めて牛痘液を日本へ齎したが、此時世人の信用するものはなかつた。

嘉永元年阿蘭陀の軍醫官モーニケ *Molink* が痘苗を持つて出島に来て樽林宗建と共に二兒に對して種苗を試みたが不成功に終つた。翌年宗建は更に愛兒に種痘し成功したが、これが我國に於ける種痘の始めと思はれる。斯くて彼れはモーニケの口傳を譯述して「牛痘小考」を著した。

明治七年六月、東京に牛痘種苗所創設された。従來は専ら痘苗を海外より輸入したのであつたが、茲に全國種痘

の原苗を作ることとなつたのである。

然るに尙、當時の痘苗は人傳牛痘苗即ち牛痘を人に接種しそれを痘苗としたもので、之を乙の數人に植へ、乙の發痘を待てその痘漿を取り、又丙に接種すると云ふ狀況であつた。

明治十八年、角倉賀道は之が改良に志し東京牛痘館を設け犢牛牛痘苗を創製したのである。角倉は後に（明治二十五年）「牛痘新論」を著す、同書は四・六判二四頁の小冊子である。

參考文獻

(1) 醫史料第二號 明治二八年版

其他文中に記載す。

一〇、東京番人規則と違式註違條例

明治初年、東京番人規則が發布されたが、それは六十箇條よりなり、獸醫に關係ある條項として次の如きものがある。

『第三十條 路上狂犬ヤキトクアレハ之ヲ打殺シ取棄ツヘシ（中略）

第三十二條 獸畜シヤモノノ死尸アル時ハ速ニ戸長ニ告ケ之ヲ取除カシムヘシ

第三十三條 禽魚獸ヲ販賣スル店ニ毎日贗造腐敗ノ品之アルヤヲ検査シ亦行商人ハ其印鑑ト品物トヲ改メ若シ無印鑑或ハ腐敗ノ品アラハ之ヲ取上クヘシ』（下略）

又、違式註違條例は前項でも記載したが、これに就て本項では尙精しく書いて置きたい。此の條例は五十七條からなり、その内獸醫に關係あるものは次の如くである。

『第一條 違式（オキテニ）ノ罪ヲ犯ス者ハ七十五錢ヨリ少ナカラス百五拾錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第二條 註違（輕キオキテ）ノ罪ヲ犯ス者ハ六錢貳厘五毛ヨリ少ナカラス拾貳錢五厘ヨリ多カラサル贖金ヲ

追徴ス

第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力（コンキウ）ノ者ハ實決スル事左ノ如シ

一 違式 答罪（ムチ）一十ヨリ少ナカラス

一 註違 拘留（トメ）一日ヨリ少ナカラス

違式罪目（第六條ヨリ九條迄略）

第十條 病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知リテ販賣スル者註違罪目（中略）

第三十六條 禽獸ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往來等へ投棄スル者（中略）

第五十三條 犬ヲ鬪ハシメ及ヒ戲ニ人ニ啖（ゾク）（ケシカ）スル者云々』

以上の兩規則は特に東京に於て實施活用されたと見るべく、七枚の小印刷物にこれが纏められ一小冊子となつたものが世に出てゐる。著者の参照したものは表紙に「東京第六大區」の朱印が押捺してあつた。（此項につき荒木芳藏氏の御好意を謝す）

一一、明治初年の獸醫書

「馬療新論」は明治四年辛未五月の印刷になり兵學寮の著す所であるが、此書は宇瀨生の獸醫夫、宍府湜兒が著したものを、和蘭禮旬第一等獸醫烏夫・私底厄兒篤が同國語を以て譯し増補改正を経たもので、之を中欽哉が更に邦譯したのである。而して中欽哉は大坂兵部醫官であつた。其他前項馬醫生徒の教授用書籍は何れも譯書であつたことと思はれる。

同九年八月「馬原病學」が陸軍文庫より出版された。本書はアンゴの講義筆記で、内容は『攝養論、泥沼氣、傳染氣、痲衝病、分泌失常、出血病』よりなつてゐる。荒井宗懿、深谷周三、武内誠之、熊井甫等の努力になる。同年「蹄鐵提要」が陸軍文庫より發行された。本書は佛國巴崙の著書を大藏平三が譯したもので、陸軍蹄鐵書の嚆矢である。而して陸軍蹄鐵工生徒の教科書として用ひられた。

同七年三月に「牛病新書」三冊が出版された。本書は柏原學而の譯述したもので、原著は和蘭家畜醫學校教頭プロブアニューマン著「家畜醫書」第六版（一八六六年版）である。書中には驚口瘡を以て粘液又は酸液の蓄積に依て發するとし、骨軟症の原因を以て體中磷酸過多による骨質の溶解或は骨質を保持すべき粘分又は膠分の不足に因するとし、其他奇抜な記事が多い。

同十一年「馬外貌名稱圖解」が出版された。これに依つて始めて學用名稱が確立したのである。

同年、佛國獸醫メルシュ著「相馬學」の譯成り出版された。同年、「狂犬病說」出版さる。アンゴラ教師はこの以前、内務省衛生局員、海軍醫官、警察官其他醫士等に狂犬病說を講じたのである。(1)

「陸軍獸醫雜誌」は明治十五年五月から刊行された。同誌第一號には當時の陸軍一等軍醫正兼馬醫監石黒忠恵が緒言を書いてゐる。同誌によると明治十年陸軍に於て最も多發した馬病は咬傷、次で蹴傷で、其他は五分一以下に過ぎなかつた。同誌第二號には陸軍御雇馬醫教師安護講義モルグの説(鼻疽說)が掲げてあり、同誌第七號には隅兒謨(グルーム)に關する荒井宗鑑の抄譯がある。これに依るとグルーム即ち腺疫が傳染病であることを強調し、同誌第十一號には陸軍三等馬醫生小澤溫吉が驚口瘡熱に就て譯述し本症は傳染性發疹病となしてゐる。又、同誌第十二號には強直症に就て當時陸軍二等馬醫生小澤溫吉は譯述を試み『その病因は泥沼氣の所爲とするものあり、或は炭疽病に似たるものとし神經病と爲す者あり、或は脊髓膜炎となす者あり一定せず』と書いてある。

同七年五月「近世醫說」なる著書が出た。これは獸醫書と云ふのではないが、多少關係のある記載を見るので茲に記録して置く。而して本書は米國依兒度列智の著を本多公敏が譯したもので、開拓使の藏版である。その第二號に『犬の心臟及び血管中に存する虫子の說』があり、次の如く述べられてゐる。

『支那及び日本に産する犬は心臟及び大血管中に虫子を生じて苦惱し是が爲に往々斃るゝ者なり、余屢々此虫子を取り出し見るに、一尾の犬の心腔より十二乃至二十條の虫子を見ることあり、其長さ六寸より一尺に至る。

此虫子は稀に人及び馬の眼中に在る虫子の同族類たる者なり。此族類を名けて「フィラリヤ」と云ひ、就中犬

の血管系統に住する所の者を「フィラリヤ・イムミチス」と名く。若し或る徴候を以て犬に此虫子の存する事を謀知せば大量の「ベンチン」(石炭油検査の條下に出づ) 或は石炭酸を投與して其患を免れしめ以て愛犬の生命を救ふべし。』

同九年文部省は「百科全書」なる小冊子を次々に印行したが、その「牛及採乳方」は河村重固の譯述になり、文中に『牛病の治法を論ず』なる項があつて、それには咽哽コーキング(食道梗塞)、ホープ(鼓脹症)、流産、産熱、脚熱(口蹄疫)、リンドルベスト(牛疫)等が記載されてゐる。殊にリンドルベストに就ては、

『牛疫は一種の熱病の異名にして毎に南ロシアの廣野とアウストリアの數部に流行し、其牧畜地方より西方及び北方に旅行する牧牛中、既に此病に感じたる者ありて之を傳染し、往々其他の地方に波及せしむることあり。其流行の定時期に病死せる牧牛の數たるや甚だ多くして殆んど妄誕に似たり、ロシアとアウストリアに於ては此病の蔓延を防がんとして方今即防の策を採用せり、即ち此病に罹りたる牛のみならず、又其患牛に近接したる牛は悉く之を撲殺せり又、ゼルマニー及びフランスの最も博學なる獸醫の謂らく毎に此病の流行する地方に採用したる方略(即ち其病牛は悉く撲殺し、其所有者の損失を償ふ)を施せば此病の根を絶つべしと。云々』と説き、防疫の大方針を示してゐる點は傾聽すべきである。

同七年、米國ファートン著、日本宗我彦鷹譯の「畜疫治法」が有隣堂から出版された。之には『リンドルベストの病の經過日數、防ぐ方法、肺臓炎と惡症の區別、治法』が記され、其他寄生虫病(ツリチャイナトリヒナ)も

詳記されてある。

明治十一年に「牛病通論」が刊行された。本書は英國ロンドンの獸醫大學校員特不遜（ドブソン）の著書を岩山敬義が錦織精之進に譯させ且つ岩山がロンドンにある日、教を受けた教頭石孟都（シモンズ）、博士莫爾東（モルトン）の講義を抜粹して一書としたもので、牛科醫の全書とも云ふべく、解剖、病理、治病等に互つて論じてあり、且つ挿圖多數を容れて研究に便してある。又附録には藥劑篇を設けて用藥上の説明をなし、その總數四五〇頁餘、當時としての大著である。岩山は、牧畜をする上に、保護者たる獸醫の必要を痛感してゐたので著述の方面にも大いに意を用ひてゐた。而して本書はその現れと見るべきであるが、内容は流石に進歩した記述をなして居り、當時英國に於ける斯學の進歩の状を知り得るのであるが、尙、強直症の原因に就ては全く之を不明とし、その治療法は只鎮靜の二字を以て最も必要とする點など、今日から見ても隔世の感が深い。

同十二年二月「農耕牛病相療圖解」が出版された。著者は福井數右衛門、楊井謙三で各疾病にそれ／＼圖を入れ且つ漢藥の應用法を記載してある。總頁一一三、四・六判で定價一圓五十錢、當時としては非常に高い本であつたと思はれる。

尙、明治七年に「羊病治療新書」が出版された。本書はオランダ、ニューマン（紐滿）著になり、開拓使の譯で、和裝菊判五〇枚ばかりのものである。内容は外部（外科）、内部（内科）及び産科よりなつてゐる。

其他文中に記載す。

一二、明治十年——十五年代の獸醫界

1. 駒田野の狀況

明治十年以後の獸醫學は實に我國獸醫の隆盛を來した元であると云ふべく、駒場、札幌の兩學、陸軍及び地方民間を問はず、畜産上の必要に迫られて勃興するに至つたのである。余はこれよりその概觀を述べようと思ふ。

先づ駒場に於ては明治十一年四月、勸業局長は當時各府縣の牧場に照會して家畜の斃死するものある時、その患部を截取し之を酒精に漬して農學校に送附せんことを需め、以て同校學生のために授業用標品となさん目的を有したのである。同年、駒田野に經營される所の家畜病院が落成した。しかし獸醫學助教にその人なき爲め公開されず同校飼養の家畜中、病に罹るものある時之を入院せしめて實地試験の資に供した。

同十二年二月、東京大學醫學部教授松原新之助が植物學の教授を委囑された。同年三月始めて獸醫係なるものが設置され、獸醫科に關する事務を掌理し且つ各府縣よりの牧畜獸醫上の質問に應答するの任に當らしめ、又此月より獸醫生徒の家畜管理及び治療實習が開始された。

同年十月、先きに聘備された獸醫學教師マックブライドが滿期解雇となつたので、同月、譯官鈴木宗泰も文部省

へ轉任し、雇杉田 武が之に代つた。

同年十一月、解剖實習の課目が新に設けられ、陸軍馬醫生黒瀬貞次は之が訓導となつた。

明治十三年三月、獸醫學科生は學術實地研究のため西川勝藏外一六名が下總種畜場に赴いた。同年四月に蹄鐵術實習の一課目を新設され、校雇高見澤福太郎が主として之に従ひ且つ生徒實習の助手となる。同月解剖學實習教員黒瀬貞次は辭職し、陸軍馬醫生一柳直宰が之に代つた。同年九月、陸軍馬醫官深谷周三、荒井義通が其の筋の委囑により獸醫學生の卒業試験を行ふ。

此月、西川勝藏、岸本雄二、新山莊輔、鈴木吳一、牧野鈔太、青山敬一、丹下謙吉、深見次郎、功力直道、福山隆盛、宮村三郎、瀬谷金次、三浦清吉、矢部芳次郎、山下盛治等一五名が卒業した。これ第一期の出身者である。尙、マックブライドは明治十二年の初秋に東京出發、歸國の途に上り、生徒一同は新橋驛附近の料亭樓上に於て送別の宴を張つた。(1)(2)

明治十三年に於ける下總種畜場は、診療の事を米國人ケイと開業獸醫塙修二が擔當してゐた。へ又囑託獸醫に今泉六郎があつた。次にマックブライドの去つた後は家畜病院附雇で診療に従事してゐた一條九兵衛と、陸軍蹄鐵工高見澤福太郎(前述)が馬の管理及實習、蹄鐵實習を行ひ、解剖は前述の如く黒瀬貞次、蹄の解剖と外科手術は一柳直宰、生理藥物學は前述の杉田 武(元海軍々醫)、動物學は新原新之助、練木喜三、植物學は澤田駒次郎、化學は英人エドワード・キンチが何れも教授してゐた。

元來、キンチ其の他の英國人教師は何れも前述の如く富田禎次郎が招聘して來たもので、同國シレンスター農學校の職員である。従つて駒場農學校はその教則を英國シレンスター農學校の組織に倣つて編成したものである。(2)
明治十三年九月、西川勝藏、青山敬一(後の深谷)は勸業局御用掛となり、獸醫掛勤務として其の職を執る。

翌年の「讀賣新聞」には次の記事が出た。

「去年の秋頃より駒場野農學校にて卒業した獸醫十五名を各縣より雇入れたいと其筋へ頻りに照會されるに付て、一名廿圓位の月給と定まりしが、開拓使管下は物價が非常に高いゆえ廿五圓の月給で青森、岩手などへ派出になつたと云ふが、獸醫の卒業生は外國にも多くないほどなれば、日本で早く茲へ目を著られんには追々農事の盛大になる基であります」と。

同十三年十一月、始めて家畜病院が開院され、廣く病畜の入院を許した。従つて臨床實習、解剖實習も開始され、從來の課程は一新した譯である。

同年十二月、勸業局の處務條令改正に基き本校の各掛分科せられ、學事、獸醫、植醫、化學、現業、博物、書器等となつた。

同十四年一月、家畜病院を増築し、同三月、化學教師エドワード・キンチ職を辭して歸國した。此月第二回内國勸業博覽會あり、農具及び獸醫治療器械圖並に解説を同會へ出品した。

同年四月、勸業局廢され、農務局が新設されたので、農學校は之に屬することゝなつた。

同年十二月、家畜病院の傍らに獸醫學科講堂、解剖場及顯微鏡室等新築された。

同年三月公表された駒場農學校家畜病院開業廣告は次の如くであつた。

『今般當校に於て廣く人民の請求に應じ病畜治療を施し候條左記食質の外藥價雜費等一切之を給與す（但事實不得止もの限り、外診の乞に應ずることあるべし）一日分食費牛馬金二十錢づゝ、羊犬金五錢づゝ』

同十五年六月、第二回卒業生を出した。即ち次の如くである。

『須藤義衛門、勝島仙之介、田中宏、藤井惣吉、矢島錦藏、與倉東隆、川村勇藏、中川郊次郎、古川元直、光岡金雄、鈴木勳太郎、久野久、桑原護一、水原勝之助、田中徳太郎、齋藤實徳、森成、高橋官次、村崎常次、辻秋徳。』

同月、須藤義衛門、勝島仙之介、田中小吉（後に宏と改む）は農商務省御用掛駒場農學校助教心得に任ぜられ、獸醫學科に勤務した。

柳澤博士の述べられるところでは此時分の學生は多く苦學生で、駒場の生徒は紺の小倉の服を着てゐた。又、人醫の方には維新前から西洋醫學を研究してゐる人が多く、後進をよく引き立て、呉れたが、獸醫にはそのやうな例なく、従つて新しい學問をして駒場から出た人は大いに苦心したと云ふことである。その結果は獸醫學を發達させる爲に各人協力し、欠點を補ひ知識を交換し親睦のため會合を催すこととなり、こゝに駒場出身者が中心となつて團體が組織される結果となつた。それに就ては後に述べることとする。

2. 札幌農學校狀況

明治十四年七月、第二回の札幌農學校卒業生が出た。その中の池田鷹次郎は後年、南と改姓したが、彼は獸醫學の實際及び畜産學を究むるを志望し、駒場農學校に於て獸醫學を研究したのである。

參考文獻

- (1) 須藤義衛門 古き記憶を辿りて 應用獸醫學雜誌
 - (2) 駒場野人 獸醫學雜誌第一卷第三號大正二年三月
- 其他文中に記載す。

3. ヤンソンの來朝と黒瀬貞次の佛國留學

明治十三年十月、駒場農學校獸醫學教師として獨逸人ヨハネス・ルドウイヒ・ヤンソン (Johannes Ludwig Janson) が來朝した。彼は西曆一八四九年ベルリンに生れ、一八六六年から六九年までベルリン獸醫學校に學び、卒業後即ち一八六九年にシレジア輕騎兵隊に一年志願兵として入營し一八七〇年より七一年に互り普佛戰爭の際に野戰砲兵第六聯隊附獸醫として、セダンに於ける佛帝ナポレオン三世包圍軍に参加し、帝の降服によりパリに進入、同地駐屯軍獸醫として約一年間同市に駐在勤務しその間佛語を研究し、又、戰役中に牛疫が発生した際、疑牛として屠殺したものを軍隊の食料に供給利用して機宜の處置を講じた。

一八七二年、ベルリン醫科大學ウエルヒヨウの病理研究所に入り病理解剖學を研究し、一八七三年サクセン州グ

ロニンゲンで開業し一八七五年より七六年にライン地方クレーフエルトの郡獸醫及び警察獸醫として活動し後にグラデッツ種馬牧場の主任獸醫に推され此處に在勤中、一八七八年にベルリン獸醫學校より解剖學、組織學、生理學、病體解剖學等の復習教員として採用された。然るに偶々日本政府より獸醫學教師招聘の交渉あり、同校教授會に於て人物詮衡の結果、その選に當つたものである。

次に黒瀬貞次は明治十三年佛國留學を命ぜられ、五月出發し、佛國に渡つてからは、舊教師アンゴアの出身校たる南佛のツールズ獸醫學校に入學し、豫科本科を通じて滿八年在學し勉學大いに努むる所あつた。(1)(2)(3) 同年十一月、カール・トロエスター(Karl Troester)が來朝した。彼はヤンソン教師の助手として來たもので、ベルリン獸醫學校の新卒業生であり且つ陸軍依託學生であつた爲に、長く日本に止るを得ず雇入期限は滿三年であつた。

ここに於て農學校の英國流教育は獨逸流に改まり且つ漸く系統的の獸醫教育をすることとなつた。而してヤンソンの擔任科目は解剖學、病體解剖學、外科手術學、外科各論、內科學、傳染病、獸疫豫防法、乳肉検査法、家畜飼養論、産科學、病院實習、寄生虫學等であつた。又、トロエスター助教師の擔任科目は生理學、顯微鏡組織學、蹄鐵法、蹄病論、藥物學、眼科學、ラテン語學等であつた。

而して兩人の俸給はヤンソンが月俸銀貨三五〇圓、トロエスターは二百圓であつたと云ふ。

獨逸留學より新に歸朝した松原新之助は醫科大學三等豫科の講師として獨逸語で動物及植物學の講義をしたが、

教授法不充分で學生の不満を受け、之に代つて我がトロエスターが教授を兼任したことがあつた。(獸醫トレスレ
ルと俗稱されたのが此人である。)(1)(2)(3)(4)(5)

明治十年役(丁丑役)に於ける熊本籠城總員三三一九名の内に馬醫副下文朔、馬醫補竹下盛英、馬醫副中村彌の
三名が居つた。(11)

同十四年、陸軍馬醫副内藤思峯は辭職した。

4. 下總獸醫分科の狀況

下總種畜場變則獸醫生は、明治十四年の頃、高野周省 村井半之輔 渡邊順藏 富永忠一郎 野村紀 成田元豊
中日直吉 伊勢田清實 三浦喜八 山下甫 湯村強 桑島又八 高根定之助 中村清太郎 山村哲 小野寺銀七
菅沼只三郎 金井二三治 宇津志新介 藤田信吉 粟屋陽輔 松本啓太郎 納富健 今泉榮造 井上徳二郎 肝付
郷十郎 高倉榮治郎 徳永純吉 三品信之 井上久光 近藤桑之助 前田善太郎等の志士が雲の如く集り未來の事
業に就て語りあつてゐた。此内、藤田は後年の梅野信吉で、後に小石川私立獸醫學校に轉じた。

此時代、こゝの生徒が高吟してゐた歌並に詩に次の二つがある。(10)

『アラビヤの駒に鞭打ち片手に手づな

往診通ひの程の良さ

區々ズン獸醫何ノ足レ學 家畜疾病有ニ管理一

只知簡單外科療 欲レ告獸醫濟民業』

當時の獸醫生徒が遠大の志を懷いて學びの道に勵んでゐたことは、これに依ても首肯される。而して同十五年十一月には次の一三名が卒業し、官途に開業にそれノの道を進むこととなつた。

『高野 周省 山下 甫 村井半之輔 渡邊 順藏 野村 紀

千葉 元豐 中田直吉 桑島 信 三浦 精 伊勢田清實

湯村 強 高根定之助 中村清太郎』(6)

明治十五年一月、同場變則獸醫生を駒場農學校に屬せしめ獸醫分科と改稱した。しかし校舎は假りに同場内に置くこととし種畜場長心得一等屬波多野尹政は校長補を兼任し、獸醫分科の事務をも擔當した。又御用掛新山莊輔、三浦清吉、塙修治は教員に任ぜられた。

同年三月、御用掛西川勝藏は獸醫分科教員となつた。

同年十一月、獸醫分科生募集され、合格者一人名入學した。

5. 地方獸醫養成所の急設

獸疫の頻發、海外種畜の輸入、人文の發達は今や伯樂的療法を以ては到底その用をなさなくなつた。その爲に地

方當局に於ても西歐獸醫術を行ふべき新式獸醫の必要を痛感し、これが教育に就て考慮されるに至つたが、岩手縣は此の狀勢に鑑み明治九年、縣下に私立獸醫學校を設け、明治十一年產馬事務所の資金を以て外山牧場内に獸醫學校を置き、後に之を縣勸業課所轄となし、同課雇渡邊東洋をして教授せしめたが、同十三年十月に渡邊が解雇となつたので縣御用掛丹下謙吉に擔任を申付け且つ森岡勸業場内に移して獸醫學校とした。此の學校の經營は牧畜仕法金（拂駒分合金）によつて行つたので、同十四年拂駒事業を民業とするに際し、學校を再び私設と云ふことにして產馬事務所へ附屬せしめた。しかし教員は引續き擔當し同十六年三月に八名の卒業者を出した。同十七年之を縣立學校となし同二十一年よりは地方稅によつて之を支辨することとした。教員は後に牧野終太、藤江惣吉、宮原良夫等も就任してゐる。又、二十四年には修業年限を三ヶ年に改め生徒の定員を三〇人に増加したのである。

明治十二年、廣島縣は勸業課附屬として安藝郡尾長村に修業年限二ヶ年の農事講習所を設け、同十五年、廣島縣立農學校と改め、同十九年まで繼續して次で廢校するに至つた。此間の卒業生二八名を出し、その内の獸醫希望者には卒業後試験により免許したと云ふ。而して試験の結果獸醫となつたものは數名あつた。

同十四年、小澤溫吉は柳澤銀藏其他と計り、地を小石川音羽の護國寺境内に卜し、その別院（傳通院）を借用して小石川私立獸醫學校を開校した。これが九月下旬であつた。當時學校の設立經營に任じたものは柳澤銀藏、黒瀬貞次、小野打悦次郎、黒須宗直、木村典、一柳直宰、田澤直孝、横山正令、小澤溫吉等であつた。然るに冬季となり馬體解剖を始めるや、寺院より貸與拒絕の申出であり、依て同區小日向若荷谷町十九、戸田家の控邸を借受け之

に移轉して教授を續けた。恰も良し隣接地に（一橋）陸軍病馬厰あり、大塚分院を設けられたので、病馬厰長深谷周三に乞ふて生徒の隨意參觀の許可を得た。

本校は同二十一年春に一先づ閉校したが、此間卒業生を出すこと四回で百餘名の多きに上つた。その第一回卒業生は一七名で次の如くである。

『田中 守 安永峻山 潮田 保 八木才吉 桑島源兵衛
藤田信吉 米倉直孝 植田鶴海 木俣小金吾 北村 融
森長 寶 赤田壽太郎 北見健三 菊間賢吉 吉澤伊三吉
落合 開 河村桂次郎』

此内の森長寶は華族の子息と云はれ、八木は清水、藤田は梅野と改名したのである。

又、第二回卒業生は次の如くである。

『田熊清一郎 荒岡森太郎 中村梅吉 伊藤郡治 關 喜郎
武居彌一 伊藤百吉 白井正教 跡部義雄 勝山多門
矢崎和七 松木精三郎 其 他』

而して本校々長は深谷周三であつた。又、教師は荒井義通（フランス語學に堪能）、今泉六郎、小澤濶吉（生理學擔當）、一柳直幸（内科擔當）、柳澤銀藏（外科擔當）、後崎雅太郎（解剖及外貌擔當）、厚木訥平治、横山正令（植物擔當）、

坂野武次郎(蹄鐵擔當)、田澤直孝(病理總論)、津田幸平(蹄鐵擔當)、木村典(秣藪擔當)、小野打悅次郎、黒須宗直(産科擔當)、山本忠一郎(外貌學擔當)等であつた。即ち現役馬醫官も教授の任に當つてゐたわけである。

此の學校が廢校となつた際には、生徒は全部、東京獸醫講習所(麻布獸醫學校の前身)に轉校したのであつた。

(7)(8)(9)(10)

明治十四年七月、札幌本廳は家畜治療手續を設け、人民の乞ふに應じて獸醫を派し治療せしめることとした。明治十二年、秋田縣は獸醫變則學生五名を遊學せしめたが、同十五年七月、村民の共立にかかる秋田縣獸醫學會を設立した。當時九名の生徒は縣費を以て養成されたが、同十八年一月、學會を改めて縣立獸醫學校とし、規則を制定して二月、生徒七名を卒業せしめ、各々郷里に歸つて其業に就くに至つた。六月、新に九名の生徒を募集した所が出願者二六名あり、その内合格採用せるものは官費生九名、自費生徒四名、都合一三名であつた。而して同校教師としては岸本雄二がその任に當つた。

同十五年十一月、熊本縣に於ては岩崎物部が主となり熊本私立獸醫學校及び獸醫講習所を創立し、同十七年一二名、十八年一四名の卒業者を出し、又講習所の方は古老の獸醫を教化し新知識を授けるに努めた。

福岡縣に於ては明治十二年頃より獸醫制度の整頓に着手し、從來伯樂と稱されたものを調査し、何れも履歷書を提出せしめて修業の履歷のないものには、現時門戸を張つて牛馬醫を營んでゐる人を師分として其門人たる證明を受け縣廳に届出でしめ、相當と認めるものには免許狀を下附した。之に依て第一回の整理を了へ免許狀を有するも

の約三百名となつた。

更に之より進んで免許狀を有するものを教育するの方針を樹て、明治十四年には元陸軍々醫であつたと云ふ木戸隣なるものを東京駒場農學校獸醫科に傍聽生として派遣し泰西獸醫學の大意を修得せしめ、歸縣の後に縣立獸醫講習所を開設して前記免許狀所有者を交互に招集して獸醫學術の大意を教授した。

而して斯く開業の牛馬醫を教育した所の課目は特に緊要なる牛馬急性病治療法大意、牛馬衛生法大意、肉類検査法大意であつた。此の卒業者には更に獸醫の免狀を交附し、又講習をしないものには學術を試験し不合格者は營業を停止したのであつた。即ち講習所を卒業したもの約一八五名、學術試験合格のもの五名で、その他は全部廢業せしめた。これ空前の學術を重視した大英斷であつた。

斯くして爾後開業せんとするものは縣令の獸醫開業免許規則により物理、化學、生理、解剖、藥物、内科、外科の七課目の試験を受け及第するを要したのである。又明治十四年には三名の縣費生を募り藤田信吉(後の梅野)、田中守、安永峻山を東京小石川の私立獸醫學校に派遣し、郡に於ても嘉穂郡より芝尾弘、田川郡より城水春松、京都郡より上田一二三、築上郡より西畑卓司が何れも郡費を以て同處に派遣される處となり、之等のものは同十六年に歸郡した。

依つて縣に於ては梅野信吉以下二名を獸醫巡回教師として任命し各擔當郡を定め巡回せしめ、開業獸醫の技術の發達を圖つた。又、郡費生の方は各々その郡下に於て開業し且つ郡内獸醫を指導した。

尙、縣令の開業免許規則によつて受験し合格したものは明治十七年に城水春松、翌年に富永丹治の二名のみであつたと云ふ。同二十年に獸醫研究所が設立された。

明治十四年、茨城縣は丙第五號を以て次の命令を發し、縣下の戸長、衛生委員に通達した。時の縣令は人見寧であつた。

『明治九年以來牛馬醫にして履歷書差出候者へ當分開業鑑札交付候條來二月十五日以後所屬郡役所へ受取方申出候様右營業者へ可告示此旨相達候事

明治十四年一月二十七日』

獸醫に鑑札を與へたのは之が始めてであり他に例を見ないようだが、要するに之は牛馬醫の質を改良すべく届出主義を取つたもので、斯道の發達の一階梯として必要であつたものと思はれる。

同十五年、山形縣の矢部芳次郎は各郡に獸醫講習所を設けることに努力し、その實現を見てより多數の修了者を輩出した。

6. 共立獸醫會の誕生

明治十四年、駒場農學校獸醫科卒業生青山敬一等は相謀つて共立獸醫會を創設し本社を東京駒場農學校内に置く、而して共立獸醫會季報を發行したが、これが我國最初の全國的獸醫協會であつた。又、獸醫會報の發行された始め

である。

當時深見次郎（長崎縣）は家畜の藥用量に就て次の如く論じてゐる。

「藥劑分量の緊要なる過小なれば效を奏せず、過多なれば反て害をなす者たるや今更喋々を要せず、然るに獸醫は人醫と異り動物一種族の分量を知るを以て足れりとせず、何藥の量、何動物に何程、何獸には幾何と逐一記憶せざるべからずと雖も如何せん藥物の寡らざる、動物の種類多き、經驗に乏しき者には或は隔靴の憾なき能はず、余が便法を求むる久しかりしが近次博士モルトン氏が藥物書を繙き引用るテーボルン氏の表を得たり。之に依る時は甲動物に於ける分量を豫知する時、丙丁以下の量を得るや誠に易々たる者にして頗る簡便を認め得たるを以て記して此回の報告となす。

族	牛	馬	騾	驢	豚、羊、山羊	犬、狼	猫、兔	禽
分	1	$\frac{4}{5}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{24}$	$\frac{1}{10}$
瓦	32	26	16	16	12	2.5	1.25	1

尙、前項中の荒井義通について大澤翁の話によれば、彼はフランス語の通譯で、豫算の關係上から一等獸醫の辭令を貰つて居たもので、後に肺患のため幾何もなく死亡したと云ふことである。（此の記録に付き竹内貞一氏の御厚意を感謝する）

- (1) 須藤義衛門 古き記憶を辿りて 應用獸醫學雜誌
- (2) 駒場野人 獸醫學雜誌第一卷第三號、大正二年三月號
- (3) 獸醫學雜誌 第一卷 第三號
- (4) 齊藤盛一 近世獸醫畜産史、中央獸醫會雜誌 昭和六年一月號
- (5) 入澤達吉 中外醫事新報第一、一三七號
- (6) 獸醫學友會々報 第一號
- (7) 上野農夫 畜産諮詢會記事
- (8) 東京獸醫新報 第二五二號
- (9) 神谷凱藏 乳牛タイムス 昭和五年八月號
- (10) 田熊清一郎 口述
- (11) 丁丑役碑文

一三、明治十年——十五年の家畜疾病

駒場農學校の家畜病院は萱葺木造で寛房が多く冬は暖かで夏は涼しかった。その病院の東南方に煉瓦造の一室が造られてあつたが、鐵管によつて煖爐より溫熱を送り此室内空氣を暖め、一度入室した馬は流汗淋漓となり所謂發汗療法を實施し得るの設備であつた。而して患馬は毛布を被せて茲へ入れるので主として寒冒又は熱症馬が收容施術されたのである。偶々學校飼養の家畜が發病すると多く炭疽病で、之に對して該室に數頭の病牛を繋留し硫黃華を焚て薰蒸法を行つたと云ふ。即ち亞硫酸瓦斯が血中に入つて炭疽病原を剋殺すると云ふ考へから行つたものであつた。

尙、當時は創傷に對し〇・五%石炭酸水が常用され、且又麻織糸は今日のガーゼと同一の用途に用ひられ、或は白洗劑(ホワイトローション)として硫酸亞鉛と醋酸鉛の等分に水を加へたものが創の治療に用ひられた。(1)

明治十二、三年頃秋田縣下に馬の鼻疽病が蔓延したが、大なる損失を蒙らなかつたと云ふ。(2)

同十三年一月、隱岐國隱地郡北方村外四村に牛疫類似の病氣が発生し一九頭斃死した。又、廣島縣御調郡邊にも牛病が流行した。

同年、群馬縣下の前橋近傍に鶏痘が流行し、人が此病肉を食すると感染すると云はれた。

同年四月九日附で、沖繩縣より内務省へ左の報告があつた。

『二月下旬より那覇近傍に於て畜豚斃死し三月下旬までに凡そ百足餘に及び全く獸疫と認め候に付豫防等施行致置候云々』。本病は恐らく豚コレラ及び豚丹毒の混合流行したものらしい。(8)

明治十一年九月より同十二年八月までの一ケ年間に於ける陸軍軍馬病類表を見るに、最も多發したもより記載すると次の如くである。

『一、偶爾謨(グールム)(腺疫)

六四四頭

二、皮膚病の疥癩

三四六頭

三、咬傷

三五一頭

四、擦傷

三四三頭』

同十三年七月以來、東京屯在の軍馬に口内炎流行し府下各隊各學校の馬匹は概ね感染し、遂に地方の鎮臺にまで波及し數十頭に及ぶ。依て輕症には芒硝六〇瓦、蘭位ヒのような清涼劑を投じ、食量を常の半にして硼砂と蜜と加

へ熱湯に和し其の微温となるを待つて口内を洗滌した。しかし多く輕症で危篤に陥つたものはない。

同年六月より宮城縣玉造郡鬼首村の牧場に馬の病氣あり、漸次蔓延し七〇頭に及び、又、靜岡縣有渡郡草薙村近傍で牛馬の流行病劇しく斃れるもの數十頭あり、又、札幌勸業課所畜の農馬にエビデミツキス・タランガラスなる病氣發生、幸に豫防撲滅に成功したが、本病の要は次の如くである。

『一種の流行病で、風土の變換或は俄然野飼の馬を舍飼にする時發生し、人類の麻疹と同じく生涯一回感染するも、必ず二回することなし』と。

明治九年より十五年に至る間、長崎縣下に流行病が蔓延したが、十二年に於ける柳村の病牛は一六四頭（斃死八三頭）、十四、五年は前方村一一二頭（斃死二、撲殺九九頭）、縣下各村に於ける發病の總計六一六頭であつた。長崎縣廳は勸業課員荒木千足を派し其鎮壓豫防に従事させ、又、同課員深見次郎を遣して病原を探らせたが、兩名は病牛屍體を海濱巖崖の麓、山上高燥、人跡及ばぬ地に埋め、又、遠隔地に避病舎を設けて病牛を送り、豫め之を送るに當つては路上の健牛を避けしめ、數人が之を擁護し、病舎に達するや治療を行ひ、或は撲殺埋穴した。

而して入舎中は其所有者が看病し埋葬終るや之が關係具を總て海中に投じ海水を以て身體衣服を洗淨し、後之に石炭酸水を撒布し村社の堂宇に退いて二、三日間こゝに閉居しなければ自家に歸らせず、又隣村で該病の流行するや一切之と交通を絶つた。その他牧場で會て病牛を繋いだ地は土壤を削除し石炭酸を撒布した。埋穴の深さは一丈二尺——一丈六尺、横徑四、五尺であつた。

當時の病狀は大血便、衰弱、咳嗽を發するあり、明治十七年に須藤義衛門が此地を視察した時は病毒殆んど滅盡したが、偶々宇久島平村に病牛九頭發生したので之を検した所、それは赤痢の流行性を帶るものと認められた。(67)

明治十三年、駒場農學校青山敬一は犬の心臟にフィラリア・イムミチス寄生の一例を報じた。(5)

同年、宮城縣玉造郡及び靜岡縣有渡郡の牛馬が傳染病に罹り蔓延中なので、勸業局より獸醫桑島景連及び塙修治を遣し調査させた所、宮城縣の方は桑島に依て傳染性の一種の氣管炎併發皮膚弱症であるが、地方伯樂に治させるため姑息的で蔓延するのみと云ひ、靜岡の方は塙が調査し恐るべき炭疽熱と診定したが、病毒は幾何もなく消滅した。

これより先、明治十一年には牛馬の傳染病が北海道、福島、東京、大阪、山口、島根、鹿児島其他を合し一四縣に流行して居り就中福島は病勢激烈で内務省は陸軍省に依頼して馬醫桑島景連を派遣し調査せしめて居り、翌十二年にも多少の流行あり、之等は恐らく炭疽でなかつたらうかと考へられてゐる。(8)

當時、大久保内務卿から、山縣陸軍卿に照會された文面は次の如くである。

陸軍馬醫副 桑 島 景 連
内務省御用掛

右ハ福島縣下岩代國會津郡宮床村外十ヶ村馬病流行之赴該縣ヨリ届出候ニ付病勢取調並治療方及豫防法等施設ノ爲至急出張申付度候條御省ニ於テ御差支之義無之候哉否及御照會候速ニ御回答有之度候也

二月廿一日

内務卿 大久保利通

右に對しては陸軍省より差支ない旨を回答し、直ちに病毒地への出張となつたわけである。(9)

同十四年、埼玉縣下に馬疫(炭疽熱)が大いに流行し、農商務省より農務局員村上要信が出張して調査し、又同地入馬郡川越町石原町に縣官出張所があつて、これに縣屬山中福永が課長をして居り、防疫に努め、又、駒場農學校教師ヤンソン、御用掛杉田武、西川勝藏、青山敬一、山下盛治、深見次郎、三浦清吉等が出張して大いに防疫に努めた。而して本疫につき青山敬一は「醫事新聞」第四六號に次の論文を掲げてゐる。

『原因は卑低濕潤、土地泥濘の近傍等の地方に於て旱天永續する時は即ち炭疽熱を發現す、濕地に生じたる飼藁、汚濁の飲水、不潔の厩舎亦發病の基となり而して本邦の如き至る所水田にして常に汚水の滯溜するは蓋し之が大原因となるや明なり(中略)一滴の血液をとり顯微鏡下に照して檢するに無數の圓柱狀「バシラス・アントラシス」(一種の植物性有機體)を認識す(下略)』

又、田熊清一郎氏の口述によると、當時本病に對して用ひた藥品は次の如くであつた。

『一、結晶石炭酸三滴——四滴

右二升の水に溶解し一日三回服用。

二、五〇倍の石炭酸、石灰を三合宛三日目或は四日目に牛馬の小屋に撒布す、但し五〇倍石炭酸石灰は粗製五〇分を混和したものを云ふ。』

此の年の牛馬疫は埼玉以外に京都府、長崎縣等に蔓延した。而して、長崎縣では牛一四七頭、馬三頭を斃し、更に埼玉縣では牛一四頭、馬一五〇頭を斃したと云ふ。

同十五年には、埼玉、新潟、福岡等に炭疽が發生した。又、福島縣田村郡常葉村に馬の異病發生し、忽ち六頭の健馬に感染したが、その景況は初發胸部煩悶し、次で頸頸部より口内一般に互つて腫脹を發し動くを欲せず、疲勞し易い。又、千葉縣印旛郡下に佛名ワルサー(鼻疽)(グラランダース)なる馬の觸接傳染病流行し、宮城縣下にも發生して感染せるもの四五頭に達した。

同年、長崎縣西彼杵郡及び北松浦郡に疫牛發生し、八月より十月までの間に牝五八頭、牡一頭を撲殺するの止むなきに至つた。

狂犬病の發生の有無に就ては、前年に引續き發生があつたものらしく、明治十四年、警視廳は次の如く畜犬取締規則の改定を行つた。

『警視廳令 甲第二十七號』

明治十四年五月十八日

畜犬取締規則左ノ通改定來ル七月一日ヨリ施行候條此旨布達候事

畜犬取締規則

第一條 畜犬ハ其主ノ住所姓名ヲ詳記シタル頸環又ハ牌子ヲ附ケ置ク可シ

第二條 畜犬傳染病ニ罹リタル兆候アルカ又ハ狂猛ニシテ人畜ヲ傷害スル虞アル者ハ畜主ニ於テ嚴ニ之ヲ繋留シ

逸走ノ患ナカラシム可シ但傳染病ノ兆候アルトキハ速ニ所轄警察署へ届出ツ可シ

第三條 警視廳ハ其傳染病タルヲ確認スルトキハ畜主ト警察官吏ト立會ノ上之ヲ撲殺セシムルコトアルヘシ但シ

撲殺シタル者ハ之ヲ燒棄セシム

第四條 畜犬ヲ失ヒ之ヲ求メント欲スル者ハ其大小毛色種類等ヲ詳記シ所轄警察署ニ届出ツ可シ

第五條 警視廳ハ無標ノ犬ノ徘徊スルヲ捕へ廳内ノ獸欄ニ入レ置キ一週間畜養セシム

第六條 前條ノ迷犬其主之ヲ請フ者アレハ一日ニ付金廿五錢ノ養料ヲ拂ハシメテ後之ヲ還付ス若シ其一週間内ニ

請フ者ナキトキハ警視廳ニ於テ之ヲ賣却シ以テ養料及獸欄修繕等ノ費ニ充ツ」〔官令新誌〕第五號（明治十四

年五月發行）による）

尙、明治十四年には牛馬傳染病につき獸醫備入に際しては月額十五圓以内を支給すべく達せられた。〔官報類輯〕

による）

参考文献

(1) 須藤義衛門 古き記憶を辿りて 應用獸醫學雜誌

(2) 岡村丙子郎 東京獸醫新報第一四三號

(3) 陸軍獸醫雜誌 明治十五年

(4) 陸軍獸醫沿革史抄 中央獸醫會雜誌第四三年十一號

(5) 青山敬一 醫事新聞第二九號

(6) 勸農局臨時報告 第三二回畜病のこと

(7) 須藤義衛門 農業叢書第一號、長崎縣下巡回記事
明治十八年版

(8) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史 中央獸醫
學雜誌昭和八年六月號

(9) 大友源九郎 馬之世界 第十五卷

其他文中に記載す。

一四、明治初年緬羊の斃死

下總牧羊場に緬羊を輸入したのは明治九年十一月である。而して開業以來牽入れた羊は十三年六月までに五二八八頭で、米國、清國（東京新宿試験場よりも編入した）等より購入したもので、これから同十八年までに一一、三四三頭の仔羊を生産したが、疥癬病、肺、胃の寄生蟲等のために斃れるもの續出し明治十八年までに斃死七、五五七頭に達した。又、賣却或は肉用に屠殺したもの（骨格不良のもの）は二、三三五頭に達した。

斯くの如くで牧羊場の事業は決して順調には行かなかつた。特に專任の熟練した獸醫が居なかつたので斃死頭數を多くしたとも思はれるが、場員は心勞の餘り大久保公に陳情したことがある。此時公は『國家未曾有の事業を起す、百難の生ずるは豫期する所である。場員は心意を安んじ人事を盡せ』と答へ意に介しなかつたと云ふ。此の先覺者たる公は同十一年に一暴漢のために暗殺され、最高の畜政家を失ふことゝなつたが、剩へ此頃から政府は輸入超過の禍を受けて財政困難となり、畜産事業の整理を行ふに至つたのである。即ち大久保公の遭難は實に我國畜産の遭難と云つても過言ではない。(1) (2)

下總牧羊場の羊病に就ては確たる記録はないが、前記の疥癬及び肺、胃蟲等は事實と認むべく、又香取の牧育場に赴任し専ら牧馬衛生の事を司つてゐた陸軍馬醫副桑島景連が深谷周三に送つた書狀によつて該場の緬羊も亦侵されて居りその症狀はコールの著に於けるロット病と同じよう、それは羊の肝臓及び膽囊内に許多の寄生蟲を見、發

病は多く濕潤なる牧野に於てし、寄生蟲卵が藎草に附着して胃中に達し孵化するに始るとされたのである。(3)

兎も角寄生蟲害による斃死は主なる原因であり、これに飼養管理の失宜、血族繁殖の度を失したことも副因と考へられてゐる。(4)本邦の土地濕潤なること雨量の多いことなども斃死の一因と考へる人があるが、それは後述ヤンソンの説にもある通り羊が馴致されるに依て之に耐へ得らるゝべく、従つて氣候的關係は牧羊の事業に永久的障礙を與へると云ふことは出来ない。

尙、須藤義衛門が「中央獸醫會雜誌」第二十輯卷之三に於て述べた意見のそれは此間の事情をよく物語つてゐるので抄記すると次の如くである。

『緬羊の輸入には運輸のため多大の日子を費し、航海の疲勞甚しい所へ、その緬羊は風土の變換、氣候の差異、管理飼養の不熟等あり多少の疾病を醸成し、就中疥癬病、肺腸胃の小寄生蟲の爲非常の困難に陥つた。當局者の手當の效も少くなかつたが、支那種は手當の效少く益々羸瘦と疲勞を來し且つ疥癬病を自發し、一群治せば他群發病する状態であつたので永遠蕃殖の見込のない上海、蒙古羊一九九頭、其他メリノの骨格不良なものを屠殺し此肉で罐詰を製造した云々。』

下總牧羊場に於ける緬羊の保護が充分に行はれたことは犬の襲撃を警戒したことに見ても明かである、牧羊場御雇、米國人デー・ダブルユー・アツプ・ジョンズが、牧羊場外四里内の戸長に發した『狼犬取締』の希望を述べたものを見るに、

『此度此下總ニ牧羊場ヲ置レ玉フ御趣意ハ外國ノ綿羊ヲ御國ヘ始メテ輸入シテ數多ノ種類ヲ殖サントスルナリ、抑綿羊ト云フ動物ハ羅紗其他種々ノ毛織物ニ織ルヘキ毛ヲ具ヘ(中略)』

今此近傍ノ如ク犬ヲ勝手ニ放チ各自由に散行セシムル間ハ下總ニ羊ヲ安全ニ畜ヒ付ル事最モ難カルヘシ、又綿羊ヲ狹キ場所或ハ毎夜舍内ニ置クハ綿羊ノ爲ニ悪キノミナラズ迎モ蕃殖ハナラヌモノナレドモ(中略)』

已ニ當牧場ニ數頭ノ羊ヲ入レ置キタレバ何卒御一覽ヲ得テ綿羊ノ種類且性質等ヲ詳カニ演說スヘシ』

これは譯文の寫しであるが、それによつて時の千葉縣令柴原和は、明治九年五月二十日に次の達しを發したのである。

『丙第二百四十七號 第十大區九小區下總國印旛郡七榮村外ニケ所ニ於テ、勸業寮牧羊場相成候義ハ内地民産殷富ノ基本ニ候處犬ノ羊ニ於ケル之ヲ警視咬傷スル者ナレバ右ノ障碍ヲ除カザレバ該業興起ノ目途無之ニ付畜犬野犬取締方法可相立旨其筋ヨリ被達候趣モ有之當今專ラ取調中ニ付追テ取締方法等相設ケ何分ノ義可相達筈ニ有之候云々』
かく浮浪犬まで取締ることを考へても、羊の個體に於ける故障は如何ともする術が無かつたわけで、誠に慨はしい次第であつた。
(千葉縣發行にかゝる當時の印刷物による)

參考文獻

(1) 下總御料牧場沿革史

(2) 齋藤盛一 近世獸醫畜産史 中央獸醫會雜誌 昭和六年一月號

(3) 深谷周三 陸軍獸醫雜誌第五號

(4) 向井田 朝鮮獸醫學會彙報

一五、明治初年の地方獸醫

明治十四年二月二十一日、内務省達乙第九號を以て『獸醫取締及獸畜衛生之義以來勸農局ニ於テ取扱候條爲心得此旨相達候事』と云ふ公布が、内務卿松方正義の名によつてなされた。これが我獸醫取締の始めと云はれる。而して同年四月七日、太政官布告第二十一號を以て農商務省が設置されたので、内務省勸農局は廢止され一般獸醫事及び獸畜衛生事務は内務省より農商務省農務局に移管された。(5)

當時の獸醫は多く伯樂と卑下されたので獸醫學生の志望者も少かつた。しかし獸醫學の新たなる研究に精進するものはその覺悟も舊伯樂のそれと異つて居り、同十四年十二月に行はれた大日本農會に於て陸軍馬醫監從六位勳五等深谷周三の試みた演說中にもそれを窺ひ得る。即ち次の如くである。

『夫れ獸醫の學たる素より浩瀚にしてその要たる獨り疾病を醫治するに止まらず之を大にしては則ち一國の經濟に涉り之を小にしては則ち人民の貨殖に關す、本邦の家畜獸たる間々精良の者なきに非ず、然れども要するに其外國種に及ばざる者あり(中略)羊豚鶏犬に於ても亦之が改良の目的を達せんと欲せば獸醫を措て他に求むべからず(中略)又獸醫は人獸の衛生に關して要務あり云々』。

しかし他面に於て之等新進の獸醫家は舊伯樂の治療法に對抗して相當苦心しなければならなかつた。即ち地方の人民は數百年來の古い習慣に安んじ、西洋獸醫術に依頼して高貴の藥石を購はんより寧ろ有合の米麥を出して低價

の伯樂を聘するの便且つ利なるを考へ、伯樂亦米麥の扶持に甘んじて唯々其佳客を失はんことを恐れたものである。此頃獸疫が頻發するので東京府庶務課は明治十三年一月に東京の獸醫名を公表し周知せしめた。その人名は次の如くであつた。

『深谷周三	田中種光	武田誠之	山岡重劫	(麴町區)
西村正	原田貞四郎	菊地量海	久保田成美	(麴町區)
内藤思睿	和知豊秀	厚木訥平次	一柳直宰	(神田區)
黒瀬貞次	小澤温吉			(赤坂區)
稻垣正幸	中島幸弼			(赤坂區)
富尾木知一	桑島景連	荒井義通	小幡豊之助	(四谷區)
桑島忠孝	中島彌			(本郷區)
荒井宗懿	森田豊	桑島正造		(本郷區)
今泉六郎				(下谷區)
竹下盛武	西川信			(牛込區)
太田常治郎	桑島英三			(麻布區)
前田國橘				(小石川區)

吉田 運 平

(京 橋 區)

桑 島 嘉 男

(芝 區)

桑 島 文 次

桑 島 金 次 郎

(南 豐 島 郡)

大 野 平 兵 衛

桑 島 德 兵 衛

(北 豐 島 郡)

桑 島 庄 兵 衛

(南 足 立 郡)

持 田 八 五 郎

島 村 庄 兵 衛

(荏 原 郡) (6) (8)

尙、民間には埼玉縣熊谷町に中島佐七なる馬醫が居り、その門弟に田熊茂十郎なるものがあつて第一回の獸醫開業試験に合格した。又、同縣北埼玉郡荒木村に田熊茂一郎なる馬醫が居つたが、中島は特に關東一の評判を得て當時の業界に雄飛してゐた。(8)

明治十一年十月、熊本縣では『甲第七十一號』を以て獸醫開業取締並に試験規則を布達したが、それは次の如くである。

『第一章 獸醫開業取締規則』

第一條 獸醫ハ牛馬等ノ疾病ヲ治療シ惡性病ノ人體ニ波及スルヲ豫防スル職業ニ付其學術ヲ研究セシ者ニアラサ

レハ開業スルヲ許サス

第二條 自今新ニ獸醫ヲ營業セント欲スル者ハ第二章第二條ノ科目ヲ試験シ鑑札ヲ交付スヘシ

第三條 從來獸醫營業願濟ノ者ハ學術試驗ヲ要セス鑑札ヲ交付スヘシ

第四條 鑑札ハ子弟ニ譲リ或ハ他人ヘ貸與スルヲ許サス

第五條 鑑札所持ノ者他管内ヘ轉籍スルカ或ハ廢業若クハ死亡ノトキハ其鑑札ヲ返納スヘシ

但管内轉區ノ者ハ其旨届出ヘシ

第六條 鑑札ヲ遺失シ或ハ水火盜難ニ由テ毀失スルトキハ其事實ヲ詳記シ再ヒ之ヲ願受ク可シ

第七條 他管内開業ノ獸醫當管内ヘ轉籍シ營業セント欲スル者ハ第二條ノ通りタルヘシ

第八條 悪性病流行ノトキハ成規ニ照シ速ニ其治療ヲ施シ豫防ヲ怠ルヘカラス

第九條 前條々違背スル者ハ相當ノ處分ニ及フヘシ

第二章 獸醫試驗規則

第一條 新ニ獸醫開業ヲ願フ者ハ書式第一號願書ニ同第二號履歷書ヲ添ヘ差出スヘシ

第二條 試驗科目當分左ノ如シ

一 牧畜法大意

一 流行病名

一 病獸取扱大意

一 察病法大意

一 内外治療法大意

第三條 凡テ試験ハ一科二問或ハ三問トシ應答ハ口答或ハ筆記セシム

但シ試験時間ハ一問一時間トス

第四條 試験場ニ臨ムトキハ書籍器具等ヲ携帯スルヲ許サス

第五條 試験ノトキハ本縣衛生科官員及醫學校長病院長臨席シ試験者ハ醫學校教員之ヲ擔任ス

第一號 書 式

獸醫開業試験願

今般獸醫開業仕度候間御試験ノ上鑑札御交付相成度此段奉願候也

何縣士族平民

何國何郡何町村何番地或ハ誰子弟

年 月 日

姓 名 印

何 年 何 月 生

第二號 書 式

履 歷 書

何縣士族平民

何國何郡區何町村何番地住居或ハ誰子弟

姓 名 印

何年何月生

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何年間何處或ハ某ニ就テ修業其他官命ニ係ル事アレハ詳悉之ヲ記載スヘシ
右之通 候 他

年 月 日

右 姓 名 印

又、明治十四年十一月廿五日『甲第二百十二號』を以て同規則に關する次の布達があつた。

『明治十一年本縣甲第七十一號布達獸醫取締規則ニ違背スルモノハ刑法及其他ノ罰則ニ明文アルヲ除ク外刑法第四百二十六條第四項ニ依リ處分ス』

右之通明治十五年一月一日ヨリ施行候條此旨管内へ布達候事』(7)

一六、明治初年の去勢

去勢術は往時畢丸割去術と云はれたが、小澤温吉は之を改めて去勢と呼ぶことゝしたと云ふ。而して明治初年佛國よりアンゴ―教師を招聘するや明治七年始めて之を行ひ、同九年よりは醫療的に施し惡癖馬の矯正及び陰囊ヘル

ニアの根治に應用したのであつた。

同八年、陸軍中將男爵佐野延勝はアルゼエー馬種及びホンガリー馬種の大輸入を畫策したが、此時軍馬に去勢を實施するの必要なるを主張した。同九年北海道では惡種馬の去勢を諭達したのである。

軍隊に於ける去勢術は議論百出し、田澤は『驕馬は果して我軍隊に適切なるか』とて講話を行ひ、之を全國軍馬に實施するの可否は非常な問題と化した。

同十六年小野打悦次郎は幼駒五〇頭に去勢術を施した。又、同年陸軍省は壤太利よりアングロアラブ系種牡馬二六頭を輸入し一般軍馬には去勢を行つた。而して小野打が軍馬補充部三本木出張所で幼駒に去勢を行つたのが十六年九月で、此時の五〇頭の施術が我國に於ける幼駒去勢の嚆矢である。

當時の去勢術式は單切法、挫碎法、劈斷法、樺木法で、明治初年に我國に傳つたものや、育成所で始めて行はれたものは樺木法であつたが、後に陸軍では烙鐵法を行ひ次で捻轉法に移つたのであつた。去勢を軍隊に普遍化したものに柳澤銀藏の綿密な著述が興つて力あつたことを忘れてはならない。

尙、明治十三年七月、勸業局より牛馬改良上去勢施行の必要なる旨が各縣に諭達され、同十五年更に農務局より『牛馬畢丸切斷手續書』が頒布された。しかし之を實施するものは少かつた。只、三重縣に於ては同十四年に縣設明野勸農場で耕牛及び乳牛の牡に對し去勢を施行し、漸次縣下各郡市に之を奨勵した。従つて施術を受けるものも比較的多かつた。次の一文はその現れである。

『畜牛犛丸切斷後景況報告』

犛丸切斷し其日は飼料を與へても食はざりしが、翌日より平日と異なることなく食ひ、日に／＼氣力壯健になり今日にては他の犛牛より體も太く、柔順に見ゆれば成長の後は必ず使役易かるべしと思慮仕候、此段景況報告候也

明治十四年十一月三十日

員辨郡上相場村某

明野開墾所御中』 (1) (2) (3) (4)

一七、明治十年以後の陸軍獸醫

1、解剖實習用馬の充實

明治十年三月山縣陸軍卿から軍馬局へ次の達しがあつた。

『軍馬調騎乗習ノ爲吹上御馬場毎日借受度儀宮内省へ協議相濟候條此旨相達候事

但シ同所出入ノ儀ハ西ノ丸大手ヨリ山里新御門通ノ管ニ付出場ノ人名取調可申出且教師アンゴー氏へハ直ニ相達置候事』

即ちアンゴーは馬醫生徒に對して乘馬術をも擔當したのである。(3)

石黒馬醫監代理陸軍馬醫深谷周三は明治十年十二月から、その申出でによつて解剖實習用馬の件につき陸軍卿の

許可を得ることゝなつた。これは従來馬醫生徒の解剖實習用にあてべき馬匹は、軍馬局の廢馬を充當し、必要に應じて馬一頭づつを請求してゐたのであつたが、斯くては撲殺以前に於て外科手術の練習上不都合からず、依て少くも、一年二〇頭以上を必要に應じて用ひ得る爲に病馬厩の經費を以て飼養して置きたいと云ふ伺ひ出であつた。(3)

同十一年一月、約二百頭の軍馬を購買するに付き、此時から馬醫一名を附屬出張せしめることゝなつた。同十年の交より馬醫生徒の實習のために教師アンゴの指導下に外來患者の診療を開始した。此時には馬匹よりも犬、牛等が多く診療を受けに來たと云ふ。(4)

これに就ては次の伺出が病馬厩長から出てゐるので、實は十二年から外來を診たわけであらうと思はれる。

「解剖用馬匹購求並病馬厩ニ於テ民間獸類治療被差許度儀ニ付伺

第一條 當厩馬醫學舍解剖用馬匹軍馬局ヨリ廢馬受領相用來候處本年ヨリ専ラ外科手術傳習ニ取掛リ候ニ付テハ尙多數ノ馬匹ヲ要シ一ケ年凡四十六頭無之テハ右兩科傳習難行屆然處軍馬局廢馬ノミニテハ或ハ需用之時節ニ右廢馬無之等之差支相成候モ難計依之市中間合候處一馬金三圓之見積ヲ以テ一年分四十六頭此代價金百三十八圓内外ニテ別紙ノ通條約之上廢馬可相納旨申出候者モ有之候ニ付爾後右へ締約致シ爲相納度候

第二條 馬醫生徒傳習之儀前文外科手術ニ兼テ病理學傳習爲致候處陸軍馬匹而已ニテハ病理實驗之數寡少ニシテ充分傳習之效益難相收候間當分之内市在獸類人民之需ニ應ジ療用被差許度尤藥劑之儀ハ物品元價ニ由リ拂下外

科手術之儀ハ別紙器械破損費表ノ通至テ些少ノ入費ニ付施療致シ遣シ度候

右兩條之儀御雇馬醫教師アンゴヨリ申出ノ赴モ御座候ニ付至念何分之御詮議相成度別紙條約案並器械破損費表相添此段相伺候也

病馬厩長陸軍馬醫監 深 谷 周 三

陸軍卿 西 郷 從 道 殿

右に對する指令は次の如くであつた。

『伺之通

但費用之儀ハ其既定額金之内ヲ以テ支出可致儀ト可心得事』(3)

此の以前即ち同十一年二月二十五日には石黒馬醫監(石黒は十二年に馬醫監を免ぜられたこと既述の通りである)よりの申出に因り、是迄教材に使用した馬體外貌名稱は區々で生徒教育上不都合であるところから從來使用のものを廢し、參謀局に於て石版を以て印刷し、病馬厩に二〇〇枚を備へ付けて之を用ひることとした。此の圖解は馬體の各部を六二分し、各局所に名稱を附したものであつた。(3)

同十二年九月、府下大塚町に設けた病馬緩歩場を病馬厩の分厩と改稱した、この緩歩場と云ふのは輕症馬を放つて専ら逍遙運動を行はせたもので明治十一年六月に設けられたが、馬醫教師アンゴの申出でにより場内に牧草種子を播種し之を採集して病馬の飼料に供することとし開墾費九〇〇圓、佛國農具費二七〇圓、雜草引拔人夫賃一五

圓を計上し、病馬厩長馬醫監深谷周三の申出でにより許可され實施したと云ふ。此の牧草種子はアンゴが佛國から取り寄せ寄附したものであつた。(3)

2、乳牛の疾病狀況

明治十二年十月、駒場農學校獸醫教師解職のために、解剖學の教授上差支を來すからとて、伊藤内務卿から西郷陸軍卿に對して馬醫生徒一名の借用方を申し入れて來た。これはマックブライド歸國による補充を依頼したものであらう。その照會文は次の如くである。

『當省勸農局所轄學校獸醫教師定約滿期ニ至リ即今解職候ニ付而ハ新規雇入之教師不日英國ヨリ來着之筈ニ候得共何分其間生徒教育方ニ差支候間解剖講習教授之爲貴省軍馬局馬醫生徒壹名當分之内午後一時ヨリ同三時迄駒場農學校へ借用致度此段御承引有之度候也

明治十二年十月十五日

内務卿 伊 藤 博 文

陸軍卿 西 郷 從 道 殿

これに對して次の回答があつた。

『御掛合之趣承知致候然ル處生徒之義ハ學術就業日課相欠候テハ卒業期限ニ關シ差支候間病馬厩馬醫生ノ内ヨリ都合ヲ以テ一名宛差出可申就テハ教授人員並講習時間等委細之義ハ病馬厩ヨリ該校へ協議之上適宜取計候様致度

此段御回答旁々申進候也』

右に關する病馬厩への達しは、

『内務卿ノ照會前書之通回答候條同校へ協議之上馬醫生差出方可取計此旨相達候事』

右の馬醫生は黒瀬貞次を選抜派遣したこと前項『駒場野の狀況』に記載の通りである。(3)

『病馬院と馬醫學舎』の末尾に述べた如く、明治十三年アンゴー歸國のことがあつたので、柳澤銀藏等は病馬厩に於けるクリニクを繼續擔當したが、當時に於ける外來畜たる乳牛の病類は呼吸器病、消化器病及び生殖器病で、肺結核が最も多く、畜主に向つては屠殺を勸告したけれども、當時は乳牛の補充に頗る困難であつた關係上、畜主はその進言を容れず、病毒は益々蔓延する狀況であつた。(4)

同十三年十月大阪鎮臺から伯耆國大山村馬市で軍馬買入の件を伺ひ出でたが、これは申出の通り聞き届けられた。その文中には『鹿兒島縣產馬買收ノ例ニ準ジ、調馬掛士官下士及馬醫官等致派出右欠馬に充ンタメ善良ノモノヲ選ビ買收致度云々』と書かれてある。(3)

參考文獻

- (1) 小澤 汎 吉 陸軍獸醫團近衛第一兩分團發會式口演
- (2) 齋藤 盛一 近世獸醫畜産史 中央獸醫會雜誌昭和六年一月號
- (3) 大友源九郎 馬の世界 第十五卷
- (4) 柳澤銀藏 畜牛(中央畜産會發行機關誌)

(5) 官令雜誌第三號、明治十四年版

(6) 柳澤銀藏、田熊秀 獸醫畜産大鑑昭和十一年版

(7) 現行衛生布達便覽 明治版 (8) 田熊清一郎 口述

一八、砲兵隊馬醫官職掌の區別

明治十五年六月に砲兵隊馬醫官の職掌を聯隊馬醫官、聯隊副馬醫官、大隊馬醫官に區別してその責任を明かにした。即ち次の如くである。(一)

『聯隊馬醫官ノ職務』

第一條 聯隊馬醫官ノ職ヲ奉ズル馬醫ハ聯隊長ニ隸シ馬醫部一般ノ定則ニ據リ聯隊中馬匹ノ保攝治療及獸醫ニ關スル諸般ノ事務ヲ統理ス

第二條 聯隊中馬匹ノ疾病ニ罹リ軍役ニ堪ヘザル者或ハ一時ノ疾病ニテ病厩ニアル者等ノ診斷ヲ爲スベシ

大隊馬醫官以下看馬卒ノ勤惰ヲ監視シ且治療ノ得失ヲ推考シ病厩ノ諸務ヲ總理ス

第三條 時々厩内ヲ巡視シ健康上有害ノ諸件ハ聯隊長ニ審議シ之ガ方法ヲ定ムベシ

第四條 流行傳染性ノ病馬アルトキハ聯隊長ヘ申告シ速ニ豫防法ヲ示シ且病馬厩ニ報告スベシ

第五條 時々練兵ニ出場シ馬匹ノ衛生上ニ就テ有害ト認ムル事件アルトキハ速ニ聯隊長ニ申告シテ之ヲ禁止セシ

ムベシ

第六條 聯隊馬匹報告竝ニ病馬統計表ヲ製シ病馬厩ニ出スベシ

第七條 聯隊馬醫官ハ聯隊中馬匹ノ健康ヲ保全シ疾病ノ治療ニ任ジタルヲ以テ時々副馬醫官及各大隊馬醫官ト審

議シ醫事ノ精密ナルヲ要ス右等ノ件ニ就テハ專ラ其ノ責ニ任ズルモノトス

第八條 夏日ハ聯隊長ニ議シ隊ノ都合ヲ以テ海水浴河水浴ノ内ヲ施行スベシ

聯隊副馬醫官ノ職務

第一條 聯隊副馬醫官ノ職ヲ奉ズル馬醫補ハ聯隊長ニ隸シ聯隊馬醫官ノ職務ヲ補助スベシ

第二條 聯隊副馬醫官ハ聯隊馬醫官ノ差圖ヲ受ケ藥物器械ヲ整理シ且聯隊馬醫務ニ屬スル諸表面及牒簿類ヲ記注

スベシ

大隊馬醫官ノ職務

第一條 大隊馬醫官ノ職ヲ奉ズル馬醫副或ハ馬醫補ハ直ニ大隊長ニ隸シ馬醫部一般ノ定則ニ據リ大隊中馬匹ノ健

全ヲ保全シ疾病ヲ治療スルコトヲ掌ル

第二條 大隊馬醫官ハ常ニ看馬卒ヲ訓導シ病厩一般ノ定則ヲ遵守セシムベシ

第三條 蒞林ヲ鑑定シ不良品ハ計官ニ議シテ交換セシムベシ、新草收穫ノ時節ニ於テハ就中注意スベシ

第四條 治療ノ爲メ臨時下士卒ヲ要スルトキハ大隊長ニ申告シ許可ノ上之ヲ其ノ用ニ充ツベシ

第五條 馬匹ノ攝生ハ豫メ各兵卒ニ知ラシムルヲ要ス、故ニ馬醫官ノ都合ヲ以テ大隊長ニ申告シ攝生方ヲ講授ス
ベシ

第六條 時々蹄鐵場ヲ巡視シ煉鐵及裝鐵ノ住否ヲ實視シ若シ鐵沓厚重ナルカ或ハ定規ニ戻ル者アレバ之ヲ破毀セ
シムルコトアリ又蹄病療用ノ爲メ種々ノ鐵沓ヲ製作セシメ之ヲ打換セシムベシ

第七條 毎週々番士官ト共ニ馬匹ヲ檢査シ健康上有害ノ諸件或ハ多病老馬等ニシテ永ク軍役ニ堪ヘ難キ者アレバ
其ノ趣キヲ大隊長ニ申告シ若クハ廢馬ノ處分ニ附スベシ

尙、明治十三年十月、大阪鎮臺より伯耆國大山村馬市で軍馬買入の件を伺ひ出でたが、その内容は次の如くであ
つた。(一)

『當臺管内島根縣下伯耆國大山村及高尾村ニ於テ八年々五、七、九ノ三ヶ月馬市相開キ乘馬駄馬及生駒等數十頭相
集候趣致傳承候、就テハ軍馬ニ可適モノ多少可有之致考合候間、來ル十四年五月ニ至リ自然缺馬ヲ相生ジ候節ハ、爲
試驗熊本鎮臺ニ於テ鹿兒島縣產馬買收ノ例ニ準ジ、調馬掛士官下士及馬醫官等致派出右缺馬ニ充ン爲メ善良ノモノ
ヲ選ビ買收致度、果シテ軍用ニ適當候ハゞ自今缺馬有之毎ニ該地ニ就キ購求致度、左スレバ常々缺馬ノ患ナク、隨テ
演習上差問ヲ生ゼズ、加之遠地ニ軍馬ヲ購求可相成ノ費用ヲモ多少減殺可致旁御便宜ト考合致候間御允可相成度。』
以上の、軍に關する事項は大友源九郎氏の論文を引用したこと多く、従つて同氏に對し深く敬意を表するもので
ある。

一九、明治十一年以後の法規

明治十一年に繪入で『遠式註違條例』が出版されてゐるので、當時實施されてゐたものであると考へる。

同十二年五月に熊本縣では『市街掃除取扱概則』を公布したが、その第十三條に、

『獸類ノ路上ニ斃死シ其畜主判ラザル時ハ該所曳請ノ家主或ハ地主ニテ取除クベシ』

と規定してある。(4)

同月、長野縣は『乙第七十三號』を以て『屠牛竝賣肉取締規則』を公布し、同七月一日より施行したが、その第一條に於ては屠牛を許すべき町村八ヶ所を定め、その第二條以下は次の如く規定した。

『第二條 屠場ハ人家ヲ隔ツル二丁以上ノ地ニシテ周圍ハ板塀ヲ建設スヘシ但屠殺場繋牛場ノ外検査官検査醫員ノ詰所ヲ建設スル餘地ヲ存スヘシ』

第三條 屠牛營業ヲナサント欲スル者ハ戶長連署ヲ以テ其地ノ警察署へ願出鑑札ヲ受クヘシ(中略)

第五條 屠殺ヲナサントスル時ハ午前八時ヨリ正午十二時迄ニ其地警察署へ届出検査ヲ受クヘシ

第六條 屠肉へハ検査官ノ檢印ヲ受クヘシ

第七條 胎孕スヘキ牝牛ハ屠殺スルヲ許サス

第八條 屠場外ニ於テ屠殺スルヲ許サス

第九條 屠牛營業人ハ下渡シタル鑑札ノ番號ヲ肩書シタル左ノ圖式ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

竪二尺八寸

横 八 寸

第何號

□ 屠牛營業

何某

第十條 屠場内ヲ清潔ニ掃除シ他ヘ臭氣ノ飛散セザル様注意スヘシ

右規則ニ違背候者ハ相當處分スヘシ

賣肉取締規則

第一條 賣肉營業ヲナサント欲スル者ハ戸長連署ヲ以テ郡役所ヘ願出鑑札ヲ受ケ其旨該部警察署ヘ届出ツヘシ但

廢業者鑑札返納ノ節モ亦本文ニ準ス

第二條 税金ノ義ハ一般ノ稅則ニ據ルヘシ

第三條 賣肉營業人ハ下渡シタル鑑札ノ番號ヲ肩書シタル左ノ圖式ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

豎二尺八寸

横 八 寸

第何號

□ 賣 肉 營 業

何 某

第四條 無檢印ノ牛肉病死ノ獸肉若クハ腐敗ノ肉ヲ販賣シ及ヒ他ノ獸肉ヲ混賣スルヲ禁ス

第五條 屠牛營業人ヨリ小賣商人ニ販賣スル時ハ期日竝屠牛營業人ノ姓名ヲ記シ捺印シタル證書ヲ付スベシ

第六條 同業中犯則ノ者アラハ速カニ警察官吏ヘ訴出ヘシ

右規則ニ違背候者ハ相當處分スヘシ (3)

明治十二年十月内務省は乙第五十六號達を以て『町村衛生事務條項』を布達したが、その内家畜關係の事項として次の如きものがある。

『第二條 (前略) 市場製造場畜場屠場魚干場等ハ其位置及ヒ建造方ニ注意シ健康ヲ害スヘキ事由アラハ之ヲ改良スルノ見込ヲ立ツル事

第三條 腐敗セル魚鳥獸肉蔬菜類不熟ノ果物不良ノ鹽藏食物及ヒ贗造ノ粉類等ノ販賣ニ注意スル事

第四條 飲水氷牛乳ノ善惡其他飲料ノ腐敗贗造等ニ注意スル事 (下略)』

同年十二月、内務省は乙第五十五號達を以て『府縣衛生課事務條項』を布達したが、これは衛生課を各府縣へ置くについて略々衛生の大意に通ずるものを撰んで之に専任せしむべく企てたものである。その内、獸醫事関係のも
のとして次の項目がある。

『第一、醫事取締之事』

醫師獸醫製藥家藥舖產婆等ノ開閉業ヲ督察シ其現員ヲ調査スル事（中略）

第三、清潔法注意ノ事（中略）

市場製造場畜場屠場魚干場等ノ衛生上利害ヲ檢察スル事（中略）

第四、病災豫防ノ事（中略）

家畜流行病傳染病ノ豫防消毒法ヲ行フ事（中略）

第六、統計報告ノ事（中略）

醫師獸醫製藥家藥舖產婆等ノ開閉業地方病ノ有無（中略）等ヲ調査シテ毎一年ノ統計表ヲ製スル事（中略）傳

染病家畜傳染病中毒死亡避病院廢置等ハ其時々之ヲ内務省衛生局ニ報告スル事（下略）』（4）

明治十四年に熊本縣では屠場化製所及賣肉取締の布達を行つた（甲第廿三號）。これにより同十二年の布達を廢

止したのである。即ち次の如くである。（4）

『屠場化製所及賣肉取締規則』

第一條 屠場ハ食料ニ供スル家畜獸類ヲ屠殺スル所トシ化製所ハ獸類骨皮腸肉ヲ化製スル所トス

(改) 第二條

明治十五年二月廿二日日本
縣甲第卅二號ニテ改正

屠殺化製所外ニ於テ家畜獸類ヲ屠殺スルハ勿論病獸死獸等不良ノ獸肉ハ

食料ニ販賣スルヲ許サス

第三條 屠場及化製所ハ人家ヲ隔ツル凡ソ二丁以外道路河川ヲ隔ツル凡ソ一丁以上ニシテ成ヘク春夏ノ恒風ヲ避

ケ乾燥ノ地ヲ撰定スヘシ

第四條 屠場及ヒ化製所ハ狭クモ貳間四方ニシテ板張或ハ漆喰敷石ヲ用ヒ汚血ヲ排棄シ洗滌ノ便ヲナシ常ニ不潔

ナキヲ要ス

第五條 汚物畜藏所ハ少クモ四尺四方淺クモ五尺以上ノ坑ヲ鑿リ漆喰或ハ指箱等ヲナシ汚汁ノ濫透ヲ防キ時々防

臭劑ヲ施シ嚴ニ蓋ヲ爲シ置クヘシ

第六條 屠場及ヒ化製所營業出願ノ者ハ第三條ニ依リ位置及ヒ構造等略圖ニ認メ衛生委員連署ヲ以テ戶長役場ヲ

經郡區役所へ出願スヘシ

第七條 屠場ニ於テ獸類ヲ屠殺スル時ハ最寄警察本分署又ハ交番所へ申告シ立會検査ヲ受クヘシ最モ遠隔ニシテ

申告不便ノ地ハ該町村戶長又ハ衛生委員ノ立會検査ヲ受クヘシ

第八條 屠殺ニ係ル獸類ハ賣渡人ヲ詳記シ検査員ノ視認ヲ請ケ置クヘシ

第九條 屠殺シタル正肉ヲ請賣行商者ニ賣渡ス時ハ左ノ證書ヲ附與シ根帳ニ記載シ封印スヘシ

但請賣者又ハ行商者ヨリ尙卸賣スル時モ本條ニ準スヘシ

何年何月何日屠殺

何郡區何町村屠殺

何正肉何斤

何郡區何町村何番地職名

何ノ何某印

何某宛

請賣者又ハ行商者ヨリ卸賣スル時ハ何年何月何日何屠場ニ於テ屠殺セシ何正肉何斤ノ内何斤ト記スヘシ其他ハ上ニ準ス

第十條 何人ニ不限證書ヲ檢査シ證書ナキ者ハ勿論其他不正ノ肉ト思釐スル時ハ速ニ警察官ニ申告スヘシ

明治十四年十一月廿五日甲第二百十二號布達 明治十四年本縣甲第二十三號屠場化製所及ヒ賣肉取締規則右規則ニ違背スルモノハ刑法及ヒ其他ノ罰則ニ明文アルヲ除ク外刑法第四百二十六條第四項ニ依リ處分ス

右明治十五年一月一日ヨリ施行候條此旨管内ヘ布達候事

明治十三年六月、熊本縣は狂犬病に關する布告を行ふ。即ち次の如くである。(4)

『狂犬 俗ニ云フハシカ犬

ノ爲ニ咬傷セラル、者始メ其疵ノ左迄ニ疹ミヲ覺エサレハ治療ヲ怠ルモノアリ他日發毒シテ恐水病トナルニ至リテ八十中ノ八九ハ死ヲ免レス其猛烈惡毒特ニ恐ルヘキ者ニ付以來狂犬ノ害アル時ハ負傷者ハ直

チニ治療ヲ乞ヒ其狂犬ハ畜主ノ彼我ヲ問ハス速ニ撲殺スルカ或ハ其町村衛生委員又ハ最寄警察官ニ届出ヘシ此旨管内エ布達候事』

同十四年埼玉縣入間郡地方に牛馬の傳染病が大流行したので、同縣出張員の名を以て縣下畜主並に獸醫に對し注意を促し且つ「畜主心得書」を印刷配布した。(5)

同十五年九月に長野縣は前の『屠牛並賣肉取締規則』を廢して『屠牛馬營業及牛馬肉販賣規則』を公布し、屠殺をする場合は其月日、頭數、牝、牡の別及年齡を記すことに改め、第六條により屠殺する當日、警察官臨場立會會員の申立により食用の適否を檢査し之を許否すること、又、第十條により臟腑等の廢棄すべきものは深く埋沒して場内を清潔に掃除すること、第十三條で牛馬肉を販賣するものは其營業鑑札を持たぬものから買取つてはならぬこと、及び第十五條で販賣の肉は警察官が臨時之を檢査し、腐敗に傾いたものは發賣を禁止することに改定したのである。(3)

參 考 文 獻

- (1) 大友源九郎 馬の世界第十五卷
- (2) 柳澤銀藏 畜牛(中央畜産會發行機關雜誌)
- (3) 長野縣布達に關する印刷物(明治版)
- (4) 衛生布達便覽(熊本)
- (5) 竹内貞一 應用獸醫學雜誌第九卷

其他文中に記載す。

二〇、明治十年前後の獸醫關係書

明治八年九月に内務省藏版で「獨逸農事圖解第二十六家禽養法」が出版された。これは一枚刷の大判で、シャモ、スペイン鶏、フラマブートラー、ドーキング、ゼプリンス、アルベルト等の鶏種を掲げ、その他種々と説明を併記してある。『雄鶏』の項には、

『生後十二乃至十五月を経て全く成長す、その後三年間を以て交尾の良期とす、これを過るの後も尙數年間交尾に堪ふへしといへとも子鶏既に代て交尾するの故に老鶏は之を屠盡すへし云々』と云ひ、又『雌鶏』の項には、

『(前略) 通常の種は十歳を保つ然れども大概五歳を過ぎずして屠らるるもの多し、其間偶々齡を保つものは或は三十歳に達するものあり云々』と述べてある。

同十一年には陸軍文庫出版にかゝる「獸類治療小編」が出た。これは佛國里溫獸醫學校教頭タブーランの原著を抄譯したもので、始め亞爾蘇其他多數の藥品を掲げ、次で潰瘍以下眩暈に至る各種疾病につき簡單に手當法が記載されてゐる。袖珍洋装の今日で云ふ「獸醫要覽」に類する書物であつた。

同十二年六月に荒井宗懿によつて「牧畜必携」が翻譯出版された。本書には疾病、農家用藥品、日用外科手術等が主として記述されてある。

明治十三年村上要信著すところの「牧者必讀家畜食物論」が公刊された。内容は合衆國尼底格州で専ら家畜を冬

飼する方法を記したものである。

同十四年農務省藏版の「獸醫全書」(全二冊)が出版された。本書は日耳曼國ウー・シツベルンの著書をオランダ、ウトレクトの獸醫學都講フリーセ・ベクメールが譯述し、更に之を坪井信良が再譯し、魏谷岡松辰君益が校正したもので、『第一編、總論、各論。第二編、國立獸病』よりなり、時の内務權大書記官岩山敬義はその序文に於て次の如く云つてゐる。

『近年牛に「リンドルベスト」馬に「アンストラックヒーブアー」(炭疽熱)ノ如キ苛劇ノ傳染病アリテ俄然多數ノ動物ヲ斃スノ不幸ニ遭ヘリ故ニ政府夙ニ獸醫生を養ヒ或ハ獸醫書ヲ刻シ以テ諸般ノ病類ヲ豫防シ畜産ノ生命ヲ擁護セントス(中略)

本邦今猶卒業ノ獸醫ニ乏シケレバ農人或ハ獸醫タル者此等ノ書籍ヲ恃ミ病畜ヲ治療シ及其ノ攝生方ヲ施行ス可シ、近者泰西獸醫ノ術大ニ進ミ人醫ノ學術ト同一ニ解剖生理藥物病理等總テ精覈ナラザルハナシ云々』

C 明治中期篇

一、明治十六—二十年時代の獸醫界

1、中央學府の狀況

明治十六年に共立獸醫會は解散した。

同年六月、獸醫學助教師カール・トロエスターは解雇となる。此の月二十三日に第一回學士號授與式が行はれ、皇族の御臨幸、大臣、參議其他諸官列席し、駒場農學校創立以來の優等卒業者五八名に學士號を授けた、即ち農學士二三名、獸醫學士三〇名、農藝化學士五名である。

同年七月、下總獸醫分科に於て獸醫生の卒業式があり、農務局長代理片山速平以下臨場した。卒業生は次の如くである。

『金井二三治	菅沼只三郎	栗屋陽輔	小野寺元質	山村哲
肝付郷十郎	宇津志新介	松本哲太郎	今泉榮造	納富挺
高倉榮次郎	(以上甲等)			

近藤 彙之助 井上 徳次郎 徳 永 純 吉 (以上乙等)

又、十二月には濱野太郎外一二名が卒業した。同月西川勝藏、須藤義衛門は助教となる。

同十七年、従來の下總獸醫分科を廢して東京三田四國町(薩摩原^{さつまはら})の三田育種場内に獸醫科別科を設け、舊分科を之に併置することとなる。これより従來の二年制を改め三年制度とした。斯くて翌十八年、下總種畜場は帝室の御料用となり宮内省に屬し御料局高堀出張所又は御料局印旛出張所と改稱した。

同年五月より西川勝藏、須藤義衛門、勝島仙之介、田中宏、三浦清吉、新山莊輔等は獸醫書編纂委員を命ぜられた。後年「家畜醫範」が斯くして出版されるに至つたのである。

同年六月、御用掛勝島仙之介、酒匂常明は助教授に任ぜられた。此の月始めて別科の家畜病院を公開し病畜の入院治療を許し、尙従來の出張臨床講義を繼續する。又、家畜病院では『病畜依頼人心得』なるものを更正した。

同年九月、助教酒匂常明に代つて竹尾將信が、又、高見澤福太郎が別科に教鞭をとる、永島源助亦別科詰となる。

同十二月、別科第二年級生徒(舊分科第四期生)の卒業試験が行はれ葛畑金助外六名が卒業した。

同十八年三月、農商務少書記官兼駒場農學校長關澤明清に代つて農商務大書記官岩山敬義が校長となる。

2、駒場獸醫科の三田移轉

明治十八年六月、助教杉田武、西川勝藏、須藤義衛門、勝島仙之介等相謀り、『獸醫學本科を駒場に置き別科を

東京三田四國町に設けて甲乙兩者を相互に隔離するは授業上不便尠からず加之其不利とする所亦極めて多し、尙駒場家畜病院は其位置僻遠にて外來病畜に接する機會乏しく且つ又學生の爲其實習材料を得るに不便である」とて本科と別科を合併し、之を共に三田四國町育種場内に置くことを建議し、校長岩山敬義はこの乞を容れて兩校の合併に着手し、臨時駒場家畜病院を一時閉鎖することとなつた。

同年七月、從來駒場農學校構内にあつた獸醫科本科は前建議に基き三田四國町に移され、別科と合併して獸醫學科と總稱されるに至つた。

又、病馬厩、病犬室、屍體解剖室、藥室等の新築成り、尙、講堂、解剖室、顯微鏡室、倉庫等凡て駒場より移管し、官舎を以て假りに生徒寄宿舎及び當直室に充てたのである。

當時の職員は教師ヤンソン、助教杉田、西川、須藤、勝島、御用掛田中、兼勤助教として竹尾將信、御用掛三浦清吉、事務員雇丹野常治、永島源助、人見爲雄、高見澤福太郎、小原正太郎、校雇守田久太郎等であつた。

同年七月、獸醫學科卒業者三〇名に學士號が授與され、農商務大臣伯爵西郷從道は親ら臨んで式典を擧げた。

同月、農務局勤務新山莊輔は牧畜業取調のため米國へ出發し、約三年間歐米各國を巡回し斯道の研究を行つた。依てその後任には三浦清吉が就いた。

尙、當時の三田四國町は空漠たる原野で、大日本農會の種苗栽培地に供用せられ、中央には競馬場もあり、獸醫科はその西北の一隅に數千坪を敷地として存在してゐたのである。

同年家畜病院を開き本科學生をして病畜治療、調劑法等を實習せしめることとなり、又宿直を設けて教員一名、事務員一名が輪番で之に任じ學生も交番當直に當つた。而して助教須藤義衛門は病馬厩を、勝島仙之介は病犬室を、西川勝藏は藥室を、御用掛田中宏は解剖室を（但し不在中は勝島が之に代る）、時重初熊は死體剖檢室をそれら主任として受持ち、又、藥室心得、當直心得等も規定された。

同年十二月、田中宏は助教となる。

同十九年四月、曩に獸醫學研究のため米國へ渡航した與倉東隆は研學三年、彼國でドクター・オブ・ベテリナリー・サージエリーの榮號を得て歸朝し教授となる。

又、御用掛田中 宏、時重初熊等は助教となつた。

同年七月、從來の駒場農學校及東京山林學校は勝止され、更に東京農林學校を置かれその位置を駒場と定められた。而して前田献吉が校長となり、農學、林學、獸醫學の三科の修業年限を二ケ年とする議あり、教授與倉東隆は建議して獸醫本科のみは特に三ケ年とすることとなり、位置は従前通り三田四國町に定められた。又、三田の獸醫學科は從來の別科を廢し改めて速成科を置き二年間で卒業することとなつた。

此月、與倉東隆は獸醫學部長となる。又、速成科に對しては動植物學、英學の學課を廢し、之に代るに内外科を詳細に教授し、尙病院實習に勵精ならしめるに努めた。(1)(2)

東京農林學校々則による獸醫學科の學科課目は次の如くであつた。

『第二十二條 獸醫部ノ學科課目ハ大約左ノ如シ』

解剖學（附實習）、生理學、藥物學及調劑學、組織學（附實習）、蹄鐵學（附實習）、外科手術學（實習）、原病學、家畜飼養法、産科學、外科學、病體解剖學（附實習）、病體組織學（附實習）、相馬學、獸醫警察學及動物疫論、寄生蟲學、家畜蕃殖法、病院實習、（三箇年修業）

獸醫速成科課目ハ大約左ノ如シ

化學、生理學、解剖學大意、組織學大意、蹄鐵學大意、藥物學及調劑法、原病學、外科學、産科學、寄生蟲學大意、獸醫警察法及動物疫論、病院實習、（二箇年修業）』

3、札幌農學校の獸醫學

札幌農學校に於ては課目中に獸醫學を加へ教師ドクトル・カッターが授業の任にあたつたが、明治二十年に歸國したのでその跡へ須藤義衛門が助教として赴任した。そして須藤は獸醫學、動物學、昆蟲學及び生理學を擔當したのである。しかし當時、本校に於ては尙獸醫養成のことは考へてゐなかつた。（3）

4、陸軍獸醫の狀況

明治十六年五月陸軍武官々等改正あり、馬醫部上長官は馬醫監とし、馬醫は一等馬醫、馬醫副は二等馬醫、馬醫

同年六月十七日、長野縣は乙第三百三十五號を以て『軍馬輸送中の發病に際しての取扱方』を公布した。即ち次の如くである。(10)

『第一項 軍馬輸送ノ途中ニ於テ馬匹疾病若クハ傷痍ヲ生シ歩行ニ堪難クシテ其取締ヨリ治療日數ヲ豫定シ其地

戸長戸長アラサル地ハ區長以下倣之ニ預ケ方ヲ協議スル時ハ戸長ハ之ヲ確實ナル者ニ預ケ豫定期日ニ至レハ(期日内ト雖トモ

全快スル時ハ直ニ出發セシム)馬夫ヲ雇ヒ直ニ鎮臺ニ送致セシムルコトヲ保シ取締ニ左式ノ受書ヲ出ス可シ

但馬匹預ケ中ハ飼料並ニ手當トシテ一日金三拾五錢以内ヲ給シ其出發後ハ馬匹旅籠料金三拾錢雜費金九錢其他

馬夫給料及ヒ旅費トシテ一日金七拾錢以内(里程六里乃至八里詰トス)ヲ以テ鎮臺到着ノ日迄之ヲ給シ歸路ハ別ニ給スル事

ナシ

受書式

軍馬預リ受書

一 馬 名

一 寸 尺

一 毛 色

一 年 齡

右何處ニ罹リ當町(村)ニ於テ何週間治療ヲ加ヘ全快ノ見込ニ依リ御預ケ相成候ニ付テハ快氣ノ上何鎮臺ニ差立

方取計可申右相違無之候也

府(縣)郡(區)町(村)戸長戸長アラサ
ノ地ハ區長

姓名印

年 號 月 日

何 鎖 臺 官 姓 名 殿

第二項 前條ノ馬匹豫定期日ニ至リ尙ホ步行ニ堪難キ時ハ戸長ハ更ニ治療期日ヲ豫定シ獸醫ノ診斷書ヲ添ヘ其旨

鎖臺ニ申出可シ又出發後途中ニ於テ再ヒ發病步行シ難キ時ハ馬夫ヨリ其地戸長ニ申出シメ其地戸長ハ速ニ獸醫ヲシテ治療ヲ加ヘシメ其旨電報ヲ以テ鎖臺ニ申出指揮ヲ受クヘシ

但其治療滯在中ハ馬匹旅籠料及ヒ雜費ノ外尙ホ馬夫給料手當トシテ一日四拾錢ヲ給ス可シ

第三項 馬匹ノ病症到底廢疾ニ歸スヘキ者ト獸醫診斷シ確實ナル時ハ取締出發後ハ其地戸長ヨリ電報ヲ以テ之ヲ

鎖臺ニ具申シ賣却又ハ撲殺ノ處分ヲ請フヘシ若シ急症ニシテ斃死セシ時ハ獸醫ヲシテ其病因ヲ診斷セシメ賣却又ハ埋沒シ其事由ヲ鎖臺ニ具申ス可シ

但斃死セシ馬匹ハ成ルヘク之ヲ賣却シ其代價ニ獸醫ノ診斷書ヲ添ヘ上納ス可シ若シ傳染病ニテ賣却ス可カラサル者又ハ其他ノ事故ニテ買取者ナキ時ハ一頭ニ付金三圓以內ヲ以テ埋沒又ハ燒棄ス可シ

第四項 病馬ノ診察料藥價並ニ馬匹預ケ中及ヒ出發後ノ費用ハ其治療ノ日數ト旅行ノ里程ニ應シ取締ヨリ預シメ

之ヲ其地戸長ニ交付スルヲ以テ戸長ハ後日決算ヲ爲シ之ニ現證書ヲ添ヘ鎖臺ニ送呈シ其費用ニ關スル證書類ニハ總テ戸長之レニ檢印ス可シ又取締等途中ニ於テ己ムヲ得ザル事故ヲ生シ軍馬宿泊指定表ノ通り通行スル能ハス爲メニ戸長ノ證印ヲ請フ時ハ戸長ハ事實取糺ノ上該表ノ裏面ニ事由ヲ記シ之ニ檢印ス可シ

明治十八年十一月に陸軍卿伯爵大山巖の名を以て達甲第四十三號により『陸軍獸醫部講習生假規則』が定められたが、これは陸軍部内若くは華士族平民中の獸醫開業免狀若くは官私立獸醫學校卒業免狀を有するものから同講習生を採用して、十二ヶ月間の講習を行ひ、病馬厩に通學研究せしめ、修了後に陸軍三等獸醫又は獸醫試補とすることなつたもので、同じく甲第四十四號により『明治十八年獸醫部講習生入學檢査格例』を布達し體格、學科を檢査すること、此の學科目は理學、化學、解剖學、生理學、內科治療大意（此外特に専門學及外國語學の檢査を請ふものがあれば之を許して其成績により若干の點數を與ふ）で、以上の檢査により優秀のものから順次に採用する方針を立てた。尙、前述の講習生假規則は次の如くである。（11）

『陸軍獸醫部講習生假規則』

第一條 獸醫部講習生ハ陸軍獸醫官ニ出身志願ノ者ヲ撰拔シ病馬厩ニ於テ之ニ要用ナル學術ヲ教授シ卒業ノ上ハ三等獸醫ニ任シ若クハ獸醫試補トナシ其職務ヲ奉セシムルモノナリ

第二條 講習生ハ陸軍部内若クハ華士族平民中獸醫開業免狀若クハ官私立獸醫學校卒業狀ヲ所持スル者ニシテ檢査定格ニ合スル者ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 検査合格ノ上採用スル時ハ直ニ本人ニ違シテ入學セシム而テ陸軍部内ノ者ハ其旨趣ヲ病馬厩ヨリ各所管ニ通報スヘシ但下士ヨリ入學ノ者ハ病馬厩ニ於テ其本官ヲ免シタル後入學セシムルモノトス

第四條 講習生ハ入學ノ日ヨリ陸軍一定ノ規則ヲ遵奉セシム故ニ入學後ハ決シテ他志ナク陸軍ニ従事スルノ誓約ヲナサシム

第五條 講習生修業ノ期限ハ十二箇月トス然レ共疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニ因リ豫定ノ學術ヲ修得シ能ハサル者若クハ試験ノ上學業未熟ト認定スル者ハ若十月ヲ延期スル事アルヘシ

第六條 講習生修業中ハ情願ヲ以テ歸省又ハ退學スル事ヲ許サス 然レトモ病氣若クハ行狀不正又ハ法則ヲ犯シ或ハ怠惰ニシテ卒業ノ前途ナキモノハ退學セシムヘシ但下士卒ヨリ入學ノ者ハ更ニ下士若クハ卒トナシ舊所管ニ復シ定期ノ年限(前後及生徒修業中ノ日數ヲ通算ス)又華士族平民ヨリ入學ノ者ニシテ行狀不正或ハ怠惰等ニ依リ退學セシムル者入學中ノ費用ヲ直チニ上納セシムルモノトス

第七條 講習生ハ官費生ト自費生トノ二種トシ其官費ハ修業ノ費用及居宅衣食ノ料トシテ若干ノ手當金ヲ給シ其自費生ハ修業上ノ器械物品ヲ除ク外一切ノ費用總テ自辨タルヘシ 但シ修業五ヶ月ノ後學術進歩ノ成績ニヨリ官費生トナス事アリ

第八條 講習生ハ私宿ニ在テ日々病馬厩ニ通學シ陸軍獸醫ノ學術及其他ノ事ヲ研究セシム但シ時宜ニ因リ獸醫官ノ助手タラシムル事アルヘシ

第九條 講習生ハ學期ノ終リニ於テ試験ヲ行ヒ及第スル者ハ之ヲ優等及通常ノ二種ニ區別シ各卒業證ヲ授與ス
第十條 講習生ハ試験ヲ受ケタルノ後優等卒業證ヲ得タル者ハ三等獸醫ニ任シ通常卒業證ヲ得タル者ハ獸醫試補トナスヲ例トス但シ優等卒業證ヲ得タル者ト雖モ修學中懲罰ノ所斷ヲ受ケシ者等ハ獸醫試補トナス事アルヘシ
第十一條 講習生ノ召募ハ陸軍卿之ヲ陸軍部内及府縣ニ達其檢査格例ニ準據病馬廐ニ於テ之ヲ爲スヲ例トス故ニ病馬廐長ハ所要ノ人員竝ニ召募ノ時期等ヲ豫メ陸軍卿ニ上中スヘシ但時宜ニ依リ在東京ノ者ノミヲ召募セシムル事アルヘシ

第十二條 講習生召募ノ達アレハ陸軍部内ニ在テハ近衛鎮臺又ハ各官廨ニ於テ其志願ノ者ヲ取調ヘ左式ノ書面ニ本人ノ名簿寫竝ニ獸醫開業免狀若クハ官私立獸醫學校卒業證寫ヲ添ヘ病馬廐ニ送付シ各府縣ニ在テハ之ヲ管下ニ達シ志願者ヲシテ第十三條ノ手續ヲナサシムヘシ(以下省略)

明治十八年十二月、小川祥三は熊本鎮臺附に、坂本備は仙臺鎮臺附を命ぜられた。

要するに十八年に於ける陸軍獸醫の改革は最も紀念すべき事項で、此時より我陸軍獸醫の位置の向上が確定したのである。一柳直宰は三等獸醫であつたが、此時田中宏の元へ駒場農學校出身者の陸軍獸醫となるの價値あることを齎し就職の勧誘を行つた。斯くて原八百太郎は卒先して身を軍籍に投じたのである。(6)

同年、陸軍獸醫官は共同で獸醫學會を設け、毎月二回集合して専ら軍馬の衛生治療のことを討議することとなる。明治十九年二月、獸醫生徒養成のことを駒場農學校に依托すべく定め、第一期七名を撰定した。

同年三月、陸軍病馬廄を廢し、且つ陸軍獸醫のことは總て陸軍省騎兵局に移し、その第三課に於て管掌することとなる。即ち深谷周三は第三課長となり課員に荒井、副課員に厚木、今泉六郎がゐた。

同年四月、獸醫部の徽章が轡であつたのを花葉に改めた。

同二十年五月、騎兵局第三課を廢し總務局に獸醫課を置く。課長は深谷周三、課員は桑島景連、副課員は今泉六郎、黒瀬貞次であつた。

同十九年六月、陸軍省令第二十七號を以て陸軍看馬長並に看馬卒現在員を廢止され、此の職務は乘馬隊下士卒並に蹄鐵工長、蹄鐵工をして兼ねしめることとなつた。

此年、陸軍一等獸醫荒井義通は獸醫監となる。

明治二十年、工兵隊附獸醫を廢止された。

同年二月、陸軍三等獸醫黒瀬貞次は佛國より歸朝し直ちに二等獸醫に昇進、獸醫課副課員となる。黒瀬は先に述べた如く佛國ツールズ獸醫學校へ入學し、ここを卒業してよりは一ケ年間同國牧場、軍隊を視察し、次で獨逸に入り歸朝したのである。(4)(5)(7)

同年六月、陸軍一等獸醫稻垣正幸、同桑島景連は陸軍獸醫監に任ぜられ、稻垣は熊本鎮臺獸醫長に、桑島は大阪鎮臺獸醫長に補された。又、陸軍一等獸醫田中種光は近衛獸醫長となる(7)

同月『軍馬購買委員規則』が定められ、常備隊馬匹の購入をする委員が設けられ、獸醫部士官一名を加へて編成

したのである。(9)

参考文献

- (1) 神谷 凱藏 乳牛タイムス昭和五年八月號
 - (2) 駒場 野人 獸醫學雜誌第一卷
 - (3) 北海道帝國大學沿革史 大正十五年版
 - (4) 陸軍獸醫沿革史抄 中央獸醫會雜誌第四十三年第十一號
 - (5) 陸軍衛生材料廠 陸軍獸醫材料史、陸軍獸醫團
中山、今泉 報
 - (6) 須藤義衛門 古き記憶を辿りて、應用獸醫學雜誌昭和四年二月號
 - (7) 中央獸醫會雜誌第一輯—第五輯
 - (8) 江本 修 駒場第十號(昭和十年版)
 - (9) 大友源九郎 馬之世界第十五卷第五號
 - (10) 長野縣令に關する當時の印刷物
 - (11) 官令類纂第十一號(明治十八年版)
- 其他文中に記載す。

二、大日本獸醫會の創立

明治十八年九月三十日、大日本獸醫會誌第一號が發刊された。同誌に執筆してゐるものは小澤溫吉(讀獸醫免許規則)、西川勝藏(一片の老婆心)、今泉六郎(獸醫の標準及び獸醫と牧畜との關係を論ず)、一柳直幸(結核症は果して日本種牛にこれなき歟)等で、其他横山正令、濱野多三郎、荒井義通、押川則吉、須藤義衛門等が翻譯、抄譯、質問等の小文を書いてゐる。又、雜錄を多數に加へてある。四・六判、紙數八〇頁であつた。此會の創立委員は次の如くである。

『今泉六郎 西川勝藏 勝島仙之介 田澤直孝 土持綱晟

時重初熊 高嶺秀四郎 馬杉直太郎 小野打悅次郎 與倉東隆

田中宏 新山莊輔 小澤溫吉 橫山正令 上田茂雄

矢部芳次郎 厚木訥平治 木村典 古川銀太郎 篠崎雅太郎

杉田武 寺田三郎 三浦清吉 一柳直宰 須藤義衛門

(以上東京)

花田勇藏 丹下謙吉 (岩手)

高橋官次 桑原護一 (新潟)

粕谷儀十郎 中川効次郎 前田英治 鈴木勳太郎 (以上愛知)

津田幸平 黑須宗直 (熊本)

藤江惣吉 (大阪)

岸本雄二 (秋田)

水原勝之介 鈴木吳一 (函館)

牧野銓太 (静岡)

深谷敬一 荒井義通 (廣島)

光岡金雄

瀬谷金治

久野久

山下盛治

深見次郎

木内盛裕

坂野武次郎

功力直道

山本忠一郎

古川元直

砂越肥氏

此の外に特別會員五〇名、通常會員五八名あつた。又、役員は次の如くである。

『主任幹事 小澤温吉

幹事 西川勝藏 一柳直宰

主計 田中宏 横山正令

編輯委員 西川勝藏 小澤温吉 (第一回)

明治中期篇

(岡山)

(和歌山)

(群馬)

(埼玉)

(長崎)

(神奈川)

(宮城)

(札幌)

(廣島)

(栃木)』

新山莊輔 荒井義通 (第二回)

(後に時重初熊が新山と代る)

須藤義衛門 今泉六郎 (第三回)

當時は會誌を隔月發行としてゐた。又、同十九年十二月、趨町區紀尾井亭に會員懇親會を開き本會の組織改良及び維持の方法を議したが、會するもの深谷周三、與倉東隆、荒井義通、持地忠太郎、上田茂雄、田中宏、時重初熊、一柳直宰、深谷敬一、寺田三郎、岡本義氏、桑島忠孝、小澤溫吉、津野慶太郎、馬杉直太郎、柳澤銀藏、勝島仙之介等で、席上與倉東隆は種々力説する所あり、それに依て大體の案をまとめ、更に同二十年一月、再度の集會を行つた結果、次の如く改革することゝ決し之を會誌に發表した。當時の特別會員一三三名、通常會員一六三名であつた。『大日本獸醫會の名を廢し中央獸醫會と稱すること。』

主任幹事 小澤溫吉

幹事 勝島仙之介

主計 田中宏 一柳直宰

編輯委員 勝島仙之介 小澤溫吉 一柳直宰 今泉六郎

須藤義衛門 西川勝藏 津野慶太郎

斯くて前田正名を會長とするに決し、又、會員柳澤銀藏の發議を容れて第一回内國獸醫公會を開く運びとなつ

たのである。(1)(2) (次頁の凸版『雜誌發行願』を参照せられたい)

三、地方獸醫養成所の續出

明治十六年七月號の「醫事新聞」に於て衛生協會々幹たる田代基徳は論じて曰く「本邦獸醫の學軌近に至て遠に進歩し全く舊套を脱せしは人の能く知る所たり、況や又政府より獸醫學士の學位を授與するに至る、此學の面目と謂ふべし、今や衛生に關する諸般の學科皆な漸く其緒に着く蓋し大成も亦遠からざるべし可祝哉嗚呼可祝哉」と。しかし他方民間の狀況を見れば決して獸醫の内容は進んではゐなかつた。

例へば同十七年、埼玉縣の内山某は「從來の伯樂には治病を一任する能はず、將來は善良の獸醫を多く養成せねば到底畜産の繁昌を期すべからず」と云ひ、宮城縣の千葉某曰く「獸醫の乏しきは慨嘆に堪えず」と。又、長野縣山瀬某は「下總獸醫養成所の卒業生があるが僅かの獸醫では目下畜産改良の主意に相伴ふことが出来ない。依て官府より適當に獸醫養成法を設けられたい」と述べ、千葉縣石野某は獸醫の居ない爲に牛馬の頭數が減じたと唱へ、更に曰く「獸醫學士村崎常治が「ツル」瘡發生に際し伯樂を集めて講述され、又、春秋二回伯樂に獸醫の道を教授に來られるが、未だそれを以て足れりとは云へない」と。大分縣の工藤某も曰く「地方税を以て獸醫學校を設立し、眞正の獸醫を養成せしめられたい」と。又、廣島縣の高橋某は曰く「從來の伯樂は六、七ヶ村或は二、三ヶ村を受け持ち治療をするが、秋期にはその受持部内より初穂と稱して米麥を贈る慣習あり、従つて治療を受けるも謝料を出

廿二
二二三

中央獸醫會新編發行



第三八九〇號

第三八九〇號

一題号

一紙張、行目

一副行、定期

一發行所

一印刷所

一持主並印刷人

一編輯人

中央獸醫會新編

獸醫牧畜論、肉、乳、字、款、獸、初、以、廣、等

一月五日 四月五日

七月五日 十月五日

發行所 東京市本町三丁目中央獸醫會

印刷所 山形川邊市三井物産地鶴邑社

持主並印刷人 東京市本町三丁目中央獸醫會

編輯人 西川勝藏

發行所 東京市本町三丁目中央獸醫會
印刷所 山形川邊市三井物産地鶴邑社
持主並印刷人 東京市本町三丁目中央獸醫會
編輯人 西川勝藏

文久三年六月
奉月二十四日

すことなく施術も拙で眞に治療をよくするものは百中一なしと云ふもよく、又刺絡を施し血さへ多く出れば之を上
手と稱へる。故に農學校内へ獸醫實習専門科を設け獸醫の養成を謀るを以て今日の急務と考へてゐる」と。又、石
川縣の水戸某は曰く「縣下に一名の獸醫あるも決してそれでは足らず、從來の伯樂は時に病を治するも、そは馬病
に就て、牛病は全く駄目である。依て縣の農事講習所に獸醫生徒養成の請願をしたが費途不足で行はれなかつた。
各縣には少くも三名の獸醫は必要である」と。(3)

以上の如くで民衆は盛に獸醫の養成を急務としたのである。従つて地方獸醫養成所はその要求に應じて新設され
る機運となつた。尙、明治十五年埼玉縣は獸醫講習會を設け山下盛治が毎月一回出張講義したと云ふ。

先づ明治十七年、栃木縣は「獸醫免許規則及獸醫術傳習規則」を發布し、獸醫學士古川元直を教師とし、同傳習
生募集をなし、應募者一八〇名餘あり、即ち縣下八郡役所を交互に傳習所として速成法を講じた。又、免許試験は
同年七月に之を行つたが、合格者僅かに一名であつた。又、當分開業を許されたものは百名あつた。尙、本縣は舊
來の伯樂なるものが同年に三六〇名あつたと云ふ、そして之等の外に馬好きとか馬苦勞と云ふものがあつて、病馬
あれば草根木皮或はヒノキ藥なるものを用ひて治療を行つたと落合益吉氏は述べてゐる。

同十九年七月佐賀縣は伯樂の數一一六名あつたが、獸醫制度發布後毎郡五名の割で牛馬醫に對し四ヶ月間教育し
た。此の獸醫講習所では野中多一が教師で四二名の生徒を養成した。(4)

宮城縣は産馬會社より費を補ひ、明治十七年三品信之、小野寺元質を巡回教師に依頼し毎月一回小冊子を版刻し

て別ち、十八年から宮城農學校内に速成獸醫講習會を設け池田晋次郎、坂野武次郎等が講義したと云ふ。

福島縣は明治十八年縣立の獸醫講習所を設け若松、三春の二ヶ所に六ヶ月間づゝ交代で開校し、村井半之輔教師が教授に努めた。

同年、廣島縣は獸醫學の進歩を謀り、管内の獸醫を招集して廣島農學校に獸醫講習會を開き、獸醫一六名、特志者四名が來聽した。

斯くして當時岩手、秋田、山形、宮城、石川、福岡、熊本、其他の諸縣に獸醫學校又は講習所が設立されたのである。これを地方獸醫學校設立の第一期とすることが出来る。當時小澤温吉は大日本獸醫會誌第一號に於て此の事情を述べ且つ『獸醫の職業は之を別てば甚だ多端にして一人の兼ね能すべきにあらず、其用は頗る廣大にして一言の説き盡すべきに非ず、官衙に市街に牧場に軍隊に往く所として用あらざるはなく、之を大にしては公衆の資産を保護し、之を小にしては細民の家畜を救済し、その世に效益を與ふること決して小々ならず云々』と云つてゐる。

安永峻山は小石川私立東京獸醫學校の第一回卒業生であつたが、梅野信吉、田中守と共に共立甘木獸醫學校を福岡縣下の甘木町に創立した。これは明治十九年であつた。そして自ら校長となつて約一〇年の久しきに亙りよく育英の事業に盡したのであつた。又、梅野と田中は職員として同じく努力した。本校は本科三年、速成科一ヶ年修業で、後者は開業試験受験準備のために設けられたものである。

尙、安永、梅野、田中等は縣の囑託となり巡回教師として縣内を巡り開業獸醫を指導し且つ畜産獎勵と傳染病豫

防の任に當つたのであつた。開業獸醫として福岡、大分、佐賀等の縣に活動するものには同校速成科を出で開業試験に合格した者も少くなかつた。(藤吉辰記氏報告其他による)又、同十九年に、縣費を以て東京三田の獸醫學校に修業せしめたもの二名あつた。

千葉縣も縣費生を前同様三田に入學させた。

大阪府は獸醫講習所を設けて舊來の馬醫を招集し教育に努めた。

同年小石川の私立獸醫學校は速成獸醫學科を設け、一ヶ年半で卒業する制度を創めた。

同年、鹿兒島縣獸醫學速成傳習所は第二回生徒六〇名を募集した。

同年、愛媛縣は宇喜多秀穂の建策を容れ獸醫學傳習所を設け四七名の修業者を出し、進んで松山に縣立獸醫學校を創立すべく建策し、民間より七千餘圓(牛馬飼養者の寄附金一萬圓とも云ふ)の寄附を集め創立に盡力し明治二十年開校を見た。その後五ヶ年に六〇名の卒業者を出したと云ふ(官報には廿一年設立とある)。

同年、飯島儀四郎は栃木縣獸醫教師となり宇都宮傳習所を受持ち、鈴木芳三郎亦獸醫教師として各郡を巡回講演した。

同二十年、岡山獸醫學會が設立された。此會は一ヶ年半以内に速成で獸醫を養成せんとするもので、初期は會員三〇名を募集した。

同年、山形縣農事講習所内獸醫學講習會は牛馬羊豚犬猫診察の方法を設け、依頼に應じ無料で診察することゝし

た（官報）。

同年、秋田獸醫學校は四六名の卒業者を出して閉校した。

同年、縣立長崎醫學校はその分課として同港小島郷に獸醫科を置いたが、その後第五中學校の醫學部と變じたので、獸醫科は獨立し長崎獸醫學校となつた。校長は獸醫學士高嶺秀四郎、教頭は中江安太郎學士であつた。同校は明治二十五年頃に生徒五〇名を收容したが、後に廢校となつた。當時月謝が二十錢、下宿料三圓であつたと云ふ（國ノ十善熊氏報告其他による）。

同年、岐阜縣に獸醫講習會が開かれ、獸醫學士高橋官次が講義を行つた。此の時第一回より五回に互り「獸醫學講習會雜誌」を出版した。

同年、大分縣獸醫講習所が設置され、翌年五名の卒業生を出した。

同二十年、愛知縣は獸醫養成所を創立した。

同年六月、新潟縣は獸醫講習所を設け、二十四年二月に閉校した。但し同縣では新潟農學校で明治十八年七月から、その學科目に病畜治療を加へ教授したと云ふ。

因に明治十七—二十年の頃は駒場の學窓を出たものを西洋獸醫と俗稱し、舊式獸醫（伯樂）との間に職業上の葛藤を來し、新卒業生の方では『昔の伯樂は何も知らない、焼いたり瀉血したりするのは何にもならない』と攻撃し、伯樂の方でも亦裏にまわつて惡宣傳を行ふやうな狀況であつたが、遂には新しい學問をした方が理論を説いた

ゞけでは病氣が治らないために敗れ、地方にゐられなくて東京へ歸るものもあつた。そこで東京に於ては政府に向つて獸醫の免狀を作るべき必要を説いた。

即ち無智の伯樂の業務を差しとめよと云ふことが盛に云はれ、農商務省は大學のものと協議を遂げたのである。當時既に醫師の方は開業試験を行ひ成績を擧げてゐたので、獸醫の方も此の通りやることに意見の一致を見るに至つた。此の開業試験をやるには試験を受くべき元本が入要なところから「家畜醫範」の發刊となつた。しかもこれが相當長い年月、獸醫學校の教科書として利用されたわけである。(5)而して此の官本の發刊される二年前即ち次項に述べるやうに獸醫免許並に開業試験規則が早くも形を現はしてゐる。

四、獸醫免許規則の發布

明治十八年八月二十二日に太政官布告第二十八號を以て『獸醫免許規則』が公布された。これによつて從來各府縣で行はれてゐた獸醫の身分關係のことは判然と一元化したわけで、此規則は時の太政大臣伯爵三條實美、農商務卿伯爵西郷從道の名を以てし、翌年七月一日から施行されることゝなつたのである。

即ち、獸醫は國家公許の職業として茲に免許制度が確立したわけである。その規則内容は次の如くである。(1)

『第一條 獸醫ハ獸醫學術ノ試験ヲ受ケ農商務卿ヨリ開業免狀ヲ得タルモノトス

第二條 開業免狀ヲ得ントスル者ハ試験及第證書ヲ以テ地方廳ヲ經由ジテ農商務省ニ願出ツヘシ

明治九年より同十二年迄の
獸醫養成機關圖



第三條 官立及府縣立ノ獸醫學校若クハ農學校ニ於テ獸醫

學ノ卒業證書ヲ得タル者其卒業證書又ハ開業證書ヲ以テ

開業免狀ヲ得ンコトヲ願出ツルトキハ農商務卿ハ試験ヲ

要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第四條 外國ノ獸醫學校若クハ農學校ニ於テ獸醫學ヲ卒業

シタル者或ハ外國ニ於テ獸醫ノ開業免許ヲ得タル者其卒

業證書又ハ開業證書ヲ以テ開業免狀ヲ得ンコトヲ願出ツ

ルトキハ農商務卿ハ其證書ヲ審査シ試験ヲ要セスシテ免

狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第五條 獸醫ニ乏シキ地ニ於テハ府知事縣令ノ具狀ニヨリ

農商務卿ハ獸醫學術ノ試験ヲ經サル者ト雖モ其履歷ニヨリ假開業免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第六條 開業免狀ヲ得ル者ハ免狀下附ノ節手数料金壹圓ヲ納ムヘシ

第七條 開業免狀ヲ得タル者ノ氏名本籍ハ農商務省ノ獸醫籍ニ登錄シ時々之ヲ公告スヘシ

第八條 開業免狀ヲ毀損亡失シ又ハ氏名本籍ノ變換ニヨリ免狀ノ書換ヲ願フ者ハ其事由ヲ記シ地方廳ヲ經由シテ

農商務省ニ願出ツヘシ

第九條 開業免狀ノ書換ヲ願フ者ハ免狀下附ノ節手數料金貳拾五錢ヲ納ムヘシ

第十條 獸醫廢業又ハ死亡シタルトキハ地方廳ヲ經由シテ其開業免狀ヲ農商務省ニ返納スヘシ

第十一條 獸醫其業ニ關シ犯罪若クハ不正ノ行爲アルトキハ農商務卿其業ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ

但其事開業免狀ヲ得ルノ前ニ在ルト雖本條ニ準シ處分スルコトアルヘシ

第十二條 前條ニ據リ獸醫業禁止ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ地方廳ニ於テ直チニ其開業免狀ヲ取り上ケ之ヲ

農商務省ニ返納スヘシ

其停止ノ處分ニ係ルモノハ幾年月間停止シタル旨開業免狀ニ裏書シ廳印ヲ捺シテ之ヲ本人ニ下附スヘシ

第十三條 農商務卿ハ獸醫業停止ノ處分ヲ爲シタル後ト雖モ本人ノ行狀ヲ鑑査シ特ニ其禁止ヲ解クコトアルヘシ

第十四條 官許ヲ得スシテ獸醫ノ業ヲ爲シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

五、獸醫開業試驗規則の制定

1. 獸醫開業試驗

明治十八年八月二十二日太政官布達第十七號を以て次の如く『獸醫開業試驗規則』が制定された。(一)之が國家による獸醫試験の最初である。

『第一條 獸醫ヲ開業セントスル者ハ此規則ニ據リ試験ヲ受クヘシ

第二條 農商務卿ハ毎年二回獸醫開業ノ試験ヲ舉行スヘシ但シ試験ヲ舉行スヘキ地方及ヒ試験期日ハ六ヶ月前ニ
告示スヘシ

第三條 農商務卿ハ主事者及ヒ試験委員ヲ派遣シ試験一切ノ事ヲ監督整理セシムヘシ

但時宜ニ依リ地方官ニ委任シ其試験ヲ執行セシムルコトアルヘシ

第四條 農商務卿ハ獸醫學術開業試験ヲ舉行スル毎ニ官立及府縣立ノ獸醫學校若クハ農學校ニ在リテ獸醫學ヲ專
修シタル者又ハ地方ニ於テ名望アル獸醫學者等ヲ選ビ試験委員ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 獸醫學術試験科目ハ左ノ如シ

第一 家畜解剖學

第二 同 生理學

第三 同 藥物學

第四 同 內科學

第五 同 外科學

第六條 獸醫學術ノ試験ヲ受ケント欲スル者ハ其願書ニ修學ノ履歷等ヲ副ヘ毎年六月十二月中地方廳ニ差出スヘ
シ地方廳翌月十五日迄ニ其書類ヲ取纏メ農商務省ニ進達スルモノトス

第七條 試驗問題ハ試驗主事者試驗委員協議ノ上之ヲ選定シ試驗場ニ臨ミ受験人ヲシテ筆答セシムヘシ

但時宜ニヨリ口答セシムルコトアルヘシ

第八條 試驗主事者ハ試驗終ルノ後試験委員ト共ニ其成績ヲ評定シ及第シタル者ニハ及第證書ヲ與フヘシ

但及第證書ニハ主事者試験委員連署スヘシ

第九條 試験ニ落第シタル者ハ六ヶ月ヲ經ルニ非レハ再試験ヲ請フコトヲ得ス 右布達候事』

而して此の規則は翌十九年三月一日から施行されることとなり、次で農商務省令第十八號を以て獸醫開業試験學
行の地及び期日を次の如く定め同年八月三十一日、農商務卿伯爵西郷從道の名を以て告示した。

『舉行地 東京府、靜岡縣、山口縣、鹿兒島縣、熊本縣、岡山縣、鳥取縣、愛媛縣、大分縣、福島縣、函館縣、
沖繩縣、新潟縣、宮城縣、根室縣、福井縣、秋田縣、愛知縣、廣島縣、長崎縣、大阪府、福岡縣、高知縣、島根縣、
長野縣、山形縣、札幌縣、富山縣、岩手縣、青森縣。』

右の三〇縣に互り十九年三月上旬より六月下旬にかけて舉行された。此の第一回の全國的獸醫開業試験の受験者
は總計七百餘名であつた。

その狀況に就て二、三説明的に記録すると、先づ東京に於ては三月一日より京橋木挽町の厚生館で行ひ、受験者
百九十餘人、その及第者は百餘人であつた。(田熊 秀氏によると志願者二六三名、及第者は田熊清一郎以下一〇
八名と云ふ)

此時の試験主事は村上要信、試験委員は西川勝藏、時重初熊、三浦清吉等で、試験問題は次の如くであつたと云

40. (6)

『解剖學』

第一問 脊柱ノ大別ヲ問フ

第二問 食道ノ位置及形狀ヲ問フ

第三問 心臟ノ位置及形狀ヲ問フ

生理學

第一問 血液肺臟循環中ニ呼吸ニ因テ如何ナル變化ヲナスヤ

第二問 消化サレタル食物ハ榮養管中何レノ部ニ吸收セラレルヤ

第三問 動物體中ノ老廢物ハ如何ニシテ代謝スルヤ

藥物學

第一問 芫菁ノ性狀及功能ヲ問フ

第二問 蘆薈ノ用量及用法ヲ問フ

第三問 石炭酸ノ外用ヲ問フ

內科學

第一問 熱病ノ治療法ヲ問フ

第二問 腸炎ノ徵候如何

第三問 炭疽病ノ豫防法ヲ問フ

外科學

第一問 炎症ノ一般療法ヲ問フ

第二問 蹄炎ノ症候ヲ問フ

第三問 距關節ノ振轉ノ治療法ヲ問フ

次で鹿兒島、大分、四國、福島、熊本、静岡、名古屋、富山、福井の順で各地に開業試験が行はれ(6)たが、福島縣下に於ては試験委員として獸醫學士三浦清吉が出張し及第者二〇名あつた。

鹿兒島縣下には古來の伯樂が明治十九年頃は二二名あり、鹿兒島で試験を行ふや、その内の四名が受験し三名が及第した。他のものは假開業免狀の下附を出願したが、縣は之を却下した。その代りに六〇日間の獸醫養成所を設けて伯樂及びその子弟を限つて入所せしめ第一回四三名、第二回四八名、第三回三〇名を教育した。

福岡縣は同年四月、福岡で試験を行ひ主事として李田藤太、委員として池田晋次郎學士がその任に當り、受験者一五〇名餘、及第者は四五、六名であつた。

參考文獻

- (1) 大日本獸醫會誌 第一號より第十號
- (2) 中央獸醫會雜誌 第一輯
- (3) 畜産諮詢會記事
- (4) 内國獸醫公會報告 (明治二十三年)
- (5) 中央獸醫學雜誌 第四八輯(昭和十年)
- (6) 田熊秀 獸醫畜産大鑑 (昭和十一年)

2. 山梨縣に於ける獸醫假開業手續

獸醫の業は官許を得なければ出來ないやうになつたのであるし、官許を得るには試験を要し又は官公立の學校を出ねばならぬので、從來の伯樂の如きはその生業を奪はれるに到り、更に又獸醫の居ない所では家畜が病苦を訴へても施す術もないこととなり、これでは實際上困る場合が多いので、明治十九年七月八日に山梨縣では『獸醫假開業規程』を甲第五十號を以て公布した。即ち次の如くである。(一)

『獸醫假開業規程』

第一條 獸醫免許規則第五條ニ依リ獸醫假開業免狀ノ下附ヲ請願セントスル者ハ別紙書式ノ願書ヲ當廳ヘ差出ス
ヘシ

第二條 當廳ニ於テハ其地方ノ狀況ヲ調査シ實際獸醫缺乏地ト認ムルモノニ限り之ヲ農商務省ニ具狀スヘシ

第三條 假開業ハ區域ヲ限り免許セラル、モノトス其區域外ニ出テ病畜ヲ診療スル事ヲ得ス

但其區域ハ免狀下附ノ節當廳ヨリ令達スヘシ

第四條 假開業免狀ハ滿二年ヲ限リ效アルモノトス此期限ヲ過クルトキハ速ニ之ヲ返納スヘシ
但期限ヲ過キ猶該免狀ヲ得ントスルモノハ第一條ニ依リ更ニ願書ヲ差出スヘシ

書 式

獸醫開業免狀御下附願

何郡何(町村)何番戶(寄留)

何府縣何國何郡何(町村)(何番戶)

士族或ハ平民

何 / 誰

何年何月生

右ハ何郡(何町村)ノ儀ハ獸醫缺乏ニ付同地ニ於テ獸醫開業仕度候間假開業免狀御下附被成下度履歷書相添此段
奉願候也

右

明治年月日

何 / 誰

同村戶長

何 / 誰

農 商 務 大 臣 宛

これより少しく遅れ同十九年十二月二十五日、農商務省は訓令第二十一號を以て『獸醫假開業免許手續』を次の如く公布した。(2)

『明治十八年八月布告第二十八號獸醫免許規則第五條ニ據り假開業免狀ノ下附ヲ願出スル者アルトキハ左ノ假開業獸醫免許手續ニ據り取り扱フヘシ

農商務次官 吉田清成(下略)

3. 獸醫免許關係の質疑續出

一度規則が發布されるや、空前のことであるが故に色々な質疑が各縣より農商務省に發せられたが、その三、四を掲げると次の如くである。(1)

明治十八年、青森縣より獸醫開業の伺あり、即ち、

『今般本縣ニ於テ駒場農學校獸醫科得業生ヲ準判任御用係ニ採用候處右ハ第二十八號布告獸醫免許規則第三號ニヨリ卒業證書ヲ以テ開業免狀ヲ得ンコトヲ願出ル時ハ直ニ該免狀ヲ授與セラルモノト存候得共元來獸醫得業生タルノ資格ヲ以テ採用致候モノニ候ヘバ在官中ハ別ニ開業免狀ヲ願出ズ候トモ他開業獸醫ト同ジク隨意ニ人民ノ求メニ應ジ牛馬並諸畜治療爲致候テ差聞無之候哉』

これに對し次の指令が發せられた。

『伺ノ趣官職之有無ヲ問ハズ開業免狀ヲ有セザルモノハ人民ノ求メニ應ジ治療不相成儀ト可心得事

明治十八年十月二日』

埼玉縣より六月廿六日次の伺が發せられた。

『獸醫開業試験規則第九條ニ試験ニ落第シタル者ハ六ヶ月ヲ經ルニアラサレハ再ヒ試験を請フ事ヲ得ストアリ右ハ第一期試験ニ落第セシ日ヨリ起算シ出願期月即チ當六月迄ハ未タ六ヶ月ヲ經過セサル儀ニ付固ヨリ試験ヲ請フ事ヲ得サル儀ニ候哉將タ假令出願期月ハ未タ六ヶ月ニ滿タサルモ試験期月ニ至リ六ヶ月以上ニ涉ルトキハ出願不苦候哉』

右に對しては

『伺ノ趣前段見解ノ通』（六月二十九日官報）

と回答された。

又、十月九日付で福島縣から次の質問があつた。

『從來ノ馬醫ナルモノ數村ノ農馬（病馬ニアラズ）ヲ集メ蹄剪刺絡等ノ術ヲ施來候處本年第二十八號公布實施後ハ右蹄刺絡共ニ獸醫ニアラサレハ施術不相成哉』

右に對しては

『伺之通』と同月二十三日に指令が發せられた。

茲に於て岩手縣は更に次の伺書を提出した。

『本年十月廿六日第六百九十七號官報ニ福島縣ヨリ從來ノ馬醫ニテ農馬ヲ集メ蹄剪刺絡等ヲ施來候處本年二十八號公布實施後ハ蹄剪刺絡共ニ獸醫ニアラサレハ不相成哉ノ伺ニ對シ伺之通トノ御指令ヲ掲載有之右刺絡ハ素ヨリ獸醫ノ職業ニ屬スレドモ蹄剪ハ蠶尾同様半ハ家畜ノ修飾ナレハ獸醫ニアラサルモ施術不苦哉ニ被考候得共果シテ獸醫ニ限ルモノトセハ本縣ノ如キ家畜多數ニシテ地理不便或ハ獸醫アルモ蹄剪未熟ナル等ヨリ修飾ヲ怠リ爲ニ患醫ヲ醸生スル哉ノ恐モ有之ニ付右様ノ場合ニ於テハ本縣限り特ニ蹄剪業ヲ許可スルモ不苦哉』

之に對する指令は、

『伺之趣免許獸醫ニ非サレハ營業不相成儀ト可心得事 十一月十九日』と、極めて峻嚴な取扱方をしてゐるのである。

福島縣よりは、同十八年十一月十八日に、

『本年二十八號公布獸醫ハ免許規則第五條ニ據リ假開業免狀御下附ノ節ハ同則第六條ノ手数料金徴收スルニ不及儀ト心得可然哉』の伺をなし、

『伺之趣獸醫免許規則第六條ニ據リ手数料金徴收スヘキ儀ト可心得事

十二月十六日』

との指令が發せられたのである。

明治十六年に千葉縣は縣下の獸醫に對し「畜病表」の提出方を布達した。その内容は次の如くである。

(千葉縣下の
布達類に關

する印刷
物による

『甲第七十四號 客年四月本縣甲第五十九號布達獸醫營業心得第五條ニ依リ毎年兩度可差出畜病表ノ儀ハ來ル十
七年上半年分ヨリ別紙表式ニ倣ヒ期限ヲ愆ラサル様所管郡役所へ可差出候此旨布達候事 但期限中治療セシ病畜無
之向ハ其旨可届出事

明治十六年九月廿七日

千葉縣令 船越 衛

(表紙用紙美濃紙)

		明治何年		自何月		至何月		牛		期間		畜病表												
種類	畜	牝	牡	年	齒	毛	色	病	名	處	方	年	月	日	治	否	郡	町	村	職	業	苗	字	名
合計																								

凡例

- 一 病畜種類ハ牛馬羊豚其他ヲ云フ
- 一 牝牡ハ病畜ノ牝牡
- 一 年齒ハ治療セシ時ノ病畜年齒ヲ掲ク

明治中期篇

- 一 毛色ハ地方一般ノ稱呼ヲ記スヘシ
 - 一 病名ハ診斷スル所ノ病名ヲ記スヘシ
 - 一 處方ハ病畜ニ與ヘシ藥劑
 - 一 年月日ハ治療ヲ始メシ年月日
 - 一 治否ハ全愈セシカ斃死セシカ治療中カノ別ヲ記スヘシ
 - 一 郡町村職業苗字名ハ病畜所有主ニ就テ云フ
- これは今日の、家畜診療簿につき法規で定められてあるものの最初と考へる。
- 參考文獻 文中に記載す。

六、地方獸醫團の結成

明治十九年に於ける全國獸醫の數は四一〇人餘で、その翌年農商務省の精査によると、全國獸醫數は假免許狀所
有者を合し二六四七名で、内本免狀所有者九〇五名、その内譯は次の如くであつた。

『北海道	四	福島	一五七	栃木	四六	官城	四九
新潟	一二二	茨城	一四〇	埼玉	五一	群馬	二一
東京	五七	山梨	四〇	千葉	七八	静岡	一五
神奈川	一七	京都	二九	大阪	六三	滋賀	一七

岐阜	六五	長野	三七	三重	四八	愛知	三五
兵庫	八六	大分	一一七	福岡	一二六	熊本	一八〇
宮崎	一五五	沖繩	〇	長崎	五九	(以下略)	

以上の如く、獸醫の整備ほゞその緒に就いたことは我國畜産指導と家畜防疫上の一大福音であり、此時より産業上に受ける福利が倍加したこと勿論である。

これより先、明治十四年、福岡に於ては第一回獸醫の淘汰を行ひ名譽の開業免狀を約一九〇名に與へたが、(前項参照)此時木戸講師を會長とし福岡縣獸醫改良開進會が組織された。而して毎年春秋二回の會合が行はれたのである。これが地方獸醫團結の始めである。その後福岡縣獸醫會、又は獸醫組合會或は獸醫共同會等の改名が行はれたが、同十八年に於て獸醫免許規則が發布されるや臨時大會を行ひ、これが對策として先覺者たる縣費生即ち梅野信吉、田中守、安永峻山及び西畑卓司に托して學科の編輯を行ひ直ちに五科の書籍を成板し各會員に頒ち、又、西畑を講師として講習を行ふもあり以て國家の行ふ開業試験に備へたのであつた。(富永圓治氏報告其他による)當時縣下を五分し各々に小會を開いてゐた。(3)

上述の西畑卓司は明治四年に小倉藩馬醫太田常次郎が兵部省の御雇として江戸に召されるや其門弟として隨從し漢方馬醫術を研究し、歸郷開業し、同十四年再び郡費生となつて下總に遊學し、卒業後は福岡縣獸醫巡回教師として活躍したものであつた。

明治十八年、栃木縣下野獸醫會が創立されたが、翌年六月には縣より交付の開業免狀の返納が達せられたので以後は同會の會員數を減じた。しかし會員一同は會規を守り且つ開業者は必ず加入することとして永續した。本會を以て實に獸醫團強制加盟の始めとする。

同十九年、駿豆獸醫組合は佐藤勇の發議により成立した。而してその始めは之を靜岡縣伊豆駿河六郡連合獸醫組合と唱へたのである。組合長は野木鶴次であつた。翌二十年、遠江獸醫組合と合し靜岡縣獸醫組合を設立した。此の組長は高尾獸醫學士で同二十九年には總會の決議として『獸醫の品格を高尙ならしむる爲に服制を一定すること』が可決された。

同十九年、大分縣第一回獸醫開業試験及第者は五月の候、下毛郡中津に相會し、獸醫學の研究及び獸醫の改良並にその團結を圖るを目的として大分縣獸醫會を設立し、會長に井上徳次郎を、副會長に植山原太郎、幹事に中野定吉を推した。又、刺絡は有害無益であるとして、十九年七月以降は一切これを廢止すべく決議を行つたのである。

同年、山口縣獸醫組合會が創立された。

同年、宮城縣では宮城農學校獸醫學講習會の修業者及び有志は結合して宮城獸醫組合を起し、二十一年に奥羽聯合獸醫會を結成した。

同二十年、福島縣下に獸醫組合が設けられ、學術の研究及び營業の進歩を圖つた。

參考文獻 文中に記載す。

七、中央衛生會の官制公布と地方衛生會

明治十二年十二月二十七日第五十四號達を以て大藏省から『中央衛生會職制及事務章程』が布達された。その編成すべき人員は會長一名、副會長一名、委員として醫員一名、化學家二名、工學家二名、衛生局長、内務書記官一名、警視官一名の一八名となつて居て、獸醫は全く加へてない。之に伴ふ地方衛生會規則は同十三年一月十二日同じく大藏省令で布達され、その編成人員は醫師三一五名、府縣會議員三名、公立病院長、公立病院藥局長、衛生課長、警察官一名となつてゐた。(4)

その後明治十九年になつて勅令による中央衛生會の官制が公布され家畜衛生のことも加へて審議することになつたのである。これは十年十一月四日勅令第六十九號で布達され、その内の獸醫に關係ある條項は次の如くである。

『第一條 中央衛生會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ各省大臣ノ諮詢ニ應ジ公衆衛生獸畜衛生ニ關シテ意見ヲ述べ其施行方法ヲ審議ス(中略)』

第五條 會長ニ内務次官ヲ充テ委員ニ陸軍省醫務局長、海軍省衛生部長、宮内省侍醫局長官、帝國大學醫科大學長、警視總監、東京府知事、内務省衛生局長、内務省警保局長、内務省參事官二名、醫師七名、獸醫二名、化學家二名ヲ充ツ云々』

尙、これに對して地方衛生會が設立されてゐた。これは官吏、醫師、獸醫、化學家などが各地委員となつてゐた

もので、明治二十年當時の獸醫の委員は次の如くであつた。

『東京府 三浦清吉、大阪府 藤江總吉、茨城縣 神戸民之助、和歌山縣 瀨谷金治、兵庫縣 加藤雄千代、青森縣 廣澤辨二、高知縣 佐竹美晴、原田養林、愛媛縣 小山徳次、宮崎縣 福山隆盛、廣島縣 南部太郎、石川縣 谷内太三郎、熊本縣 岡見彦藏、宮城縣 牧野銆太、新潟縣 桑原護一、長崎縣 高嶺秀四郎、愛知縣 淵幸高、岩手縣 丹下謙吉』

八、明治十五——二十年の獸醫書

明治十六年に獸醫書典出版義會（趙町區三番町深谷周三方）で次の書物を著した。

「獸醫内科書第一—五號」佛國レオン・ラフォッス氏原著、一柳直宰譯、「獸醫外科書第一—五號」佛國ブーク及ツーサン合著、今泉六郎譯、「獸醫生理學第一—二號」佛國ジェー・コラン著、小澤溫吉譯、「獸醫藥物學第一—四號」佛國タブーラン著、今泉六郎譯、「獸醫解剖學第一—三號」佛國シヨウヴォー著、今泉六郎譯、「獸醫産科學第一—二號」佛國サンシール著、大澤弘毅譯、小澤溫吉校正、「馬糧考」横山正令編輯、小澤溫吉訂正。

同十七年に小河猶興は「馬匹飼養法、騎乘法」を著し、飼養管理より乘法に互つて述べたのである。

明治十七年牧野銆太は「牛馬治療獨案内」を出し、同十八年獸醫學士村崎常治譯述の「家畜病理書」が出版された。後者の版元は千葉縣農商課で、序文を岩山敬義が書いてゐる。そして本書は駒場農學校の獸醫教師に聘した英

獨兩國の獸醫の教授要項を摘譯したものである。

同十九年、今泉六郎は「外科須知」、「衛生要論」、「年齡圖說」等を譯纂した。

同年、福島縣獸醫講習所では村井教師口述の謄寫本「獸醫書」四冊（藥物二、外科一、解剖一）を頒布した。

同二十年、厚木訥平治は「家畜化育要論」を出版した。

同年「家畜醫範」が出版された。此書は當時に於ける歴卷であり、獸醫史上永遠に輝く名著である。序文は時の農務局長兼駒場農學校長從五位勳六等岩山敬義が執筆してゐる（明治十八年十二月と誌す）。而して本書は駒場農學校教師揚遜（ヤシツネ）の口授になるもので、その書名と執筆者は次の如くである。

『家畜醫範解剖學』	三冊	田中宏	纂著
家畜醫範生理學	三冊	時重初熊	纂著
家畜醫範藥物學	三冊	西川勝藏	纂著
家畜醫範內科學	三冊	勝島仙之介	纂著
家畜醫範外科學	二冊	須藤義衛門	纂著
家畜醫範產科學	二冊	三浦清吉	纂著

當時は既に活版業も相當進歩してゐたに拘らず、本書は何れも木版刷であつたのは特色とされるところであるが、何れにしても「解剖學」の如きは大正年代まで獸醫學生に用ひられてゐたことは特筆すべきであると思ふ。

同二十年、岐阜縣下の獸醫講習會は獸醫學士高橋信次の講述を雜誌とし第一回より五回に互つて「獸醫講習會雜誌」と題して出版配布した。四・六判の小冊子である。

同年、山下盛治は「獸醫生理講習筆記」を著した。

參考文獻

(1) 官令類纂

(明治十九年版)

(2) 山脇圭吉

日本帝國家畜傳染病豫防史(明治篇)

(3) 內國獸醫公會報告

(明治二十三年)

(4) 現行衛生布達便覽

(明治版)

其他文中に記載す。

九、明治十六—二十年の家畜の疾病

1. 牛疫及び一般狀況

明治十六年七月初旬から青森縣津輕郡大野村に馬疫流行し百四十餘の内二八頭が發病した。本病は即ち縣廳の調査によつてコンタチオス・ストラングルス(腺疫)であることが判明したが、その症狀は顎下腺の腫脹、強乾性の咳嗽、發熱、食思減、結膜及鼻粘膜充血、呼吸頻數、重症なものはフアルシー及びランググランドルスの末期の症狀を現し鼻孔よりは鼻汁を漏出した。又、前肢、腹部、胸部、頸部に多くの腫瘍を發し潰爛して體力遂に弱り腐敗熱を發した。斯くして患馬は病氣終熄に際し四七頭に達したが、その斃死は一頭のみであつた。

當時の療治は第一内服薬として礞砂、金硫黄（以上各八瓦）、健質亞那末（以上一六瓦）右、餾水適宜を以て舐劑となし、一日二回に分服。

第二外用薬として顎下腺多少腫起して未だ化膿せぬものは水銀膏三〇瓦、真碧越巒斯三瓦を練合して患部に塗擦すること日に一回を行つた。

その化膿破潰したものは一〇倍石炭酸で洗滌後、石炭酸の油劑（石炭酸一分、阿列布油五分）を塗布した。

第三吸入法としては、多量の稠厚液を漏出するものは糠二升位をカマスに入れ之に熱湯を注ぎ、その蒸氣を吸入せしめること日に二回であつた。

第四の攝生法として青草に少許の食鹽を混じ與へ、大氣流通の良い厩舎に養つたのである。

同年同月頃、京都府管下、天田郡福知山市街で一種の大病が流行し二十數頭斃死した。之に對し人醫三名が立會の上で解剖して見ると流行性肺炎の症狀がある。而して人類及び他の家畜には傳播の景況を有しないが、鼻口の分泌物及び其呼氣には多少の病毒を含有するものと應定するを以て人類及び家畜をして猥りに近接せしめざるを緊要とする旨の報告があつた。

同年十二月以來、廣島縣下各地に犬の流行病あり、斃死犬六〇—七〇頭に及ぶ。之はコリツァー・カニウム、又はフェブリス・カタラーリス・ネルウオーザ（神經性加答兒）或はフェブリス・マリグム（惡性熱）と云はれ、神經系、消化器系、呼吸器系を侵す三種あるも、通常三器一齊に侵されるものと考へられた。

同年札幌縣日高國浦河郡にもヂステムパー流行し、同十七年には札幌市街にも發生したので、一般へ豫防法を告諭するに至つたのである。(2)

即ち壯健の犬を病犬に近づかしめぬこと、犬屍、斃犬の臥藁、食器等總て病犬に接近したものは燒棄るか又は埋める。幼犬は疾く斷乳すべからず等の五ヶ條であつた。

同十七年、東京及び他府縣に家禽コレラ流行し、無数の家禽が斃れた。依つて醫科大學は之が研究に着手したと云ふ。又、同十八年にも東京府下の家禽が斃死するもの多く、依て内務省御用掛緒方正規は衛生局東京試験所ので之が研究を行ひ、北里柴三郎の介助により鶏コレラ菌を検出し本病の診斷をなした。

同十七年、須藤義衛門は一馬の流行性感冒に侵され、胸膜の急性炎を續發した例を報じた。(1)

同十八年七月、靜岡縣下の農務局所轄牧羊場、(他説に伊豆牧羊社と云ふ)に一種の羊病發生し細羊を斃すこと數十頭に及ぶ。依て三浦清吉出張し、調査をなし、寄生性肺炎及び胃疫(Strongylogenesis pulmonum, Strongylogenesis ventriculi)なることが決定された。

同二十年、北海道眞駒内種畜場に於て、畜豚に豚肺腸炎又は傳染性肺腸炎(Pneumoenteritis contagiosa)發生し、その症狀として沈鬱、頭を低れ運動を好まず、熱あり、鼻尖乾き流涙、臉の裏赤く、食氣なく、飲物のみを好み糞詰りを常とする。發病後七、八時間より一二時間位で顎下より胸腹内股の邊に赤斑を發し、病の劇しくなるに従ひ赤色の斑はその近傍に段々蔓延し黒みたる赤色となり吐氣を催すものあり、鼻孔は劇しく動き呼吸疾く塞迫

頻りに咳嗽を發す、初めの糞詰は下痢と變じ黄色の水様便を下す、即ち豚コレラと診定されたのである。(1)

同年、青森縣では馬の『血下げ』法が學理上に無效とされるところから、之を廢止すべく諭告したが、因習の久しきその跡を容易に絶つに至らなかつたけれども、漸次此行爲は減じて行く傾きとなつたのである。(3)

牛疫は明治五年に内地に侵入してから(朝鮮より侵入したものと考へられてゐる)同十年まで大いに流行し、一先づ終熄したことは前述(牛疫遂に内地に侵入及び明治七—十年の牛疫参照)の通りである。その後は同二十四年に至るの間全く内地には發生なく、山脇圭吉先生も、その著書に於て、

『爾來全く終熄を告げて明治二十四年に至るの間、時に長崎縣管下の島嶼に其の侵害を蒙りたる形跡が無いでもないが、幸にして流行するに至らなかつた』

と云はれてゐる。(4)しかし只茲に記述して置きたいのは次の和歌山縣及び大分縣の報告で、時は明治十六年、何れも『牛疫』としての取扱をしてゐることである。(5)

和歌山縣報告『同縣下那賀郡大垣内村吐前村で六月廿日以來、耕牛數頭斃死せり、其原因を究めんため吏員を派し死體を解せしに悪疫なるを以て該兩村内は牛馬の往來を禁じ専ら豫防法施行中なり云々』

大分縣報告『大分縣豊後國速見郡川上村にては六月廿七日より七月廿日まで牝牛の斃死するもの七頭、内三頭は劇瀉食慾なく呼吸促進、行歩踉蹌、首を垂れ鼻孔より血を帯びたる粘液を出し、三、四時間にして斃る、これ牛疫の徴候なり、又他の四頭は野外牧場或は夜間厩舎内に斃死す、その病狀詳ならざれども蓋し亦此の疫に罹るものな

らん、依て夫々豫防法を施し爾後傳染の景況なし』

明治十七年、北鮮に於て牛の舌病（ヘタギビョン）と通稱する疾病が發生流行し、厚昌郡下に被害が多かつたと云ふ。これは流行性鷓口瘡のことである。

次に朝鮮の牛疫に就て記さねばならぬ、即ち日本への再輸入の源をなしたものは明治十七年咸鏡北部地方に流行し、同十八年には同地及び江原道方面に發生し、漸次南下して京城地方に蔓延するの兆あり、斃死も少くないので、我國は農商務卿西郷從道の名を以て病毒の内地へ傳播することのないよう布告する所あつた。同地牛疫は十九、二十年に於ても終熄せず朝鮮領事館の報告によると『十九年八月初旬より江原道地方に於て一種の牛疫發生し漸次當京城地方に蔓延し、爲に斃死するもの尠からず、然るに一般衛生に注意するものなく且つ流行病なるものは何種たるを問はず自然の消滅を待つに非れば到底人力を以て防止すること能はざるものなりと斷定し、毫も豫防に盡力するものなく只手を空ふして其の激烈なることを説話するのみ、聞く所に據れば此の牛疫に感染して將に斃死せんとするものあるに會へば速かに屠りて食用に供す、故に此肉を食用せしため死亡する人民亦尠からず、已に當京城内に於ても之れが爲めに生命を失ふに至りたるもの三名あり、而して此の牛疫の人身に感染したる時の徵候を當京城寄留米國醫士アーレンに就きて探問するに初め咽喉腫起し、咳嗽を發し頭痛を病み腹部の膨脹するを見る。此の患者は發病後僅々十二時間にして死亡すと云へり、按ずるに此の病症の已に感染したる時に於て斯の如き猛烈の徵候を現すにも拘はらず、流行の割合に急激なるざるを見れば、其傳染力は甚だ薄弱なるものゝ如し』と記載されてゐ

此の記述によると牛疫のみならず牛肺疫、炭疽等も混在してゐたのかも知れないが、兎も角、此頃の牛疫猖獗に就ては疑ふ餘地がない。(7)

明治十六年中の芝濱屠獸場に於ける統計を一柳直宰の述べた所では、日本牛に結核なく洋牛に結核を見たのである。一柳は此の日本牛に結核病のないことに就て次の如く書いてゐる。

『日本牛に結核のないのは、その衛生法を守るが爲に非るべく他に元因あるべし、或は一種の免病質を具有するものか將た人工にて非常に乳汁を搾取せざるの致す所か未だ深くその遠因を探究するに遑あらずと雖も、要するにその近因は元來日本種牛に於ては全く結核素因を稟有せざるは疑ひを容れざるなり』此事は今泉六郎も同様に云つてゐる。(8)

最後に狂犬病であるが、これは明治十六年五、六月の頃に徳島縣海部郡鞆浦奥浦の二村に發生して、斃死するもの二〇頭あり、症状は全く狂病で、此の病犬に嚙まれた人は其病毒に感染するが、當時は豫防の方法なく、或は咬傷部を焼烙し或は之を截除して其病毒を撲滅せんと試みたと云ふ。當時の外報によるとドイツではニンニクを細碎して之を創に塗抹し、又、浸劑として飲用し或は食物と共に喰ひ卓效があると信ぜられたをうで、恐らく此種療法も内地に於て行はれたことであつたらうが、悲惨の極と云ふべきである。

同年、京都府下丹波國天田郡にも犬の傳染病が發生したと云ふ。

尙、同十八年に牧野銆太は和種の牝牛二頭に結核病を見たことを報じ且つその稀なるを附言した。茲に於て和牛に結核のないと云ふ説は破られた譯であるが、一般には和牛の結核抵抗力を過大視した傾向があつた。

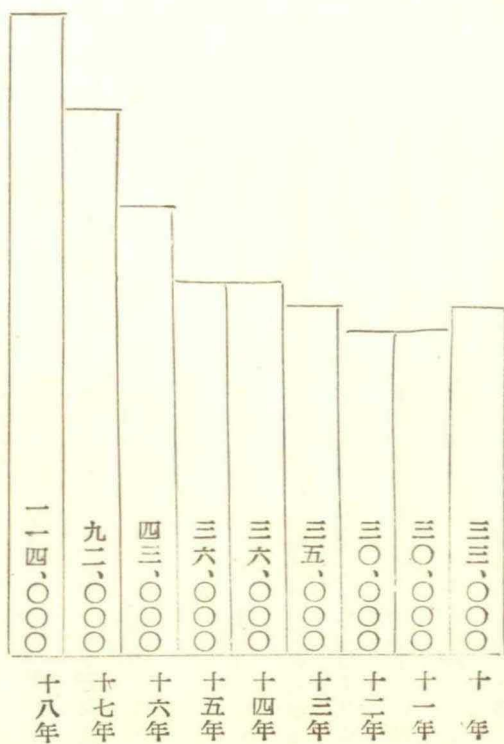
最後に附加すべきは明治十七年以後東京駒場農學校家畜病院に收容した狂犬の數である。それは同十七年に一頭、十八年三頭、十九年一四頭、二十年二頭で、東京府下には相當の流行があつたことを思はせる。殊に明治十九年は本疫の流行甚しく死者七名を出し、翌二十年にも牛込區内に一名の狂水病死者を出したのであつた。(9)

尙、同十八、九年頃、畜牛が一ケ年に三萬六千頭位も減少したため農務局はその原因を確むべく須藤義衛門に命じ調査を依頼した。而じて當時畜牛減少の原因は屠殺肉用に供することが多くて繁殖がこれに伴はなかつたためである。そこで羊、豚を繁殖させてその缺を補はんとしたところ、豚は旋毛虫が居るため危険と云ふもの多く、政府は此の害否について帝國大學及び須藤に調査を命じた。その時の回答には「旋毛虫は、肉の火食によつて害は絶對にない」と云ふにあつた。

これについて「農商工公報」第二二號(明治十九年十二月版)に曰く、「十七年に至ては屠牛の數頓に九萬二千頭に上りしのみならず、斃死の數も亦前年に比して大に増加せしを以て其減耗數は蕃殖數よりも反て多きこと九萬百八十頭なり、此比例を以て推すときは今後僅に一〇年間にして本邦の畜牛は全く滅盡するに至るべし、加之肉食者は年々増加すべきの勢なるを以て(十八年の屠牛數は一萬四千頭)畜牛の蕃殖をして依然今日の域に止まらしめば更に滅盡を招くの期を早からしむるも亦知るべからず云々」と。

更に同誌には次の屠牛頭數比較表が出てゐる。

(自明治十一年) 屠牛頭數比較表
(至同十八年)



「農商工公報」第三三號(明治二十年十一月版)には明治十九年中の屠牛數を一三萬餘頭と述べ、更に曰く、
『若し此減耗の進路をして今日に曲げしむるの策を施さざるに於ては牛數次第に減少して遂には農用にも不足を

告ぐるに至るべし、夫此の如く肉食の流行日に盛なる今日に當り必ず之れに代用すべき羊豚の繁殖を計らざるべからず、然るに世間或は豚に旋毛虫の寄生するを以て其肉を食することを忌むものあり、然れども其肉を生食してこそ害も來すべけれ既に煮熟して食するに於ては何の害かあらん。依て農務局に於ては猶旋毛虫の害の有無を仔細に調査せしめ且帝國大學に質問したるに何れも豚肉の食用に害なきを證し攝氏七十度以上即ち華氏百五十八度(沸騰點下五十四度)の熱に遇はしむれば決して旋毛虫の害なきものと斷定せり、既に然る以上は牛數減耗の折柄畜牛蕃殖のこと固より忽にすべからざると同時に羊豚の蕃殖も亦頗る急務と云はざるを得ず、左に旋毛虫の調査書と帝國大學の答とを掲げて聊か當業者の翻省に供す。

旋毛虫は羅甸名トリヒナ・スピラーリスと稱し千八百三十二年倫敦に於てエスヒルトン氏始めて之を發見せり、同六十年豚肉を食せしが爲め人類に一種の流行病蔓延し許多の人民斃死せり、是に於て世人は旋毛虫病を認めて急性傳染病と爲すに至れり、旋毛虫は蛔虫族に屬し細小にして毛狀を爲す此虫は獸類の腸中に在て生産し次に筋中に侵入す、而して筋中に在るの間は猶發育未全にして之を名けて筋肉毛虫と稱す、甲動物に寄生する筋肉毛虫若し乙動物の腸中に入れば速に成長す之を名けて腸毛虫と稱す。腸毛虫は腸内にあつて雌雄相交り胎虫を生ず、而して其雌雄は腸中に在て死し其胎虫は筋肉中に入る、故に旋毛虫は何れの哺乳動物にも寄生するを得、故に若し筋肉と共に之を食すれば、筋肉毛虫先づ胃に至り次に腸に入る、此に在ること數日にして發育を遂げ雌雄相交するに至る

(中略)。

本邦豚肉を食用に供する年既に久しと雖未だ曾て旋毛虫病の人類に流行せしを聞かず、然れども又曾て本邦産の豚に旋毛虫なしと謂ふべからず、何となれば曾て横濱港に於て洋人三名旋毛虫病に罹り其一人爲に死去せるを以てなり、本邦人は旋毛虫病を患へずして洋人の之に罹るは抑々理由あるなり、蓋し本邦人は好て魚類の生肉を食するも獸類の生肉は之を食することなし（中略）。

帝國大學の答左の如し（中略）
（附言は帝國大學の答に附記されたもの）

附言 旋毛虫たるや家畜獸中重に豚に存するは屠殺後該肉を精密に檢じ其有無を確定し該虫を發見せざれば食用に供するを許すべく若し適當の烹煮を行はずして該寄生虫を含有する豚肉を食すれば屢々疾病に罹り死亡するもの多きを以て之を充分豫防せざるべからず、其豫防法たるや二種あり

第一には豚肉の顯微鏡的檢査 第二には烹煮法是なり云々』

參考文獻

- | | | | |
|--------------------|-------------|-------------|---------------------------------|
| (1) 農業叢書第一號 | 明治十八年版 | (2) 北海道毎日新聞 | 明治二十一年一月 |
| (3) 青森縣南部三郡
牧馬記 | 明治二十三年版 | (4) 山脇圭吉 | 日本帝國家畜傳染病豫防史
(明治篇) |
| (5) 私立衛生會雜誌第三號 | | (6) 官報 | 明治十九年 |
| (7) 朝鮮國牛疫
及産業調査 | 明治二十七年版 | (8) 一柳直宰 | 結核症は果して日本種牛に之なき
歟、中央獸醫會雜誌第一輯 |
| (9) 大橋正之助 | 狂犬病、中央獸醫會雜誌 | 其他文中に記載す。 | |

2. 炭 疽

炭疽病は前年に引續いて、明治十六年大分、福岡、熊本の諸縣、同十七年には福島、山口、大分の諸縣に流行し、その内熊本が最も猖獗を極めた。斃獸二一九頭である。又、同十八年には廣島縣下に發生し加茂郡稻木村に斃牛あり、次で一二ヶ村に流行し、九月中旬豊田郡に傳播し又四ヶ村に流行した。その病畜一〇三頭、治癒せるもの四〇頭、斃死六三頭に及んだが、此時深谷敬一、南部太郎、松本啓太郎が出張して病毒の根絶に努めた。しかし此地方は大抵一ヶ村毎に牛棄場があつて、山中に斃畜を埋め又は放棄するので、降雨に際し滿山の水は悉く山間の村落を浸し、或は河水に混じて速きに到り、之に依て病毒を土質中に散蔓滲透せしめる。又、肥料に用ひた患畜の糞尿も危険があると考へられたのであつた。(深谷敬一の記述其他による)

同十九年、埼玉、愛知、熊本の諸縣に炭疽發生し病勢猛烈であつたので農商務省より主務官が調査に出張した。即ち埼玉縣には駒場農學校教師ヤンソン、同教授與倉東隆、同助教授時重初熊が出張し浦和町に於て始めてフランス、バストールの炭疽豫防接種液の試験を五頭の馬に試みた。これより先、與倉は歸朝に際し本豫防液を携へて來たのでその試験を埼玉で行はんとし、之を縣知事吉田清英に謀つた。吉田は此舉を大いに賛し該地方の獸醫も亦これを希望し、馬若干頭を提供したので、村上要信、西川勝藏等も來り、又地方獸醫田熊清一郎も之を手傳ひ、ここに始めて歴史的の豫防液應用が行はれたのである。先づ五頭の馬に第一、第二液を接種し、後に毒血を作用させて

その豫防力の確實なるを立證した。(一)

此年に於ける埼玉縣下の馬疫は三七一頭の馬を斃したが、その原因は五ヶ村と稱する所より生馬皮一枚を購入し北葛飾郡大輪村で溝渠に於て之を洗濯した所、此溝へ入つた馬が先づ感染したと云ふ事である。

此年、各縣を合し六一四頭の馬が炭疽に依て斃れてゐる。(二)

尙、明治十九年九月發行の「農商工公報」には『獸疫も人に感染す』なる題下に次の如く書いてある。

『牛馬の炭疽熱に於るは猶人類のコレラ病等に於るが如く其流毒の劇且速なる朝にして夕を待たず(中略)。

十九年九月愛知縣下三河國に炭疽病流行し牛馬の斃るゝもの二百餘頭に及び、就中額田郡坂崎村に於ては其病毒忽ち人類に傳染し八人の患者を生ぜり、内二人は數日ならずして死亡し六人は僅に生命を保つを得たり、今其病狀を概記せんに死亡せし二人は初に胸部に小紅疹を發す、其狀恰も蚊噬の痕の如し、暫くして壞疽となり其近傍に波及し皆黑色を呈せり、試に患部を壓すに毫も疼痛を感じず遂に死亡す、他の六人も同狀にして惡疽を手足に發し次で膿膿せり、内一人は乳兒にして亦同じく頭部に發せり、其症人類自發のものにあらず、人其病獸の毒に觸接し若くは其肉を食するに由て發せしものなり。

抑々馬疫の此地に發するや、官大に之を憂ひ本省農務局員獸醫學士三浦清吉を派遣し縣官と撰滅法及び豫防法を協議し實地に就て夫々施行したり、當初村醫の患者を診察するに其病の何たるかを知らず、既にして死去す、醫之を怪み數醫に質すに知らず、乃ち岡崎病院に會議せしに院長の曰く、是恐らくは病獸より感染したるもの(脾脫疽)

ならんと、依て縣廳より衛生課員及び醫學士を派出して患者を検せしむるに果して獸疫の感染たるを發見せり（下略）

3. 皮 鼻 疽

日本に皮鼻疽が嘗て存在したか或はそれは眞性のものでなかつたかは議論があるところだが、それは追々解説して行くとして暫く「皮鼻疽」の名を用ひて記述して行かうと思ふ。民間に於ては皮疽病の古來の通稱によつて「カサ」、瘡、馬のカサ、痘瘡、ナチレ、ヤクメ、洪水馬疫、「ツル」瘡（千葉縣）、痘毒など云はれたが、カサと云ふ意味はその病症が人の梅毒に類する爲である。而して民間では、初めからその病毒の恐るべきを知らず、却つて之を人の痘瘡に比し、幼馬は必ず本症に罹るので一つの厄目である。之を濟す時はその健全さは以前に倍し復た再患する虞がないと考へ、此の誤解は官邊に於ても決して皆無と云へなかつた。（3）而して明治以前に於て多發したこともあり、防疫の手段が不完全である結果は恐らくその後も絶へず發生してゐたと見るべく、明治初年の發生狀況で文献にあるものは既述したが、その後は同十五年に春夏の候に於て福島縣下岩瀬郡地方に大流行があつた。又同十七年十一月、農商務省では畜産諮詢會を行ひ各縣より牧畜に關する實業家を招集したが、此時に諮問案たる『牛馬改良及繁殖上に最も障碍となるもの』に就き、静岡縣川口與五郎は『デキメが馬の傳染病として最も憂ふべきである』と云ひ、宮城縣千葉胤昌は『之をナシレ又はカサ（洋語でフワルサン）と云ふので我地方で一度これに

罹れば再感染することなく依て馬痘瘡と云つてゐる」と述べ且つ本病豫防の方法を切望し、『本病は泥土の着いた草藁を以て飼養するにより發する如く、又傳染の速かなるものと遅いものとあり、或は又重症のものはモルブと云ひ不治とされる』と述ぶ。又、千葉縣石野三郎左衛門も、同地方にツル瘡（英名フワルシ）流行すると述べた。

明治十八年、岩手縣に大いに流行し、又、十六年、宮城縣名取郡にも流行して斃馬百餘頭を出したが、此時には人民頑愚で獸醫の診を肯んぜず、此の慘害を呈したのである。

同十八年三月頃から福島縣西白河郡明岡村及び松島村に於て一種の傳染病馬發生し、體の所々に胡桃大又は鶏卵大の膿瘡を生じたが、同地方の馬醫が之を療するに當つて先づ烙鐵或は諸種の腐蝕藥を以てしたが醫治效なく、依て同縣獸醫講師村井半之輔が出張して之を診斷するに「フワルシー」（皮疽）及び「グランダース」（鼻疽）と名付くる一種の恐るべき傳染病であつたので、之を撲殺しようとしたが、應ぜず、依て他に移し治療を講じ、其の輕症なものは馬醫に托したと云ふ。

而して當時の治療法としては清涼なる食物を與へ、尙、體軀衰弱すれば滋養食物並に強壯劑を用ひ、膿瘡は切開して硫酸銅を挿入し病毒の腐蝕を行ひ、膿瘡が全身に生じ或は鼻中に潰瘍を見るものは到底治療の效がないとした。

同十八年、英國公使館飼養の支那種馬が鼻疽病に罹り駒場農學校畜病院に入院した。此馬は三ヶ月以前に支那から輸入したもので右鼻竇の深奥に鼻中隔面に於て一大潰瘍あり、右側の顎下腺が腫脹硬結してゐる。剖檢變狀は鼻粘膜、咽喉頭氣管及び氣管支粘膜のマレウス性潰瘍及び癩痕、肺・肝・脾・水脈腺のマレック結節膿瘍及び硬結、

全身貧血等あり、此の變狀は本邦の皮鼻疽症と大いに趣を異にする所があつた。つまり歐洲に流行する型である(4)。
同年、津野慶太郎亦鼻疽病徴の研究をなしシユツの記述したものと同一か如何を實驗する所あつた。(2)(5)(6)
同二十年、宮城縣下に病馬發生し七百餘頭に及んだので、農商務省は獸醫教師ヤンソン及び西川勝藏を派遣して豫防法を講じ且つ病症を調査せしめた。(6)

同年、北海道根室地方にも發生(散發)した。(6)

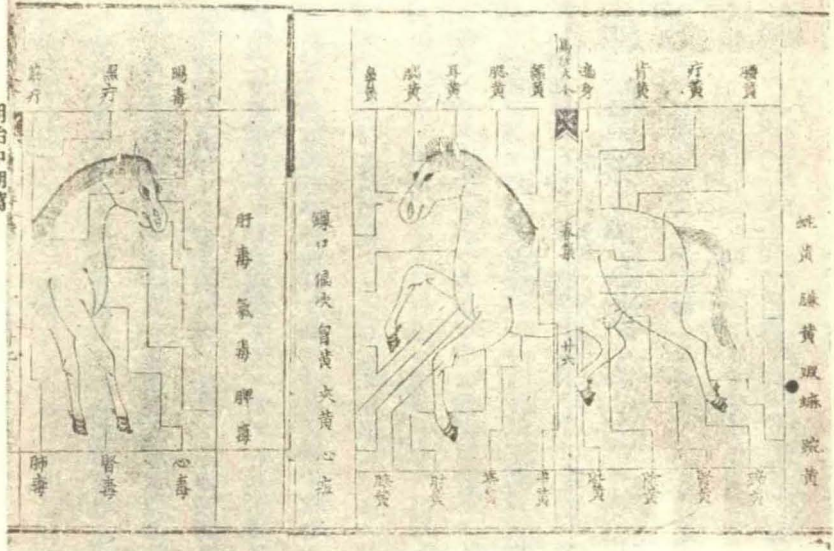
同年、秋田縣北秋田郡下に發生し數頭の病馬を出した。(7)

扱て馬瘡の説は遠く支那の「馬經大全」あたりから影響されてゐるもので、従つて支那の古書には之が説明をした記録があり、皮鼻疽の由來は非常に遠く、興味も亦一段と深いのである。

次に支那に於ける太古馬瘡の説一、二を掲げよう。

『昔黃帝問_ニ於_ニ天師岐伯_一曰、馬之腫毒。瘡黃_一。症者何也。岐伯答曰、馬之瘡黃者皆因_ニ氣血流行_一。太過不及_一發_レ之而殊也。帝曰、何謂_レ發_レ瘡。何謂_レ發_レ黃。岐伯答曰、瘡者氣之衰也。氣衰而血溢_レ。血_レ而侵_ニ於肉裏_一。肉裏淹溜而肉腐。肉腐者廼_レ化_レ爲膿。故曰瘡也。黃者氣之壯也。氣壯使_レ血而離_レ中_レ經絡_一。血離_ニ經絡_一溢_ニ於膚腠_一。膚腠鬱結_レ血瘀_一。血瘀者而化_レ爲_ニ黃水_一、故曰_レ黃也。此謂_レ發_レ瘡發_レ黃。氣血盛衰之別也。又曰瘡者形傷_レ氣也。先治_レ瘡而後理_レ氣。黃者氣傷_レ形也。先導_レ氣而後治_レ黃。此謂_レ拔_レ本塞_レ源也云々』

東溪素問碎金四十七論中に、



此黄 腹黄 腹毒 腹毒

『東溪問、於曲川、曰。人之腫毒、爲瘡、馬之腫毒、爲黃、何也。曲川曰、馬之腫毒、大半爲瘡。非獨爲黃也。東溪曰、何以分別。曲川曰、硬而痛者爲瘡。硬而不痛者爲黃、云々。』

上圖は「馬經大全」の「春集」に出てゐる三十六黄の圖で、瘡黄の身體に發生する場所によつて種々の名を付けてゐる。勿論此頃の瘡毒が今日の皮鼻疽であるか否かは知る由もないが、兎に角腫瘍が出來れば之を瘡黄として論じてゐたであらうと考へる。しかも普通の腫瘍がそう問題になら思はれず、又、今日支那馬に皮鼻疽が多いところから見ても、「馬經大全」の瘡黄は、やはり主として皮鼻疽を云つたものであらう。

4. 明治十七年牛疫、炭疽に關する布告

先きに牛疫に就いて、明治十六年和歌山、大分兩縣での報告を記載したが、翌十七年九月六日に長野縣勸業課では

廣告第九號を以て次の如く布告してゐるので追記して置く。(當時の印刷物による)

『牛疫ニ就テハ去ル明治九年五月本縣乙第五拾八號布達ノ趣旨モ有之ト雖トモ今又兵庫縣但馬國氣多郡大田村ニ於テ去月來牛疫ヲ發シ大分縣豊後國直入郡久住村外二ヶ村ニ於テ本年五月以來牛馬ニ炭疽熱ヲ發シ已ニ斃ル、者五拾餘頭ニ及ベリ、右二症ハ共ニ猛烈ナル傳染病ニシテ又創傷等ヨリ人體ニモ傳染スルモノトス(人醫ノ所謂脾脱疽之レナリ)若シ之ヲ尋常疾病ノ如ク看過スルニ於テハ其害毒ノ及フ所一村一郡ニ止ラス或ハ廣ク全國ニ瀰漫シ又挽回シ能ハサルノ災害ヲ惹起スルモ保シ難シ、依テ聊カ左ニ一二ノ徵候ヲ示スヲ以テ平素牛馬ノ饗養及ヒ舉動ニ就テ一層注意ヲ加フヘシ

牛

疫 (リンドルベスト)

(徵候) 呼吸増加シ且ツ臭氣ヲ帯ヒ陰嚙口腔殊ニ上唇齒齦咽頭周圍等ニ赤色ノ剝脫面ヲ生シ發熱シ乳牛ニ在テハ乳ノ分泌ヲ斷チ頗ル倦怠魯鈍トナリ直腸ノ溫度昇進シテ百度ヨリ百六七度ニ達スル事アリ(平温九十六度ヨリ九十八度トス)鼻孔乾燥諸粘膜深紅色ニ變シ食思及反芻ヲ絶止シ憂鬱シ眼結膜ニ紅ヲ潮シ短咳ヲ發シ唾液及涙液ヲ流ス通例發病後三四日ニシテ赤痢狀ヲ呈シ虚脱シテ斃ル此病ニ罹リ其快癒ニ趣ク者ハ僅ニ百中一二ニ過キス病毒ノ劇烈ナルヲ以テ知ルヘシ

炭疽熱 (アキスラキス)

(徵候) 此病ハ一定不變ノ確徵ヲ呈セサルヲ以テ生前ニ斷定スルハ頗ル困難ナリトス然レトモ其常ニ多ク呈スル

徵候ハ牛ニ於テ粘膜白色若クハ灰白色ニ變シ食慾ニ定規ナク甲ハ大ニ増進スルモ乙ハ更ニ之ヲ絶チ或ハ病初食思ヲ存スルモ末期ニ至リ絶亡スルアリ或ハ全ク之ニ反スルアリ馬ニ在テモ亦然リ體溫變更、四肢厥冷戰慄ヲ來シ、眼光暈翳腹部ヲ顧視シ呼吸速迫脈搏不正細小ニシテ舌面紫黑色或ハ黑色ニ變シ歩行蹣跚トシテ一回跌倒スルニ於テハ再ヒ起ツ事難ク而シテ腹部ノ膨脹スルニ於テハ倒レテ四肢ヲ騷擾シ經過此ニ至テ斃レ或ハ靜定安穩ニシテ死ニ就ク馬ニ於ケルモ亦同シク甲乙同徵ヲ呈セスト雖トモ多クハ初メ輕症疝痛腹痛ヲ發シ次テ體ノ常習ヲ變スル速ニシテ甲ハ沈靜ナルモ乙ハ騷擾シ甲ハ外部ニ腫瘍ヲ發スルモ乙ニ在テハ否ラス或ハ突然卒中性ヲ以テ斃ル、アリ脈搏幽微ニシテ指頭ニ感セサル事アルモ心臟ノ悸動ハ反テ増進ス其劇烈ナルトキハ聽診スルニ鳴鐘様ノ音ヲ聞ク如此脈搏ト心悸ノ相反スルハ運行液ノ變狀ニシテ此症ノ特徴トス、諸徵増進スレハ大ニ發汗煩悶シ戰慄ヲ來シ齒震傍ヲニ居テ聞ヘ鼻孔ヲ開大シ全身痙攣搐搦シテ遂ニ斃ル、其斃ル、ヤ速ニ腐敗シ惡臭ヲ放チ腹部膨脹シ諸孔ヨリ老廢血液ヲ漏出ス、死後剖檢上ノ確徵ハ外皮ヲ剝離スレハ黑色血液ノ滲漏セル斑點ヲ見ル脾臟ハ甚シク膨脹ス又肉組織ノ黑色變化及血液黑色參兒狀ニシテ中ニ「バクテリヤ」ヲ存スル等之ナリ

如此疾病ノ流行スルニ於テハ常ニ動物ノ畜養ニ注意シ食料ハ淡白滋養ニシテ消化シ易キ者ニ食鹽ノ少量ヲ伍用シ必ラス不消化物殊ニ腐敗物等ヲ與フ可ラス厩舎及牧場等ハ清潔且ツ乾燥カラシメ濕地ニ在テハ宜シク水利法ヲ設ケ空氣ノ流通ヲ計リ全身ノ清潔及適當ノ運動モ亦必要ナルモノトス

5. 家畜衛生施設の充實

以上の如く各種家畜傳染病が發生して畜産の進展を阻み或は公衆衛生に危害を與へるため、之が豫防制遏の必要が痛感されることとなつた。そこで前述の如く先づ之に従事すべき重責を持つ人物を養成すべく、獸醫養成機關が續出し、或は獸醫免許規則が公布されたのであるが、應急の施設として假開業獸醫を公認すべく次の手續法を布達したわけであつた。(8)

『農商務省訓令第二十一號 假開業獸醫免許手續

第一條 獸醫ニ乏シキ地トハ開業獸醫ノ居住所ヨリ一日中ニ往復シ能ハサル土地ニ限ルヘシ

第二條 假開業免狀ヲ得ント欲スル者アルトキハ甲號書式ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ郡區役所ヲ經テ地方廳ヘ差出サ
シムヘシ

第三條 假開業免狀ノ下付ヲ願出ル者アルトキハ北海道廳長官府縣知事ハ獸醫缺乏ノ土地ニ限り區域ヲ定メ其地勢、廣狹、牛馬頭數等乙號書式ニ據リ詳細取調本人ノ願書及履歷書ヲ添ヘ具狀スヘシ

第四條 假開業獸醫ハ一區域ニ一人ヲ限ルヘシ

第五條 假開業獸醫營業ノ免許年限ハ滿二年以内トス但シ免許期限ヲ經ルモ仍ホ獸醫ニ乏シキ場合ニ於テハ此手續ニ據リ更ニ假開業免狀ノ下付ヲ具申スルコトヲ得

第六條 假開業獸醫ハ免許區域外ニ出テ病畜ノ治療ヲ爲スヲ得スト雖モ其免許區域内ニ牽來リタル病畜ハ之ヲ治療セシムルコトヲ得

第七條 假開業獸醫ニシテ本免狀ヲ得タルトキハ地方廳ヲ經由シテ其假開業免狀ヲ當省ニ返納セシムヘシ

第八條 假開業獸醫免許年限中其區域内ニ於テ本免狀ヲ得タル獸醫ノ開業者アルトキハ北海道廳長官府縣知事ハ經由ノ上該假開業免狀ヲ返納セシムルコトヲ得〔下略〕

尚又、明治十九年二月、農商務省官制公布により獸醫課を設けて、次の如く家畜衛生を統括せしめることとなつた。(2)

『農商務省官制

第十三條 獸醫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、家畜家禽ノ保健治療ニ關スル事項 二、獸醫ノ試験及免許ニ關スル事項

次で『獸類傳染病豫防規則』を發布したが、それは次項に述べることにする。

參考文獻

- (1) 炭疽病接種試験報告
- (2) 山 脇 圭 吉 日本帝國家畜傳染病豫防史
- (3) 牧 野 終 太 大日本獸醫會雜誌、第三號
- (4) 時 重 初 熊 中央獸醫會雜誌第九輯卷七
- (5) 醫 事 新 聞 第一六〇號
- (6) 奥羽聯合獸醫會編 かさ馬取調査、明治二十五年
- (7) 岡村丙子郎 東京獸醫新報、第一四三號
- (8) 農商工公報 第二十三號、明治二十年版

其他文中に記載す。

一〇、明治十九年獸類傳染病豫防規則の制定

家畜の有要なるは何人も知るところであるが、その家畜が常に病氣に脅かされ、そのために被る損失は極めて大きいので、當時にあつても政府は獸醫の養成、獸疫關係の規則の制定に力を盡したのである。滿洲國が出来てから獸類に關する諸法令が整備されて行くのと照し合せて考へると、明治二十年頃の日本は云はゞ創立當時の滿洲國のそれに似た時代であつたと云へる。

而して『獸類傳染病豫防規則』は次の如く發布されたが(一)、これにつき山脇先生は、その著書に於て『畜産業の發達を阻害するもの獸疫より大なるもの無きを痛感され云々』と云はれてゐる。(二)

『農商務省令第拾壹號 明治十九年九月十五日

獸類傳染病豫防規則左ノ通制定シ明治二十年一月一日ヨリ施行ス

但明治九年二月内務省乙第貳拾號達其他獸類ノ傳染病ニ關スル從前ノ達類ハ本規則施行ノ日ヨリ總テ廢止ス

獸類傳染病豫防規則

第一條 此規則ニ稱スル獸類トハ牛馬羊豚ヲ謂ヒ傳染病トハ左ノ諸病ヲ謂フ

- 一 牛疫
- 二 炭疽熱
- 三 鼻疽及皮疽
- 四 傳染性胸膜肺炎
- 五 傳染性鵝口瘡
- 六 羊痘

第二條 獸類傳染病ニ罹リタルトキ若クハ其症候ノ疑アルトキハ所有者又ハ管理者ハ其患者ト健畜トヲ隔離シ獸醫ヲシテ患者及之レニ接近シタル獸類ヲ診察セシムヘシ

第三條 獸醫ハ獸類ヲ診察シ傳染病ト鑑定シタルトキハ所有者又ハ管理者ト連署シ直ニ警察署及戸長役場ニ届出ツヘシ

第四條 獸醫牛疫ト診断シタルトキハ警察官吏及獸醫立會ノ上所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ撲殺スヘシ

第五條 第四條ノ場合ニ於テハ三人以上ノ評價ヲ以テ發病前ノ價格ヲ定メ所有者ニ左ノ手當金ヲ下付スヘシ

評價金廿五圓マテ（手當金評價十分ノ四）評價金五拾圓マテ（同十分ノ三）評價金百圓マテ（同十分ノ二）評價金貳百五拾圓マテ（同十分ノ一）評價金五百圓マテ（同十五分ノ一）評價金千圓（同二十五分ノ一）

第六條 獸醫傳染病蔓延ノ兆候アリト認ムルトキハ直ニ其旨ヲ警察署及戸長役場ニ届出ツヘシ

第七條 第三條ノ届ヲ受ケタル戸長役場ニ於テハ其ノ旨ヲ患者所在ノ近傍ヘ榜示スヘシ

第八條 傳染病畜ノ全癒又ハ斃死シタルトキ若クハ傳染病畜ヲ撲殺シタルトキハ其ノ所有者又ハ管理者ハ獸醫診斷書ヲ添ヘ直ニ警察署及戸長役場ニ届出ツヘシ

第九條 傳染病ニ罹リテ斃死シ又ハ傳染病ニ由リ撲殺シタル獸類竝ニ其ノ排泄物及之レニ觸レタル飼料褥草等ハ警察官吏ノ指定シタル場所ニ於テ燒棄スルカ又ハ消毒法ヲ施シ深六尺以上ノ坑ヲ掘リテ埋没スヘシ

但埋没シタル場所ハ十二箇年ノ後ニアラサレハ發掘スルヲ得ス

第十條 傳染病畜及其排泄物ニ觸レタル物品若クハ看護者ハ勿論其患者ノ在リシ場所ハ獸類ノ所有者又ハ管理者ニ於テ消毒法ヲ行フヘシ

第十一條 道路ニ於テ傳染病ニ罹リタル獸類若クハ其死體ハ警察官吏ノ指定シタル場所ニアラサレハ轉移スルヲ許サス

第十二條 傳染病ノ流行ニ際シ警視總監北海道廳長官府縣知事ハ獸類市場ノ開設及斃牛馬化成ニ關スル營業ヲ停止スルヲ得

但本條ノ場合ニ於テハ停止又ハ解停ノ都度其旨ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 第三條第六條第八條ノ届ヲ受ケタル戸長役場ハ郡區役所ヲ經警察署ハ直ニ所轄廳（警視廳北海道廳府縣廳ヲ云フ）ニ届出ツヘシ

第十四條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ第三條及第六條ニ該當スヘキ届ヲ得タルトキ直ニ其旨ヲ管内ニ告示シ且近接ノ地方廳ニ報告スヘシ

但本條ノ報告ヲ得タル地方廳ハ直ニ其旨ヲ管内ニ告示スヘシ

第十五條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ第十三條ノ届ヲ得タルトキハ毎土曜日其旨ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ

第十六條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ第六條ニ該當スヘキ届ヲ得タルトキ及管下接近ノ地方ニ傳染病蔓延

ノ兆候アリトノ報告ヲ得タルトキハ農商務大臣ノ允許ヲ得テ豫防線ヲ劃シ獸類ノ出入往來ヲ停止スルヲ得

第十七條 牛疫蔓延ノ際ニ限り其患畜ニ接近シタル牛ハ假令健康ノモノタリトモ警視總監北海道長官府縣知事ニ於テ農商務大臣ノ允許ヲ經タル後之ヲ撲殺セシムルヲ得

但本條ノ場合ニ於テハ第五條ノ手續ニ據リ評價金ノ全額ヲ下付スヘシ

第十八條 牛疫ヲ除クノ外傳染病蔓延ノ場合ニ於テハ警視總監北海道廳長官府縣知事ハ允許ヲ得タル後其患畜ヲ撲殺セシムルヲ得

但本條ノ場合ニ於テハ第五條ノ手續ニ據リ手當金ヲ下付スヘシ

第十九條 此規則ニ違背シタル獸醫及獸類所有者又ハ管理者ハ貳圓以上貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

但刑法ニ正條アルモノハ此限ニアラス

以上の如く規則が制定されると共に、同年十二月二十一日には次の如く獸醫採用の内訓が農商務次官吉田清成の名によつて出された。(2)これによつて各府縣廳には始めて獸醫を常置することが必要となつたのである。(3)

『農第二二三號』

來ル明治二十年一月ヨリ施行スヘキ當省令第十一號獸類傳染病豫防規則發布ノ主旨タル獸類ノ傳染病ヲ豫防撲滅シテ其ノ生命ヲ完セシメ以テ國家ノ一財産ヲ保護スルニ在ルコト今更言ヲ俟タサル義ニシテ之カ目的ヲ達セントスルニハ固ヨリ適當ノ獸醫ヲ要セサルヘカラス殊ニ人體ニ傳染スヘキ獸類傳染病豫防ノ實施及乳肉ノ善惡適否ヲ検査

スル等ノ事ハ人體ノ衛生上ニ關シ最緊要ニシテ一層ノ注意ヲ加ヘサルヘカラサル義ニ付此際其廳ニ於テモ可成適當ノ獸醫ヲ採用シ以テ獸醫ニ關スル諸般ノ事務ヲ擔任セシムヘシ此旨内訓ス

一一、明治十六——二十年の法規

1. 明治十八年、牛乳搾取販賣規則（長野縣）

嘗て他縣に卒先して『屠牛並賣肉取締規則』を公布した長野縣は、明治十八年七月四日、長野縣令木梨精一郎代理長野縣大書記官鳥山重信の名を以て甲第七十七號『牛乳搾取販賣規則』を發布し、從來の營業者も此規則に據り更に願出づべきことを命じた。即ち次の如くである。（4）

『牛乳搾取販賣規則』

第壹條 牛乳ヲ搾取シ販賣セント欲スルモノハ免許鑑札ヲ願受クベシ

但鑑札ハ養場一ヶ所毎ニ願受クヘキモノトス

第貳條 免許鑑札ヲ願受ント欲スルモノハ人家ニ接近セス近隣故障ナキ地ヲ撰ミ第一號書式ノ願書へ養場ノ圖面ヲ添へ郡役所ヲ經テ縣廳へ出願スベシ

第三條 營業人轉居改氏名代替又ハ養場ヲ轉シ或ハ水火盜難等ニ罹リ鑑札ヲ毀損若クハ遺失シタルトキハ郡役

所ヲ經テ書換又ハ再渡ヲ願出ヘシ

但廢業ノ節ハ鑑札ヲ添ヘ郡役所ヲ經テ届出ヘシ

第四條 生乳ヲ請賣セント欲スル者ハ第二號書式ニ據リ郡役所ヲ經テ縣廳ヘ届出ヘシ

第五條 請賣人廢業轉居改氏名等ノ節ハ其旨郡役所ヲ經テ縣廳ヘ届出ヘシ

第六條 乳牛養養場ハ時々清掃シテ不潔臭氣ナキ様注意スヘシ

第七條 牛乳ヲ販賣スルハ新鮮純良ナル品ニ限ル他ノ品種ヲ混和シ及ヒ塵埃等ノ散入セルモノハ販賣スヘカラス

第八條 乳汁ヲ運搬シ及ヒ貯藏スル器具ハ銅製ノモノヲ用フヘカラス

但使用ノ都度細沙灰汁ヲ以テ洗滌乾拭スヘシ

第九條 乳牛ハ體格強壯ノモノヲ撰フヘシ若シ疾病ニ罹リタルトキハ速ニ他所ニ移シ健牛ト混同スベカラス

但左ノ各款ニ觸ル、モノハ乳牛トナスコトヲ得ズ

一 肺結核、炭疽熱、黃疸病等總テ血質ニ毒物ヲ遺留スヘキ疾病ニ罹リシモノ

二 疾病ニ罹リ又ハ狂犬ノ爲メ咬傷ヲ受ケ全癒後三週間以上ヲ經サルモノ

三 分娩後一週間以上ヲ經サルモノ

第十條 牛疫流行ノ際ハ其病勢ニ依リ乳汁販賣ヲ停止スルコトアルヘシ

第十一條 牛乳營業者及請賣者ハ其店頭又ハ門戸ニ左式ノ看板ヲ掲クヘシ

豎二尺

巾五寸

免許
牛乳
營業
何之誰

巾五寸

牛乳請賣營業
何之誰

豎二尺

第十二條 牛乳營業者又ハ請賣者ニ於テ自ラ配達スルカ若クハ他人ヲシテ配達セシムルモノハ乳汁容器ヘ左式ノ

木札ヲ付スヘシ

表 宜適法寸

免許
牛乳

裏

(營業人 請賣人)
郡町村番地
何之誰
配達人
郡町村番地
何之誰

第十三條 乾酪及製乳ヲ製造販賣セントスルトキハ現品ヲ添ヘ願出許可ヲ受クヘシ

第十四條 掛リ官吏ハ臨時蒙養場及搾乳ヲ検査スルコトアルヘシ

第十五條 本則第壹條及第七條ニ違背シタルモノハ刑法第四百廿六條第四項ニ據テ處分スベシ

(1) 官令類纂 第九號 明治十九年十月發行

(2) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史

(3) 田熊秀 獸醫畜産大觀

(4) 當時發行印刷物による

2. 明治十六年屠場及屠獸賣肉取締規則

千葉縣は明治十六年十二月二十六日に甲第七號を以て千葉縣令船越衛により「屠場及屠獸賣肉取締規則」を公布し、從前の營業者と雖も此規則により更に顯出づべきを示達した。

「屠場及屠獸賣肉取締規則」

第一條 屠獸場ヲ開設セントスル者ハ人家及交通繁キ道路ヲ距ル凡六十間以外ノ地ヲ揀定シ第一號書式ニ照シ屠場及其四近ノ圖面ヲ添へ所管警察署へ顯出鑑札ヲ受ケ其旨所管郡役所へ届出ヘシ

第二條 屠獸場開設ノ免許ヲ得タルモノハ左ノ看板ヲ屠場入口ニ掲クヘシ

免	屠	獸	場	姓	名
許					

豎 三・尺

横 壹 尺

第三條 屠場ハ日々清掃シ血塊ヲ堆積シ汚物ヲ撒棄スル等ノ事アルヘカラス

第四條 牛羊豕ヲ屠殺シ及賣肉卸賣營業セントスル者ハ第二號書式ニ照シ所管警察署ニ願出鑑札ヲ受ケ其旨所管郡役所ヘ届出成規ノ税金上納ス可シ

第五條 屠場閉鎖又ハ屠獸賣肉廢業之節ハ所管警察署ヘ届出鑑札ヲ返納スヘシ

第六條 鑑札ヲ失却毀損スルカ或ハ改名代替轉居セシトキハ第三號書式ニ照シ所管警察署ヘ願出再渡又ハ書換ヲ

乞フ可シ

但改名代替轉居等ヲ爲シ鑑札書換ヲ乞ヒタル時ハ其旨所管郡役所ヘ届出可シ

第七條 牛羊豕ヲ屠殺セントスル者ハ第四號書式ニ照シ三日以前ニ所管警察署ヘ願出其當日屠場ニ於テ検査ヲ受ケ然ル後屠殺ス可シ

第八條 病牛羊豕ハ食料ニ供スル爲メ之ヲ屠殺スルヲ得ス且ツ屠場外ニ於テ妄ニ牛羊豕ヲ屠殺ス可カラス

第九條 腐敗セル肉ヲ販賣スヘカラス

第十條 獸肉小賣營業人ハ卸賣人ノ住所姓名ヲ所管警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ

第十一條 警察官吏及衛生官吏臨時検査スルトキハ其指示ニ隨ヒ検査ヲ受クヘシ

第十二條 無鑑札ニテ屠場ヲ開設シ屠獸賣肉營業ヲナシ又免許鑑札ヲ貸借スヘカラス

第十三條 此規則ニ違背シタル者ハ違背罪ヲ以テ罰セラル可シ

第一號書式

屠獸場開設願

官有地又ハ何誰所有地

何國郡何町村何番地字何々

一何町何反何畝何步畑地力屠獸場設置地所

右何地官有地ナルトキハ拜借許可ヲ得候ニ付借地ナルトキハ地所借受候ニ付何年何月間屠獸場設置致度屠獸場四近ニ於テ一切故障無之候間鑑札御付與有之度

別紙繪圖面相添此段相願候也

年 月 日

何國郡何町村何番地寄居 留住

何 府 縣 平士 民族

願人 氏 名 印

何國郡何町村何番地寄居 留住

何 府 縣 平士 民族

屠獸隣地惣代(又ハ地主)

氏 名 印

右何町村衛生委員

氏 名 印

何警察署長

官 姓 名 殿

前書之通願出候ニ付取調候處不都合無之ニ付奥印致候也

右何町村又ハ聯合戶長

氏 名 印

第貳號書式

屠場 卸賣肉營業願
屠場 卸賣肉營業願

私儀賣肉營業仕度候間鑑札御付與有之度此段相願候也
(卸賣)

何國郡何町村何番地寄居 留住

何 府 縣 平 士 民 族

年 月 日

願 人 氏 名 印

右何町村衛生委員

何 醫 察 署 長

官 姓 名 殿

前書之通願出候ニ付取調候處不都合無之ニ付奥印致候也

右何町村又ハ聯合戶長

氏

名 印

第三號書式

屠場 賣肉 營業鑑札再渡 (書換) 願
屠獸 卸賣

私儀何々(事由ヲ記載ス)ニテ操テ御下渡ノ鑑札(失却又ハ毀損)何々ト改名(又ハ代換)(何國郡何町村何番地へ轉居仕候ニ付鑑札)
(再渡又ハ書換)有之度此段相願候也

何國郡何町村何番地寄居 留 住

何 府 縣 平 土 民 族

年 月 日

願 人 氏

名 印

右何町村衛生委員

氏

名 印

何 警 察 署 長

官 姓 名 殿

前書之通願出候ニ付取調候處相違無之候ニ付奥印致候也

右何町村又ハ聯合戶長

氏

名 印

第四號書式

御 檢 査 願

一 牛 羊 豕 何 頭

但牝何頭牡何頭懷何頭

右ハ來ル幾日屠殺仕度候間御檢査被下度此段相願候也

何 町 何 番 地

年 月 日

願 人 氏

名 印

何 警 察 署 長

官 姓 名 殿

屠場及屠獸營業取扱並牛羊豕檢査心得

第一條 屠場開設及屠獸賣肉營業願出ツル者アルトキハ之ヲ審査シ規則ニ違背ノ廉ナシト認ムルモノハ許可ノ上

左ノ鑑札ヲ下付スヘシ

鑑札雜形

料紙程村

屠獸場

何國郡村番地

何府縣身分

何某

竪二寸五分

第何號

何年月日免許(書換)

竪二寸五分

竪二寸

竪二寸

賣肉卸賣
屠獸營業

何國郡町村番地

何府縣身分

何某

第何號

何年月日免許(書換)

明治中期篇

四〇九

第二條 規則第六條ニ據リ出願スルトキハ前條ノ例ニヨリ鑑札ヲ再渡又ハ書換下付スヘシ

第三條 屠獸營業者ヨリ牛羊豕ノ検査ヲ出願スルトキハ獸醫ヲ立會ハセ之レヲ検査シ人身ノ健康ニ害ナシト認ム

ルモノハ屠殺スルコトヲ許ス可シ

第四條 屠場開設願ヲ許可シタルトキハ其都度開申スヘシ

第五條 新規屠獸又ハ賣肉卸賣營業人名及屠敷調書、一ヶ月毎ニ取纏メ警察本署ニ送致スヘシ

第六條 獸醫備上料ハ一日金五拾錢以下適宜支給ノ積ヲ以テ警察本署ヘ請求スヘシ

尙、東京府下諸屠場に於ける明治十年より同十七年迄の屠畜について見るに、明治十年には牛六一八一、羊八二二、犢一四八、豚六一三頭、計七〇二四頭。明治十一年は牛八八三三、羊一八八、犢二五五、豚三六二、計九六九五頭。

明治十二年牛六七三六、羊四一二、犢二二二、豚六〇〇、計八〇七六頭。明治十三年牛六三一、羊一四一、犢二一八、豚一五六二、計八五六九頭。明治十四年牛四九一一、羊一一二、犢一九〇、豚一〇四三、計六二五六頭。明治十五年牛四七八九、羊三六二、犢二〇五、豚一四〇三、計六七五九頭。明治十六年牛六七五九、羊九四、犢三〇三、豚一九八九、計九一三二頭。明治十七年牛一五五二九、羊一〇八、犢四六一、豚一二九八、計一三九三二頭である。當時は洋牛と雜種牛の屠殺は極めて少く、牛の多くは和牛であつた。又、豚の屠敷の如きも昭和の今日に比しては極めて少なかつた。

又、牛肉百斤の値段は明治十二年一一圓二〇錢、十三年一三圓八七錢、十四年一七圓五〇錢、十五年一〇圓四五錢

五厘、十六年一〇圓一八錢七厘、十七年五圓五〇錢で、段々と下落してゐる。

明治十八年中の屠牛状況は東京一五四一九、大阪一五二〇三、廣島一〇三七〇、岡山四四八〇、宮崎二二九八、熊本二五一一、大分二八六八、高知一四一四、山形九三三、福島六二四、三重七四五、千葉五一二、秋田四九五頭、合計六〇七八六頭であつた。(2)

其他の府縣を合し既述『明治十六年より二十年の家畜疾病』中に記載の數字に達するものと思はれる。

參考文獻

(1) 千葉縣發令の印刷物

(2) 大日本獸醫會誌

3. 明治十九年獸類傳染病豫防心得の發令

前述の如く『獸類傳染病豫防規則』が制定されるや、即日次の『豫防心得』が發令された。(1)(2)

『農商務省告示第十八號』

當省令第十一號獸類傳染病豫防規則ニ關スル心得ノ事項左ノ如シ

明治十九年九月十五日

農商務次官

吉田清成

獸類傳染病豫防心得

第一項 獸類ノ狀態、管理、飼養ニ注意スルコト

明治中期篇

四一一

第二項 獸類ノ身體、畜舎、器具等ヲ清潔ニスルコト

第三項 畜舎内ニ新鮮ノ大氣ヲ流通セシムルコト

第四項 畜舎内ノ溫度ヲ調和スルコト

第五項 飲水ノ清淨ヲ要スルコト

第六項 適度ノ運動ヲ爲サシムルコト

第七項 健畜ト傳染病畜トヲ隔離スルコト

第八項 傳染病流行地方ニ於テハ病性ニ從ヒテ獸類ヲ區別シ成ルヘク獸類ノ出入往來ヲ爲サシメサルコト

第九項 傳染病畜所在ノ入口ニハ其病名ヲ標示スルコト

第十項 傳染病流行地近傍ノ牧場ニ放牧セサルコト

第十一項 牧場ニ於テ傳染病發生シタルトキハ直ニ其患畜ヲ適當ノ場所ニ圍ヒ置キ他ノ健畜ヲシテ之ニ接近セシ

メス又ハ放牧セサルコト

第十二項 傳染病流行ノ地方ニ於テハ獸類ノ市場、屠場等ニ消毒法ヲ施スコト

第十三項 所有者又ハ管理者ヲ問ハス創傷、潰瘍等アルモノハ患畜ニ觸接セサルコト

第十四項 傳染病流行ニ際シテ獸類發病シタルトキハ其何病タルヲ問ハス獸醫ヲシテ速ニ之ヲ診察セシムルコト

第十五項 傳染病流行ノ際ハ一層排水法ヲ怠ラサルコト

第十六項 牛疫若クハ傳染性胸膜肺炎ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル死體、褥草、糞尿及其他ノ廢棄物等ヲ運搬スルニハ牛ヲ用フヘカラサルコト

第十七項 獸類炭疽熱ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル死體、褥草、糞尿及其他ノ廢棄物等ヲ運搬スルニハ牛馬ヲ用フヘカラサルコト

第十八項 鼻疽及皮疽流行ノ際ハ馬匹ヲ交尾セシメント欲セハ必ス獸醫ノ診察ヲ受クヘキコト

第十九項 鼻疽及皮疽ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル死體、褥草、糞尿及其他ノ廢棄物ヲ運搬スルニハ馬ヲ用フヘカラサルコト

第二十項 傳染病畜アル舍内及牧場ニ於テハ獸醫又ハ看護者ノ外ハ濫ニ患者ニ接近セシメサルコト

第二十一項 傳染病ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル獸類ノ死體、排泄物ハ勿論之ニ使用シタル飼料、褥草等ハ悉ク燒キ棄ツルコト

第二十二項 患者ヲ撲殺場又ハ埋瘞場ニ移スノ途中患者ノ近接ヲ避ケ且血液其他ノ排泄物ヲ遺脱セサルコト

第二十三項 糞尿ハ勿論其他汚穢物ハ總テ傳染病ノ媒介トナルモノナレハ務メテ之ヲ除去スルコト

第二十四項 傳染病流行地方ノ犬、猫、鶏、鵠等ハ飼主ニ於テ放飼セサルコト

第二十五項 傳染病ニ罹リテ斃死シ又ハ撲殺シタル獸類ノ死體、排泄物ハ勿論其他該畜ノ爲メニ使用シタル畜舎、欄庭、貨車、糞窖、塵溜、器具等ニハ消毒法ヲ施スコト

第二十六項 傳染病畜ノ看護者ハ勿論其患畜ニ觸レタルモノニハ消毒法ヲ施スコト

第二十七項 患畜舍ハ熱湯或ハ灰汁ヲ以テ洗ヒ石灰水或ハ粗製石炭酸水ヲ灌キ窓戶ヲ密閉シテ亞硫酸瓦斯ノ薰蒸

法ヲ施シ次テ窓戶ヲ開放シ大氣ヲ通シ日光ニ曝スコト

第二十八項 患畜ノ糞ハ燒棄テ或ハ消毒藥ヲ灌キテ深ク地中ニ埋メ尿管ニハ石灰ヲ撒布スルコト

第二十九項 患畜ニ觸レタル飼槽、藪架、被覆獸類ニ用ヒタルモノ及其他ノ器具ハ燒棄ツルヲ良トス但鐵製ノ器具ハ火熱

ヲ加ヘタル後用フルモ妨ナキコト

第三十項 患畜若クハ死體ヲ取扱ヒ又ハ消毒法施行ニ從事セシ者ニシテ止ムコトヲ得ス他行スヘキ場合ニ於テハ

其身ニ消毒法ヲ施シタル後ニアラサレハ他行セサルコト

第三十一項 患畜若クハ死體ヲ取扱ヒ又ハ消毒法施行ニ從事セシ者ノ衣服ハ成ルヘク燒棄ツルヲ良トス否サレハ

其衣服ヲ石鹼水ニテ洗ヒ亞硫酸瓦斯ノ薰蒸法ヲ施シ十二時乃至二十時間消毒シテ充分大氣ニ曝スコト

第三十二項 患畜或ハ其排泄物等ニ觸レタル者ノ草鞋、木履等ハ燒棄テ靴ハ石灰水ニテ洗ヒ之ニ獸脂ヲ塗リテ大

氣ニ曝スコト

第三十三項 消毒藥ハ其類多シト雖モ左ニ普通ノモノヲ舉ク

第一 濃厚石炭酸水二十五倍乃至五十倍 畜舍、器具、死體、排泄物、糞窖、塵溜等ニ施用ス

第二 稀薄石炭酸水六十倍乃至百倍 畜舍、欄庭、貨車、看護者ノ衣服又ハ洗手等ニ施用ス

第三 石灰水 畜舎ノ壁床、飼槽、藪架、其他木製ノ器具等ニ施用ス

第四 石灰 畜舎、糞窖、死體等ニ施用ス

第五 亞硫酸瓦斯 硫黄ヲ燒キ發散シタル瓦斯 畜舎内器具等ヲ薰蒸スルニ施用ス

第三十四項 獸類ノ傳染病名及其症候ハ左ノ如シ

第一 牛 疫

學 語 ペストリス Pestis Bovina

英 國 語 カフタラ Cattle Plague

佛 國 語 ペステ Peste Bovine

獨 國 語 リンダ Rinder Pest

牛疫ハ牛族特異ノ熱性傳染病ニシテ體中各部ノ粘膜ヲ侵シ就中消化器粘膜ニ特異ノ炎症ヲ呈シ牛族ヨリ他ノ反芻獸ニ傳染スルモノナリ此病ハ害毒ノ慘劇ナル傳播ノ迅速ナル斃死ノ夥多ナル獸類傳染病中最モ危險ノ症ナリトス

牛ノ此病ニ罹ルトキハ熱ヲ催スヲ以テ初起ノ症候トス即體溫少ク増昇シ泌乳食慾共ニ減少シ倦怠シテ頭ヲ垂レ一二日ヲ經レハ加答兒ノ症候ヲ呈シ各部ノ粘膜特ニ紅ヲ潮シ反嚼休止シ眼鼻口ヨリ液ヲ漏泄シ濕咳ヲ發シ漸々呼吸ノ數ヲ増シ三日乃至四日ヲ經過スレハ赤痢様ノ下痢ヲ起ス口腔及陰蹕ノ粘膜腫起シテ其面ニ粟粒大

乃至豌豆大ノ黯白色ノ小點ヲ發シ乾酪様ノ滲出物之ヲ覆フ此乾酪様ノ物質ハ容易ニ剝脫シテ爛斑ヲ現シ其他粘膜ニ赤色ノ線狀若クハ斑點ヲ見ルコトアリ以上ノ症候漸次亢進スルニ從ヒ眼鼻口ノ分泌液愈増加シ呼吸益困難ヲ加ヘ下痢甚シク終ニ虛脱シテ斃ル

第二 炭 疽 熱

學 語 Anthrax

英 國 語 Anthrax

佛 語 Charbon

獨 國 語 Milzbrand

炭疽熱ハ急性傳染病ニシテ瘴氣毒ヨリ起リ草食獸ニ發シ又他ノ畜類及人ニ傳染ス

此病ハ俄然發スルモノ多ク其急性ナルハ動物頓ニ卒倒シテ掣搐シ五分乃至十分時間ニシテ斃ル又途中若クハ夜間ニ發病シ鼻、口及肛門ヨリ血液ヲ漏シテ斃ル、モノアリ或ハ初起食慾、泌乳共ニ減少シ體溫増昇シ外部ノ溫度定マラス戰慄ヲ發シ各部ノ粘膜甚シク紅ヲ潮シ若クハ帶黃色ヲ呈シ糞ニ血液及粘液ヲ混シ呼吸疾促、脈搏増進、大ニ狂亂苦悶シ往々痙痛ヲ併發シ或ハ痙鈍トナリ或ハ感覺ヲ失フ斯ノ如キ場合ニ於テハ一般ニ熱勢亢進シテ衰弱ヲ加ヘ鼻口及肛門ヨリ血液ヲ漏泄シテ終ニ斃ル稀ニハ快復スルモノモアリ或ハ熱度増進シ皮膚ニ一箇若クハ數箇ノ腫瘍ヲ發ス其狀圓クシテ凸隆シ熱痛ヲ帶ルモ忽チ減退ス試ニ之ヲ壓スレハ氣音ヲ發シ

之ヲ截開スレハ帶黃色ノ液ヲ漏ス或ハ舌、咽喉若クハ肛門ニモ亦之ヲ發スルコトアリ

第三 鼻疽及皮疽

學 語 *Malleus Humidus et Farcinosis*

英 國 語 *Glanders and Farcy*

佛 國 語 *Morve et Farcin*

獨 國 語 *Rotz und Wurm*

鼻疽及皮疽ハ馬族特異ノ傳染病ニシテ二者同性ノ症ナレトモ只其患部ヲ異ニシ互ニ誘發スルモノナリ即鼻疽ハ專ラ鼻粘膜、肺及水脈系ヲ侵シ皮疽ハ皮膚皮下結締織及水脈系ヲ襲フモノニシテ此病ハ人、羊、山羊、兔及其他ノ畜類ニ傳染ス

鼻疽ノ主徴ニニアリ（其一）鼻ノ一孔若クハ兩孔ヨリ少量ノ粘稠液ヲ漏泄ス其液ハ一種特異ノ膿樣液ニシテ其狀宛モ茶種油ニ蛋白ヲ混シタルカ如シ（其二）下顎水脈腺腫脹ヲ發シ概ネ下顎骨ノ内側ニ固着シテ膿膿セス（其三）鼻粘膜ニ惡性潰瘍ヲ生ス當初ニ在テハ帶黃色ノ小膿疹若クハ小結節ナルモ増大破爛シテ潰瘍ニ變ス其瘍底ハ凹陷シテ豚脂肪ヲ呈シ少量ノ惡性膿ヲ漏ス病勢亢進スルニ從ヒ膏ニ鼻粘膜ヲ侵スノミナラス咽喉、氣管支、喉囊及ヒ頭ノ諸骨ニ波及シテ各其症候ヲ呈ス末期ニ至レハ呼吸困難ヲ加ヘ咳嗽頻發皮膚粗剛毛色光澤ヲ失ヒ全身漸ク羸弱ス

皮直ハ皮膚ニ局發シテ多ク四肢、頭、頸、胸、腹或ハ其他ノ部位ノ皮下ニ豌豆大乃至胡桃大ノ結節ヲ發生シ初ハ硬固ニシテ且疼痛アリ然レトモ漸次其結節ノ中心ヨリ破潰シ黃色ノ液ヲ漏泄シ皮上ニ凝着シテ病痂ヲ結ヒ而シテ其瘍面ヨリ絶エス膿汁ヲ漏泄ス病勢充進スレハ腫瘍累發シテ體ノ諸部ヲ侵シ終ニ潰爛シテ血液ヲ漏スコトアリ其他各潰瘍ニ連絡セル水脈管ハ腫起シテ索狀ヲ呈シ水脈腺亦腫脹ス而シテ久キヲ經レハ大ニ羸弱シテ遂ニ斃ル

第四 傳染性胸膜肺炎

學 語 Peripneumonia Contagiosa

英 國 語 Contagious Pleuro Pneumonia

佛 國 語 Peripneumonie Contagieuse

獨 國 語 Lungen Seuche

傳染性胸膜肺炎ハ牛族特異ノ熱性傳染病ニシテ概ネ左肺ノ一葉ヲ侵シ其小葉間質ノ滲出炎ヲ發シ尋イテ胸膜炎ヲ續發ス

此病ノ徵候ヲ大別シテ二期トス即第一期ハ短渴ノ咳嗽ヲ發シ漸々其數ヲ増シ濕聲ノ痛咳頻發シテ體溫充進シ呼吸疾促、食慾、泌乳共ニ減少シテ病勢増進ス第二期ニ至レハ熱勢大ニ充進シテ胸膜肺炎ノ諸徵尤明瞭トナリ鼻端乾燥シ耳角ノ冷熱定ラス食慾反嚼泌乳共ニ休止シ通便秘澁前肢ヲ開張シテ起立シ臥スルコトヲ欲セス

鼻孔開豁シ臍部ノ波動甚シク呼吸スル毎ニ呻吟ス試ミニ背腰及肋間部ヲ壓スレハ苦悶ヲ訴ヘ病久キヲ經レハ呼吸益困難ヲ加ヘ倦怠羸瘦甚シク下痢ヲ發シ呼氣臭ヲ帶ヒ漸次虛脫シテ斃ル

第五 傳染性鵝口瘡

學 語 *Aphthis Contagiosa*

英 國 語 *Foot and Mouth disease*

佛 國 語 *Stomatite Aphtheuse*

獨 國 語 *Maul und Klauenseuche*

傳染性鵝口瘡ハ瘴氣性發疹傳染病ニシテ雙蹄獸ニ發シ熱ヲ帶ヒテ口内趾端或ハ乳房等ニ水泡ヲ局發ス

此病ニ罹ルトキハ初メ發熱シ食慾反嚙共ニ減少或ハ休止シ口内、趾端乳房或ハ鼻端等ニ忽チ大小許多ノ水泡

ヲ發ス該疱破潰スレハ初メ澄液ヲ漏シ後ニ至レハ溷濁シ膿様ノ液ニ變ス或ハ口内ニ水泡ヲ發スルトキハ其粘

膜剝脫シテ紅色ノ爛斑ヲ呈シ頻ニ唾液ヲ漏ス而シテ蹄間或ハ蹄冠部ヲ侵シ甚シキニ至テハ跛趁トナル此病ノ

經過ハ概ネ二週間許トス

第六 羊 痘

學 語 *Variola Oovina*

英 國 語 *Sheep Pox*

明治中期篇

佛 國 語 Clavalle

獨 國 語 Scat Pocken

羊痘ハ熱性發疹傳染病ニシテ皮膚ニ痘ヲ發生シ羊族ニ蔓延シテ大ニ猖獗ヲ極メ獸類痘瘡中最危險ナルモノナ

此病ハ初メ發熱シテ不安ノ狀ヲ呈シ食慾、反嚼共ニ減少シ體毛ノ稀疎ナル局部即顔面或ハ肢脚ノ内面ニ紅斑ヲ呈シ豆大ノ痘ヲ發生シ二三日ヲ經レハ痘中ニ淋巴液ヲ醸成シ後膿化シ終ニ破爛シテ乾涸結痂シ二三週間許ニシテ脱落ス』

明治十九年十月四日、農商務省令第十五號によつて備入獸醫の手當金が定められた。即ち次の如くである。

『今般當省令第十一號獸類傳染病豫防規則發令ニ付臨時獸醫ヲ備入ルルトキハ一人一ヶ月金拾五圓以内ヲ目途トシ其勤務日數ニ應シ手當ヲ與フヘシ』

但し同二十五年に此額は三十圓と改められた。

4. 明治二十年軍馬傳染病取扱規則制定

陸軍省は明治二十年二月に軍馬傳染病取扱規則を制定し、炭疽、莫爾布(鼻痘)、華爾撒(皮痘)、疥癬に關する防疫の法を定めたが、同年に於ける炭疽の發生は熊本、大分等を主とし全國で五三〇頭、皮痘は宮城、靜岡、神奈

川、岩手を始めとして全國で二四六〇頭に達してゐた。(2)

參考文獻

(1) 農商工公報第二〇號(明治十九年版)

(2) 山脇 圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史

5. 長野縣勸業課廣告其他

初て、以上を以て明治二十年代までの獸醫界狀況を終ることとするが、只長野縣に於て次の二つの勸業課廣告が出てゐるので、これを記載して置きたい。其内で牛疫が兵庫縣下に明治十七年に發したやうに書いてあるが、或は眞性のものでなかつたかも知れない。(當時發行の印
刷物による)

『長野縣勸業課廣告第九號 明治十七年九月六日

牛疫ニ就テハ去ル明治九年五月本縣乙第五拾八號布達ノ趣旨モ有之ト雖モ今又兵庫縣但馬國氣多郡大田村ニ於テ去月來牛疫ヲ發シ大分縣豊後國直入郡久住村外二ヶ村ニ於テ本年五月以來牛馬ニ炭疽熱ヲ發シ已ニ斃ル、者五拾餘頭ニ及ベリ右二症ハ共ニ猛烈ナル傳染病ニシテ又創傷等ヨリ人體ニモ傳染スルモノトス人醫ノ所謂脾脫疽之レナリ若シ之ヲ尋常疾病ノ如ク看過スルニ於テハ其害毒ノ及フ所一村一郡ニ止ラス或ハ廣ク全國ニ瀰漫シ又挽回シ能ハサルノ災害ヲ惹起スルモ保シ難シ依テ聊カ左ニ一二ノ徵候ヲ示スヲ以テ平素牛馬ノ饑養及ヒ舉動ニ就テ一層注意ヲ加フヘシ

牛 疫(リンドル
ペスト)

(徵候) 呼吸増加シ且ツ臭氣ヲ帯ヒ陰障口腔殊ニ上唇齒齦咽頭周圍等ニ赤色ノ剝脫面ヲ生シ發熱シ乳牛ニ在テハ乳ノ分泌ヲ斷チ頗ル倦怠魯鈍トナリ直腸ノ溫度昇進シテ百度ヨリ百六七度ニ達スル事アリ平温九十六度ヨリ九十八度トス鼻孔乾燥諸粘膜深紅色ニ變シ食思及反芻ヲ絶止シ憂鬱シ眼結膜ニ紅ヲ潮シ短咳ヲ發シ唾液及涙液ヲ流ス通例發病後三四日ニシテ赤痢狀ヲ呈シ虛脱シテ斃ル此病ニ罹リ其快癒ニ趣ク者ハ僅ニ百中一二ニ過キス病毒ノ劇烈ナル以テ知ルヘシ

炭疽

(アンズ
ラキス)

(徵候) 此病ハ一定不變ノ確徵ヲ呈セサルヲ以テ生前ニ斷定スルハ頗ル困難ナリトス然レトモ其常ニ多ク呈スル徵候ハ牛ニ於テハ粘膜白色若クハ灰白色ニ變シ食慾ニ定規ナク甲ハ大ニ増進スルモ乙ハ更ニ之ヲ絶チ或ハ病初食思ヲ存スルモ末期ニ至テ絶亡スルアリ或ハ全ク之ニ反スルアリ馬ニ在テモ亦然リ體温變更四肢厥冷戰慄ヲ來シ眼光曇翳腹部ヲ顧視シ呼吸速迫脈搏不正細小ニシテ舌面紫黑色ニ變シ步行蹣跚トシテ一回跌倒スルニ於テハ再ヒ起ツ事難ク而シテ腹部ノ膨脹スルニ於テハ倒レテ四肢ヲ騷擾シ經過此ニ至テ斃レ或ハ靜定安穩ニシテ死ニ就クアリ

馬ニ於ケルモ亦同シク甲乙同徵ヲ呈セスト雖モ多クハ初メ輕症胸痛腹痛ヲ發シ次テ體ノ常習ヲ變スル速カニシテ甲ハ沈靜ナルモ乙ハ騷擾シ甲ハ外部ニ腫瘍ヲ發スルモ乙ニ在テハ否ラス或ハ突然卒中性ヲ以テ斃ル、アリ脈搏幽微ニシテ指頭ニ感セサル事アルモ心臟ノ悸動ハ反テ増進ス其劇烈ナルトキハ聽診スルニ鳴鐘樣ノ音ヲ聞ク如此脈搏ト心悸ノ相反スルハ運行液ノ變狀ニシテ此症ノ特徵トス諸徵増進スレハ大ニ發汗煩悶シ戰慄ヲ來シ齒震傍ラニ居テ聞ヘ鼻孔ヲ開大シ全身痙攣抽搐シテ遂ニ斃ル其斃ル、ヤ速ニ腐敗シ惡臭ヲ放チ腹部膨脹シ諸孔ヨリ老廢血液ヲ漏出ス死

後剖檢上ノ確徵ハ外皮ヲ剝離スレハ黑色血液ノ滲漏セル斑點ヲ見ル脾臟ハ甚シク膨脹ス又肉組織ノ黑色變化及血液
黑色萎兒狀ニシテ中ニ「バクテリア」ヲ存スル等之ナリ

如此疾病ノ流行スルニ於テハ常ニ動物ノ畜養ニ注意シ食料ハ淡白滋養ニシテ消化シ易キ者ニ食鹽ノ少量ヲ伍用シ
必ラス不消化物殊ニ腐敗物等ヲ與フ可ラス厩舎及牧場等ハ清潔且ツ乾燥ナラシメ濕地ニ在テハ宜シク水利法ヲ設ケ
空氣ノ流通ヲ計リ全身ノ清潔及適當ノ運動モ亦必要ナル者トス

長野縣勸業課廣告第六號

明治十七年八月十九日

北佐久郡小諸町ニ於テ家畜犬傳染病有之旨届出タリ因テ課員出張實檢スルニ右ハ專ラ肉食動物（例ヘハ犬猫ノ種
族）ヲ侵ス最モ危險ナル犬カニチヌテラバー病（一名犬ノ加答兒）ト稱スル傳染病ノ一ニシテ又時トシテ人類ニモ感染スルノ性
ヲ有スルヲ以テ左ノ各項ニ倣ヒ宜シク豫防ニ注意スヘシ

犬

病 カニチヌ
テラバー

（徵候）初期ニ在テハ患畜魯鈍トナリ食欲減退咳嗽或ハ嘔吐シ眼及鼻孔ヨリ粘液ヲ漏ラシ（初期犬ニ鼻孔ノ）頗ル怠
慢ノ狀ヲ呈スト雖モ症ノ亢進スルニ於テハ眼ノ角膜混濁シ蛋白様若シクハ淺黃色ノ液ヲ漏泄シ心悸亢奮下痢或ハ便
秘ヲ來シ又タ嘔吐ヲ伴フ事アリ病ノ末期ニ至レハ漸次衰弱シ全身諸部殊ニ胸部及後肢ノ内側ニ含膿疹ヲ發スル事ア
リ氣息ニ惡臭ヲ帶ヒ麻痺ヲ來シ歩行踈々或ハ癡癩搦若クハ癩癩ヲ發シ時々叫號悲哀煩悶シテ遂ニ死ニ陥ル其死ス
ルヤ常ニ多クハ神經症ヲ以テス

(豫防法) 第一 病畜ノ肉ヲ食ス可ラス且病畜ニ用キタル器物ハ他用ニ供セサルヲ要ス

第二 健康獸ト患獸トハ速カニ隔離シ且ツ必ス器物ヲ混用ス可ラス

第三 該病流行ノ際ハ健康獸患獸ヲ間ハス何レモ他出ヲ禁スヘシ

第四 死獸ハ燒却若シクハ可成的深ク埋没シ必ス山野河水ニ棄捨スヘカラス又タ汚物等ハ悉ク死體ト

同様處分スヘシ

第五 該病ノ流行ヲ防クノ最モ良策ハ貴重ノ動物ニ非サルヨリハ速カニ撲殺シ以テ初發ニ病根ヲ斷ツ

ニ如カス

明治二十年の『大日本私立衛生會雜誌』(第四)には次のやうな記述がある。

『三河國設樂郡邊は農家主として牛を使用す、然るにその忿怒騷擾するときは飼主竹尖或は鐵火箸の類を以て眼
球を亂刺すれば忽ち鎮靜し、翌朝に至り眼球痲衝を起して腫子も認め難くなるが、之を茶と食鹽を以て混和したも
ので洗滌すると少時にして消炎視力恢復すると云ふ。』

随分亂暴な記事であるが、當時の農村事情の一部を窺知し得るやうに思ふ。

一一、明治二十一年—三十年時代の獸醫界

1. 明治二十一年—二十四年の獸醫學府

明治二十一年、東京農林學校は駒場に復歸し、速成科亦之に伴つて駒場に移つたが、此年、勝島仙之介、田中宏は東京農林學校教授に、又、須藤義衛門は札幌農學校教授に、それ／＼任ぜられた。

勝島仙之介は備後國御調郡三原町の富豪勝島宗兵衛の次子として安政五年五月に生れ、一五歳の時に陽明派の碩儒佐藤一齊の門人吉村斐山の家塾に入り漢學を修め、後に斐山に従つて藩費に入り大いに研鑽する所あり、明治八年大阪英學校に學び勤勉衆を超へ、同十一年には笈を負ふて、駒場農學校獸醫科に入る。同十五年卒業し直ちに助教心得を拜命した。當時月俸二十五圓であつた。

田中宏は鹿児島藩士田中鼎輔の長子で幼名を小吉と云ひ、安政六年六月一日の生誕である。

須藤義衛門は仙臺藩士須藤正樹の長子として文久元年二月に生誕し、長ずるに及んで毎日弟妹を脊負ふて書房に至り、好む書物を涉獵閱讀するを常としたと云ふ。

明治二十一年北海道札幌農學校傳習科卒業生一六名に月費を給し（内四名は私費）、内外科及び藥物學の大意、病畜治療上緊要の事項を學習せしめ、六ヶ月で養成を卒へ、之を道内各地に配置した。

同年一月より、中央獸醫會雜誌第一輯が發行された。

同二十二年、麻布區に開設された東京家畜病院を、東京農林學校獸醫學部學生の實習所に充つべき旨、其の筋より達せられ、同校教授も出張して臨床講義を行ふ。

同年、四谷大泉亭に於て中央獸醫會小集會開かれ、今泉六郎、小澤溫吉、柳澤銀藏、深谷敬一、勝島仙之介、田中宏、時重初熊、今井吉平、藤崎芳一、近藤潔、津野慶太郎等集合し、深谷敬一提出にかゝる『日本藥局方に基き本邦の家畜に用ふる藥量を一定すべし』との説を議決せんとしたが、議まとまらず散會した。(1)

同二十三年、勅令を以て東京農林學校を農科大學となし、速成科は乙科として従前通り併置されることとなつた。乙科の修業年限は三年とし、齡二〇才以上のものを入學せしめた。當時、御雇蹄鐵師アルベルト・ミュレルは獨逸より來朝し、學生に蹄鐵實習を授けつつあつたが、彼は獨逸陸軍蹄鐵工長ドムニツクの高弟である。此時、獨逸式有溝蹄鐵が傳授された。

同二十三年五月、東京芝公園彌生社の樓上で内國獸醫公會を開く、これは我國全國の獸醫が集會した最初であつて實に歴史的會合と云はねばならない。此時同會の沿革に就て幹旋委員惣代時重初熊は曰く『抑々本會は昨二十二年、柳澤銀藏君の發意に胚胎してゐる。蓋し本邦獸醫學術の開ける日尙淺く其の術未だ精しからず、其の益未だ汎く世に顯れず、此時に當り我同業の士、共に一堂に會し談論謀議し互に氣脈を通じ知識を交換するは固より必要の事である』。終りに中央獸醫會々頭前田農商務次官並に同會幹事ドクトル與倉東隆の盡力により農商務省から補助

金を下賜されたと述ぶ。

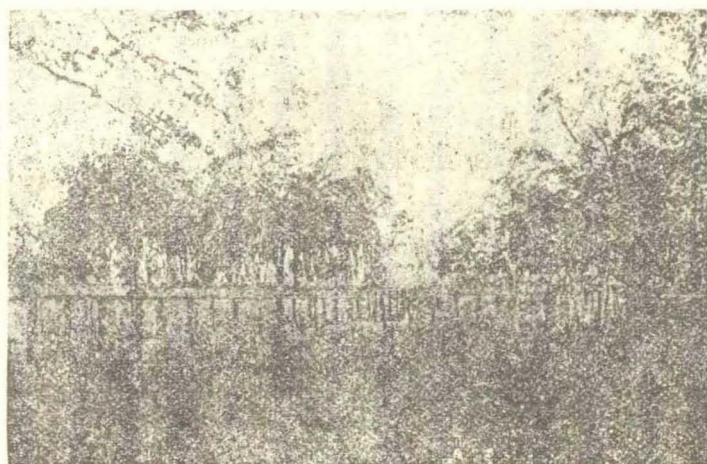
同會の講演に於ては深谷周三が『獸醫の古説』を、與倉東隆は『本邦獸醫の業務』を、西川勝藏は『本邦畜産の現況』を、小澤温吉は『外貌學上より馬種の改良を望む』を、又、田中宏は『動物の發生及生殖』、厚木訥平次は『牧場の種類』、ヤンソンは『本邦家畜の疾病治療法』、池田晋次郎は『日本馬の盛衰』、津野慶太郎は『獸醫警察編』等それ／＼講演する所あり、殊に柳澤銀藏は『顆粒性皮炎』なる題下に次の演説を試みた。

『顆粒性皮炎 (Dermite granuleuse) は又、顆粒創 (Plaies granuleuse)、夏創 (Plaies été) の名あり、某氏は皮疽の變種なりとし或は癰瘡の如く看做してゐる。東京及び近縣は皮虫、栃木地方は火虫瘡、熊本地方は水岸瘡、鹿兒島地方はカサ、又、地方によりブリガサ等の名がある。(中略) 教授 Lauranne は本症が一種のネマトイドであるとした。即ち寄生顆粒は夏季組織の充血により刺戟の働きをなし、局所の炎症を起す。又、マネトイドは乾酪質様小塊の中央に占位し、此の小塊は寄生體を守り藥物の作用を許さないので本症の治療は困難なのである』と。

(下略)

其他、村井半之輔、水原勝之助、山下甫、岩松文平、落合益吉、櫻井八十吉、野中多一、田中守、荒川文次郎、小泉重成、熊井駒之助等の、地方事情に關する發表があつた。

而して、岩松は、皮虫に對し表面を少しく切開し、烙鐵を施し之に亞砒酸を塗り、又、烙鐵を施し、次で油を塗つて置けば治すると報じた。(2)



〔札幌農學校以前の競馬場〕

明治二十四年、元駒場農學校、元東京農學校の本科卒業生（學士）及び農科大學獸醫科生により獸醫學士會が組織された。

同年、札幌農學校長橋口文藏免ぜられ、教授佐藤昌介が校長心得となる。

同年二月、麴町富士見軒に於て中央獸醫會春期懇親會を開き、津野慶太郎提案になる『日本獸醫學術調査の件』を議し、調査委員として次のものを撰出した。黒瀬貞次、厚木訥平次、小澤溫吉、西川勝藏、池田音次郎、田中宏、時重初熊、津野慶太郎、又、その調査事件の要項は、委員會議に依て次の如く決定した。

『一、舊藩藩廳に於て制定實施せる馬政並に牛馬賣買の慣習及び其の制度

二、和漢家畜病理學の理論及び沿革

三、和漢獸病治療の沿革及び其の方法

四、家畜衛生、警察及び獸疫に關する事項

五、牧馬、牧牛、其他畜産業に關する事項』〔一〕

尙、本文中に出て来る札幌農學校については既述の通りであるが、此の學校は後に現在の北海道帝國大學となつた。しかも現在の敷地については歴史的に餘り知られてゐないが、此の土地はエドウィン・ダン等の意見によつて明治十年に開拓使育種場が設けられ、二個の直線と二個の曲線よりなる橢圓形半哩馬場が築造されてゐたもので、丁度帝大農學部講堂所在地が蹄跡地に當るそうである。従つて、此の競馬場が他に移轉した跡へ農學校が移されたわけであつた。(3) (寫眞参照)

參考文獻

(1) 中央獸醫會雜誌第二輯卷四—第四輯卷二

(2) 內國獸醫公會報告、明治二十三年

(3) 札幌競馬沿革誌、昭和三年

2. 明治二十一—二十三年陸軍獸醫界

明治二十一年、東京嶺臺獸醫長陸軍獸醫監荒井義通は本職を免ぜられ、陸軍一等獸醫富尾木知一は獸醫監に陞進して之に代る。(1) 陸軍三等獸醫小澤温吉は陸軍乘馬學校教官心得兼蹄鐵學舍教官となる。次で陸軍二等獸醫横山正令に同學舍教官を命じたが、恰も此年六月二日陸軍蹄鐵學舍定員表が定められたのであつて、小澤が先づ第一に此の學舍の教育心得となつたのである。此年二月輜重兵冷鐵裝蹄術教育概則が定められたが、それは戰時蹄鐵工の不足を補ふ目的で輜重兵卒に冷鐵裝蹄術を教授するのである。そして此の教育は現役滿一箇年後に開始しその人

員は一大隊に少くも年々一六名とし、教育期間は概ね三箇月である。

同年三月、隊附蹄鐵工を廢し蹄鐵卒を置く。之が改廢に際し騎兵局よりの申出では次の如くであつた。

『從來蹄鐵工之儀ハ陸軍諸卒竝ニ華士族平民中ヨリ志願之者ヲ召集シ、蹄鐵學舎ニ於テ概ネ二箇年間教育ノ上騎砲輜重兵各隊ヘ分屬セシムルノ御定規ニ候處、元來該隊附蹄鐵工ノ如キハ本隊ノ列中ニアツテ共ニ進退動搖セザレバ其ノ要ヲ缺クニ至ルベシ、然ルニ現今ノ如ク全ク非戰員ニ屬セシムルハ編成上其ノ當ヲ得タルモトニ無之ト存候就テハ將來諸隊ニアツテハ蹄鐵工ヲ廢シ該隊中裝鐵事業ニ適當ノ兵卒ヲ撰ンデ教育ヲ施シ之ヲ使用候ヘバ管ニ編制上ソノ當ヲ得ルノミナラズ戰員ヲ減少セズシテ却テ費用ヲ省略スルヲ得旁好都合ト存候、右ハ目下蹄鐵學舎條例取調中ニモ有之候ニ付至急何分ノ御詮議相成度云々』

右は同年五月、鎮臺條例を廢し師團司令部條例を公布すると共に實施されたのであるが、尙、現在員は當分そのまゝ服役せしめることゝなつた。

同年六月、陸軍蹄鐵學舎條例を公布し、近衛及各師團乘馬隊より蹄鐵工志願の者を撰抜して入舎せしめた。而して此學舎長を騎兵大尉とし教官に騎兵中尉若くは騎兵小尉一名、二等獸醫若くは三等獸醫一名を置いて教官としたのである。(前項参照)尙、學生の修業期間を一年とし、卒業の工卒は原隊に復歸して更に三年間現役に服せしめ、その終る後五箇年間後備役に服せしめたのである。(2)(3)

同二十一年六月、陸軍重症馬治療所官制公布さる。

『第一條 陸軍重症病馬治療所ハ東京ニ之ヲ置キ府下陸軍部内ノ重症病馬ヲ治療スル所トス

第二條 陸軍重症病馬治療所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長一人 二三等獸醫三人 軍吏部下士二人

第三條 所長ハ第一師團獸醫長ヨリ兼補シ陸軍省總務局獸醫課長ノ管理ニ屬シ所務ヲ整理ス(下略)』

同年、陸軍獸醫部講習生規則を定めた。此の規則は明治十八年に假規則を制定してあつたのを本規則としたもので、右講習生は陸軍重症病馬治療所に於て獸醫に必要な學術を教授され卒業の上で三等獸醫に任用されるものである。講習生は獸醫開業免狀を所持し陸軍獸醫に出身志願して檢査定格に合するものより之を採用される。その講習期間は一八箇月で、その終りに試験を行ひ及第するものには卒業證を授與したのである。

同二十一年、小川徳次郎、高橋寛五郎、寺戸岩太郎等は相謀つて東京蹄鐵學會を起した。小川は明治十三年に陛下の行幸に供奉し、その歸路の行軍に於て鉄狀の佛式蹄鐵が落鐵し易いことを認め、後に獨逸式に變更されるの素地を作つたものであり、寺戸は同十四年に蹄鐵生徒として陸軍蹄鐵學舎に入り十六年に卒業してより同じく小川、高橋等と謀つて蹄鐵下士制定のことを畫策し、同二十一年に騎兵蹄鐵工下長となつた。(4)

同二十一年五月、獸醫部治療器械並に調剤器械定數表が定められたが、これが常用獸醫材料として獨立した始めであると云ふ。

明治二十二年一月、陸軍大臣大山巖の名を以て『陸軍蹄鐵教育規則』が定められた。次の如くである。

『第一條 陸軍蹄鐵工卒ハ騎砲輜重兵卒中蹄鐵術及病馬看護法ヲ教育シ裝蹄及病馬看護ニ從事スルモノトス

第二條 騎砲輜重兵隊長ハ毎年十一月初年兵ノ教育ヲ終リタル後該兵中蹄鐵工卒ニ適當ノモノヲ撰拔シ前條ノ學術ヲ修業セシム但其ノ人員ハ中隊毎ニ二名乃至六名トス

第三條 修業中ハ諸勤務及演習ヲ免ジ且何等ノ事故アルモ歸省又ハ休暇ヲ許サズ

第四條 修業期ハ毎年十二月ヨリ始メ翌年八月ニ終ルモノトス

第五條 教育ハ隊長ノ監督ニヨリ獸醫官之ヲ掌リ蹄鐵工(下士)長ヲシテ教授セシム

第六條 修業ヲ終レバ本人手帳ニ蹄鐵術及病馬看護法ノ修業ヲ終リタル旨ヲ記載スルモノトス

第七條 蹄鐵工卒現役期充チ豫備役ニ入ル前(歸休ヲ命ズルトキハ其ノ際)蹄鐵術及病馬看護法卒業證書ヲ附與

ス(二)

同二十三年六月、陸軍武官官等表中、各兵科下士の部を改正し、騎砲輜重兵各蹄鐵工長を加へられた。(3)
次に陸軍重症病馬治療所の人事を一瞥するならば、同二十一年七月に於て次の人々が任命されたのである。

『所長 富尾木知一獸醫監

所員 陸軍二等獸醫 一柳直幸

同 陸軍三等獸醫 小澤溫吉 同 柳澤銀藏 同 岸本雄二

同二十二年、猪瀬桂次郎は職を陸軍重症病馬治療所に奉じてゐたが、同二十四年九月、横濱地方に一種の牛病が

起るや、當時の所長黒瀬貞次の命を受け病毒の制遏に従事した。

同二十二年、黒瀬貞次、柳澤銀藏の兩名は捻轉法による去勢術を數頭の老壯軍馬に行ひ、以て數年後には育成所及び各軍隊に廣くこれが應用を見るの素地を作つたのである。

尙、明治二十一年頃、陸軍獸醫學會あり、陸軍獸醫監深谷周三は之が會頭として、毎月一回の講演會を勵行されてゐた。(5)

同二十三年三月、陸軍省軍務局内に獸醫課が設けられ、陸軍獸醫部に關する總ての事項が管掌されることとなつた。獸醫監深谷周三はその課長となる。(但し同課は同二十六年に軍務局馬政課に合併された)。(6)

參考 文 獻

- (1) 官 報 第一三八八號
- (2) 陸軍獸醫沿革史抄 中央獸醫會雜誌第四三年第十一號
- (3) 大友源九郎 蹄鐵工の養成と馬の裝飾沿革概 第二卷第十號
要、馬之世界第十三卷第九號
- (4) 護 蹄 獸醫畜産大鑑
- (5) 東京獸醫新報 第二四年十一月號
- (6) 柳澤・田熊 獸醫畜産大鑑

3. 今泉六郎獨國に留學

明治二十三年三月、今泉六郎(當時陸軍二等獸醫)は獨逸國に留學すべく出發した。これは獸醫課長深谷周三の推舉によるもので、當時深谷の提出した上申書は次の如くであつた。

「曩に佛國陸軍獸醫教師アンゴを傭聘せられ、數年間獸醫の養成に従事中頗る其效を顯す、一旦解雇歸國の後は一等獸醫黒瀨貞次を佛國に留學せしめツルーズ獸醫學校に學び在留すること殆んど七年、一般獸醫學及同國軍隊獸醫勤務を修得視察の上去る二十年二月歸朝せり、爾來陸軍獸醫事大いに進歩し従て軍馬衛生上著大の效益あり獸醫學の面目殆んど一變するの形勢に至る、偏に外國留學の所得なり。然るに以上の如く我陸軍獸醫は主に佛國學派に養成せられ彼の深遠高尚の稱ある獨逸學派に於ては講究せるもの殆んど稀なり、且同國獸醫事に於ても實際視察するもの未だ之れあらざるを以て若し獸醫官の中、學術秀拔の者を撰み留學せしめ且つ俱に軍隊獸醫勤務習得せしめなば尙一層の進歩も顯るべし、依て二十三年度以降滿三箇年間獸醫官一名、同國ベルリン獸醫科大學へ留學せしめられたし。云々」(一)(二)

これに依つて今泉は同二月五日に獨國留學を命ぜられたのである。

今泉六郎は舊會津藩士で文久元年二月二日に生誕し、明治八年九月、陸軍馬醫生徒として入舎し同十二年十二月陸軍三等馬醫生に任ぜられ病馬厩附を仰せ付けられ、同十八年に三等獸醫となり翌年陸軍騎兵局副課員を命ぜられ、同二十年六月陸軍總務局副課員として前と繼續した事務を執つてゐたものである、彼は三月九日横濱を出發し、ドイツに行つてプロシヤ王國獸醫高等學校の教頭ドクトル、シュツツに付き病理解剖を研究し、後に轉じてコッホの衛生院に入り、次でルブネルに従ひ、又、ナツジユース、セツテガス等の造畜の學を聞き、次でミンケン府に轉寓し生理化學の實驗、寄生虫の研究をなし、傍らハーンの外科、フレネルの内科クリニックに學んだのである。(前

篇参照)尙同二十三年十一月に一等獸醫に陞進した。

明治二十年に歸朝した黒瀬貞次は直ちに病馬厩主任獸醫として勤務し、殊に植物學の必要を力説し、更に痘苗製造法をも研究し、その實習所を厩内に設けたが、梅野信吉は此時に教授を受けたのであると云ふ。その他診療に管理衛生に大いに獸醫術の革正改良に努めた。(3)

参考文献

(1) 陸軍獸醫沿革史抄

(2) 今泉六郎回顧談

陸軍獸醫事

(3) 古き記憶を辿りて 須藤義衛門 應用獸醫學雜誌

4. 下總御料牧場と新山莊輔

下總御料牧場は明治二十一年に改稱されたのである。嘗ては岩山敬義が場長として牧羊場を開設したのであつたが、今や全くその影を止めず、且つ宮内省主馬寮主管となり、五等技師新山莊輔が場長に任ぜられたのである。

新山は山口縣阿武郡大井村の士族白根正一の三男として安政三年五月十日に生誕し、明治九年駒場農學校獸醫科に入り同十三年九月に卒業し、直ちに内務省御用掛となり下總種畜場在勤を命ぜられ、同十五年駒場農學校助教心得となり、十八年宮内省御用掛となり、同年七月侍從藤波言忠の歐米各國に派遣されるや、之に従つて洋行したが此際の通譯には新山が當つたのである。而して彼は二十一年歸朝後、同九月主馬寮技師を拜命し牧場に長たるの榮

譽を得た。

同二十二年、下總國下埴生郡下に馬匹炭疽流行したので、牧場区域内の獸類往來出入を禁止した。(1)(2)

參考文獻

(1) 下總御料牧場沿革史

(2) 中央獸醫會雜誌

一三、明治二十二年東京獸醫講習所の新設

明治二十二年六月、獸醫學士ドクトル與倉東隆の發起で東京市麻布區新堀町十一番地に東京家畜病院を設けた。同院には農科大學生徒が一週二乃至三回實習に來ることとなつた。(前文參照)又、同院の出張所を横濱足曳町八番ジュランド商會内に設け、月、水、金曜を出張日と定めた。同時に東京乳牛衛生會と特約を結んで業務に便したのである。當時の與倉學士の代診としては松村龜助、上田岩吉があつた。

與倉はこれと共に明治二十三年に同所へ東京獸醫講習所を起したが、それは實に我國畜産の不振を憂ひ、これが振興の爲に設けたもので、又同時に所謂地方獸醫養成機關林立の第二期たる潮に乗つても居たのであると思はれる。此の講習所には正科と撰科とあり、講師には與倉を始め田中宏、時重初熊、津野慶太郎、今井吉平、藤崎、上田貞三郎、窪田五郎、木暮瑛吉などあり、生徒は始め二、三十名であつた。實地は東京家畜病院で傳習し、蹄鐵の學理と實地も課したのである。月謝二圓、東修金一圓、且つ正科は始め半年卒業であつた。(1)

與倉は舊鹿兒島藩士與倉守人の長男で、文久元年九月に生誕し、明治十年駒場農學校に入り十五年卒業、同十七年米國ニューヨーク州立獸醫大學に入り研學三年、主席を以て卒業し歸朝後、母校に教鞭を取り、同二十年學術研究のため歐洲へ差遣され、獨逸に留學して専ら病理學を研究した。

參考文獻

(1) 米山理作 追想すドクトル與倉先生、乳牛タイムス

一四、第二次地方獸醫養成機關の續出

第二次とも云ふべき地方各府縣下の獸醫養成機關續出は明治二十一年以後に於て見るべきものがあつた。その狀況は次の如くである。

明治二十一年、長野縣に於ては北佐久郡輕井澤村に獸醫講習所を設け二ヶ年を以て卒業とした。その應募者は一〇名であつた。(1)(2)

同年、西村大阪府知事は四萬圓の資金を以て大阪府勝山に農學校を建設した。その設立月日は三月二十八日である。本校は農學科、獸醫學科に別れ初代校長は東尾平太郎で、第一期の卒業生は四名、獸醫科教師は獸醫學士佐藤悠次郎であつた。

同年、兵庫縣は畜産の前途を慮り家畜衛生の普及を目的として速成獸醫講習所を設けた。教師としては獸醫學士

加藤雄千代で、生徒は二十餘名、一年半の教育を課し終つて獸醫免許試験を受けさせた。その最初の出身者として開業したものは佐々木友次郎、藤本大助、杉田義雄、塚本澄太郎、明石國吉、上芝省三、小森久藏、中西菊之助などがあつた。又、第二回出身者には大髭龜太郎、岩谷治作、門脇雄二、古河融吉などが居つた。斯くして約三〇名餘の卒業者を出したので二十四年に一先づ閉鎖した。

同二十一年五月、鹿兒島縣獸醫養成所は修業年限を一年に改め、獸醫學士矢部芳太郎が教職に就いてゐた。又、同二十三年に一先づ廢止したので矢部は直ちに私立獸醫講習所を設け、蹄鐵學及びその實習所を加へ授業を開始したと云ふ。

同二十二年、島根縣は獸醫學講習所を開設し獸醫學士佐藤清明を聘して教授せしめ且つ醫士河合弘次郎を講師となし縣屬内田正矩を助教授として授業を行つた。

同二十三年、和歌山縣獸醫養成所が開設された。但し本所は同二十六年に閉鎖した。

同二十一年、宮崎縣に獸醫講習所が開かれた。

同二十三年、福島縣獸醫講習所の卒業生は既に八二名に達したが此講習所は地方税を以て維持されてゐるので、

一朝異議あれば斷絶する憂あり、依て獸醫組合を設けて八百圓を醸出し敷地を購入したと云ふ。(2) 又同年、講習科、温習科に別ち、甲は修業年限三年、乙は開業獸醫の研究科とし、六ヶ月の修業年限とした。又、講習所は田村郡三春に定置されたのであつた。此年、澤口耕夫を教師に増聘した。

尙、前述兵庫縣速成獸醫講習所の教授科目は次の如くである。

『家畜解剖學、生理學、藥物學、內科學、外科學、產科學、蹄鐵學、蹄病論、眼科學、動物疫論大意、寄生虫學大意、組織學大意、及各科の實習』又、授業料は無料で、食費は一ヶ月二圓内外であつた。

熊井駒之助によると愛知縣の獸醫養成所は炭疽の猖獗を動機として創立され、明治二十三年頃中學に編入され、同年三月に八名の卒業者を出したが、その當時の本免狀所有者一九名、假免狀所有者一〇名で、當時の同縣下に於ける思想は親戚にさへ伯樂あるを恥辱とし婚姻を拒絶する状態で、新制獸醫業務の本質を悟らぬため、同年に生徒を募集しても一名の應募者なく困惑したと云ふことである。(4)

尙、上記八名の卒業者中、五名は開業試験に合格したと云ふ。

同二十三年十月、廣島縣は獸醫假免許規則を發布し、多數の假開業獸醫を輩出せしめたが、之等は多く伯樂、牛馬商の輩であつたので、別に根本康一、妹尾勇太郎(同二十四年)、島田樹一、武田修作(同二十六年)を農科大學獸醫科に學ばしめ、歸縣の上で獸畜衛生及び假獸醫の教育に任せしめたのである。(3)

同二十三年、新潟縣獸醫講習所開設され、同縣では社會的にその價值が認められて來た。

參考文獻

- (1) 中央獸醫會雜誌第一輯卷二 明治二十一年
(2) 小泉重成、村井半之輔、內國獸醫公會報告 明治二十三年
(3) 北澤唯助 現代之獸醫(雜誌)
(4) 內國獸醫公會報告 明治二十三年

一五 地方獸醫團の續出

明治二十一年、神奈川縣獸醫組合會が設立された。

同年、大分縣は獸醫組合準則を發布し、縣内四八名の開業獸醫は組合を組成した。

同年、獸醫學士小圃虎五郎の盡力により山形縣獸醫組合が設立された。

同年二月、宮城縣獸醫組合會員たる坂野武次郎、砂越肥、村崎常治、牧野銆太、宇津志新介、三品信之、桑島源兵衛、小野寺元質等が發起して、奥羽六縣の有志を會し宮城農學校に於て奥羽聯合獸醫會を組織した。これが地方獸醫團の大聯合をなした始めである。

同二十三年、下野獸醫會の臨時集會あり、柳澤銀藏の演説があつた。同組合は前年組織されたものである。

尙、前記奥羽六縣獸醫會の宮城支部會は同二十二年に行はれ、此時獸醫學士水原勝之助は席上次の如く演説した。『伯樂とは、古代に於て漢土より傳習せし馬醫の業務を口傳因襲して糊口の資となせるもの、馬喰とは馬畜の賣買をなすものなり。此業に就くもの無學文盲、遊惰無頼の徒のみ多く士君士は此等の人々と共に齒するを屑とせず、爲に馬醫馬喰の職を賤劣となし、明治二十二年の今日猶ほ未だ全く此想像をして士君士の腦漿を去らしめず、以て眞正なる吾獸醫學術進歩の前途を妨ぐるに至りしこと決して些少に非るなり云々』。(一)

同二十三年、香川縣獸醫臨時總會が高松市に開かれた。

同年、靜岡縣遠江獸醫組合は飯塚仙太郎が組長として活動した。同會は同二十一年の創立になる。

同年、熊本縣下の全開業獸醫は會合して同業組合組織を議定した。

尙、前述大分縣獸醫組合の設置手續は次の如くである。

『第一條 管内の開業獸醫は組合を設くべし

第二條 組合は左の目的を達せんことを計るべし

一、獸醫進歩の事

一、業務上改良の事

第三條 管内の開業獸醫は必ず組合に加盟すべし

第四條 組合は管内全部を以て大組合となし便宜數郡を合して小組合となすべし』

同年亦、獸醫心得を發布した。

同二十二年、新潟縣獸醫組合會は川島德平、岡部丈八の主唱によつて設置され、從來の伯樂、馬苦勞の弊習を一洗し、純然たる獸醫の聲價を顯し、以て獸畜の改良を企圖するを目的としたのである。

同二十三年、山梨縣獸醫組合が創立された。

同年、愛媛縣獸醫會が創立された。

同二十一年、埼玉縣獸醫會創立され、主任幹事秋山直三は會務の進展に努むる所あつた。

參考文獻

(一) 牧畜雜誌 第二八號

一六、明治二十一—二十二年頃の
新刊書籍

明治二十一年東京農林學校ドクトル獸醫學士與倉東隆、東京農林學校獸醫學士勝島仙之介は「袖珍獸醫寶鑑」を著した。

同二十二年獸醫學士水原勝之助は駒場農學校で講筵に従ひ、トロエスター及びヤンソンにつき修得した所に基いて、傍ら歐米の諸眼科書を参考とし「家畜眼科學」を新刊するところあつた。

一七、賣肉取締規則の發布其他

明治二十二年七月、東京に於ては『警察令第二五號』を以て『賣肉取締規則』を設けた。即ち牛馬羊豚の肉は屠獸場の檢印あるものでなければ、之を販賣することが出来ないこと其他一二ヶ條からなつてゐるものである。

同二十三年の交、平佐陸軍乘馬學校長が鹿兒島縣を訪ふた際、縣當局に對して頻りに蹄鐵の實行を奨勵した。依て縣當局もその必要を認め、獸醫講習生を福元軍馬育成所に派してこれを傳習せしめ、かくて此の地方に馬の蹄鐵装着が始めて一般に行はれることとなつたのである。

一八、明治二十四年兵庫縣獸醫蹄鐵工組合の成立

兵庫縣の古河融吉氏によると、明治二十四年に表題の組合が設置され、その第四條を以て將來の方針を決定し、爾來約五〇年致々として目的貫徹に努力して來たものであると云ふ。

而して右の規約は次の如くであつた。本資料を惠與下された古河氏には特に感謝の意を表するものである。

『兵庫縣獸醫蹄鐵工組合規約』

第壹條 本組合ハ兵庫縣下開業獸醫及蹄鐵工ノ同盟ヲ以テ組織シ兵庫縣獸醫蹄鐵工組合ト稱ス

第貳條 本縣内ニ開業スル獸醫蹄鐵工ハ必ス本組合ニ加盟スルモノトス

但他府縣ノ獸醫蹄鐵工ニシテ本縣内ニ出張診察所若クハ蹄鐵工場ヲ設置スルモノ亦本條ニ準ス

第三條 本組合ノ事務ヲ處辨スル爲メ假リニ事務所ヲ神戸市中山手通壹丁目八拾九番地ニ置ク

第四條 本組合ハ縣内開業獸醫蹄鐵工ノ方針ヲ一定シ左ノ目的ヲ達セン事ヲ期ス

- 一 獸醫蹄鐵工ノ風習ヲ矯正シ業務ノ改良進歩ヲ謀ル事
- 二 獸畜衛生ニ注意シ其健康ヲ保全スル方法ヲ研究スル事
- 三 獸類傳染病地方病ノ有無ニ注意シ之レカ豫防救治策ヲ講究スル事
- 四 公衆衛生ニ關係アル獸病ヲ研究シ其處置方法ヲ講究スル事

五 業務ニ關スル法律規程ノ普及ヲ圖ル事

六 牧畜事業ニ關スル學術實驗等總テ畜産ノ蕃殖改良ニ係ル諸件ヲ講究スル事

第五條 組合員ハ互ニ親睦シ畜主ニ接スルニ懇切ヲ旨トシ獸畜ヲ取扱フニハ粗暴ノ所爲アルベカラス

第六條 組合員ハ自己ノ名利ヲ得シカ爲メ同業者ヲ誹謗シ畜主ヲ誘唆煽動スルカ如キ汚行ヲナス可ラス

第七條 他醫治療中ノ患者ニシテ診察治療ヲ托セラル、ニ於テハ可成前醫ノ立會ヲ乞ヒ熟議ノ上治療ス可シ

但シ病勢急劇ニシテ猶豫シ難キ場合ハ此ノ限ニ非ラス

第八條 病畜ヲ診察シテ傳染病ノ疑ヒアルトキハ可成二人以上、獸醫立會協議ノ上相當ノ手續ヲナス可シ

第九條 組合員ニシテ出張所ヲ設置セントスルトキハ豫メ其位置日割等ヲ確定シ組長ノ承諾ヲ得ベシ

第十條 開業獸醫師鐵工ニ非スシテ該業ヲ營ミ又ハ類似ノ所業ヲナシタルモノアリタルトキハ之レカ證據ヲ得テ

直ニ警察署ニ告發シ其疑ハシキモノハ懇ロニ説諭ヲ加ヘ後來ヲ戒ム可シ

第十一條 獸畜衛生及公衆衛生若クハ獸醫蹄鐵工ノ業務ニ關スル事項ニシテ官廳ノ諮問アルトキ又組合員ニ於テ

必要ノ件ト認ムル者アルトキハ組合ノ決議ヲ經テ其意見ヲ開陳シ又ハ建議スルモノトス

第十二條 組合員ハ別表式ニ依リ病類年表ヲ製シ翌年二月限り事務所へ差出シ組長ハ之ヲ縣廳へ届出ルモノトス

第十三條 診斷書死後檢按書健康證明書等ハ獸畜ヲ診察檢按ノ上ニ非ラサレハ交付ス可ラス

第十四條 事務所ニハ組長一人主任幹事一人幹事及書記若干名ヲ置ク組長主任幹事及幹事ハ定任トシ書記ハ臨時

ニ罷入ル、モノトス

第十五條 組長及主任幹事ハ總會ニ於テ組合員ノ互撰ヲ以テ定メ任期ハ滿二ケ年トシ滿期再撰スルヲ得幹事ハ各小組長ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條 組長主任幹事及幹事ノ氏名ハ撰擧ノ都度縣廳ヘ届出ツヘシ

第十七條 事務員ハ凡テ名譽職トスレトモ事務ノ簡繁ニ依リ會議ノ評決ヲ以テ手當ヲ給スル事アルヘシ

但臨時書記ハ一日三拾錢以内ノ手當ヲ支給ス

第十八條 本組合ハ毎年壹回(三四月頃)神戸又ハ姫路ニ於テ定期總集會ヲ開ク

但開地ハ前會ノ議決ニ因テ定ム

第十九條 總集會ニ於テハ組合ニ係ル必要ノ事件ヲ評議シ第四條ニ掲クル目的ニ基キ演說討論ヲナシ若クハ名譽ノ學士ヲ聘シテ演說ヲ乞フ事アルヘシ

第二十條 事務員ハ定會ニ於テ前年度ニ於ケル事務ノ顛末及經費決算ノ報告ヲナスヘシ

第二十一條 組合員四分ノ一以上ノ同意ヲ以テ臨時會議ノ請求アルトキハ臨時會ヲ開ク事ヲ得

第二十二條 集會ノ位置日割等ハ組長ヨリ開會十日前組合員ニ報導スヘシ

第二十三條 會議ノ會長及副會長ハ出席員中ヨリ互撰ス

第二十四條 開會ノ報導ヲ得テ疾病事故ノ爲メ會議ニ參與シ難キ場合ニハ開會前其旨事務所ヘ届出ヘシ

但開會ノ報導ヲ得テ出席ナキモノハ議決事項ニ異議ヲ容ル、ヲ得ス

第廿五條 組長ハ會議ノ開閉及議決ノ事項ヲ縣廳ニ報告スルモノトス

第廿六條 新ニ開業スル獸醫蹄鐵工ハ原籍及ヒ開業地ヲ記シ開業免狀寫ヲ添ヘ十日以内ニ事務所ヘ届出ルモノト

ス

第廿七條 組合員ニシテ轉住廢業其他身上ニ變動アリタルトキハ其旨事務所ヘ届出ルモノトス

第廿八條 組合員ハ組合一切ノ費用ヲ負擔ス

但費額ハ會議ノ豫算ヲ以テ毎年定會ニ於テ徵收スルモノトス若シ不納者アルトキハ小組長之ヲ徵收シテ組合事務所ヘ回送スルモノトス

第廿九條 藥價診察料手術料蹄鐵料ヲ定ムル事左ノ如シ

内服藥	一回分	貳拾錢以內
外用藥	一劑	拾五錢以內
皮下注射	一回分	三拾錢以內
診察料	一回	壹圓以內
診斷書料及病後檢按書料	壹通	五拾錢以內
手術料(去精術之ニ屬ス)		貳圓以內

蹄 鐵 料

一 回

四拾錢以上壹圓以内

剪 毛 料

一 回

八拾錢以上壹圓五拾錢以内

但高價ノ藥品竝ニ大手術ハ此限りニ非ラス

第三十條 本組合規約ノ範圍内ニ於テ便宜小組合ヲ組織スヘシ

但此場合ニ於テハ該小組合内ノ獸醫竝ニ蹄鐵工ハ必ス其規約ニ從フモノトス

第卅一條 前條小組合ヲ組織シタルトキハ本組合長ヲ經テ縣廳ヘ届出ルモノトス

第卅二條 本組合規約ニ違背シタルモノアルトキハ組合員二名以上ノ連署ヲ以テ之ヲ組長ニ報告シ組長ハ其事實

ヲ取調ヘ違背金トシテ貳圓ヲ徵收スルモノトス

第卅三條 此規約ノ更正増補ヲ要スルトキハ必ス總會決議ノ上縣廳ノ認可ヲ受クルモノトス

右ハ明治二十四年四月七日同業組合準則ニ據リ本縣知事ノ認可ヲ得二十五年七月十五日規約更正ノ認可ヲ得タ

ルモノナリ』

一九、明治廿一—廿三年新刊書内容

前述新刊書中の「家畜限科學」は四・六判四號活字一六五頁の書物であるが、同二十一年には津野慶太郎著の「家禽病理書」が出てゐる。これも四・六判であるが五號活字を用ひ一五六頁で、その外科手術篇には「截翼術、截臍術、

割勢術』等を記述してある。

その一例に『割鶏、雌雛の翠丸を割去すれば肥腹速かなり、之を割鶏と稱す、雌雛の卵巢を抜き割勢術を施すも亦其結果同一なり』などと書かれてある。之等の書物は有隣堂（後の有誠堂）の發行になるもので、發行者は穴山篤太郎であつた。穴山の我國獸醫書に盡した功績は大である。

明治二十二年九月に茨城縣獸醫巡回教師谷口助之進は「通俗家畜病論」を著した。之には『仁術及芻豢』の題字あり、四・六判一五九頁五號活字で組み、總論に於ては素因以下五章を、各論に於ては多數疾病の原因、症候、治法を掲げてある。その『風』と題する一節に『風の效驗たるや地面より産する所の水蒸氣及び泥沼氣等を撒却せしめて空氣を純良ならしむるにあり然れども亦以て殘害瓦斯を傳播するの媒介をなすことあり、是れ氣狀性傳染毒を有する疫病の速に遠隔の地方に蔓延するに至る所以なり』と書いてある。

又、同二十一年十一月に如一生の翻譯によるクック原著「家禽の疾病」が出てゐる。之は赤表紙四・六判六四頁の小冊子である。『自らの産卵を喰はんとするを目撃せば、直ちに其卵を取り去り、更に卵の黃味に芥子或はアンモニア其他發熱物質を混じ其の巢中に置くべし、此法を施せば縱令難症なるも治するものなり又若し之を治する程の效なきものは直ちに殺し去るべし』など書いてある。

同二十三年に高橋要亮は「家禽新書」を著した。これも四・六判で、文中に家禽の疾病、寄生虫、翠丸切去法等が述べられてある。二四七頁の書物である。

二〇、法規の制定其他

1. 蹄鐵工免許規則の制定

明治二十三年四月五日法律第三十一號を以て『蹄鐵工免許規則』が制定された。即ちその第一條に於て、

『蹄鐵工トハ他人ノ依頼ニ應ジ蹄鐵ヲ裝シ又ハ蹄ヲ剪ルヲ以テ其業トナスモノヲ謂フ』と定義し、更に、

『蹄鐵工ハ正當ノ事由ナクシテ其業ニ關シ他人ノ依頼ヲ拒ムコトヲ得ズ』と定め、

『免狀ヲ受ケスシテ蹄鐵工ノ業ヲ爲シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス』旨を規定した。

2. 獸醫免許規則の改廢

明治二十三年八月、舊法を廢して次の如く法律第七十六號を以て『獸醫免許規則』を發布した。

『第一條 獸醫ノ開業ハ農商務大臣ヨリ獸醫免狀ヲ受ケタル者ニ限ル

第二條 獸醫免狀ヲ受クル事ヲ得ル者左ノ如シ

一、獸醫免許試験ニ合格シ其ノ證書ヲ有スル者

一、官立府縣立ノ獸醫學校若クハ農學校ニ於テ獸醫學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者

一、公立又ハ私立學校ニ於テ農商務大臣ノ認可シタル學則ニヨリ獸醫學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者

一、外國ニ於テ官立府縣立ノ獸醫學校若クハ農學校ト同等以上ノ學則ニ依リ獸醫學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者

第三條 第二條ノ資格ヲ有スルモノニシテ獸醫免狀ヲ受ケント欲スル時ハ試験及第證書又ハ卒業證書寫ヲ添ヘ地

方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ出願スヘシ

第四條 獸醫免狀ヲ受ケタルモノノ氏名本籍ハ農商務省ノ獸醫籍ニ登録シ之ヲ公示スヘシ

第五條 獸醫廢業シタル時ハ本人ヨリ、死亡シタル時ハ其遺族又ハ親戚ヨリ三十日以内ニ地方廳ヲ經由シテ免狀

ヲ農商務省ニ返納スヘシ

第六條 獸醫免狀ヲ受ケタル者ハ其免狀下附ノ時手数料トシテ金壹圓ヲ納ムヘシ

第七條 獸醫免狀ヲ毀損亡失シ若ハ氏名本籍ヲ變換シタル時ハ其事由ヲ地方廳ヲ經由シテ免狀書換ヲ農商務大臣

ニ出願スヘシ

書換ノ免狀ヲ受クル者ハ免狀下附ノ時手数料トシテ金五十錢ヲ納ムヘシ

第八條 獸醫學ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタル時ハ農商務大臣ハ情狀ヲ參酌シ五日以上五十日以下ノ範圍ニ

於テ其業ヲ停止シ情狀ノ最モ重キモノハ之ヲ禁止スヘシ

禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ九日以内ニ地方廳ヲ經由シ獸醫免狀ヲ農商務省ニ返納スヘシ

第九條 第八條ノ禁止ノ處分ヲ爲シタル者ト雖モ三年ヲ經過シタル後情狀ニヨリ其ノ禁止ヲ解クコトアルヘシ

禁止ヲ解カレタル者ニシテ再ヒ獸醫免狀ヲ受ケント欲スル者ハ第三條、第六條ニ依ルヘシ

第十條 免狀ヲ受ケスシテ獸醫ノ業ヲ爲シタル者ハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 獸醫停止中其ノ業ヲ爲シタル者ハ貳圓以上貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 獸醫正當ノ事由ナクシテ其ノ業ニ關シ他人ノ依頼ヲ拒ミタルトキハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料

ニ處ス

第十三條 獸醫免許試驗規則ハ農商務大臣之ヲ定ム(下略)

同年九月に『獸醫免許試驗規則』が發布され、試験科目として、

『一、家畜解剖學 一、家畜生理學 一、家畜藥物學 一、家畜內科學及其實習 一、家畜外科學及其實

地 一、蹄鐵學及其實地』が課せられることとなつた。

又、同年七月に『蹄鐵工免許試驗規則』が發布され、今日の蹄鐵工免許方針が此時に確立されたのである。

3. 長崎縣廳の斃獸取締規則

明治二十一年長崎縣廳は『牛馬骨發掘取締規則』を發布し、更に同二十三年に『死獸取扱並剥皮化製々革營業取

締規則』を定めた。之等は何れも家畜傳染病殊に炭疽豫防の見地から公布されたものと思はれる。即ち山脇圭吉先生の「日本帝國家畜傳染病豫防史明治篇」によると、明治二十年の炭疽發生は五三〇頭、二十一年三六二頭、二十二年一三五頭、二十三年三一八頭、二十四年一六三頭で、殊に九州地方に壓倒的多數の發生を見てゐる。尙、當時氣腫疽と炭疽との區別は尙不可能の狀況にあつたと云ふ。

4. 獸醫及蹄鐵學則認可規定

曩に發布の規則に改正を加へて、新たに『獸醫免許規則』を公布し漸く獸醫に關する態様が定つたので、之が養成機關についても内容一新の必要に迫られ、農商務省は省令第十八號を以て明治二十三年十一月に次の規程を公布し、以て獸醫教育に關する統一を行ふことになつた。蹄鐵工教育に就ても之に準ずるわけである。而して今日まで此規則が獸醫養成機關に適用されて來たのである。

『獸醫及蹄鐵學則認可規定ノ件

本年八月法律第七十六號獸醫免許規則第二條第三項及同年四月法律第三十一號蹄鐵工免許規則第二條第三項ニ依り學則ノ認可ヲ請ハント欲スルトキハ左ノ條件ヲ具備シタル願書ニ學校名、學校ノ位置及地方廳ヨリ學校設立ヲ認可シタル年月日ヲ記入シ教員ノ族籍氏名年齢及履歷ヲ認メタル書類學則及學科授業時間表等ヲ添付シ其校長又ハ校主名ヲ以テ地方廳ヲ經由シ農商務大臣ニ差出スヘシ

但學則ノ認可ヲ受ケタル學校ノ校長又ハ校主ハ其學校ノ卒業試驗終了ノ後十五日以内ニ地方廳ヲ經由シ卒業者ノ族籍氏名

年齢及最終學期ノ試験成績ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

明治廿三年十一月一日

一 教員ノ數及資格

一 獸醫學校教員ハ三名以上トシテ内少クモ一名ハ農科大學獸醫學本科元東京農林學校獸醫學本科若クハ元駒場農學校獸醫學本科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

一 蹄鐵學校教員ハ二名以上トシ内一名ハ農科大學獸醫學本科元東京農林學校獸醫學本科若クハ元駒場農學校獸醫學本科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

二 學 科 目

一 獸醫學校學科

動植物學及理化學、病理學通論、解剖學及其實習、生理學、藥物學、內科學、外科學、產科學、動物疫論及警察學、病體解剖學及其實習、家畜飼養學、蕃殖法及衛生論、蹄鐵學及其實習、治療法實習

一一一、明治二十一年——二十九年の家畜疾病

1. 皮 鼻 疽

明治二十一年以後の本病を記述するに當り、先づ同二十年から廿四年に亙る五ヶ年間の皮疽病馬發生表を掲げることとしよう。即ち次の如くである。

『明治二十—二十四年皮疽病馬發生別表』

愛知縣	一〇頭	山梨縣	五〇頭	静岡縣	一〇〇〇頭	神奈川縣	一〇〇頭
東京府	五〇頭	栃木縣	一〇〇頭	福島縣	五〇〇頭	宮城縣	一〇〇〇頭
岩手縣	一〇〇〇頭	青森縣	一〇〇頭	山形縣	五〇頭	秋田縣	五〇頭
新潟縣	一〇頭	埼玉縣	一〇〇頭	千葉縣	一〇〇頭	茨城縣	五〇〇頭
滋賀縣	五頭	群馬縣	五〇頭	兵庫縣	五頭	廣島縣	五〇頭
德島縣	五頭	福岡縣	五頭	大分縣	五頭	鹿児島縣	五頭
北海道	一〇〇頭						

即ち明治二十一年には東北の野に大いに流行し、宮城のみで七百餘頭の患馬を出した。依て東京農林學校教授與倉東隆、三浦清吉、時重初熊、池田普治郎等は同地に出張して調査する所があつた。此年亦茨城に病馬二百餘頭を發生した。

上記の獸醫學士與倉東隆、時重初熊は仙臺に於ての調査をまとめ、此年に泰西諸國に流行する皮疽及鼻疽と同一であり、*Bacillus mallei* に依るものであることを認定した。之に對し、獸醫の多くは疑義を有した。而して同十二年には宮城縣下に六三〇頭餘の病馬を發生し其他の東北地方にも續發した。

今、宮城縣管内の二十二年度に於ける牧畜概況を窺ふに、從來縣下に流行する皮疽及鼻疽は殆んど地方病と云ふべきが如く、去る二十年豫防規則發布以來始終雇獸醫をして撲滅に従事させたが、年に六、七百頭の患馬のないこ

と無く、今日に至るも未だに撲滅する事が出来ない。依て六名の獸醫を各郡に派し、管内總馬の健體検査を施行し、同時に一馬毎にその産地、毛色、寸尺、特徴等を記載し、曾て皮疽鼻疽に罹つたことがあつたか否かを檢し、感染したところのあるものは悉くその病狀を記して参考とし、爾後巡回獸醫は常に之を携帶することとしてゐる。これ該病は一回、二回に止らず年々續發し、又は他に感染すべきものなるや否や、到底不治の症なるや、又は世俗唱ふるが如く一回皮疽を患ふれば將來安全健康にして恰も人類の痘瘡の如きものなるや否やを慥め、大いに之が豫防法を研究せんとするにあると述べられてゐる。(1)(2)

獸醫學士水原勝之助の述べる所によると『仙臺は明治二十二年より非常に皮疽流行し、輕症のものは治療により症狀去り、撲殺して見るに鼻中隔、頭竇は甚しく侵されるも肺には變狀がない。本病に罹れば直ちに撲殺するに若かないが、此事は實行し難い云々』とあり、又、櫻井八十吉の曰く、『皮鼻疽は明治二十一年西茨城、東茨城に二百餘頭發生したが、二、三回の治療で治した。元來學理上不治であるから撲殺をすべきであるが、農家の經濟上、とても實行することが出来ない』と。(3)

明治二十三年、黒瀬貞次は本症の剖檢所見が歐洲に流行する黴性皮膚病に酷似することを報告した。(4)

同年、秋田縣北秋田郡下に本病馬發生あり、又、相模國小田原驛に於て鐵道馬車會社の馬、數十頭が皮疽にかかり神奈川縣廳より獸醫を派出し防疫に當つた。又、宮城縣下に於ては豫防撲滅に努めるも未だ著效なく、六百に近い患馬を出し名取郡は殊に多かつた。尙、互理郡の山下は全村悉くこれ患馬の慘狀を呈した。

同二十四年、北海道根室地方の本病馬は大いに増加し、福島縣下の耶麻郡及菊多兩整郡にも皮疽病馬發生し、翌年二月迄に南會津郡を加へて、凡そ五百餘に垂んとする大流行を見るに至つた。同じく明治二十四、二十五年の福島縣下流行狀況は澤口耕夫が報告してゐるが、その述べる所によると八百餘頭の皮疽馬が全縣下に互つて散在したと云ふ。斯くして縣廳では獸醫五名を雇入れ豫防に全力を盡し、農科大學からは教授勝島仙之介が學生を引卒して調査に來り、農商務省からは三浦學士が、福島縣獸醫講習所では教師菅沼、澤口の兩名が生徒を連行して、實況を調査した。

同二十四年、東京西ヶ原で、本病原を確めるために試験が開始された。(後文参照)

當時、皆川登能衛は、本病が塵埃汚物の附着した田畑の雜草を飼料とし且つ使役法も舊と異つたために、その流行を見るに至り、且つ病勢をして一層増悪せしめたものであらうと云ひ、又、大阪師團獸醫官上田茂雄は、同年陸軍獸醫學會に通報して、『野戰砲兵第四聯隊は數年前より皮疽症流行、一時頗る猖獗の傾向があつた、原田獸醫赴任以來嚴格なる豫防法の效驗で一昨年來消滅し、全くその跡を絶つたが、昨冬新に補充した新馬より同症を發し、爾來日を経て數頭の舊馬匹に傳播し、今や孜孜として豫防の方法を嚴施中である。その傳播の有様は頗る緩慢で、數週を経て一馬發生し、或は前患に因縁薄く遠く隔つた他厩に於て不意に發病を見る如き、恰も偶然特發せるものに似てゐる』と述べてゐる。(2)(5)

同二十四年、茨城縣新治郡の獸醫岩松文平は本病に關し次の如く云つてゐる。

「晋寧府の賢醫趙澤中の説に由り瘡と稱して治療し來れるもの方今の所謂皮疽及鼻疽症と最も其形狀を同ふせり（中略）馬瘡の形狀は顯表面何れの部を問はず、初め球瘍一個を發し、而して十日或は廿日又は卅日を経るときは近部に二、三個或は十五、六個を發して止むものあり、又一箇に續きて索狀をなすあり、或は球瘍を發し後ち近部へ膿瘍夥しく斑發し或は骨成分肥大或は四肢部に骨膜炎を起し潰瘍及結節は漸々蔓延して遂に顯表面何れの部を問はず著しく瀰蔓するものあり、其形は不定にして從て膿も一定せず黄色油様なるあり、帶黄綠色の固形物を含める粘稠液あり、而して球瘍の大きさは豆大或は梅實大又は杯大の如きものあり、稀には大皿の如きに至るあり、或は點々微に毛根のみ糜爛するものあり、或は桃花の開きたる形をなすものあり、而して其位置は腹帶經路より、胸先に向ふあり、腹部より陰囊に、肢端より肩胛部及脚部に續發するものあり、或は頭部より頸部に累發するものあり、鼻粘膜に小疹を發し粘膜炎に潰爛すると粘膜炎下に粟粒の如く布延するとあり、加之單黄色の粘稠液を淋々漏すものあり、亦之に反して常に乾燥するものあり云々」（6）

本病の療法としては古來一般に敗毒散（大黃、唐歸、川芎、知利方、山歸來、人參、甘草等を混ず）を内服させたとは熊谷東四郎の述る所であるが、其他に大黃、巴豆、黃連、龍骨、黃柏、犬頭、輕粉、川芎、鼠糞、黃岑、防風、當歸、牛膝、人參などの混和劑も用ひられたようである。（「病馬療鏡」、「安驥集」、「半澤龜吉傳書」、「新沼庄八秘傳」、遠藤孝三郎、落合益吉、石井平治、富田左文、「要馬祕極集」、「驥草撮要」、「萬馬集祕傳」、馬喰口傳等による）。尙、明治二十五年頃には切開、烙鐵、腐蝕、洗滌等の外療（落合益吉、佐々木新助、富田左文述）に兼

5に沃度、砒石、水銀劑等の内用、健胃強壯劑の應用等が行はれた(2)

明治二十五年に於ける本病は全國を通じ二二一六頭で、二十六年には秋田縣山本郡下にも散發し、同年は全國を通じて一六〇四頭に達した。(5)(7)斯くの如くで同年には栃木縣廳より下野獸醫會に對して皮鼻疽豫防撲滅の諮問案を出し、同會に於ては落合益吉、久我清十郎、武藤重五郎、清水喜代次、青木儀一郎、武藤熊三郎、菊池金三郎等を委員として調査研究をなし、次の答申書を提出したことも注目に値する。

『一、縣廳に檢疫專務の獸醫を置くこと

二、家畜市場に於ける馬匹検査の必要

三、斃牛馬取締規則の必要

四、家畜衛生組合の必要

五、傳染病恢復屆には獸醫をして診断せしめ連署提出せしむること

六、牛馬鑛規則實施の必要』

同二十六年、時重初熊は本病の研究結果を報じて曰く、

『一、本邦の皮疽病(俗稱馬のカサ)は歐洲のマレウスと其症狀及び剖觀を同じうせず。二、本邦の皮疽病は慢性の皮膚病にして初期は其部に限局し漸く接續部に蔓延す。三、本邦の皮疽病に於ては患部到る處に無數の分芽微

(Spoross piz)を含有す、故に分芽微に基因する皮膚炎(Dermatitis mycetica)なるを知(8)(9)

即ち彼は前説を覆へして、新に本病原因を確立したものである。けれども、當時は東京、神奈川諸縣に支那馬の輸入による眞性皮疽も存在したと云ひ、ヤンソンが此の日本に於ける本病の標本を獨逸に持参し、レフラー、シュツ等の鑑定を乞ふた結果、それが眞性の皮疽病であると決定した等の事實に鑑み、當時は眞性(支那馬に因由する)と假性(日本在來のもの)の二型が存在したと見るべきではなからうか? 但し勝島仙之介は當時、眞假の何れとも是非を斷定し得ないと述べ、且つ本邦に於ては本病馬を取扱ふもので消毒等のことが疎漏であつたに拘らず人類に感染した例がないと論じられた。(7)(9)

明治二十七年の皮鼻疽發生數は一四五八頭、その内斃死三九頭で、明治二十年よりの累計は、發病數一萬六千四頭、斃死四四二頭、その最も多いのは静岡、宮城、岩手、茨城、千葉、福島等であつた。明治二十七、八年戰役に於ける凱旋馬匹は本病を内地に輸入する動機を作り、以て眞假混成の皮鼻疽は同二十八年に一三二二頭發生(内五四頭斃死)、二十九年一五三七頭發生(内七六頭斃死)を見た。(7)尙二十八年に於ては宮城を主とし、福島、岩手、茨城、千葉等に多發したのである。

同二十八年、獸醫學士時重初熊は「中央獸醫會雜誌」第八輯卷九に於て次の如く論じた。

『(前略)本邦皮疽病(日本皮疽、假性皮疽、通稱カサ)の病毒は醱酵菌の一種にして假性皮疽菌と稱せば可ならん(中略)。眞性皮鼻疽(即ち歐米に流行するグランドルス・ファルシー)病毒はマレウス菌と稱する桿狀菌にして、全く原因を異にし、病勢較々劇烈なり、又往々人體に傳染す、假性症即ち日本皮疽は眞症に比し病勢緩慢な

りと雖もその症候は兩者酷似するを以て鑑別に苦しむことあり、是れ嘗て日本皮疽を眞症皮鼻疽と誤診せし所以なり、余が實驗せる本邦の皮疽病は盡く假性症に屬し、本邦産の馬に於ては未だ眞症を目撃せず（中略）

余は過る十九年、輸入當時の南京馬に於て眞症皮鼻疽病を實驗せり、其支那地方に流行するは疑なき事實なり、眞症にして一たび本邦の馬に傳播し假性症と混合することあらば豫防制遏上の困難は更に今日に倍蓰せん（下略）』同年同誌に於てヤンソンの曰く、

『日本皮疽 (Japanese farcy) とアフリカ皮疽 (African farcy) とは同症なること殆ど疑なき如くで、二症共に起源を均し亞刺比亞馬の輸入に依て傳播したのであらう、唯、一つの疑點はアフリカ皮疽病の説明書を閲するに彼は鼻腔に疾患あることを記載しないのに、日本の方に於ける頑症は鼻腔に合併症を見ないのは稀である。のみならず一、三の實驗者は日本皮疽病に於て桿狀微を發見した。之は歐洲鼻疽微 (Bacillus mallei) に類してゐる。又その鼻内に見る變狀は歐洲鼻疽 (Glanders) と酷だ相似た所がある。之を以て見るに歐洲のものとは日本のもとのと相關係してゐるか否か、將來の實驗と周到の注意に依て決するを要する。又、日本皮疽病が學名は今日の知識上より之を考へ時重氏の附した *Mycoderma* なる名稱に代ふるに *Saccharomyces* なる語を用ひんことを唱導する。而して人類馬匹及牛畜のサツカロミセス徴は果して同一のものか否かは他日の實驗を待つて明かにするを要す、その未だ明かならぬ今日では、日本皮疽病は人類に傳染の恐れあること猶ほ歐洲鼻疽病の人類に於けるが如くであると假定して豫防するを安全とする』と。

明治二十九年二月、秋田縣北秋田郡驛迦村に本病發生したが、それは青森縣下より乗合馬車用の馬として移入した馬匹によるので、恐らく病毒は、青森から來たものであらうと考へられた。同年宮崎縣下にも皮疽病流行し獸醫學士湯地彦二は之を分芽黴（サツカロミセス）に依るものとして報告した。（5）

明治二十八年九月に盛岡市で岩手畜産獎勵會總會が行はれ、會長松澤光憲、幹事深見次郎其他六十數名の畜産獸醫等の關係者が出席して種々協議をしたが、その席上横田熊五郎は次の如く云つてゐる。

『凡そ畜産の改良繁殖上最も憂ふべきは流行病又は傳染病にして、此の流行病傳染病の蔓延を防ぐには其發病を最も速かに知るにあり、（中略）

本縣に於て比年千頭以上の皮疽患馬を生じ、民間に於て非常に迷惑してゐるにも拘らず豫防も未だに其效を奏したりとは考へられず、勿論撲滅は未だ聞くことが出来ない云々（10）

兎も角、當時は傳染病の流行に非常に苦しみ、殊に皮疽には官民共に困却したものであつたと思はれる。

2. 炭 疽

前述の如く炭疽は九州、中國、大阪其他各地に古くより蔓延してゐたが、此の内には氣腫疽も混在してゐたらしく、前述の通り炭疽と氣腫疽は相當に誤診されたと云ふ。（7）

明治二十三年、獸醫學士熊井駒之助は曰く『炭疽病流行の際人にも感染せるが、人醫はその何病なるかを知らず、

其内三浦出張して炭疽と確定し茲に獸醫養成所設立の動機をなす（愛知に於て）と。

明治二十五年、時重初熊は埼玉縣羽生町でシヨボ一の法により炭疽豫防接種苗を製造し、豫防效力を動物試験して効果あることを認め、四〇頭の農馬に應用し奏效した。（6）又青森、茨城、千葉等の諸縣にも本病が發生した。

同年、福岡縣共立獸醫學校長安永峻山の報告によると同縣下に炭疽熱流行し、縣廳に於ても苦心し、同縣獸醫組合會副會長田中守を臨時に雇ひ以て有病地を視察せしめたと云ふ。（9）同年の全國に於ける炭疽發生數は一〇六一頭、斃死數は九六五頭である。

同二十六年の全國炭疽發生總數は六八一頭、斃死四九八頭、同二十七年の總發生數四四〇頭、斃死四〇六頭である。但し氣腫疽も此中に含まれてゐると云はれる。（7）

廣島縣下に於ては明治二十四年、霖雨の後に奴可郡に、二十五年出雲國に、二十六年奴可郡に、二十七年雨蘇郡に炭疽病發生し、常に河水汎濫後に於て牛畜發病し、その急性のものは俄然卒倒し痺搐を發して死ぬが、其際鼻腔肛門より汚穢黑色の血液を洩し、又往々頸肩股背各部に浮腫を認め、人は之を呼んでコロリ病と云ひ大いに恐怖したと云ふ。その次急性のものは倦怠、沈鬱、後體踉蹌として步履確實ならず、斯くして浮腫性の腫瘍を發して斃れるとは根來康一の報じた所である。當時は本病に對し硝石、芒硝の合劑を投與し、飼料に鹽酸水を混用したが、それに依る效果は認められなかつた。（6）

因に明治二十年より二十七年に至る炭疽發生總數は三六二二頭に達し、埼玉六三二頭、茨城二五三頭、青森一三

二頭、千葉一三七頭、兵庫一〇八頭、和歌山一〇一頭、其他諸縣等であり、同二十八年の全國發生數は三七七頭、斃死三二一頭。同二十九年の全國發生數五四二頭、斃死五一〇頭であつた。

明治二十三年に、埼玉縣下の炭疽發生狀況を調査した陸軍重症病馬治療所長陸軍一等獸醫黒瀬貞次は次の如く述べてゐる。(11)

『炭疽熱の埼玉縣下に流行したるは其初め未だ詳かならざれども、今より十年前、即ち明治十四年川越地方に大に流行したるを始め、爾後年々些少の流行あり、同十九年に至り再び大流行をなし頗る猖獗を極めたりしが、次で消滅に赴きたるも、爾後復た年々些少の流行をなし以て本年に至れり、故に本年の流行は第三回目の大流行と見做すべし。該縣下の獸醫中にて實地老練の聞へある北葛飾郡靜村桑島良貞氏の談話なりと云ふを聞くに、同氏の營業區域内にありては明治初年の頃より一種の流行性の疾病あり年々六、七頭を斃せるが如し、其主徴は突然、舌部に腫脹を發し次第に膨大して初め赤色なるもの終に紫黑色に至り絶命す、然るに此病は炭疽熱の流行する如くなりて全く跡を絶ちたるが如しと、是れ或は炭疽熱にして彼の舌炭疽熱と稱したるものにはあらずしか。(中略)』

3. 傳染病豫防線劃の嚆矢

黒瀬貞次の記述は前項に續き更に進んで曰く、

『聞く埼玉縣廳は夙に此點に注目せられたるを以て、七月下旬北埼玉郡役所の急報到るや直ちに主任秋山直三氏

を遣はして充分の調査をなさしめられたり、然るに病症は眞性の炭疽熱にして之を豫防するには豫防線の必要なること判明しければ、八月六日を以て斷然地圖に示すところの第一豫防線を劃せられたり、蓋し本邦獸畜傳染病豫防規則發布以來豫防線劃の嚆矢なるべし、次で同規則及び同心得に據て成規の順序を行ひ且つ獸畜検査所の必要なるを感じ先づ其事務所を北埼玉郡羽生町に設く。(中略)

然れども病勢次第に猖獗に赴くを以て八月八日更に第二の豫防線を劃せられたり、尤も該線内に存する國道に於ては牛馬の通行を停めざるも其兩端たる上高野及び小淵の兩所に検査獸醫を置き巡查と共に通行の牛馬を検査せしめられたり。

八月十二日に至り獸疫検査所を南埼玉郡久喜町に増設せられ、同十三日を以て更に第三の豫防線を劃せられ且つ縣令甲第四十八號を以て當分斃牛馬の賣買を禁ぜられ、更に訓令第七十二號を以て炭疽熱豫防及び消毒方心得書を定められたり。

八月十八日更に第四の豫防線を劃せられ同十九日縣令甲第四十九號を以て町村衛生組合に獸畜衛生法を施行せしめられ、次で同二十二日に至り杉戸の獸醫派出所を廢して、更に久喜町検査所の支所を設け、専ら北中葛飾郡の検査事務を取扱はしめられたり。』(下略)

而してその検査事務所役員は埼玉縣屬秋山直三、農商課員山本廣長、縣屬大島信、課員橋口武二、其他に書記金久保龜吉、雇三枝俊吉、關村宇之助、町田安、田中福太郎、小泉任事、加藤鼎覺、有川眞太郎、石山賢次郎、磯邊

久太郎、尾崎郷次郎、河野近之助、梶田政記、吉田久彌、田熊清一郎、桑島良貞、柳川與之助、荒岡森太郎、天野玄良、野口庄三郎等で、獸醫の手當は一日五十錢、旅費は一日三十錢であつた。

かくて漸く病勢が衰へた時に、不幸にも大洪水に見舞はれ、縣は再び病毒の蔓延するを恐れて次の布告を發したのである。(11)

『訓令第七十九號

馬疫ノ儀モ漸次撲滅ノ模様有之候ニ付今般豫防線ヲ解キ獸醫檢疫事務所相廢候處方今各地ニ於テ非常ノ浸水有之隨テ其病毒各所ニ散布シ再ビ發生スルヤモ難計ニ付此際左ノ各項ニ據リ充分ニ清潔法ヲ施行シ再燃ノ患ナキ様取計フヘシ

明治二十三年九月五日

埼玉縣知事 小松原英太郎

浸水後畜舎清潔法施行心得

- 一、畜舎内ノ濕潤セル土ハ乾燥セル土ヲ以テ之ヲ入レ換ヘ内外共ニ生石灰同量ノ水ヲ注キ又ハ多量ノ石灰 俵入レノ崩壊セシモノ撒布シ當分ノ内毎日一回必ず寢糞ヲ取換ヘ及ビ尿害ヲ斟取り生石灰又ハ石灰乳ヲ以テ消毒スベシ
- 一、畜舎内ハ當分ノ内少クトモ毎日一回凡ソ三時間ツ、硫黃ヲ薰蒸シテ後チ大氣ヲ流通セシメ内外ノ大氣交換スルヲ得テ家畜ヲ牽キ入ルベシ
- 一、大氣ノ流通惡シキ畜舎ニハ適宜ノ窓ヲ設ケ大氣ノ流通ヲ良クスベシ

參考文獻

- (1) 宮城縣皮膚痘研究成績
- (2) 奥羽聯合獸醫會編 かき馬取調書 明治二十五年版
- (3) 中央獸醫會編 內國獸醫公會報告 明治二十三年版
- (4) 陸軍獸醫志叢 明治二十三年版
- (5) 岡村丙子郎 東京獸醫新報第一四三號
- (6) 中央獸醫會雜誌第四一第八輯
- (7) 山脇非吉 中央獸醫學雜誌第四六輯卷九、一〇
- (8) 時重初熊 中央獸醫會雜誌第六輯卷一 明治二十六年
- (9) 東京獸醫新報第十一號一第二十八號
- (10) 第一回畜産獎勵會總集會記事 其他文中に記載す。
- (11) 明治二十三年埼玉縣下炭疽熱流行景況報告

4. 牛 疫

朝鮮に於ける牛疫は明治二十、二十二、二十三年等に互つて、咸鏡北部地方に流行し殊に二十五年秋冬は劇烈を極め、元山附近は千頭の牛を斃したと云ふ。(1)前述の明治初年に於ける牛疫發生以來、一時殆んど日本内地には本病を見ず、僅かに長崎縣下の島嶼に其の侵害を蒙つた位であつたらしいが、朝鮮の牛疫は明治二十五年十月に於てあり、同地より輸入した疫牛に端を發し病毒は内地に傳播されるに至り、關西諸縣を主として遂には三府一八縣及び北海道にまで蔓延するの大事に立至つたのであつた。此の病毒侵入系統は朝鮮釜山とされ、疫牛は山口、岡山、大分、福岡、長崎各縣に輸入されて交々發病し同年の流行地は東京、大阪、京都、兵庫、神奈川、長崎、奈良、

三重、福井、鳥取、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、福岡、大分、北海道等であつたが、此の前年、九月十四日に朝鮮（當時は韓國）元山港本邦領事より同地方の牛疫に就て報告あり、即ち『同國咸鏡道の地方に牛疫大に流行し京畿道地方亦酷烈を極む』と云ふのであつた。

又、同二十四年十一月十三日韓國仁川の本邦領事よりも『平安道平壤地方に牛疫猖獗を極め現在頭數の三分二は斃死し、其他黃海道、京畿道にも大流行あり』と云ひ、又『江原道、京畿道、黃海道、忠清道に同年七月以降牛疫の大流行あり、同年十月頃には運送牛殆んど斃死し、其缺乏を來したる爲に穀酒の暴騰を見るに至つた』とも云はれて居り、云はば隣家の大火災と同様で、内地としては當然、自家の類焼を免れ得ない狀況にあつた。

同二十五年一月、農商務大臣は疫牛皮の輸入に關して次の内訓を發し警戒方につき注意した。（7）

『疫牛皮輸入ニ關スル内訓 明治二十五年一月』

朝鮮國江原道及京畿道等ニ於テ昨年七月以降牛疫非常ニ流行シ漸次他ノ地方ニ傳播シテ斃死セルモノ頗ル多ク、之ガ爲メ十月、十一月ノ頃仁川ヨリ輸入シタル牛皮ハ過半疫牛皮ニシテ爾來尙一、二ヶ月間ハ引續キ該牛皮ヲ輸出スル趣ナレバ同國ヨリ輸入スル牛皮ニハ充分警戒ヲ加ヘ該病ノ侵入ヲ豫防スヘシ』

同年八月二十七日附を以て外務大臣より農商務大臣宛に朝鮮國に於ける牛疫流行に關する釜山室田領事の報告書を回附して來た。依て農商務大臣は關係地たる警視廳、大阪府、兵庫縣、長崎縣、神奈川縣に次の訓令を發したのである。

『朝鮮慶尙南道靈山、仁同、密陽等ノ地方ニ於テ牛疫流行シ其ノ斃牛皮ハ屠牛皮ト共ニ釜山港ヨリ本邦へ輸出セシ趣ニ付此際該地方ヨリ輸入スル牛皮ニ就テハ充分ノ注意ヲ加ヘ該病毒ノ侵入セザル様嚴重取締法ヲ施スベシ』

明治二十五年八月二十九日

農商務大臣』

實に危機は迫つた譯である。日本の畜牛業は風前の燈火とも大蛇の前の小兎とも云ふべき状態に置かれたのである。而して又次の通知文も發せられた。

『今般朝鮮内地ニ於テ牛疫流行シ其ノ斃牛皮ハ專ラ本邦へ輸出候旨在釜山總領事ヨリ外務次官宛報告有之候趣ニ候得共目下難捨置事件ニ付右ニ關シ當省大臣ヨリ訓令相成タル次第ニ有之候、就テハ右報告ノ摘要別紙參考ノ爲メ及御廻付候條萬一輸入牛皮ヨリ病毒傳染ノ疑有之候節ハ其ノ實況詳速ニ御上申相成度此段及御通知候也』

明治二十五年八月二十九日

農務局長』(7)

此の如く農商務當局は防疫に配意する所あつたが、防疫機關の不備は當底、病毒侵入を防止することが出来なかつた。斯くて同二十五年十月二十二日、大分縣知事は次の電報を農商務大臣に當て打電するの不幸を見るに至つた。

『下ノ江外二村、牛疫現患九頭、尙蔓延ノ兆アリ、内三頭ハ去ル十九日朝鮮ヨリ積ミ歸ル、外八頭ハ航海中斃死海中へ投棄、後ト未ダ積込航海中ノモノアリ、仁川領事輸出取締ヲ請フ』

實に悲痛な電文である。これを受理した農商務當局は大いに狼狽し同省囑託勝島仙之介教授を大分縣下に派して朝鮮國輸入牛の病性を調査せしめ、且つ又十月二十六日に大阪、岡山、長崎、山口、福岡、大分等の知事宛に次の

通知を發した。(7)

『目下大分縣北海部郡下ノ江村ニ於テ朝鮮國仁川地方ヨリ輸入シタル畜牛ニ牛疫ヲ發シ尙同國ヨリ輸出ニ係ルモノモ有之趣ニ付御管下各港ニ畜牛及其ノ生皮ヲ輸入スルモノアルトキハ相當ノ取締方御取計相成度就テハ昨今釜山總領事ヨリノ報告ニ依ルニ去ル八月九月中、同國ヨリ本邦ヘ向ケ輸出セシ生牛ノ頭數仕向地等別紙ノ通ニ有之候ニ付爲御參考及御回附候也

農務局長』

尙、朝鮮の牛疫は北鮮から南鮮に蔓延して遂には濟州島にまで侵入し、爾來二、三年乃至四、五年毎に流行を見てゐたものであり、同二十五年には特に慘害を呈したので、餘波は我國に及び今や停止する所を知らない慘狀に陥つたのである。

その東京に發した狀況を記するに、同二十五年十月六日、東京府下荏原郡白金屠場の疫牛中に土持學士は牛疫疑似牛を發見し、これが屠殺方を禁止した所、此牛は芝區二本榎町二番地岡本某方に於て斃死し與倉獸醫學士の檢診の結果は牛疫なることが否定された。然るに附近の大谷某搾乳店の乳牛一三頭の内八頭が同月二十日から二十六日の間に發病し、津野獸醫學士は之を診斷して牛疫と決定した。十一月十四日には更に淺草の家畜市場會社に神戸港を経て輸入した朝鮮牛が發病し、その翌月には芝、京橋、淺草の三區、荏原、南北豐島及南葛飾の四郡に發生し、病牛一九三頭、撲殺牛二七九頭、斃牛二三頭を出すに至つたのである。依て獸醫學士會は「牛疫豫防法に關する心得書」を刊行して全國に配布し畜産保護に任じ、且つ又國家的獸疫豫防法に關し外國獸疫豫防法案及牛疫豫防法案

を議決して之を農商務大臣に建議するに至つた。(7)

同二十五年十月二十八日、農商務大臣より外務大臣宛に、朝鮮牛輸入により大分、福岡兩縣下に牛疫を發し、益々蔓延し病勢猖獗の兆あるを以て本邦内地の取締をすると共に輸出地に對しても取締を要するので、特に在仁川本邦人にして畜牛及び生皮を本邦へ輸入する者ある時は説諭を加へ、此際なるべく輸入しないよう告諭方を仁川領事へ訓令されたく依頼する所あり、之に對し十一月二日を以て外務大臣より次の回答があつた。

『回答文 送第二三五號』

農第四七七號貴信ヲ以テ朝鮮國ヨリ輸入ノ畜牛及生皮ハ目下同國牛疫流行中ニ付可成本邦へ輸入セサル様在留邦人ニ諭達方仁川領事ニ訓令ノ義ニ付御依頼ノ趣致承知候右ハ無論領事ニ於テ畜牛若ハ生皮ノ輸出ハ斷然差止め候義ハ難相成候得共此際右輸出者ニ對シ本邦ニ向ケ畜牛等ノ輸出ヲ當分ノ内相止め候様懇切ニ示諭シ尙居留地警察ニモ充分注意爲致候様已ニ訓令致置候間左様御了知相成度此段申進候也』

之に依て在仁川領事は本邦人の輸出を取扱ふ諸店に對しそれ〴〵説諭したこと勿論であるが、全然防遏することは不可能であり、之に就て在仁川領事代理能勢辰五郎から外務次官林薫宛次の回答文(抄)があつた。

『(前略)當港ノ現狀ヨリ觀察スルニ假令本邦商ニシテ該輸出ヲ暫停セシムルヲ得ルトスルモ本邦へノ輸出ハ到底防遏ヲ期シ難キ義ト存候何トナレバ生牛皮(畜牛ノ輸出ハ殆下皆無ト云フベキ程ノ少數ニシテ牛骨ハ相應ニ輸出アリ)ハ目下穀物ノ次位ニアル本邦へノ輸出重要品ニ有之候ヘバ若シ本邦商ニシテ差當り同品ノ輸出ヲ中止セシメ

ンニハ價格ノ爲メニ低落スルト同時ニ在港ノ清洋商ハ争フテ同品ヲ買込ハ勿論ニシテ而シテ右等清洋商ハ何レモ長崎、大阪、神戸等ノ地ト脈路ヲ通ジ居候ヘバ自然同地方ニ向ツテ輸出ヲ計劃スルハ至テ觀易キモノト存候左スレバ獨リ本邦商人ニ取締ヲ設クルハ一方ニハ商業上ノ利益ヲ本邦商ノ手ヨリ奪ツテ清洋商ニ與フルノ傾アリ又一方獨リ本邦商ニ輸出ヲ見合ハサシムルモ清洋商輸出者ヲ生ズルニ至テハ到底夫ノ輸入ヲ本邦ニ見ザルノ結果ヲ生ジ難キ義ト存候要スルニ本邦輸入地ニ於テ嚴密ナル檢疫法ヲ施行相成候方一段ノ好結果ヲ生ズベキ義ト存候（中略）

當港附近地方ノ牛疫ハ時下追々寒冷トナリ從ツテ病勢相薄ラキ候由ニ有之候去レド慶尚道、開寧、善山、釜山等ハ今ニ流行致居候ヤニ噂致候目下當港ヨリ輸出ノ牛皮中ニハ疫牛皮ハ殆下混淆不致居哉ノ由ニ有之候得共右ハ到底信用難致義ト存候右御回答旁々申進候也

明治二十五年十一月二十四日

當時尙、海港檢疫なるものは我國に於て具體化しなかつたので、此の回答文は確かに獸疫豫防法に對する一針であつた。

斯くて政府は本疫撲滅に大いに努力したが、特に農商務省訓令第三十六號を以て臨時獸醫備入れの手當金を倍額（三五圓以内）に増加する等、防疫の第一線に活躍すべきものの給養を厚くすることとなつたのは注目すべきことである。（7）

兎も角二十五年に於ける防疫は充分に徹底せず次年に持越すこととなつたが、此の年に於ける本疫で斃死又は

撲殺した牛數は四四八四頭（四三五一頭とも云ふ）で、それに要した豫防費（國費）は六萬〇七九二圓（七萬三九九圓餘とも云ふ）であつた。（一）（七）

尙、此年に於ける各地方の防疫陣の二、三を記そう。

神奈川縣は縣廳内に獸疫豫防委員を設けたが、委員長は菅井警察部長、醫長は與倉東隆、委員として可兒悌二郎、内村兵藏、安井涼一郎、南澤時義を擧げ以て百方防疫に盡したが、横濱市内外の乳牛は殆ど全滅した。（二）

又、福岡縣に於ては健牛撲殺手續を公布して防遏に努めた。その結果は翌年に殆んど病毒消滅したので、檢疫獸醫は解雇された。

次に北海道に發した牛疫は兵庫丸が神戸港から肉牛（牝）一〇頭を函館に移入したに依るもので、該肉牛一頭を屠殺し山本松太郎獸醫が其肉を鑑定した結果病的と見て埋却、消毒を行ひ、他の九頭も食慾不進なので屠殺した。

然るにその後一〇日を経て龜田郡根川内村の乳牛が發病し獸醫は之を疑似牛疫と診斷し、北海道廳は直ちに獸醫學士小國虎五郎技手を派して病毒豫防に盡力せしめたが、尙發病するものあり、依て十數日後に廳令第三十七號を以て龜田、上磯兩郡を牛疫豫防線内とし、又廳令第三十八號を以て函館、小樽、室蘭の三港に於ける牛羊及び其皮角の輸出入を禁止したのである。斯くて本道の牛疫は大なる蔓延を見ずに終熄したのであつた。（三）

同二十六年の發生は大阪、京都、兵庫、長崎、奈良、三重、和歌山等で、前年發生した廣島、山口、大分、北海道等は幸に年内に消滅した。又、前年發生して二十六年に持越した牛疫も漸次病勢衰へ五月の候には殆んど沈靜に

歸したが、當時に於ける三浦學士等の統計によると二十五、六年の發生數は各府縣別に見て次の如くであつた。

東	山	兵	長	福	愛	神	岡	奈	大	大	三	廣	京	和	滋	鳥
東京	山口	兵庫	長崎	福岡	愛媛	神奈川	岡山	奈良	大阪	大分	三重	廣島	京都	和歌山	滋賀	鳥取
發病	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二三一(頭)	一五六	六八七	三〇〇	一四二	一四六	二二一	一一八	八〇〇	一四二一	二六六	三五〇	三四	八〇	一一〇〇	七〇	一二
撲殺	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二二(頭)	〇	八五	〇	八	〇	六三	一五	不詳	二二七	六六	三〇	〇	不詳	不詳	不詳	三

明治中期篇

德島	〃	九	〃	〇
福井	〃	三〇	〃	一六
北海道	〃	二〇	〃	二
香川	〃	二〇	〃	〇
岐阜	〃	一	〃	〇

明治二十六年の牛疫は一時衰へたやうに見えたが、六月になつて再び擡頭し非常に猖獗を極めるに至つた。依て農商務大臣は同年六月七日に次の注意を發令した。

『牛疫蔓延ニ付注意方ノ件 農商務省告示第五號』

客年十月朝鮮國ヨリ輸入シタル生牛ニ牛疫ヲ發生セシ以來病毒急ニ各地ニ傳播シ頗ル猖獗ヲ極メントスルノ徵アリシモ大阪府ヲ除クノ外悉ク已ニ消滅ニ歸セシトコロ昨今再び京都、和歌山、奈良、三重ノ諸府縣ニ該疫發生殊ニ和歌山縣ニ於テハ病毒蔓延ノ慮アル趣届出タリ萬一前回ノ如キ慘狀ヲ呈スルニ至ラバ容易ナラザル義ニ付此際一層注意スベシ』

而して此年の發生は大阪、京都、兵庫、長崎、奈良、三重、和歌山の二府六縣で、斃死又は撲殺頭數は五三七七頭、防疫費（國費）七萬七四四五圓餘、その損害は決して前年に劣らなかつた。従つて之を地方的に見ると、警視廳は廳令第二十六號を以て牛疫豫防の布告をする所あり、三浦獸醫學士は同年二月に日本畜産協會の總會に於て牛疫につき演述し、又、中央獸醫會は同年十二月、次の趣旨書を公表して天下萬民の注意を促した。

『牛疫の畜産を損害し國家經濟を紊亂するは古今の歴史に徴して昭々たり、昨年九月中旬朝鮮の牛疫我九州の諸縣に入るや、一時猛烈の勢を以て四方に傳播せり、當時吾曹は畜産界の厄運を憂ひ國家の損害を慮り帝國議會及政府に向て豫防撲滅の策を建議し一面に於ては牛疫豫防心得書を刊行して汎く天下に頒ち、只管惡疫の速かに消滅せむことを期したり、然るに本年七、八月の頃昨年之餘燼關西地方に再燃して目下猶ほ猖獗を逞ふせり、加之朝鮮の疫牛は依然として輸入せられ去月は長崎縣下五島に、本月は同縣對島に於て牛疫發生の報あり、吾曹此慘狀を見聞して痛嘆に勝へず再び本病の慘害を江湖に訴へ公衆の注意を促すの必要に迫れり云々』

又、當時は農民の家畜衛生に關する思想が普及しない爲、牛疫豫防の實際に當つて農民の反感を買ふ如き結果に陥つた例もあつた。その一つとして同年十二月七日、司法省民刑兩第一六二二號を以てされた次の農商務大臣宛の通知を見るのである。

『患牛撲殺處分ニ對シ妨害ノ件

長崎縣下南松浦郡崎山村ニ於テ牛疫發生シ福江警察署警部ニ於テ患牛ノ撲殺ニ着手セシトコロ三百名許ノ村民集會シ亂暴ヲ働キ患牛ヲ奪取シタル件ニ關シ長崎地方裁判所檢事正岡田豐ヨリ別紙寫ノ通り報告有之候條爲御參考此段及通知候也

(別 紙)

今般長崎縣松浦郡崎山村(福江區裁判所管内)ニ於テ牛疫發生シ獸醫診斷所有主連署ノ届出アリタルヲ以テ福江

警察署警部ハ獸類傳染病豫防規則ニ從ヒ患牛ノ撲殺ニ着手シタル處凡ソ三百名許ノ村民集合シニタ手ニ分レ鎌ヲ携ヘ棒ヲ所持シ石ヲ投シ一同高聲ヲ發シテ警部ノ出張セシ屠殺場ニ寄せ來リ亂暴ヲ働キ遂ニ患牛ヲ奪取セリ仍ツテ重立チタル者數名ヲ現場ニ於テ引致シ仍ホ他ノ共犯ヲ引續キ引致ノ見込ヲ以テ目下專ラ捜査中ニ有之候條此段及申報候也

明治二十六年十一月二十九日

長崎地方裁判所檢事正

岡田 豐

司法大臣 芳川顯正殿

同年五月『獸疫費取扱手續』が發布された。

同年八月二十八日、獸類屍體發掘禁止の件が農商務省令第十四號を以て公布された。即ち次の如くである。

『左ノ諸病ニ罹リタル牛馬羊豚ノ死體ハ埋没十二ケ年ヲ經過セサレハ發掘スルコトヲ得ズ、違背シタルモノハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス、但獸類傳染病豫防規則ニ正條アルモノハ此限りニ在ラス

一、牛疫 二、炭疽 三、鼻疽及皮疽 四、傳染性胸膜肺炎 五、傳染性驚口瘡 六、羊痘』

5. 家畜類海港檢疫實施の初め

明治二十七年三月中旬、朝鮮の牛疫が再び大阪府下に侵入したので、農商務大臣は直に兵庫、長崎、岡山、廣島、山口、和歌山、香川、愛媛、福岡及び大分の諸縣に次の訓令を發し、以て朝鮮より輸入する生牛、皮骨の檢疫勵行

に努めたのである。(7)

『大阪府下ニ於ケル牛疫ハ本年二月下旬全ク消滅ニ歸セシガ今復タ同府下ニ於テハ朝鮮國ヨリ輸入シタル畜牛ヨリ牛疫ヲ發シ再ビ前日ノ慘害ヲ來タスノ虞アリ、依テ此際同國ヨリ輸入スル生牛及粗生産物(皮骨等)ハ陸揚前検査ヲ行フベシ』

此の訓令に基き當該縣は各々縣令を發して生牛、皮骨等の検査を開始するに至つた。これが我國の家畜類海港検査實施の最初である。その一つとして福岡縣のそれを摘記しやう。(7)

『朝鮮國ヨリ輸入スル牛及其粗生産物(皮骨等)ハ陸揚前最寄ノ警察官署ノ検査ヲ受クベシ、違反スルモノハ貳圓以上十圓以内ノ罰金ニ處ス』

此年福岡縣内務部第二課では甘木共立獸醫學校教師田中守に依頼して縣下の牛疫を調査せしめた。此年の牛疫發生地は長崎、山口、福岡、大分の四縣で、長崎は南松浦郡下に朝鮮牛輸入によつて發病し約一一〇頭の罹病を見たが、消毒の嚴行と、健牛を山野に隔離したことに依て病勢を衰へしめたと云ふ。

此年の牛疫斃死又は撲殺牛數は三〇〇頭で、豫防費(國費)として三千四百餘圓を費したが、前年に比すると極めて少い。而して明治二十五年以後の牛疫侵入系統は次の如くである。

- 一、明治二十五年、朝鮮より直系の病毒侵入を受けた地方は山口、岡山、長崎、福岡、大分。
- 二、明治二十六年、朝鮮より直系の病毒侵入を受けたのは長崎縣。

三、明治二十七年、朝鮮より長崎、山口、福岡、大分等へ病毒を傳へたものである。(4)(7)(8)

明治二十八年には東京、大阪、神奈川、兵庫、長崎、群馬、千葉、栃木、静岡、長野、福島、岡山、山口、和歌山、香川、愛媛、福岡、佐賀等に牛疫發生し停止する所を知らぬ状態となつたが、これより曩、朝鮮では同二十七年に鴨綠江上流地方から牛疫侵入しその以前からも續發してはゐたが、二十五年、二十七年、二十八年に至つて俄然疫毒猛威を振ひ爲に日本から陸軍一等獸醫黒須宗直、助手手塚伸太郎等が平壤畿州地方に行つて防疫を助ける状況であり、同二十八年に在金州の高橋得太郎は次のように報導してゐるに見てその猖獗ぶりが知れる。

『金州界四方數百清里間飼牛一、二萬頭の内、一、二千頭は牛疫の爲斃死今尙終熄に至らず(中略)然るに農民は本病の傳染性たるを知らず、病牛健牛を同舎に混養し加之斃牛肉は食用として販賣し皮毛骨等も販賣に供するを以て益々傳播を催助す云々』

而して二十八年の内地に於ける病毒侵入系路は釜山より長崎、山口、佐賀、福岡等に及ぼしたものの、朝鮮より愛媛縣下に病毒を輸入した疑あるもの、系統不明で兵庫より岡山、神奈川を経て東京、福島、千葉、静岡等を侵したものと等あり、如何にしても此の朝鮮よりの病牛輸入を止めなければ、到底内地の本疫を防ぐことは出来ない状態であつたが、更に牛馬商等で自己の利益の爲に病牛を密賣するものもあり、蔓延を助けるので之が取締方につき警視廳は次の伺書を農商務大臣に提出した。(7)

『牛疫流行ニ付豫防ノタメ該疫流行地ヲ發シ若クハ通過シタル生牛羊豚ヲ當府下ニ輸入ノ義ハ過般廳令ヲ發布シ

テ之ヲ禁止シ爾來管轄境界ノ要路ハ夫々所轄警察署ニ訓示シ嚴重ニ此ガ取締ヲ爲シ來リ候處畜牛賣買營業者ノ如キハ概ネ自利ノ外他ヲ識ラサルノ徒ノミナレバ一旦其利ヲ見ル時ハ巧ニ警察ノ間隙ヲ窺ヒ其密輸入ヲ謀ルモノナシトセズ然ルニ其違犯ノ處爲ニ付テハ相當ノ制裁之レアリト雖モ密輸入ノ牛羊豚ノ措置ニ就テハ別ニ據ルベキモノナク之ヲ彼等ノ意ニ任カセ府下ニ於テ賣買等ヲナサシムルトキハ其弊害倍々増進シ防疫上ノ障碍不尠ト存候右等密輸入ニ係ルモノハ發見ノ遲速ニ拘ラス渾テ輸出原地ニ牽歸サシメ可然哉本件ノ差掛タル事實有之候ニ付至急何分ノ御訓示ヲ仰候也

警視總監 園田安賀

農商務大臣子爵 榎本武揚殿

此の伺書に對しては次の回答があつた。

『(前略) 伺通 但シ發病セル場合ニハ其ノ所在地ニ於テ直ニ成規ノ處分ヲ爲スベシ』

而して此年の斃死又は撲殺疫牛は一六六六頭、その豫防費(國費)は四萬一四八二圓餘であつた。(4)(7)(8) 明治二十九年の牛疫發生地は東京、大阪、神奈川、兵庫、群馬、奈良、和歌山、香川、福岡、佐賀等で、その斃死及び撲殺牛數は一四三七頭(一六四六頭とも云ふ)で、國費五萬一九一一圓餘を費消した。(4)(7)

當時、牛疫流行に際して高等獸醫學を修めたものが必要とされた。これに就て明治廿六年一月八日の「日日新聞」には次の記事が出てゐる。(7)

『山城國綴喜郡普賢寺草内八幡地方に牛疫流行す。因て京都府廳に古川獸醫學士の出張を請求したるも府廳に於ては獸醫學を知るもの僅かに古川氏一人にて、且つ同氏は衛生分掌の屠牛及び搾乳の検査に忙しければ出張する暇なしと斷らる。警察部勸業部何れも牛疫に關する事柄は同氏の診斷と意見とを聞くより他の方法なしとて、目下獸醫學士は引張風の有様なり云々』

又、前述の如き暴民騒ぎまでは行かないが、大分縣下に於ける牛疫發生と、之に對しての檢診、撲殺が相繼ぐ爲に野田の住民が郡廳及び警察に出頭し次の請願を行つた事實もあつた。(9)

『一、人民は今回流行の疫、特に昨日撲殺せるは必死のものと認めず、猶ほ快癒の望あるにより一頭丈けは離隔し充分の治療を試み天然の命を終へしめられたし。

二、獸醫巡查等、健體検査をなせば假令充分の消毒をなすと雖も、尙病毒を他に傳播するの虞あり、依て斷然之を廢せられたし』

尙、本項は山脇圭吉先生の記述を参照轉載したところが頗る多いので記して敬意を表するものである。

参 考 文 献

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 朝鮮國牛疫及産業調査 明治二十七年版 | (2) 關西畜産新報 第三卷第一號 |
| (3) 北海之殖産 第三十二號 明治二十六年 | (4) 尾崎技師 肉と乳(雜誌) |
| (5) 大橋正之助 中央獸醫會雜誌 | (6) 中央獸醫會雜誌第二八輯卷之十一 |

(7) 山脇圭吉 中央獸醫學雜誌第四十六輯卷九、十、昭和八年

(8) 中央獸醫學會雜誌第四一輯卷八

(9) 東京獸醫新報第十一號—第二十八號

6. 氣腫疽

氣腫疽は嘗て炭疽と混同され或は他の傳染病とも混同されて考へられてゐたらしく、之に關しての發生報告は餘り見ないが、山口縣農學校白石寛吾は開業獸醫柏原榮晴と共に之を研究し、牛の醉疽即ち氣腫疽は山口地方に於て古くより間斷なく發生し牛を斃すこと無數であつたし、地方人は此病氣にかかるのを命數として平然放棄してゐたと報告してゐる。(1)

本病の發生地は中國地方及び青森縣下等を主としたようである。(2)
尙、本病は俗にタチ病と云はれたものであつたことを附加して置かう。

7. 狂犬病

東京駒場の東京農林學校家畜病院に收容された本病犬は明治二十一年五頭、同二十二年八頭、同二十三年二頭、同二十四年二頭に達し、此頃も東京市は狂犬病横行時代と云つて過言ではなかつたと思はれる。

而して同二十五年八月には大分縣下毛郡下郷村に於て二頭の狂犬あり牛馬二〇頭を咬傷したが、その内馬三頭、

牛一四頭は斃死し其他多數の猫、鶏等が本病の爲に斃れたのである。更に二十六年二月には長崎市に於て一輸入犬より本病を發生し、その咬傷による人畜の被害甚しく、咬傷を受けた人は數十名、犬猫亦感染するもの多く、人の病死するもの一〇名に達した。依て同市は本疫撲滅に努力し撲殺犬數七三五頭（内野犬六八七頭、狂犬四八頭）と云ふ空前の慘害を見、同港市民は恐怖の爲に夜中の通行が絶へたと云ふ。當時長崎獸醫學校の獸醫學士中江保太郎は次の如く云つてゐる。

『長崎港は古來我邦虎列拉病の本原地として其名全國に周く加之曩には牛疫の發生地を以て指目され今復た不幸にして狂犬病の襲ふ所となる、世人は此地を以て世の最も嫌忌せる悪疫の巢窟となすも亦理なり云々』

殆んど空前とも云ふべき此の百鬼夜行時代に於て醫學博士中濱東一郎、東京獸醫學士會等はこれが狀況を専門誌に報ずる所あり、又、長崎醫學專門學校では栗本東明が初めてパストール豫防注射法を人に實施した。

長崎の狂犬病は更に郡部にも擴布蔓延し、翌二十七年一月より二十八年三月十五日迄に咬傷を受けたもの六七名、其の内二一名が病死した。栗本は續いて人に對する豫防注射を實施したが、これが我國で人に於ける狂犬病豫防注射を行つた始めである。(1)(2)(4)

同二十六年には神奈川縣下足柄郡國府津地方にも狂犬發生し、翌二十七年には夏より秋冬に互つて山口縣佐波郡下に發生あり大流行をなし犬屬の多くを滅したが、牛馬も亦咬傷を受けるもの三十餘頭に達した。而して牛馬に洗水を飲ませた所が、その水は狂犬の口を接した爲に唾液を混じて居り、爲に一頭の馬、三頭の牛が一口之を飲んだ

ばかりで翌日發病し遂に斃死したと報ぜられてゐる。その眞偽は不明であるが、兎も角多數の發病があつたことが想像されるのである。而して人も亦、出雲、石田の二村に於て各一名の恐水病死者を出した。(2)(4)(5)

8. 其他の牛馬傳染病

イ、馬

明治二十七年、陸軍獸醫學會席上で、陸軍獸醫學校教官陸軍一等獸醫今泉六郎は、

『ブルストゾイフェを和譯して胸疫(きやうえき又は、むなやみ)と稱ふべき』を論じ、更に近頃我が獸醫學校病馬廐に病狀全く胸疫に符合するものを診し直ちに別廐に移し治療中、更に二頭同様の疾病に罹つたものを見、その一頭は斃れたと報じた。(「東京獸醫新報」第二九號)

更に又次の如く報告してゐる。(「中央獸醫會雜誌」第七輯卷之三)

『此病は近年までインフルエンザなる茫漠たる病名の中に含有せられたり。(中略)往時のインフルエンザは今日概ね次の二症に分類せらるるなり。

其一、インフルエンザ(馬疫、通紅疫)

其二、胸疫(窒扶私、傳染性胸膜肺炎)(中略)

此頃我陸軍獸醫學校病馬廐へ入療の外科患者中、俄然發熱し、食思絶へ胸膜兼肺炎及心臟虚脱の症候を呈せるも

のあり、その模様全く胸疫のものに符合するが故に直ちに之を別廐に移し對症の處方を施せるに續て類症に罹れるもの二匹、中に就て一匹は斃れ二匹は尙治療中なり。(中略)

余亦た初め患畜の鼻汁につき、方の如く着色檢鏡の手段により所謂チプロコックスなる微菌あるを認定し、其後屍體の肺部より均しく一樣の球菌を検出したり、是に於てか斃畜の愈々胸疫たりしことを定め且つ類症を患ふるもの同じく是れ胸疫なるべきを診斷したり。(下略)』

即ち我國の胸疫は斯くして發見されたのである。

同二十七年頃より肥前國藤津(佐賀縣管下)、北高來、東彼杵(長崎縣管下)の三郡にボルナ病發生し、獸醫學士時重初熊は其詳細を報じて次の如く述べた。

『本病と人類の流行性腦脊髄膜炎一名項瘰とは同一の病症ならん、これラーヂ氏を初め諸家の信憑する所なり。

(中略) 佐賀縣下既往の歴史は全く不明なれども、二十七年以降時々流行せしことは山口獸醫の余に告ぐる所なり
(中略)

野中獸醫は過る二十九年始めて本病を藤津郡東嬉野村に實檢せしが、當時の患馬頭數は一三頭にして悉皆斃死したりと云ふ。(下略)』(5)

ボルナ病は長崎縣北高來郡が初發で、その二十七年十二月から二十八年二月に於て二三二頭、二十九年八一頭の患馬を出してゐる。二十九年藤津郡東嬉野村では一三頭が斃れてゐる。(6)

同二十七年、陸軍獸醫學校教官今泉六郎は、從來馬のインフルエンザ、腐敗熱或は偶爾謨（壞癩性感冒）等と云はれたる、鼻腔の粘膜に紅斑の生ずる病氣に對して血斑病と命名し、其原因を特殊の微菌か他の病的産物に依るか不明であるが、そのものが心臟及び尿管に感作を及ぼし、従つて血液の栓塞及び溢血を催すに至るものであるとし、往々偶爾謨、流行性感冒、胸疫等の諸症に繼發し又は併發するものであると述べた。（7）

以上の如く今泉六郎は胸疫と血斑病に就て、時重初熊はボルナ病に就て、それぞれ新知見を發表したのは此處で特筆すべきことと思ふ。

口、牛

扱て次は牛の方であるが、既に北鮮に流行した牛の流行性驚口瘡は明治二十五年に於ても流行して居るので、それが如何なる動機でか内地に侵入する危険があつた。果然同二十七年に新潟縣下に二百餘頭の流行病發生し、同時に愛知、岐阜、和歌山等にも同様の報告あり、（新潟の報告は佐藤運平による）岐阜縣下に於ては之を驚口瘡と決定し、和歌山亦同様に決定したと云ふが、眞なりせば流行性驚口瘡が我國に發生した始めと云ふべきである。

牛痘の報告は明治二十四年森長寶によつて發見されたのが始めのやうである。即ち彼は東京市各乳牛場を巡回中に御茶ノ水附近の某場で、乳牛一頭の乳房に數箇の牛痘疱を發生したのを見た云ふ。又同じ頃に中村資一は山口縣吉敷町で天然痘流行の際に同地牛乳營業者某の乳牛に於て、その會陰部及乳房部に數箇の痘疱を形成したのを見た。又須藤義衛門は同二十六年の春、東京府下豊多摩郡澁谷村字宮益町牛乳營業人某の所有牛に乳房部に於て大小

數箇の痘疱形成を見た云ふ。(梅野信吉の記述による)(7)

獸醫學士加藤雄千代の報告によると兵庫縣下に於て明治二十一年九月頃から牛病發生し、乳牛、耕牛の別なく發病し、甚しい所は一村の畜牛全部が侵された。その病氣は卒爾として發し多くは夜間に動物を襲ひ、經過は早く、適應の治療を施せば一日乃至三日で全治する。斃死牛はない。但し乳牛にあつては泌乳を止め耕牛に使役を妨げ畜牛家に不利を與へたのである。本病に就て加藤は次の如く論じてゐる。

『泥沼熱と診斷する。』

原因は瘴氣と稱する特異の病毒を感受するより發し、縣下に洪水あり、多少有機物の分解を催して此毒を發せしめたのであらう。實驗する所によれば、壯齡の牛は最も多く本病に罹り老齡のものは少く、犢牛に至つては殆んど罹病したものが無い。又、土地の高低乾燥卑濕の感作は本病に關係がある。

症候は沈鬱、頭を低れて厩舎の一隅に起立し、口唇四肢等の震戦、流涎するものあり、後身蹠踉たるものあり肢に疼痛あるものあり、呼吸疾速、脈六〇——九〇、體溫三九・八——四二度を示す云々。

同時代に於て、別所榮治郎の報告にも、香川縣下に類似の牛の流行病が發し約一箇月間に千三、四百頭が罹病したが、その過半は全治し斃死は僅か三頭であつた。又、神谷凱藏も和歌山縣下に同時代に牛の流行病發生し、症狀は前者に似て大約二——七、八日で輕快し死牛は稀であると報じ、且つ萬民の注意を深からしむる爲に類似炭疽病と命名し、一の傳染性發病と論じてゐる。此例も洪水の害を見た後の發生である。

同二十二年八月下旬より鹿兒島縣高城薩摩二郡に牛屬間歇熱流行し、九月九日までに患牛三百餘頭發生、菱刈郡にも九月十日頃より數十頭の病牛發生したが、それらの症狀は反芻失序、鼻端乾燥、歩行緩慢、惡感戰慄、體溫上昇、腹部膨大、便秘などで前者に大體似てゐた。

同年九月二十二日より島根縣下にも類似炭疽發生し疔痛、咽喉炎を發し、其他前者に類する症狀あり、經過は四——五日で、重症に至らず、發生數は安濃郡下に一五頭餘であつた。

同年九月二十日頃から大分縣大分郡石城川村の牛に輕症悪性加答兒熱を發し各村に傳播して三百餘頭を罹患せしめた。又、山口縣下にも豊浦、大津、阿武三郡及び赤間關市等に牛病發生し殆んど全牛を侵したが、斃死するものは稀であつた。

同年十月頃、奈良縣にも牛病流行し、獸醫は之を鼓脹病又は腸胃加答兒と診斷したが、病牛は二〇〇頭に達し症狀は前者に似てゐた。

同年初秋より愛媛縣にも牛病發生し、背部皮膚に浮腫を生じ、病初から號叫煩悶したが症狀は大體前同様で病牛六〇頭を算した。高知縣にも同様の病牛あり、多く夜間發すると安田繁嵩が報告してゐる。

要するに之等の疾病は當時以上の地方を風靡した悪性加答兒熱とも云ふべきものと思はれる。

明治二十六年、東京府下に發した乳牛の熱性病に對し陸軍二等獸醫黒須宗直は之に悪性加答兒熱なる病名を附した。(9)此の悪性加答兒熱に對して、佐藤運平は同二十七年にその主徴候を次の如く述べてゐる。(11)

「一、四肢の一足又は兩足踰跂す、一、鼻端乾燥、涎を流し、又半熟卵様の鼻漏あり、間々血液を混す、一、食欲絶止、咽下困難、喉頭腫起するものあり、一、咳嗽は概ね發するを常とする。全身殊に肩胛下部に浮腫、間々子宮炎を發す、一、重症は呼氣甚しく腐敗臭を放ち肺臓の膿潰せるを示す、間々結膜炎を發し、體温は四〇・三度に達したものがある」

明治二十六年九月、東京に牛の新流行病發生し、その症狀は明治二十二年攝津國、播磨國、香川縣、神戸市、和歌山縣、其他岡山、廣島、山口、長崎、熊本、福岡、大分、鹿兒島、沖繩、高知、奈良、京都、大阪、愛媛、島根等に流行して多數の畜牛を侵した悪性熱病に類似してゐた。之が症狀に就て勝島仙之介、須藤義衛門の報する所によると次の如くである。

『病牛は倦怠沈鬱し呆然佇立するあり、或は伏臥呻吟、咬牙するあり、或は頸を彎曲すること乳熱に於けるが如きものあり、或は伏臥兩前肢を伸べて之を前進す、皮膚温は冷熱不定或は耳角灼熱を帯び或は角温にして耳冷なるものあり、或は皮表渾て厥冷し或は皮膚の知覺過敏にして軽く觸るるも乍ち震播するものあり、或は頬、咽喉部、頸、肩、胸前、背部、腰部等に皮下氣腫を發し之を壓せば嘔發音を聽く、鼻端の乾潤亦一定せず、初期は大いに震戦し一見熱あるが如し、體温頗る高く、(中略)呼吸は疾速にして浅息をなし、(中略)概ね鼻孔より少量の液を漏す。(一)』

而して本症はインフルエンザであるとされたが、同年は東京のみならず關東、關西、四國、九州にも波及發生し、

兵庫縣では同病のため二〇〇頭餘を侵され、靜岡亦相當に多發し、横濱にも發生あり、福岡縣下は數百頭侵された。依て同縣廳は獸醫學士山口榮次郎をして調査せしめた。

明治二十九年、警視廳の調査によると、管内乳牛の病類別中、傳染病に關するもの其他の發生數は次の如くであつた。(8)

検査頭數	市内		郡部
	一〇六八五	二四〇七	
結核	一九	一	
同疑似病	七五	二	
慢性氣管支炎	六四	五	
急性氣管支炎	一五	三	
咽喉水脉腺腫	一二	八	
氣管支カタル	二二	三	

明治二十九年四月、臺灣臺北縣下桃仔園部内に水牛の流行病が蔓延した。此の地にある治牛先生(ジニウセンシ)即ち牛醫は之を瘟熱(ウンニャツ)と云ひ、症狀は當時の臺灣守備第一旅團附獸醫伊藤莊太の記述によると次の如くであつた。

『始め吃草を欲せず、眼は充血し、一兩日後に糞は暗赤色となり劇しく水瀉し尿は秘澁する。三、四日の後に至

れば獸身不安となり眼光鋭く殆んど狂亂の貌を呈し暫時にして斃死すと云ふ。病原等はその詳細を知るに由なしと雖も思ふに之れ所謂水牛疫なるものならん』(9)

本症に對する臺灣牛醫の處方は次の如くである。

「七厘香 四兩。 仙草 五兩。 犂壁草 三兩。 車前草 四兩。
榕皮 四兩。」

9. 馬の加奈陀馬痘

明治二十九年、野中多一は馬に發する皮膚病に就て次の如く述べてゐる。

「初期は概して熱を發し、その後二、三日にして顔面、頸側、腹側、下腹陰筒及び球狀部等に暗赤隆凸の疹を發す、此疹の大小一ならずして扁桃大のものあり、或は豌豆より稍々小なる者あり、更に二、三日を経れば澄液滲出して疹は水泡に變じ灰白となり次で疱中の澄液は變じて膿汁となる。之より體溫漸く低下する者の如し、爾後二、三日を経れば膿疱乾涸して痂を結ぶに至る。試みに此結痂を剝取りたる後を検すれば疹面に膿汁若くは澄液の漏出するを見る。」

睪丸浮腫し體中の淋巴管膨大して四肢、腹部等浮腫し或は腰部拘攣して運步拙なり。(中略)

此病各村落共流行甚しく十中の八、九は概ね此病に罹らざるものなし。當地獸醫は甲は水脈炎と名づけ乙は之を

皮膚炎と稱す。而して本病の初發は神崎郡境野村にて近々四、五日間に佐賀縣内東部の各郡に蔓延し數百頭罹病す。本病は即ち馬の加奈陀馬痘で傳染性膿疱皮炎とも稱され、熊本縣下益城郡に於ても發生した。同地患馬の症狀は、全身各部に小腫を生じ小腫の集合は腹壁に於て著しく、又痛覺あり、其のフlegモ一ネを生じたものは食慾減損し、重症のものは速かに斃死したと云ふ。太田楨太郎亦之に對し加奈太馬痘の診斷を下し、勝島教授も同症或はその類症と稱した。而して同年本症と考へられるものは福岡にも發生したが、之は佐賀より波及したものと云はれた。宮崎亦本病蔓延し、同年の發生數は二萬頭と云ふ。之に就て農科大學助教時重初熊、同今井吉平は次の如く述べた。

『明治二十九年十月より十二月下旬の間に宮崎縣下に二萬餘頭發病せるを報じ其傳染性は皮痘の比に非ずとなす、而して其斃死數は一・七%強なるが、宮崎縣下を通算するに三百頭の斃死を下らざるべしと記せり。その輕症の模範症候は包皮、陰囊、腹部、胸部、帶徑、肩胛部、内股、四肢、頸、顔面等に帽針頭—半錢銅貨大(稀に一錢銅貨大)の帶黃灰白色の乾痂を以て被はれたる膿疹を認む。痂皮を剝離すれば、淡黃色粘稠の膿汁の流出するを見る。

(中略)

之を精檢するに單に皮膚の表層のみを侵し、決して深部に達せず、而して痒覺なく微に疼痛を感じるものの如しと。重症も同様發疹し、且つ浮腫を發す、浮腫部に必ず一箇以上の膿疹を存す。その膿疹は疹面汚穢不正で悪性に變じたるものと思はる。斯くして食慾の全く絶止したるものは死に轉歸す。且つ後體麻痺を起すこと多しと。

而して今井が宮崎縣にて採集せる患馬の膿汁を檢査するに一種微細の桿狀菌を發見せり、これ加奈陀馬痘の患部

に發見するバチルス・アクネ・コンタギオーズに酷似し、且つ臨床上の所見と共に本症は加奈陀馬痘と同一症なり。その日本に侵入したる経路は地理の關係より考ふれば本病が已に接近の亞細亞大陸に存してより本邦に進入したるものならん」(一)

10. 豚の傳染病

明治二十一年、北海道眞駒内種畜場に於て、米國から輸入した豚百餘頭が傳染病に罹り死亡率も多かつたが、これに對し北海道第二部は傳染性肺腸炎の診斷を下し且つ次の印刷物を配布して一般養豚家の注意を促した。

『本部所轄眞駒内種畜場に於て客歲十二月中旬より畜豚に傳染性肺腸炎 *Pneumo-enteritis contagiosa* と稱する一種の傳染病を發し、爾來斃死するもの多し、左に病兆及豫防法を掲げて畜豚者の注意に供す。

徴候。病の始めは豚沈鬱して心地悪しき様子にて、豚小屋に居るものは寢藥の隈に頭を入れ、運動することを嫌ひ、又は運動場に放しある節は群を放れ頭を低れ佇みて逃るることなく、手を體に觸るれば其熱氣劇しく鼻尖は乾き、目より涙を流し臉の裏は赤く食氣なく飲物のみを好み糞詰りを常とす、發病後七、八時間より十二時間位にして顎の下より胸腹内股の邊に赤斑を發す、病の劇しくなるに従ひ赤色の斑は其の近傍に段々蔓延、黒みたる赤色となり吐氣を催すものあり、鼻の孔は劇しく動き呼吸疾くして塞迫頻りに咳嗽を發す、始めの内の糞詰は後劇しき下痢を起し、黄色の水ばかりの糞を下し耳足共に冷かとなりて斃る。

豫防法。此の病の性質は豚の虎列刺とも稱する程なれば、未だ畜豚に病發せざる前第一に豚舎を一層清潔となし、朝夕掃除を爲し生石灰等の防臭劑を撒布し、他より人夫等の豚舎の内に入らざる様注意し、豚には消化し易き佳良の食物と新鮮なる飲料水を與ふべし。若し病の發したるときは徒に治療を施して病毒を蔓延せしめんよりは、直に撲殺し之を燒棄、舎内は掃除して消毒劑（八〇倍以下の石炭酸水）を撒布し、食糞燒棄等は勿論、病豚に觸れたるものは一切燒棄すべし。但燒棄し難きものは、能く洗滌し消毒して久しく露曝し置き後使用すべし。又數多の豚一舎内に同時に發病したるときは、健豚を直に隔りたる別舎に移し、後ち斃れたる豚舎を前條の通りになし後密閉し舎内に硫黃華を薰燒すべし。

同年、沖繩縣下にも一月下旬より一種の豚病發生し數百頭が罹つた。病狀は發熱、食思なく、或は數日間飲食せず、沈鬱して平臥を好み、重病の症狀を呈し五乃至八日で快復するのであつた。但し數日間飲食を缺いたものは治療後に全身の被毛が脱落したと云ふ。

同二十八年五月、同縣下北谷村に豚の傳染病が流行した。

以上の豚傳染病は豚羅斯疫として報告された。(2)

朝鮮では同二十九年開城に豚の傳染病が流行した。(10)

參 考 文 獻

(1) 中央獸醫會雜誌第四輯—第一〇輯

(2) 山脇圭吉

中央獸醫會雜誌第四六輯(昭和八年)

- (3) 時重初熊 中央獸醫會雜誌第六—第十一輯
 (4) 大橋正之助 中央獸醫會雜誌
 (5) 中央獸醫會雜誌第二八輯卷十一
 (6) 駒場獸醫學友會々報第四三號(昭和十二年)
 (7) 東京獸醫新報第十一號—第二十四號
 (8) 牧畜雜誌第一五九號
 (9) 陸軍獸醫事(雜誌)
 (10) 時重初熊 韓國牛疫其他獸疫に關する事項調査復命書
 其他文中に記載す。

一二一、傳染性貧血馬の初發

既に『慶應以前の獸疫流行』なる題下に述べた如く、山脇圭吉先生の記述によつて我國に傳染性貧血病毒の侵入は相當に古いものと考へられるのであるが、要は我國馬匹の改良増殖のために歐米から種馬を輸入したのが本病侵入の媒介をしたと見るべきで、明治初年以後東北、北海道に繋養されたものが特に本病を蔓延せしめる動機になつたと考へるものもある。

明治廿八年頃に北海道の日高、青森縣の横濱及び野邊地に本病の發生した事實がある。これは此の兩地が往時和船による馬匹の運輸頻繁であつたから、相互に病氣の傳播を助長したものと思はれる。かくて明治廿七、八年頃から北海道の幌泉地方に點々本病が發生し、更に十勝、釧路、北見の原野に蔓延し、本土では津輕を経て秋田、山形、岩手等に侵入する動機となつたものと思はれる。(1)(2)

二三、顆粒性皮炎の學說發表の最初

『慶應以前の獸疫流行』の題下に於て少しく述べて置いたが、その後も顆粒性皮炎の發生は續いて居り、田熊清一郎は明治十二年に埼玉で、同十五年に群馬で本病を治療した例を發表し（4）、翌年福田の發表あり（次頁參照）同二十三年の内國獸醫公會に於ては、當時の陸軍二等獸醫柳澤銀藏が次の如く本病で初めての學說を發表するところあつた。

『顆粒性皮炎 Dermite Granuleuse は又顆粒創 Peices Granulouse. 夏創 Peices été の名あり、某氏は皮疽の變種なりとし、或人は癩瘡の如く看做せり、東京及近縣は皮虫、栃木地方は火虫瘡、熊本地方は水岸瘡、鹿児島地方はカサ、又地方によりブリガサ等の名あり。（中略）

教授 Laulanie は、本症は一種のネマトイドとせり、即ち寄生顆粒は夏季組織の充血により刺戟の働きをなし局所の炎症を起す、又、ネマトイドは乾酪質様小塊の中央に占位し此小塊は寄生體を守り藥物の作用を許さないのて本症の治癒難し。（下略）

本症に於ける顆粒小塊は動物體組織に對して全く外物の作用をなす、故に之を體外へ除去し且つ病的集塊の巢窟を截除せざるべからず（下略）』（5）

二四、明治廿一—廿九年各種疾病の研究

明治二十一年十月に柳澤銀藏は『裂蹄の學理及實驗說』を述べて曰く、〔中央獸醫會雜誌〕第一輯卷四

『裂蹄の部位方向によりて種々の名稱あり、即ち前部に生ずる時は蹄尖裂（馬術士山島君の説に依れば蹄鐵を用ひざる時代に在ては殊に蹄尖裂多く（中略）、年齢は著しき關係を有せず、然れども理論上より云へば幼齡に稀有にして壯齡に多く老齡に甚だ多き譯合なり、之れ使役の度と老齡に至れば彈力減するに由るべし（中略）稟質は著しき働きなしとせず余は三回神經質の驚馬に見たり、（中略）平素厩内に在りて靜穩ならず俗に云ふ前掻きをなし或は前打をなせり。

氣候概して空氣乾燥せる國土又乾燥せる年に多き理なり（中略）土質は著しき關係を有す、即ち乾地瓦礫に富む地方に使役する馬匹は裂蹄に罹り易く、濕地砂礫に缺乏せる軟地には稀有なり。（中略）

此に四年間陸軍病馬厩クリニツクに於て實驗したる裂蹄患馬一〇二頭其部位によりて之を區別すれば左の如し。

左前内縱裂蹄 四七頭

右前内縱裂蹄 四二頭 （中略）

轉地は古來より實驗說多し、碩學實羅兒氏は一七九八年埃及の遠征に歐洲より送りたる馬匹は歸國後皆裂蹄に侵されしと、又、アラビヤ、ペルブ種を佛國に移轉し裝鐵使用すれば容易に裂蹄に罹りたる實例多し。（中略）』

同年、五藤列根は咬槽兼吸氣病に就ての一例を報じた。〔中央獸醫會雜誌〕第一輯附錄 即ち次の如くである。

「患馬、雜、四歳、牡、毛色炭黒、體格瘦削、性暴戾、過敏にして御するに難く動もすれば嚙嚙を逞ふせんとす、諸般の診候に異常なく唯食に臨み飼槽の縁を咬み吸氣音高し、然れども經過日數未だ久しからざるを以て切齒に磨毀の痕跡なし。」

予は此現候を以て管理失宜、消化不良に因する咬槽吸氣病と認定し、(下略)』

明治二十二年、福田又兵衛は馬の悪性潰瘍に就て記述して曰く、〔中央獸醫會雜誌〕第二輯卷四)

「潰瘍は農馬に多く發す從來俗言皮虫と稱したり、原因不詳と雖も夏期を限りて發病す、多くは四肢腹部稀には腰部等を侵すことあり、患部は大小一ならず輪狀點をなし初め皮膚及筋肉を侵蝕し漸々深部及周圍を蠶食するもの如し、尋て夥しく悪性肉芽を増生潰爛す、又瘍中數箇の固形毒物發生す、尙毒物發生するに従ひ贅肉増大して該毒抱裏決して化膿するを見ずして絶へず黄赤色或は淡赤色の悪性液汁を漏出す、疼痛の狀なく却て癢痒を發して自ら患部を頻りに咬咀す、然れども傳染性あるを見ず」と。

當時本病は神奈川、埼玉、福岡、熊本、千葉、茨城其他各地に發し、其治法に苦しむもの少からず、東京農林學校獸醫學部に於ても當時研究中であつた。

同年、勝島仙之介は木内盛裕の致せる患馬を診療して骨脆症なる病名を下し報告した。〔中央獸醫會雜誌〕第二輯卷四)

同二十三年、時重初熊は羊の寄生性腸炎に就て次の如く報じた。〔中央獸醫會雜誌〕第三輯卷二)

『吾人の經驗する所に依ると從來本邦に飼養せる綿羊は概して一種の疾病を有し、之が爲に萎黃症惡液質に陥つて斃死するものあり、此病は寄生動物に基因する一種の地方病にして經過緩慢なり。』(中略)

此の屍體を解檢する時は必ず腸壁に結核狀の結節を發見せざることなし、其大さ粟粒大より亞麻仁大、豆大或は指頭大に達す。(中略)

腸壁結節の細菌検査は陰性にして一種の細線狀虫を發見し始めて寄生性結節たるを確明せり、後に牛腸の結節中にも線狀虫を目撃せり、山羊の腸壁結節中には未だ見ず、本虫はストロンギルス的一種にして長さ三、四ミリメートルあり(中略)後、モーリン氏の分屬エソフワゴストーマに編入せり、即ちエソフワゴストーム・コルンピアヌムの種名を下さんと欲す、(下略)』

同廿六年、須藤義衛門は眼の前房虫 (*Filaria papillosa* Rudolphi, *Warzige Faden wurm* に似て次の如く報告した)〔中央獸醫會雜〕
誌「第六輯卷一」

『此虫は常に馬及驢騾の腹腔及胸腔内に住す、殊に腹腔に寄生すること多く、又腹筋、腦蜘蛛膜、眼の硝子體、眼前房に占居す、ハッセルバツク氏は牡羊の眼中に糸狀虫を發見せりと云ふ。牛馬の眼前房に住するものは幼虫にして腹腔にあるは成虫なり。(中略)』

其の眼中に在て游泳するの狀水蛭又は鰻に類するを以て本邦方言之を目蛭若くは目鰻と稱す、又、角膜を刺戟して溷濁を生ずるが故に古來溷睛虫の名あり。(中略)

その未だ宿主の体内に入らざるや何故に棲息し如何なる生活をなすや何等の形態變化をなすや得て知るべからず、且一度び宿主の体内に入るや何等の方法を以て胸眼の如き遠隔の地に轉移するや未だ詳ならず、恐らくは外界にあつては水中に棲息し或は他の下等動物に寄生し、宿主の体内に於ては先づ消化器壁の血管に入り血行に隨ひ遠隔の地に達すること他の糸状虫と一般ならん。(中略)

療法 甚簡單なり角膜穿孔針、鎗狀部、披針(細小なるもの)若しくは三稜針を採て善く消毒し二乃至四%の鹽酸古加乙涅及昇汞液を點眼し開眼子を施し針尖を測定し拇指と示指を以て針を執り其尖を瞳孔の中心に向け且角膜に近づけて保持し虫の游泳して來り近づくを親ひ乍ら刺し乍ら抜けば虫は水液と共に流出す。(下略)

同二十七年、窪田五郎は當歳の牡駒に於てストロンギラス・アルマーツス寄生による腸炎を起し死亡した例を報じ(中央獸醫會雜誌第七輯卷一)時重初熊は、二頭の狂犬病死體の肺臟にチストマを發見したと述べ(前同)、同じく時重は脊椎斷骨の爲に死亡した馬の一例に就て報じ、其斷骨の原因は劇烈の痙痛(恐らくは腸轉位)に懼り苦悶顛仆の際に發したものであらうと報じた。

同年八月、大阪地方の牛に一種の眼病流行し、眼瞼を多く附着し流涙あり、角膜白點を見たとき記載された。(中央獸醫會雜誌「第七輯卷九」)

同年九月、京都地方に鶏の傳染病流行し、之は俗に黃糞病と云ひ、又一説には家禽コレラとも稱された。(米澤雄一氏による)

同二十九年陸軍獸醫官太田楨太郎は馬匹の肺炎にメントールを二・〇皮下注射して效のあつたことを報じ、(「中央
雜誌」第一
九輯卷一)更にナツトウダイの馬に於ける毒力試験を試みんとして先づ青毛八歳の馬に食はせると、他の青草は食ふ

けれども之を食べない。挫切して與へても一嗅して他を食ひ之を食はぬ。漸く搗鉢にて研磨し少量の甘草末を加へ
て猶水を加へ、投薬器で飲ませたところ八〇分を嚥下し、その後興奮を來したが大なる異常を見なかつたと報じた。

(「中央獸醫會雜
誌」第九輯卷六)

同年時重初熊は鍛冶谷澤軍馬育成所から送られた鬚甲腫の材料を檢索し、その組織に纖維狀物を發見し線狀虫體
の一部であることを認め、此虫は即ちスピロプラ・レクラタで外國の馬に多く目撃するが、本邦では之が始め
てである。本虫は項鞵帶、其近傍の動脈壁、筋肉、皮下結節殊に四肢の屈腱、吊鞵帶、管骨動脈壁等に寄生する。
療法は腫瘤を割去するにありと述べた。(「中央獸醫會雜
誌」第九輯卷七)

同年、獸醫學士細谷勝男は風氣疝の馬に格魯兒バリウムを用ひ有效であると報じたが、其量はクロールバリウム
〇・八を餛水五・〇に溶解して一回に注瀉を了するのである。(「中央獸醫會雜
誌」第九輯卷八)この療法は農科大學内でも行ひ、有

效であると報じ、量はバリウム〇・五乃至一・〇を餛水五・〇に溶解し頸靜脈に注射することにより下劑として極
めて作用顯著であると述べられてある。(「中央獸醫會雜
誌」第九輯卷二)

同年、神谷凱藏は馬の滯莖性痙痛に格魯兒拔留誤の效あるを報じ(「中央獸醫會雜
誌」第九輯卷四)又、農科大學助教時重初熊は
馬の吐糞症の一例を報告した。その解剖的主徴は胃腑變擴、胃及び食道軟化、加答兒性胃腸炎、急性鼻・咽頭氣管

炎、肺充血、腦水腫、眞珠腫、假性皮疽で、その鑑定に曰く、

『不詳の原因により胃腑膨大を發し噴門瓣消失して嘔吐を發し其經過中更に逆行蠕動を増進すべき誘因に逢ひ吐糞症に轉じ次で肺充血、腦水腫を繼發し死に陥りたるものにして死の近因は窒息なりと認む』
「中央獸醫會雜誌」第一輯卷六

尙、「中央獸醫會雜誌」第一輯卷三にはヤンソンがクレオリンを使用してその要點を録し次のやうに述べてゐる。

『駒場家畜病院に於て近時之を試用せしこと擧げて數ふべからず、我儕亦フレネル氏の言過賞ならざるを信ず、嘗て一犬其陰莖に創を發せるあり、用藥療治百方術を竭すも寸效を見ず、是に於て該藥を用ひ、僅々數日乃ち全治せり、又之を犬瘟熱に併發せるカタル症に應用したるに其偉效あるを認めたり、殊に彼有毒なる石炭酸に代へ之を吸入用に供すれば最も妙なるを覺ゆ、防傳染藥と爲し其力強大なるは僅々五%の水溶液と雖も炭疽病徴の芽胞(種子)を刺殺するに足る』と。時は明治廿一年である。大體以上の斷片的研究業績によつて當時の狀況を窺ふに足りるであらう。

同二十九年に大鋸屑の値段が上つたことがある。之は縦の鋸屑を米糠に入れて某師團に賣却し飼料に用いる結果で、軍馬に下痢を發生した事故が報ぜられてゐる。

同二十六年の頃、馬の月盲が九州地方に多く發し、三浦獸醫學士は深く之を憂いた結果、ヤンソンに托して之が原因を極めんとしたが、當時歸國したヤンソンからは次の返書があつた。

『ウィラック (Willack) 氏は月盲病の原因たる微生物を發見せし由で、其發生原理は未だ詳でないが多分、水、

食料、或は牧場等の媒介に依り動物體に發し地方病の性を帶ぶるものであらう」と。

同二十九年、農科大學助教時重初熊は『家禽の尿酸血症即ち痛風の實驗』について述べ次の如く云つてゐる。
(中央獸醫會雜誌第
九輯卷十一、十二)

『一雌鶩腰を抜かし起立し得ず且つ食慾絶止したので二、三の賣藥及びオトギリソウ、蕃椒等を服用せしめたが無効で翌朝死亡した。然るに又同じ朝に一雌鶩發病したが、之は皆同舎にあつたものである。

之を解剖して見るに腹膜、横隔、肝臟、腎臟、卵巢、子宮、結腸、直腸等に處々石灰粉を撒布したように白色物を被つてゐる。胸腔に於ては肋膜、心嚢及心外膜に同じく白色沈着物があつた。糞中に白色粉末様の混和物あり關節には滑液なく白色粉末様物を充す。

本症は血中の尿酸の成分増量して關節及内臓に沈澱するの症である。從來家禽即ち鶏鳩、水禽に於て實驗せられるのみ、老禽殊に素因を有す、而して家禽に於て最も侵される部位は跗節、跗前節及趾節で又、腕、腕前肘節に發す、初め散漫性の軟痛腫を呈す、後ち増大限局し例之は跗前節に於ては豆大乃至榛實大の結節性黃腫をなし、其質硬化し或は波動點を生じ熱痛を帯ぶるに至る、又屢々紅暈を匝らすあり、局部の表皮は重厚すること太し、或は腫部破綻して灰黄色の軟塊を洩らす、顯微鏡を用ひ之を見れば尿酸結晶、尿酸安謨尼亞又は尿酸石灰結晶等よりなるを見るべし。(中略)

患脚は註立歩武共に困難なり、故に運動不足にして全身の榮養障礙を來たし漸次貧血羸瘦す、遂に下痢を發して

斃るるに至る。療法は關節を切開して外科療法に随ひ施治すべし、飲料水にアルカリ鹽類を加ふべし、人工「カルルス」泉鹽良なり、一小匙宛時々飲料水に加へ與ふ（下略）』

同年、新山下總御料牧場長は、米國より人工授精術の器械を携へ歸り、不受胎馬に試みて相當の成績を擧げた。

二五、ツベルクリン試験の初め

前述の『明治二十一—二十九年に互る牛馬傳染病』中で報告した如く、警視廳調査による牛の結核病は他病に比して當時既に非常な數であつた。之については柳澤博士が「畜牛」誌上で、乳牛の病類が先づ呼吸器、次に消化器であつて、呼吸器中の肺結核數が殊に多數であつたと、明治十三年以後の狀況を述べ、明治二十二年には黒瀬貞次が長與衛生局長に結核牛の歐米に於ける取扱方につき意見を求めた等のことを縷々報じてゐるに見ても想像に難くない。

そこで農商務省は農事試験場の一室に於て讚井勝毅をして牛結核の豚體感染試験を行はせ、又、内務省衛生試験所長中濱東一郎はツベルクリンを製造して、之を警察獸醫熊井駒之助が畜牛に試用し結核病の診斷價值大なるを認めるに至つた等の此の部門に於ける學術の進歩の跡に見るべきものがある。ツベルクリン・テストは實に我國に於て此時が最初であつた。

參考文獻

(1) 谷田部保 茨城縣獸醫師會報第一號、昭和五年

(2) 山脇圭吉 中央獸醫學雜誌第四七輯卷五、昭和九年

(3) 柳澤銀藏、田熊秀 獸醫畜産大鑑

(4) 田熊清一郎 中央獸醫會雜誌第二九輯卷之九

(5) 内國獸醫公會報告、明治二十三年

其他文中に記載す。

二六、牛のインフルエンザの新發

明治二十六年九月、東京に牛の新流行病が發生したが、その症狀は、明治二十二年に攝津國、播磨國、香川縣、神戸市、和歌山縣、其他岡山、廣島、山口、長崎、熊本、福岡、大分、鹿児島、沖繩、高知、奈良、京都、大阪、愛媛、島根等に流行し多數の畜牛を斃死せしめたものに類してゐて、勝島仙之介、須藤義衛門の報ずるところに依れば、

『病牛は倦怠沈鬱し呆然停立するあり、或は伏臥、呻吟、咬牙するあり、或は頸を彎曲すること乳熱に於けるが如きものあり、或は伏臥、兩前肢を伸べて之を前進す、皮膚温は冷熱不定或は耳角灼熱を帯び或は角温にして耳冷なるものあり、或は皮表渾て厥冷し或は皮膚の知覺過敏にして軽く觸るるも乍ち震擗するものあり、或は頬、咽喉部、頸、肩、胸側、胸前、背部、腰部等に皮下浮腫を發し之を壓せば嘔發音を聽く、鼻端の乾潤亦一定せず初期は大に震戦し一見熱あるが如し、體温頗る高く(中略)呼吸は疾速にして淺息をなし(中略)概ね鼻孔より少量の液を漏す』(「中央獸醫會雜誌」第六輯卷五)

此年、東京のみならず關東、關西、四國、九州にも畜牛に流感波及し、兵庫縣は二百餘頭侵され、靜岡でも相當多數に罹患した。

明治二十六年福岡縣下に牛の流行性感冒發生し、數百頭侵され、縣廳は獸醫學士山口榮次郎をして調査せしめるところあつた。

二七、明治二十一年—二十九年の家畜病追補

明治二十二年、下總國下埴生郡下に馬匹の炭疽流行したので、牧場區域内獸類の往來出入を禁止したことがある。

同二十四年、東京家畜病院主任上田貞三郎は、犬の后身麻痺症の治験を發表して『串線打膿法の有效』なるを述べた。(「東京獸醫新報」第二號)

同二十七年、陸軍獸醫學校教官陸軍一等獸醫今泉六郎は、從來馬のインフルエンザ、腐敗熱或は偶爾謨(癩癩性感冒)等と云はれたる、鼻腔の粘膜に紅斑の出来るものに對して、血斑病と命名し、原因を特殊の微菌か、他の病原産物か不明であるが、そのものが心臓及脉管に感作を及ぼし、從つて血液の栓塞及び溢血を催すに至るものである。古來往々偶爾謨、流行性感冒、胸疫等の諸症に繼來し、又は併發すると述べた。(「東京獸醫新報」第二八號)

既述の角倉賀道の東京牛痘館や、其他にも多數に東京府下に痘苗製造所が出来たために、明治二十八年一月、種痘法案が提出されるに至つたので、此時各痘苗製造所は大恐慌を來し、「醫海時報」誌は正々堂々と痘苗取締の嚴

正を望む論陣を張つたものであつた。

痘苗のことで、もう一つ記述して置きたいのは、從來大日本私立衛生會痘苗種繼所が、犢にツベルクリンを皮下注射することによつて使用犢の結核病に侵されてゐるか否かを見てゐたものであつたが、内務省中央衛生會では、犢を撲殺して變狀を検するの必要論が勝を占めたので、明治二十九年頃から此方法が實施されるに至つたことである。

〔東京獸醫新報〕第五八號

同二十九年頃、臺灣に出征した馬に風土病？ が起り、上陸四、五日で蹄炎と後軀麻痺を兼ねた如き病狀を呈する報告が出てゐる。

牛疫は支那大陸に常時流行し、臺灣にもその害が及ぶところから同二十九年二月に、基隆獸類檢疫所を設け、折田猛輔が同所の獸醫として防疫に努めた。(2)

二八、獸疫調査機關の新設

獸疫調査機關は當然新設されねばならぬ運命にあつたもので、家畜の傳染病に關する研究調査の必要から明治二十四年に始めて東京市外瀨野川町西ヶ原在の農商務省假農事試驗場の一部二室を割いて研究室を新設し、農商務技手齋井勝毅がその事務を擔當した、これが獸疫調査所の前身である。

同廿八年には東京衛生試驗所長醫學博士中濱東一郎が此の調査研究を監督した。(1)

二一九、第二次内國獸醫公會

明治二十三年始めて内國獸醫公會を開き、我國獸醫團の熱烈なる意氣を示し且つ學術の振展に貢献した主催團體たる中央獸醫會は、同二十八年京都に於て更にその第二回大會を開いた。集る會員一五〇名、會場は京都市會議事堂と指定されてゐたが、都合により尋常師範學校講堂に變更された由の記載がある。

此の會議の幹旋委員は功力直道、佐藤悠次郎、熊井駒之助、時重初熊、勝島仙之介で、會は五月二十一、二日の兩日に互つて行はれたが、その内容は次の如くであつた。(3)

『第二次内國獸醫公會議事内容』

一、屠獸場取締規則訓令標準三十ヶ條ヲ議ス其第二十七條ニ「大祀禮節國祭ノ日ニハ屠殺ヲ許サス」ナル條文アリ(幹旋委員附託)

二、乳牛取締規則案十三ヶ條ヲ議ス(原案可決)

三、乳牛検査取扱手續案六ヶ條ヲ議ス(原案可決)

四、屠獸場検査員心得(案)十六ヶ條ヲ議ス

五、斃獸取締規則(案)十二ヶ條ヲ議ス、ソノ第三條ニ「獸畜斃死スルトキハ畜主若クハ其讓受人直チニ獸醫ノ診斷書又ハ検査書ヲ派ヘ所轄警察署ニ届出デ認可ヲ得ルニ非サレバ其死體ヲ化生シ運搬シ又ハ埋歿スルコトヲ得ス」第四條「狂犬病流行ノ際ニ限リ犬猫ノ死體モ亦第三條ノ手續ヲナスヘシ」トアリ又第六條ニ「斃獸ノ肉ハ食用ニ供スヘカラス」トアリ、

委員會ニテ第六條削除

六、乳汁検査取扱手續(案)七ヶ條ヲ議シ原案可決ス

七、獸醫免許試験規則改正案第二條ニ「試験ハ毎年二回之ヲ行ヒ云々」第四條ニ「前期試験科目第一解剖學、第二生理學、

第三蹄鐵學及其實習、後期試験科目第一藥物學、第二外科學及其實習、第三內科學及其實習、第四家畜衛生學」トアリ八

ヶ條文ヨリナル、此時假免許廢止ノ議起ル

八、時重初熊ハ獸類傳染病豫防規則改正建議案ヲ提出ス(可決)

九、畜産試驗場設置請願ノ件ヲ時重初熊提出ス(可決)

十、種畜場設置ノ件ヲ九州聯合獸醫會提出ス

(附1) 獸類傳染病豫防規則改正建議案理由書

本邦現行ノ獸類傳染病豫防規則ハ全國ノ畜産保護ニ公衆ノ衛生ニ不完全ノ點少ナカラス故ニ之ヲ改正シテ現時國家ノ程度ニ適合セシムルハ行政上急務ノ一ナリ我政府ハ宜シク家畜衛生警察ニ關スル法令ヲ制定シテ本邦獸疫警察制度ヲ完備セラレシコトヲ期望ス仍テ左ニ現行規則中修正増補ヲ要スル點ヲ開陳セム

(一) 現行規則ハ内國獸疫ノ豫防ヲ專ラトシ海外ヨリ侵入スヘキ獸疫ニ對シテ之ヲ豫防スヘキ條項ヲ缺除セリ之ヲ本邦既往ノ經驗ニ徴スルニ猛惡ノ疫癘ハ概ネ皆外國獸ノ輸入ニ由リテ發生シ國家ノ資財ヲ殘害シ國民ノ産業ヲ蕩盡シタリ亞細亞大陸ヨリ續々牛疫ノ侵入スル最近ノ的例ナリ故ニ我政府ハ速カニ開港檢疫所ヲ設置シ以テ外國獸疫ノ侵入ヲ豫防スルヲ要ス

(二) 傳染病獸ノ撲殺及賠償法ハ獸疫警察制度ノ實施上最モ緊要ノ條項ナリ現行法ニ規定セル撲殺及賠償法ニハ修正ヲ要スヘキ箇條最モ多ク殊ニ評價人ノ資格ニ規定ナキト賠償金額ノ等級區分法ニ當テ得サルカ如キハ將來ニ於テ幾多不便

ヲ釀成スヘキ原因ナリ宜シク今日ニ於テ確實適正ノ法ヲ制定スルヲ要ス

(三) 現行規則ニ制定セル動物ノ種類及傳染病ハ既往及現時ノ實況ニ徴スルニ不足アリ公衆衛生上ヨリ觀察スルモ現行法ノ六種傳染病外ニ結核病及狂犬病ノ流行蔓延アリ我政府ハ宜シク法文ヲ修正シテ臨時必要ニ應ジ豫防規則ニ制定セル傳染病以外ノ獸疫ト雖其流行ニ由リ規定ノ傳染病ト同一ノ危害ヲ釀成スルトキハ之ヲ防遏スルニ適當ナル條項ヲ豫防規則中ニ設クルヲ要ス

(四) 獸疫豫防上最モ必要ナルハ迅速ニ疫病ノ發生ヲ確知スルニ在リ故ニ發病届出ヲ容易迅速ナラシムヘキ方法ハ務メテ採用セサル可カラス現行法ニ規定セル届出ノ義務ハ勿論獸醫警察官行政吏員警察醫牛馬商其他何人ニ由ラス獸類傳染病ニ罹リ或ハ其疑アル動物ヲ發見シタル者ハ速カニ之ヲ届出シム可キ條項ヲ設クルノ必要アリ

(五) 海運及陸運動物ノ監督ヲ行ヒ之ヲ運搬セル汽船船舶ノ消毒法ヲ規定スルヲ要ス、交通ノ便利發達スレハ其必要益々増加スルハ自然ノ數ナリ當局官省ハ速カニ省令ヲ以テ之ヲ制定發布スヘシ

(六) 凡ソ法律規則ヲ制定スルモ之ヲ運用スルノ機關具備セサレバ毫モ實效アルコトナシ故ニ政府ハ本邦獸醫警察制度ヲ整頓スルニハ必要ニ應ジテ諸府縣ニ特別ノ行政機關ヲ設置セラルルヲ要ス之ヲ詳言スレハ府縣獸醫都市獸醫ノ官制ヲ定メ府縣都市ニ警察獸醫ヲ置キ之ニ各地方ノ家畜衛生、畜産ノ改良繁殖、畜籍ノ整理、畜産統計等ノ事項ヲ擔任セシメ平時ハ各地方畜産ノ保護改良ヲ務メ傳染病ノ發生流行ニ際シテハ速カニ其豫防制遏ニ從事セシムルトキハ確實ノ效ヲ收ムルコトヲ得ヘシ

(附2) 畜産試驗場設置請願案ノ理由書

我政府ハ本邦農事改良ノ目的ヲ以テ既ニ農事試驗場ノ官制ヲ定メ試驗場ヲ設置セラレタリ、爾來其著々實效ヲ奏スルヲ以テ府縣亦其設置ヲ企望スルモノ多キニ至レリ然レトモ本邦農事ノ範圍ハ頗ル洪大ニシテ研究試驗ヲ要スル事項亦尠ナカラス

是ヲ以テ現時改良ノ農事試驗場ニ於テハ本邦畜産ノ改良發達ニ充分其力ヲ盡スコト能ハサルノ憾アリ然ルニ我畜産ノ業務ハ世運ノ進歩ニ伴フテ其擴張及發達ヲ要ス之カ擴張ノ方法一ニシテ足ラスト雖モ日進ノ學術ヲ應用シテ畜産ノ保護及改良上必要ノ事項ヲ研究シ其成績ヲ公布シテ實業家ヲ指導勸誘スルハ緊急ノ要務トス仍テ本會ハ畜産試驗場ノ設置アランコトヲ期望ス今茲ニ畜産試驗場ニ於テ施行スヘキ作業ノ概略ヲ列舉スレハ左ノ如シ

第一牧畜部（中略） 第二家畜衛生部（中略） 第三畜産製造部（中略） 』

以上によつて今日の農林省畜産試驗場も獸醫界が第一にその設立の必要性を叫んだものであつたことが判る。又、『乳牛取締規則案』の内容は次の如くであつた。

『第一條 本則ニ於テ乳牛ト稱スルハ搾乳ノ目的ヲ以テ畜養スル牝牛ヲ謂フ

第二條 乳牛ヲ畜養セントスル者ハ所轄官廳ニ牛體ノ検査ヲ願出デ認可證印ヲ受クヘシ此證印ナキ牝牛ハ搾乳場ニ置クコトヲ得ス

第三條 所轄官廳ハ臨時警察獸醫ヲ派遣シ乳牛ヲ検査セシム其所有者又ハ管理者ハ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第四條 警察獸醫乳牛ヲ検査シテ公衆衛生ニ害アル病牛ヲ發見シタルトキハ其乳汁ノ販賣ヲ停止又ハ禁止スヘシ

第五條 禁止ヲ命セラレタル牛ハ畜主ニ於テ其禁止證ヲ受ケ直ニ搾乳場外ニ隔離シ所轄警察署ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第六條 停止ヲ命セラレタル牛ハ停止中所轄警察署ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第七條 禁止ノ處分ヲ受ケタル牛ヲ撲殺シ又ハ其畜養所ヲ移轉セントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第八條 禁止ノ處分ヲ受ケタル牛斃死シタルトキハ其旨直チニ所轄警察署又ハ分署ニ届出ツヘシ（下略）』

三〇、獸疫豫防法の制定

明治十九年に『獸類傳染病豫防規則』が設けられて、どうやら家畜傳染病の豫防に應急對策が講じられたが、尙それでは不都合が多く、豫防の徹底を期し得ないところから、前記の陳情運動となつたが、類似の陳情は日本畜産會々頭前田正名からも提出され、その前年には農商務省として獸疫豫防法發布につき成案を得て之を中央衛生會に諮詢し、既に密議を終つてゐると云ふ狀況で、遂に同二十九年三月二十九日、法律第六十號を以て次の如く發布されるに至つた。

『獸疫豫防法』

第一條 此法律ニ獸類ト稱スルハ牛馬羊豚犬ヲ謂ヒ獸疫ト稱スルハ左ノ十病ヲ謂フ

一 牛 疫

二 炭 疽

三 氣 腫 疽

四 鼻 疽 及 皮 疽

五 傳染性胸膜肺炎

六 流行性鷓口瘡

七 羊 痘

八 豚 虎 列 刺

九 豚 羅 斯 疫

十 狂 犬 病

第二條 獸類獸疫ニ罹リタルコト若ハ其疑アルコトヲ發見シタル所有者、管理人又ハ獸醫ハ直ニ其旨ヲ所轄警察

署又ハ市町村長（特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ區長、市制、町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ區長又ハ之

ニ準スヘキ者）ニ届出ヘシ、所有者又ハ管理人ニ於テ狂犬病ニ罹リタル獸類ヲ撲殺シタルトキ亦同シ

第三條 獸類獸疫ニ罹リタルトキ若ハ其疑アルトキハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮

ニ從ヒ直ニ之ヲ瑣銅シ若ハ健獸ト隔離シ其監督ヲ承クヘシ

第四條 牛疫感染ノ疑アリ又ハ之ニ罹リタル牛羊及狂犬病ニ罹リタル犬ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫

又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ撲殺スヘシ

前項ノ所有者又ハ管理人現場ニ在ラサルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ニ於テ直ニ撲殺シ及病毒ニ汚染シ又

ハ其疑アル物品ヲ燒棄埋却シ若ハ之ニ消毒ヲ行フコトヲ得

第五條 地方長官（東京府ハ警視總監以下之ニ倣フ）ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ病性鑑定ノ爲剖檢ヲ要ス

ル獸類ヲ撲殺シ又ハ鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豚虎列刺、豚羅斯疫ニ罹リタル獸類ノ撲殺ヲ命スルコトヲ

得

第六條 所有者又ハ管理人第四條ノ指揮ニ從ハス及前條ノ命令ニ從ハサルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ニ於テ直ニ撲殺スルコトヲ得

第七條 病性鑑定ノ爲撲殺シタル獸類ヲ除クノ外此ノ法律ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ燒棄又ハ埋却スベシ

前項ノ屍體ハ各部ヲ截取シ又ハ剖檢ヲ爲スコトヲ得ス但シ病性鑑定又ハ學術研究ノ爲特ニ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第八條 所有者又ハ管理人ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ燒棄、埋却シ若ハ之ニ消毒ヲ行フヘシ

所有者、管理人、車長又ハ船長ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ獸疫ニ罹リ若ハ其ノ疑アル獸類ヲ繫留シタル場所、汽車、船舶等ニ消毒ヲ行フヘシ

所有者又ハ管理人前二項ノ指揮ニ從ハサルトキ及車長、船長前項ノ指揮ニ從ハサルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ハ直ニ燒棄、埋却シ若ハ消毒ヲ行フコトヲ得

第九條 此ノ法律ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體及病毒ニ汚染シタル物品ノ埋却地ハ發掘若ハ使用スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 第四條、第五條及第八條第一項ノ場合ニ於テ地方長官ハ三人以上ノ評價人ヲシテ物品及發病前ノ獸類ノ價格ヲ評價セシメ左ノ標準ニ依リ所有者ニ手當金ヲ下付ス其ノ評價額ヲ不當ト認ムルトキハ更ニ他ノ三人以上ノ評價人ヲシテ評價セシムルコトヲ得

一、牛疫、鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豚虎列刺、豚羅斯疫ニ罹リ撲殺シタル獸類 評價格三分ノ一

二、病性鑑定ノ爲撲殺シタル獸類 評價格五分ノ三

三、牛疫ニ感染ノ疑アルタメ撲殺シタル牛羊 評價格五分ノ四

四、燒棄又ハ埋却シタル物品 評價格二分ノ一

手當金額ハ第一ノ場合ニ於テハ一頭六十圓、第二ノ場合ニ於テハ一頭百五十圓、第三ノ場合ニ於テハ一頭二百

圓、第四ノ場合ニ於テハ總計拾圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條 此ノ法律ニ依リ左ニ掲クル獸類ヲ撲殺シ又ハ物品ヲ燒棄若ハ埋却シタルトキハ手當金ヲ下付セス

一、第二條ニ違背シ届出ナキ獸類及之ニ觸接シタル物品

二、第六條ノ場合ニ於ケル獸類及第八條第一項ニ違背シタル場合ニ於ケル物品

三、狂大病ニ罹リタル犬及其ノ病毒汚染ノ疑アル物品

四、第十二條ノ命令ニ違背シ移動シタル獸類及物品

五、第十五條ノ命令ニ違背シ檢疫ヲ受ケス又ハ輸入シタル獸類及物品

第十二條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ出入往來竝病毒傳播ノ疑アル物品ノ運搬ヲ停止スルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ獸疫流行中必要ト認ムルトキハ屠獸場及獸類化製場ノ營業ヲ停止シ又ハ獸類ノ種類ヲ限リ

其ノ市場共進會等ノ開設ヲ停止スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ直ニ其旨ヲ農商務大臣ニ届出ヘシ

第十四條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ區域ヲ限リ健獸ノ検査ヲ行フコトヲ得

第十五條 外國ヨリ獸疫侵入ノ危険アリト認ムルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入スル獸類及物品ノ検査ヲ行ヒ若ハ其ノ輸入ヲ停止スルコトヲ得

第十六條 獸疫豫防ニ關スル費用ハ國庫府縣市町村及一個人ノ負擔トス其ノ負擔ノ區分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 第四條第一項ニ違背シタル者第五條ノ命令ニ違背シタル者及第十三條ノ検査ヲ受ケス又ハ輸入停止ニ

違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

獸醫第二條ニ違背シタルトキハ罰前項ニ同シ

第十八條 第七條第八條第一項第二項第九條ニ違背シタル者及第十三條ノ命令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス所有者又ハ管理人第二條ニ違背シタルトキハ罰前項ニ同シ

第十九條 第三條ニ違背シタル者及第十二條ノ命令ニ違背シタル者ハ刑法第二百四十九條ノ例ニ依リ處罰ス

第二十條 第一條ニ掲ゲタル獸類獸疫ノ外獸畜傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ此ノ法律ノ全部又ハ

一部ヲ他ノ獸畜又ハ他ノ獸畜傳染病ニ適用スルコトヲ得

等二十一條 此ノ法律施行ニ關スル規則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

等二十二條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

獸畜傳染病豫防ニ關スル從前ノ規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

參 考 文 獻

(1) 山脇圭吉

日本帝國家畜傳染病豫防史、明治篇

(2) 福井蹄枕

臺灣農事報、第二十七年第四號

(3) 第二次內國獸醫公會報告

其他文中に記載す。

三二、續明治廿一—廿九年時代獸醫界特に

日清戰爭前後の狀況

1. 明治廿五—廿九年の諸法規一束

明治二十六年、農商務省令を以て傳染病畜死體埋沒發掘に關する取締規則を公布した。

同二十八年、農商務省は馬匹調査會長に同省次官金子堅太郎を主班として委員に次の獸醫家を任命した。即ち今

泉六郎（陸軍一等獸醫）、新山莊輔（主馬寮技師）、勝島仙之介（農科大學教授）、津野慶太郎（農科大學助教）。

明治二十六年、勅令第八十三號文官任用令第二條第三に依り、文部省に於て、官公立尋常中學校と同等以上と認める獸醫學校を次の如く指定した。

元官立駒場農學校別科、元官立東京農林學校乙科速成科別科簡易科、官立農科大學乙科、府立大阪農學校獸醫科、縣立宮城農學校獸醫科。

同二十九年四月、『登録税法』公布され、獸醫十二圓、蹄鐵工五圓、假免許獸醫三圓の登録税を納めることになつた。

地方的には明治二十五年に福島縣で『牛乳取締規則』が出で、同二十八年、鹿兒島縣では『斃獸解剖場、獸類化製所及び肥料骨貯藏所取締規則』が發布された。即ち『斃獸の肉を食料に供し又は食用の目的で他人に贈與することを得ず、但變死せし獸肉を食用に供せんとする時は獸醫の檢診に依り特に許可することあるべし』と、その第十一號の條文に記されてある。

同二十八年、栃木縣は『獸肉販賣取締規則』を公布した。

同二十六年八月、神奈川縣は『警察署詰獸醫の勤務規則』を發布、同時に『獸肉販賣取締規則』を公布。同二十七年、山形縣は『警察獸醫職務規定』を公布した。

明治二十五年、新潟縣は『獸醫並に蹄鐵工假免許出願者試験規則』を發布し、獸醫假免許出願者に對しての試験

科目は、

家畜藥物學大意、家畜內科學大意、家畜外科學大意、蹄鐵學大意、等を決定した。

同二十七年、靜岡縣は『牛馬及牛馬賣買營業取締規則』を發布したが、その内容の二、三を記すると次の如くである。

『第三條 牛馬賣買交換の際購入者又は交換受取人に於て其牛馬に疾病及固有の缺點（畸形等）の有無を證明する爲め獸醫の診斷書を求めたるときは之を付與すべし

第四條 獸類傳染病流行地附近より輸入したる馬は到着の日の三日以内に獸醫に診斷せしめ診斷の日より更に一週間を經過せざれば賣買交換をなし、又は他の牛馬と共に使用し又は雜居せしめ或は他の地方へ輸送するを得ず云

々』

同年、警視廳は、獸醫業者に對し、移動届出の義務を布達した。

明治二十九年、『地方衛生會規則』公布され、各府縣に同會を組織して醫師、藥學家、獸醫、市長、郡長、府縣參事會員、參事官、警察部長等が委員となり、會長は府縣知事が之に當るやう定められた。

2. 陸軍獸醫學校新設

陸軍獸醫の學術は常に特殊の練磨研鑽に待つもの多く、隨つて從來の重症病馬治療所には年々在職獸醫を召集し

て教育し、兼て臨時補闕の必要上、獸醫部講習生を募集する等のがあつたが、明治二十六年五月に勅令第二十六號を以て『陸軍獸醫學校條例』が發布され、校舎を荏原郡目黒村陸軍乘馬學校内に設け軍務局長管理の下に主として陸軍獸醫學術の練習及蹄鐵工長の養成を行ふこととなつた。従つて重症病馬治療所及蹄鐵學舎は廢止となる。當時の校長は陸軍騎兵少佐石原吉弘であつたが、同二十七年十一月に死去したので、その二十九年に陸軍騎兵少佐橋本謙二が次代の校長となつた。

學生は従前の如く各師團の隊附獸醫官を士官學生とし、蹄鐵工卒業生（蹄鐵工下長候補）の他、更に下士學生（蹄鐵工長若くは下長）を毎年一回召募入學せしめた。教官は專任二名（一名は騎輜重兵科士官、一名は獸醫官で二等獸醫原八百太郎が任命された）又、兼任教官として軍務局課員一等獸醫黑瀬貞次、乘馬學校附一等獸醫小澤温吉、陸軍大學校附一等獸醫柳澤銀藏並に二等獸醫黒須宗直、同深谷敬一で、外に雇獸醫及び技手等を置かれた。

明治二十九年五月に『陸軍獸醫學校條例』の改正あり、之は軍備の擴張に伴ひ軍馬の増加と共に多數の獸醫を要するので、従來の如く帝國大學農科大學獸醫科卒業者のみならず、全國官公立の獸醫學校又は農學校等の卒業者を選抜して獸醫學校生徒となし陸軍獸醫たるに必要な教育を加へるためである。而してその職員としては、

校長 騎兵中少佐、副官騎兵大中尉、教官（獸醫監、騎兵大尉、一等獸醫、騎兵中尉）、軍醫、軍吏、其他下士、屬、技手等である。（1）（2）（3）

2. 明治二十年代陸軍獸醫界規則一束

明治十八年五月公布の『陸軍給與概則』に「騎、砲、工、輜兵隊病馬治療器械表」なるものが定められ、本表には小器械囊、馬療背囊、馬具附囊、大器械囊、軍旅藥品箱、馬鈎器械、倒馬器、吸入器、溫保衣、水治器械、他八十品種を有し、處方箋紙、病類月表紙等も含まれてゐた。

同二十年に工兵隊附獸醫を廢止された。

同二十九年に『蹄鐵器具材料取扱規則』が定められ、同年『陸軍獸醫藥品規則』が制定されて、獸醫用藥九八種が挙げられた。(4)

明治二十四年『陸軍蹄鐵工採用規則』が定められ傭期間を三ケ年とした。又、同二十六年に『陸軍蹄鐵工卒教育規則』を改正した。(2)

同二十七年、陸軍各師團の獸醫長を獸醫部長と改稱した。

同二十九年、『軍馬衛生會議條例』が發布され、陸軍省軍務局長の管理に屬して軍馬の衛生及陸軍獸醫の學術に關する諸般の事項について諮詢に應ずることとなつたが、議長 騎兵大中佐、議員 獸醫監、臨時議員 騎兵砲兵 輜重兵科上長官 衛生部上長官 事務官。

而して議員には黒瀬貞次、今泉六郎、粟屋浩一、一柳直宰、議員心得に厚木訥平次等の獸醫官が就任した。

同二十九年、『陸軍服役條例』を公布した。獸醫官の服役年限は、

『獸醫監五七歳、一等獸醫五四歳、二等獸醫五一歳、三等獸醫四八歳。』と定められた。

4. 明治二十三——二十九年陸軍獸醫界

明治二十三年時代には陸軍々馬が全國合せて五千五百頭餘、之に對して在職獸醫五八名であつた。

同二十四年五月、陸軍獸醫監稻垣正幸、桑島景連、富尾木知一は各々豫備役仰付けられた。

同二十五年、陸軍重症病馬治療所は、軍隊の痘苗採取に従事して二萬人分を軍務局に廻附したと云ふ。

同二十六年、第一師團獸醫長陸軍一等獸醫厚木訥平次は休職となる。その後任には陸軍一等獸醫天野多聞が補された。

同二十七年、陸軍一等獸醫黒瀬貞次は獸醫監となる。同二十九年には更に今泉六郎、上田茂雄、栗屋浩一、一柳直宰、天野多聞、田中種光、山根道章、岡本永が陸軍獸醫監に任ぜられた。

又、同年厚木訥平次も獸醫監に陞進した。

同二十九年に軍務局長から軍馬衛生會議に對して『大麥に代用すべき燕麥の分量』につき諮詢された。これは我軍隊の馬糧に充てる穀粒は大麥を以て正糧とされてゐたが、北海道の如きは大麥の産額僅少で軍隊の需要に應じ難いので、燕麥を以て代用せんと計畫されたためである。(5)又、軍廠の建築案、菊秣の日量、氷上蹄鐵の制式等

を議定し以て日清戰役に於ける缺點を是正するに努めた。

擬て軍馬育成署の開廳と共に幼駒全部に去勢術を斷行したが、次で陸軍大臣は各乘馬隊に訓令して現役軍馬の壯老共にこれを勵行せしめたので、日清戰役當時の現役軍馬は悉く馴馬となつてゐたことは特筆すべきである。(6)但し民間馬には去勢が普及しなかつたこと勿論である。

尙、當時陸軍獸醫官の研究報告一、三を報じやう。先づ明治二十五年陸軍重症病馬治療所堀内仲太郎の馬の趾についで、の論文を抄録すると次の如くである。

『馬の左前肢球節以下が別れて内外二本となり、擬肢の方は發育甚だ不良、駐立中に蹄尖だも地につかぬもの一例を實見したが、これは五指馬類が嘗て存在し、それが漸次に變遷して三指となり遂に一肢になつて現在に至つたことを示す』

同二十五年、同じく堀内仲太郎は、急性蹄充血に對して血利的療法の卓效あるを報じたが、放血量は四千ccを行ふと述べてゐる。(東京獸醫新報)第九號

5. 明治廿六年今泉六郎の歸朝

既述の洋行研學中なる陸軍一等獸醫今泉六郎は、陸軍獸醫務及び馬醫衛生事項調査を命ぜられて、獨逸からオーストリアのウィエナ府に一ヶ月滞在、次でイタリーのローマ府に二ヶ月を費したが、これが明治二十五年であつ

て、翌二十六年五月に歸朝した。

而して陸軍の獸醫課は此年廢止され、馬政課で事務を取ること昭和年間の前期までと同様であつたがために、黒瀬貞次が僅かに一人課員として止まつてゐるばかりで深谷周三、厚木訥平次は既に退官してゐた。その一抹寂寥さのあるところに今泉は歸朝したわけである。そこで彼の位置は當然陸軍獸醫學校教官となることにあつた。而して此頃から檢眼鏡の應用や、檢尿が行はれてクリニクに一つの改革が齎された。

當時、今泉の教育方針を以て教育された士官學生には二、三等獸醫萩原、池田、南澤、青山、古川、森の六名があつた。

尙、今泉は日清戰爭起るや、兵站獸醫部の必要を力説したが容れられず、却つて近衛の留守師團獸醫部長として内地に止ることを命ぜられ、傍ら要員補充のため候補生の入校を迎へて陸軍獸醫學校に教鞭を取つた、従つて一時は校長代理の要職をも課せられたのであつた。

6. アルベルト・ミュルレルの招聘

日本の蹄鐵術は始め英國式であつたが、明治初年に佛人ピューストが佛國式を輸入するや佛國式となり、それから二十六年に陸軍に於てはフランス式無溝蹄鐵を廢してドイツ式有溝蹄鐵に改めることになつた。即ち明治二十三年に駒場の農科大學に雇聘せられたドイツ陸軍蹄鐵工長なるアルベルト・ミュルレルが蹄鐵學教授の成績頗る良好

なところから陸軍で彼を雇用することとなり、ミュレルは掛持で陸軍獸醫學校に通勤した。かくて同二十六年『蹄鐵術教範』の發布となり茲に二十有餘年の久しき間繼續したビュースト傳來の佛國式が廢されるに至つた。

岸本博士の述べたところによると平佐騎兵中佐がドイツに渡り、普國陸軍蹄鐵學校で教頭ドミニック翁に會ひ、翁の蹄鐵新論を載せた普國陸軍獸醫雜誌と、翁の著書たる「蹄鐵學」を持ち歸つたが、岸本は此のドミニック氏「蹄鐵論」を譯して始めてド氏蹄鐵學の存在を知り、同二十二年に獨逸式蹄鐵を試装したが尙實效を擧げるに至らなかつた。そこへミュレルの來朝となり、漸くドミニック式蹄鐵が日本のものとなるに至つたのであるが、其間尙佛獨の何れを採用すべきかについて専門家の間に論議沸騰し容易に決しなかつた。（「護蹄」第一卷第二號大正九年）

此頃、小川徳次郎は佛獨兩者の長所を採つて研究を積み、時の蹄鐵科主任たる前記岸本を援けて漸く獨逸式に改めることになつた。

小川は舊幕臣喜代造の次男に生れ、明治十三年優等で陸軍蹄鐵科を卒業し、助教を命ぜられ或は近衛騎兵中隊附となる。ミュレルに就いて學んだ時は、騎兵少佐澁谷在明が小川をして特に此術を究めるべく命じたものである。小川は後に氷上蹄鐵について研究し、遂に鐵臍着脱式の完成をなした功勞者であるが、其他に寺戸岩太郎も亦ドイツ式蹄鐵の研究に努力し功があつた。（「護蹄」第一卷第十號）

尙、明治二十七年に今井吉平は蹄鐵について次の如く論じてゐる。（「中央獸醫會雜誌」第七輯卷二）

『近時獸醫及蹄鐵工社會に一つの流行談あり、いや舊式（佛式）はあしだ新式（獨逸式）はこしだ、と蓋し佛式

及獨逸式の優劣を云ふものならん、而して彼等の曰ふ處を聞くに只其皮相の見に止り、兩式の利害得失を研究したるものあるを見ず、焉んぞ兩者の優劣を評するを得ん、彼等の中には英式を修めたるものもあるべし、佛式を習ふたるものもあるべし、又獨逸式を習得したるものもあるべしと雖、今其歴史より考ふる時は全國中到處に汎用せらるるもの、蓋し佛式を以て最とす、然るに今を去る三、四年前初めて新式と稱する獨逸式を輸入し爾來次第に諸方に傳りて今日の語柄を生ずるに至れり（中略）余輩は更に一の新式を創始せん事を望む、即ち日本式ちうものを創設し一新機軸を出すにあり云々』

その云ふところ多少冗談めいた點はあるが、これこそ當時の眞の學者が懐く考へであつただらう。今日の隆盛な陸軍獸醫學の一部門たる蹄鐵學はかくして築かれたのであつた。

尙、陸軍の蹄鐵工長候補者の第一期とも云ふべきものは、陸軍獸醫學校へ元蹄鐵學舍生徒を引繼ぎ教育したのがそれで、明治二十六年九月三十日蹄鐵術卒業證書を授與された一九名であつた。即ち佛式獨式の問題がやかましかつた頃のことと思はれる。

明治二十三年頃迄は陸軍に於ては純佛國式を、地方に於ては英佛折衷式を以て裝蹄してゐたが、偶々前記のミュルレル招聘となるや、ドミニック式裝蹄術が傳へられて漸次此法が普及するに至つた。而して佛獨の何れを選ぶべきかに就ては議論が多かつたが、結局フランスの長をとり入れ、大體に於て獨逸式を主體とする裝蹄術が重きをなすに至つた。

明治二十四年、名古屋地方の大演習には近衛騎兵の一中隊に獨逸式有溝蹄鐵を装着し試験した結果、佛國式に較べて落鐵が少く、又装着にも便利であつたので、本法は陸軍部内に於て益々其價値を認められた。その當時、此試験を擔當したのは主として時の岸本獸醫正と小川徳次郎であつた。(7)

次項には、之等既述したところの英・佛・獨各國式蹄鐵について日本に於ける變遷の狀況を述べ裝蹄の事に如何に先輩が苦心研究したかを窺ふこととしやう。

參考文獻

- (1) 陸軍獸醫學校沿革概要 昭和九年版
- (2) 大友源九郎 馬之世界 昭和八年十月號
- (3) 柳澤銀藏・田熊秀 獸醫畜産大鑑 昭和十一年
- (4) 中山獸醫正・今泉獸醫 陸軍獸醫材料史 陸軍獸醫團報
- (5) 陸軍獸醫沿革史抄 中央獸醫會雜誌 第四三年
卷之十一 昭和五年
- (6) 柳澤銀藏 中央獸醫會雜誌第三七輯卷之二
- (7) 黒川三治郎 陸軍獸醫團報 第二八〇號
昭和七年十月號
- 其他文中に記載す。

7. 英・佛・獨式蹄鐵變遷の跡

英國獸醫ジ・ルーミレクは一八九九年即ち我が明治二年の頃に蹄鐵書を著述したが、これは明治二十一年八月に水原學士によつて譯述され「蹄鐵要術」の名で出版された。

元來英國式蹄鐵術の長所としては美麗な蹄鐵の作製殊に溝の穿ち方や、各部の修整方法が意匠化され、所謂世界

の名馬サラブレットに應用し得る如く考案されたものであつた。(1)

此の英國式は前述した如く日本最初の蹄鐵として用いられたが、民間に於ても明治十三年頃東京櫻田門内橘屋敷の某工場、虎の門の岡田、神保町の桑島、浅草の桑島、新宿泰壯寺の山下、麴町平河町吉田蹄鐵工場等總て有溝無鐵唇の英國式と、無溝有鐵唇のフランス式を折衷したものを用いてゐた。又麴町五番町邊りの開業者中には釘節は只打ち込んだのみで之を曲げることなく剩餘を切除したやうな粗末な方法を行ふものもあつた。當時の裝蹄料は一頭二圓五十錢内外で、鐵材は日本製品を用いてゐたと云ふ。(2)

明治十年京都では既に東京の藩兵の裝蹄を見習ひ、同市烏丸の一鍛冶屋で無溝の三角蹄鐵を造り之により一條の馬車屋で裝蹄し、神戸にも此のやうな蹄鐵で裝蹄するものがあつた。

明治十四年東北には未だ裝蹄は普及せず、多く藁沓を用ひ又は既蹄の馬が多く、僅かに仙臺、盛岡等の大都市に除隊兵が純フランス式の裝蹄法で開業してゐたが、未だ一般に普及しない。冬には蹄鐵を除いて滑走を豫防した。北海道は僅に室蘭、函館に各一軒宛の開業者あり一部の荷馬車用馬に裝鐵した。以上は黒川氏が小川翁の視察概要に基き記述されたものによる。(2)

前述『陸軍蹄鐵術の始め』にある通り佛國からは明治六年にビューストが來て佛國式蹄鐵が普及されたので、之より英國式は漸次行はれなくなつたわけであるが、ビューストは三ケ年で退職し、横濱で裝蹄場を開き東京横濱地方の大切な馬の裝蹄をなし、明治十六年頃迄在任して後本國に歸り、氏の子孫は今尙繁榮されてゐると云ふ。(2)

明治二十二年五月に津野慶太郎著の「蹄鐵書」が公にされた、之は英國式の内容よりなつてゐる。(1)
同二十三年六月、陸軍蹄鐵學舎教官陸軍二等獸醫横山正令の編纂された「蹄鐵學教範」が出版された。之は佛國式蹄鐵術を主とし自己の研鑽事項を加へて著述され、更に野戰鍛工具並に騾驢の裝蹄法まで記述してある。

横山は、ビュースト以來佛國式蹄鐵術末期の權威者で、我國蹄鐵學界の恩人と云はれる。(1)

此の時代は佛國式全盛であるが、之に對し英國式を民間に紹介するが如き例もあつた。(1)

明治二十四年「受験者必携蹄鐵概要」が時重初熊、津野慶太郎共譯で發行された。本書は獨逸式の内容で、メラの原著であるが、従つて日本へ始めて獨逸式を紹介したもので、當時の人々によく讀まれたのである。(1)

同二十六年三月、陸軍蹄鐵學舎發行により「ドミニック氏裝蹄法」を出したが、之はミュレル講、小島録太郎譯になる。(1)

即ちミュレルは明治二十三年に駒場の農科大學に聘せられてから獨逸式の裝鐵を授けるに至つたが、此法の良否に就ては、その後意見多く、岸本博士によると次の患害があつた。

「一、踵壁多削の結果、今迄多く見た内踵裂蹄や彎膝の減少したると共に馬の蹉跌轉倒を減じ、従つて冠膝の頻出を防いだが、踵の負擔大いに加はり纖弱な雜種幼駒の如きは屢々凹膝を見、踵炎、球節炎の類は確にその數を増した。

二、落鐵頓に加はり前肢後踏及び後肢前踏の裝蹄判斷と、前蹄鐵尾の延長とは甚しく馬の追突異歩を増し、後蹄

尖で前鐵尾を踏み、強固に打附けられた釘は、無殘にも釘諸共に蹄壁下部の大部分を破壊し、再度の改装不能に至るまでの大落鐵を來す。

三、踏着的平坦を得た結果、内踵裂蹄、蹄球炎、繫輝、蹄又萎縮、窄蹄の類は漸次改善されて來たが、舐囊炎、蹄側軟骨炎等の今迄餘り問題になつてゐなかつた患害が目立つて來た。

四、後蹄の角度を低くした結果、後肢の推進力が弱められ、纖弱な雜種馬中、O狀肢勢及び前進中の飛節離開の類は著しく増加し、爲に内飛骨腫を招來するものを見るに至つた。』

以上によつて裝蹄の根本的急變に聊か不満を懷いてゐる舊佛國式流者より異論百出し現状看過を許さざるに至つた。そこで當時陸軍省課員であつた岸本雄二は陸軍獸醫學校の教官を兼ねてゐたが、軍務局長に進言して蹄鐵教範改正調査委員會とも云ふべき審議會を獸醫學校内に設け、在京獸醫の篤學者並に蹄鐵學專攻のものを加へ主として故參一等獸醫級のもの一〇名ばかりが之に當つたが、佛獨兩説に別れて一年餘を費しても議まとまらず、その内の多數が各地獸醫部長として東京を去るに及んで此の審議會は消滅した。

依て岸本は現行教範の獨逸式を基調とし、日本馬に不適當のものは削除し、大いに改廢を加へた教範を新に編纂した。其内ドミニックが一種の特製試験器械を作つて死蹄について證明した『蹄冠部に於て開き負縁部に於て閉づ』と云ふ蹄機論は、岸本の生蹄に就いて行つた蹄機現象と正反對なるを立證し、D氏の蹄機説を破棄し、從來の負縁擴開説に復活し、眼前の肢勢のみに拘泥するを避け、後蹄は前蹄より常に約五度高きを要すとの定則を設け、鐵尾

の延長を踵壁負縁を出づる五密米以内と定め、鐵上彎の蹄壁面に對する直角に近かるべしと云つたF氏の定則を排斥し、更に「蹄鐵學教程」を後に發行するに至つた。(3)

明治二十七年一月三十一日、陸軍第八號、陸軍大臣伯爵大山巖の名を以て出された「蹄鐵術教範」こそ實に我陸軍が始めて全軍に獨逸式蹄鐵法を示したもので、ここに佛國式蹄鐵の没落となつたのである。本書は蹄鐵術教範と附圖の二部よりなり、總則、體の形狀及肢の姿勢、體の重量の肢に於ける作用、歩様、蹄の解剖、發育、蹄鐵の製造、蹄鐵の打着、舊き蹄鐵の取去、削蹄、蹄鐵の修整、蹄鐵の烙接、釘の打込の二三章に分つて述べてある。(2)

その後幾多の變革を経て今日に至つたので、既述各種蹄鐵術の長を取り短を捨てて來たことは云ふ迄もない。

尙、北朝鮮では我が明治二十七年頃に、牛車を利用するに至つてから馬の裝蹄に倣い牛に蹄鐵を裝した如くである。而して馬の裝蹄は支那に倣つたもので、これは李朝英祖吟王時代即ち我が、櫻町帝の頃に始めて蹄鐵を裝し出帥の目的を達したと云ふ。牛の裝蹄は此の以後と考へられてゐる。(4)

8. 明治二十五年私立東京獸醫學校の開設

明治二十五年に、小石川私立獸醫學校第二回卒業生山本廣吉は黒瀬貞次其他の援助で、牛込區市谷加賀町に狹隘な校舍を設けて東京獸醫學校を開校した。即ち校主山本廣吉、教頭一柳直幸、教員に黒瀬貞次、小澤溫吉、柳澤銀藏、黒須宗直、深谷敬一、梅野信吉、堀内仲太郎、齋藤文三郎、鈴木淺次郎、山本廣吉等で、校長は未定であつた。

本校は勿論、前の小石川私立獸醫學校を再興したもので、此の熱心な行爲は誠に稱揚すべきであつた。而して學科課程は次の如くである。

『家畜解剖學及實習、同外科學及實習、同産科學、同生理學、同藥物學、同內科學及實習、同外貌學及實習、同傳染病學、蹄鐵學及實習、乳肉検査及實習、クリニック。』

同二十七年同校は、その筋の特別認可を得た。かくて同校は若干の生徒を收容してゐたが、山本廣吉病歿によつて厚木訥平次が、市ヶ谷河田町（月桂寺畔）に校舎を新築し、之に加賀町の生徒を收容し且つ志願者を大いに募集した。俗に之を河田町獸醫學校と云ふ。

尙、同校の明治二十七年に於ける在校生徒は二十有餘名で、微菌學及傳染病學を一柳、内外科實習を黒須、顯微鏡學を深谷、乳肉検査及衛生學を清水歳吉が、又、解剖、生理、藥物、内科、外科、蹄鐵等は黒瀬、齋藤、鈴木、手塚等が分擔講義したのである。

9. 明治二十七年麻布獸醫學校の誕生

明治二十七年に東京獸醫講習所を麻布獸醫學校と改稱したが、當時同校本科出身者は農商務省の獸醫免許試験を要せずして獸醫免狀を受けることが出来、別科は六ヶ月で獸醫免許試験に必要な學科を教授することになつてゐた。

10. 明治二十五年前後の地方獸醫養成機關

明治二十五年に於ける岩手縣立獸醫學校は、教員に獸醫學士牧野終太、宮原良夫が居つた。又、宮城農學校獸醫科は獸醫學士水原勝之助、佐藤清明、小野寺元質等が育英の業に専心してゐた。

同二十四年に於ける福島縣下の開業獸醫は八八名で、馬匹對獸醫數は一人平均千百頭であつた。之等獸醫の多くは縣立獸醫講習所で村井半之輔の教育を受け開業試験に及第したものであつたが、此年に村井が洋行したのでその後を菅沼只三郎が受持つたのである。當時、世襲の開業區域と云ふものがあつて、之を針下と云ひ、新に開業することは不可能であつた。又収入は四期の蹄剪にあつて、診察治療の如きは殆んど収入の内に入らなかつた。(5)

同二十六年に福島縣立獸醫講習所が廢止されたので、縣下の獸醫會は之を借受けて私立獸醫學講習所とし、所長に田村郡長小田信樹を、教員に澤口耕夫、飛田登能衛を推した。此講習所創立に努力したのは澤田耕夫、角川元民、八景又六、花見豊八であつた。同年の生徒は七名であつたが、之は三ヶ年の課程を卒へて退所した。

同二十三年、熊井駒之助の述べたところによると、愛知に炭疽病流行して人に感染したが、人醫は其何病なるかを知らず、そこへ三浦が出張して炭疽を確定し、茲に獸醫養成所設立の動機となり、後に愛知縣中學校の獸醫學部に變更されたが、同二十五年時代の教員は獸醫學士鈴木吳一、同辻秋徳であつた。

大阪府立農學校獸醫科は明治二十四年に第一回卒業生四名を出したが、當時の教員は獸醫學士佐藤悠二郎であつ

た。

明治二十七年、高橋得太郎外兩三名の在神獸醫は、神戸獸醫講習所を神戸市中山手通一丁目に設立した。その修業年限は一ケ年、授業料月一圓で、實習は神戸家畜病院で行つた。

同二十四年、鳥取縣農學校獸醫速成科は、從來の獸醫營業者で開業試験受験志願者八名を撰み、一ケ年獸醫學大意と蹄鐵法を教授した。又、翌年の記録によると本科の修業年限は三年で、教員は獸醫學士河村勇藏であつた。

同二十五年に於ける愛媛縣獸醫學校教員は菊池直一郎、山口農學校獸醫學部は白石寛吾が教授してゐた。

同年宮崎縣獸醫講習所は獸醫學士山下盛治、野村 紀が教員の職にあつたが、翌年縣會の決議によつて縣立獸醫學校を設立し四月に開校式を行つた。校長は山下盛治で、教員に小谷龜太郎が招聘された。同校の課程は二ケ年である。

同年の大分縣獸醫講習所教員は井上徳次郎であつたが、翌二十七年には新に三重農學校を設けることとなり之に農科、獸醫科及び水産科が置かれ、校長に平田幸次郎が就任した。

同年長崎獸醫學校の教員には獸醫學士高嶺秀四郎、同中江保太郎の兩名が居つたが、中江は同二十七年に死去した。次に少しく彼の經歷を述べやう。

中江保太郎は明治十八年駒場を出で、熊本及び長崎獸醫學校に教鞭を取つたが、特に比較解剖學に通じ「馬體解剖圖譜」(菊判)を著述した。

同二十五年の福岡縣甘木共立獸醫學校教員は安永峻山、田中守。又、私立鹿兒島獸醫學校の教員は獸醫學士矢部芳太郎であつた。

京都に私立獸醫養成所があつた。

同二十一年四月より六月に至る第五回獸醫開業試験場所は東京、大阪、大分、長崎、静岡、京都、高知、岡山、島根、秋田、福島、新潟の一ニヶ所であつた。

11. 明治二十四年の農科大學狀況其他

明治二十四年に於ける農科大學獸醫科各教授の分擔學科目の一部を見るに、助教授獸醫學士田中宏は組織解剖、同時重初熊は寄生虫、病體解剖、生理、同津野慶太郎は疫論、獸醫警察、衛生、藥物、病畜管理、同今井吉平は蹄病、蹄鐵、ミューラーは蹄鐵實習、技手笠井重政は病院、調劑實習、技手窪田五郎は解剖實習を受持つてゐた（其他省略）。

同二十七年札幌農學校では、同校三年級以上のものにその志望によつて牧畜（畜産製造、畜舎實習、解剖學及生理學演習、衛生學演習、蹄鐵學演習、解剖學實習、病論大意演習）を専修せしめた。

同二十四年、渡歐中の勝島仙之介は農科大學教授に、助教授與倉東隆は非職を命ぜられ、札幌農學校教授須藤義衛門は農科大學助教授に轉任した。又、同二十六年に須藤義衛門は同大學教授に任ぜられた。

12. 東京家畜衛生會の創立

明治二十二年に東京一五區並に同郡部の有志搾乳業者約三分の二を網羅して、その十一月に東京家畜衛生會が設立された。之は前田北辰社主、坂川牛乳店主、松尾長養軒主等の肝いりで出來たもので、獸醫を雇つて防病の手段を講ぜんとした一つの組合で、主任獸醫に塙修治が任ぜられた。尙又、顧問には黒瀬貞次、柳澤銀藏が推され極めて有力な團體であつた。(6)

13. 明治廿一—廿四年地方獸醫團狀況

明治二十一年に佐賀縣獸醫組合が設立された。同組合は同廿六年に會長野中多一、副會長舟木養造を選出した。同廿四年福島縣獸醫組合及び奥羽六縣聯合獸醫會福島支部會に於て次の議決を行ふ。即ち『健康馬に刺絡するは有害無益なので之を全廢すること、組合總監に菅沼只三郎を選出すること、密業者の撲滅、屠場に於て屠殺後の内臓検査を行ふべきこと。』

同年奥羽聯合第四回獸醫會が宮城縣で行はれ、健馬放血の利害、家畜賣買に獸醫を立會せること、毎年二期に獸醫をして産馬を検査せしめ以て皮疽病の豫防をする事等につき談合した。(7)

同年兵庫縣獸醫蹄鐵工組合總會は次の建議を縣廳に提出した。即ち『斃獸には開業獸醫の死亡書若くは死後檢案

書を附す、屠畜検査役は盡く開業獸醫を採用のこと、畜牛馬組合設置獎勵の件。』

同年長野縣獸醫總集會が開かれ、次の件を決議し金井二三次、木俣小金吾、白井正教を總代として縣に建議した。即ち『牛馬籍發布、斃獸畜取締、牛乳搾取販賣規則に關する件、屠畜及販賣肉取締の件、地方衛生會に獸醫を置くこと等。』

而してその翌年同縣は屠畜場の改造をなし、更にその翌年『警察獸醫心得』を公布した。

同廿四年山口縣獸醫會が創立された。

此年「牧畜雜誌」に『獸醫なる文字は歐洲事物の東漸すると共に舶來したもので、洋語の翻譯である。又、維新以前にあつた馬醫、伯樂なる稱呼は畢竟眞の獸醫がなすべき業務の一部分に過ぎない』と某獸醫學士が論じてゐる。即ち獸醫事の盛大に赴きつつあるを示す言論の現はれと云ふべきである。

參考文獻

- (1) 小沼福太郎 護蹄 第十一卷第七號
- (2) 黒川三治郎 陸軍獸醫團報第二八〇號、昭和七年
- (3) 岸本雄二 護蹄 第十卷第六號
- (4) 島根佐一 護蹄 第十一卷第七號
- (5) 東京獸醫新報第一號 明治二十四年
- (6) 柳澤銀藏 畜牛(雜誌)
- (7) 中央獸醫會雜誌第四輯卷二

其他文中に記載す。

14. 明治廿五年地方獸醫團狀況

明治廿五年に第五回奥羽六縣聯合獸醫會が青森町に開かれ、廣澤辨二を會長に推し次の議決を行つた。

『一、皮疽病の治療法、豫防法、撲滅法を農商務大臣に建白し病毒を確めること其他（菅沼只三郎提出）』

二、牛馬籍を明瞭にすること（牧野終太提出）

三、産馬事業保護を第四帝國議會に請願すること（上崎光一郎提出）』

同年飯塚仙太郎、萩原格司、野木鶴次等の主唱により静岡縣下獸醫蹄鐵工會議を沼津町に開き、屠獸の検査及び斃牛馬羊豚取締規則の改正等に付き陳情するの決議を行ひ、且つ野木鶴次を組長に推し、茲に静岡縣獸醫組合を創立したのである。

當時は牛疫蔓延の報があつて之が對策を講ずるの要もあるところから、その傳播の徑路、診斷及び豫防法につき調査すべく飯塚仙太郎、萩原格司、三井彌太郎を任命し、又静岡英語専門學校に牛疫豫防制遏大演說會を開き獸醫は交々立つて熱辯を振ひ、聽衆も獸醫の演說は始めてであつたため拍手喝采して之を歡迎した。翌日、野木鶴次、三井彌太郎、飯塚仙太郎、萩原格司、鈴木綱根、佐藤勇の諸員は小松原知事を訪ふて、屠獸に獸醫立會の必要、乳牛の検査、斃牛馬に獸醫の診斷書添附等の件を説き、翌日縣令が公布されて牛羊豚に限り屠殺するものは獸醫立會ふこと、縣下に牛羊豚の牽入を禁ずること、斃牛馬は獸醫の診斷書を添附すること、乳牛は毎月一回獸醫の検査を

經ることが制定實施された。

此時既に牛疫が縣下に發生し、前記陳情團の一行が偶然之を發見して直ちに組合員一同に報じた事實もあり、縣下の人心は非常な恐怖に陥つてゐたものであるが、獸醫團の果敢な奮闘は本病の蔓延防止に大いに役立つたことであらう。

同廿五年、關西獸醫聯合會が設けられ、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、岡山、鳥取、島根、廣島、山口の二府八縣の獸醫が之に参加した。同會則第三條に『本會ハ獸醫及畜産業ノ改良進歩ヲ計ルヲ以テ目的トス』と記されてある。

兵庫縣獸醫蹄鐵工組合總會は此年姫路市で行はれたが、當時の縣下に於ける組合員は開業獸醫一〇名、同上並に蹄鐵工兼務者二九名、假獸醫三七名、同上に蹄鐵工兼務四名、蹄鐵工一三名、假蹄鐵工二名であつた。

同年因伯獸醫會設立され、幹事長川村勇藏、幹事加藤保、平田慶次郎、岩谷邦太郎で、會員三十餘名、次の決議を行ふ。

『一、乳肉販賣取締並斃牛馬取締規則の改正。

二、警察獸醫の設置

三、牛馬籍の設置。』

此年山形縣獸醫組合再興し、組合會長に遠藤源吾を推した。

同年福岡縣獸醫組合大會を小倉に開き、共立獸醫學校（甘木）資金調査、梅野信吉を組合創立者として表彰の件
其他を議し、終つて學術演說會を開く。此年、會長に西畑卓司、副會長に田中 守を推舉した。

同年大分縣獸醫會は次の決議を行ふ。

『一、代診者とは所謂密業者の意にして獸醫乏しき地方其他或獸醫家の如き之を使用するものあり取締を要す。

二、組合長に植山源太郎、副組合長に小野米造を推す。

三、斃牛馬取締規則の上申、屠獸検査並乳獸検査規則改正。

四、平馬養生廢止の件。』

而して此の當時鹿兒島縣下では、春夏二季に瀉血を行ひ駄馬の鬃毛及距毛を剪去し尾端、附蟬を燒烙し、背部、肩部、腰部、臀部に燒烙法（介達）を行ふ風があり、獸醫は此弊を矯めんとしたが、伯樂等の跋扈によつて矯むる能はず、但し追々に此風は廢れつゝあつた。

同廿五年、熊本縣獸醫大會開かれ、會頭に岡本 永、副會頭に渡邊順藏を選舉した。

此頃横濱には開業獸醫木内盛裕が、又、久良岐郡下に城戸知輔が開業してゐたことが「横濱沿革史」に出てゐる。又、島根縣下では多くの馬喰若くは伯樂と稱されるものが假開業免狀を得て開業し、盆と正月を收入月として業務を行つてゐた。

同廿五年、木村利建は札幌地方の獸醫狀況を報じ區内の開業者六名で皆蹄鐵工を兼ねると述べた。（一）

15. 明治廿六年地方獸醫團狀況

明治廿六年に第六回奥羽六縣聯合獸醫會行はれ、櫻中莊一郎の動議によつて本會を奥羽六縣聯合獸醫畜産會と改め畜産家をも加入せしめることとした。此の席上、須藤學士は次の演説を行つた。

『回顧するに獸醫は鍼灸刺絡剪蹄刈毛のみを行ふものと人々が考へてゐたが、獸醫は屠獸乳牛及乳肉の検査、牛痘苗製造、牧草毒草の調査、管理飼養法の利害より家畜傳染病豫防撲滅の方法に至るまで皆獸醫の職分として盡すべきものである』(2)

同年秋田縣獸醫蹄鐵工組規約が定められ、その目的を學術研究、弊風の矯正、業務の改良進歩、獸畜衛生、公衆衛生に關係ある部分の講究とし、組合長に若木源三郎を推した。又、當時規定された藥價診察料金は内服藥一日分十錢、皮下注射一回分十五錢、診察料一回二十錢、診斷書料並死體檢案料三十錢以上一圓、屠獸検査料五十錢であつた。

同年奥羽聯合獸醫會宮城支部會が開かれ、幹事に佐藤清明、内村兵藏、小野寺元質、三品信之が任ぜられ、乳牛舍構造の標準決定、乳汁性状標準決定、病乳牛取締、獸醫による定期検査實施等を決議し之を建白することに決した。

同年關東獸醫集談會開かれ、本會を關東獸醫畜産會として、獸醫及び畜産家の協同機關とするに決し、會長に谷口を推した。

同年山形縣獸醫組合、群馬縣開業獸醫蹄鐵工組合、關東獸醫畜產會群馬支會等がそれ／＼會合をなした。

同年新潟縣獸醫組合通當會が行はれて組長に川島德平、副組長に野口小一郎を撰出した。

同年靜岡縣獸醫組合は總會を開いて、愛知、靜岡、山梨、神奈川の四縣連合獸醫會開催を決議し、その打合委員として林春次郎、久能嘉策、細谷新太郎、萩原格司を指名した。

同年埼玉獸醫會蹄鐵工組合總集會を開き、組長に菊池直一郎を推した。此年關西獸醫聯合會第一回例會行はる。

同年九州聯合獸醫會が長崎に於て組織され、創立委員會長に田中 守、副會長に今村源八が推された。

同年熊本縣獸醫會第三回集會に於て、會頭を岡本永、副會長を渡邊順三、主計大野賢、天野多聞、幹事津田孝平、清水才吉、草野尙幸、諏訪賴永をそれ／＼撰出した。

同年鹿兒島縣獸醫會は第八回鏡馬會の賞品を一切負擔し、競馬場中央に救護班を派出し、そこに鹿兒島縣獸醫會の記名ある大旗を獻した。

同年關西獸醫聯合會が兵庫縣會議事堂で行はれた。(7)

19. 明治廿七年地方獸醫團狀況

明治廿七年第七回奥羽聯合獸醫畜產會が開かれ南條文五郎を會長に推す、此の席上梅野信吉は、かさ馬研究所設立の必要を述べた。

明平關東獸醫畜産會開かれ、武藤熊三郎を會長に推す、同會下野支部は理事に落合益吉、菊池金三郎を任命した。同年北埼玉獸醫會は炭疽病流行を動機に創立され、會頭に田熊清一郎、副會頭に矢島源六を推舉した。

同年九州連合獸醫會第一回大會が熊本で開かれ、警察獸醫設置、獸類傳染病豫防取締規則中に狂犬病及結核病を加へることを決議した。此日、水原勝之助は次の演説を行ふ。(3)

『所謂獸醫なるもの始めて起つたのは眞に昨今のことで、現行獸醫規則が發布された明治十八年以後のことである。今迄も獸醫様の業務をしたものはあるが、之は今の獸醫と全く別物である。然るに世人が今日の獸醫を昔の伯樂と混同するのは未だ眞の獸醫を知らないためである。今日の獸醫學を時代によつて區別すれば、

第一、獸醫學又は獸醫様のものなき時代 第二、獸醫様のものあれど獸醫學なき時代。

第三、獸醫學尙存せず、經驗的に其術の一部を行つた時代。

第四、理學的の獸醫學端緒を開き、その應用單一な時代。

第五、理學的の獸醫學起り其應用を悉く實地に用る時代

個體獸醫學

個體衛生

一般又は公衆衛生

衛生上應用
衛生獸醫學
行政獸醫學

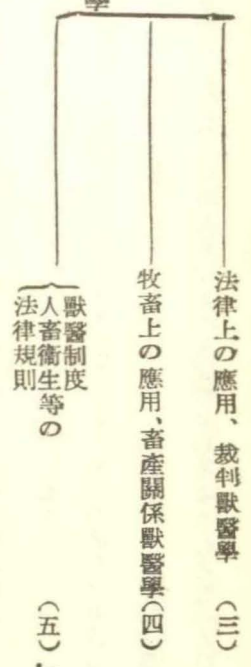
治病上の應用

(一)

(二)

醫學

國家獸醫學



明治廿七年獸醫學士會は幹事長に西川勝藏學士を任命した。
此年の全國獸醫數は次の如くである。

北海道	一五	群馬	一六	福井	九	青森	一七
埼玉	四八	滋賀	二	岩手	八〇	千葉	七七
鳥取	二七	山形	三七	東京	一〇六	島根	二二
秋田	五二	神奈川	一四	岡山	四〇	福島	九八
静岡	一八	京都	一五	宮城	八一	長野	二六
大阪	三三	新潟	四五	富山	八	兵庫	四一
栃木	六〇	石川	一九	廣島	二〇	茨城	七三
岐阜	二六	山口	四四	和歌山	九	香川	一五
佐賀	五六	山梨	二〇	高知	二五	熊本	一四〇
奈良	〇	愛媛	五六	宮崎	六五	三重	三五

明治中期篇

長崎	四五	鹿兒島	一一〇	愛知	三七	福岡	一四四
沖繩	二	徳島	一四	大分	九二	計	二〇三四名

〔此外に假免狀所存者が一一六八名あつた。又蹄鐵工の全數は當時一七九二名で福岡、東京、福島等に多數居つた。〕

17. 明治廿八、九年地方獸醫團狀況

明治廿八年奥羽六縣聯合獸醫畜産會を開き吉田光一を會長に推し馬疫研究所設立、中央及地方衛生會則改正の二案を議したが否決となつた。

同年岩手獸醫會成り會長に深見次郎、副會長に板垣耕三を推した。

同年新潟縣畜産獸醫會開かれ假會長に桑原重正を推し、畜産振興策、警察に獸醫を置くの件、畜牛結核病診斷にツベルクリン注射をなし費用は地方税より仰ぐ（茅原徹造發議）、畜産組合設置、罌丸去勢の件等を可決した。

同年第一回北陸聯合畜産獸醫會が石川縣で開かれ、罌丸割去實施其他を議した。又、石川縣畜産獸醫會創立され水登勇太郎を會長に推し幹事には吉田次太郎、大久保繁之介が就任した。

同年山口縣獸醫會開かれ、同地の陸軍大演習以來人民が始めて蹄鐵の便を知り蹄鐵術の必要を感じたにつき、山口縣蹄鐵工講習所設置のことを縣會に建議することとなり實行運動を行つた。此建議は縣會で可決され翌年之が設置をなし六箇月間開業獸醫を召集して剪蹄裝鐵の方法を練磨せしめることとなつた。（4）

同年飛彈國獸醫會開かれ、會長垣越甲松が司會して、飛彈國獸醫講習所設立其他の事項を議した。

同廿九年奥羽六縣聯合獸醫畜産會を山形縣會議事堂に開き、高等學校内に獸醫學部開設、家畜傳染病研究所設立、國家獸醫學講習會を農科大學内に開く件等を決議した。

同年兵庫縣獸醫蹄鐵工組會長高橋得太郎は、兵庫縣畜産會創立會に於て議長となり、獸醫畜産會創立を諮つて可決した。依て準備委員として畜産家から四名、獸醫側から大髭龜太郎、榎本友二郎、足立源藏、太田俊彦が指名された。

同年靜岡縣獸醫會開かれ會長に獸醫學士高尾角次郎、幹事に梶尾治三郎、飯塚仙太郎、萩原格司が推された。

同年九州聯合獸醫會は大分町に開かれ、第五高等學校に獸醫科を設くるやう文部大臣に建議すること其他を可決した。

同年大分縣畜産會が設けられたが、之には獸醫組會長植山源太郎、同副長首藤文平等が活動し、會長には生駒藤太郎學士が推された。

同年關東農事大會が成立し、且つ大日本畜産會の存在する關係で、關東獸醫畜産會存置の必要がないところから之を解散することとなつた。

同年、今泉六郎は獸醫の職責を述べて曰く、

『凡そ獸醫の天職とする所は深く生物の原理を究め細やかに化育の妙機を探り遠くは體の強弱健否の由て來る所

以を尋ね、近くは獸畜の效能を増し病患を防治する方法を收め、以て畜産を翼賛し用畜を保衛し併せて公衆の衛生を補益するにあり」と。(5)

明治廿八年盛岡市に於て岩手畜産獎勵會が開かれ、桑島重三郎、新田孝五、横田熊五郎は次の建議を行つた。

「獸屍並化製取締規則中に獸屍は獸醫の診斷書又は檢案書を添へ届出づべきこと、牛馬籍取扱手續中、總馬検査の際獸醫をして立會せしむる事を該手續中に追加すること」

之に就き横田熊五郎は次の説明を試み採擇された。(6)

「凡そ畜産の改良繁殖上、尤も憂ふべきものは流行病又は傳染病で、此流行病傳染病の蔓延を防ぐには其發病を尤も速に知るにある、翻て現行獸屍取締規則を見るに果して惡疫の發生を速に知らるゝの手續になつて居るかどうか、即ち斃牛馬のある時は單に死んだと云ふことを届出る方法のみで何病で死んだかは官も知ることが出來ぬ。故に届出では必ず獸醫の診斷書若くは檢案書が必要である。

本縣に於ても比年千頭以上の皮疽患馬を生じ、民間に於て非常に迷惑して居るにも拘らず豫防も未だに其效を奏しない。これらも全く發病斃死を早く知ることが出來ないためであると信ずる。

先年大分縣に牛疫を發生し遂に長崎、福岡、岡山、和歌山、神戸、大阪、東京と大變蔓延の不幸を見たのも、その初め大分縣下の江港に朝鮮牛を輸入した時、廿六頭のものが航海中及び陸上げ後ドシ／＼斃れるのを何とも氣付かず普通の斃獸取扱をなし彌々蔓延の様子なので警視廳から土持學士が出張され取調の末、牛疫と認められ、驚い

て豫防法を講じたが及ばず、終に東北を越えて北海道、函館でも六頭の牛を斃すに至つたのである。

その本を知らずして枝葉に力を盡しても望を達し得ない。斃畜の診断こそ豫防の源である』

参考文献

- (1) 東京獸醫新報第六號
- (2) 中央獸醫會雜誌第六輯卷四、明治廿六年
- (3) 東京獸醫新報第三三號
- (4) 中央獸醫會雜誌第八輯卷十二、明治廿八年
- (5) 東京獸醫新報第五一號
- (6) 第一回畜産獎勵會總會記事
- (7) 東北牧畜雜誌第二號、明治廿六年
其他文中に記載す。

18・日本畜産協會と獸醫

明治廿五年に於ける日本畜産協會役員は次の如くであつた。

『會 頭 前田正名、幹事長 玉利喜造

幹 事 小澤溫吉、與倉東隆、前田喜代松、薦田乙也、津野慶太郎。』

此年、農科大學教師ヤンソンは、日本畜産協會の大集會に臨場して演説して曰く、

『牧羊は本邦に於て將來盛大に至るべきや否や疑問であるが、牧羊不適の原因とさるる濕潤は羊の慣れるに依て恐るるに足らず、牧野も培養耕作に依り不足はない、只牧羊の困難は本邦人民の羊肉を嗜好するもの少きと、羊毛

の供給は内地に産するより遙に廉價を以て濠洲に仰ぎ得べきにある』(一)

同廿八年に京都市内で日本畜産大會を開くや獸醫學士廣澤辨二が議長となり種々と畜産問題を討議し、全國牧畜家獸醫家の大結合體を組織し大日本畜産會と改名することとなつた。時に規則の變更及び役員の改選あり、撰出された幹部は次の如くである。

『會長 前田正名、 幹事長 西川勝藏

幹事 勝島仙之介、須藤義衛門、波多野尹政、水原勝之助』

19. 乳肉衛生警察會の設立其他

同會は明治廿九年に創立された、即ち乳肉の衛生警察に關する學術を研究し知識を交換し、本邦の獸醫警察制度の發達改良を圖る目的を以て發會したものである。(2)

明治廿七年岡山縣は縣會の建議あり且つ實際上の必要に迫られた結果、翌年より獸醫二名を雇入れて牛種改良、獸醫教育、獸類傳染病豫防制遏及び屠獸検査、牛乳検査等を行はせることとした。

同廿七年東京芝白金今里町の日本家畜市場株式會社は、家畜生命保險部なるものを設け、當分の内は東京附近の畜牛に限り牛疫、炭疽熱、産褥熱若くは結核症に罹つた爲に生ずる損害を補填することになり、警視廳を辭した獸醫學士熊井駒之助を技師とし、その事業を行はせることとなつた。

同廿五年新潟縣では、明治十七年以前の制定になる乳肉の制度に改正を加へたが、次の一項は特に注目すべきである。『食用の目的を以て屠殺する時は臨監警察吏の面前に於て獸醫の診断を受け、其屠殺したる獸肉には檢印を請くべし、但し獸醫に關する費用は營業者の負擔とす』

三二、明治廿一—廿九年の獸醫書

明治廿一年には前述した外に「馬牛解剖圖說」が今泉六郎により、「馬體解剖便覽」が小澤溫吉によりそれ／＼著述された。

同廿三年には横山正令の「病馬看護學」が公刊され、又、深谷敬一の「獸醫通」が出た、後者は處方、藥物、治療の三篇に別けて記述されてゐる。又、村上要信の「家禽餘話」が出版された。

同廿四年陸軍乘馬學校譯「乘馬鑑定捷徑」が出版された、同書は馬體外貌、運動器の疾患等を主として記載してある。

同廿五年陸軍重症病馬治療所長陸軍一等獸醫黒瀬貞次講義「黒痛腫論」が發行された。又、農科大學助教授獸醫學士津野慶太郎著「市乳警察論」、陸軍文庫譯「相馬學」、勝島仙之介著「炭疽病熱に關する通俗講話筆記」がそれぞれ出版された。

同廿七年日本畜産協會は津野慶太郎著「朝鮮國牛疫及産業調査」を發行した。同書は津野助教授が調査された實

記である。

同年田中宏著「獸醫外科手術學」、與倉・勝島共著「屠獸検査法、附乳汁検査法」が出版された。

同廿八年生駒藤太郎著「寄生虫學」が出版された。四・六判百數十頁で家畜寄生虫學書の最初のものとして云ふべきであらう。

同廿九年津野慶太郎編纂になる「獸醫警察學」が中央獸醫會から發行され、八木鉏著「獸醫教育」亦公刊された。

三三三、獸醫畜産雜誌の發刊

明治廿一年に「牧畜雜誌」が發行されたが、續いて同廿三年に「獸醫學雜誌」が東京下谷區谷中清水町の獸醫獨習會から發刊された。

同廿四年十一月三日に「東京獸醫新報」第一號が發行された。主宰は梅野信吉で前付廣告には赤紙を以て新藥鹽酸ピロカルピンの廣告があり、内容に實驗記事、論議を容れ紙數三〇頁で、發行所を東京獸醫新報社と稱した。此雜誌は後に大澤弘毅が經營した。

明治廿六年「東北牧畜雜誌」が發行された。始め月二回刊行の豫定であつたが後に一回となつたらしい。宮城縣仙臺市の駿々館發行で、産馬、家畜衛生等につき佐藤清明、内村兵藏、五目齊等の各獸醫學士が毎號指導的の筆を執つてゐた。

三四、外國獸疫又は牛疫の豫防問題起る

明治廿五年第四回帝國議會に於て次の『外國家畜傳染病豫防法案』が議會に提出された。

『第一條 外國ニ於テ畜類傳染病流行シ其病毒内國へ侵入ノ危險アリト認ムルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經由シテ來リタル畜類若クハ其疑アル畜類並ニ諸病毒傳播ノ恐レアリト認ムル物品ハ其陸揚ヲ爲スコトヲ許サズ但シ消毒法ヲ行ヒタル物品ハ此ノ限りニアラズ

第二條 此ノ法律ニ違フ者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ二罰俱發ノ別ヲ用ヒズ(下略)』

之と相前後して日本畜産協會々頭前田正名は、牛疫侵入防止策として次の請願書を帝國議會に提出した。

『朝鮮輸入牛ノ禁止及海港ニ獸疫檢疫所設置ノ請願理由書

家畜ノ疫癘中病勢ノ猛惡ニシテ傳染ノ迅速ナル牛疫ヨリ酷シキハ莫ク牛疫ノ本邦ニ入ル前後二回皆亞細亞大陸ヨリス明治六年西伯利亞海岸ニ流行セル牛疫本邦ニ入り遂ニ二府二十縣下ニ蔓延シ四萬二千二百九十七頭ノ疫牛ヲ出シ爾後屢々諸方ニ流行シテ民產ヲ蕩盡シ國家ノ資財ヲ慘害スルモノ舉テ數フヘカラズ然ルニ昨年九月朝鮮國ノ牛疫ヲ關西諸縣ニ輸入セシヨリ本病忽チ大分縣下ニ發シ其ノ勢猖獗ニシテ僅ニ六十餘日間ニ三府十八縣ニ流行シ初發以來斃死撲殺四千餘頭ノ多キニ及ベリ、其慘狀ノ一斑ヲ舉グレバ農家ハ耕牛ヲ損シ肥料ヲ失ヒ耕耘ニ一大障礙ヲ來タシ牧畜家ハ肉牛及繁殖牛ヲ失ヒ其ノ業頓ニ萎靡シ搾乳家ハ貴重ナル酪牛ヲ斃シ破産沈淪スル者多ク社會一般亦恐慌

シテ乳肉ノ滋味ヲ廢スルニ至レリ蓋シ輓近本邦ノ畜牛減耗セシニ今後此厄難ニ遇フ當業者ノ慘害ヲ被ルノミナラズ實ニ國家經濟上容易ナラザルモノトス。

本病ハ常ニ亞細亞ノ高原地方ニ流行スルヲ以テ交通貿易ノ進歩ト共ニ病毒輸入ノ虞愈々大ナリ、將來我畜産ノ安寧ヲ保全シ幸福ヲ増進セント欲セバ疫牛ノ輸入ヲ禁シ其源ヲ杜絶セザルベカラズ、而シテ目下ノ急務ハ朝鮮牛ノ輸入ヲ禁シ且ツ各開港場ニ獸類檢疫所ヲ設クルニ在リ云々』(3)

日本の家畜防疫は極めて初期にある、しかし此の明治二十—三十年の間に於ける獸醫事の改良進歩は相當に見るべきものがあつた。かく不斷の努力がなされてゐる内に日清の戦が始まつたのである。

三五、日清戦争起る

1. 戦争と軍馬衛生

明治廿四年清國水師提督丁汝昌は清國北洋艦隊を率ひて來朝し大いにその武威を誇示した。越へて同廿七年膺懲の決意を固めた帝國が八月一日を期して清國に宣戰の布告を行つた。かくて廿七、八年の戰役となつたのである。

此戦争に於ては陸軍獸醫官が不足であるために、民間から雇獸醫を多數に採用してその缺を補つた、又馬の劣惡なことも此戦に於て痛感された。

當時、出征した獸醫官から内地への通信二、三を掲げると次の如くである。

『旅順口より在旅順第六師團山砲大隊附太田獸醫官より農科大學教官への書面、

(前略) 本官受持馬數は山砲大隊二六〇頭に候出師後の病馬は朝鮮にて時秋冬の候に際し偶兒謨流行、清國行進間鞍傷、滯留後副食物乏しきより疝痛有之候、時々は研究を要する事有之候得共薄才意の如くならず生きて國に歸れば緩々御質問仕度事多く候乍併馬匹は想像よりは遙に健康にて大隊の休業馬十二、三頭に上ぼりし事なく行進間も絶て馬匹の缺乏を感じざりし事に候但最も不満足なる點は鹿兒島馬の負擔量乏しき事に候先づ四十貫を負ふて一日六里を續くる事は困難に候三十四、五貫適當に候此點より申さば贅澤は申さず候が戰爭に於ける馬數の三分の一は南部産と云ふ標準に致度存候(後略)

旅順通信 II 在旅順獸醫學士岡源次郎(中央獸醫會雜誌第八輯卷二)(前略) 小生當旅順に滞在すること既に月餘に亙り日々馬匹の衛生を觀察致候と同時に患馬の治療に従事致居候馬匹の數は總て三百頭に於て此總馬匹は小生一人の受持に御座候得ば時に手廻り兼候事も有之候、蹄鐵工は三名にして治療裝鐵小生と共に四名にて致候事に御座候得ば中々容易と云ふ譯にては無之候(中略)

馬匹の疾病は外傷多く鞍傷、鬚甲擦傷、鬚甲瘻管、蹄充血、蹴傷及咬傷多きを占む、内科疾病は胃腸加答兒最多なり蓋し敵國に來り候てより飼料として給するものは只燕麥の一種にして他に副食好良の者を求むる能はず故に飼料は單食、學理に不充分天候又極めて不整不順なるにより始めは寒冒の爲め鼻腔加答兒を發し漸次食慾を失ふ者有之候昨今漸く僅少の「タカキビ」穀の給與有之候爲め稍々馬匹の元氣を恢復致候やに相見受候軍馬遠征の途上に於

る食飼に就ては後來頗る考慮を要すべきものあり小生の考には敵地の不耗の地に進入し食飼他に求むるの途なき時には燕麥の外「エンシレージ」を與へ候へば如何やと存候、何れに致せ本國より只一種の燕麥のみ送附し來り候は一
大缺點と云ふの外無之候やの噂に聞及候得ば或は兵站事務配合の不平均より來るなきやとも被考候、小生の率ゆる馬匹には幸にしてまだ一の傳染病の流行を見ず斃死致候馬匹は是迄は皆痲痛に罹りし者のみにて他の疾病により斃死致候者は無之候斃死の比例は三ヶ月を通し百頭に付き四頭弱の割に御座候（後略）

鳳凰城通信 Ⅱ 在占領地鳳凰城陸軍三等獸醫内村兵藏（中央獸醫會雜誌第八輯卷二）に報ず（明治二十八年）

（前略）小生僂客年六月廣島出發渡韓以來牙山成歡の戰爭より更に平壤安東縣九連城鳳凰城及其他諸處附近の戰鬪に従ひ彈丸雨飛の危險を冒せしこと實に無數に有之候得共至幸にして微傷だも負はず壯健倍舊消光罷在候間幸に御放心被下度候朝鮮八道を蹂躪し長途騎斥の御蔭にて隨分耳に觸れたる事物不尠中には我畜産界に取り頗る参考となるべきものも有之候得共是は他日萬一生還の時緩々御話申上度候我軍隊は御承知の通り到る所戰ふ毎に必ず全勝を得御同様大面目に被存候我兵の優強如何は世上已に定評可有之候得共（後略）

又、廣島騎兵第五大隊は最も出征期長く従つて敵と戰ふことも前後十有六回に及んだが、その隊附獸醫官として活躍した内村兵藏は狀況を報じて曰く、

『留は主として陸奥、陸中産のもので、血種から云ふと和種のもの多く、その年齢は八歳を主とし六歳から十四歳である。軍馬の狀況は戰死一〇頭、脱逸三頭、溺死一頭で、病故による損失は二五%六七、之を併せての減耗は

三三%二五であつた。之を普佛戦争に於ける普軍の減耗率四〇%、南アメリカ遠征軍の七一%に比すると非常に良好な成績である。』

戦争が正に終らんとするや、獸醫學士今井吉平は次のやうな意見を發表した。

『日清戦争に於て本邦幾千の馬匹を徴發したるや明かに之を知りがたしと雖も先づ四、五萬頭を下らざるべし、此四、五萬頭を徴發するに當り當局者は如何に苦心したるか、余輩其局にあらざるを以て今茲に明言し能はずと雖も徴發馬匹中には體格不良なるもの多かりしより考ふれば容易に徴發し得たりと信じがたし、然らば即ち本邦百五十萬頭の馬匹中軍用に適するものは少しと云ふも敢て過言に非るべし。(中略)』

如斯目下の狀況に於て果して外列國に對し國威を輝かし得べきか、今回の戦争は幸に老朽國を敗り得たりとするも他の強國に對しては或は遺憾なきを保し難し、是れ單に軍馬のみにあらざるべきも軍馬の缺乏は其最も甚しきものなりと曰ふも不可なかるべし、況んや今日に於ては戦後殆んど邦内の良馬を徴發して多數の良馬を剩さざるに於てをや。(中略)

余は敢て外國種輸入反對者にあらざるのみならず、大いに之を贊するものなるも外國種を以て之が改良を計らんと欲せば内にあつては之を既往の結果に鑑み將來を慮り外に向つては例を外國に探り、其歴史に鑑み其他氣候風土等を考査し失敗なきを期せざるべからず。(中略)

余が所謂應念の改良とは左に記する事項を以て目的とす。

一、目下の急に應ずる馬匹は南部馬の如き骨格を有するものにて不可なし、

二、故に本邦到る處に此如き體格を有する馬匹を産出するに勉むるを以て目的とす（下略）』

尙、戰爭の開始と共に陸軍省は本所木場の丸新商會へ蹄鐵製造方を命じ、小川徳次郎がその教師として勤務し、商會は蹄鐵製造所に約千名の技術者を揃へて蹄鐵、釘等の製造を行つたと云ふ。

佐藤運平は、同戰役凱旋馬の狀況を報じて次のやうに云つてゐる。

『九州馬は體格短小殆んど東北地方産の二歳馬乃至三歳馬の體格に過ぎず、而して性質甚だ慥悍御し難きもの尠からず（中略）疾病中、内科病の稀なるを見れば本邦馬匹の特性強健なるを知るに足る、外科病は之に反し殊に鞍傷多く、蹄病之に次ぐ、馬匹相互の蹴嚙に至ては創痕絶ゆることなき實況なり（下略）』（26）

2. 日清役陣歿獸醫官

明治廿九年四月、東京獸醫學士會、東京獸醫新報社、中央獸醫會が共同發起して、日清役陣歿獸醫官の追悼會を行つたが、同役陣歿者は次の人々であつた。

『陸軍一等獸醫 桑島忠孝 高橋官次

陸軍二等獸醫 伊藤透輔

陸軍三等獸醫 上田貞三郎 田村正儀

陸軍備獸醫 福地七之助 猪野又太郎 赤星衛吾 吉田元治郎 菊地久右衛門 松坂俊造 高橋民治郎

小栗山卯之吉 結城善七

右の内で福地七之輔は第四師團彈藥山砲縱列付として明治廿八年渡清、活動中に清國海城で病歿せられたが、彼は東京農林學校獸醫學別科を明治二十年に卒業し福島獸醫講習所長をしてゐたものであつた。

3. 日清戦役と軍馬

軍馬の狀況は前述の如くで、徴發馬の管理及取扱には容易ならぬ苦痛を嘗め、能力亦不充分であつたために、戦後に之が改良の必要論が起り、明治廿八年六月に馬匹調査會規則が公布され、斯道に卓識ある朝野の人材を集めて慎重なる調査審議を遂げ、將來に於ける馬政の方針を樹立し、遺憾なき産馬方針を計畫することとなつた。かくて同年八月に任命された委員には、一等獸醫今泉六郎、主馬寮技師新山莊輔、農科大學教授勝島仙之介、農商務技師西川勝藏、農科大學助教津野慶太郎等が居つた。

同年農商務省内に第一回馬匹調査會議を開き諮問案の討議をなし、農商務省はその答申案に基いて、同廿九年に改めて馬匹改良を國家的事業とし、新に農商務省農務局内に牧馬係を設けることとなつた。

牧馬係は在來馬の改良淘汰に努め、種牡馬の養成を行ひ、又政府から種馬購買官が派遣され、サラブレット種、アングロアラブ種馬を海外より輸入することとなつた。

參考文獻

(1) 東京獸醫新報第八號

(3) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史(明治篇)

(2) 中央獸醫會雜誌第九輯 明治二十九年

(4) 齋藤盛一 近世獸醫畜產史、中央獸醫會雜誌 昭和六年

E 明治末期篇

一、明治三十一—三十五年時代獸醫界

1. 獸醫學府の狀況

明治十五年下總三里塚に駒場農學校獸醫分科設置以來、名稱は別科、速成科、農林學校簡易科、農科大學乙科等と變更されて來たことは屢述したが、程度は皆同一で、明治三十一年までに前後一四回の卒業者を送り其數は一八二名に達し、畜産界開發に貢獻するところ頗る大なるものがあつた。

上述の内、東京帝國大學農科大學乙科の時代は明治二十三年からで、實務者養成の目的を持ち、之は農學科、林學科、獸醫學科共に同様であつたが、當時は中等教育が未だ發達せず、尋常中學校卒業程度を以て入學資格とすれば到底豫定人員を得難いので、止むなく教養の低いものも入學せしめた。しかし、それでは不充分であるところから明治三十二年に之を廢して實科と改めた。

實科は農學、林學、獸醫學各實科の三科とし、修業年限は三年、年齢十七歳以上、中學校卒業程度を入學資格とした。而してその獸醫實科の學科目は化學、解剖學、組織學、生理學、藥物學、蹄鐵學、外科手術學、蹄病學、病

理通論、解剖實習、蹄鐵法實習、家畜管理實習、畜産學、外科學、蹄病論、寄生動物學、衛生學、胎生學、內科學、及治療論、病體解剖學、家畜飼養論及酪農論、農學大意、外科手術實習、病院實習及內外科診斷法、調劑法實習、動物疫論、獸醫警察法、眼科學、馬學、微菌學、乳肉検査法、病體組織及微菌、牧場實習及植物採集等である。

同三十二年第七回萬國獸醫公會が開かれ、我國からは農科大學助教時重初熊が出席した。開催地は獨逸聯邦巴典公園であつた。

同三十三年、田中 安は東京帝國大學農科大學教授となる。

同三十四年九月、當時の陸軍獸醫監深谷敬一、陸軍一等獸醫武藤喜一郎は何れも東京帝國大學農科大學講師を囑託された。

同三十一年、學位令が改正され従來學位は法學、醫學、工學、文學及び理學博士の五種であつたのに對して藥學、農學、林學及び獸醫學の四博士を追加することとなつた。而して翌三十二年三月二十七日附で初めて時重初熊、今泉六郎、田中宏、黒瀬貞次、柳澤銀藏、勝島仙之介、須藤義衛門の七名に東京帝國大學の推薦を以て獸醫學博士の學位が授與された。

又、同三十五年四月一日には武藤喜一郎が『種々の小動物二百餘頭の種々の方面より實驗的考察、汗腺の交感及び副交感神経の分布』について論文を東京帝國大學に提出し、同年六月十一日に仁田直は『第一、ツベルクリンの有效成分（獨文）、第二、ツベルクリン注射試験成績報告（邦文）、第三、本邦に於ける氣腫疽の細菌學的研究（邦文）、

第四、嫌氣性菌の大氣中培養法（邦文）、第五、嫌氣性細菌に對する血清凝集反應の實驗（邦文）、第六、牛疫試驗成績報告（讚井共著）（邦文）、第七、流行性驚口瘡研究成績報告（小倉共著）（邦文）を同じく東京帝國大學に提出して、何れも獸醫學博士の學位を授けられた。

同年七月、農科大學教授勝島仙之介は勅任教授となる。これが我國に於ける獸醫學者の勅任官となつた最初である。同三十五年五月に今泉六郎、西川勝藏、仁田直、時重初熊、小倉鉦太郎、勝島仙之介、加藤雄千代、田中宏、深谷敬一、廣澤辨二、須藤義衛門等は相謀つてヤンソンの半身銅像を鑄造し之を東京帝國大學に獻納することとした。ヤンソンは前述の如く明治十三年初めて日本に聘せられてから農科大學と名稱の變つた當時まで引續き教授の職にあつて前後二十二年の長い間、日本獸醫學の發達に貢獻し、剩へ獸疫豫防、乳肉検査、牛馬改良等の實務に携り、その功績は頗る大きかつたのである。

同三十三年、『東京帝國大學農科大學獸醫科蹄鐵術傳習規則』が定められ、獸醫の資格あるものに一箇年間蹄鐵術を教授する機關を設けた。

2. 陸軍獸醫界狀況

明治三十年、陸軍獸醫監栗屋浩一、一柳直幸、厚木訥平次は獸醫學校教官に兼補せられた。同年四月、陸軍獸醫學校では騎兵中佐田村久井が校長となり、同年十月橋本謙二が再び校長の職に就いた。尙、

日清戰爭後に軍備を擴張し殊に幹部の補充を必要としたので、陸軍獸醫學校では明治二十九年に『陸軍獸醫現役士官補充條令』の公布により、解剖、生理、衛生、内科、物理、化學、外國語の八科目につき入學試験を行つて第一回には城井尙義以下四二名を、第二回は田熊庫十郎以下二六名、第三回は一五名がそれぞれ入學した。(1)(2)

同年四月、『陸軍傳染病豫防規則』が制定され、炭疽、鼻疽及皮疽、假性皮疽、腺疫、疥癬の五種について取締を行ふこととなつた。

明治三十一年、陸軍一等獸醫柳澤銀藏、原八百太郎、篠崎雅太郎、黒須宗直、坂野武次郎は何れも陸軍獸醫監となる。

同三十二年、深谷敬一、岸本雄二、西川信、藤崎芳一、田澤直孝は何れも陸軍獸醫監に陞進した。

同年、陸軍獸醫學校では騎兵大佐秋山好古が兼任を以て校長となり、同三十四年に騎兵大佐澁谷在明が代つて校長となる。此年、第五期學生士官の優等者一名に恩賜品(銀時計)が下賜せられるの名譽を得ることとなつた。

同三十三年、木村典は陸軍獸醫監となる。

同年五月、陸軍省軍務局内に獸醫課が設置され、課長に陸軍獸醫監獸醫學博士今泉六郎が任ぜられ、課員に一等獸醫二名、技手數名を擁することとなつた。此課の分擔事務は次の如くであつた。

『一、獸醫材料に關する事項

二、獸醫部の勤務並に教育に關する事項

三、獸醫部の人員補充竝に兵籍に關する事項

四、蹄鐵教育に關する事項

五、獸醫學校及軍馬衛生會議に關する事項

同三十二年に『陸軍獸醫學校條例』が改正された。その主なる點を記すると次の如くである。

『第一條 陸軍獸醫學校は學生に各専門の學術を練習せしめ、常に獸醫及蹄鐵に關する學術の調査研究を爲し軍馬衛生に關する試験を行ひ且蹄鐵工長候補生に蹄鐵工長たるに必要な教育をなす所とす

第二條 學生は獸醫士官及隊附騎兵、砲兵、輜重兵蹄鐵工長、候補生は騎兵、野戰砲兵、輜重兵隊より分遣する蹄鐵工長候補生を以て之に充つ

第三條 本校に左の職員を置く

校長 騎兵大中佐

副官 騎兵大中佐

教官 獸醫監 騎兵大尉 一等獸醫 騎兵中尉

軍醫

軍吏

下士、判任文官

（下略）

明治三十五年、陸軍獸醫學校は騎兵中佐河野政次郎が校長に任ぜられた。

同年、山本忠一郎、田中徳太郎、横山正令は何れも陸軍獸醫監となる。

2. 「陸軍獸醫事」の誕生

「陸軍獸醫事」は陸軍獸醫團の機關誌として明治三十年一月から發行されたが、その前年十二月に陸軍獸醫監今泉六郎は次の規約を作成した。尙、此以前に「陸軍獸醫志叢」があつた。

『一、陸軍獸醫の學識を交通し、術藝を傳達し、以て斯學術の進歩を圖るが爲め毎月一次機關雜誌を發刊す

二、雜誌は陸軍獸醫事と稱す、發刊の事務は軍馬衛生會議事務官たる獸醫に囑託す

三、陸軍獸醫事の記事は左の部門に別つ

- 一、病論
- 二、治驗
- 三、藥論
- 四、手術
- 五、診斷
- 六、衛生
- 七、外貌
- 八、造畜
- 九、蹄鐵
- 十、雜錄
- 十一、通信
- 十二、統計

而して此の發刊の事務について囑を受けたのは厚木訥平次であつた。その初號の執筆者は清水才吉、牧野銆太、今泉六郎、岸本雄二、内村兵藏、南澤時義、可兒悌二郎等であつた。

同三十年三月、天野獸醫部長の寓居に會した獸醫一同は學術の研究發達を計らうため仙臺陸軍獸醫學會を組織した。同年五月第二回を開いた際に森成、神戸民之助、村田庚午郎等の講演があつた。

同三十二年、東京陸軍獸醫學會が設立され、會長に黒瀬貞次、幹事に木村典、武藤喜一郎、久野久が就任した。同年丸龜陸軍獸醫學會亦結成された。

同年、金澤名古屋陸軍蹄鐵學會が組織され、又、第九師團、第十師團、第四師團等でも蹄鐵學會が出来たが、後者は田中一等獸醫を會長に推した。

同三十三年一月、愈々機熟して陸軍獸醫會が生れることとなつた。此主唱者は黒瀬獸醫監で、各師團獸醫部長亦之を承諾し、次の會規則が出来、大阪陸軍獸醫會を始めとし之に基いて新に統制された地方部團體が生れたのである。

『第一條 本會は陸軍獸醫の本分に對し精神の涵養志氣の砥勵及學術の進歩を以て目的とす

第二條 本會は陸軍獸醫官を以て組織す（中略）

第四條 本會は本部を軍馬衛生會議内に置き各師團司令部（臺灣陸軍獸醫部）所在地に支會を設く、支會は其地陸軍獸醫會と稱す（下略）』

而して之が機關誌に「陸軍獸醫事」を當て、役員に次の人々を置くこととなつた。

『會長 今泉六郎、本部幹事 深谷敬一、加藤雄千代、内村兵藏、可兒悌二郎、太田楨太郎。』

同年四月、陸軍蹄鐵學會亦結成されたが、之は現役蹄鐵工長及び技手を以て組織することになり、本部を陸軍獸醫學校内に、支部を各師團司令部所在地に設け、其地陸軍蹄鐵學會と稱することとした。役員の名は次の如くである。

「幹事長小川徳次郎、幹事磯部末吉、原謙造、小川徳次郎、吉賀才太郎、能村伊三郎、高橋寛五郎、小崎太四郎、兵頭芳太郎、寺戸岩太郎、新川末次、中安喜一郎。』

尙、此會では「陸軍蹄鐵學會誌」(菊刊八〇頁の堂々たるもの)を發行して居つた。その第五號には、時の陸軍一等獸醫可兒岩吉の『北清に於ける列國軍蹄鐵の概要』が卷頭を飾つてゐる。その内容を抄録すると次の如くである。

「英國印度槍騎兵隊は冷鐵裝着にして薄き蹄鐵を用ひ厚さ五ミリメートルなり、印度槍騎兵は全く土人編成にして印度本國にては階級制度の習慣ありて裝鐵の如きは賤業に屬し最下級者之に従事し兵士は之を爲さざるもの如し(中略)

英國砲兵隊は之に反して本國人を以て編成し蹄鐵工も亦本國兵にして學理的教育を受けたるものなり(中略)

米國尋常蹄鐵は陸軍獸醫學校に備付ある標本と同一にして有溝式なり(中略)

佛國蹄鐵は人の知る如く無溝式にして釘孔は六個なるを常とす(中略)

伊國尋常蹄鐵は佛國に類似し釘孔は各側四個なり驟馬の蹄鐵も亦佛國に類似せり(中略)

露國尋常蹄鐵は有溝式にして、釘孔は一側に三個乃至四個なり(中略)

獨國尋常蹄鐵は略ぼ本邦蹄鐵に同じ、器械製及手製を混用す(下略)』

4. 陸軍獸醫官の第二回官等改正

今迄は少佐相當官が最高であつた獸醫官々等については、我獸醫部の熱望によつて遂に明治三十五年七月に改正を見ることとなつた。即ち佐官にして獸醫監と呼ばれたものを三等獸醫正と改められ、且つ大佐相當官にまで進級し得ることとなつたのである。

即ち獸醫部上長官は陸軍一等獸醫正で、次が二、三等獸醫正となつた。而して本發令の際の獸醫監は三等獸醫正に任ぜられたものとされることとなつた。

之を祝賀すべく小石川後樂園に於て園遊會を開いたが、集會者は陸軍から石黒軍醫總監、宇佐川少將、岡歩兵大佐、山口砲兵中佐、河野騎兵中佐、深谷前獸醫課長、農商務省から西川技師、廣澤技師、會員は今泉、厚木、柳澤、黒須の各獸醫監、原田、馬杉、加藤、武藤、古川、可兒、太田、可兒、岡田、野口、牧野、工藤、宇木、原島、村田の各一等獸醫、和田、松尾、安部、佐々木、大導寺、北里、田熊、猪瀬、鈴木、宮本、渡邊、四宮の各二等獸醫、種子田、林、高塚、中原、一戸の各三等獸醫で、席上深谷敬一は『其在任當時に獸醫生徒の初任は下士であつたのを士官に改めた業績』を追懐し、今般の官等改正に關する當時者の刻苦經營に同情し、向後の成功を待つと述べ、次の如く詠んで感慨無量なるものがあつた。(3)

『開け行く御世に獸けもののクスシこそ位も高く進め世の爲め』

最後に「陸軍獸醫事」並に「陸軍蹄鐵學會々誌」各創刊號の内容を略記すると次の如くである。

『陸軍獸醫事第一號』

一、髌甲骨瘍及肋骨々傷に就て

二、流行性寒胃の實驗

三、ドイツカーホッフの疝痛に於ける格魯兒拔留誤

四、左指尾に於ける截筋術

五、腺疫と血斑病の合併

六、鞍駄馬の飼料に就て

七、北海道の産馬一般

「陸軍蹄鐵學會々誌」第一號

一、蹄鐵術沿革の一斑

二、蹄鐵學會創立に就ての所感

三、平蹄及豊蹄に就て

四、木蹄術に就て

五、新馬入隊當時より古馬編入に至る期間に於ける蹄形に就て

六、馬蹄の狭窄に就て

陸軍一等獸醫 清水才吉

陸軍三等獸醫 牧野修太
陸軍獸醫監 今泉六郎 妄評

Y・K 譯

陸軍一等獸醫 岸本雄二
陸軍二等獸醫 内村兵藏

Y・K 譯

陸軍二等獸醫 南澤時義

陸軍二等獸醫 可兒悌二郎

陸軍獸醫監 岸本雄二

陸軍砲兵一等蹄鐵工長 中西喜一郎

陸軍二等獸醫 細谷勝男

陸軍騎兵一等蹄鐵工長 小川徳次郎

陸軍騎兵一等蹄鐵工長 兵頭芳太郎

陸軍輜重兵二等蹄鐵工長 小阪重太郎

七、假蹄膏の効用に就て

高橋寛五郎

参考文献

(1) 陸軍獸醫學校沿革概要 昭和九年四月調

(2) 柳澤銀藏・田熊秀 獸醫畜産大鑑、六二頁

(3) 星屋間人 陸軍獸醫事 第六十八號

其他文中に記載す。

5. 明治三十一—三十五年の陸軍事情

陸軍に於ける前述の官等改正について「中央獸醫會雜誌第十五輯卷之一」には次の批判文がG・S生の名を以て發表されてゐる。

『本邦陸軍獸醫官の忠實なる敢て不平の聲を放たず熱誠其本務に従事し昨年の如きは北清事變の建功に因り重き勳章を受け厚き恩賜に預りたるもの寡からずと雖も列國多數の官制に比すれば其地位尙ほ低しと謂はざるべからず魯には五人の獸醫中將、十人の同少將、二十四人の同大佐あり、英に於てはフィッツヴキグラム少將獸醫總監たり、故フレーミング氏獸醫大佐にして年俸四千百餘弗を受け、伊、佛、西は大佐相當官を置き白耳義の如きは小國だも尙ほ中佐相當官を以て總監となすの制あり、然れども我陸軍に於ても賢明宏量なる上上官の盡力と忠實敢爲なる職員の奮勵とに由り其昇進を見るは近き將來に在ることと信ず(下略)』

又「同誌第十六輯卷之七」に在獨國一老生なるもの曰く、『陸軍獸醫官制の改正は大に吾人の贊成を表する處



トスーユビ人佛



ルレーユミ人獨

にして由來肩筋一本の違ひにて其勢力に甚しき懸隔ある軍人社會に學識經驗ある我先輩諸君が久しく蟄伏せられたるは遺憾なりき（中略）縣郡獸醫官制度發布の事は既に十餘年來之を耳にするも未だ之を見ることを得ず、然るに事實に於て既に存在する府縣もあれば之を全國に普及せしめたきもの、又曩きに養成せられたる去勢術及畜牛結核検査講習員も差當り中央官省の直轄役員となし獸醫畜産行政の地方機關と爲さば最も有益ならんと思ふ。（下略）

明治三十年七月、「陸軍獸醫事第七號」からは小澤温吉が編輯することとなつた。同三十一年十月からは岸本雄二が編輯し同卅二年十二月から深谷敬一の編輯に移つた。その他當時此編輯に補佐した人々には加藤雄千代、内村兵藏、太田楨太郎等が居つた。

切て前述『英佛獨式蹄鐵變遷の跡』に於て書いた如く我國陸軍の蹄鐵は大體に於て始めはフランス式であり、後に漸次獨逸

式に移つたがそれは明治三十年頃のこと、同三十二年六月には「陸軍蹄鐵術教範」が著された。之は總則、裝蹄判斷、蹄鐵及蹄釘、裝蹄法、異常蹄の裝蹄法の四章並に附録」に區分されてゐる。茲に我が蹄鐵界の恩人とも云ふべき佛人ビュースト、獨逸人ミューレルの寫眞を「護蹄」誌から借用して掲げるものである。

明治三十一年『衛生材料獸醫材料取扱規則』が定められた。

同三十三年十月『獸醫材料取扱規則』發布さる。これによつて衛生材料と分離するに至つたわけで、その總則に曰く、
『第一條 獸醫材料ヲ整備シ以テ平戰兩時ノ供用ヲ完全ナラシムル爲メ本規則ヲ定ム

第二條 本規則ニ於テ獸醫材料ト稱スルハ馬療器械並ニ獸醫用藥物又消耗品ヲ云フ（下略）』

6. 明治三十一—三十五年學界事情

明治三十二年四月廿一日に第一回獸醫學友會が駒場農科大學獸醫學科教室で開かれたが、同會は元駒場農學校下總獸醫分科、駒場農學校獸醫別科、農林學校速成科、簡易科、乙科、農科大學獸醫乙科及び實科の卒業生並に在學生の團結を鞏固にして、獸醫畜産上知識の交換及び進歩を謀らんとするもので、要は前の實科（今の東京高等農林學校獸醫科）の學友會と云ふべく、同會は同年八月に「獸醫學友會々報第一號」を發刊した。同誌は菊判九〇頁のものであつた。

同三十年四月に中央獸醫會大集會が芝公園三緣亭で開かれ、次の二案を可決した。

『一、獸疫豫防規則中に馬の疥癬症を加ふることを建議の件

二、本邦皮鼻疽病は眞性皮鼻疽病とは其病原異なるに付、日本皮鼻疽病若くは假性皮鼻疽病の名を以て之が取締法の發布を建議の件』

同年六月、中央獸醫會雜誌附録として「家畜病名彙」を發行した。

同年の中央獸醫會大集會々場で柳澤銀藏は演説して曰く、

『抑も本邦獸醫學は構成日尙淺く業務未だ整備せず、現今開業せる獸醫には官公立私立の獸醫學校を卒業したもあり、一定年限の講習を受け免許試験に及第したもあり、甚しきは實地口傳を以て父祖の業を繼承し或は家畜醫範を暗誦し免許試験に合格せるものあり、階級區々にして程度一樣ならず云々』と。(一)

同三十三年獸醫學士今井吉平は曰く、

『我國獸醫の振興策は一にして足らざるべしと雖其最も行はれ易く世人をして獸醫の價値を知り易からしむるもの三あり。曰病理の研究、曰獸醫警察の勵行、曰馬學の研究是なり(中略)獸醫警察の公衆衛生に必要なる世人漸く之を知りたるが如し獸疫豫防の如き市乳警察の如き屠獸検査の如き是なり、而して獸醫科卒業生の多くは警察獸醫ならざるはなし、之を以て見るも此學術の必要なるは知るに難からず、唯憾むらくは社會が此重要事項に關し獸醫學者を待つに其宜しきを以てせざるを如何せん(下略)』(二)

同三十一年博士會規則が定められ當然獸醫學博士會も設けられたが、同會長には勝島仙之介が推薦上申されたの

で 翌年文部大臣より之を認可するの指令があつた。

同三十五年三月勅令第九十八號を以て盛岡高等農林學校の設立を布告され、翌年開設した。

同三十二年二月に『農業學校規程』が文部省令第九號で發布されたが、之に次の條文がある。即ち當時明かに獸醫學校を農業學校の一科と認めてゐたことを示すのである。

『第二十五條 蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水産學校ハ第四條第八條ノ外總テ前各條ニ準ズ（中略）』

第二十六條 蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水産學校ノ學科目ハ左ノ如シ（中略）

一、獸醫學校ニ在リテハ解剖及組織、生理、藥物及調劑法、蹄鐵法及蹄病論、内科、外科、寄生動物、畜産、衛生、獸疫、産科、剖檢法等（下略）』

明治三十一年十月青森縣農學校は農科、獸醫科の二科を置いて、三本木製絲組合所の一部を假校舎として授業を開始し獸醫科は二〇名の入學者があり同時に同講習生一〇名を募る。同三十四年青森縣立畜産學校に改め、その後青森縣立三本木農學校と改名をした。

同三十三年四月鹿兒島市荒田村から、肝屬郡鹿屋町祓川に移轉した鹿兒島縣鹿屋農學校は、同時に獸醫科を新設した。

同三十三年宮崎縣獸醫學校は農業專修科を並置したが、校長は山下盛治に次で湯地彦二がその席に就任した。

同三十五年河田町の私立獸醫學校は閉鎖され、生徒數十名は麻布獸醫學校へ轉校した。

7. 北清事變と軍獸醫界

明治三十三年の北清事變に出動した陸軍二等獸醫平岩靜二郎によると、騎兵第五聯隊の軍馬創傷種類は、砲創五、銃創一五、刃創五で、計二五頭中に斃死九頭であつた、砲創は天津及北倉の戦闘で敵が堡壘により劇しく發砲したので挑戦數日、多數の敵彈を受けたによる。銃創は主に斥候傳騎に多い、これは深く敵地に入り敵狀を搜索せんとして堡壘に接近し迎撃せられた爲である。刃創は刀劍で負傷したので、知庄の戦闘に於て敵の陣地を襲撃し格闘の結果である。又陸軍二等獸醫村田庚午郎の報告によると、野戰砲兵第五聯隊は明治三十三年六月下旬から同年十月下旬に至る動員四ヶ月の間に、北倉より北京陥落を見るまでの戦闘で、主として軍馬は次の四病を發した。

『一、腺疫及急性鼻カタル　二、銃創及砲創　三、馬具傷　四、日射病。』

同戰役に於ける論功行賞の一斑を窺ふに、天野多聞は勳四等瑞寶章及び金三四〇圓、渡邊正照は勳五等瑞寶章、佐藤榮作は勳五等瑞寶章及び金一七五圓、猪瀬桂次郎は勳六等瑞寶章及び一七五圓、内村兵藏は金百圓、今泉六郎、横山正令、古川元直は金百圓を何れも下賜された。

同三十三年軍馬病類別は、陸軍省「第十四回統計年報（馬政之部）」明治三十四年版によると次の如くであつた。

『鞍傷三三七〇頭（過去二ヶ年共に多い）、流行性感冒三二九八頭（過去二ヶ年は極めて僅少であつた）、腺疫一六八二頭（過去二ヶ年より激増の傾向）、繫轆一五八〇頭、蹴傷一二五三頭（過去二ヶ年共に多い）、急性鼻カタル

ル一八二頭、擦傷八七四頭、網傷八三〇頭、帶傷八四五頭、咬傷六二七頭（下略）

一、馬の改良と馬匹去勢法

1. 馬匹改良の急務

民有馬匹に對して去勢の必要が高唱されたのは實に明治廿七、八年日清戰役後で、當時軍隊に於ては徵發馬の管理及び取扱に容易ならぬ苦痛をなめ、殊に外人をして猛獸とまで云はしめ剩へ遼東半島の還附は近き將來に再び大戰あるを豫想せしめたのである。而して明治三十三年の北清事變では我徵發馬の缺陷は益々甚しく、愈々以て馬匹去勢の必要が力説されるに至つた。

即ち事變中、世界各國の陸軍が互に精銳を誇つて軍務に従ふ内、我國の出征軍馬のみは、素質孱弱であり、牝馬を見ては隊列を亂し、輸送に當つては兵を傷つけ、實に苦心を要するものがあつて、各國兵から輕侮嘲笑を受けたのである。

勿論明治三十一年には民有種牡馬取締の爲、法律第十一號を以て種馬検査法が公布され、不合格馬は種馬に用ひることが禁ぜられる一方、同年牧馬掛を昇格して牧馬課とするなど専ら馬の改良増殖に努めてゐたのであるが、その效舉らぬ内に事變を迎へたのであつた。尙、此間のことについては次に安井淳之助氏の説を抄記して置く。

『明治廿八年農務省に馬匹調査會の出来る前から、馬の改良について陸軍側より度々照會があつた。當時農商務省に於ては馬の改良には水原勝之助が調査に當り三浦清吉が之を助けてゐた。而して兩氏をリードしたのは新山莊輔であつた。時の農務局長は藤田四郎、畜産課長は西川勝藏であつた。廣澤辨二は第二回目即ち明治二十九年から委員として調査會に出席し毎回議論は今泉、西端、新山、勝島、廣澤と云ふ按配で大いに論戰した。第一回の馬匹調査會で全會一致を以て種馬牧場及び種馬場の設置を決議し、かくて二十九年官制が發布された。

農務局の牧馬掛は掛長に農學士青山元、牧馬監督官に青山元、小野打悦次郎（兼務）、同兼任として新山、西川兩氏が就任した。三浦は奥羽種馬牧場長、水原は九州種馬牧場長、丹下は岩手種馬牧場長、私は畜産課に來て牧馬監督官補を兼ねた。

明治三十一年初代牧馬課長は青山元で、省内に馬匹去勢掛を置く云々』（3）（4）（5）

第三回馬匹調査會（明治三十年）では諮詢案として『第一、馬籍施行の方法 第二、産馬獎勵 第三、牧野維持第四、牧場専修養成の方法』を議したが、特に『産馬獎勵法案』として次の法律を發布すべく決議されてゐる。

『第一條 馬匹ノ改良ヲ催進スル爲メ國庫ハ此ノ法律ノ規程ニ依リ獎勵金ヲ下付ス

第二條 府縣稅又ハ地方稅ヲ以テ一廳府縣以上聯合シ馬匹共進會又ハ博覽會ヲ開設スルトキハ毎年金五千圓以内ノ豫定額ヲ以テ其褒賞金ヲ下付ス（中略）

第三條 農商務大臣ニ於テ馬匹改良上特ニ有益ナリト認メタル競馬會ニハ毎年二箇所以内ヲ限り三千圓以内ノ獎

勸金ヲ下付スルコトアルヘシ

第四條 農商務大臣ハ優等ノ種馬又ハ成績顯著ナル蕃殖用馬匹ニハ一頭ニ付五十圓以内ノ賞金ヲ下付スルコトアルヘシ(下略)『(6)

尙、第三回に於ける調査會委員氏名を記述して置かう。

『馬匹調査會會長 金子堅太郎

同委員 農務局長藤田四郎、騎兵大佐大藏平三、騎兵少佐西端學、農商務大臣祕書官早川鐵治、農科大學教授勝

島仙之介、陸軍獸醫監今泉六郎、陸軍技師萩原盛種、主馬寮技師新山莊輔、農商務技師西川勝藏、農科

大學助教授津野慶太郎、清棲家教、大河内正質、佐藤昌藏、大澤紋一郎、佐藤里治、小畑岩次郎、工藤

頼郎、廣澤辨二、南條文五郎、増子市三郎、長岐貞治、黒木五十七、伊知地峻

同臨時委員 奥田賢英、村上要信(當時北海道廳技師)、古橋源六郎

同幹事 青山 元

同書記 井上謙造、三田清三郎、安井淳之助、武藤信平』

2. 馬匹去勢法案

以上によつて政府が如何に馬の改良に焦慮してゐたかが判るが、尙、民間の馬産計畫も將又去勢のことも充分な

らず、しかも次の戦争が餘りに早く來たことを感ぜざるを得ない。

明治三十四年政府は「馬匹去勢法案」を第十五回帝國議會に提出し滿場一致を以て貴衆兩院を可決通過し、同年四月四日法律第二十二號を以て公布された。即ち種牡馬を除いて他の牡馬は三歳で去勢することに決し、事由によつては猶豫を認めることとなつたのである。而して其の實施には三箇年の延期をなし、その間に熟練した技術者を養成すべく『馬匹去勢練習生規則』を制定して全國から練習生を募つた。

右規則は次の如くである。

『馬匹去勢術練習生規則』

農商務省令第二號

明治三十四年法律第二十二號馬匹去勢法施行ニ要スル技術者養成ノ爲メ馬匹去勢術練習生規則左ノ通相定ム

明治三十五年二月二十二日

農商務大臣 平田東助

馬匹去勢術練習生規則

第一條 馬匹去勢術練習生ハ年齢十八歳以上四十歳以下ニシテ獸醫免許規則第二條ノ資格ヲ有スル者ヨリ試験ノ上採用スル

モノトス

第二條 練習生ノ募集及ビ試験ニ關スル手續ハ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシム

試験ニヨリテ採用スヘキ人員試験ノ期日及ビ場所ハ地方長官之ヲ公告ス

第三條 練習生ヲ志願スル者ハ制規ノ願書ニ履歷書、獸醫免許規則第二條ノ資格ヲ證明スルニ足ル書面及ヒ醫師ノ體格檢定

書ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第四條 練習生ハ軍馬補充部ニ委託シテ修業セシム

修業期ハ毎年春夏ノ交二箇月ヲ一期トシテ二期ヲ以テ了ルモノトス但時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第五條 練習生ニハ修業期中一箇月金二十圓以内ノ手當ヲ支給ス但旅費ハ之ヲ支給セス

第六條 練習生規則命令ニ違背シ又ハ成業ノ見込ナシト認ムルトキハ之ヲ免スヘシ

第七條 練習生修業ヲ了ヘタルトキハ其成績ヲ考査シ修業證書ヲ交付スヘシ〔下略〕

同三十五年右練習生を軍馬補充部に配置して教育し、翌三十六年に約百名の修業者を出した。

尙、去勢のことについては明治三十年山口縣獸醫會では『去勢術普及の爲に當分無報酬にて依頼に應ずること』を可決し、同三十五年に九州聯合獸醫畜産大會では『去勢術は一般開業獸醫に擔當せしめられん事を主務大臣に請願の件』を可決した。

又、同年より富山縣では縣農會の事業として馬匹去勢を實施することとなつた。

參考文獻

(1) 中央獸醫會雜誌 第十輯卷之五

(3) 齊藤盛一、近世獸醫畜産史、中央獸醫會雜誌
昭和六年一月號

(5) 安井淳之助 馬之世界 昭和十一年五月號

其他文中に記載す。

(2) 中央獸醫會雜誌 第十三輯卷之一

(4) 裝蹄と畜産 昭和三年三月號

(6) 馬匹調査會議事録第三回 明治三十年

三、柳澤銀藏著「去勢術」の出版

前述の如く馬の去勢が刻下の急務とされた時、柳澤銀藏は明治三十一年五月に「去勢術」を著したことは誠に機宜に適したものだと思ふ。

同書は菊判二百餘頁で深谷周三の「騫を化して良となす」と云ふ題字を巻頭に掲げ、總論に於ては去勢術の定義を述べ、

『去勢術は本邦に於て斷辜術、辜丸割去術、騫術等と稱せり、然れども此等の命名は未だ余輩に十分の満足を與へず何となれば本術は牝牡に應用するのみならず手術の法式によりては辜丸を保存することあればなり、去勢術なる用語は同學小澤の下名せる者にして今日の釋義に適し云々』と論じてゐる。

又支那では黃帝の在位間に創めて去勢術を施したもので四千年前であること（馬經大全秋集論馬水火二騫參照）、我國軍隊の馬蹄傷、馬咬傷が多くて、それは歐洲開明國の軍隊には見ないところであること、牝牡混用の利、馬匹改良上の利益多きこと等を記し、各論に於て牡馬去勢術、牝牛去勢術、小家畜去勢術等に互つて詳論してゐる。特にその中に於て興味ある事項二、三を摘録すると、駑馬の疾病百分率は一四四・六八であるのに騫馬は七六・〇六で遙かに騫馬が健康であること、又同學小澤の談を掲げ『予先に征清の役滿洲の野にあり滯陣中土人と語を交ゆ、談偶去勢のことに及ぶ彼曰く貴軍の馬匹中辜丸を有するもの多々之れあり何ぞ悉く之れを去らざるや中國古來騫を使

用の蒙古の馬二歳に至れば皆去勢せりと予之に答ふる所を知らず顧みて他を言へり然れども心中赧然たるものありき。嗚呼因循腐敗の老國尙ほ此轡を貴ぶ況んや歐米と對峙して文明を競はんと欲する我日本に於てをや」と記されてある。

四、梅野信吉の腺疫研究

我國で腺疫の病原、豫防、治療等について學術的研究を遂げたのは實に梅野信吉を以て最初とする、即ち明治三十三年に腺疫患馬の病的材料から分離した腺疫菌を用ひ豫防疫液を作り豫防治療に之を應用したが、その効果は四八時間を経過して體溫下降、食慾増進、元氣恢復、咳嗽及び鼻漏を減じ、且つ注射部の腫脹は三日後から次第に減じ四、五日で消散し化膿硬結を残すことがない。これが本邦に於ける腺疫豫防疫液製造の嚆矢である。更に梅野は翌三十四年に腺疫の病原性を確立した。

即ち明治三十三年腺疫患馬材料から一種の連鎖狀球菌を發見し、之を馬體に感染せしめて腺疫の病原菌と見做し腺疫連鎖狀球菌と命名したのである。而して本菌を以て犬、マウス、雀等には感染容易であるが、ラツテ、モルモットに次ぎ犢及び鳩は感染困難であると報告した。

同三十五年梅野は『本邦馬匹の腺疫病原は一種の連鎖狀球菌なり、故に此球菌は常に腺疫患馬の患部に存在し且つ其純粹培養を前記の如く接種せば腺疫を發生す。予は此球菌を名付けて腺疫連鎖狀球菌と稱す』と中央獸醫會雜

誌に發表し、別に同年の日本醫學會衛生學、細菌學、傳染病學部會席上『牛結核と馬腺疫とは共に本邦畜産上の二大勁敵で、此腺疫に就き研究し一種の連鎖狀球菌を培養した。此菌は丹毒球菌に類似するが集落の狀を異にし、又白金線にて處置すれば糸を引く、動物試験では馬、犬共によく感染する。而して犬が腺疫に感染することは從來嘗て報告なし』と述べた。

又、腺疫の發生については次の如く書いてある。

『腺疫は從來ナイラ（内種）と云ふ名稱の下に包含せられてゐた馬屬固有の疾病で、明治の初年陸軍省に於てフランス語のグルムをその儘採用してグルム（偶兒謨）の文字を附せられてから、一般に偶兒謨と稱し、次で英國語のストラングルを其儘採用して斯篤蘭虞兒の文字を附するものもあるに至り、明治二十年に於て農商務省出版の家畜醫範に瘰癧性感冒の名稱を附せられたため又之を採用するものあるに至つたが、明治三十一年に至つて家畜病名彙の編輯せられるや從來の名稱を一洗して腺疫の文字を用ふるに至つた。

腺疫の歴史は其久しい以前に於て既に存在したのは疑ふべきでなく、近年にあつては明治廿七、八年の戦役に際して徵發馬匹に流行したのである。而して當時の慘狀は七、八年後の今日に於ても尙寒心に堪へないものがある。且當時該疫に侵されたものは單に數百千頭の徵發馬のみでなく延いて多數の平素飼養中の軍馬に及ぼしたため非常な損失を國家に及ぼしたのである』と。

その後梅野は馬體を高度に免疫し腺疫免疫血清を作ること成功したが、これが我國腺疫血清製造の始めである。

(此項については梅野早苗氏、竹内貞一氏の御助力を謝す) (1, 2, 3, 4)

五、獸疫研究室の活動と畜牛結核豫防講習

前述『獸疫調査機關の新設』に於て述べた獸疫調査所の前身たる獸疫の研究室については、始め池田晋次郎が家畜傳染病研究機關の必要を叫び須藤義衛門其他が大いに盡力して、漸く明治廿四年に農商務省農務局畜産課で農事試験場の一部に僅々二七〇圓の經費を以て開設され、當時駒場出身の鬼才と稱された讚井勝毅技手が着任し、假性皮疽や炭疽の研究に當つた。此頃の經費は總額七百圓であつたと云ふ。

同二十八年醫學博士中濱東一郎が調査試験の監督を囑託され、同二十九年には牛疫及び炭疽免疫に關する有益な研究業績を收め、同三十年に仁田直が入所し、研究室も更に前述二室の外に隣接蠶業講習所の一室を新に加へ、同三十二年には家畜傳染病研究室及附屬動物舎を新築して此處に移轉した。

これが現在の調査所所在地である。かくてツベルクリンの製造及び其應用並に炭疽免疫血清の製造に關する事業を始めたのである。(5)

仁田學士のツベルクリン研究は大いに進捗し、他方牛結核の蔓延甚しく、茲に同三十四年法律第三十五號を以て畜牛結核病豫防法が發布され、之が實施に必要な検査員の養成が此研究室で行はれることとなり、前後八回に亙る長期講習があり二三六名の技術員が養成されてそれ／＼輩出し地方に於て活躍した。

畜牛結核病豫防法は當時の畜産課長西川勝藏を始めとし勝島、時重、仁田、望月等が案を作り、畜産技術官會議を召集して審議したが、これが畜産主任官會議の最初である。

扱て前記畜牛結核病検査講習生に對しての教育は、講習室を増築して茲に『畜牛結核病検査員養成所』を作り所長に農務局長の和田彦次郎を、幹事に西川課長、講師に勝島、時重、仁田、讚井、蠣崎等を任命して實施されたが、講習生には特に二〇圓の補助費を支出し講習期間は二箇月で、主として講習生は駒場出身獸醫を以て占め、地方出身並に開業試験合格の獸醫は僅少であつた。

今、その第一回講習生の氏名を記すと次の如くである。

『菅原庚午郎、磯部富十郎、馬場盛之助、清水三郎、岩田勇、星野正彦、本山政一、千葉胤臣、紺野重次郎、小田吉藏、武藤辰次郎、大矢順三、田淵猪之助、落合道三郎、葦名千之、田野千剛、園村長次郎、中田久馬、中垣英次、坂井秀夫、今村治三郎、佐藤才一、岩砂桑次郎、吉田八三郎、白井幸治、米倉直孝、祐泉登、鈴江格一郎、妹尾多茂吉、島田樹一、西島繁藏、酒井義男、川上昇、西畑兼太郎、山口世基。(5, 6)』
尙、此の講習生規則は明治三十五年に公布されてゐる。

六、種牛牧場の創設と功力直道

政府は畜牛改良調査委員會の決議に基き明治三十三年に『種牛牧場官制、同處務規程』を公布し、同年五月に廣

高縣七塚原に國立種牛牧場を設け種牛種豚の蕃殖及び畜産に關する試験を始めたが、場長は獸醫學士功力直道で、大いに同場の創業に盡瘁するところあつた。

功力は明治十年駒場農學校に入り同十三年獸醫科を卒へてより開拓使御用係となつて札幌に在勤し、明治二十年北海道廳屬となり同廿五年石川縣農學校教諭に、同廿七年京都府技師に同三十年農商務省種馬所技師に歴任して、宮城種馬所長から七塚原に轉ぜられたものである。齡四四で歿せられた。從六位勳六等に敘されてゐる。

七、地方獸醫界狀況

1. 明治三十—三十二年地方獸醫界狀況

明治三十年九州聯合獸醫會を佐賀縣武雄町に開き、各縣に獸醫學士の聘用請願、農科大學へ國家獸醫學講習科設置建議等を可決した。

同年山口縣獸醫會總會では、縣廳の諮問案たる馬匹蹄鐵普及方法及び種牡牛取締法を議し、馬灸料及藥價増額の件、屠畜検査内規制定を縣廳へ建議すべく決議した。

同年第十三回埼玉縣獸醫會、福島縣獸醫畜産會、山形縣獸醫畜産會、茨城縣獸醫會等が相前後して開かれた。

同三十一年埼玉縣獸醫會は乳肉取締規則及び警察獸醫設置を決議し長崎由次郎、田熊清一郎、中村房五郎、大野

麟三を委員として縣會に陳情、翌年の縣會を通過し警察部に月俸三五圓の獸醫一名を置き、乳肉検査監督のため絶えず縣下を巡回し、又、屠場獸醫には最寄の開業者を撰抜任命することとし一五〇〇圓の縣費を支出した。

同三十一年長野縣獸醫同盟會は上伊賀郡下に組織され、同時に獸疫豫防組合を組織した。

同年奥羽六縣獸醫大會あり次の決議を行ふ。

『一、中央に牛馬政局を設け各縣に牛馬政課を置くことを建議』

二、乳牛検査にツベルクリン使用の儀を六縣知事に建議

三、郡獸醫設置の件

四、牛馬調査會を設けることを政府に建議』

同年坂野武次郎獸醫監は石川縣廳の依頼で縣下七名の地方獸醫に去勢術の實地指導並に講話をされ、次の警告をも併せて行つた。

『今や獸醫の價値は漸くその度を高めんとする、蓋し社會の吾人を必要とする方面が益々擴大した結果である。

此際民間のものは所謂伯樂的舊套を脱し規矩を道義に準繩を禮節に求め専ら品位を高めることが必要である』と。

同三十二年長崎縣獸醫組合總會は次の決議を行ふ。

『一、海外より來る獸疫豫防のため檢疫所を常設せられたい。

二、郡獸醫設置に關する件』

同年熊本縣獸醫畜産會は左の決議を行ふ。

『一、縣立農學校に獸醫科を設けられたし』

二、農商務省獸醫免許試験を學術と實地の二期に區別し且つ試験科目に畜産學の一項を設けられたし。』

此年第七回全國畜産大會が開かれ、須藤義衛門議長席に就き種々決議を行つたが、其内結核病畜處分方法に關しては次の條件を附して可決した。

『一、病畜の鑑定にツベルクリンの注射をなすこと』

二、專任技術者を養成すること』

三、病牛は撲殺すること、其所有者には評價格の五分の三を賠償すること、賠償は一頭につき二百圓を超ゆることを得ず。』

此の賠償額を制限した決議は、將來に禍根を残すこととなつたものであらう。當時の言論界に達識の士のなかつた事は誠に残念である。

同年島根縣獸醫會が松江市に開かれ、『郡獸醫設置、斃牛馬取締の嚴重化』について建議することを可決した。

同年獸醫學士生駒藤太郎は、眞正獸醫學の目的を次の三種に區分して論じた。(7)

『一、畜産の保護、二、畜産の改良繁殖、三、公衆衛生』

同年獸醫學士佐藤悠次郎は郡獸醫の必要を力説した。

2. 明治三十三—三十五年地方獸醫界狀況

明治三十三年奥羽六縣聯合獸醫畜産會開かれ、會頭武田千代三郎は式辭を朗讀し、ツベルクリン注射を乳牛鑑定上使用する件を主務省に建議すべく決議した。

同年廣島縣下の假獸醫は一五六名であるが、技師を派して講習を行ひ一週間以内に互つて教育することを同三十七年まで繼續した。

同年北清事變のため牛込區の特別認可東京獸醫學校校友會は副會長猪瀬桂次郎その他戦地に出で、會長黒瀬貞次亦第十一師團に赴任したので、厚木訥平次を會長に、林里次を幹事に新任した。當時の在校生徒は五六名、校長は厚木獸醫監で、柳澤銀藏獸醫監、武藤喜一郎一等獸醫、太田楨太郎一等獸醫、野口次郎三一等獸醫等多數教員を有してゐた。(8)尙、同校三十四年迄の卒業生は二〇〇名に達したと云ふ。

同年奥羽六縣聯合獸醫畜産會では次の決議を行ふ。

『一、農商務省に獸醫畜産の一局を設置すべきこと。』

同年梅野信吉は、系統的獸醫會設置の必要を述べ、各獸醫を細胞と見做し一市郡又は數市郡の獸醫を合して一小團とし、之を合し一中團を、此上に一大團即ち全國獸醫の全體を以て完全の團體を造ることを強調した。(9)

同年飯塚仙太郎は家畜保險の必要を論じた。(10)

同年松本啓太郎は肉食獎勵會を設立した。

同三十四年石川縣は縣下を八區分し獸醫を置き、次の事務を行はせることとした。

『一、種牡牛馬の検査、飼育管理、二、畜産智識の普及、三、去勢術の普及、四、種付牝馬帳の整理を監督、五、結核病牛の排除、其他。』

同年全國畜産大會開かれ、牡牛去勢法の發布、牧牛學校を關西各地に設けること等を議決した。

同三十五年九州聯合獸醫畜産大會は次の決議を行ふ。

『一、各郡役所に獸醫を設置せられんことを各縣知事に建議の件（其他略）』

同年に於ける全國獸醫數は次の如くである。

『北海道	四九	青森	四五	岩手	一三七	福島	一四二
山形	五七	宮城	一一七	秋田	六八	新潟	六九
栃木	八一	茨城	一一二	長野	九〇	岐阜	九〇
千葉	一〇九	群馬	四五	滋賀	一九	富山	六〇
石川	七〇	東京	一二九	神奈川	一九	静岡	五八
埼玉	六七	山梨	四九	京都	二九	大阪	四九
愛知	六二	鳥取	六〇	島根	六七	岡山	一二七
廣島	一四五	三重	五二	福井	二〇	山口	八〇

和歌山	三三	兵庫	九〇	奈良	二〇	徳島	六四
香川	一〇	愛媛	一二六	高知	一一六	福岡	一七一
大分	一九二	佐賀	六八	熊本	一八六	長崎	七七
宮崎	一二九	鹿児島	一九七	沖縄	八	計	三八五四人

参考文献

- (1) 梅野信吉 東京獸醫新報、第一一八號明治三十三年 (2) 梅野信吉 東京獸醫新報、第一三九號附錄明治三十四年
- (3) 梅野信吉 東京獸醫新報、第一三九號明治三十五年 (4) 梅野信吉 中央獸醫會雜誌第十五輯卷之五明治三十五年
- (5) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史 (6) 畜牛(雜誌)
- (7) 生駒藤太郎 牧畜雜誌、第一五九號 明治三十二年 (8) 特別認可東京獸醫學校校友會第四回報告
- (9) 梅野信吉 東京獸醫新報、第一一二號明治三十三年 (10) 飯塚仙太郎 牧畜雜誌、第一七三號 明治三十三年

八、明治三十——三十五年時代の獸疫

1. 明治三十——三十五年の牛疫

牛疫は前年から猖獗してゐたが、殊に明治三十年は其極に達し東京、京都、大阪を始めとし、又、大阪より兵庫、奈良、和歌山、岡山へ、岡山より鳥取へ、京都及び三重へは奈良から、京都よりは滋賀へと云ふように蔓延發生し三府九縣に及んで總數六三九八頭を失つた(斃死四〇一、撲殺四九四六、疑牛殺一〇五一)、此年に長崎縣は上海から

病毒を輸入し猛烈な流行を極めたが、幸にも佐賀に一頭の續發を見たゞけで他府縣には此病毒は蔓延しなかつたと云ふ。(一)

京都府は明治二十九年四月三十日に次の府令を發し牛疫の蔓延防止に努めてゐる。

『京都府令第八號』

牛疫豫防ニ關スル事項左ノ通之ヲ定ム犯シタル者ハ貳圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス

但本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第一項 左ノ地方ヲ發シ若クハ之ヲ通過シタル牛羊及其生肉生皮ノ輸入ヲ停止ス

但當府下ニ接近スル場所ニシテ未タ牛疫發生ナキ郡村ノ牛羊ハ即日往復スルモノニ限り當府警察官吏ノ認定ヲ經テ往來スルコトヲ得當府管内ノ牛羊ニシテ該郡村ニ即日往復スルモノモ亦同シ

大阪府 兵庫縣

第二項 前項以外ノ地方ヨリ輸入シタル牛羊及ヒ其生肉生皮ハ左ノ手續ニ從フヘシ

一、生肉ハ屠殺地方ノ警察官吏及ヒ検査獸醫ノ證明書ヲ添へ所轄警察署ニ届出検査ヲ受クヘシ

二、活牛ハ種類毛色年齢頭數等ヲ詳記シタル原發地警察署ノ證明證ヲ申受ケ置クヘシ』

望月瀧三は明治三十年に囑託京都府警察獸醫として着任したが、此時には京攝附近に牛疫大流行中で、彼は大學を卒業したばかりであつたが直ちに醫務課長として數十名の防疫獸醫を指揮し防疫に努め、さしも猛威を逞ふした

牛疫を忽ち撲滅し、府知事から感謝狀を贈られたと云ふ。

當時望月が中央獸醫會雜誌第十一輯（卷一輯）に報じたところによると、京都府下だけで六〇八頭の牛が斃れ總損害五萬七千圓であつた。尙又、大阪は二十九年から三十一年迄に四二五〇頭の發病あり、長崎は明治三十年九月以後十二月迄に一〇九六頭を斃した。

大阪は明治三十年に豊能郡に獸醫野田一郎、矢野宗平を郡獸醫として採用し、牛の檢診、牛疫の豫防、疾病の監督、繁殖の獎勵等を行はせ、翌年には牛馬籍を設け各郡に獸醫を配置して之を管掌せしめる等防疫組織を整備した。

同三十年十月に大阪府は發議して京攝府縣牛疫防疫會議を奈良縣廳で開く。議長は井上奈良縣警部長で、第一日に於て京都府の望月瀧三等は運參したゝめ、第一日の決議たる、『將來近畿地方に牛疫の發生した場合は速かに時重博士の發見になる牛疫免疫血清注射を以て撲滅法を講じやう』

との案を、第二日に於て井上警部長から再説したが、望月瀧三は之に對して、

『此提案をされた大阪府に賛意を表したいが、唯今のところでは發見者其人も未だ之を野外に持出すを躊躇してゐる。即ち研究室を未だ出ない程度のもので、若し之を冒險的に野外に持出し却つて此爲に牛疫の流行を誘致したらどうするか』

と不賛成の意見を述べ、此案は宿題に變更された。そこで此案の提出者たる大阪府技師佐藤悠次郎は非常な不満であつたが、果然此夜の懇親會は殺氣を孕み一大修羅場と化した。之を奈良騒動と俗に云ふ由である。（2）

明治三十一年には奈良縣に牛疫一頭發生したのみ、同三十二年には日本全國に一頭の牛疫も發生しなかつた。之は全く撲殺手段の賜であつた。

けれども同三十三年になると東京府外二縣に一九一頭、又同三十四年になると清國太沽、芝罘及び韓國の仁川から病毒を長崎に輸入し此年一月に西彼杵郡に、次で長崎市に、二月には東京に發生し、神奈川は東京から病牛を移入して續發し、かくて全國で斃死二頭、殺牛八三頭、疑牛殺三三六頭を出した。(1)(3)

同三十五年に韓國釜山から病牛が入り、長崎、大分に蔓延して總數一六九頭に及んだ。

朝鮮の牛疫は當時常に續發してゐたが、殊に三十五年には全道に蔓延した。(4)

臺灣の牛疫は領臺前から既に存在した如くであるが、本島在來牛の祖先は漢民族移住に際し其本國たる支那より輸入したものの大部分を占め、その後も對岸支那との交通によつて多數の牛、豚、山羊等が輸入されたので、之等家畜と共に病毒が輸入され慘害を蒙るに至つたと思はれる。

臺灣で牛疫發生報告の始めて出たのは明治二十九年から三十二年迄に臺北、宜蘭、新竹方面のみで、其數は臺北二五頭、宜蘭四五頭(同二十九年)、臺北一六頭(三十年)、宜蘭一六頭(三十一年)、新竹四六頭(三十二年)と云ふ如く少數のものであつた。しかし之は獸醫の配置が極めて少かつたので調査が不充分のためであつた。

明治三十三年九月に鹽水港廳下新營庄附近に一五八頭の發生あり始めて牛疫に對する注意が喚起されたが、當時は尙土匪が跳梁してゐて之が制遏不充分であり、奸商は之を良いことにして病牛を安價に買收し竊に轉賣するので

病毒は各地に蔓延し、南部一帯及び中部地方にも流行を見、遂には常在病の觀を呈した。即ち同三十四年鹽水港廳下に一五四頭發生し同三十五年には南北に延びて阿候廳下に千頭、鳳山廳下に七百頭を見た。

當時蕃薯寮及び阿候兩廳下の防疫に従事した鳩野技手の報告によると、同夜手が蕃薯寮に至り銃器を携へた警察官吏及壯丁の護衛下に健康調査及其他の防疫事務に着手したのは三十五年二月で、既に大流行期を過ぎ病勢も衰へ緩慢な流行を呈してゐたが、此兩廳下は殆んど牛疫の侵襲を蒙らない村は無く、六龜里支廳下の一部落の如きは畜牛全滅し一時全く牛の影を見なかつた。然るに奸商は屍體を剥皮し旺んに之を搬出してゐた。依て防遏開始後は牛皮、牛骨を満載した竹筏を差押へ悉く之を焼却した。又、斃牛の肉は多く鹽漬、乾肉等として貯藏し食用されたので、阿里港支廳下の一部落では多量の牛肉を鹽漬とし屋上に乾燥してゐるものを發見し之を焼却せしめたこともあつたと云ふ。

以上の如く明治三十四、五年の牛疫流行によつて役牛の多數を失つたため、當時勃興の機運にあつた糖業獎勵に支障を來したので、農牛共済組合を設けしめて之に對し牛疫の流行しない地方の牛を移入貸與した。此組合は一支廳を區域として作らせ、農民はその恩恵に浴し成績良く、且つ組合員となつては各自獸疫に對し自衛自防の途を講じ病牛は速かに届出で、救済と牛疫豫防を兼ねてゐたので、其後斗六廳に牛疫豫防組合、臺中廳に畜牛保健組合の設置を見、更に後年臺灣畜牛保健組合設置の機運を醸成することとなつたのである。而して三十四年に農牛保護として下附した役牛は四八〇頭に及んだ。(5)(6)

2. 明治三十一年—三十五年の皮鼻疽

明治三十年に於ける皮疽の流行は東北地方に多く、その數一八〇〇頭に及び、同三十二年二月中の報告では北海道二、東京一、埼玉一九、群馬一七二、千葉一五、栃木六九、福島一一、宮城三八、岩手四、青森三〇、秋田四一頭の皮疽及び鼻疽馬を出してゐる。即ち三十一年に總數二千餘頭、三十二、三、四、五年等にも相當多發した。

秋田では明治三十年に青森から病毒侵入し、同三十二年に南秋田郡船越村で、船越警察分署の荷馬車用馬検査の際、巡查部長小川は、馬の多數に腫物を發見し、續いて同村に八〇頭餘の皮疽馬を發見した。(7)

同三十二年小倉鉦太郎及び梅野信吉は、東京品川馬車會社に發生した馬疫を調査し、眞性皮鼻疽に類すると述べた。(8)

同三十五年軍馬補充部白河支部に假性皮疽猖獗し、陸軍一等獸醫可兒岩吉、同宇木素絢、同磯貝又藏等が之を調査したところ、從來軍隊に發生せる本病は胸前、腋窩、腹帶部、下腹部、肩胛部等にて馬具と關係ある部に好發せるも、此育成地に於けるものは肢端、頭等の外傷を蒙り易き部より病毒侵入し、その膿汁中には常に時重博士の云はれた *Saccharomyces farcinosus* を見、常に表層淋巴腺を侵して蔓延した。その發生の順は前肢二九、後肢二三、頭一八、胸前七、陰囊二、頸側一頭の割であつた。

同年岡村丙子郎は『秋田縣下に於ける皮疽病に就て』なる題下に論じて曰く。

「本症の來歴は史の徴すべきもなく、漠として考ふべからざるも、往昔より我が奥羽地方に發生し、漸々各地方に及ぼせし如く、今日に至りては奥羽、關東、北海道等の地方病的傳染病と見做すを得べし、宮城縣にては凡そ二百年前より流行の徴ありと雖も詳ならず、之を古老に聞くに天保の頃本縣各地に流行し南秋田、北秋田、山本の三郡殊に劇しく、下りて慶應に至り又各地に發生せしも病勢劇しからず、明治十二、三年頃發生少しく蔓延せるも大なる損失を蒙らず、次に二十年北秋田郡長木村に數頭の發病馬あり（中略）

症候 發生の部位は胸前最も多く腋窩、胸腹壁、肩胛、鼠蹊部等之に次ぐ、其狀態は球腫、索腫に始まり、後潰破して黃白色の膿を漏す、腫脹、浮腫等を現はすもの少なし、結節は其容積大豆大より鶏卵大に達し蠶豆大のもの最も多し（下略）』と。（9）

兎も角毎年千五百頭—二千餘頭の發病あり斃死もその中から五〇頭内外を出してゐるため、政府は勅令第三號を以て明治三十三年に之を法定獸疫に加へて豫防法を講ずることとした。即ち次の發令となつたのである。

『獸疫豫防法中鼻疽及皮疽ニ關スル規定ハ馬ニ發スル假性皮疽ニ之ヲ準用ス』

然し乍ら當時尙、どこまでが假性か眞性かの區別に迷つてゐたやうで、同三十二年に家畜傳染病豫防法の協議會が開かれ岸本雄二（陸軍獸醫監）、勝島仙之介（農科大學教授）、津野慶太郎（同上）、中濱東一郎（醫學博士）、土持綱藏（警視廳技師）、西川勝藏（農商務省畜産課長）、廣澤辨二（同牧馬課長）等參集し、一、家畜傳染病假性皮疽の性質を一定すること、二、肺結核病牛取調法等を主題としたことによつて想像し得る。

尙、明治三十一年神谷凱藏が東京馬車會社獸醫部長に入社した當時、百餘頭の假性皮疽患馬が隔離病舎に休養し、病馬は頸部、胸腹側、四肢の内側、顎下、腋下、鼠蹊部等の淋巴腺、淋巴管を腫脹化膿して居り、之を切開して創傷療法を施すか或は焼烙すれば次第に全治し、輕症は二週間位で使役し得るも、重症は經過慢性で漏膿し、其外觀不潔且つ傳染の慮あるを以て閉口した。依て一通り治療し恢復期に向へるものは東京市外の農家に預托轉療し、重症馬は廢却整理した。と云ふことである。(10)

3. 明治三十—三十五年馬の流行性感胃

明治三十三年十一月下旬、突如として東京府下の馬に一種の馬疫が発生し、軍隊、官衙、學校の軍馬を襲撃せるは勿論、上御料の乗輓馬より下民間の輓駄馬まで侵され、馬として之に罹らぬものは殆んど無かつた。依て農商務省は『馬の流行性感胃に關する注意書』を發表し注意を促した。

此の發生以前にシンガポール駐在帝國領事久水三郎から十一月一日附を以て、シンガポールに馬の流行病ありインフルエンザ、エプゾテック、ラリンジテス等と云ひ輕きは五、六日、重きは三週内外で治するが、當政廳は十月三十日附で馬匹の輸出を禁じた由報告あり、即ち本病は海外から傳播したもので、しかも久水三郎が外務大臣に報告した文書によると、西濠洲及び南アフリカ固有の馬疫で、昨年西濠洲から軍馬が南亞戰地に行く際寄航してシンガポールに流行せしめたと云ふことである。その報告による病名は Epizootic pharyngitis と書かれてある。

北清事變に於ける在清の我軍馬亦本病の侵襲を受けたが、外國軍隊亦發病しその原因は十月に英國又は獨國軍馬により持ち來された如くで、米國軍、日本軍馬に順次發病した。

日本内地へは神戸港に休養した米國軍馬よりと云ひ、與倉獸醫學士は濠洲より横濱競馬の籤馬が着港した中で二頭發病ありと云ひ、シンガポールからの入船も考へられる。

日本に於て軍馬の發病は早いのは普通寺輜重第十一大隊で十月二十一日のこと、遅いのは軍馬補充部六原支部で翌三十四年九月十八日である。その多きは百%に、少いのは一〇%の感染で、總數八五五二頭であつた。

本病の潜伏期は三―七日、稀に一〇日で、症狀は咳嗽、咽喉部の知覺過敏、鼻漏、眼結膜は淡黄色―帶黄赤色又は暗褐赤色を呈し浮腫流涙あり、三八・九度の發熱、惡寒、發汗、食思不進、重症は呼吸困難あり、被毛粗剛、元氣に乏しく、脈數増加。細菌學的檢索では双球菌其他を發見した。經過は二、三週間が普通であつた。即ち一般に良性であるが、繼發症を發した中の小數は斃死してゐる。

治療藥はアンチフェブリン一八一・二〇・〇 撒曹二〇―三〇・〇等の頓服、其他を用いた。(11)

明治三十五年に第八師團(篠崎雅太郎部長)、第二師團(武藤喜一郎部長)、第六師團(藤崎芳一郎部長)、第十二師團(木村典部長)等より各五頭内外發生の報があつた。

參考文獻

- (1) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史、昭和十年版 (2) 望月瀧三 官界三十有三年

(3) 肉と乳(雜誌)

(4) 朝鮮畜産協會 朝鮮畜産の概要 昭和二年版

(5) 殖産局出版第四四七號 臺灣牛疫史、大正十四年版 (6) 高澤壽、村松歲春 臺灣家畜傳染病防遏史、臺灣の畜産、第五卷

(7) 岡村丙子郎 東京獸醫新報、第一四三號 (8) 小倉御太郎、梅野信吉 中央獸醫會雜誌、第十二輯 明治三十二年

(9) 岡村丙子郎 中央獸醫會雜誌、第十五輯、明治三十五年 (10) 神谷凱藏 馬之世界、第十九年、昭和十四年

(11) 陸軍省軍務局獸醫課馬匹流行性感冒調査書 明治三十六年

4. 明治三十—三十五年の流行性驚口瘡

朝鮮に於ける牛の流行性驚口瘡は明治三十一年にも流行したが、翌年は内地の茨城縣下に發生、同三十三年には東京、京都の外五縣に流行し、その數は東京九六四、京都一五〇、神奈川四二三、長野二、千葉一で、農商務省は告示を以て『芝、麻布、小石川、本郷、淺草、本所、深川、北豊島、南葛飾の七區二郡に互り蔓延の兆ある』を指示し、警戒をなし、中央獸醫會は會誌の臨時號を刊行して獸醫及び畜主の注意を促した。

當時發行された「獸醫學友會々報第四號」に曰く。

『去月下旬より府下各區に本邦未曾有の驚口瘡侵入し、其流行、芝、麻布、日本橋、本所、深川、淺草、下谷、本郷、神田、小石川、牛込、麴町、北豊島、南葛飾、荏原、豊多摩の十二區四郡に蔓延し、府下三千六百餘の乳牛

中六二〇餘頭本病に罹り、尙日々各所に發生するを以て、警視廳は右各區各郡に獸畜の出入を禁止し、目下官民共に之が豫防に従事しつゝあり、爲めに病勢追々減衰の模様なりと云ふ』

因に此記事は三十三年十二月刊行の誌上に掲げられたもので、同三十四年には五六四頭、三十五年には五一一頭と云ふやうに續發したのであつた。

同三十四年農科大學助教小倉鉀太郎、仁田直、助手蠟崎千晴は流行性鷲口瘡の研究成績を報じて曰く。

『不幸にも昨年十一月東京府下に侵入し忽ちにして、府下の乳牛一千餘頭を襲ひ餘炎は延いて神奈川、埼玉、長野、石川、千葉、京都の諸府縣に及び初發以來已に二千頭に達し（中略）

病原體は極めて小微體にして細菌濾過器を通過す、本病に最も感染し易きは牛にして、豚は之に次ぎ羊の感染力は確實ならず、其他の動物は全く感受せず、本病の潜伏期は一日乃至五日、稀に十日なり』（一）

臺灣の口蹄疫は文久元年の頃、之に頗る類した症狀を呈す牛病があつて、恒春地方に流行したと云ひ、その當時の狀況を知る鐘某が『牛疫とは全く違ひ患牛は先づ發熱し、頻りに涎を流し食慾は不振又は廢絶し倦怠疲勞して脱肉し、蹄には患部を生じて跛行し、放牧中歩行困難或は起立不能となるもの多く、傳來の自家療法を試みても殆んど斃死するので、歩行至難の病牛は殺して食用とした。』

本疫には黄牛、水牛ともに多數罹病したが、人には感染せず防疫手段を行はずとも自然に終熄し、その後同様の病牛の發生したのを見ない』と云ふことであるが、領臺後に本疫の始めて發見されたのは明治三十四年八月二十三

日で、長崎から基隆に移入し來れる乳牛二頭が基隆港で検疫の際發見されたのである。而してその以後は長く發生を見なかつた。(2)

5. 明治三十一—三十五年のボルナ病

明治三十一年佐賀縣藤津郡東嬉野村七浦村及び多良村、杵島郡等にボルナ病流行し、患馬數十頭に及んだ。之は長崎縣から傳播されたものである。(3)

翌三十二年八月初旬からは東京府下陸軍各隊並に民間馬に腦脊髄膜炎發生し、深谷敬一、可兒悌二郎等の調査によりボルナ病であらうと結論され、獸醫學士勝島仙之介亦ボルナ病と認め『福島、宮城兩縣下にも同様流行するを以て、中毒説には同意する能はず、又、明治二十七年來長崎佐賀兩縣下に流行せる馬疫とは症狀、剖觀共に大體は符合せり』と云ひ、小倉鉦太郎亦剖檢によつて腦出血、脊髄外水腫、腦脊髄鬱血、脊髄軟化、肺充血等を主とするを論じ、村井半之輔は福島縣での病例を論じ、

『福島縣下に始めて腦脊髄膜炎患馬の發生せるは何年の頃なるや詳ならず、開業獸醫等の説によるに脊髄病の名稱を以て、治療し來りしものは今日の所謂腦脊髄膜炎ならん、果して然らば三、四年前より點々之を見受けたりと云つてゐる。(4)』

同三十四年八月大阪の第四師團管下では暑氣激しい頃、騎兵第四聯隊に一一頭、野戰砲兵第四聯隊に二七頭、輜

重兵第四大隊に二六頭の本病馬を出し、之は地上の高熱と早魃等が本症に關係あるらしいと結論されたが、續いて第十、十一、三、九等の各師團にも流行した。

6. 明治三十—三十五年の家畜疾病

明治三十二年十一月山口、福岡、長崎、香川各縣に牛の流行性感冒が発生したが、その症狀は輕微で四、五日で治るが、放置すると肺炎になつて死ぬと云はれた。

同三十年に炭疽が熊本縣下に發生し、僅々二旬で馬百頭、牛二頭を發病させ、馬八六、牛二頭は斃死した。此年の全國發生數は四八一頭、三十一年は四九六頭、三十二年は五四五頭、三十三年は八二九頭、三十四年は四一九頭の發生があつた。

加奈陀馬痘は北米カナダに流行してから英國、澳國、ドイツを経てロシアを襲ひ、遂に明治二十九年始めて九州地方に輸入されたが、翌三十年には東京府下の軍馬に發生流行し、同三十一年十一月下旬から山口縣下の民馬に流行し、深谷敬一は之を調査してカナダ馬痘であることを確認した。

同三十五年に高知縣幡多郡、高岡郡共に腺疫の流行あり、交尾期に種牡馬が巡回して病毒を傳播すると云はれた。當時本病に對する民間療法を城井尙義の報ずるところによると、青杉の葉を薰し濕蓆を以て之を圍ひ内に馬頭を置いて治療したと云ふ。

狂犬病は明治三十年東京府下に小流行し、神奈川、埼玉、栃木、福岡、大分に散發すること二一頭、翌三十一年には更に長崎、岡山、廣島、山口に發し漸次増加して六二頭に及んだが、殊に山口縣佐波郡の徳池地方では六四頭が發病し、牛四頭を咬傷して斃死に至らしめた例もあり、三十三年には二四七頭に及んだ。しかし三十四、五年に佐賀、熊本、宮崎諸縣にも發生を見たが、漸次減少の傾向となつた。

氣腫疽は山脇博士の著書によると三十年一八頭、三十一年六三頭、三十二年六六頭、三十三年九七頭、三十四年七六頭の發生があつた。

馬の顆粒性肺炎は田熊清一郎の記述によると、明治三十年の夏埼玉縣下に於て診療したが、到底治療の見込なく廢馬とした。

豚の傳染病は山脇博士によると嘗て豚ロースなる病名下に報ぜられたが、その發生數は明治三十二年一八頭、同三十三年一四九九頭、三十四年一二八頭、三十五年三頭であつた。

家禽コレラは明治三十三年大いに流行し、札幌では札幌農學校教授須藤義衛門が之を調査した。

同三十年愛媛縣下に一種の獸疫が、神奈川縣高座郡下に猫の疥癬が何れも流行した。

同三十二年福岡縣三井郡下に家鴨の斃死する傳染病あり、一日百羽を斃すと云ふので、佐藤忠美が之を調査し、桿菌による敗血症と診定した。(5)

同三十三年薩南畜夫は、仔馬傳染病が鹿児島縣指宿地方にあつて、病原は喉頭粘膜、氣管を襲ふ如く、經過は二

箇月、死亡率六・七%の由を報じた。(5)

扱て最後に傳染性貧血について少しく書かねばならない。

同病は青森縣三戸郡遠瀬、關の兩村で明治三十一年以來一箇年無慮四〇頭の斃死馬を出したが、僻地であるために獸醫なく、多くは伯樂と云はれるもの手で只ウヤマヤに葬むられ、同三十二年に隣村石龜村に發生して三〇頭を斃した。

二戸郡は前者に遅れ三十四年から各村に散發した。依て二戸郡御返地村獸醫橋場藤次郎が、三戸郡の關村に行つて本病を診斷したが、之が本病を地方獸醫として檢診した最初で、此時は流行性感冒と思ひ、處置を誤つたので患馬は空しく斃死したのである。

7. 明治三十—三十一年各種家畜病の研究

明治三十年時重初熊、神谷凱藏は幼獸下痢について報じ、その原因は包子虫性赤痢 (*Dissenteria coccidiosa*) であると證明した。(「中央獸醫誌」第十、卷八)

同年獸醫學士時重初熊は、馬の左舌根部と咽頭の后方に於ける大腫瘍(纖維腫)を檢索し、其中から寄生虫及び其の卵を發見し、ヂスファグス屬の寄生虫 (*Disphagus reticulatus*) によると報じた。(「中央獸醫誌」第十、卷八)

同年獸醫學士寺田三郎は、駱駝の急病で死んだものを剖檢して、その胸部大動脈壁のアテロマ變性により、長さ

八〇三の縦裂孔あり之が死因なるを報じた。〔中央獸醫誌〕第十、卷十二

同年下總御料牧場窪川五郎は、硫化炭素による馬蛇虻、蛔虫の驅除實驗を報じた。〔東京獸醫新報〕第六八號

同年獸醫學士太田楨太郎は、カナダ馬痘の療法に就て言及し『患者の療法は尤も外科的なるべし、膿腫を認むれば十分切開し膿汁を排泄し消毒を嚴にし、腫脹の周縁に強刺戟藥を施して一處に吸收せしめ、創面には收斂癒創藥を施す』云々と云つてゐる。〔中央獸醫誌〕第十輯卷之二

同年時重初熊、小倉鈿太郎、蟬崎千晴は「牛疫研究成績報告」を發表し、犢牛を免疫せしめた血清を以て健犢に注入し、果して免疫の效あるやを試験したが、尙實地應用には幾多の研究を遂ぐべきを結論した。〔中央獸醫誌〕第十輯卷之五

同三十一年獸醫學士時重初熊は、犬の臍部肉腫を報じ、最初は癌腫を疑つた由を述べた。〔中央獸醫誌〕第十、卷一

同年北海道に於ける緬羊事業の失敗は、給秣及び牧舎方法に缺點あるとし、冬飼に二磅の根菜類と少許の鹽を與へ、穀物を與へず、秣は専ら牧草を以てし體格健康となつた旨を報じた。〔中央獸醫誌〕第十一輯卷之四

同年神奈川縣宮原良夫は、赤痢病者ある家の犬、猫及び鶏が之に感染發病することあるを報じ、人畜兩者の本病に於ける關係に注目すべきを述べた。〔中央獸醫誌〕第十一、卷六

同年獸醫學士時重初熊は、熊本、東京等の馬の骨軟症例を報じ『土質食物等と關係ありとの説は其當を得ず、何となれば馬の飼料は主として干草藁穀物等なり、其含有する無機鹽類は動物體の需要を供給するに餘りあればなり、上下顎齒槽部の變狀の如きは一種刺戟原因の存在を證明するもの如し』と結んでゐる。〔中央獸醫誌〕第十一、卷二、三

九、明治三十二—三十五年家畜病研究

明治三十二年陸軍二等獸醫杠素絢は、牛の多發性贅疣の原因が特異體質によるとし、之は一種の纖維腫で烙鐵を以て治し得たと述べてゐる。〔東京獸醫新報〕第九九號

同三十三年小倉鉦太郎は、野犬の腎盂に一大空洞を有し、之より一條の大圓虫（腎虫）を認めた旨を報じた。〔中央獸醫誌〕第十三、卷二

同年須藤義衛門、小倉鉦太郎は盲目牛を剖檢し、その主なる變狀として頭蓋骨々髓炎、肥厚性硬腦膜炎、壓迫性視神經萎縮による失明（黒内障）で、その原因は硬腦膜の肥厚に起因するものと報じた。〔中央獸醫誌〕第十三、卷三

同三十三年農科大學助教授小倉鉦太郎は、同助手青柳浪三と共に馬の骨軟症、腦のコレステアトーム（眞珠腫）、V字形腎（馬蹄鐵腎）の一例を報じた。〔中央獸醫誌〕第十三、卷七

同年獸醫學博士須藤義衛門は、犢の角膜皮様腫を報じ、同腫瘍は長野縣小泉獸醫の談によれば、屢々目撃し畸形兒として廉價に賣却され形成的異常の素因は遺傳するもの如しと云ひ、皮片は鏡檢することにより普通の皮膚に異らず、療法は手術により皮片を除去すべきであると論じてゐる。〔中央獸醫誌〕第十三輯、卷六

同年宮原良夫は、犬の結核病一例を報じ頗る稀有のものとした。〔中央獸醫誌〕第十三輯、卷八

同年獸醫學博士勝島仙之介は、馬の血斑病にコロイド銀の靜脈内注射を試み有效と報じた。〔中央獸醫誌〕第十三輯、卷十

同年第十三同奥羽六縣聯合獸醫畜産會に於て、第八師團獸醫監篠崎雅太郎は齒囊腫につき報じ、古來三つ耳と稱せられた馬の畸形は齒囊腫で、その特徴は耳内から唾液の如き分泌物あること、探針を挿入すると耳根に硬質物あること、その硬質物の上部に彈力ある腫物の如きものあることを述べた。〔中央獸醫誌、第十三輯、卷九〕

同年小倉鉀太郎、青柳浪三は、フィラリア・インミチスに起因する犬の肺出血を報じ、肺動脈に糸狀虫の存在を證じた。〔中央獸醫誌、第十三輯、卷十〕

同三十四年窪田五郎、砂山左門之助は、下總御料牧場長新山莊輔の歸朝に際し携帶された人工射精器を利用し、不妊馬をして受胎せしめたことを報じた。これが日本に於ける人工受精の最初である。〔中央獸醫誌、第十四輯、卷七〕「東京獸醫新報」第一二七號

同年梅野信吉は、腺疫の研究を第一回日本聯合醫學會の席上で發表し、著者は明治二十七年（西曆一八九四年）以來本邦腺疫馬を研究しシュツツの所謂腺疫連鎖狀球菌と類似した細菌を分離し、之が毒力につき調査して腺疫の豫防及び治療上に應用し、多少の成績を挙げた旨を報じた。同年多數獸醫の報告により、此の腺疫治療藥が相當見らるべき效あるを記録されたのである。〔東京獸醫新報〕第一二七號、第一三〇號

同三十五年陸軍二等獸醫小池佐治は、斃馬一六頭中の一一頭から動脈瘤又は血栓を検索し、原因はストロンギルス・アルマーツスによると報じた。宇木素絢亦同例を報じた。

同年神田元次郎は、衛生學細菌學傳染病學部會の席上、馬が我國では千頭につき二頭の割で破傷風のために斃れる、去勢馬百頭の内二頭が侵される。しかし豫防注射が行はれて以來、馬の本病は少くなつた。我國生産馬一〇萬

は去勢を受けるから、其二千頭は全く豫防注射により斃死を防ぎ得て國家經濟上に益する所が大きいと論じた。

尙、明治三十二年に、獸醫學士内村兵藏は奥州馬の産地、體格等を研究し、次の四種について所見を述べてゐる。

〔牧畜雜誌〕
第一五九號

一、仙臺馬 二、三春馬 三、南部馬 四、秋田馬

又、獸醫學士牧野銆太は明治三十五年に、乾草の改良について意見を發表してゐる（「東京獸醫新報」第一三八一—一四〇號）。牧野は寄生蟲學者であると共に植物學者でもあつた。

一〇、法規の發布

1. 獸疫豫防心得

明治三十年二月農商務省告示第四號を以て『獸疫豫防心得』が次の如く發布された。

『獸疫豫防心得』

第一項 獸疫流行地ニ於テハ獸類ニ減食發熱其他疑ハシキ徵候ヲ認メタルトキハ速ニ書面若クハ口頭ヲ以テ最寄

警察署巡查駐在所又ハ市町村役場ニ届出ツルコト

第二項 前項ノ場合ニ於テハ直チニ獸醫ヲシテ診察セシムルコト

第三項 病獸ハ其廐舎ニ繋留シ健獸ハ成ルヘク別舎ニ隔離シ相互ノ交通ヲ絶チ決シテ觸接セシムヘカラス又取扱

人水槽毛布梳拭具其他一切ノ器具ヲ別ニシ病毒傳播ノ媒介ヲ防クコト

第四項 病獸所在ノ入口ニハ病名ヲ標示シ人及傳染ノ虞アル獸類（炭疽ニ在テハ牛馬羊豕氣腫疽及傳染性胸膜炎

ニ在テハ牛鼻疽及皮疽ニ在テハ馬屬流行性驚口瘡ニ在テハ牛羊豕疫ニ在テハ豕）ノ出入ヲ禁シ家禽類ノ接近ヲ

防クコト

第五項 獸疫流行ノ地方ニ於テハ豫防上必要ナル者ノ外ハ猥リニ病獸アル家ニ群集スヘカラサルコト

第六項 獸疫流行地方ニ於テハ傳染ノ虞アル獸類ヲ區別シ出入往來賣買讓與ヲナサシメサルコト牛疫ノ場合ニ於

テハ特ニ其取締ヲ嚴ニスルコト

第七項 獸疫流行地近傍ノ牧場ニハ傳染ノ虞アル獸類ヲ放牧スヘカラス

第八項 水源ニ於テ獸疫流行スルトキ其下流沿岸ノ地方ニ於テハ傳染ノ虞アル獸類ヲシテ其河水ヲ飲用セシメサ

ルコト又獸體飼養器具等ヲ洗滌スヘカラサルコト

第九項 牧場屠獸場家畜市場等ニ於テ獸疫發生シタルトキハ其病獸ヲ適宜ノ場所ニ圍ヒ置キ健獸ノ接近ヲ防キ速

ニ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ヲ受クルコト

第十項 炭疽、鼻疽及皮疽ハ人ニ傳染スルノ虞アルヲ以テ病獸ヲ取扱フ者ハ最モ注意ヲ加ヘ手足顔面等ニ創傷潰

瘍アルトキハ病獸ニ觸接スヘカラサルコト

第十一項 狂犬病ニ罹リタル獸類ニ咬傷セラルルトキハ人獸類共ニ危險ノ症ニ陥ルヲ以テ狂獸アルノ場合ニハ特

ニ注意シテ其逸走ヲ防キ成ル可ク人獸類ヲシテ狂獸ニ接近セシメ速ニ之ヲ撲殺スルコト

第十二項 狂獸ニ咬傷セラレタル獸類ニシテ其確徴ヲ現ハササル間持主ニ於テ撲殺ヲ欲セサルトキハ嚴重ニ之ヲ鎖鋼シ其徴候現ハルルトキ直チニ之ヲ撲殺スルコト

第十三項 病獸ノ糞尿其他ノ排泄物及病獸ニ使用シタル敷薬飼料ノ殘物等ハ散逸ヲ防キ一定ノ場所ニ收集シ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ燒棄若クハ消毒埋却スヘキコト

第十四項 病獸ノ取扱人其他總テ病獸ニ觸レタル者ハ其都度消毒スルコト

第十五項 撲殺スヘキ獸類ヲ燒棄場又ハ埋却地ニ牽キ行ク場合ニハ其道筋ハ傳染ノ虞アル獸類ノ所在地ヲ避ケ警察官及獸醫ノ監督ヲ受クヘキコト(下略)』

かくて『本法心得』は三十六項からなり、明治三十三年に更に改正するところあつた、同年『獸疫豫防法』亦その一部を改められた。

參考文獻

(1) 小倉、仁田、瓢崎 中央獸醫會雜誌、第十四輯
七、八 明治三十四年

(2) 殖産局出版第四四七號、臺灣牛疫史 大正十四年版

(3) 時重初熊 中央獸醫會雜誌第十一輯卷之七
明治三十一年

(4) 勝島、小倉、村井 中央獸醫會雜誌第十二輯卷九、明治三十二年

(5) 東京獸醫新報 第一一二號

(6) 薩南畜夫 東京獸醫新報第一一七號

其他文中に記載す。

2. 陸軍馬匹傳染病豫防規則制定

同規則は明治三十年四月一日公布され炭疽、鼻疽及皮疽、假性皮疽、腺疫、疥癬を以て本規則に於ける傳染病とし、以上の傳染病に罹つた疑あるものを隔離し、炭疽若くは假性皮疽に罹つた馬で獸醫が不治と診斷した場合並に鼻疽及皮疽は之を直に撲殺すること、その屍體は警察署又は市町村長と打合せ處分すること、汚染物體の消毒等から消毒液に至る十箇條を規定した。

3. 牛疫檢疫規則制定

明治三十年農商務省は『牛疫檢疫規則』を制定し、牛疫流行地から來る船舶で牛羊を搭載し之を陸揚せんとする時は檢疫官の指揮に従ひ檢疫を受けるべきことを規定した。又、同年輸入鮮牛に對し釜山と内地海港の兩方に於て檢疫することを法定した。之が二重檢疫の始めと云はれる。同三十五年大藏省に港務部設置され同時に『海港檢疫規則』が公布されて海港檢疫所を全國主要港に設けられた。

4. 韓國屠畜取締の初め

明治三十五年韓國では我領事館令を以て『屠畜取締規則』が發布された。この以前は韓國側で肉商に對し『庖肆

規則』なるものを定め農商工部の許可によつて營業に従事し、屠畜は人家稠密の所でも行はれてゐて、衛生上良くないので此規則發令となつたのである。

而して發令と共に最初に屠畜検査員として赴任したのは吾郷徳次郎で、之が京城に於ける獸醫設置の始めとされてゐる。

5. 臺灣獸疫豫防整備

明治三十二年『臺灣獸疫豫防規則』が發令されたが、當時臺灣には獸疫隔離所なるもの三所あり、清國から輸入する豚船の檢疫を行つてゐた。その一は舊港で獸醫後藤敬太郎、その二は淡水で大久保長、その三は基隆で折田猛輔が何れも主任であつた。

同三十三年『臺灣獸醫免許規則』が公布されたが、その内容は大體次の如くで一六箇條からなつてゐた。

『第一條 獸醫ハ農商務大臣ヨリ獸醫免狀ヲ得タルモノ及臺灣總督ヨリ獸醫免許證ヲ得タルモノトス（中略）』

第六條 獸醫免許證ノ下付ヲ受クルモノ又ハ其ノ再下付若ハ書換ヲ請フモノハ左ノ手数料ヲ納ムヘシ

一、獸醫免許證ノ下付

金三圓

二、獸醫免許證ノ再下付又ハ書換

金一圓（中略）

第十二條 獸醫免許證ヲ受ケス又ハ第三條ニヨリ臺灣總督ノ許可ヲ受ケスシテ獸醫ノ業ヲ爲シタル者ハ二十五圓

以下ノ罰金ニ處ス（下略）』

此年臺灣總督府技手木村利健は臺灣獸醫檢定委員を命ぜられた。彼は後に北海道札幌在で蹄鐵業を兼ねて獸醫を開業し、後に木村牧場を興し北海道屈指の乳牛家となつた。

同三十四年新營庄地方から牛疫侵入するや、全島に被害多く、依て總督府は同三十七年二月に港東中里新埠頭庄に於て牛疫豫防接種試験を開始した。同三十八年には阿蘇街に牛畜共濟組合をして牛舎、棹場、作業所等を建てしめ、之を總督府で借上げ、同年七月阿蘇臨時牛疫防疫部を設け、作業所を附屬牛疫免疫血清作業所と名付けたのである。

6. 畜牛結核病豫防規則發令

明治三十四年四月に法律第三五號を以て大要次の如く一九箇條に互つて發令された。

『第一條 乳用牛外國種牛及雜種牛ハ結核ノ有無又ハ輕重ヲ定ムル爲メ行政官廳ニ於テ之ヲ検査ス結核病ニ罹リ又ハ其疑アル畜牛ニ付テモ亦同シ

第二條 乳用牛、種牡牛及結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ノ検査ハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

第三條 検査ノ期日及場所ハ行政官廳之ヲ指定ス

第一條ニ掲クル畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ前項ノ指定ニ從ヒ其検査ヲ受クヘシ

第四條 結核病ニ罹リ又ハ其疑アル畜牛ヲ發見シタルトキハ所有者、管理者又ハ獸醫ニ於テ直ニ之ヲ届出ヘシ

第五條 結核病ニ罹リ又ハ其疑アル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ隔離スヘシ

第六條 重症結核病ニ罹リタル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ撲殺スヘシ

輕症結核病ニ罹リタル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ鎖鋼スヘシ

第七條 外國ヨリ輸入シタル畜牛ハ輸入申告後特ニ定メタル場所ニ於テ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依リ之ヲ

検査ス

前項ノ検査ニ關シテハ税關長及検査員ノ指揮ニ從フヘシ

第一項ノ畜牛ニシテ結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキハ税關長又ハ検査員ニ於テ其輸入ノ禁止繋留其ノ他必要

ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第八條 前條ニ依リ輸入ヲ禁止セラレタル者畜牛ヲ撲殺セントスルトキハ税關長及検査員ノ指揮ニ從フヘシ

第九條 結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁屍體及其部分畜牛ヲ置キタル場所竝病毒ニ汚染シ及ヒ其疑アル物品ハ検査

員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ消毒スヘシ（下略）

同年六月に『輸入畜牛結核病検査規則』が發布されたが、之は同三十六年五月に『畜牛結核病豫防法施行規則』が出来るに當つて廢止された。

7. 牛乳營業取締規則の公布

明治三十三年四月『牛乳營業取締規則』が内務省令第十五號を以て公布された。全文二二箇條に互るもので、其大要は次の如くである。

『第一條 本則ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳及脱脂乳ヲ謂ヒ乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳及粉乳ヲ謂フ

牛乳營業者ト稱スルハ牛乳又ハ乳製品ノ搾取製造販賣又ハ請賣ヲ營業トナス者ヲ謂フ

第二條 牛乳ノ比重ハ攝氏十五度ニ於テ全乳ニ在リテハ一・〇二八乃至一・〇三四トシ脱脂乳ニ在リテハ一・〇三二乃至一・〇三八トス牛乳ノ脂肪量ハ全乳ニ在リテハ百分中二・七分以上脱脂乳ニ在リテハ百分中〇・五分以上ノ範圍ニ於テ地方長官其ノ程度ヲ定ムヘシ

第三條 煉乳ハ水分ヲ除ク外全乳ノ諸成分ノ三倍以上ヲ含有スルモノトス

煉乳中ニ混和スル蔗糖量ハ乳糖ヲ合算シテ百分中五五・〇分以下トス

第四條 牛乳ノ搾取又ハ乳製品製造ノ營業ヲ爲サントスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ノ構造設備ヲ検査セシムヘシ

第五條 牛乳營業者ハ左ノ牛ヨリ牛乳ヲ搾取スルコトヲ得ス

一、牛疫、炭疽、傳染性胸膜肺炎、流行性驚口瘡、狂犬病、結核、痘瘡、黃疽、「アクチノミコーゼ」氣腫疽、赤痢、乳腺病、膿毒症、尿毒症、敗血症、中毒、亞布答、腐敗性子宮炎其ノ他熱性諸病ニ罹レル牛

二、牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥服用中ノ牛

三、分娩後七日以内ノ牛

第六條 牛乳營業者ハ亞鉛、銅、黃銅、燒附不良ニシテ且ツ有害ノ釉藥ヲ施シタル陶器又ハ含鉛珐瑯ヲ塗布シタル鐵材料ニテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器又ハ量器トシテ使用スルコトヲ得ス

第七條 牛乳營業者ハ左ノ牛乳ヲ販賣ノ目的ヲ以テ運搬シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

一 腐敗シタルモノ

二 粘稠若ハ苦味ナルモノ又ハ藍色赤色其ノ他異常ノ色ヲ呈スルモノ

三 他物ヲ混合シタルモノ

四 第五條ノ牛ヨリ搾取シタルモノ

五 第二條ノ規定ニ適合セサルモノ

第八條 牛乳營業者ハ前條第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ乳製品ノ原料ト爲スコトヲ得ス

第九條 牛乳營業者ハ左ノ乳製品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

一 腐敗シタルモノ

二 他物ノ混合シタルモノ

三 第六條ノ容器ヲ用ヒタルモノ

四 第七條第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ原料ト爲シタルモノ

五 第三條ノ規定ニ適合セサルモノ（中略）

第十二條 牛乳營業者ハ結核病、癩病、梅毒及ヒ傳染病ニ罹レルモノヲシテ牛乳、乳製品若ハ其ノ容器、量器ノ取扱ヲ爲サシメ又ハ其取扱ヲ爲ス場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス、牛乳營業者ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦

同シ

第十三條 牛乳營業者ハ傳染性ノ疾病ニ罹レル牛ノ隔離ヲ行フヘシ（下略）

同年警視廳ハ牛乳營業取締に關する施行規則を定めたが、それには牛乳の脂肪量を全乳百分中三・〇以上、脱脂乳百分中〇・五以上と定めた。

一一、警察獸醫新設運動其他

明治三十年奥羽六縣獸醫畜産會が岩手縣に開かれたが、此席上で警察獸醫制度發布の件を可決した。即ち屠畜牛乳の検査、其他此方面取締に獸醫官活用が必要が要望されるに至つたもので、此狀況下に同三十一年島根縣警察獸醫が、同三十年新潟縣警察部に獸醫官がそれ／＼置かれることとなつた。

明治三十年大阪府豊能郡農會に始めて獸醫を置き、その後同三十七年に郡獸醫費補助規定が發令されたが、大阪の郡獸醫設置は我國でも最初のものであつたと云ふ。

同三十年岡山農事講習所開所され、獸醫科生徒二六名が入所した。

同三十一年群馬縣邑樂、新田、山田三郡下の獸醫研究會が設立された。同三十年田熊清一郎は獸疫豫防組合設立の必要を述べた。(東京獸醫新報第七五號) 同三十四年に七戶家畜衛生同盟會が組織され獸醫松井喜久三、西野慶治が會員の家畜疾病治療及衛生を支持つた。又翌三十五年には山形縣に檜下牧友社が出來て、畜牛の近親繁殖の弊を改め改良を計らんと務めた。當時家畜疾病増加に伴ひ此のやうな自衛運動が考へられたものと思ふ。

一一、明治三十一—三十五年の獸醫書

水原勝之助の「家畜衛生學」は明治二十八年に出版され當時大いに讀まれたが、菊判五二六頁でその頃の大著述と云ふことが出来る。

明治三十年勝島仙之介は「家畜内科學」を、安井淳之助は「袖珍獸醫典」を著す。

同三十一年陸軍省から「陸軍軍馬病類別」が出版された。

同三十二年陸軍獸醫學校はドイツ・ギーセン府獸醫大學教授アイヒバウム著「獸醫學史提要」を翻譯出版し、陸軍一等獸醫加藤雄千代は「陸軍獸醫事」附録として「毛色彼我對辨」を著した。後者にはヤンソンの言を借りて『鹿

毛は多血質、栗毛は神經質、青毛は膽液質、白馬は粘液質なりと云ひ「學術上から毛色は馬の價値を云々し得ないが亦斷じて之を度外に置く能はず」とて毛色の類別につき詳細に説いてある。

同三十三年陸軍騎兵實施學校より「馬學」が出版され、村上要信は「相馬必携毛色新説及旋毛圖解」を著したが、殊に後者は八五種の毛色と古史口碑に基く六四種の旋毛を説いてある。

同三十四年兵庫縣技師肥塚正太は「牛乳寶典」を、勝島仙之介は「産牛大鑑」を、大澤弘毅は「結核症」を著す。後者の内容は各家畜の結核の症狀、病理、免疫質、種毒法、ツベルクリン注射等に互るものである。同年津野慶太郎は「牛乳消毒法及検査法」を出版した。

同三十五年陸軍三等獸醫江馬九三郎は「相馬學」を、警視廳獸醫本田榮次は「受験應用蹄鐵學」を、杉本鏞一郎は「簡易去勢術」、「牛乳搾取家必携」を、農商務省農務局技手宇野家治は「家畜寄生動物學」を著した。此數年は實に著作横溢時代と云ふべく、空前の盛況であつた。

一三、明治三十六—四十年時代獸醫界

1. 獸醫學府の狀況

明治三十六年第五回内國勸業博覽會の開催を機として中央獸醫會主催の第三次内國獸醫公會が大阪市内で開かれ

屠獸取締法の件、流行性鷲口瘡取締の件、法定獸疫以外の家畜傳染病取締の件、動物虐待防止の件及び獸醫の行政機關組織の件等を協議した。

同三十八年中央獸醫會々長前田正名は辭任し、同幹事勝島仙之介が會長に就任した。

同三十六年岩手縣盛岡市に盛岡高等農林學校が開設され、之に農科、農藝化學科、林科及び獸醫科が組織された。

同年東京帝國大學名譽教師勳三等ヨハネス・ルードウキヒ・ヤンソンの銅像除幕式が行はれた。當日（四月二十五日）は勝島仙之介開會の辭を述べ、大學總長に對し之を帝國大學に獻納の辭あり山川徳太郎總長は之を嘉納する旨を述べ、次て松井直吉（農科大學長）の祝文朗讀あり須藤義衛門は門弟を代表して挨拶をした。像は高さ一丈、駒場原を瞰下して建てられた。（現在は東大農學部第三號館内に置かれてある）

同三十七年獨逸に在つた津野慶太郎は『獨國家畜保險法に關する調査報告』を「中央獸醫會雜誌」に發表した。

同三十八年東京帝國大學助教津野慶太郎は教授となる。同年農商務技師廣澤辨二は第八回萬國獸醫大會に派遣された。同會はブダペストに開かれたのである。

同年一月獸醫學士會設立され會長に勝島博士を推す、此年四月津野慶太郎、今井吉平は何れも博士會推薦により獸醫學博士となる。

同四十年札幌農學校は東北帝國大學と改稱し農學科、農藝化學科、林學科、畜産學科の四科を置くこととなり畜産學科は同四十三年九月から授業を開始することに定められた。右の畜産學科の獸醫學に關する科目は第一年度に

於て解剖、生理化學、解剖學實習、第二年度に胎生學、藥物學、病理學、內科學、外科學、疫病學、獸醫學實驗及實習を、第三年度に於て家畜衛生學、產科學、蹄鐵論、獸醫學實驗實習等を教授することとなつた。

2. 陸軍獸醫界狀況

明治三十六年五月一日に陸軍獸醫學校長を獸醫部上長官、副官は獸醫部士官を以て充てること、蹄鐵工長候補生を同候補者と改稱することとなる。此時恰も陸軍省獸醫課は廢止されたため同課長であつた陸軍二等獸醫正今泉六郎は獸醫學校々長に轉任した。茲に於て約三年間存続した陸軍省の獸醫課は廢止されたが代りに騎兵科將校を長とすべき運命にあつた獸醫學校が獸醫將校を以て長とし得る時代となつたのである。

同三十七年陸軍獸醫學校は戰用蹄鐵製作を命ぜられ日露戰役間約二百萬裝を製作した。又、戰役間は見習現役豫備役獸醫官の特別教育、蹄鐵工長候補者の臨時養成を行つた。

同年陸軍省告示第五號を以て次の『獸醫官採用公告』が發令された。

『陸軍補充令第一五四條ニ據り獸醫免許規則第二條第二、三若ハ第四項ニ該ル者ヲ豫備役見習獸醫官ニ採用ス依テ年齡三十五年以下身體強壯ニシテ志願クモノハ願書ニ履歷書戶籍謄本證書寫ヲ添ヘ來ル三月十日迄ニ居住地所管師團司令部へ差出スベシ』

同年岡田勝男の考案になる蹄油及び蹄軟膏は頗る成績よく、需要増加し軍馬衛生上に大いに有利とされた。(2)

同年獸醫學博士柳澤銀藏、同黒瀬貞次、原八百太郎は何れも二等獸醫正に昇進した。

同年陸軍三等獸醫正瀧澤一郎は、出征中のところ戦病死せらる。

同三十八年今泉六郎は陸軍一等獸醫正に昇進した。これは獸醫將校として大佐相當官となつた最初である。

同年陸軍三等獸醫正黒須宗直は、出征中のところ戦病死せられた。

同年次の『臨時軍馬檢疫規則』が発令され凱旋馬の檢疫に努力することゝなつた。

『臨時軍馬檢疫規則』

第一條 凱旋ニ際シ傳染病殊ニ鼻疽（皮疽ヲ含ム）豫防ノ目的ヲ以テ本規則ニヨリ出征各部隊ノ馬匹ニ檢疫ヲ實施ス

第二條 鼻疽ノ檢疫ニツキテハ「マレイヌ」注射ヲ採用ス

第三條 檢疫ハ左ノ場所ニ於テ行フ

一 駐屯地

二 乗船地

三 上陸地

第四條 駐屯地ニ於ケル檢疫ハ各部隊單獨ニ又ハ聯合シテ檢疫委員ヲ設ケ之ヲ施行スヘシ

當該獸醫部長ハ前項ノ檢疫ヲ監督シテ其ノ實行ヲ確實ナラシムルノ責ニ任ス

第五條 乗船地ニ於ケル檢疫ハ其地ニ特設スル檢疫官ニ於テ實施スルモノトス

各部隊乗船地ニ到着セハ其ノ指揮官ハ傳染病馬又ハ其ノ疑アル馬匹ノ有無ヲ速ニ檢疫官ニ通告シ檢疫ヲ受クヘシ

第六條 上陸地ニ於ケル檢疫ハ其ノ地ニ特設スル檢疫官ニ於テ實施スルモノトス

第七條 檢疫ノ方法ハ左ノ要領ニ據ルヘシ

一、駐屯地ニ在リテハ當該檢疫委員ハ各馬ニツキ健康診斷ヲ行ヒ且（マレイヌ）注射ヲ施シ其反應ニ依リ鼻疽ノ有無ヲ判定スヘシ

二、乗船地ニ在リテハ其ノ地檢疫官ハ各馬ニツキ健康診斷ヲ行ヒ傳染病馬又ハ其疑アルモノハ兵站病馬廠ニ收容シ且鼻疽ノ疑アルモノハ其附近ニ在リシモノト共ニ更ニ「マレイヌ」注射ヲ施スヘシ

前項患馬又ハ疑似患馬ヲ搭載シタル貨車ハ檢疫官ニ於テ嚴重ナル消毒ヲ施行スヘシ

三、上陸地ニ在リテハ其ノ地檢疫官ハ軍馬ヲ搭載シタル運送船ノ著港毎ニ船内ニ到リ輸送指揮官ノ通告ヲ徵シ各馬ニツキ健康診斷ヲ行ヒ傳染病又ハ其ノ疑アルモノ及其ノ附近ニ在リシモノハ最後ニ上陸セシメ隔離厩舎ニ收容シ鼻疽ニツキテハ前號ヲ適用ス

第八條 乗船地及上陸地ノ檢疫所ニハ傳染病馬及疑似症馬匹觀察ノ爲メ要所ノ營造物及附屬物ヲ設置シ又必要ニ應ジ小蒸氣船又ハ舢舨舟ヲ雇入ルルコトヲ得

第九條 馬匹ヲ搭載シタル船舶ノ馬欄並舢舨舟ノ消毒ハ檢疫官ニ於テ之ヲ行ヒ患馬ニ觸接シタル馬具及馬匹手入具ノ消毒ハ臨時陸軍檢疫部ニ依託シテ施行スヘシ

第十條 檢疫所ヲ特設セザル乗船地ノ檢疫ハ當該部隊檢疫委員ニ於テ之ヲ實施スヘシ

第十一條 檢疫所ヲ特設セザル上陸地ニ馬匹ヲ揚陸スルトキハ當該師團（留守師團）長ハ適宜委員ヲ編成シテ檢疫ヲ實施スヘシ

第十二條 本規則ニ規定スルモノノ外陸軍馬匹傳染病豫防規則ヲ準用ス

同三十九年五月陸達第四十二號を以て『軍馬管理規則』を制定し傳染病として炭疽、鼻疽及皮疽、假性皮疽、胸

疫、腺疫、傳染性膿疱性皮炎、疥癬等の取扱方を規定し、病馬の診断料を一回五十錢以内、藥費一日三十錢以内とし、斃馬處分に關して費用を要する時は四圓五十錢以内を目途とし支辨するの定めをなした。

同年八月に陸軍蹄鐵學會々長代理岡田勝男は、陸軍蹄鐵學會各支會に宛て、蹄鐵學の進歩は肢蹄の研究に止まらず廣く獸醫學術を涉獵するの必要あり依て會誌を「陸軍獸醫事」に合併せむとて意見を聞くところあつた。

「陸軍獸醫事」は明治三十七年一月號を以て休刊し八五號に達してゐたが、征露役終つてより再び本誌の刊行が協議されたので、同三十九年七月第八六號から再刊することゝなつた。

即ちその卷首に陸軍獸醫會々頭獸醫學博士今泉六郎の再刊の辭を載せ、佐々木富彌、香山榮一、津田宣實、宮本曉誕、深谷敬一、太田楨太郎、内村兵藏等が稿を寄せてゐる。

同三十九年五月各師團獸醫部長の上京を機とし學會を芝公園紅葉館に開いて討議し會則を改正したが、即ち在職の獸醫官は本會々員たる義務を有し在郷者は望みによつて入會させること、會頭には陸軍獸醫學校長を推すこと、各支會に支會長を置き之を其地陸軍獸醫會長と稱すること、本會書記を獸醫學校屬員に委囑すること、又、韓國守備軍獸醫部及び第十三乃至第十六師團にあつても適宜本規則を準用して獸醫會を組織すること等を規定した。

而して同會幹事は會頭今泉六郎、幹事内村兵藏（三等獸醫正）、可兒悌二郎（同上、編輯名義者）、今井廉（同上）、和田耕作（一等獸醫）、伊藤駒次郎（同上）、渡邊勘之助（同上）、佐々木富彌（同上）等であつた。

同年天野多聞、岡本永は陸軍二等獸醫正に、厚木訥平次、小澤溫吉は陸軍一等獸醫正に任ぜられた。

同四十年柳澤銀藏、原八百太郎は陸軍一等獸醫正となる。

同年陸軍獸醫學校内に病馬廠を置き東京衛戍地の陸軍部隊所屬重症馬を收容するの制度とした。

同年『獸醫材料取扱規則』が改正されたが、之は日露役の實驗結果によると云ふ。

同年「陸軍獸醫事」編纂幹事は武藤喜一郎（陸軍二等獸醫正）竝に宮本曉誕（陸軍一等獸醫）が指名された。

一四、日露戦争起る

1. 日露戦争と軍獸醫界

日露の役起るや第二軍兵站獸醫部長として黒須宗直、近衛師團獸醫部長加藤雄千代（三等獸醫正）、第一師團同宇木素絢、第二師團同武藤喜一郎、第三師團同山本忠一郎、第四師團同岸本雄二（二等獸醫正）、第五師團同津田幸平（三等獸醫正）、第八師團同一柳直幸（二等獸醫正）、第十師團同篠崎雅太郎（同）、第十二師團同木村典（三等獸醫正）等それ〴〵必勝の意氣に燃へて出征せられた。

戦地の状況については色々報告があるが、今その中から二、三摘録して見やうと思ふ。

宇木素絢の報告。

『明治三十八年日露戦争時代は宇品地方は戦地に向ふ人馬を以て雑沓し、其地の糧秣支廠では胸疫發生し約八百

頭以上が侵された、然し之が診斷治療に従事する獸醫は僅か四名であつた。三十八年九月に騎兵第五聯隊補充隊の日高一等獸醫から電話あり鼻疽様患馬發生の報で急遽此地に診察中、續々發生したが幸に治した。云々』

「陸軍獸醫事」第九三號の記事。

「明治三十七年二月より三十八年十月に至る日露戰役中、滿洲軍々馬の銃創を受けたもの三八二〇頭、砲創五七九九頭で、それによる減耗四二・〇%、快復四六・八六%であつたとは阿部政章の報する所で、彼は馬に於て彈丸の所在不明の場合多くその際強いて切開しないことを以て、銃砲創の手當に必要事とした。』

「中央獸醫會雜誌」第十七輯所載の記事。

『明治三十七年KI氏が〇〇師團に於ける廣島宇品港出發以來二ヶ月間の軍馬減耗數を報じたものによると傳染病三二、神經系病四一、體質病二七、消化器病九八、泌尿器病三、呼吸器病二四、運動器病三九、蹄病一二、循環器病七、皮膚病一、外傷不慮二五である。傳染病は血斑病一二、炭疽一〇、腺疫五を主とし、血斑病は腺疫から發したものである。體質病は瘦削一四、貧血一三で體質の脆弱、勞役の過度、乾草の不足による。依て深谷部長は五月上旬鳳凰城にあり、青草を得る能はざる際は韓國より稻藁を運搬すべき策を講じ尙進んで内地より壓搾乾草を追送すべき計を巡らし更に萬一の安全に供するため鳳凰城臺に談判して高粱、稗、其他の種子を滿洲地方に於ける千山萬野に播種する方法を講究實施せられた。神經病は腰痠を主とし負擔重量大なるによる。蹄病は主として蹄葉炎で一日多きは三二里、少きも一〇里を突破する爲であつた。』

「中央獸醫會雜誌」第十八輯所載の記事。

『明治三十八年傳染病研究所は、日露戰に我軍馬が炭疽熱の爲斃死するもの多く、豫防苗製造を委囑せられ、所員はその試験的成績を發表する所あつた。』

『宮本曉誕は野戰重砲兵聯隊に於ける馬匹炭疽の狀況を報じ、滿洲に於て炭疽病は大慘害を起すことなく、發病は毎回一頭乃至數頭で止み、今回の炭疽豫防液は時として若干の犠牲馬を生じ其效も往々不定である。』

「中央獸醫會雜誌」第十九輯所載の記事。

『盛岡IK生によると明治三十七、八年に我滿洲出征馬に炭疽病の發生するや、當局者は直にバストール氏法に従ひ豫防液を製造したが、注射の結果は斃死馬割合に多かつた。之を以て某師團にては全軍馬に注射を行ひ他の某師團は危險を恐れて一部の軍馬に試験的に注射したと聞く。』

「東京獸醫新報」第一八四號所載の記事。

『OKなるものゝ報道に、明治三十七、八年の交、滿韓の野に十萬餘頭の軍馬出動し、同業者も六百名以上であつた。しかし傳染病防遏に努力した結果大なる慘害を來さず餘力尙用ふべきの状態で威風凜凜として近く歸還を見んとす、是亦戰火中未曾有の成績である。』

出征第一師團兵站部獸醫部長陸軍一等獸醫太田楨太郎の報告

〔中央獸醫會雜誌〕第十八輯卷之一

『前々戰役並に前事變に見たる如き馬屍道路に多いと云ふ慘狀はその迹を絶ち一に兵站病馬廠の賜と思ふ。その

成績は各軍共に五、六〇%の快復率である。思ふに開戦以來總軍の收容せる兵站病馬廠患馬は既に萬に近かるべく其五、六%を起死回生せる勞を稱する價があらう。

今井 廉の報告「中央獸醫會雜誌」第十八輯卷之三

『バストール式炭疽豫防液を用ひ第一苗液の成績良好なのを認めたが、沙河戦のため第二苗の注射は第一苗注射後二週間を経過し之を行ふ能はず、しかしその後實施した成績では第二苗の注射は絶佳であるとは云へなく』。

兵頭芳太郎の報告。

『明治三十七年第十一師團補充馬廠に陸軍三等獸醫として編入せられ出征、徵發馬匹二五五頭の去勢、二八三頭の装蹄を擔當した。馬の性質猛惡喧騒するも過失なく行ひ、軍馬補充部白河支部より到着の馬三五頭腺疫發生の際は隔離厩舎の監督に任じその撲滅に盡力した。』

同年六月臭水屯附近に駐軍中、病馬一九〇餘頭の治療をなし馭者を集め衛生講話を行ふ。

同年病馬診療中に獐惡馬の咬傷を受け入院し右手把握の作用を失ひ内地に歸される豫定であつたが乞ふて退院し、老座山及び大白山附近の戦鬪に参加した。

同年十月旅順要塞攻撃に參與し敵砲彈の頻來を意とせず治療に従事した。

「朝日新聞」特派員小西某の報告。

『這回の戦役に當りて軍馬の衛生に關し我獸醫官の周到なる注意と熱心なる施設は間然するところなく、馬匹の

疾病に斃れるものは極めて少かつた。只炭疽病の發生するには聊か憂慮せざるを得なかつた。しかし之を總頭數の上から云へば尠少と云ふの外はない。然るに九月下旬遼陽附近で俄然各部隊の馬に炭疽發生し其病原は露軍が特に病馬廠を設けてゐる事實により蓋し敵の軍馬に存したものが傳染したのであらう。兎に角我軍の深く北方に進入するに従ひ敵の馬蹄を印する地多く炭疽の病原も多いであらう。此地を馳驅する騎兵は危険と云はねばならぬ。此時炭疽豫防液使用の事あるは頗る時宜に適してゐる』。

太田新三郎の報告。

『多發病馬の原因は第二師團實況に見るに鞍傷は馬格の不良、鞍具の不適、毛布薄弱、道路の險惡等、蹄充血の原因は炎天中礮礮の堅道上を劇役するにより、結膜炎は炎熱と強烈な日光に照されること、埃のため等である』。

大導寺元一の報告（雜誌「現代」
之獸醫」）

『第一軍司令部附として出征したがその所屬は管理部であつて、未だに獸醫部と云ふものは無かつた。しかし戰爭中に追々獸醫の仕事も多くなり蹄鐵工一名よりなかつた部下が書記其他を附けて貰へるやうになり、又別に一軒の宿舎を得て變則ではあるが軍獸醫部に類したものが出來た。各師團獸醫部長とも色々話し聽て軍獸醫部長新設も高唱されるに至つた』。

「中央獸醫會雜誌」第十八輯所載の記事。

『騎兵第十四、KO生によると出征軍馬に發生する傳染病中では炭疽及び鼻疽が多數であつた。三十八年一月二

十五日から敵の大集團は黑溝臺附近に進襲し來り、此際我部隊は沈且堡を死守し、六日間重砲銃火の集注を受け、馬匹は一四〇餘頭死傷した。此大敵を撃退した後他に行動するの任務を帯び三家子に到着するや突然鼻疽の發生を見た。』

陸軍二等獸醫正藤崎芳一の記事。(2)

『明治三十七、八年第四軍兵站部諸部隊軍馬病類一覽表。』

最も多發した疾患は外傷一〇六六頭、蹄病二一九頭、消化器病一七一頭』

菊池正助の報告〔軍馬の研究〕
明治四十三年版

『遼陽城北約千米突の地點にある第二軍兵站病馬廠の位置に遼陽病馬廠を設け元各軍の病馬を受領したが、時に鼻疽七〇、腺疫六五、瘦削二五七、濕疹三二、緊駝二五、蹄葉炎八二、鞍傷一三二あつた。此内皮鼻疽七〇は撲殺し、瘦削中の九五、蹄葉炎の四一、鞍傷の五二は廢役とし、他は恢復した。』

柳澤銀藏の報告〔臨床獸醫學新報〕
昭和三年十一月號

『余輩は明治三十七年十月一日新設の遼東守備軍に轉任し、在金州司令部へ赴任し、平和克復後、滿洲軍野戰部隊全部凱旋せると共に關東都督府へ轉任し、明治三十九年六月一日再び第一師團に轉任歸還せり。(中略)』

明治三十七年四月宇品出帆以來敵前上陸の五月八日に至るまで船中にあること十八日間更に鎮南浦の停船は十日間に互つた。客船と荷物船とを問はず第一、第二艙は兵員室に供用し馬匹は下艙に馬欄を設け收容せるを以て、換

氣は一層不如意であつた（中略）馬匹の排泄物に就ては素より特設の搬出器洗滌具の備なく之を捨て去るには大勞力を要した。更に大量の屎尿は食片と混じり容易に酸酵して船内の大氣を一層汚穢せしめ、大いに馬匹を苦悶せしめた。そして各船に一種の疾病發生し、重患馬は腦炎の症狀を呈し斃るゝもの數頭あり、或は眩暈狀の徵候を呈し騷擾苦悶する者も可成り多かつた。又徵發馬中には腺疫も發生した。（中略）

上陸の當初熱鐵裝着用燃料なく、焚火の代用によりて熱鐵を裝したることもあつた。騎兵第一聯隊の話。

徵發馬の素質は依然、前戰役と同様にして亦同一の大失態と大損害とを繰り返したることは頗る遺憾とする所であつた。之に對する臨機の處置として國內にありては民馬に去勢術を奨勵し獎勵金を支出し、軍部にありては留守各部隊、馬廠は勿論野戰各部隊に於ても各時期を利用して去勢術を斷行したのである。十三萬餘頭の徵發馬は凱旋の際悉く騷馬であつたことが、如何に緊急必要であつたに由るかが窺はれる。（下略）

2. 大山總司令官の訓令

馬の必要さは軍隊として切實に感じるところであるが、此馬の保護に任ずる獸醫官の必要である事論ずる迄も無い。只日清戰爭、北清事變、日露役と回を重ねるに従つて獸醫部の内容が改革されて來たことは吾々として大いに愉快とする所である。之は一般に軍馬衛生の知識が普及して來た賜でもあらうが、又同時に上長官が軍馬衛生に多大の考慮を拂つてゐた事實も見逃せない。

明治三十七年十一月、滿洲の曠野は雪に埋もれ寒氣が追々加はるや、時の滿洲軍司令官侯爵大山巖は次の訓令を發したのである。

『逐日嚴寒の季節に向ひ河水氷結すること益々甚しきに從ひ、水を得ることの難きと水を取扱ふことの困難を増すべきにより馬に飲すことの自然怠慢に流れ易きの恐れあり、斯くては馬匹の衛生上容易ならざる影響を與ふべきを以て各部團隊長は嚴に戒飾し、馬匹に關する防寒の處置と共に遺憾なきを勉めらるべし』。

之に附加して野津軍司令官亦次の四ヶ條を各部隊に傳達したのである。

『一、飲水不足の馬體に及ぼす影響の大なるは既に之を明治二十七、八年役の實驗に徴して明なり、是れ今回總司令官より特に注意せられたる所以にして最も注意を要する所なりとす。然るに兵卒等動もすれば飲水は夏季に必要にして冬季には甚しく之を要せざる如く誤解するものあり、畢竟するに調味食料によりて飲水以外に水分を攝取する人類と、原形食物を食する動物とを混同するに依る。宜しく兵卒に之が必要なる所以を了解せしむるを要す。

二、馬繋場の設備に就ては各官の盡力により漸次良好の景況に進みつゝあるも、未だ不充分のものなしとせず、例せば土壁を南方にし、北方に向つて厩舎を構築するが如き之なり、宜しく注意するを要す。

三、膚毛長生の結果、馬體手入れ動もすれば不充分となり、爲に皮膚病中繋戰等に罹るもの漸く増加せんとす、切に注意を要す。

四、運動發汗後、馬體の摩擦不十分なるの結果、濕潤したる被毛は忽ち冷却し、爲に感冒に罹り易し』。

3. 軍獸醫施設の改善

日露の役起るや中央獸醫會は次の宣言を發表した。

『抑も斯學専門たるや創設以來年代未だ久しからずして社會の認識を蒙ること他の専門の如く深廣ならず、吾曹日常斯學の發展を勉むと雖も社會の認識を得るの甚だ遅々緩慢なるを憾む。斯學の眞價を世間に紹介する好機會に至つては之を惡疫の大流行と國際間の大戰爭に於て求むるを最捷徑とす。之を近例に徴するに陸軍獸醫機關の必要は我邦に於ては日清戰役及北清事變に由り、英國にては南阿戰爭に由り、米國にては比津賓遠征に由て確認せられ其結果として陸軍獸醫官制の改正を促し又其影響として獨逸に於ても同官制の改良を見るに至れり。』

要するに吾曹の専門は之と關係ある一大事件の發現の回數を重ねる毎に益々其必要を發表し又益々其眞價を認識せらるるの域に進むものにして日露開戦は吾曹専門の上より之を觀れば空前絶後の機運を齎すべき一大動力なりと謂ふべし此秋に際し吾曹専門家たる者奮つて軍籍に投じ陸軍獸醫部なる一大機關の運用動作をして益々活潑ならしめ以て一には日本帝國臣民たる義務を全ふし二には斯學専門の眞價を發揮し三には戦時に於ける學術的顯象を觀察し實務的應用法を考察し以て斯學を裨益する所あらんこと吾曹の切に希望して止まざる所なり。

聞く處に據れば明治二十七、八年日清の役陸軍獸醫部士官の不足を告げ、民間より多數の獸醫を雇備して一時其缺乏を補充したりしに其結果は豫望の如く良好ならず、軍馬の衛生上至大の不幸を來したる事實ありしと云ふ。果

して如上の事實ありとせば是れ洵に國家の爲めに惜むべきの至なり、然れども其結果をして豫望の點に達し得ざらしめたるは一には學術の未熟に基く所なるべしと雖も二には又一時の傭吏たるを以て其責任軽く其威望低く爲めに其能力を發展し得ざりしに因るものと信ず。於是吾曹は戦争の補充獸醫は傭吏として採用せず士官に任用せられんことを希望するものなり。(中略)

一聞く處に據れば今回陸軍に於ては臨時雇員を全廢し獸醫免許規則第二條第二、三、四項に該當する者を選抜して豫備役獸醫部士官となし以て補充の途を附くるの計畫あり、近日臨時獸醫募集の告示を發せらるゝと云ふ。(下略)

明治三十七年二月

かくて前述の獸醫採用發令となつたのであるし、その教育は陸軍獸醫學校で行はれたが、しかし軍獸醫は尙不足で多數の獸醫免狀所有者が採用され軍務に服した結果、轉業者まで獸醫に還元し、従つて多少とも技術的に云々された例があつた。

軍馬衛生は大局的に見て前記の如く良好であり只炭疽に多少惱まされた形であつた。又軍馬の質は日清役から見ても向上したものと未だ露國のそれに比すべくもなく、その量に於ては寧ろ悲觀すべき状態であつた。次に獸醫學士原島逸堂の報告を掲げて此間の事情を知らう。

『多數の徵發馬は一の軍廄に收容せられ密集生活に變じ喧々騒々咬嚼蹴闘、恰も猛獸の集會に似たり。人之に近ずかんとするも能はず、食を與へ水を給するすら危険なり。入隊馬の検査を終りて室に歸り沈思默考せり、斯る劣等な

る馬匹を以て出陣し充分の働き出来るや否やを』。

尙、此間の事情を次の太田楨太郎の所論に窺はうと思ふが、太田は日清の役に砲兵隊付として、北清事變には師團獸醫部々員として、日露の戦には兵站獸醫部長として三度出征し赫々たる勳功を樹てた人である。

『北清事變に際し天津より長驅して北京を衝くや炎天連日、日射病に苦しめるもの人馬相繼ぎ、馬は列國軍に見ない多數の遺骸を道路に残した。これは我國の馬が亂暴で兵卒の云ふことを聞かない。然るに列國の軍馬は從順で一人數頭を卒ひ騎して數丁を隔つる河に行つて水が飲める、そこで日本馬は斃れる數が多い。

日清戦争で多かつたのは徵發馬の腺疫とその繼發病たる血斑病、北清事變では夏のためか此二症なく、日露戦争でも少なかつた。之は日露戦争では假設厩舎を完備させた爲であらう。

各戦役を通じ負傷としては鞍傷が多い。致死病は日清戦争には消化器病、北清事變には日射病、日露戦争には瘦削、衰弱であつた。

日清戦争に際し新に内地より來た第六師團軍馬の大部は二月下旬尋常蹄鐵の儘で山東角に上陸したので、地の凍結してゐる爲に滑倒相次ぎ腰を害するもの肢を損するもの道路に狼籍し獸醫の無能を思はしめた。又北清事變に第五師團は病馬三百頭を天津に残し二名の獸醫を附して前進したが、此獸醫も所屬部隊の必要上前進することゝなり後方からは兵站病馬廠員來たらず大いに他の非難を受けた。爾後師團の急行軍に伴ひ發生せる重症馬は一町に三頭、一里に十頭と倒れ、如何ともする能はず、依て日露戦争の際には兵站病馬廠の設置を完成し兵站戦路に馬屍の横は

るもの無からしめ外人爲に我を侮らざるに至つた。

此兵站病馬廠で引受けた馬で原隊に不用とさるゝものは他隊から求められること櫛の齒を引く如く、第二師團機關砲隊の如きは此種の馬より編成されたのである。韓國の開城に開設した兵站病馬廠は當初一名の獸醫と二兵卒を以て七〇頭以上の病馬を療養した。故に兵站病馬廠員の活動は戦地に於て最も顯著と云へる。』

日露の役から兵站病馬廠が開設されたことは特筆すべきで、これが戦時中に如何に活躍するかは贅言を要しない所である。日露戦記は此の位に止め、次て「陸軍獸醫事」第一〇三號卷頭に掲げられた獸醫團躍進の文章を轉載しやう。

『師團の獸醫部長には既に大佐相當の有力者さへ得たれば（中略）且夫れ獸醫學校には新に病馬廠が開かれ、帝國大學はいよゝゝ我部よりも大學專攻者を迎ふると云ふが如きは、近く此年初に於て見るを得べき大慶事ならずや云々』。

日露役が終つて後、陸軍一等獸醫正厚木訥平次、同小澤温吉、陸軍二等獸醫正黒瀬貞次は相繼いで現役を勇退された。

参 考 文 献

(1) 北海道帝國大學沿革史、大正十五年版

(2) 東京獸醫新報、第一六五號

(3) 藤崎芳一 日露戦役中、九州馬の景況、明治四一年版

其他文中に記載す。

4. 日露戦後の軍馬衛生

胸疫は明治二十七年(陸軍獸醫志叢第一五六號今泉六郎稿)發生の報告があつたが、その以前から既にあつたと考へられてゐる。然るに明治三十八年に日本の軍馬不足を慮つて約一萬頭を濠洲から苦心輸入を圖つたのであるが、此際船中に於て發病馬相當あつた如く、聽て内地に到着以來、更に胸疫を輸入することとなつたのである。即ち臨時中央馬廠廣島支廠を中心として濠洲馬の配布を受けた所は概ね此の害を受け中央馬廠在目黒厩舎は殆んど全部罹患したのである。

次で征露の凱旋馬が歸還するや、各師團の馬が多數に感染し、殊に第十一師團軍馬は慘害を被つた。陸軍一等獸醫佐々木富彌は之が調査をなし、濠洲馬の胸疫、歸還馬のそれは共にデイ氏の胸疫と同じで經過の一週間を出ない輕症も皆胸部に變狀を呈し、斃馬の病竈又は滲出物から一種の雙球菌を得、之を健馬に接種したが所期の結果を得なかつたと云ふ。

尙、胸疫は同三十九年から四十年に及んで北海道一帯に大流行をなし、殊に軍馬は猛烈な侵襲を受け、第七師團では練兵場に隔離厩舎を設け、騎、砲、輜重各科共に大消毒を行つた。地方馬に對しては病斃相次ぐため北海道廳から防疫官を派して制遏に努めた。(「現代之獸醫」誌 堀川牧韻氏による)

同三十九年騎兵第十五聯隊の胸疫發生は總保管馬の四三%であつた。同年十月に流行性感冒が軍馬に發生し、陸軍一等獸醫渡部五三九は野砲兵第九聯隊に於ける病馬を報じ、又、同宮本院誕生は同年大野原射擊演習に際して發生

したことを述べてゐる（「陸軍獸醫事」第九四號）

同四十年軍務局長は、骨軟症に就て全師團に注意を發したが、之は同三十九年九月に陸軍騎兵實施學校に病馬發生、直ちに陸軍獸醫學校に入廠せしめたるに始まり、その後可兒悌二郎、大導寺元一は校馬の骨軟症檢出と治療に努力し、概況を報告してゐる。（「陸軍獸醫事」第一〇一號）

一五、明治三十六—四十年一般獸醫學界

岡山縣高松農學校は明治三十六年四月に開始され同時に獸醫科を設置した。之より前、同三十二年には岩手縣獸醫學校は縣立農學校と改稱された。

同四十年三月、北海道廳告示第百十一號を以て建設地を定められた空知農學校は、岩見澤町へ建設されることとなつた。

同三十九年島根縣立農林學校に畜産科が新設された。（一）

同三十八年北海道では廳令を以て『獸醫並に畜産講習生規程』を廢止した。

同四十年甲種農學校程度による私立東京獸醫學校が新設された。獸醫畜産科三年、蹄鐵科一年、外に馬術專攻科を置き越智喜三郎が本校の經營に任じた。越智は河田町時代の私立東京獸醫學校出身者で、陸軍三等獸醫であつたが、日露戰役に於ける經驗に鑑み四月に澁谷の地に校舎を新築し開校したが、しかし校運振はず同年七月維持困難

となるや、校長大澤弘毅、専任講師大園榮之助は鳩首協議し社團法人に變更せんことを決し、大園は歸郷して若干の資金を得、漸く之を社團法人とし同年十月に甫めて農商務大臣の認可を得た。(本校は總て今日の私立東京高等獸醫學校の基礎をなしたわけである。)

尙、同校初期の職員は校長に陸軍一等獸醫大澤弘毅、校主兼講師越智喜三郎、講師陸軍三等獸醫大園榮之助、陸軍一等獸醫林里次、同厚木訥平次、陸軍三等獸醫井野場条次郎、同伊藤良作、陸軍三等藥劑官杉野森太郎等であつた。(2)(3)

同三十八年福庭定逸が死去した。福庭は明治三十三年東京農科大學獸醫科に入學し、卒業後は畜牛結核病検査員、神奈川縣技手等を経て宮崎縣立農學校教諭となつたものである。

同三十九年獸醫學士小林鏘一が死去した。小林は同二十五年駒場を出で神奈川縣の囑託となり、次で大阪府衛生技手を経て同二十七年大阪府立農學校教諭に任ぜられたのである。

同三十八年香川縣では縣費補助の獸醫學生を募集したが、該學生は帝大農科大學獸醫實科、盛岡高等農林學校獸醫學科及び大阪府立農學校獸醫科に入學せしめるもので、卒業後は縣内で獸醫畜産業に従事させる方針であつた。廣島縣も亦縣費遊學生を募集し獸醫學を習得せしめた。

同四十年臺灣總督府は『農事試驗場講習生規程』を作り、農、林、獸醫生を募集した。

同三十九年十月、芝區白金三光町に國家獸醫學講習會が開かれた。

一六、明治三十六—同四十年地方獸醫界狀況

明治三十九年福岡縣獸醫組合總會が開かれた。當日は富永圓治が會長席に就き議事を行つたが、その大要は次の如くである。

『一、仔牛去勢の縣費補助を請求すること。』

二、九州に高等農林學校を設立し獸醫科を併置すること。

三、山羊乳販賣に對し山羊健康検査法を制定の件。』

又、同年佐賀市に九州聯合獸醫畜產大會を開く、その主なる議題は次の如くである。

『一、去勢法規則發布を其筋に建議すること。』

二、官有原野に牛馬牧を許可せられたし。

三、九州に高等農林學校を置き獸醫科を併置せられたし。

四、酪農技術員養成を其筋に建議の件。』

同年愛媛縣獸醫畜產會、福島縣獸醫會が開かれた。福島の方は會長村井半之助、副會長千葉馬之助であつた。

同三十六年獸醫學士生駒藤太郎は曰く、

『明治以前は獸醫書あるも獸醫學あるなし、苟も應用の範圍劃然として修むべき秩序の整然たる一科學の體面を

具備せるは明治七年以後、大久保利通公により駒場野に獸醫學科を設けられてよりなり、今日郡獸醫必要となりて概ね牛馬籍整理、防疫、畜産講話、開業獸醫の補佐、家畜賣買に於ける畜産家の保護、郡内畜産業務の顧問に任せむるを要す』。

同四十年獸醫學博士津野慶太郎は曰く。

『我國に於て明治初年の頃政府は下總牧羊場を設け全國より牧羊生を募集して講習修業せしめ大に斯業を我帝國に發達せしめんと企圖し、民間の志士亦奮て資を投じ産を傾け拮据經營したるもの尠からざりしが、經濟の原則は日本牧羊業の發達を許さず、方今僅かに三四千頭の綿羊我帝國に現存するに過ぎず』。〔牧畜雜誌〕
第二二五號

同四十年時代は、尙、宮内省に馬醫師の制度があつて、馬醫師寺田三郎が茨城縣下行幸の供奉を拜命した記録がある。

同三十六年小野打悦二郎は死去した。小野打は明治八年馬醫生徒となり、同十九年陸軍三等獸醫に、同二十五年陸軍技師に歴任し、同三十五年農務局技師となり、農務局馬匹去勢係長を命ぜられたものである。享年四十五であつた。

同四十年宮原良夫は死去した。宮原は東京農林學校獸醫速成科を卒へ山梨縣中學校、長崎縣獸醫學校、東京獸醫講習所、岩手縣獸醫學校等に教鞭をとり、三十三年鹿兒島農學校へ、同年秋田縣産牛馬組合技師に轉任したものであつた。

一七、韓國の家畜衛生と牛疫

韓國の病畜治療は古來加治祈禱を主とし又は裝蹄業者、牛馬商、獸醫業者に依頼して草根、木皮、土塊の投藥、烙鐵刺鍼を行つて來た。烙鐵は背、肋、臍部等に主として行ひ、胸前、臀部、四肢は之に次ぎ、呼吸器病、消化器病等に多く應用した。烙鐵棒は一尺五寸内外で、尖端が屈曲してゐる。鍼術は跛行、神經系病、腦脊髓關係の病患に主として行ひ、部位は背線、腰、肩、腕股關節、蹄冠、口蓋等を主としたものであつた。(4)

従つて韓國には從來完全な獸醫學の書籍なく獸醫の免狀も鑑札も無かつたわけで、一人の専門獸醫さへ居なかつた。故に一度牛疫が流行するや牛群を掃蕩し、農民は耕牛を失ひ殊に北韓地方では泣く／＼墳墓の地を去つて他に移住するものを生じ、又、牛疫の流行地には習慣的に牛の交通が遮斷されるので、薪、炭の運搬が行はれず、不便不利を來す狀況であつた。(5)

朝鮮で牛疫の慘害を極めたのは明治廿五、廿七、廿八年及び卅五、卅六年で、殊に卅六年の大流行では平安、黃海、江原、京畿諸道に於て甚しかつた。(6)

獸醫學博士時重初熊は明治三十八年に視察に行かれ、黃海道黃州府の郷長某、兼二浦附近の坊長某、定州平壤等の居住民に聞くと、

『牛疫の始めて韓國に流行せるは今を去る三十五年前にして、其何れより傳播し來れるやは詳かならず、恐らく

は地氣の調和を失ひしに因らん。爾後年々多少の流行を見しも甚しく蔓延するに至らず、第二回の大流行は明治廿七、八年にして、當時余（郷長）が畜牛六頭も亦之に傳染し遂に斃死したり。第三回は一昨年流行とす、例年四五兩月と、七、八、九月頃に流行するも亦冬季に發生することあり、本年二月は少數の病牛を生ぜり、通常農家は直に病牛を撲殺するにより之を發見すること難し」と語つたと云ふ。

『その卅五年以前の沿革は杳として考ふべからず、慶州南門外の博勞金某は幼時より流行せりと云ひ抱川の里正某は七十餘歳の老人にて幼時より牛病流行の事を聞きしも其年月は記憶せずと云ひ、釜山鎮の林文五は古來の流行病なりと語れり。然れども其病症の果して牛疫なりしや或は炭疽に非ざりしやは疑なき能はず云々』

と時重博士は論じられ、又韓國固有の牛醫に就て診察を乞ふと、牛醫は四足の或部分及び尾の中央に針を加へ血を出し且つ大概左記の藥を用ひたと云ふ。

『竹葉、飄裡、鼠目太、太甲、青長米、人冬木、春麥。』

以上の外に炭疽、氣腫疽等も存在した如く、牛疫と云ふ病名の中にも色々な疾病が混ぜられてゐると見ねばならぬ。

しかし何れにしても牛疫は甚大な損害を與へた牛病の一つであつた。(7)

日露戦役の京城駐劄軍司令部附獸醫部長は原八百太郎であつたが、當時同司令部に納入する牛肉は巡查が検査しつゝあつたのを斷乎排撃し、軍獸醫部員の検査に移し、更に内地から獸醫を得て検査させることになつた。かくて

仁川日本領事館には矢野惣平が俸職し、明治三十八年九月、丸山警務顧問の勸告によつて韓國政府は「屠獸取締法」を發布した。(8)

同三十九年統監府が置かれてより第一に牛疫の豫防に志して農商工部農務局に畜産課が置かれたが獸醫學士原島善之助は同課長となり内地より獸醫を招聘して血清注射其他の豫防處置に盡すこととなつた。血清注射に對しては始め人民は之を喜ばなかつたが、血清の有効と、血清料金は徴收しないことを懇諭して試みに畜牛二頭に注射したところ、其部落では他の牛が全部死んだのに注射した牛は死ななかつたので、一般民は大いに歡喜し、血清は神藥であると稱讚し、獸醫に對する尊敬の念を高めたのであつた。(畜産課設置は明治四十一年と云はれる)

同四十年大韓獸醫會は坂野武二郎(韓國駐劄軍獸醫部長)、加藤小次郎(同部員)、原島善之助により發起發會した。當日の出席者は入交清江、新川末次、小野李平、高崎近衛、藤崎芳一、小林駒太郎、菅沼源之助を加へ一一名で、席上菅沼は次の祝詞を朗讀した。

『維時明治四十年四月二十七日春風胎滿の候をトし、茲に大韓獸醫會を開かる。不肖も會の席末に列するの光榮を得たるを以て一言之を祝せんとす。』

抑も韓國は全道到る處畜牛を産し北は元山、豆滿江を経て浦鹽方面に、南は仁川及釜山を経て日本に年々輸出する畜牛頭數は實に莫大なるものにして輸出版物の主位を占るものなり、故に畜産事業の發達如何は韓國の盛衰に關するのみならず我母國の畜牛界に影響を及ぼすこと蓋し尠なからざるべし、然るに現時の實況に徴すれば畜産保護に關する何等の施設なく獸疫流行を逞ふし畜主は甚だしき慘害を蒙るも當局者は敢て顧慮することなく、其成行に一任し恰も對岸の火災を視るが如く

冷淡なること實に驚くに耐へたり、之れ何を以て國運の發展を望むべけんや、然るに我國の保護國となりしより當局者大に悟る處あり先づ獸疫豫防の端緒を開き以て畜産の保護政策を企畫せらるゝと聞く、之れ日韓兩國の爲めに賀せざる可らず視せざる可からざるなり、恰も好し此の時に際し大韓獸醫會は組織せられ、斯道關係の諸氏と共に一堂の下に相會し、諸名士の高論卓説を拜聽するの幸榮を得るのみならず相互の間に知識の交換をなすの便宜を有するが故に、是れより會員協同一致、堅忍不拔の精神を以て活動するに於ては本會の努力に依り韓國に於ける畜産事業を發達せしめ富國の基礎を確立するに至る、蓋し疑ひを容れざるなり。依是觀るときは大韓獸醫會の生誕豈偶然にあらざるなり。即ち現時の社會に其必要を感じればなり。嗚呼吾信愛を厚ふする大韓獸醫會よ將來益々健實に發達を遂げ以て長壽を保ち韓國に於ける畜産業の顧問となり又之れが指導者となり又燈臺となりて光明を發揮するに至らば、汝が名譽は特筆大書して韓國の歴史に存し、彼の漫々たる漢江の水或は濁ることあるも其效績は千載の後に至る迄没することなかるべし、不肖聊か蕪言を録して祝辭に代ふと云爾。

明治四十年四月二十七日

一八、畜牛結核と同豫防法問題

明治三十乃至四十年代の畜牛結核病は非常に多く、東京、愛知、埼玉等では三、四割が病牛であると云ふ慘狀を呈した。之を表示すると第六四七、八頁の如くである。

斯の如くであるため明治三十九年傳染病研究所神田元次郎は次の如く述べてゐる。〔中央獸醫會雜誌〕
（第一九輯卷之一）
『我が畜牛の七〇%以上は實に重輕症の結核に罹れりと云ふ。従て此間に成育せる犢牛は病毒に觸れて感染する

の機會多く（中略）畜牛結核病は豫防的注射に依り奏效せざるや否やは早く古弗博士に依りて企てられしが、次でペーリング博士に依り成功せらるるに至れり。（中略）本邦に於ても津野獸醫學博士は昨年獨逸國よりペーリング氏免疫種苗菌を購入して下總御料牧場の畜牛及府下搾乳家の乳牛九〇頭に試み良效成績を得しより大に該法を奨勵しつつありと（下略）』

而して神田は人結核菌グリセリン寒天斜面培養を七頭の犢に注射し免疫性を得せしめ得たと報じた。之は勿論確實に免疫したか否か不明であるが、ペーリング氏は當時稱用されたやうである。

此の七〇%以上云々の報告は醫學會でも神田により行はれたため緒方博士の如きは大いに公衆衛生上から心痛されたと云ふ。

同三十七年には北里柴三郎が畜牛結核病について調査を發表し、兵庫縣下但馬國美方、朝來兩郡は和牛のみで結核病は全く無いこと、人の結核は牛に關係のないこと、人型結核は和牛に傳染しないこと、人の腸結核に全く牛型を見ないこと、又、純粹の日本牛は自然的に結核に感染することは全くないが、接種試験では罹患すること及び外國種、雜種牛は牛結核に甚だ良く罹患することを述べてゐる。〔醫海時報〕
第五四五號

畜牛結核病豫防法は前述の如く明治三十四年發布されたが之が實施には二年間の準備期間を置いて同二十六年七月一日から施行された。但し外國より輸入するものについては別である。此の實施は全國畜産家（搾乳業者）をして愕然たらしめ、大なる反對論が起つた。

畜牛結核病検査成績百分率表

府縣	東											全國總%數	
	愛	埼	群	兵	奈	福	山	栃	茨	滋	神		京
明治三六	三七・七	三三・四	三三・二	二二・四	二〇・八	一八・七	一八・七	一八・六	一六・三	一五・〇	一四・七	一二・九	一一・四
明治三七	四五・九	一三・〇	一九・九	二九・四	一六・〇	一一・七	八・四	一四・九	〇	一一・八	八・三	〇	〇
明治三八	三三・〇	一一・六	一五・二	一七・六	七・八	六・四	五・一	七・二	二・三・六	五・七	一〇・一	七・九	〇
明治四一	四一・三	一五・五	九・二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
明治四二	二二・五	一三・〇	四・二	三・〇	〇・九	二・一	〇・七	二・一	八・一	〇・九	四・三	一・六	七・七

明治末期篇

六四七

宮城	九・七	八・一	四・〇	〇	〇・五
富山	九・五	六・二	五・三	〇	三・五
長野	九・三	九・一	九・三	〇	六・二
北海道	八・九	四・四	二・五	〇	〇・三
和歌山	七・九	五・三	五・五	〇	〇
佐賀	七・六	五・三	二・二	〇	三・〇
岐阜	六・四	六・四	二・二	〇	〇・八
熊本	六・〇	〇	〇・七	〇	〇・三
大阪	五・六	〇	三・四	〇	七・七

【備考】一、檢査成績比率は、重症牛、輕症牛及疑症牛を合算し、之を健康牛に求めたる比例である。

二、道、府、縣、結核病罹病率は全國總比例、五・六%以下なる二四縣を除外した(柳澤博士による)

参考文献

- (1) 島根縣立農林學校一覽
 - (2) 東京獸醫新報、第二五二號
 - (3) 日本畜牛雜誌、第七四號
 - (4) 伊東徳一 護蹄、第二卷第六號
 - (5) 菅沼寒洲 日本畜牛雜誌、第四九號
 - (6) 朝鮮畜産協會 朝鮮畜産の概要
 - (7) 時重初熊 韓國牛疫並獸疫に關する事項調査復命書
 - (8) 菅沼寒洲 東亞有畜農業、第七卷、第八、九號
- 其他文中に記載す。

一九、畜牛結核病豫防法と反對運動

前述の如く『畜牛結核病豫防法』が發布されるや京都に於ては望月瀧三を検査員に任命する所あり、望月は「畜牛結核病検査所」を新設して、之に府下の畜牛を牽付けるべく計畫したが、内務部長青木盤雄は之を容れず、望月は更に知事高崎現章に建言した結果、京都市外西院村に新設されるに至つた。

『畜牛結核病豫防法』は明治三十六年七月一日より實施になつたが、望月は之が施行監督技師として農商務技師に轉任、同年十二月に着京した。

同三十七年三月二十二、三日に互り東京市神田區美土代町、青年會館に「全國畜牛家大會」が開催され、東京、静岡、京都、長野、千葉、滋賀、茨城、栃木、宮崎、神奈川、廣島、山梨の各地方團體代表委員八十餘名出席し、發起人總代として東京辻村幸造は開會の挨拶をなし、次で神奈川縣の野村臣欽を議長に推し議事に入り、東京の中澤惣次郎は登壇して、

『昨年七月より實施せられたる畜牛結核病豫防法及之に伴ふ農商務省令第四號實行の結果は當業者に少なからざる打撃を加へ、各地方續々廢業者を出し殊に甚しきは検査の上健康證を得たる畜牛中に病牛あり、又病牛として隔離せられたるもの内に健康牛を混する等種々の弊害がある』

と述べ、反對氣勢を擧げたのである。

元來ツベルクリンのみを以て検査を行ひ健病を決定すると云ふやり方は今日から見て誤つて居つたが、果然畜牛家の不滿反對を受けるに至つたもので、上記の大會に對し時の農務局畜産課長西川勝造は技師望月瀧三をして政府當局を代表列席せしめ、望月は種々説明を行つた。しかし議場は喧々囂々として望月の説明も徹底せぬ如くで、同會は一致、拍手裡に「本法廢止の建議案」を通過せしめた。

此の業者の策動を指導したのは東京牛乳組合長牧田義雄並に金澤選出代議士水登勇太郎で、搾乳家四千名の連署を以て衆議院に提出され、恰も議會開會中のため業者は各代議士に緣故を求めて陳情をなした結果遂に衆議院を通過したのである。

望月瀧三は、學友仁田直が貴族院議員醫學博士三宅秀の愛婿なるを以て、仁田の紹介を得て三宅を訪ひ、貴族院に於ては本法廢止の議を阻止されたく懇望する所あつた。果然廢止案は「會期切迫、審議の餘日なし」との理由で通過に至らないで済み、本法問題も漸く一段落を告げた。(一)

搾乳業者はその運動が失敗に歸したけれども、更に之を繼續すべく策し、當時の朝日新聞外交員木村專太郎は、「畜牛結核病豫防法廢止同盟會」を結成するに至つた。依て木村は同年十月「日本畜牛雜誌」發行を宣し編輯部を東京市京橋區新富町二丁目二番地に置き、機關雜誌發行準備委員長に佐藤祐吉を推し、編輯部主幹に木村が就任し、翌十一月に第一號誌を刊行した。

同年島根縣大原郡産牛馬組合は、『畜牛結核病豫防獎勵規則』を設けた。

同三十八年二月二十一日、衆議院は『畜牛結核病豫防法』の改正案を可決した。即ち重症牛の取締に重點を置き、輕症及び疑症牛は健康牛同様に取扱はうとしたものであるが、之は貴族院に於て否決されるに至つた。

二〇、明治三十六—四十年時代の獸疫

1. 牛 疫

韓國に於ては牛疫のため、三十六年に平壤附近の牛百頭について殘存するもの四、五頭と云ふ慘狀を呈した。從つて内地では釜山經由の輸入牛を元として兵庫、長崎、山口、愛媛等に發生し合計二〇六頭に達した。又、清國上海よりも兵庫に輸入發生してゐる。(2)

同年は「朝鮮内地牛疫彙報」(元山日本領事館報告)によると茂山、會寧、隱城、鎭城、慶興、慶源地方に大流行して殆んど此地方の畜牛を滅盡したそうである。(3)

同三十七年は東京、大阪、神奈川、兵庫、長崎、千葉、岡山、廣島等に發し總數一五〇四頭に達した。此内の長崎の例は釜山から豊岐に移入し、又清國營口から佐世保へ回航した捕獲汽船中の畜牛により、兵庫のものは不明で、西は岡山、東は東京、神奈川を、又、岡山から廣島、大阪を、東京から千葉を襲つたものである。(2)

同年牛疫が東京府下に流行するや、駒野庭太郎は豫防注射の事を研究し『膽汁注射につき云爲するものあると雖

も余はその偉大なるを確信す」〔中央獸醫會雜誌〕と云つて居り、望月瀧三は時重博士に依頼してロバート・コソホの膽汁注射法を芝區及び下谷區内の牛疫發生牛舎について實施し、結果不良であるに失望した。(1)

同三十八年長崎縣下壘岐に於て韓國釜山港出帆同島寄港の船により病牛を輸入したが、屍體の焼却、船體及び乗組員に對する消毒を行ひ同船中の畜牛は悉く殺處分した。その數三二頭で、此年は他に發生を見なかつた。

同三十九年に東京に牛疫が發生した。之は特發性のもので總計一一七頭の損失を見た。

同四十年には東京府下豊多摩郡に牛疫を發生し二〇五頭を失つた。兵庫は僅か二頭を出したに過ぎない。

同三十九年に東京市外瀧野川村牛乳搾取業者和田潤平の畜牛に時重博士發見にかかる牛疫免疫血清の注射を行つた。之は此注射最初の試みで、若し成功する場合は撲殺手段によらずして防疫し得るのであるから誠に劃期的ものと云へる。

此時農商務技師讚井勝毅は同牛舎に起臥して初めてを試みに全力を盡したが、不幸全群九三頭中の五二頭は撲殺の止むなきに至り、四一頭は完全に救濟した。兎に角血清注射に成功を見たわけで、此試みには望月瀧三技師の苦心努力も與つて力があつた。又此實施に付き軼掌の勞を取つたのは西川課長、湯地彦二技師、警視廳栗本第三部長、同尾崎技師等であつたと云ふ。(1, 4)

臺灣の牛疫では三十四、五、六の三ヶ年に八二五七頭を失つたが、三十六年は阿嶺、南投、斗六各廳に大流行し、宜蘭、苗栗、臺中にも夫々三〇〇頭に近い發生があつた。その總數三二三七頭であつた。

此年、羽鳥重郎は鳳山、阿猴、蕃薯寮、臺南、嘉義、鹽水港等へ牛疫調査のため出張を命ぜられ、その調査報告を發表したが、概要は次の如くである。

『今回實驗したる南部臺灣に於ける疫牛（水牛及黄牛）の病理的變化は一般に高度にして、殊に注目すべきは殆んど常に漿液性乃至纖維性腹膜炎及胞内淋巴腺の出血性炎を認めたることなり。此の如きは未だ曾て先人の記載せざる所にして恐らくは風土の關係及牛種と同じからざる爲に内地の者と其所見を異にするならん。

斃牛より膽汁を得て之を健牛に接種したるも發病せず、膽汁接種後疫牛血清を注射したるに皆多少の抵抗力を増進せり。豫防接種せる動物は一も斃れたるものなく、非接種者は斃死せり。要之豫防接種の效力を感染試験を以て證明せんとするは過大の企望なれば流行地の牛群に實施して統計的に調査するの妥當なるに如かず。

臺灣にては牛疫感染性は水牛と黄牛に、又は雌雄に差なく、只幼牛は感受性少きが如し』と。

同三十七年南投、斗六、阿猴の三廳下に一五八二頭の發生があつた。

同三十八年斗六、阿猴廳下に流行し、又澎湖廳に侵入した。此年は二九七三頭の損失であつた。

同三十九年は恒春廳に一八九四頭、阿猴、臺中、斗六の順で南部一圓に流行し五一二三頭を失つた。殊に恒春に病毒侵入するや、同地は數十頭——數百頭の牛群が山野到る處に放牧しあるため、傳播迅速、病勢猛烈で、その防遏困難を極め地方民の蒙つた損害は大きかつた。

同四十年嘉義、阿猴廳に發生あり、その病勢は稍衰へたが、一八二八頭を失つたのである、(6)(7)(8)

臺灣に於ては以上の如く牛疫のため打撃を蒙つたので、南部各廳に臨時獸疫檢疫所を新設し、未だ獸醫配置のない所には之を配置することにした。又流行地全般に豫防注射を普及せしめるため明治三十八年四月血清製造に關し、阿猴廳に協議會を開き、その結果牛畜共濟組合をして牛舎、實驗室其他の建物一切を新營せしめ、此年七月臨時牛疫防遏部と共に同部附屬の牛疫血清作業所を新設した。

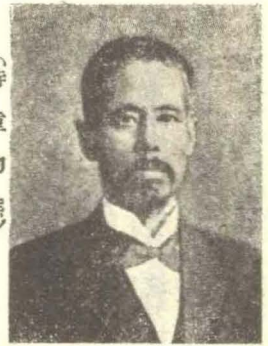
同三十九年一月より此の製造血清を同廳下の牛疫流行地に應用した。之は後に國營に移されたのである。

2. 臺灣牛疫豫防の苦心

明治三十五年以來獸醫の配置、規則の勵行等、獸疫防遏事務は其面目を新にしたが、既に根柢を堅くした牛疫は年々各地に發生流行し、一地方が終熄すると他地方に於て發生流行する状態で、防疫従事員も爲に奔命に疲れたのである。既に防疫事務が其緒につき、しかも流行の反復される原因には畜主の自衛心が缺けてゐる點も大いに關係があつた。

従つて防疫に對しては却つて交通遮斷や消毒等の繁を厭ひ極力病牛を隱蔽せんとし、奸商は此間に乘じて轉賣を行ひ、輕症牛を各牛墟（牛市場）へ出し、病毒を散布する等のこと多く、依て此のやうな弊害の除去に苦心したのである。

病牛撲殺の防遏上效果あるは何人も異論無いが、病牛撲殺の必要を諒解しない農民は之を厭ふて、撲殺勵行が却



(時重初熊)

明治三十九年に時重博士が渡臺し、南部牛疫流行地を巡視し、牛疫防遏法として隔離法を採用するの不可なるを云ひ、防疫機關の樞要職員たる獸醫の待遇、位置を高上せしむる必要あること、豫防上免疫血清應用の有利なること等を慫慂し、當局はその改善に努めた。

當時に於ける獸醫の配置は次の如くであつた。(6)

臺北廳	四人	基隆廳	二人	宜蘭廳	一人
深坑廳	一人	桃園廳	一人	新竹廳	一人
苗栗廳	二人	臺中廳	三人	彰化廳	一人
南投廳	二人	斗六廳	二人	嘉義廳	二人
鹽水港廳	—	臺中廳	二人	鳳山廳	二人

つて病牛隱蔽事故を増し、甚しいのは農民が附和雷同して反抗的態度を採り防疫事務の執行を阻害するなど全く豫期に反するの結果を來した。故に撲殺の勵行は當時甚だ困難であつた。
 之が爲に地方の狀況及び時宜に應じて隔離と撲殺とを併用し、隔離法を採る場合は成るべく危険のない地區を劃し柵を設け出入者の消毒を行ひ、斃牛は其の區域内に埋却し、村落の交通遮斷と併行した。

阿 嶽 廳	四人	審 鑒 蒸 廳	二人	臺 東 廳	—
澎 湖 廳	一人	計	三六人		

3. 傳染性貧血

明治三十七年岩手縣下に發生し、或はその初夏に青森縣二戸郡田山、荒澤等に散發し、漸次松尾、平館、寺田、一方井等の諸村に蔓延した。沼宮内、上閉伊、稗貫、江刺、膽澤等にも發生したが、地方獸醫は之に對し流行性感胃、心内膜炎、瓣膜閉鎖不全、リウマチス、腰痠、貧血症、ブラリ病（俗名）、腫病等の名を附し處置してゐたが、死亡率が餘りに多いので遂に縣當局に報告するに至つたのである。

大塚猪一郎によると、三十七、八年に東北地方に續發して人々の注意を引いたが、初發地は岩手、青森、秋田の三縣境界地點たる山間溪谷の諸部落であると云ふ。

病名には民間で用いてゐたのに内ナイラ、腰ナイラ、四ナイラ、頸下ブラリ等あり、橋場藤次郎、小林善之助獸醫等は病馬發生の狀況を交々報じてゐるが、次に陸軍一等獸醫伊藤莊太の報告を掲げやう。

『始め本病は血斑病又は流行性感胃等と開業獸醫に云はれてゐたが、傳染性ありとの觀察は一致してゐた』

又、岩手縣上閉伊郡菅野三益獸醫の言によると、

『三十八年に和山牧場に初發したやうである。その死亡率は六五・二九%である』と。

又、佐々木治郎獸醫によると『死亡率は四〇・八六%で、治療法としてはアトキシールの應用が稍奏效した』と云ふ。(9)

陸軍三等獸醫猪川傳次郎は曰く、(第八師團獸醫分團研究會の席上)

『明治三十七年より八、九年に互り青森縣に多發し、病馬の多數(七〇%)は斃死したので、從來馬五頭を飼つたものは三頭に、三頭のものも二頭に減ずる現況である』と。

同四十年陸軍二等獸醫正篠崎雅太郎は、ブラリ病に對して悪性貧血なる病名を附した。又、官本曉誕の報告では慢性心内膜炎、コロツブ性肺炎の病名も附されたと云ふ。

同年岩手縣の依頼により農商務技手蠟崎千晴は調査に出張し、池松常記亦材料を獸疫調査所に送附し、その試験の結果はオステルターグの報告せる急性貧血或は傳染性貧血に酷似することを發見した。又、北海道に於ても數年來その流行が傳へられた。(4)

4. 狂 犬 病

狂犬病は明治三十六年に七一頭、三十七年五九頭、三十八年六八頭、三十九年一四頭と日本各地に發生してゐたが、突然四十年になつて二一三頭に増し以後漸増の形をとつて來た。即ち三十六年には鹿児島に猖獗し病犬三二頭を出し、三十八年には神戸市で猛威を振つた。即ち神戸に於ては前後三ヶ年に互つて被害者四五二六名、内死亡者

三五名、病犬四九頭に達したのである。

同四十年の流行は主として静岡、青森、北海道等で、樺太から凱旋軍人の輸入した洋犬に基因し青森縣下に流行し、被害者一四七名、内死者一名を出した。又、同年北海道室蘭に初發し猛烈に傳播した。静岡では田方、駿東、富士郡及び沼津附近に大流行を見た。(10)

臺灣に狂犬病の發生した最初は明治三十六年である。臺南廳雇獸醫福島玄熊は臺南市内の洋雜種犬の狂犬病を診斷し、防疫課の築山揆一が病毒接種試験を二幼豚に行ひ、その二頭が共に眼光獐猛、發作的躁狂、異物を咬み、遂に起立不能に陥つて死んだものを再び二頭の幼豚に對し、脊髓液を接種し同じく狂犬病を發せしめた。

5. 各種の疾病

明治三十六年に於ける下總御料牧場の飼畜の疾病を見るに馬にあつては疝痛を最多とし、牛は特に記すべきもなく、綿羊は體質病(衰弱)、蹄又腐爛等が主であつた。(11)

炭疽は連年發生してゐるが特に取り立てて云ふこともない。明治三十八年大分縣下に蔓延の際農商務技師讚井勝毅が炭疽免疫血清の實地應用をなし好成績であつたこと、それにより次年度は發病の少なかつたことを記憶すべきである。

明治三十九年に韓國富平方面に炭疽牛發生し、人が之に感染して一五名死亡した例があつた。

明治三十三年に廣島縣七塚原で國有種牛場創設の際に黃疽熱病牛が發生し、之を七塚病と名づけ相等の傳播を見たものだが、同三十八年牛疫發生防遏の副産物として再び問題になつた。しかし九州地方は以前から地方疫病としてダニヤミ又は「岩落」と云ひ或は惡性熱病として死亡率も相當數に上り恐れられてゐたものであると云ふ。

北海道では同三十年頃、本病類似の疾患あり、三十六年、四十年頃に石狩輕川地方を中心に流行し、「放牧マケ」「黃疽病」として知られた。此の黃疽熱病こそ、名は七塚と稱し岩落と云ふも、何れもダニ熱又はピロプラズマ病であると推測されるのである。(12)

同三十九年熊本縣阿蘇郡北小國村に放牧した二頭の畜牛が斃死したが、之が熊本縣壁蝨熱の初發と時重初熊は云つてゐる。此熊本縣下斃死牛の報告は別所技師、中村技手によつてなされ本病は更に大分縣に蔓延侵入して行つたと云ふ。當時熊本縣下では本病牛一一〇頭、斃牛四四頭であつたが、翌四十年には更に區域を擴げて病牛一五二頭、斃死四九頭に達した。(13)(14)

氣腫疽は明治三十六年に多發し殊に富山縣に多かつた。

此頃の皮鼻疽は減少した。殊に本邦のは假性皮疽を主とするのであるが、凱旋馬に於ける眞症鼻疽の輸入には特に關心を向けられたのである。而して三十八年に廣島に於て凱旋馬に鼻疽が發見された。

流行性鷲口瘡は同三十六年に於て秋田に一頭發生したのみである。

同三十八年盛岡 I・K 生によると山形縣最上郡に馬の流行性腦脊髓炎が發生した。

豚ロース疫は沖繩に頻發し、兵庫、茨城、徳島等にも發したが、その三十二―三十六年の五ヶ年間に於ける總數は一五六二頭で、毎年平均三一二頭である。同三十七年に沖繩に多發した。又、三十九年には東京、埼玉等に發生した。(4)(15)

同三十九年長崎に流行した豚疫について和田政實は調査を行ひ、『その病原はアメリカに流行する豚疫菌と一致するもインドール産生の一異點がある』と發表した。

同三十八年高知及びその近縣に加奈陀馬痘が流行した。

同三十九、四十年に新冠御料牧場では八六頭の流産馬が發生し、並に新冠より牝馬を移入した三石村大塚牧場にも發生したが、之は恐らく傳染性流産であつたと思はれてゐる。

同三十七年十一月滿洲本溪湖附近で、井野場陸軍一等獸醫は食用牛中に顔面に十數箇の發痘ある牝犢を見、同三十九年武藤熊三郎は韓國仁川港松林里に於て牛痘を病める犢を見たと言ふ。(16)

同三十八年獸醫學士太田楨太郎は、戰地遼陽附近に家禽コレラの發生してゐることを報じた。(19)

同三十九年山口縣下にも鶏コレラ流行し、多數の死鶏を出した。(17)

同四十年獸醫學士岸本雄二は愛知、兵庫、徳島、愛媛縣下を視察し、濠洲産、露國産の馬が半数骨脆症に犯されてゐることを報じ、本患馬が繁殖障碍を發することにつき附記した。(18)

明治三十九年以來豚の傳染性膿疱皮炎が各地に數發した。本症に對しては俗に蚊食(カツクイ)、引掻き(ヒツ

カキ)、蚊疱瘡(カボーン)、豚疱瘡(ブタホーン)、など云ひ、その患部にコールターを塗布して治療しつつあつた。(20)

同三十九年に東京府下に豚ロース疫が発生し、二〇頭餘の豚が侵されるに至つたので、特に獸醫二名を増加し豫防に従事せしめた。又、翌年神奈川縣下に同病發生し、傳染區域二四ヶ町村に互り患豚二百餘に達したので、農商務省は蠣崎技手を派して豫防と治療のため血清注射を施行せしめた。

同三十九年盛岡高等農林學校IKは始めて馬の癩疹發生を報じた。その一例は青毛で、イコロン號と稱し、獨逸皇室から我皇室へ贈られた牡馬で、此牡馬から三頭の子馬に病毒を感染せしめ陰門潰瘍を發したのである。勿論此のイコロン號もその包皮に豆大の潰瘍十餘箇を有し、潰瘍は其面平滑鮮紅色で褐色の痂皮を被つてゐるもの、水疱状をなせる新發のもの等があつた。(21)

参考文献

- (1) 望月瀧三、官界三十有三年
- (2) 農商務省農務局、第二次牛疫調査、明治四十五年版
- (3) 朝鮮の畜産、第四卷第四、五、六號
- (4) 山脇圭吉、日本帝國家畜傳染病豫防史(明治篇)
- (5) 臺灣總督府民政部殖産局、臺灣の牧牛
- (6) 高澤壽、村松成春、臺灣の畜産、第五卷第二號
- (7) 臺灣總督府殖産局、臺灣の畜産
- (8) 臺灣總督府殖産局、臺灣牛疫史
- (9) 中央獸醫會雜誌、第二二輯卷六
- (10) 大橋正之助、中央獸醫會雜誌第四〇年第五號
- (11) 下總御料牧場、下總御料牧場第三期事業報告
- (12) 青野哲男、畜産雜誌、第三〇年第五號

- (13) 時重獸醫學博士論文集、大正七年版
 - (14) 中央獸醫會雜誌、第二四輯卷之十
 - (15) 農務局、第一次獸疫調査報告書
 - (16) 日本畜牛雜誌、第三四號、明治四十年
 - (17) 岸田芳一、中央獸醫會雜誌、第二十輯卷之三
 - (18) 岸本雄二、牧畜雜誌、第二〇六號
 - (19) 太田楨太郎、中央獸醫會雜誌、第十八輯卷之五
 - (20) 渡邊萬吉、畜産、第六卷第一號
 - (21) 中央獸醫會雜誌、第十九輯卷之九
- 其他文中に記載す。

一一、明治三十六—三十七年家畜疾病の研究

明治三十六年可兒悌二郎、大導寺元一は『馬匹の飛越中に於ける腰椎骨折』について報じ、次のやうに述べた。
 (「中央獸醫會雜誌」
 第十六輯卷之二)

『馬匹に於ける腰椎骨折は其例乏しからざる如し、然れども之を解剖的に局檢すれば實に堅牢なる構成をなし破折すること萬無かる可き如くなるも、其機會に於ける震盪力の如何に劇烈なるかは想像の外なるべし。然り而して脊柱線下に於て其抵抗力の尠きは勿論背腰椎の内なる可きも背椎には兩側に肋骨の支柱を存するありて比較的強靱なるも腰椎の横突起は全く游離せり之れ腰椎骨折の割合に多き理由ならん』と。又戸田寅治は『二馬の衝突に原因して起れる脊椎骨折』につき報じてゐる。

同年柳澤銀藏はゴーチエー及びリシャルルの馬保定法について紹介し、且つ第八師團獸醫部長篠崎亦之を奨勵しつつあることを述べ、本二法に關し論評してゐる。
 (「東京獸醫新報」
 第一五七號)

同年須藤義衛門は蹄内深屈腱破裂馬について述べ、

『患馬は肩跛行に罹り其治療を受け居たるに、同一の肢乃ち左前肢突然負重不能の狀を呈し纔に蹄尖のみを地に觸れ、三脚を以て躍るが如く歩行し頗る重態の觀あり、蹄又中溝の前端を檢蹄器にて直角に壓迫すれば疼痛を感じるの外に原症と認むべき變狀なし（中略）蹄内深屈腱の疾患を肩跛行と誤認して空しく無效の治療を施す例少なからず云々』とその一例を報じてゐる。〔中央獸醫會雜誌〕
（第十六輯卷之五）

同年神田元次郎は『人結核菌ツベルクリン及牛結核菌ツベルクリンの牛結核診斷上の價值』について論じ、

『牛體診斷には牛結核菌ツベルクリンを用ふるを勝れりとす、何となれば牛結核菌ツベルクリンは、人結核菌のそれよりも少量にて反應を呈し、亦時間も短くして發熱すればなり、注射法は靜脈内注射の方が皮下注射よりも優り且つ熟練せば危険なし』と報じた。〔中央獸醫會雜誌〕
（第十六輯卷之八）

同年鹿兒島縣立鹿屋農學校宮原良夫は『犬病コセ（薩隅地方病）の原因の研究』を發表し、

『病狀は背、腰、薦、臀部竝に腹側、外股部等に二十餘箇の腫瘤ありて大さ蠶豆大より榛實大に達し累々として形狀大小一ならず、疼痛あり、皮膚硬結し其腫頂には房針頭大の小孔一、二を有し内より帶赤黄色の漿液を漏し、毛囊虫、疥癬虫のそれとは異なる。毛皮粗剛、脱肉瘦削し露出粘膜貧血の徵あり、力を入れて腫瘍の根部を指壓するに其腫頂の小孔より帶赤白色の一蛆を挺出したり（中略）此成虫は即ち牛蠅科に屬すべきものなり（下略）』と述べた。〔中央獸醫會雜誌〕
（第十六輯卷之十二）

同年須藤義衛門は鶏の足蹠腫瘍を次の如く報じたが、之は日本に於ける趾瘤病報告の最初である。

『趾蹠腫脹は急性又は慢性の膿瘍なることを知了し、其原因は損傷の爲め外部より化膿菌の侵入に在ることをも共に明了するを得たり、加ふるに鶏類は化膿を發せざるにあらず只其膿は他動物の如く液體ならず固形體若は半固形體にして脂肪組織様の觀を呈することを知れり云々。』〔中央獸醫會雜誌〕
第十六輯卷之五

同三十七年梅野信吉は『腺疫撲滅策』につき論じ、腺疫豫防液使用による効果を強調した。〔中央獸醫會雜誌〕
第十七輯卷之三、又奥羽種馬牧場中田直吉は梅野信吉創案の腺疫藥液を應用して治療上に有效なるを報じた。〔東京獸醫新報〕
第一六五號尙、「東京獸醫新報」誌上に於ても梅野は『去勢術と腺疫豫防の關係』につき次のやうに述べてゐる。

『抑も馬匹去勢術後の併發症として、其害最も大なるは局部の化膿なりと信ず。若し此化膿にして併發することなく所謂第一期癒合を以て終るを得ば其去勢術上に及ぼす便益の至大なるべきは吾人決して疑はざる所なり。頃日井野場条次郎氏の實驗に依れば三五頭の馬匹に對し腺疫豫防液を每頭十五瓦の割合にて一回（勿論注射部位は數ヶ所）に注射し三日の後普通の方法にて去勢せしに當時天候不順なりしにも拘はらず其結果頗る佳良にして（中略）第一期癒合をなせしもの三〇頭、單に局部の腫脹を發せしもの三頭に於て、化膿せしものは僅かに二頭なりき、此の如き良結果は未だ曾て見聞せざる所にして其原因が果して腺疫豫防液の注射にあるや否やは今後充分の實驗を遂ぐるにあらざれば明言する能はざるは勿論なれど（中略）又頃日、馬杉、大槻、鈴木、田熊諸氏の實驗に據るも其去勢後の結果頗る佳良にして何れも腺疫豫防液を注射せし者のみなりしと』。

同年傳染病研究所助手神田元次郎は『馬の破傷風免疫期間』について報じ、次のやうに云つてゐる。

『目今應用せらるる一頭一回五免疫單位注射は其有效期間三十日は確實なることは一昨々年既に報告せり、若し十免疫單位注射は其有效何日なるやを試験の結果によつて見る時は優に二ヶ月間は有效なり云々』〔中央獸醫會雜誌〕第十七輯卷之四

同年須藤義衛門、時重初熊は『牛に於ける腦及び聽器結核の一例』を報じて曰く。

『抑も耳疾は家畜中、犬に最も多く猫及兎は之に亞ぎ、而も大抵疥癬に原因す、他の家畜就中牛馬は耳疾を患ふこと甚だ罕にして而も多くは外傷に原因す、本病牛は純然たる耳漏(Otorrhea)にして後に腦膜炎を發して死亡せり。之を剖檢するに結核性腦膜炎及腦炎、結核性中耳炎、結核性顛顛骨膜炎、慢性肺結核、淋巴腺結核、肺萎縮なり』と。〔中央獸醫會雜誌〕第十七輯卷之十

一一一、明治三十八—三十九年家畜疾病の研究

明治三十八年には農商務省から「第一次獸疫調査報告」が出版された。本書の内容及び研究報告記事は次の如くである。

『一、獸疫（内外）及び家畜傳染病狀況

一、炭疽免疫試験報告、農商務技師讚井勝毅述によると炭疽血清の有效なるを實驗的に立證し、明治三十三年から之を福岡、和歌山、東京、大分等の牛馬に試み同じく有効であつたことを述べてゐる。

三、本邦の畜牛に發するタチ病の研究、獸醫學博士仁田直述によると古來本邦畜牛に發する一種の地方性急性傳染病で、俚俗之をタチ若くはコシと云ひ、白石寛吾は之につき山口縣下の醉疽 (Rauschbrand) とし、ラウシュブランド・バチルスに均しい芽胞を有する桿菌を認めたと云ふ。又、須藤義衛門は北海道の緬羊にラウシュブランドを實見したと云ふが之もタチと同一なるや否や固より詳かでない。著者は之につき研究を進め本邦のタチ病は泰西に於ける氣腫疽 (Rauschbrand) と同症と認める。タチ病豫防接種素を製し實地應用の價値を知り、タチ免疫血清も豫防的竝に治療的效力あるを認めた。

三、牛疫試驗第一、第二報告、讚井勝毅、仁田直によると牛疫の膽汁豫防液並に免疫血清は效力確實を疑はない。又、疫牛扁桃腺膿の稀釋液は細菌濾過器を以て濾過する前には傳染性があるが濾過したものには無い。

四、ツベルクリン注射試驗成績第一回報告、仁田直、讚井勝毅によると、ツベルクリン注射後最高温は注射後一—二〇時間で發現するもの最も多く、七—一二時竝に二〇時—二四時之に亞ぎ、四—七時竝に二九時以上は例外である。反應の稽留は八—一一時に至るもの多く四—八時竝に二—四時之に次ぐ、暫時—二時竝に一—一六時之に次ぎ、一六—三五時に互るものは最も少い。ツベルクリン靜脈内注射が皮下注射より便益あるを認めない。ツベルクリン反應頭數は牛の發育期中年齡の進むに従ひ増す。ツベルクリン注射は反應の有無に拘らず泌乳量を減少する。ツベルクリンを妊牛に用ひても流産しない。ツベルクリンの貯藏は方法宜しければ二ヶ年間は確實有效である。

五、東京府下に於て施行したる牛疫膽汁注射の成績、時重初熊、仁田直、蠣崎千晴によると、牛疫防遏上健牛撲

殺法の有效なるは疑を容れないが、遮断法の缺くる所あつて豫防線外に逸出させると全部落の畜牛がその犠牲になる。コツホ氏の膽汁注射法は有效であるが、時に不良の結果を招き、これは技術上の注意を缺くものと仁田は認めらる。而して牛疫發生の初めに於て免疫血清を得るの途が無い場合は本法を措いて他に良法あるを聞かないため、明治三十七年の牛疫流行地たる東京府下芝區及豐多摩郡下澁谷村で膽汁注射法を實施した。その結果は接種前に牛疫病毒の侵入した厩舎は成績が悪かつたが、尙六〇%の牛を救つた。病毒侵入の危険ある牛舎も十分の注意を加へれば八〇—一〇〇%の免疫牛を得やう。膽汁接種は顯著の反應を呈せずして免疫を得させ、之がために病毒散漫する危険もない。妊娠及幼獸に接種するも害は無い。但し乳量は一時多少減損する如くである。

同三十九年岐阜縣去勢技術員内田總一は去勢に際して骨折患馬多發するを憂へ、毎年春期針療血取を行ふや數頭の骨折を出すことの稀ならぬを以て馬主は此骨折を當然の事と解してゐる狀況を慮り、倒馬によらざる起立保定具を案出し、包頭子 一、革製牧士 一、壓背子 一、懸吊帶 一、足縛線 三、足枷 一、平打繩 二、蛇口麻繩

四を以て行ふべきことを述べた。〔中央獸醫會雜誌第十九卷之五、田中徳太郎記〕

同年傳染病研究所第五部長梅野信吉は十數年間痘苗製造の事業に従事し、痘苗體繼續法を研究成功したので、此勳功に對し勳六等に敘されるの榮譽を得た。

同年七月騎兵第五聯隊補充隊馬の鼻疽診斷に就て佐々木富彌は次の報告をなした。即ち専らヴキダール反應即ち血清の凝集反應を以て診斷することとし助手小川技手、補佐日高、五十部兩獸醫官により行つたが、その結果臨床

上は鼻粘膜の潰瘍、體表淋巴腺の腫脹等を見ず全く健康のものも、之に血清反應を行ふと續々陽性のものを發し、之を剖検するに過半は可視的變化があつた。但し作業の繁雜な缺點があるので、マレイン使用の傍ら、マ反應の疑はしいものに此法を行ふに於ては防疫の確實を期し得やう』と。

同年佐々木富彌は馬虻の皮下寄生せると認められる一異例を報じたが、『左肩部及び左頭部、左肩胛部、左頸側等に數箇の結節を有し、結節の中點に針刺大の小孔あり孔内に黒點を見る。之を壓搾するに少量の膿と共に裸蟲が現はれたが、蟲體は彎曲し長さ約一糎、中央太く直徑〇・三糎の *Gastus equi* の幼蟲に克似してゐる』と。

同年金澤常勇は猫の結核病を報じて曰く。

『猫の結核病は一昨年以來驚くべき多數を見、公衆衛生上等閑に附すべからざるを知り二六頭の結核猫を手にせり。(中略) 本症は人の結核菌の傳染せしものならん云々』(「中央獸醫會雜誌」第十九輯卷之四)

同年傳染病研究所技師柴山五郎作は、牛疫免疫血清接種の效力に就て述べ、

『牛疫豫防に就ては撲殺の舊慣を廢し、血清接種法を勵行せられむことを切望する』旨を力説した。(「中央獸醫會雜誌」第十九輯卷之十二)

同年福岡縣の某獸醫は孵化早々に、雛の肛門を左右より摘み内方を窺へば、雌は三角形の陰莖を現はし、雄はそれを缺くことを以て容易に雌雄を識別し得る方法を發表した。(「家禽新報」第八號 小畑)

蓋し此種研究の最初である。

一三、明治四十年家畜疾病の研究

明治四十年農科大學助教仁田直は傳染性瘰癧菌について、報じて曰く。

『傳染性瘰癧又傳染性膿疱皮炎一名加奈陀馬痘は馬に固有なる傳染性皮膚病にして本邦にては明治二十九—三十年に互り佐賀、福岡、熊本、宮崎の諸縣に流行し農科大學今井助教の宮崎縣下に於ける調査に依れば、同縣下に二萬餘頭の患畜を出したり、三十一—三十二年に山口縣下に流行し一萬五千頭の病馬を出し、陸軍獸醫學校より深谷獸醫官出張調査す。三十八年高知縣下高知、幡多二郡に流行し農科大學勝島教授は木下助手を従へ出張調査する所あり（中略）。

本菌に對する藥物の殺菌力を見るに石炭酸一%、昇汞五千倍液、アルボース二%液、クレシン一%及デシンフェクトル一%液は共に殆んど同等の殺菌力を有す。〔中央獸醫會雜誌〕
（第二十輯卷之四）

同年新潟縣金澤常勇は『馬の流行性喉頭氣管加答兒』について次の如く報じた。

『本病は本邦では數年前各所に流行を見た。余は患馬二四七頭に接したが、皆乾燥強力なる鋭咳を發し、喉頭及氣管を觸診すると知覺過敏である。鼻漏あり往々顎凹淋巴腺腫脹するものあり。病の保續は十日内外最も多く大抵速かに治す』。〔中央獸醫會雜誌〕
（第二十輯卷之一）

同年井上眞澄は馬の胃粘膜下に結節を發見し、之を截斷するに多數の淡黃白色にして長さ一〇—一五 mm の小

寄生蟲存しその形は *Spiroptera megastoma* に彷彿してゐる例を報じた。〔中央獸醫會雜誌〕
第二十輯卷之三

同年陸軍一等獸醫城井尙義は、馬の急性二頭腓筋滑液囊炎の一例を報じた。これは今迄、肩跛行とのみ云はれてゐたものである。而して、その特徴の一つとして『肢を後に引いた瞬間にのみ疼痛がある』ことを以てしてゐる。

〔陸軍獸醫事〕
第九四號

同年陸軍一等獸醫松尾寛は、馬の薄股筋破裂の一例を報じ、局所徴候として固有の患部に横橢圓形腫脹を認めてゐる。〔陸軍獸醫事〕
第九四號

同年傳染病研究所第八回研究會に於て梅野信吉、武藤熊三郎は『牛痘苗』について述べて曰く、

『多くの種痘家の説では天然牛痘が、牛體又は人體に繼續されると自然に痘力を減ずるから、強力の痘苗を得んとするには原牛痘に依らねばならぬと云ふが、本邦には牛痘の發生二、三例あるのみで、原牛痘は昨年韓國仁川で、一頭を得たのである』と。

同年痴笑居士なるもの時重初熊の牛痘免疫血清について評論して曰く、

『既に諸大家の説が一致し、その效力は一點疑ふ所はない。自分も今回之を東京附近に流行しつつある牛痘に對し警視廳の諸君を勞して實地に應用したが、その効果は偉大なものであつた。強いて此血清の不便を云へば一時に多數の牛に注射するには多大の量を要すると云ふ點である』と。〔牧畜雜誌〕
第二五九號

同年獸醫學士仁田直は牛馬肉鑑別上に沈澱素（プレチピン）の應用について研究を發表したが、之は兎に牛血

清を注射し反復一〇回にして兎の脈管より採血しその血清を分離し、次に檢肉を細切して研磨濾過（石炭酸〇・五％、食鹽水〇・八％の液を五〇倍量加へて之を前記血清に滴下する。而して潤濁せば牛肉である。馬肉を鑑定するにも此例に倣ひ、馬血清（馬肉清）を兎に注射して兎から採血し血清を作り、之に肉の濾汁を入れて檢する方法である。此法では牛肉液に五割—一割の馬肉液を加へた混合肉液中から明かに馬肉の存在を知り得る。又此法は三八日を経過せる腐敗馬肉を檢しても新鮮馬肉に於けると同じく陽性結果を得たのである。〔中央獸醫會雜誌〕
〔第二十輯卷之十〕

同年鈴木周、長濱龜次郎は、牛疫免疫血清を治療に應用して次の報告をした。

『發熱後三、四日を経過し牛疫と認むべき症狀を呈したものに對しては少くも三〇〇・〇立方仙米の血清を注射せねばその效力確實でない』〔中央獸醫會雜誌〕
〔第二十輯卷之九〕

同年東京YKなるもの鹽酸ヨヒンピンが牡馬に蕃殖力を與へた例を報告した。〔牧雜寄誌〕
〔第二五七號〕

同年梅野信吉、綿引朝光、神田元次郎等は二五例の犬瘟熱病犬を檢索し、其二三例より小桿狀菌を檢出して之に犬瘟熱桿菌と命名した。〔東京獸醫新報〕
〔明治四十年第十二月號〕

同年宮崎惠信、木下米市は犬の旋回病の一例を報じ、肉食獸の本病は極めて稀なるを述べた。〔中央獸醫會雜誌〕
〔第二十輯卷之二〕

同年仁田直、蠣崎千晴、奥田金松は家禽コレラ流行の對策として、馬を用ひ免疫血清を得、鶏の本病免疫に成功した旨を述べてゐる。〔中央獸醫會雜誌〕
〔第二十輯卷之九、十〕

參考文獻

明治末期篇

六七一

本文中に記載す。

二四、明治三十六—四十年獸醫事一束

1. 一般狀況

明治三十七年六月に日本衛生學會が設立され、その發起人に獸醫界から仁田直が加はつた。

同年下關牛疫檢疫所、輸入畜牛結核病檢疫所が下關水上警察署に置かれ、同派出所及び獸畜繫留所が豊浦郡彦島村字福浦に設けられ、牛疫並に畜牛結核病検査に従事したが、之は同三十九年に下關獸疫檢疫所と改稱され、牛疫の外に炭疽、皮鼻疽、流行性鷲口瘡の検査も行はれることとなつた。

尙、三十八年に港務部設置官制中の一部改正され、獸類檢疫港の港務部に港務獸醫官及同官補を新設した。

同三十七年獸疫調査室は當時の農科大學教授時重初熊を主任とし、本所の事業を擴張して二部制とし、其第一部は専ら調査研究を擔當し、家畜傳染病の病性、原因、消毒及豫防方法等の研究を行ひ、第二部は免疫血清、豫防液及びツベルクリン、マレイン等の診斷液の製造配布を擔當した。又、此年牛疫膽汁免疫法の實地應用と家禽コレラ免疫血清の製造をなし、同三十八年には更に一般家畜疾病の研究を始め、マレインの大量製造をなし、愈々作業が繁劇を加へた。(一)



(新山莊輔)

同三十七、八年に臨時馬政調査委員會が設けられた際、委員中に新山莊輔が加はり畜産行政家として諸般の畫策をなし、遂に馬政三十年計畫を樹立して本邦馬制の基礎を築いた。

同三十八年時重初熊は朝鮮に於ける獸疫の狀況を視察し牛疫でなく炭疽なることを證明したが、之は牛疫の外に炭疽の多發した際は、兩者混同されてゐた事を示すものである。

同三十九年農商務省令第十三號を以て、地方長官の指定せる方法による去勢馬一頭に獎勵金三圓を下附し、去勢のため斃死し若くは瘵疾となつたものには所有者に金三〇圓以内の損失手當を與へることとした。

同三十九年陸軍省は『軍馬管理規則』を制定し、甲種傳染病に炭疽、鼻疽、皮疽、假性皮疽を、乙種傳染病に胸疫、腺疫其他を挙げ、それら處理方について定めるところがあつた。

同四十年頃、榎並福岡町在勤屠畜検査技手は、馬の片山病即ち日本住血吸虫症を發見した。本症馬は年に二、三回の軽い疝痛を發すると報ぜられてゐる。

同年大日本畜牛改良同盟會は牛疫豫防血清製造所新設を政府に要望した。

同年四月種牡牛検査法が發布された。

2. 屠場法公布

明治三十八年衆議院議員川島瀧藏外一名は議會に屠場法案を提出した。即ち主なる都市に屠場を公設せしめ精良の食肉を供給して肉價の低廉を企り、私設屠場獨占の弊を防がんとするなどの理由によるもので、その大要は次の如くであつた。

『第一條 本法ニ於テ屠場ト稱スルハ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺解體スル場所ヲ云フ

第二條 屠場外ニ於テハ政府ノ認可ヲ得ズシテ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺解體スルコトヲ得ズ

第三條 屠場ハ政府ノ免許ヲ得テ之ヲ設立スベキモノトス（以下略）』

同三十九年四月法律第三十二號を以て『屠場法』が發布され、六月に内務省令第十六號でその施行規則が出で、牛羊豚及び馬の屠殺について規定された。

同三十八年韓國に於ては警務顧問部で『屠獸取締規則』を公布し、京城内の不完全な屠場四十有餘を廢し之を二ヶ所として城外に移轉させた。（2）

3. 獸疫檢疫規則

明治三十九年に獸疫檢疫規則が農商務省令を以て發布されたが、その大要は次の如くである。

『第一條 韓國、清國、西伯利其他検査官ニ於テ有病地ト認ムル諸港ヨリ又ハ之ヲ經テ獸類其他ノ屍體及皮骨類其
他ノ獸疫傳播ノ虞アル物品ヲ輸入スル船舶ハ獸疫ノ検査ヲ受クベシ

第二條 検査ハ神奈川縣横濱港、兵庫縣神戸港、長崎縣長崎港、同縣嚴原港及山口縣下關港ニ於テ之ヲ行フ(以
下略)

之によつて愈々外地から入る獸疫を豫防し得て、人民は安心して畜産業に勵み得ることになつた。

かくて畜産の發展に後顧の障碍なければ、内を固めて一層その進歩を計り得るわけで、明治四十年獸醫學士大槻
雅得が『畜牛の純粹なるものに向つて登録證明の制度を設け優良牛の保護をなすべきこと』を論じたのも、今日の
畜牛登録事業の第一聲であつたが、此のやうな意見は、即ち海港防疫あつて始めて可能であると共に、内地獸醫師
の増數亦之に大なる力を致すものと云へる。即ち明治三十五—三十九年時代の獸醫師數は免許狀所有者三一〇八名、
假免狀所有者一〇三七名であつた。

4. 獸醫師鐵工免許試驗規則公布

明治三十七年十二月農商務省令を以て『獸醫師鐵工免許試驗規則』が定められた。之による獸醫の免許試験課目
は家畜解剖、同生理、同藥物、同内科、同外科、獸醫警察、畜産、臨床診斷、蹄鐵學、家畜傳染病、同眼科、同産
科、同衛生學等で、蹄鐵工の方は蹄鐵學、裝蹄判斷、造鐵、裝鐵、削蹄等であつた。尙、之と共に同三十八年三月

を以て『獸醫蹄鐵工免許試驗取扱手續』が定められ、試験主事、試験委員等の人事、問題の順、數、時間、點數等の細部に亘つて規定されるところあつた。

5. 馬政局新設

明治三十九年馬政局を設け、臨時馬政調査委員會を廢し、農商務省内の馬事を一切同局に移して、戦後の馬産對策に乗出すこととなつたが、之によつて丹下謙吉、廣澤辨二、三浦清吉、岸本雄二は馬政官に、水原勝之助、佐藤清明、安井淳之助、南澤時義、坂常三郎、加藤陽三郎、久野久、岡源次郎、熊井駒之助、山下愛三郎等は種馬所長に任ぜられたのである。

同四十年馬政官獸醫學博士今井吉平は第二部去勢課長となる。此のやうにして馬の改良増殖の計畫が樹立されたが、その後、心なき政治家のために同局廢止の運命に見舞はれたのは遺憾であつた。

二六、明治三十六—四十年の獸醫書

明治三十六年路次徳次郎は「産牛新論」を著した。本書は『牛の來歴、效用、種類、蕃殖法、飼養法、管理法、附録』よりなる。當時彼は大阪府立農學校助教諭であつた。又、麻布獸醫學校講師深谷芸次郎は「家畜眼科學教科書」を、岸本雄二は「應用蹄鐵學」を、陸軍三等獸醫江馬九三郎は「相馬學」を、警視廳獸醫本田榮次は「受験應

用蹄鐵學」を、飯島儀四郎、長村熊次郎は「實用家畜藥物學」を、原島善之助は「獸醫寶典」を、加藤雄千代は「新撰馬學」を、同じく原島は「家畜外科學」を、獸醫學士生駒藤太郎は「家畜病理通論」を、何れも出版した。同三十七年岡山縣農學校教諭木暮瑛吉、賀島政基は「獸醫學大意」を著し、陸軍獸醫學校は「病馬看護學」「跛行診斷學摘要」等を發行した。兩書は何れも菊判である。

同三十八年主馬寮技手辻正章は「日本牧羊問答」を著した。本書は菊判約二百頁よりなる。同年獸醫學士小倉鉦太郎は「獸醫學汎論」を著す。本書は解剖、生理、藥物、疾病、外科手術、細菌、馬の外貌及び管理、豚の管理、羊、犬、鶏の管理、獸醫警察法等からなる。又「鼻疽診斷心得」なる七〇頁の小冊子が發行され、凱旋軍隊に於ける軍馬の檢疫の資料として用ひられた。同年陸軍三等獸醫江馬九三郎は「畜產寶典」を著す、本書はポケット型の小冊子である。又、大分縣農學校教諭獸醫學士生駒藤太郎は「家畜發生學」を出版した。

同三十九年岩田勇は「畜產學講習新書」を、上田半二郎、加藤泰治、楨鍛は「畜產學講義」を、岩手種馬所長獸醫學士水原勝之助は「畜產學原理」を、津野慶太郎は「家畜保險論」を著した。津野博士は我國家畜保險の鼻祖と云はれる。同年岡山縣立農學校教諭賀島政基は「家畜外寄生動物學」を著した。

同四十年金澤常勇は「獸醫内科類症鑑別」を著す、本書は各家畜疾病に亘つて類症鑑別事項を述べたもので、その序に曰く。

『内科獸醫の妙技は臨床診斷の的確するにあり、是れ内科病診斷上最も緊要の事項にして又難事たり、之れが的

確の診斷を下すに往々類症のため誤診を招くこと少からず、吾等獸醫は病獸診斷に當り人醫の如く問診を用ゆる能はず、自覺症候なき動物に向つて的確の内科診斷を下すは難中の難事にして療病上最も緊要の事なり云々」

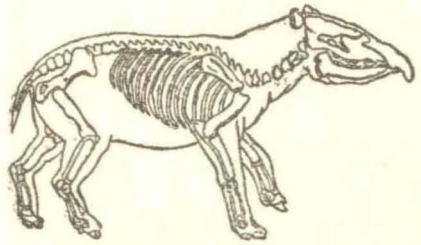
と述べてゐる。同年麻布獸醫學校講師米山理作は「獸醫調劑提要」を著した。本書は處方と調劑術を記載したものである。四・六判二六六頁の冊子である。同年陸軍獸醫學校は「病馬治驗錄」を、金澤常男は「蹄病新論」、「家畜病理解剖學」を、陸軍三等獸醫安部宗憲は「病馬看護法」を、獸醫學士加藤雄千代は「新撰馬學後篇」を、安部宗憲は「農家副業小家畜飼養論」を、獸醫學士深谷敬一は「家畜生理學」を、陸軍二等獸醫賀島政基は「養畜學」を、金澤常男は「屠畜検査員指掌」を、鹿屋農學校教諭樋口互、山口百人は「蹄鐵蹄病學教科書」を、津野慶太郎は「世界牛種の典型」を發刊した。

之等の書物中で特に深谷の「家畜生理學」は後まで續版して長く學生に讀まれた。

同年東京醫科大學教授醫學博士山極勝三郎は雜誌「癌」の主筆をなし發刊、之が費用は半田屋醫籍店主人の山口徳次郎が引受け、人畜癌腫、良性上皮細胞腫瘍、肉腫、内被細胞腫、ジンチチオーム、副腎腫等の記載をなした。之が我國に於ける癌腫研究の第一歩と云ふべきものである。

二七、「産馬大鑑」の發刊

獸醫學士原島善之助は「産馬大鑑」を同四十年に出版したが版元は裳華房書店である。本書は四・六倍判八百頁



ムイレテオレバ祖遠の馬
(載所鑑大馬産)

に互る大著で、當時の歴史と云ふべく、内容は馬の動物學上に於ける地位、馬科の分類、馬史本論、馬政の釋義、馬政機關、馬種論、構造學、外貌學、衛生學、蕃殖學、蹄鐵學、疾病學よりなつてゐる。

その馬種各論に於ける東洋種として亞刺比亞馬、西利亞馬、ベルシャ馬、ベルベル馬、トルコマン馬、カウカシア馬、トルコ馬、ニルランド馬、蒙古馬を、西洋種として英純血種(サラブレッド)、英半血種(ハンター、ハックニー)、英國駕車用馬(クレイブランド・ベイ、ノルフオルク速歩馬)、英國重挽馬、フランス馬(ノルマン、アングロ・ノルマン、ベルシユロン、ブロンニユ其他)、ドイツ馬(トラケーネ其他多數)、ロシア馬(シベリア馬、コサック馬、オルロッフ速歩馬其他)、オースタリー・ハンガリー馬、スペイン馬、イタリー馬、ベルギー馬、デンマーク馬、オランダ馬、スエーデン・ノルエー馬、スイス馬、アメリカ馬、濠洲馬等を載せてある。

日本馬については南部馬、仙臺馬、三春馬、秋田馬、最上馬、信濃馬、三河馬、能登馬、鹿兒島馬、日向馬、土佐馬、嶺岡馬、下總馬、北海道馬に互つて詳記してある。

蓋し本書出でて後は之に及ぶものなく、稀代の名著と云ふことが出来やう。

二八、明治四十一年—四十五年時代獸醫界

1. 獸醫學府の狀況

明治四十一年梅野信吉は東京帝國大學に論文を提出し獸醫學博士の學位を授與された。右の論文は一、痘苗續體繼續法研究報告（邦文及英文）二、純牛痘苗に就て（邦文）三、痘苗製造器具の改良に就て（邦文）四、本邦馬匹の腺疫病原研究報告（邦文）五、腺疫撲滅策（邦文）六、胸疫病原研究報告（邦文）七、馬の破傷風症に於ける血清療法實驗第一及第二報告。八、痘苗の研究第一報告（北里柴三郎共著）（邦文）九、天然牛痘に就て（武藤熊三郎共著）（邦文）一〇、犬瘟熱病原の研究（綿引朝光、神田元次郎共著）（邦文）である。

同四十二年九月十三日から十八日まで六日間和蘭國スケペーニンゲン市クールハウス及パラースホテルに於て開かれた第九回萬國獸醫會議に對し、我國からは獸醫學博士武藤喜一郎が出席した。

同四十三年東北帝國大學農科大學助教授加藤泰治は獸醫學講座擔任を命ぜられた。

同年日本醫學會第三回學會が開かれ、その席上で日本病理學會の開催を議し、翌年第一回を東京に開くこととなり、宿題として日本住血吸蟲症を撰定し擔當者を定めた。

同四十四年東北帝國大學は獸醫學講座を増して二個とし八月にドイツ人ドクトル、マツクミュラー (Johann

Christoph Max Muller) が畜産學教師として來學、畜産學科學生に馬學を講授した。

2. 陸軍獸醫界狀況

明治四十一年『陸軍獸醫學校條例』が改正され獸醫及蹄鐵に關する學術の練習教育、學術材料の研究調査、教育圖書の編纂又は選擇をなし、軍馬衛生に關する試験を行ふこと、學生を別つて甲種士官學生、乙種士官學生、下士學生と改め、又甲種士官學生修業者中から專攻學生を選抜在學せしめることに定められた。又その四月一日に病馬廠を開設し、東京衛戍地内に在る陸軍部隊所屬の重症患馬を收容することになつた。

同四十二年東京世田ヶ谷子代田に校舎改築工事を起し、その十一月に落成し、十二月二十八日に移轉した。

同年「陸軍獸醫事」は「陸軍獸醫團報」と改稱され、第一號から改めて發行されることとなる。當時の編輯事務は伊藤良作が擔當した。

同四十三年に第十三期下士學生から優等者一名に對して恩賜の銀時計が下賜されることとなる。此年三月清國載瀋殿下臺臨あり、同十八日獸醫團發會式に際し、北白川宮成久王殿下の御臺臨を仰いだ。

同年、從來から輻重兵器であつた蹄鐵工具を獸醫材料に編入換したが、此以後は之等の工具に大なる進歩を見ることとなつた。

同年篠崎雅太郎は陸軍一等獸醫正となる。

同四十四年第十九期より蹄鐵工長候補者優等者一名に陸軍大臣から賞品（銀時計）が授けられることとなつた。
同四十五年陸軍一等獸醫正柳澤銀藏が陸軍獸醫學校校長となる。（3）

3. 明治四十一—四十五年一般獸醫學界

明治四十一年に東京獸醫學校は校長に大槻學士を迎へたが、當時尙設立時代の創痍癒へず、子爵板倉勝達が理事長に、法學士板倉勝憲、馬島千里、三輪修次郎、大園榮之助を理事に、篠田精喜致、高橋爲善を監事とするに及んで陣容が整つた。翌年には陸軍一等獸醫正小澤溫吉が校長となつた。同四十三年の職員は次の如くであつた。

『陸軍一等獸醫正小澤溫吉（校長）、同二等獸醫正武藤喜一郎（藥物學擔當、顧問兼講師）、獸醫學士大槻雅得、同渡邊滿太郎、同青山操、宮本濱次郎、鈴木了、大谷貞方、陸軍一等獸醫井野場榮次郎、大園榮之助、伊藤良作（以上講師）』

同四十三年廣島縣西條町に縣立農學校が設けられ、同校は農科と畜産科に別れ、畜産科は獸醫畜産に必要な學問を教授した。

明治三十九年七月臺灣の農事試験場（後の中央研究所農業部）は、本島内獸醫の不足を補はんため、本島人獸醫養成機關を臨時特設し、公學校卒業者に六ヶ月間獸醫學大意を授けて修業せしめ、修業者は獸醫檢定委員の試験を受けしめ、合格者に對し『臺灣獸醫免許規則』による免許を與へた。その數は同四十年一四名、四十一年二七名、

四十二年一七名、四十四年七名であつた。

同四十四年改めて臺灣總督府農事試験場獸醫科として修業年限は豫科一年、本科三年で、教官には藤根吉春、井街顯、井原英市、杉本正篤、山田伯探、石井仁三郎、小野新市、佐土原熊吉、鳩野修造、北原熊土、松田八平等が當り生徒の定員は一五名であつた。(4)(5)

4. 明治四十一—四十五年地方獸醫界狀況

明治四十一年大韓獸醫會第四回大會は龍山に開かれたが、當日全韓國內から集つた會員は二一名で、此日大韓獸醫畜産會組織を決議し、右の委員として肥塚正太、小林駒太郎、原島善之助を推した。

同四十三年臺灣嘉義獸醫學會が組織された。

同年松村龜助死去。松村は明治二十三年東京農林學校獸醫科を卒業し、同二十六年私立麻布獸醫學校校長兼講師となり、三十二年校長を辭してその附屬病院長となり、同年山口縣農學校教諭に翌年同縣技師となり、同四十一年英國及瑞西、オランダ等へ派遣される等、畜産改良に努力貢獻したものである。

同四十三年宮内省馬醫師從六位勳六等寺田三郎は勳五等に敘され、瑞寶章を授けられ、同馬醫師從七位柄田彌會次は勳八等に敘され同じく瑞寶章を授けられた。

同四十五年島津公が愛犬カメ號を連れて大磯附近へ出獵された時、他の獵師より誤つて犬の右後肢に五號散彈を

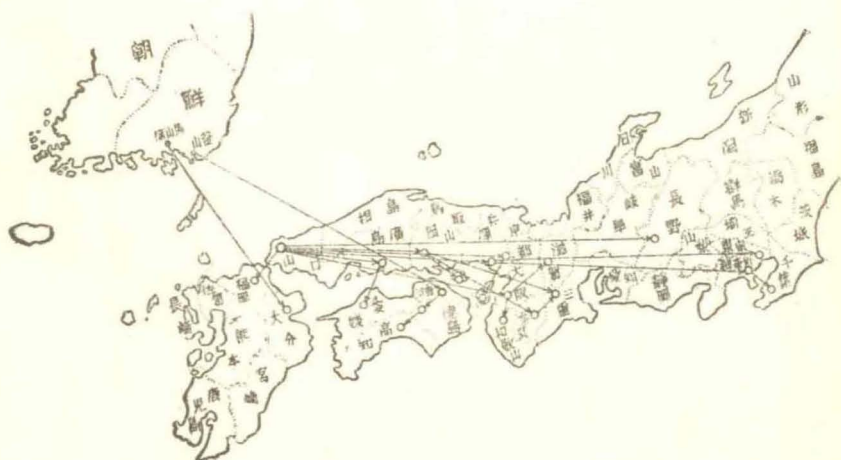
打たれたので、入江獸醫の許に該犬を連れ込み治療を求めた。しかるに彈丸の所在不明であるため入江はX光線を應用して漸く其在所を明かにし彈丸を抜き取ることが出來た。これが我國に於て犬にレントゲン線を用いた始めてある。

5. 韓國牛二重検査法の設定

韓國から鮮牛や皮類の輸入が益々増加するので牛疫侵入の危険も多くなるところから、明治三十年五月以降、釜山駐在本邦領事をして、同地より輸入する畜牛に對しては検査を施行し、検査證明書を發給せしめ、其證明書ある畜牛に對しては検査を施行し検査證明書を發給せしめ、其證明書ある畜牛に限り内地で一應再検査の上、異常ないものは直に陸揚げを許可するの制度となつたが、之は今日の二重検査の濫觴と見ることが出来る。(一)

しかし同四十一年に韓國元山を發した一群の内地輸入牛中に牛疫を發し、之が下關市外福浦検査所の監視の目を逃れて内地に逸出し、所謂朝鮮系による日本内地最終の大流行を來したやうな事があつて、實質的の二重検査の必要が感じられるに至つた。之について望月瀧三著「官界三十有三年」の原文を掲げると次の如くである。

『私は此病牛逸出と云ふことは検査所の責任と云ふよりも、其監督官廳たる農商務省も國民に對して少くとも謝罪の責に任ぜなければならぬ事であると考へまして、將來に備ふる爲め系統調査の爲め仁田直博士に御依頼して下關に出張して頂いたことがありました。時恰も韓國から技師原島善之助氏が來會せて居られ、仁田博士を助けて牛



す示で線實を況状えし播傳入使らか朝鮮の疫牛年一十四治明

(りよ〔査調疫牛次二第〕)

疫系統調査に當られた。結論が今回の牛疫は支那地より侵入したものであつて朝鮮から發したのではない、といふことに報告せられました。此報告を聞いた私には多少腑に落ちぬ點もありましたから、念の爲めに私自身が更めて下關に出張し、明石港務部長、牧野獸醫官、及檢疫官某氏の援助を得て系統調査を進めて行きましたところ、支那地に此系統を求むることは非常に縁が遠いやうに思はれ、寧ろ朝鮮元山系に引付けた方が事實であるといふ確證を得ました、私は仁田博士とは別に復命をし、愈々其時の牛疫が朝鮮系である事に確定せられたのであります。此事件が誘因となつて農商務省内に韓國牛輸入禁止説が擡頭し、下岡局長は私に現行檢疫法の改正案を起草する事を命じました。私は英國檢疫法を基礎と致しまして、漸く私案が成つたものでありますから、四十二年一月十一日農務局に各囑託を召集して協議會を開きました處、例に依つて不得要

領何等決するところがなかつたのであります。彼此する内に衆議院の方は一步御先に獸疫豫防法改正建議案を提出しました。其内容の要點は賠償金増加、牛乳廢棄處分手當金及清韓西伯利亞地方の畜牛輸入禁止でありました。之れを傳へ聞いたのが韓國農商工部農務局長中村彦、同技師原島善之助氏であつた。若し衆議院の建議案が政府の採用するところとなる様なことがあつては韓國の重大事であるとなし、宙を飛んで來て、韓國は今では實質上支那や西伯利亞と異つて純然たる外國ではない。日本の一部とも見らるべき國である。然るにも拘はらず韓國から日本に輸出する牛を禁止せられては韓國の産業經濟上に由々敷惡影響を及ぼすことは明かなことであるから、是非禁止建議案の採用や禁止省令の發布は中止して貰ひたいといふ切なる懇望でありました。其處で私は「農商務省では韓國牛の禁止を目的に省令發布を考へて居るのではない。牛疫侵入防止が目的であるから牛疫さへ無くなれば問題はないのである。其邊は誤解ないやうにして貰ひたい。今回韓國から牛疫を侵入せしめたことは農商務省としても其責任の重大なることを感じて居るのであるから何等か再びかくの如き過失をせざるやうな牛疫防止の方法があれば當方でも好意的に考慮する」と懇談を遂げたところ之れに關して韓國側には對案が用意せられて居なかつたやうでもあるから、私の方から参考の爲めに協議案を出して「今回内地に牛疫の侵入したことは確かに檢疫所を潜つて居ることは認める、檢疫所の検査が正確であれば牛疫は恐るるに足らぬといふことは理論上言ひ得ることである。又檢疫所の設置の目的も其所にあるのであるけれども多數の牛を取扱ふのであるから、今回の如きことは將來とも絶對に無いとは保證出來ない。依て兩者に檢疫所を作らう」として出來たのが現今の釜山福浦間の二重檢疫法であつた。

此話が決定したのは明治四十二年三月で、其契約は釜山港に航海日數を含めた十一日間の繋留期間を置くこととなつた」云々。

參考文獻

- (1) 山脇圭吉、日本帝國家畜傳染病豫防史
 - (2) 菅沼寒洲、牧畜雜誌第二六〇號
 - (3) 陸軍獸醫學校沿革概要（昭和九年調）
 - (4) 臺灣農事報第二六八號、特別號
 - (5) 臺中州農會竹山支會報告
- 其他文中に記載す。

二九、明治四十一—四十五年時代の獸疫

明治四十一年、二年當時の獸疫は炭疽五〇〇頭、氣腫疽一七〇頭、假性皮疽五〇〇頭、牛疫は四十一年に三、三三一頭、同年流行性犄口瘡は五七九頭、豚コレラは東京、神奈川、埼玉等の養豚地に流行し四一年の發生は二千頭に達したが、殊に沖繩縣は最も猖獗を極め千七百餘頭を侵した。狂犬病亦三百頭を數へたことによつて、當時は獸疫蔓延時代を現出したのであつた。(1)

1. 牛 疫

牛疫は前述の如く爆發的の發生を見たが、之について官本曉誕は次のやうに論じてゐる。

『四一年六月、牛疫は本邦西部に發生し、七月初旬尙ほ終熄を告ぐるに至らず、原因は六月十日清國大連市から清國産活牛十頭を持て來たが、之が炭疽及び流行性寒冒として死亡せる例あり牛疫ではなかつたか。又兵庫檢疫所で陸揚した天津牛と云ふものありそれより關西の産牛地方及び近縣と活牛未製品及び商人の出入頻々たるより東京の嚴重なる警戒も效なく次の發生を見た(七月二十二日—八月二十八日まで)。

眞症 二〇、 疑似 一〇八、 計 一三八。

事由。兵庫縣飾磨郡より芝區の牛宿吉田定四郎方に汽車で來た牛(和牝牛)は屠獸場で撲殺し、それと同棲せる牛は眞正なること開業獸醫早川が發見して届出で、二十一日朝撲殺した。其後は警視廳獸醫、開業獸醫關一平、大槻雅得等がそれぞれ發見した。

農商務省農務局發行の「第二次牛疫調査」によると次の如く云つてゐる。

『明治四十一年發生の牛疫系統を分つて左の三種とする。一、韓國馬山浦より大分縣に病毒を輸入發病したもの
二、同國釜山港より香川縣に病毒を輸入發病したもの 三、清國又は韓國より山口縣に病毒を輸入したる形跡あるもの
その何れより來りたるや終に不明に屬し爾後急激の速度を以て各府縣に蔓延せるもの、その第三系統によるものは山口縣より直ちに長野縣に入り亞で岡山、兵庫、廣島縣より愛媛縣、岡山縣より香川、小豆島、奈良縣に入り、東京府及び神奈川縣の發生は何れも兵庫縣より病毒輸入に基き、亞で神奈川より千葉縣、大阪より和歌山縣を侵し、奈良縣のものは之が病毒を三重縣に運び、徳島縣の發生は香川縣より、高知縣は徳島縣より輸入す。』

今回の牛疫は蔓延の區域著しく擴大して慘狀を極め損害頭數三、二五七頭、之がため國庫は二八萬七、一八四圓九一錢の牛疫豫防費を支出せり。

而して此年に多發したのは廣島、大阪、香川、山口、兵庫の順で、徳島、奈良、神奈川、東京、大分等も各百餘頭の發生があつた。

明治四十二年は牛疫發生なく、同四十三年に神奈川縣横濱市で三月になつて突然牛疫を發生した。しかも瞬時にして各郡部を襲ひ疫勢猛烈を極めたが、しかし此の病毒輸入路は全く不明であつた。

東京府に於ては同四十三年二月に千葉縣君津郡から和船に積込み横濱に、翌日府下巢鴨に牽入れた乳牛一頭が三月に牛疫を發し次で同府下から埼玉へ飛び、一方神奈川のものは山梨、三重、愛知、千葉、栃木の諸縣を侵し損失總數二、九三三頭であつた。東京が一、七六三頭を撲殺し二七頭斃死してゐるし、神奈川は四四八頭を殺し四四頭病死、愛知は四〇七頭を殺し七頭病死した。之で同年九月に本病は漸く終熄したのである。此年の國庫支出金は三八萬餘圓、府縣費七千餘圓、市町村費三千五百餘圓と記されてゐる。(2)

明治四十一年韓國の咸鏡北道に牛疫が發生し、菅沼源之助、本田榮次等は豫防注射に狂奔したが、本田の調査によると同四十年から四十一年にかけ間島の畜牛千八百頭が牛疫で斃れたと云ふから、その病毒が侵襲したものはれると云ふ。(3)

當時は恰も羅南に兵營の建築中で、附近農家から一日二百頭以上の牛を牽き出し建築材料の運搬に従事させたが、

此地方にも牛疫が蔓延したため畜主は牛を供出することを嫌ふに至つた。即ち病氣に感染する虞れを抱いたためである。依て農商工部は原島畜産課長の發議により、軍隊使用の畜牛には豫防注射を勵行することとし漸く畜主も安心して材料運搬に従事したのであつた。

以上の如くで當時内鮮兩地を通じて牛疫に侵され、獸醫學は之が對策に動員されたが、その結果牛疫免疫血清注射の方法が案出されるに至つたけれども、その血清製造能力も不充份であり、特に朝鮮に於ては同地を中心とした製造所新設の必要が考へられた。又、同四十二年に釜山に移出牛檢疫所が設けられた。これも牛疫對策を主とした一つの豫防手段であつた。

臺灣に於ては同四十一年に鹽水港廳及び南投廳管内に大流行をなし、前者は二千二百餘頭、後者亦千二百餘の畜牛を失つた。

同四十二年は臺灣各廳共に大いに發生を減じ流行地も縮小した。

同年嘉義廳に於て主任警部及び獸醫の打合會を開いた時、總督府の發した施行要項は次の如くであつた。

「一、臺中、南投、彰化、斗六、嘉義、鹽水港六廳管内を防遏法施行區域とす。二、前記區域内に於ける牛疫を約三ヶ月間に於て全滅せんとす。三、區域内各廳は廳令を發布し畜牛の賣買讓與交換委託飼養等を爲さんとする者は廳又は支廳に出願せしめ許可を受けしむることとする。四、區域内牛籍簿の設なき廳に於ては此際取締規則を發布し警察官監督の下に保證をして確實に牛籍簿の取扱をなさしむること。五、牛疫發生の狀況は日々隣接警察官

賣派出所に電話又は急便を以て通報すること。六、区域内に於ては獸醫の立會する場合の外屠牛を禁じ且つ獸肉行商者に牛肉の行商を禁止すること。七、牛商（牛販、牛律人）は特に嚴重に取締ること。八、区域内に在る牛墟（牛市場）開場日には必ず巡查及獸醫を派遣し牛畜の出所及健否を調査せしむること。九、病牛、斃牛の處置消毒法、交通遮斷等は明治四十年九月十日殖農第九六一號を以て配布したる牛疫防遏法施行に關する心得により確實に之を勵行すること。一〇、隣接地に牛疫發生の報を受けたるときは警察官は病毒の侵入を防ぐ手段を講じ之を勵行するは勿論保正甲長を指揮監督し嚴重なる健康調査を施行すること。』

此の舉あつて以來畜牛の移動には許可證を要することとなり、奸商の不正手段を矯正し得、中南部に於ける畜牛移動の極めて頻繁なる事實も明瞭となり防疫上に利する所が多かつた。

明治四十二、三年には嘉義、臺南二廳下の一部に流行したが漸次に病勢減退して、同四十四年には更に發生數を減じ、一月から六月迄に三五頭と云ふ小數になつた。かくて官民共に愁眉を開く内、七月に入つて如何なる油斷からか又々阿緱街に突發し、急速に病毒は四散して阿緱廳下の大半及び臺南廳下の一部に及び、同年は二、三九六頭の多數を失つたのである。

阿緱廳臨時牛疫防疫部附屬牛疫血清作業所では同三十九年一月から血清を配布して同廳下の牛疫流行地に應用することとなつたが、その成績良好で大いに畜主の歡迎を受けた。しかし牛疫流行は同廳下のみならず中南部各廳に互るため、之等の流行地にも血清の豫防注射を普及せしむる必要あり、且つ現在の作業所は設備小規模で大量の

製造に適しない。そこで血清製造事業を國費で經營し其供給を豊富ならしめる目的を以て同四十年から牛疫血清製造費及び建物其他の設備に要する新營費を阿蘇廳に配賦し、同廳附屬牛疫血清作業所として製造の血清は各廳の要求に應じて配布することとし直ちに建物其他の設備に著手し、同四十二年十月に至つて全部の竣功を見、茲に牛疫血清供給の設備は完成した。その十二月には牛疫血清作業所規程が訓令第二十六號で公布された。(5)(6)

2. 傳染性貧血

明治四十一年北海道志賀源太郎は、北見國網走郡、紋別郡下にブラリ病續發を報じ、傳染性血液病にして急性貧血症と認むべき諸徴あり、其經過中に心臟瓣膜病、心内膜炎、心筋炎を伴ふ。而して本病は釧路、十勝方面から侵入したことは疑はないと述べた。(7)

同四十二年柏陸軍三等獸醫は、岩手縣下の傳染性貧血を調査して、その餘りに蔓延した現状を慨嘆し次の如く論じてゐる。

『現今の狀態に於ては郡役所或は町村役場の如きは馬匹出産斃死其他の出入頭數を知るも、果して何々症何々の件により斃死せりとの診斷書を必ずしも添ふる必要なきを以て、彼等人民は斃死病名を附せず、爲めに町村長は現今何疫が當該村に流行するやも知るを得ざるの有様より、如何にして其豫防制遏訓示を人民に發するを得んや。故に一郡或は數村に一人なりの獸醫を常置せしめ斃死馬届には必ず診斷書を附し、郡町村内苟も馬匹衛生事務を分掌

せしむるを得れば其發生豫防制遏の道も速かとなり、郡或は町村内に産馬の業は更に隆盛となるに至らんか』。

同年傳染性貧血豫防のために政府は臨時馬疫調査委員會を設置した。その事務を馬政局で行ひ、委員長は馬政長官寺内正毅、委員は勝島仙之介、今泉六郎、時重初熊、丹下謙吉、岸本雄二、志賀潔、佐々木富彌、仁田直等が任命された。同四十三年に馬政局が陸軍大臣直轄となり同省騎兵課長陸軍少將淺川敏靖がその長官となつたので、委員長も淺川が任命され、その他同四十四年の人事では騎兵大佐吉田平太郎、獸醫學博士柳澤銀藏、同津野慶太郎、醫學博士宮島幹之助、獸醫學博士武藤喜一郎、陸軍三等獸醫正官本曉澁、陸軍一等獸醫大塚猪一郎が新に任命されて委員に列し、補助委員に傳染病研究所技手小泉丹が就任し、翌四十五年には盛岡高等農林學校教授可兒岩吉が囑託として加へられた。(8)(9)

2. ビロプラズマ病

『明治三十六―四十年の家畜疾病』の條下に見られる通り、明治三十三年七塚原牧場開設の際發見されたビロプラズマ類似病に就ては葛卷技手が之を報告してゐるが、それは但し壁風熱か否か不明であつた。そして始めて本邦に壁風熱を發見したのは佐賀縣松浦郡下の松岡三代治獸醫が送附した血液標本を時重博士が検査されて、小ビロプラズマを發見したのがそれで、時に明治四十二年であつた。(10)

同年頃には佐賀、熊本、大分地方に本病が發生して居り、同四十三年には獸醫學博士時重初熊が熊本縣下の地方

病を調査して之を報告し、病原體として二種のピロプラズマを見、一は大ピロプラズマで劇烈の熱及び貧血症を發することを認めて本病原とした。又本病は悪性カタル熱でなく、壁虱熱と名づくる一種のマラリア性傳染病であると述べた。(10)(16)

翌四十四年時重初熊は韓國、岩手、秋田、滋賀、徳島、埼玉、兵庫、廣島、京都、香川、千葉、青森、鹿兒島、東京、石川、鳥取、長崎、大分、山口、愛媛其他地方の検査牛から相當數に小ピロプラズマを發見した。(10)

同四十三年臺灣恒春種畜場で多數の輸入牛にダニ熱が發見された。(11)

4. 其他の疾病

狂犬病は明治四十一年に東京、神奈川、山梨等各府縣に流行し、その數二五〇頭に達し、四十二年は三一七頭で殊に神奈川縣に於て著しく其數百數十頭、遂に群馬、千葉、長野、宮城縣下に發生し、同四十三年は更に長崎に流行し岩手を加へ一五九頭となり、同四十四年に福島に發し東京では未曾有の猖獗で病犬四五二頭の多きに及び人畜の被害は少くなかつた。此年の發生數は全國で五七五頭、又四十五年は七一三頭であつた。(12)(13)

牛の流行性驚口瘡は北朝鮮に於て同四十三年に流行し、其他同三十六年慈城郡に發生した豚の流行惡疫は四十一年、四十二年にも續發した。狂犬病はミツチンケーピョンと云ひ明治四十五年に厚昌郡下に發生して畜牛、驢が發病し、道囑託の富田國松獸醫が出張檢診して狂犬病なるを確めた。(14)

同三十九年から四十一年にかけて馬のインフルエンザが全師團に流行し患馬總數は三、六五八頭、斃死三〇八頭を數へた。同四十三年六月以來、廣島、東京、大阪、京都等に馬疫發生し、當時十二師團の陸軍二等獸醫城戸孫右衛門は傳染性氣管支炎なる病名を以てその調査を發表してゐる。それによると病狀は倦怠、痲鈍、粗厲の短咳あり、體温三九度以下、鼻漏あり、極盛期に聽診上、肺に水泡音を聞く。藥法は礪砂、コデインの配用をなすと云ふのである。

臺灣に於ては、明治四十三、四年に炭疽三〇頭位、豚コレラは四十一年以後千九頭、四十三年以後二、五〇〇頭位、毎年發生した。

骨軟症が馬に發生してゐることについては明治四十一年に陸軍三等獸醫正太田楨太郎が次のやうに云つてゐる。

『近來十年、我が軍馬に骨軟症の發生を増加し殊に濠洲馬の輸入以來、俄然劇増を加へ、年來發生少しと視られた東北産馬地にも目下その患馬少からず、而して豫後多くは不良にして云々』。之については松尾一等獸醫亦金澤陸軍獸醫會の席上で、明治三十年前後より既に骨軟症が軍馬及民馬を侵した實例を報じてゐるが、前記太田が本病の根絶策として述べた三點は次の如くであつた。

- 『一、乾草の品質を改良しその産額を豊にすること。
- 二、妄に大馬を繁殖するの弊を防ぐこと。
- 三、馬匹の運動を規則正しくすること』

三〇、明治四十一—四十二年家畜病の研究

明治四十一年陸軍二等獸醫守田猪一郎は東北地方の馬疫を調査し篠原雅太郎、武藤喜一郎が悪性貧血なる病名を附したことに對し所見を發表して次の如く論じてゐる。〔中央獸醫會雜誌〕
（第二輯卷之九）

『本病は地方病で放牧地に多い。本病は再發する。而して急性期は熱候及び貧血を主とし、慢性期は貧血、浮腫、心悸亢進を主とする。重症患馬には多數のフィラリアを發見した』

同年傳染病研究所技師梅野信吉は、馬の胸疫について大要次の如く述べてゐる。〔中央獸醫會雜誌〕
（第二輯卷六、七、八）

『胸疫は從來馬の流行性感冒中に屬したが、近來之と區別したもので、本邦に於て從來各地に多少散發した如くである。その著しい流行をしたのは明治三十八年日露戰爭中、外國馬匹の輸入後である。三十九年は約三千頭發生し、八・五八%の死亡率あり、三十八年は留守部隊に發生し一六九頭の軍馬を侵し死亡率八・八七%であつた。

余は明治三十八年之が研究を試み細菌學的検査により一種の桿狀菌を得た、即ちシュツツ氏桿菌と認められる。然るに三十九年に流行したもからは双球菌を得た。故に今日胸疫と稱するものは二種あつて、シュツツ氏桿菌は容易に鼻内に證明し得るも、双球菌は然らず、此の二種の病原體は症候及び病理上に於ても相區別し得るの時期に到來すべきを信する』。

同年梅野信吉、綿引朝光、神田元次郎は犬瘟熱病犬から一種の病原即ち犬瘟熱菌と云ふべきものを分離したと發

表した。(「中央獸醫會雜誌」第一二輯卷一、二、三)

同年獸醫學博士津野慶太郎は瓜哇から輸入した家畜飼料モラスキットの研究を行つた。之は糖蜜を甘蔗莖髓に吸收させて調製した飼料である。(「中央獸醫會雜誌」第二二輯卷之三)

同四十二年月寒種畜牧場澁谷分場に於ては、種禽の陰萎に對しヨヒンピン劑を用ひ、治病の效果確實なるを立證した。(「牧畜雜誌」第二八七號)

同年獸醫學博士仁田直はバストール式に倣ひ炭疽豫防液を製し、緬羊及び牛馬に接種し豫防力大なるを報じた。

(「中央獸醫會雜誌」第二二輯一、二、四、五、六)

三一、明治四十三年—四十五年家畜病の研究

明治四十三年獸醫學博士武藤喜一郎は、骨軟症治療中の患馬には大麥を全廢して夏は青草、冬は乾草を以て唯一の飼料とすべきを論じた。同年陸軍三等獸醫佐々木愛太郎は、骨軟症に對して初め適宜の下劑を投じた後、アルカリ鹽類、サリチール酸ナトリウム、沃度劑等の内服をなし、穀食を禁ずることの頗る有效なるを説いた。(第八師團分團研究會にて)

同四十四年武藤喜一郎は、ヨードカリウムを繼續して骨軟症に用ひることは、アルカリ療法の如き效力を望み難いと論じた。(「陸軍獸醫」)

同四十三年細田成吉は樺太馴鹿の疾病について、腹部の病あるも土人は治療せず、屠殺するのみである。又蹄病あるも治療を施さず、蚊、虻、蛇、ダニ害も多いことについて報じた。〔牧畜雜誌〕 〔第二九一號〕

同四十四年太田楨太郎は腺疫血清を軍馬の治療に用ひ相當の效果あるを認めた。此當時は獸疫調査所は時重博士の指導下にあつて腺疫血清の製造をしてゐた。

同年陸軍獸醫學校病馬廠名を以て、馬の動脈瘤の一例を報じたが、之は寄生虫性のものでは全然無いと云ふことであつた。〔陸軍獸醫團報〕 〔第一九號〕

同年太田楨太郎は馬の鐵道輸送病について報じ、貨車に空氣窓の設備、貨車の縱横容積の増大、排氣孔の設置、馬體の衝突を緩和すべき褥の設備等の必要を力説した。〔陸軍獸醫團報〕 〔第一九號〕

同年陸軍一等獸醫安住健次郎は、馬の脾裂により急死した一例を報じた。本例は脾臟が縱徑約二〇cm、横徑八cmの不正形大破裂をしてゐたのである。〔陸軍獸醫團報〕 〔第二〇號〕

同四十五年宮本曉誕は馬の感電試験をなし、臺灣醫學會臺北例會に於てその内容を發表した。

三二、傳染性貧血に對する調査内容

1. 豫防心得と豫防手續案

前述の如く臨時馬疫調査委員會は明治四十二年七月に設置されたのであるが、同會はその目的として馬疫の病性を調査し其の豫防及治療の方法を研究するにあつて學理的詳細のことは之を後日に譲り實地的有益の豫防及治療法を案出せんとし、一、發病及流行の狀況、病馬の診斷及豫防等の調査、二、微生物學、病理學及び醫化學等主として學術方面よりの調査、三、外國に於ける類似病との比較等に互つて行はれたのである。同年十月には「馬疫豫防心得及び病症説明書」が訓令示達された。(1)

同四十四年五月に臨時委員會が開かれ、岸本幹事の説明による議案第一、傳染性貧血豫防手續。第二、獸疫豫防法適用案を可決し、右實施の必要から左記二案を決議した。(15)

「一、傳染性貧血豫防心得

第一項 馬匹故なくして發熱、痲痺し運動を厭ふ等本病の疑あるものは直に獸醫の診斷を受け速に口頭若は書面を以て最寄警察署、巡查駐在所又は市町村役場に届出づること

第二項 本病に罹り又は其疑ある馬は健馬と隔離し成るべく取扱人、飼槽、水槽、手入道具等を別にすること

第三項 前項の隔離所は成るべく清潔にし射入光線を遮りて蛇、蠅の群集を防ぐこと

第四項 放牧中の馬匹本病に罹るか又は其疑ある時は速に舍内に牽入ること（中略）

第六項 病馬又は疑症馬を繋畜する場合には取扱人の外猥りに出入すべからざること（中略）

第八項 眞症と決定せる病馬は警察官又は檢疫委員の指揮に従ひ直に撲殺すること（中略）

第十項 病馬の屍體は石灰乳又はクレシン乳劑に浸せる布片綿類を以て鼻、口、肛門、陰門等の天然孔を塞ぎ成るべく之を上方に向はしめて運搬すること（中略）

第十四項 本病流行地より買入れたる馬匹は獸醫の診察を受け健全なるを認めたる後にあらざれば在來の馬匹と混同し又は同一牧場に放つべからざること（下略）

二、傳染性貧血豫防手續

第一條 本病流行地には檢疫委員を配置し馬匹の健康検査を行ふべし

第二條 前條検査の回数は病馬發生の狀況により之を定む但し流行の時期にありて少くとも毎週一回其他の時期にありては毎月一回之を行ふものとす

第三條 流行地以外にして本病發生の疑あるときは地方長官は警察官及獸醫又は檢疫委員を派遣して該地方に於ける馬匹の健康検査を行ふべし

第四條 検査委員たるべき獸醫は病馬の診療に經驗あるもの又は本病に關する講習を受け若は研究に従事したる

ものの内より地方長官之を選用するものとす

第五條 地方長官は檢疫委員講習の爲め指導官の派遣を陸軍大臣に申請することを得

第六條 警察官及獸醫又は檢疫委員、本病に罹り又は其疑ある馬匹を發見したるときは眞症馬は撲殺し疑症馬には隔離を命じ其旨地方長官に報告すべし（中略）

第七條 檢疫委員は疑症馬にして健康の状態に復したりと認むるときは運動試験を行ふべし

前項の運動試験は牽、乗、駄、駕等適宜の方法により初は緩徐なる歩度にて二、三十分時間運動を行ひ漸次其程度を増し三週間の終りに至り運動時間を一時間以上となし馬體の十分發汗するに至るを以て度とす

第八條 前條運動試験の結果異常なきものは隔離及監督を解くべし

第九條 地方長官必要と認むるときは地域を限り若干期間馬匹の放牧を禁止すべし。

又、四十四年十二月に定期委員會を開き、傳染性貧血病馬の血液を健馬又は驢に注射すると一週間以上の時日を經て同症を發し、鼠、モルモット、兎、牛、羊、山羊、豚、犬等では發病しない事。本病は血球著しく減少し、心、肝、脾、腎、淋巴腺、骨髓等の諸臓器に多少著明な病變を見る。又健馬の赤血球は血液一立方密米中六、七百萬なるに、本病馬は三、四百萬甚しきは百萬以下に減じ、赤血球沈澱は、その血球層が健馬で血液全量の十分四以上なるに、本病では十分一以下に下ることある事實。病原體は極めて微細で顯微鏡に映せず、其性狀より推考し細菌に非ずして么微生體に屬す。病毒が馬體に入ると發作の有無に關はらず數年を経過するも多くは死滅することが無い。

本病は放牧地で傳播の勢猖獗なるも厩舎内では傳染すること甚だ稀である。この傳播は昆虫によると認める成績を得た。』等の事項を決議した。

参考文献

- (1) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史(明治篇)
 (2) 農商務省農務局、第二次牛疫調査
 (3) 朝鮮の畜産、第四卷第四、五、六號
 (4) 菅沼寒洲 東亞有畜農業第七卷
 (5) 高澤壽 臺灣牛疫史
 (6) 高澤壽、村松歲春 臺灣の畜産、第五卷第二號
 (7) 志賀源太郎 中央獸醫會雜誌第二一輯卷之四
 (8-9) 馬政局 臨時馬疫調査委員會記事
 (10) 時重初熊中央獸醫會雜誌第二四輯卷九明治四十四年
 (11) 青野哲男 畜産雜誌第三〇年第五號
 (12) 大橋正之助 中央獸醫會雜誌第四〇年第五號
 (13) 小山武義 名古屋市衛生試驗所報告第三回
 (14) 松本一村 中央獸醫會雜誌第二七輯卷之六
 (15) 馬政局 明治四十四年度臨時馬疫調査委員會記事
 (16) 時重獸醫學博士論文集
 其他文中に記載す。

2. 明治四十四、五年傳染性貧血症調査内容

明治四十四年五月陸軍二等獸醫内田喜代松の北海道十勝國馬蔀調査によると、同國音更村に於ける發病狀況は次の如くであつた。(1)

『明治三十六年秋冬期大字下士幌を中心として本病其の附近に蔓延し翌年六月より九月の候最も猖獗を極め多數

の斃馬を出した。次で三十八—四十年の間漸時減少し殆んど終熄の景況であつたのに四十一年三月以降芽室、音更帯廣を初め河西、河東、中川郡各部落に散發し四十三年秋より四十四年に入り音更村では檢馬數の約一割が病馬であると云ふ狀況を呈した。

又、音更村では『貧血馬豫防規約』を作つてゐたが、其の内容は大體次の如くである。

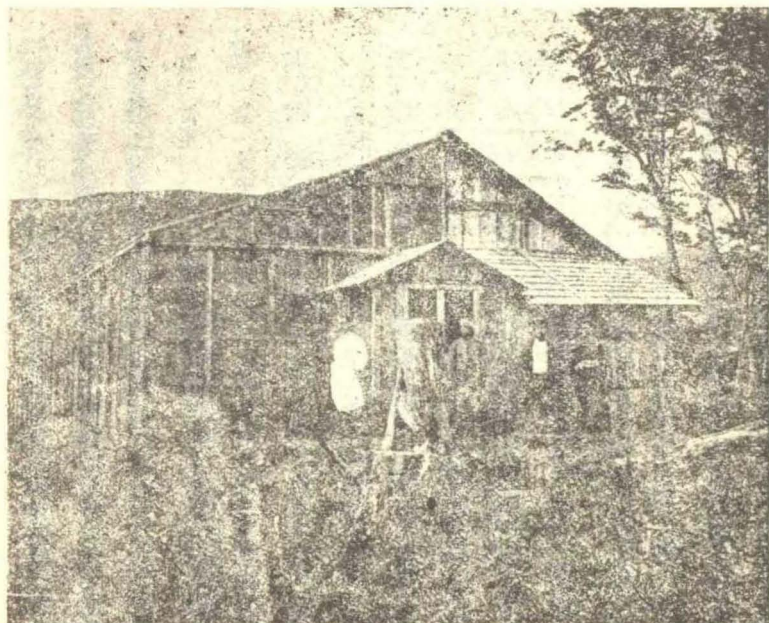
『第一條 音更村内ニ於ケル馬所有者ハ貧血馬豫防制遏ノ爲メ本規約ヲ締結シ互ニ遵守スベキ義務アルモノトス
第二條 組合員貧血馬疫若ハ之ニ疑ハシキモノアルヲ認メタル時ハ左ノ手續ヲ爲スベキモノトス（最寄幹事又は組合長及び其の筋に申告し直に最寄獸醫の診察を受ける等を規定してある）

第三條 組合員ハ馬匹ヲ組合區域内ニ輸入セントスルトキハ最寄獸醫ノ健康診断ヲ受ケ危險ノ虞ナシト認メラレタル後ニアラザレバ輸入スルコトヲ得ズ但シ組合區域外ニ出シタル馬ヲ再ビ區域内ニ牽入ルル場合モ亦同ジ
第四條 組合ハ毎年一回以上、臨時囑託獸醫ヲシテ組合員所有馬匹全部ノ健康診断ヲ行フモノトス（中略）

第六條 組合長ハ馬疫豫防制遏上馬匹ノ交通ヲ危險ナリト認ムルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ一定ノ區域ヲ限り馬匹ノ出入ヲ禁ズルコトヲ得（下略）』

同『四十四年度泉放牧試験最終報告』は岸本雄二、志賀潔、小泉 丹によつて次の如く結論された。（一）

『病毒は接觸することなきも飛翔すべき吸血昆虫媒介により蔓延す。普通馬匹を襲ふべき有翅吸血昆虫中蚊及び蚋は從來の試験に於て本病と關係なきを證明し得たるも、虻、馬虻及び蝨蠅の三種に就ては本年の試験成績を俟つて



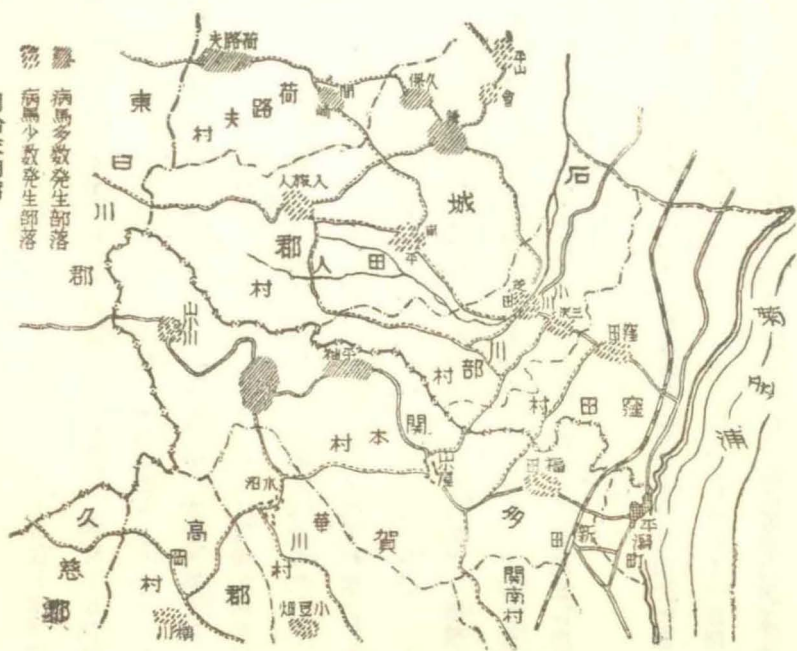
泉試馬所昆蟲試驗裝置網張厩舎

要す。

昆虫の交通を遮断したる場所に於ける病毒接觸の試験に對しては成績明瞭を欠くも室内試験に於て病毒の消化器より侵入し得べきことは委員會の既に承認する所なれば感染の確證を得ずとするも強ち觸接傳染を否認すべきものに非ず』

同四十四年九月に『茨城縣多賀郡に於ける馬疫調査報告』が大塚猪一郎によつてなされた。その大要は次の如くである。(一)

『茨城縣多賀郡關本村の馬疫は傳染性貧血と診斷する。病馬の血液を接種した試験馬は一定の潜伏期を経て發症し顯著の病症を呈し遂に斃死した。病毒は放牧地に於て福島縣石城郡田人村地方の馬より傳播したものである。目下流行の地域は關本村才丸を中心とし華川村内にも病馬を發生した。病毒の散蔓



發地たる田人村附近の地圖

は未だ甚しくないが、病勢頗る劇烈で一
旦之に犯されると殆んど斃死を免れない。
経過も急劇で發病斃死相踵ぎ殊に病毒は
部落の一局部に濃厚で恰も厩舎傳染の觀
がある。』

同年『福島縣に於ける馬疫調査』は岸
本雄二、宮本曉誕、大塚猪一郎、小泉 丹
によつてなされたが、之によると次の如
く述べられてある。(一)

『福島縣管内の馬疫流行地は主として
石城郡田人、川部、窪田の三箇村で、田
人村では同四十二年小野某が馬商から當
歳附牝馬一頭を購入したところ、此の馬
は東白河郡方面から牽いて來たもので、
當時既に瘦削虚弱で輕貨の駄載にも堪へ

病馬多数発生部落
病馬少数発生部落
明治末期篇

なかつた。之を佛具山に放牧すると容態日を逐ふて不良となり間もなく斃死し、次で同山放牧馬が續々病に罹り數頭の斃死を見、四十三年には病勢更に激増し僅々三四戸の小部落で二八頭の馬が之により斃れた。田人村入旅人では約二〇頭が四十二年に斃れ、中には一家で九頭を失つたものがある。

田人村荷路夫は馬疫流行の最も劇烈な部落で、實驗馬數十頭の中で一三頭の現症馬を得た。而して發病馬は何れもバツカ山に放牧したものであつた。バツカ山には馬商が川部村から預つた馬を放牧したところ壯齡の牝二頭及三歳牝駒一頭が斃れた、これが同山斃馬發生の始めである。

同四十四年九月『第十五師團各乘馬隊に於ける傳染性貧血快復馬視察報告』が武藤喜一郎、大塚猪一郎によつてなされたが、その摘要に次のことが述べられてある。(一)

『第十五師團各乘馬隊に補充された四十三年度の新馬は總數二五〇頭で、内毫も傳染性貧血に關係ないものは二六頭に過ぎなかつた。快復馬は現在病症を認めない。入隊以來常に之等の快復馬と共に繋畜使役され極めて病毒に感染し易い境遇にある注意馬並に其の他の新馬につき調査したが感染の形迹は無い。接種試験では之等快復馬の多數が尙其の血中に病毒を保有することを知つた』。

而して快復馬は軍隊に於て病毒蔓延のことなく、只山野に放牧された際蔓延の原因となるため、軍としては快復馬の補充を許し、地方では病毒保有馬として之を撲滅すべき理由を意見として後記してある。

又、大塚猪一郎は仔馬に感染試験を行ひ、馬に多量の病毒(血液又は尿)を飼食飲用せしめると症状を發す、即

ち消化器も本病傳染の一門戸であること、病馬の乳汁には病毒を泌出することにより仔馬への感染可能であることを論じてゐる。(1)

同四十四年『盛岡高等農林學校試驗所報告』では、可兒岩吉(盛岡高農教授)に依つて、次の如く結論されてゐる。(1)

『盛岡附近に發生する傳染性貧血には急性乃至次急性のもの多く、急性のものは衄血、體內出血を伴ふこと稀でなく、又最近は血尿を發した例がある。又臍部聽診で心臟搏動音を聞くことがある。傳染性貧血は往々肺氣腫又は稀に結締織間氣腫を併發することがある。急性患馬は斃死直前まで良榮養を維持するもの尠くない、死の直接原因は心臟麻痺である。急性患馬の肝は腫大し其の質硬く鬱血してゐる。又小腸カタルあり、粘膜に圓形細胞を浸潤する。脾は多少腫大、腎も多少大で水分に富み柔軟である。骨髓の赤變は股骨及び上膊骨に見る。

慢性症は榮養不良、衰弱により虚脱死するので、心臟は貧血の外に變狀なく、肝は多少増大し硬度を増す。又膽汁の沈着により黄色を呈す。脾は常態であることが多い。

同四十五年十二月に馬政局で臨時委員會を開き、次の決議を行つた。(2)

『傳染性貧血病毒の傳播は山野にありては普通蛇の媒介によるものと推察す、但し局限したる地域に於て久しく病馬と同居したる馬は蛇の媒介によらざるも消化器傳染により感染することあり』。

三三、明治四十一年—四十五年獸醫事一束

1. 西川課長退官

明治四十二年三月に畜産課長西川勝藏は休職退官した。西川は明治三十一年から畜産課長として我國畜産の樞機を握つてゐたものであつた。次で湯地彦二が課長に就任した。

同年二月家畜市場法案が代議士門馬尙經、森田俊佐久、河合萬五郎、木村彗丸、望月瀧三等により立案、三月に衆議院に提出されたが、各所の馬市牛市に及ぼす影響が考慮されて通過に至らず、翌四十三年に漸く結實することとなつた。

同四十一年四月、日本帝國ジェルシー種牛協會が設置されたが、これは帝國內のジェルシー種牛の改良發達を計るのが目的であつた。その役員の顔觸れは理事長獸醫學博士津野慶太郎、理事角倉賀道、阪川霽、岩波六郎、石崎芳吉、勝島仙之介、田中 宏、西川勝藏、仁田直、望月瀧三等であつた。

同四十三年獸疫豫防法中改正法律案が森田代議士によつて衆議院に提出された。右は第六回全國畜牛大會（大日本畜牛改良同盟會主催）の決議により、處分家畜に對する手當金の増額を期せんとしたものであつた。此前年には第五回全國畜牛家大會の決議に基いて牛疫牛撲殺の勵行を難じ且つ撲殺牛に對する手當金増額に就いての陳情書が

政府へ提出されてゐる。(3)

同四十年から四十四年頃の獸醫數は免許狀所有者四三五〇名、假免許狀所有者五九〇名であつた。

同四十五年家畜共濟事業としての牛馬講の數は全國を通じ約五〇に及んだ。明治三十八年當時二〇箇所に過ぎなかつたのから見て大なる進歩である。

2. 獸疫調査所と獸疫血清製造所の新設

同四十三年大日本畜牛改良同盟會幹事長和田該輔以下六名は、全國畜牛家大會の決議に基き、大藏、農商務兩大臣に請願し、牛疫血清製造所擴張の希望を述べた。

當時政府は牛疫豫防の第一線を支那と朝鮮の國境に進め且つ免疫血清製造量の増加によつて之を朝鮮に支給しやうと計畫を立ててゐた際で、獸疫調査所長時重初熊に命じ準備を進め、遂に朝鮮釜山府外岩南洞に農商務省牛疫血清製造所を新設するに至つた。

同四十四年四月には牛疫血清製造所官制が發布され初代所長として望月瀧三が任命された。(4)

同四十三年四月獸疫調査所は獸疫研究室から昇格し、農務局の一分課として誕生し、初代所長には前記時重初熊が任命されたのである。當時の職員は時重所長の外、右田百太郎技師、蠣崎千晴、田中正一、奥田金松の各技手、伊與部太吉、安藤豊、細田範次郎、加藤光澄の各雇員、仁田直、相馬伍郎、鈴木庫三郎、山田勝一の各囑託等であ

つた。

3. 朝鮮に於ける檢疫所新設

釜山移出牛檢疫所は明治四十二年八月に創設されたが、これは牛疫が朝鮮から内地に侵入する虞れあるに對し、一方的の内地檢疫を更に嚴重ならしめるべく二重檢疫制度を採るに至つたためである。即ち日韓兩國打合せにより從來内地に行はれた二〇日間の繋留を二分し、航海日數を二日と見做し、輸出港で九日、輸入港で九日としたわけである。當時同檢疫所は韓國農商工部に直屬し、所長代理農商工部技師原島善之助が事務を所管したのであつた。

(5)

三四、明治四十一—四十五年の獸醫書

明治四十一年農商務省農務局から「第二次獸疫調査報告」が出版された。同書には緒言として農務局の名を以て獸疫調査所に於ける事業は獸疫の調査及ツベルクリン、免疫血清、豫防接種液等の研究に従事しあるを述べてあるが、當時の所員は時重初熊、仁田直、讚井勝毅、黒川浪江、中田 醇、蠣崎千晴、其の他數人、之に小使其他を合し全員約二五名位であつた。而して同書には仁田直が『炭疽豫防接種』を述べ、

『バストール法に従ひて余が製造せる第一液及び第二液はバストール第一苗及び第二苗に相當し第二液は同氏の

第二苗に比し稍々強力なる如くで、之を余は第三液と稱することとした。綿羊、犢牛及び馬共に余が製造せる第一液及び第二液の注射に耐へ、強毒注射の結果綿羊及び犢牛に於ては明かに免疫性の發生を證明し、馬に於ても亦免疫性の發生したのを認める。と云つてゐる。又、時重初熊、中田 醇、蠣崎千晴は『鼻疽診断に關する調査』に關して報じてゐる。

同四十二年農務局は「第三次獸疫調査報告」を出版した。同書には仁田直、蠣崎千晴、奥田金松の『家禽虎列刺豫防法』、仁田直の『炭疽芽胞接種法』、蠣崎千晴の『大分縣直入郡の炭疽豫防接種成績』、仁田直、原口邑志の『炭疽免疫血清の效力檢定法』、蠣崎千晴の『明治三十九年埼玉縣下の豚疫調査』、仁田直、奥田金松の『明治四十年福島縣下の豚病調査』等の記事がある。最後の豚病は豚コレラと決定されたものである。その他仁田直の『馬の傳染性瘰癧菌の二、三消毒薬に對する抵抗力』、『畜牛結核病豫防試驗成績』等が載せられてゐる。

同四十一年には陸軍獸醫學校から「陸軍病馬看護法」が出版され、又、陸軍一等獸醫佐々木富彌は「家畜臨床診斷學上卷」を、熊本縣阿蘇農業學校教諭杉本正篤は「家畜組織學」を、獸醫學士生駒藤太郎は「農業教育獸醫學教科書」を、又、西村獅子雄は「蹄病學」を著した。

同四十二年島根縣技師木暮瑛吉は「デボン牛種改良論」を、下總御料牧場育牛係前田辰雄は「實用育牛大鑑」を、大園榮之助は「酪農家の顧問」を、前群馬縣技師岩田 勇は「畜産學講習新書」を、阪東 武は「日本畜牛病論」を著した。

同四十三年日本殖産協會は「實驗乳獸牧畜法」を、伊藤清三は「裝蹄の友」を、石川縣立農學抄教諭青山新は「家畜外寄生動物學編」を、獸醫學士加藤雄千代は「新撰馬學」を著した。尙、此年には農務局から「第四次獸疫調査報告」が出版されてゐて、同書には奥田金松の『沖繩縣下に流行せる豚疫調査報告』及び「屠場に於ける豚コレラの一例」、瀧崎千晴の『宮城縣より送附の病豚材料』が記載されてゐる、その内の後者は二例の死豚を調査して、主要變狀は胃及び大腸粘膜の多發性壊死であり、豚コレラ屍體なることを認めたものである。

又、田中正一、加藤光澄は『クリンメル氏の結核豫防疫試驗成績』を發表し、クリンメル氏の結核豫防疫液は多少免疫性を有するが、自然傳染に抵抗し得るかは疑問であるとした。其他『牛疫調査』、『牛疫血清の應用』、『炭疽豫防疫射』等に關しても記載がある。

同四十四年陸軍一等獸醫青木信太郎は「馬の鑑定及び使役法」を、渡邊閑一郎は「家畜治療法典」を、金澤常勇は「牛馬取引便覽」を、陸軍三等獸醫原口邑志は「獸疫血清應用並豫防疫毒論」を、獸醫學博士今泉六郎は「純正畜産學講話」を、陸軍一等獸醫井野場柔次郎は「獸醫産科學」を、望月瀧三は「日本の産牛」を著した。

前記「日本の産牛」は大日本畜牛改良同盟會の發行になり、第一編に『産牛業の趨勢』を掲げ、明治三十二年から四十一年に至る十ヶ年に於て内國種々牝牛が一六八四頭から一三七八頭に漸減し雜種々牝牛が五三三頭から三二一五頭に漸増し、外國種々牝牛亦五七五頭から一二七九頭に増したことを表記し、四十一年當時に於ては種牝牛の種類が次の如くであつたと表示してある。

内國種

ホルスタイン種

エヤーシャー種

ジャージー種

ブラウンスキツス種

シムメンタール種

デアオン種

短角種

ヘレフォード種

フレンチカナデアン種

ガーンジー種

朝鮮種

其他

ホルスタイン雜種

エヤーシャー雜種

ジャージー雜種

シムメンタール雜種

短角雜種

一三七八(頭)

五一三

四三三

二〇

一三八

三〇

三九

七〇

六

一

二

二一

六

一四一五

五二五

八

一四一

一四二

明治末期篇

デボン種

三〇三

ブラウンスキツス種

一九四

ガーンジー種

一

其他

四八五

而して當時漸増してゐるのはホルスタイン種、エアシア種であり、殊にホルスタイン種は急劇な増加をしてゐること、シムメンタール種及びブラウンスキツス種とその雑種の増加、短角、デボン種種の増加等も注目すべきである。又、第二編は『産牛經濟』を、第三編は『産牛共進會』について記載してあるが、書中に於ける各地産牛業の趨勢の如きは誠に得難い好文獻と考へられる。

同四十五年「第五次獸疫調査報告書」が出版されたが、之には先づ田中正一の『畜牛ピロプラズマの調査』がある。即ち田中は小形ピロプラズマが往々畜牛を貧血、栄養不良に陥れ決して無害と断定し得ない事、而して之は本邦各地、朝鮮、臺灣等に蔓延せる事を述べ、又、大形ピロプラズマはテキサス熱の原虫 (*Prionasoma bigeminum*) に酷似し、壯牛は壁風附着後一二日で發症し、血中に同寄生體を見ることが、恢復せる犢牛は病血の皮下接種に抵抗すること等を述べてゐる。又、田中正一、加藤光澄は「家禽結核」を記し、數年前に時重博士の發見したのは輸入鶏からで、本邦では未だ本病を見ない、しかし今や洋種多くなり本病蔓延の恐れが多いことを發表してゐる。次は右田百太郎、蠣崎千晴、奥田金松の『豚コレラの調査』、奥田金松の『豚の化膿菌』等で、後者は宮崎縣で發見した

病豚から微細桿菌を分離し豚の悪性化膿桿菌 (*Bacillus pyogenes suis malignus*) の名稱を附したものである。

又、蠣崎千晴、奥田金松の『豚ロース血清製造試験』、仁田直、奥田金松、原口呂志の『馬、豚、山羊の炭疽豫防注射』、原口呂志の『鹿兒島産骨粉中炭疽菌の有無』、同じく『炭疽の血清診断法』、鈴木庫三郎の『蠅類の驅除薬フライキラー』、近藤九一、古川國彦の『獸肉鑑別上沈澱血清の應用竝に販賣肉検査成績』、右田百太郎、相馬伍郎、鈴木庫三郎の『牛疫の一、二試験』、右田百太郎、蠣崎千晴、奥田金松の『腺疫豫防液注射成績』等が順次掲げられてあり、最後に奥田金松、加藤光澄の『水牛の屍體より分離せる一種の出血性敗血症』即ち臺灣の水牛屍體から短厚の桿狀菌を得て之は所謂出血性敗血症に屬するものであると認めた報告が載せてある。

同年陸軍二等獸醫谷口幸二は「牧手牧夫心得草」を、農商務省農務局は「第二次牛疫調査」を出版した、後者は明治二十七年から同四十三年までの牛疫を、各府縣別に調査したもので、卷頭には各年に於ける牛疫の發生系統を圖示し、最後に『時重初熊の韓國牛疫竝に獸疫に關する事項調査復命書』を登載してある。

著者 文 献

- (1) 馬政局 明治四十四年度臨時馬疫調査委員會記事(2) 馬政局 明治四十五年、大正元年度臨時馬疫調査委員會記事
- (3) 日本畜牛雜誌第五二號
- (4) 望月瀧三 官界三十有三年
- (5) 山脇圭吉 日本帝國家畜傳染病豫防史(明治篇)

其他文中に記載す。

〔附記〕

本稿は明治末期を以て一先づ筆を擱くことゝした。即ち大正時代以後は餘りに記憶が新しいが爲である。依て大正、昭和篇は他日續稿を發表する豫定で材料を整備してゐることを一言して置きたい。尙、本書出版に當つては永井玉木氏の御援助を深く感謝する。

尙又、本稿は應用獸醫學雜誌第八—一四年（昭和十一—十六年）『日本獸醫史並に獸醫學史』並に同誌第十五—十六年（昭和十七年）『古代より徳川末期に至る獸醫書の研究』に發表したものである。

（昭和十九年初春）